

第5回自然環境保全基礎調査
海辺調査
総合報告書

1998年3月

環境庁 自然保護局

はじめに

本報告書は、第5回自然環境保全基礎調査の一環として行われた「海辺調査」についての結果をとりまとめたものである。

本調査は、海辺調査の一環として平成7・8年度に、環境庁より関係都道府県に対して委託調査実施された浅海域分布調査、海辺環境調査（浅海域環境調査、海辺利用・法指定等状況調査、海岸改変状況調査）、海辺生物調査の結果を総合的にとりまとめ、我が国の海岸域の分布と特性等を把握することを目的としている。

また、本報告書で集計された資料は「データ編」として別冊にとりまとめており、都道府県、海区・海域別、自然公園別等の数値を把握することができる。

なお、この調査は、環境庁自然保護局からの請負によりアジア航測株式会社が実施したものである。

本調査の成果は、近年特に注目されている海岸域における自然環境保全の基礎資料として関係各方面で有効に活用されることを期待する。

平成10年3月
環境庁自然保護局

目 次

はじめに	
I. 調査目的	1
II. 調査内容	2
1. 調査概要	2
2. 調査対象地域	2
3. 調査期間	3
4. 用語の定義	3
4.1 深さの基準	3
4.2 用語の定義	3
4.3 調査範囲	4
5. 基本的情報項目	5
6. 調査方法	9
6.1 浅海域分布調査	9
6.2 海辺環境調査	9
1) 浅海域環境調査	9
2) 海辺利用・法指定等状況調査	10
3) 海岸改変状況調査	15
4) 海辺環境総合解析	20
6.3 海辺生物調査	21
III. 調査結果	22
1. 浅海域分布調査	22
1.1 全 国	22
1.2 都道府県	22
1.3 海区・海域	22
1) 海 区	22
2) 海 域	23
2. 海辺環境調査	28
2.1 浅海域環境調査	28
1) 地形条件(干潟)	28
(1) 全 国	28
(2) 都道府県	29

(3) 海区・海域	29
2) 生物相条件	43
(1) 藻場(浅海域内)	43
(2) 造礁サンゴ(浅海域内)	44
(3) マングローブ林	46
2.2 海辺利用・法指定等状況調査	57
1) 港湾・漁港区域の海岸延長	57
(1) 全国	57
(2) 都道府県	57
(3) 海区・海域	58
2) 海岸保全区域の海岸延長	63
(1) 全国	63
(2) 都道府県	63
(3) 海区・海域	63
3) 自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長	69
(1) 全国	69
(2) 都道府県	70
(3) 海区・海域	72
4) 鳥獣保護区の海岸延長	96
(1) 全国	96
(2) 都道府県	96
(3) 海区・海域	96
5) 史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	102
(1) 全国	102
(2) 都道府県	102
(3) 海区・海域	103
6) 海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	108
(1) 全国	108
(2) 都道府県	108
(3) 海区・海域	109
7) その他特記すべき地域の海岸延長	114
(1) 全国	114
(2) 都道府県	114
(3) 海区・海域	114

2.3 海岸改変状況調査	120
1) 海岸の現況	120
(1) 全 国	120
(2) 都道府県	126
(3) 海区・海域	138
(4) 自然公園及び自然環境保全地域	158
2) 海岸の経年変化	170
(1) 全 国	170
(2) 都道府県	176
(3) 海区・海域	185
(4) 自然公園及び自然環境保全地域	194
2.4 海辺環境総合解析	203
1) 自然公園及び自然環境保全地域と浅海域環境	203
(1) 地形条件(干潟)	203
(2) 生物相条件	210
2) 自然公園及び自然環境保全地域と海辺利用・法指定等状況	224
(1) 鳥獣保護区	224
(2) 史跡・名勝・天然記念物	225
(3) 海洋性レクリエーションエリア	227
3) 浅海域環境と海辺利用・法指定等状況	235
(1) 地形条件(干潟)	235
(2) 生物相条件	236
4) 浅海域環境と海岸(汀線)区分	251
(1) 地形条件(干潟)	251
(2) 生物相条件	251
3. 海辺生物調査	259
IV. 今後の課題	260

参考資料

- ・「第5回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査（民間団体委託分）」
(1994 環境庁自然保護局)
- ・「第5回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査」
(1995 環境庁自然保護局)
- ・「(別冊) 第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査 コード一覧等」
(環境庁自然保護局)

別冊データ編

- I. 浅海域分布調査
- II. 海辺環境調査
- III. 海辺生物調査

以 上

図 表 目 次

II. 調査内容

4. 用語の定義

4.2 用語の定義

図Ⅱ-4-1 用語の定義	4
--------------	---

5. 基本的情報項目

表Ⅱ-5-1 基本的な情報項目一覧表	5
--------------------	---

表Ⅱ-5-2 都道府県コード一覧表(海岸のある都道府県のみ)	6
--------------------------------	---

表Ⅱ-5-3 海区・海域区分コード一覧表	7
----------------------	---

図Ⅱ-5-1 海区・海域区分図	8
-----------------	---

6. 調査方法

6.2 海辺環境調査

表Ⅱ-6-1 地形条件(干潟)の区分	9
--------------------	---

表Ⅱ-6-2 生物相条件の区分	10
-----------------	----

表Ⅱ-6-3 港湾法及び漁港法にもとづく港湾・漁港区域の区分	11
--------------------------------	----

表Ⅱ-6-4 海岸法にもとづく海岸保全区域の区分	11
--------------------------	----

表Ⅱ-6-5 自然公園法及び自然環境保全法にもとづく 自然公園及び自然環境保全地域(海岸のある保全地域のみ)	12
---	----

表Ⅱ-6-6 地種区分	13
-------------	----

表Ⅱ-6-7 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律にもとづく鳥獣保護区の区分	13
-----------------------------------	----

表Ⅱ-6-8 文化財保護法にもとづく史跡・名勝・天然記念物の区分	14
----------------------------------	----

表Ⅱ-6-9 海洋性レクリエーションエリアの区分	14
--------------------------	----

表Ⅱ-6-10 海岸陸域の土地利用区分	15
---------------------	----

表Ⅱ-6-11 その他特記すべき地域の区分	15
-----------------------	----

表Ⅱ-6-12 海岸・海岸陸域区分表	17
--------------------	----

図Ⅱ-6-1 自然海岸・半自然海岸・人工海岸の概念	18
---------------------------	----

表Ⅱ-6-13 海辺環境クロス集計項目	20
---------------------	----

III. 調査結果

1. 浅海域分布調査

1.1 全 国

表Ⅲ-1-1 全国の浅海域面積	22
-----------------	----

1.2 都道府県

図Ⅲ-1-1 都道府県別浅海域面積	24
-------------------	----

1.3 海区・海域

図Ⅲ－１－２	海區別浅海域面積	25
図Ⅲ－１－３	海域別浅海域面積	26

2. 海辺環境調査

2.1 浅海域環境調査

表Ⅲ－２－１	全国の干潟面積	28
図Ⅲ－２－１	都道府県別干潟面積(浅海域内・外)	31
図Ⅲ－２－２	都道府県別干潟面積(浅海域内)	32
図Ⅲ－２－３	都道府県別干潟面積(浅海域外)	33
図Ⅲ－２－４	海區別干潟面積(浅海域内・外)	34
図Ⅲ－２－５	海區別干潟面積(浅海域内)	35
図Ⅲ－２－６	海區別干潟面積(浅海域外)	36
図Ⅲ－２－７	海域別干潟面積(浅海域内・外)	37
図Ⅲ－２－８	海域別干潟面積(浅海域内)	39
図Ⅲ－２－９	海域別干潟面積(浅海域外)	41
表Ⅲ－２－２	全国の藻場面積	43
表Ⅲ－２－３	全国の造礁サンゴ面積	45
表Ⅲ－２－４	全国のマングローブ林面積(浅海域内・外)	47
表Ⅲ－２－５	都道府県別マングローブ林面積(浅海域内・外)	47
図Ⅲ－２－１０	都道府県別藻場面積	49
図Ⅲ－２－１１	海區別藻場面積	50
図Ⅲ－２－１２	海域別藻場面積	51
図Ⅲ－２－１３	都道府県別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)	53
図Ⅲ－２－１４	都道府県別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)	53
図Ⅲ－２－１５	海區別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)	54
図Ⅲ－２－１６	海區別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)	54
図Ⅲ－２－１７	海域別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)	55
図Ⅲ－２－１８	海域別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)	55
図Ⅲ－２－１９	海域別マングローブ林面積(浅海域内・外)	56

2.2 海辺利用・法指定等状況調査

表Ⅲ－２－６	港湾法及び漁港法にもとづく全国の港湾・漁港区域の 海岸延長	57
図Ⅲ－２－２０	都道府県別港湾・漁港区域の海岸延長	59

図Ⅲ－２－２１	海区別港湾・漁港区域の海岸延長	60
図Ⅲ－２－２２	海域別港湾・漁港区域の海岸延長	61
表Ⅲ－２－７	海岸法にもとづく全国の海岸保全区域の海岸延長	63
図Ⅲ－２－２３	都道府県別海岸保全区域の海岸延長	65
図Ⅲ－２－２４	海区別海岸保全区域の海岸延長	66
図Ⅲ－２－２５	海域別海岸保全区域の海岸延長	67
表Ⅲ－２－８	自然公園法及び自然環境保全法にもとづく全国の自然公園 及び自然環境保全地域の地種区分別海岸延長	70
図Ⅲ－２－２６	都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長	76
図Ⅲ－２－２７	都道府県別国立公園の地種区分別海岸延長	77
図Ⅲ－２－２８	都道府県別国定公園の地種区分別海岸延長	78
図Ⅲ－２－２９	都道府県別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長	79
図Ⅲ－２－３０	都道府県別都道府県自然環境保全地域の 地種区分別海岸延長	80
図Ⅲ－２－３１	海区別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長	81
図Ⅲ－２－３２	海区別国立公園の地種区分別海岸延長	82
図Ⅲ－２－３３	海区別国定公園の地種区分別海岸延長	83
図Ⅲ－２－３４	海区別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長	84
図Ⅲ－２－３５	海区別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長	85
図Ⅲ－２－３６	海域別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長	86
図Ⅲ－２－３７	海域別国立公園の地種区分別海岸延長	88
図Ⅲ－２－３８	海域別国定公園の地種区分別海岸延長	90
図Ⅲ－２－３９	海域別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長	92
図Ⅲ－２－４０	海域別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長	94
表Ⅲ－２－９	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律にもとづく 全国の鳥獣保護区の海岸延長	96
図Ⅲ－２－４１	都道府県別鳥獣保護区の海岸延長	98
図Ⅲ－２－４２	海区別鳥獣保護区の海岸延長	99
図Ⅲ－２－４３	海域別鳥獣保護区の海岸延長	100
表Ⅲ－２－１０	文化財保護法にもとづく全国の史跡・名勝・天然記念物の 海岸延長	102
図Ⅲ－２－４４	都道府県別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	104
図Ⅲ－２－４５	海区別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	105
図Ⅲ－２－４６	海域別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	106

表Ⅲ－２－１１	全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	108
図Ⅲ－２－４７	都道府県別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	110
図Ⅲ－２－４８	海区別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	111
図Ⅲ－２－４９	海域別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	112
表Ⅲ－２－１２	全国のその他特記すべき地域の海岸延長	114
図Ⅲ－２－５０	都道府県別その他特記すべき地域の海岸延長	116
図Ⅲ－２－５１	海区別その他特記すべき地域の海岸延長	117
図Ⅲ－２－５２	海域別その他特記すべき地域の海岸延長	118

2.3 海岸改変状況調査

表Ⅲ－２－１３	全国の海岸(汀線)区分別延長と構成比	120
図Ⅲ－２－５３	海岸(汀線)区分別延長と構成比	122
図Ⅲ－２－５４	自然海岸区分別延長と構成比	123
図Ⅲ－２－５５	半自然海岸区分別延長と構成比	124
図Ⅲ－２－５６	人工海岸区分別延長と構成比	125
表Ⅲ－２－１４	自然海岸(砂浜)延長の長い市町村(上位10位)	128
図Ⅲ－２－５７	都道府県別海岸(汀線)区分別延長	129
図Ⅲ－２－５８	都道府県別海岸(汀線)区分別延長の構成比	130
図Ⅲ－２－５９	都道府県別自然海岸区分別延長	131
図Ⅲ－２－６０	都道府県別自然海岸延長と構成比	132
図Ⅲ－２－６１	都道府県別半自然海岸区分別延長	133
図Ⅲ－２－６２	都道府県別半自然海岸延長と構成比	134
図Ⅲ－２－６３	都道府県別人工海岸区分別延長	135
図Ⅲ－２－６４	都道府県別人工海岸延長と構成比	136
図Ⅲ－２－６５	自然海岸延長の長い市町村(上位30位)	137
表Ⅲ－２－１５	海区別海岸(汀線)区分別延長と構成比	141
図Ⅲ－２－６６	海区別海岸(汀線)区分別構成比	141
図Ⅲ－２－６７	海域別海岸(汀線)区分別延長	142
図Ⅲ－２－６８	海域別海岸(汀線)区分別延長の構成比	144
図Ⅲ－２－６９	海域別自然海岸区分別延長	146
図Ⅲ－２－７０	海域別自然海岸延長と構成比	148
図Ⅲ－２－７１	海域別半自然海岸区分別延長	150
図Ⅲ－２－７２	海域別半自然海岸延長と構成比	152
図Ⅲ－２－７３	海域別人工海岸区分別延長	154
図Ⅲ－２－７４	海域別人工海岸延長と構成比	156

表Ⅲ－２－１６	自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長	……	159
図Ⅲ－２－７５	自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長が 全国の海岸延長に占める割合	……	162
図Ⅲ－２－７６	自然公園及び自然環境保全地域の 海岸(汀線)区分別延長と構成比	……	163
図Ⅲ－２－７７	自然公園及び自然環境保全地域の 地種区分別海岸延長と構成比	……	164
図Ⅲ－２－７８	国立公園別自然海岸延長と構成比	……	165
図Ⅲ－２－７９	国定公園別自然海岸延長と構成比	……	166
図Ⅲ－２－８０	都道府県立自然公園別自然海岸延長と構成比	……	167
図Ⅲ－２－８１	都道府県自然環境保全地域別自然海岸延長と構成比	……	169
表Ⅲ－２－１７	海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	173
図Ⅲ－２－８２	海岸(汀線)区分別延長の比較	……	174
図Ⅲ－２－８３	第４回海岸(汀線)区分別延長と 第５回海岸(汀線)区分別延長の比較	……	175
図Ⅲ－２－８４	都道府県別自然海岸延長の経年変化	……	179
図Ⅲ－２－８５	都道府県別自然海岸延長の経年変化(本土域)	……	180
図Ⅲ－２－８６	都道府県別自然海岸延長の経年変化(島しょ域)	……	181
図Ⅲ－２－８７	都道府県別人工海岸延長の経年変化	……	182
図Ⅲ－２－８８	都道府県別人工海岸延長の経年変化(本土域)	……	183
図Ⅲ－２－８９	都道府県別人工海岸延長の経年変化(島しょ域)	……	184
表Ⅲ－２－１８	海区别海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	185
図Ⅲ－２－９０	海区别自然海岸延長の経年変化	……	188
図Ⅲ－２－９１	海区别人工海岸延長の経年変化	……	189
図Ⅲ－２－９２	海域別自然海岸延長の経年変化	……	190
図Ⅲ－２－９３	海域别人工海岸延長の経年変化	……	192
表Ⅲ－２－１９	自然公園の海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	198
表Ⅲ－２－２０	自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	199
図Ⅲ－２－９４	自然公園及び自然環境保全地域の 海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	200
図Ⅲ－２－９５	国立公園別海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	201
図Ⅲ－２－９６	国定公園別海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	202
2.4 海辺環境総合解析			
表Ⅲ－２－２１	全国の自然公園及び自然環境保全地域の干潟延長	……	203

図Ⅲ－２－97	自然公園及び自然環境保全地域地種区分別干潟延長	205
図Ⅲ－２－98	都道府県別国立公園の干潟延長	206
図Ⅲ－２－99	都道府県別国定公園の干潟延長	207
図Ⅲ－２－100	都道府県別都道府県立自然公園の干潟延長	208
図Ⅲ－２－101	都道府県別都道府県自然環境保全地域の干潟延長	209
表Ⅲ－２－22	全国の自然公園及び自然環境保全地域の藻場延長	210
表Ⅲ－２－23	全国の自然公園及び自然環境保全地域の造礁サンゴ延長	212
図Ⅲ－２－102	自然公園及び自然環境保全地域地種区分別藻場延長	214
図Ⅲ－２－103	都道府県別国立公園の藻場延長	215
図Ⅲ－２－104	都道府県別国定公園の藻場延長	216
図Ⅲ－２－105	都道府県別都道府県立自然公園の藻場延長	217
図Ⅲ－２－106	都道府県別都道府県自然環境保全地域の藻場延長	218
図Ⅲ－２－107	自然公園及び自然環境保全地域地種区分別造礁サンゴ延長	219
図Ⅲ－２－108	都道府県別国立公園の造礁サンゴ延長	220
図Ⅲ－２－109	都道府県別国定公園の造礁サンゴ延長	221
図Ⅲ－２－110	都道府県別都道府県立自然公園の造礁サンゴ延長	222
図Ⅲ－２－111	都道府県別都道府県自然環境保全地域の造礁サンゴ延長	223
表Ⅲ－２－24	全国の自然公園及び自然環境保全地域の 鳥獣保護区の海岸延長	224
表Ⅲ－２－25	全国の自然公園及び自然環境保全地域の 史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	226
表Ⅲ－２－26	全国の自然公園及び自然環境保全地域の 海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	227
図Ⅲ－２－112	自然公園及び自然環境保全地域地種区分別 鳥獣保護区の海岸延長	229
図Ⅲ－２－113	都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の 鳥獣保護区の海岸延長	230
図Ⅲ－２－114	自然公園及び自然環境保全地域地種区分別 史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	231
図Ⅲ－２－115	都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の 史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	232
図Ⅲ－２－116	自然公園及び自然環境保全地域地種区分別 海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	233

図Ⅲ－２－117	都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の 海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	234
図Ⅲ－２－118	全国の海岸保全区域の干潟延長	239
図Ⅲ－２－119	都道府県別海岸保全区域の干潟延長	240
図Ⅲ－２－120	全国の鳥獣保護区の干潟延長	241
図Ⅲ－２－121	都道府県別鳥獣保護区の干潟延長	242
図Ⅲ－２－122	全国の海岸保全区域の藻場延長	243
図Ⅲ－２－123	都道府県別海岸保全区域の藻場延長	244
図Ⅲ－２－124	全国の鳥獣保護区の藻場延長	245
図Ⅲ－２－125	都道府県別鳥獣保護区の藻場延長	246
図Ⅲ－２－126	全国の海岸保全区域の造礁サンゴ延長	247
図Ⅲ－２－127	都道府県別海岸保全区域の造礁サンゴ延長	248
図Ⅲ－２－128	全国の鳥獣保護区の造礁サンゴ延長	249
図Ⅲ－２－129	都道府県別鳥獣保護区の造礁サンゴ延長	250
図Ⅲ－２－130	全国の海岸(汀線)区分別干潟延長	253
図Ⅲ－２－131	都道府県別海岸(汀線)区分別干潟延長	254
図Ⅲ－２－132	全国の海岸(汀線)区分別藻場延長	255
図Ⅲ－２－133	都道府県別海岸(汀線)区分別藻場延長	256
図Ⅲ－２－134	全国の海岸(汀線)区分別造礁サンゴ延長	257
図Ⅲ－２－135	都道府県別海岸(汀線)区分別造礁サンゴ延長	258

以 上

I. 調査目的

本調査は、第5回自然環境保全基礎調査海辺調査の一環として平成7・8年度に実施された「浅海域分布調査」、「海辺環境調査」（浅海域環境調査、海辺利用・法指定等状況調査、海岸改変状況調査）、「海辺生物調査」の結果を総合的にとりまとめ、わが国の海岸域の分布と特性等を把握することを目的とする。

II. 調査内容

1. 調査概要

調査は、「第5回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査(民間団体委託分)」(1994 環境庁自然保護局)、「第5回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査」(1995 環境庁自然保護局)にもとづいて実施した。

海辺調査は、以下3つの調査から構成されており、これらの調査結果をとりまとめで海辺調査総合報告書を作成した。

① 浅海域分布調査

海辺における浅海域の分布状況を把握した。

② 海辺環境調査

全国の海辺に関する以下の調査を実施し、海辺環境を把握した。

・浅海域環境調査

浅海域の環境条件の分布及び特性を把握した。

ただし、兵庫県では震災のため調査を実施できず、また徳島県についても調査は実施されなかった。

・海辺利用・法指定等状況調査

海辺利用、法指定等の状況を把握した。

兵庫県では、震災のため調査を実施できなかった。

徳島県は、自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長のみ調査を実施した。

・海岸改変状況調査

海岸改変状況を把握した。

兵庫県では、震災のため調査を実施できなかった。

③ 海辺生物調査

海岸域の生物について、生息状況を調査した。

2. 調査対象地域

調査対象とした海岸線は、第3回及び第4回自然環境保全基礎調査海岸調査で対象とした海岸線である。これは「全国海岸域現況調査」(建設省 昭和50年度(1975年度))の「海岸区分計測図」に表示されている海岸線で、北方領土を除く短径100m以上の島を含む全国の海岸線を対象としている。

3. 調査期間

調査期間は、以下のとおりである。

平成8年度調査 平成8年10月15日～平成9年3月31日

平成9年度調査 平成9年11月17日～平成10年3月31日

4. 用語の定義

4.1 深さの基準

深さの基準は、海上保安庁水路部刊行の海図と同様に、基本水準面（略最低低潮面 Nearly Lowest Low Water Level : NLLWL）を0mとした。

4.2 用語の定義

海辺調査において使用する用語の定義は、以下のとおりとした。（図Ⅱ-4-1参照）

① 海 辺

水深10mを下限とし、後背する陸域の通常大波の限界線より陸域側へ100mの線を上限とする範囲。

② 高潮線

略最高高潮面（Nearly Highest High Water Level : NHHWL）における水陸の境界線。国土地理院発行の地形図に描かれている海岸線。

③ 低潮線

略最低低潮面（NLLWL 基本水準面）における水陸の境界線。

④ 浅海域

海辺のうち、水深10mを下限とし、高潮線を上限とする範囲。
後述の海辺中部と海辺下部を合わせた区域。

⑤ 海辺上部

海辺のうち、高潮線より陸側の区域。

⑥ 海辺中部

海辺のうち、高潮線と低潮線で挟まれた区域（いわゆる「潮間帯」）。

⑦ 海辺下部

海辺のうち、低潮線と水深10mの等深線で挟まれた区域。

⑧ 海岸（汀線）

低潮線と通常大波の限界線に挟まれた範囲。

⑨ 海岸陸域

通常大波の限界線より陸側100mまでの範囲。

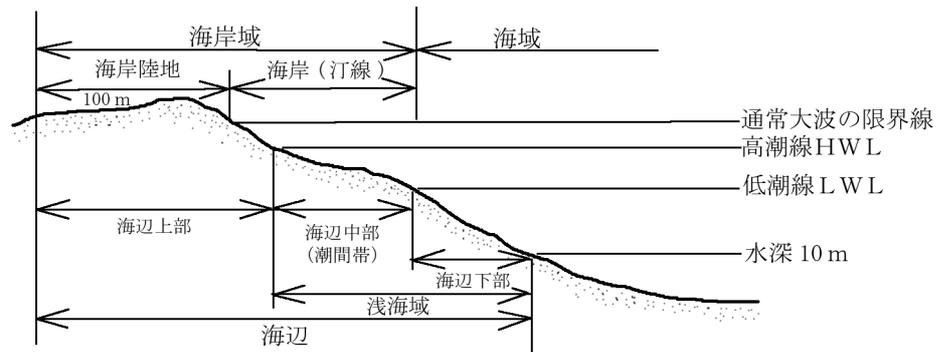
⑩ 海岸域

海岸及び海岸陸域の範囲。

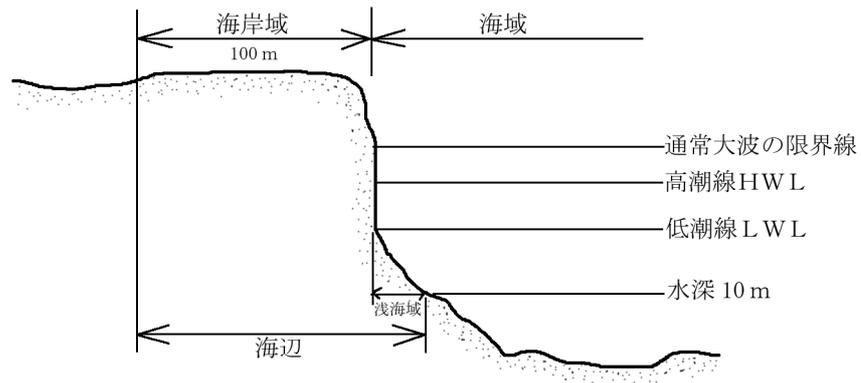
① 海域

低潮線より沖側の範囲。

・砂浜海岸の場合



・海食崖の場合



図Ⅱ-4-1 用語の定義

4.3 調査範囲

原則として海辺の範囲とした。なお、河口部については、前述の海辺の定義に該当する部分は調査範囲とした。

5. 基本的情報項目

各調査における基本的な情報項目及び内容は、表Ⅱ－5－1に示すとおりとした。

表Ⅱ－5－1 基本的な情報項目一覧表

情報項目	内 容
都道府県コード	自治省の定めた JIS. C6260 にもとづき、都道府県別に北より南西方向に 01～47 に区分。対象都道府県は海岸のある 38 都道府県。 兵庫県は、阪神淡路大震災のため、調査していない。 (表Ⅱ－5－2)
地図番号	国土地理院発行の 1：25,000 地形図の一連番号。番号は原則として、北東より南、西の順。
島コード	本土（北海道、本州、四国、九州）とそれ以外の島しょ部に大別し、さらに都道府県別に概ね短径 100m 以上の島全てに付された 3 桁のコード。
行政コード	自治省の定めた JIS C6261 によるコード。
海区海域区分コード	全国を 8 海区に区分し、さらに各海区ごとに海域を定めた合計 91 のコード。 (表Ⅱ－5－3、図Ⅱ－5－1)
区間長	第 5 回海岸改変状況図（1：25,000）から計測区間単位に測定した海岸（汀線）の延長で、単位は m。

表Ⅱ－５－２ 都道府県コード一覧表（海岸のある都道府県のみ）

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
1	北海道	17	石川県	35	山口県
2	青森県	18	福井県	36	徳島県
3	岩手県	22	静岡県	37	香川県
4	宮城県	23	愛知県	38	愛媛県
5	秋田県	24	三重県	39	高知県
6	山形県	26	京都府	40	福岡県
7	福島県	27	大阪府	41	佐賀県
8	茨城県	28	兵庫県	42	長崎県
12	千葉県	30	和歌山県	43	熊本県
13	東京都	31	鳥取県	44	大分県
14	神奈川県	32	島根県	45	宮崎県
15	新潟県	33	岡山県	46	鹿児島県
16	富山県	34	広島県	47	沖縄県

表Ⅱ－５－３ 海区・海域区分コード一覧表

海区名	海域コード	海域名	海区名	海域コード	海域名	海区名	海域コード	海域名
北海道区	101	宗谷	太平洋 中区	404	島根	東シナ 海区	711	備讃瀬戸西
	102	網走		405	北長門		712	備讃瀬戸東
	103	根室		406	隠岐		713	播磨灘北
	104	釧路		407	竹島		714	播磨灘南
	105	十勝		501	房総		715	大阪湾北
	106	日高		502	東京湾		716	大阪湾南
	107	胆振		503	相模湾		717	紀伊水道西
	108	渡島		504	伊豆		718	紀伊水道東
	109	桧山		505	駿河湾		801	響灘
	110	後志		506	遠州灘		802	博多湾
	111	石狩		507	伊勢湾		803	唐津伊万里
	112	留萌		508	三河湾		804	大村湾
		113		国後択捉歯舞色丹	509		熊野灘	805
日本海 北区	201	青森	510	伊豆七島北	806	天草灘		
	202	秋田	511	伊豆七島南	807	有明海		
	203	山形	530	小笠原群島	808	八代海		
	204	新潟	550	火山列島	809	薩摩		
	205	佐渡	601	和歌山	810	鹿児島湾		
	206	富山湾	602	徳島	811	大隅		
	207	能登半島	603	土佐湾	812	対馬		
太平洋 北区	301	陸奥湾	604	日向灘	813	五島		
	302	津軽海峡	701	周防灘西	814	大隅諸島		
	303	下北半島東	702	周防灘東	820	トカラ列島		
	304	三陸海岸	703	伊予灘西	830	奄美諸島		
	305	宮城三陸海岸	704	別府湾	850	沖縄島		
	306	仙台湾	705	豊後水道	870	宮古列島		
	307	福島	706	伊予灘東	880	八重山列島		
	308	鹿島灘	707	広島湾	890	尖閣列島		
日本海 西区	401	若狭湾	708	安芸湾	895	大東諸島		
	402	兵庫	709	備後灘				
	403	鳥取	710	燧灘				

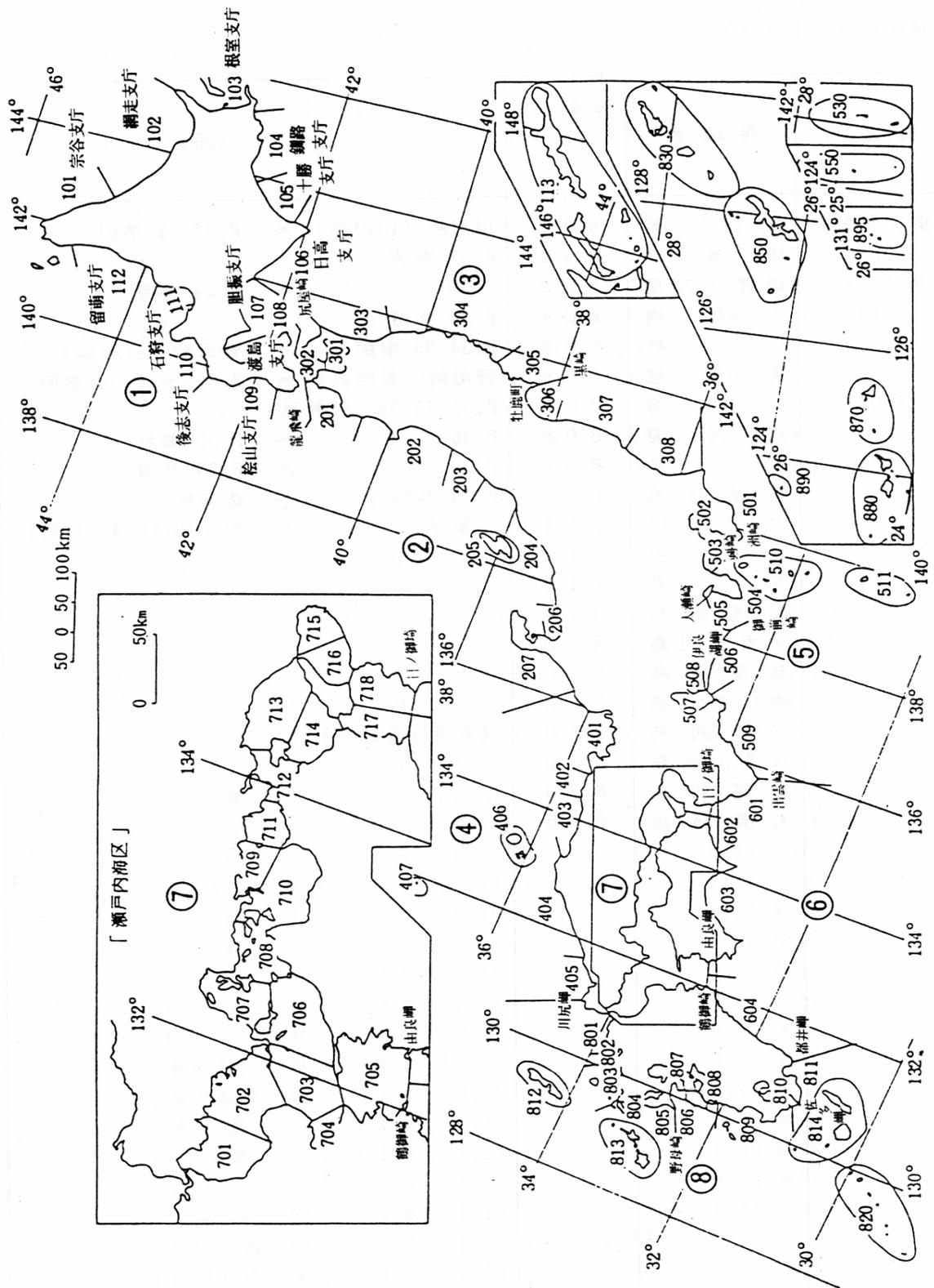


图 II - 5 - 1 海区·海域区分图

6. 調査方法

6.1 浅海域分布調査

沿岸の海の基本図、海図とともに、最新の海底地形・底質及び人工構築物等に関する資料を収集した。

なお、浅海域が分布しない場合は、第4回自然環境保全基礎調査海岸調査報告書との表現方法の統一を図るため、「0ha」、「0%」を「0.0ha」、「0.00%」と表示した。

6.2 海辺環境調査

第2回～第4回自然環境保全基礎調査海辺調査結果、海辺にかかる既存資料等を用いて、以下の3つの調査を実施し、浅海域環境調査、海辺利用・法指定等状況調査、海岸改変状況調査の結果をクロス集計して海辺環境を把握した。

なお、調査対象が分布しない場合は、第4回自然環境保全基礎調査海岸調査報告書と表現方法の統一を図るため、「0ha」、「0km」、「0%」を「0.0ha」、「0.00km」、「0.00%」と表示した。

1) 浅海域環境調査

浅海域の環境条件について、地形条件及び生物相条件の観点から調査した。

さらに、収集資料をもとに、浅海域の環境条件の分布及び特性を把握した。

地形条件は干潟及びその他の区域（表Ⅱ－6－1）、生物相条件は藻場、造礁サンゴ生息域、マングローブ林及びその他の区域（表Ⅱ－6－2）に区分し、各々の分布状況及び主な特性を把握した。

表Ⅱ－6－1 地形条件（干潟）の区分

コード	地形区分（干潟）
1	前 浜
2	河 口
3	潟 湖
4	人工干潟
5	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるものを含む。

表Ⅱ－6－2 生物相条件の区分

藻 場		造礁サンゴ		マングローブ林	
コード	種 類	コード	種 類	コード	種 類
1	アマモ場	1	枝 状	1	メヒルギ
2	ガラモ場	2	卓 状	2	オヒルギ
3	コンブ場	3	塊 状	3	ヤエヤマヒルギ
4	アラメ・カジメ場	4	被覆状	4	ヒルギモドキ
5	ワカメ場	5	葉 状	5	ヒルギダマシ
6	テングサ場	6	その他	6	マヤブシギ
7	アオサ・アオノリ場	7	不 明	7	ニッパヤシ
8	その他			8	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるものを含む。

2) 海辺利用・法指定等状況調査

収集資料をもとに、海辺利用、法指定等の状況を把握した。

調査項目は、港湾法及び漁港法にもとづく港湾・漁港区域（表Ⅱ－6－3）、海岸法にもとづく海岸保全区域（表Ⅱ－6－4）、自然公園法及び自然環境保全法にもとづく自然公園及び自然環境保全地域と地種区分（表Ⅱ－6－5、表Ⅱ－6－6）、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律にもとづく鳥獣保護区（表Ⅱ－6－7）、文化財保護法にもとづく史跡・名勝・天然記念物（表Ⅱ－6－8）、海洋性レクリエーションエリア（表Ⅱ－6－9）、海岸陸域の土地利用（表Ⅱ－6－10）、その他特記すべき地域（表Ⅱ－6－11）とした。

表Ⅱ－6－3 港湾法及び漁港法にもとづく
港湾・漁港区域の区分

項 目	コード	区 分
港 湾	1 1	特定重要港湾
	1 2	重要港湾
	1 3	地方港湾
	1 4	避難港
漁 港	2 1	第1種漁港
	2 2	第2種漁港
	2 3	第3種漁港
	2 4	特定第3種漁港
	2 5	第4種漁港
—	3 0	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるもの。

表Ⅱ－6－4 海岸法にもとづく海岸保全区域の区分

コード	所 管
1	建設省
2	運輸省
3	農林水産省構造改善局
4	水産庁
5	北海道
6	町
5	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるもの。

表Ⅱ－6－5 自然公園法及び自然環境保全法にもとづく自然公園及び自然環境保全地域
(海岸のある保全地域のみ)

国立公園	245	日豊海岸	2051	浜名湖	3251	阿久根	
コード	公園名	247	日南海岸	2052	日本平	3252	川内川流域
101	利尻礼文サロベツ	248	奄美群島	2054	御前崎遠州灘	3253	吹上浜
102	知床	249	沖縄海岸	2101	南知多	3254	坊野間
107	陸中海岸	250	沖縄戦跡	2102	渥美半島	3255	大隅南部
112	小笠原	251	南三陸金華山	2151	水郷	3258	甌島
113	富士箱根伊豆	252	日高山脈襟裳	2152	伊勢の海	3259	トカラ列島
117	伊勢志摩	255	暑寒別天売焼尻	2455	西有田	3301	久米島
118	吉野熊野	都道府県立自然公園	2456	白崎海岸	原生自然環境保全地域		
119	山陰海岸	コード	公園名	2457	煙樹海岸	コード	地域名
120	大山隠岐	1003	厚岸	2458	田辺南部海岸	301	南硫黄島
121	瀬戸内海	1004	檜山	2459	熊野枯木灘海岸	都道府県立自然環境保全地域	
122	足摺宇和海	1005	恵山	2501	三朝東郷湖	コード	地域名
124	雲仙天草	1007	野付風連	2503	西因幡	4002	静狩礼文華
125	西海	1009	北オホーツク	2557	浜田海岸	4006	落石岬
126	霧島屋久	1010	松前矢越	2705	西長門海岸	4007	ユルリ島
127	西表	1012	狩場茂津多	2754	大麻山	4303	仙台湾海浜
国定公園	1051	種差海岸階上岳	2856	佐多岬半島宇和海	5419	桃崎浜	
コード	公園名	1052	浅虫夏泊	2901	手結住吉	5601	唐島
201	網走	1151	松島	2905	横浪	6301	錦
202	ニセコ積丹小樽海岸	1156	気仙沼	2906	入野	6302	島勝浦
204	下北半島	1159	硯上山万石浦	2907	宿毛	7106	三隅海岸
205	津軽	1201	八森岩館	2910	須崎湾	7901	大島
206	男鹿	1251	庄内海浜	2911	興津	7904	沖ノ島
208	鳥海	1305	磐城海岸	2915	魚梁瀬	8104	末津島・前島
210	佐渡弥彦米山	1306	松川浦	2951	筑豊	8105	舅ヶ島・奈木崎海岸
212	水郷筑波	1307	勿来	3051	北松	8106	矢堅崎西海岸
213	南房総	1352	花園花貫	3052	西彼杵半島	8107	大瀬良東海岸
216	能登半島	1355	大洗	3053	野母半島	8108	高峰西海岸
217	越前加賀海岸	1552	九十九里	3054	大村湾	8109	津和崎海岸
223	三河湾	1651	真鶴半島	3056	島原半島	8111	妙見
225	若狭湾	1701	瀬波笹川流れ栗岩	3101	金峰山	8602	宇良部岳
236	北長門海岸	1703	久比岐	3102	三隅大矢野海辺	8603	比川地先
239	室戸阿南海岸	1704	親不知子不知	3103	芦北海岸	8604	東崎
242	玄海	1705	小佐渡	3151	国東半島	8605	田名の久葉山
243	壱岐対馬	1751	朝日	3152	豊後水道		

表Ⅱ－6－6 地種区分

地種区分なし		0		
地種区分	自然公園	国立公園	国定公園	都道府県立 自然公園
特別保護地区		1 1	2 1	—
特別地域（第1～3種及び地種未区分）		1 2	2 2	3 2
普通地域		1 3	2 3	3 3
海中公園地区		1 4	2 4	—
原生自然環境保全地域		4 1		
都道府県自然環境 保全地域	特別地区	6 2		
	特別地区に含まれない区域	6 3		

表Ⅱ－6－7 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
にもとづく鳥獣保護区の区分

項 目	コード	区 分
国 設	7 1	特別保護地区
	7 2	その他の区域
都道府県設	8 1	特別保護地区
	8 2	その他の区域
—	9 0	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるもの。

表Ⅱ－6－8 文化財保護法にもとづく

史跡・名勝・天然記念物の区分

項 目	コード	区 分
史 跡	9 1	国指定特別
	9 2	国指定
	9 3	都道府県指定
	9 4	市町村指定
名 勝	1 0 1	国指定特別
	1 0 2	国指定
	1 0 3	都道府県指定
	1 0 4	市町村指定
天然記念物	1 1 1	国指定特別
	1 1 2	国指定
	1 1 3	都道府県指定
	1 1 4	市町村指定
—	1 1 5	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるもの。

表Ⅱ－6－9 海洋性レクリエーションエリアの区分

コード	区 分
1	海水浴場
2	釣り場
3	潮干狩り
4	マリーナ
5	ダイビングスポット
6	ボードセイリング
7	ゲレンデ（水上バイク）
8	サーフィン
9	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるものを含む。

表Ⅱ－6－10 海岸陸域の土地利用区分

コード	区 分	区 分
1	自然地	樹林地、砂浜、断崖等の自然が人工によって著しく改変されないで自然の状態を保持している土地
2	農業地	水田、畑、牧野等の農業的な土地利用が行われている土地
3	市街地・工業地	上記以外の土地（但し、河口部を除く）
4	河口部	水部及び堤防内の陸部

表Ⅱ－6－11 その他特記すべき地域の区分

コード	区 分
1	生 物
2	地 形
3	祭 り
4	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるものを含む。

3) 海岸改変状況調査

海岸域の改変状況等について海岸・海岸陸域区分表（表Ⅱ－6－12）にもとづいて調査し、海岸改変状況図を作成した。なお、人工海岸については、本文中では以下のように略記した。

- ① 埋立によってできた海岸
 - ・直立護岸：埋立直立護岸
 - ・傾斜護岸：埋立傾斜護岸
- ② 干拓によってできた海岸
 - ・直立護岸：干拓直立護岸
 - ・傾斜護岸：干拓傾斜護岸
- ③ 上記以外の土木工事によってできた海岸
 - ・直立護岸：その他の直立護岸
 - ・傾斜護岸：その他の傾斜護岸

さらに、海岸改変状況図及び収集資料をもとに、海岸改変状況及び既存調査との比較による経年変化を把握し、海岸改変状況調査報告書を作成した。

また、経年変化把握のためのデータ集計にあたっては、以下のとおりとした。

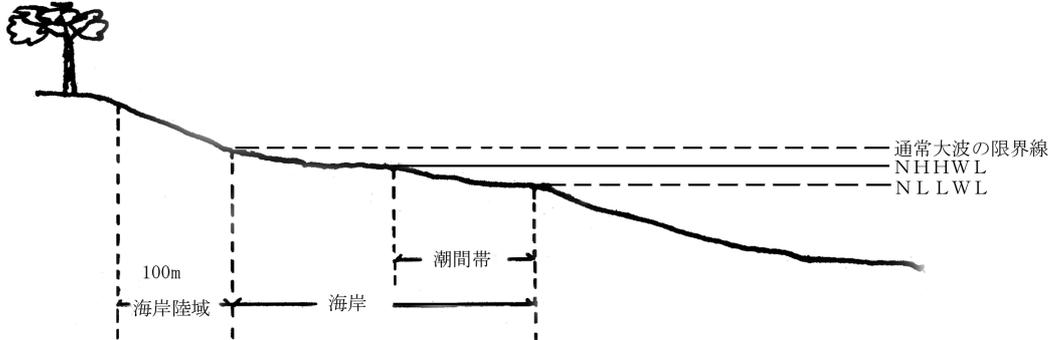
- ① 海岸（汀線）区分は、前回調査と合わせるため、以下のよう集約した。
 - ・自然海岸：本年度調査の「磯浜海岸」及び「磯浜海岸」は、これらを合わせて「磯浜海岸」とした。
 - ・半自然海岸：本年度調査の「磯浜海岸」及び「磯浜海岸」は、これらを合わせて「磯浜海岸」とした。
また、「人工構築物の前面には浜が発達していない」及び「人工海浜・人工干潟等」についても、これらを合わせて「人工構築物の前面には浜が発達していない」とした。
- ② 都道府県別島別海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、本年度未調査の兵庫県は除いた。
- ③ 海区别海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、本年度未調査の兵庫県を含む海区（日本海西区、瀬戸内海区）、1978年度未調査の海域を含む海区（太平洋中区、東シナ海区）は合計から除いた。
- ④ 海域別海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、本年度未調査の兵庫県を含む海域（兵庫、播磨灘北、播磨灘南、大阪湾北、大阪湾南、紀伊水道西、紀伊水道東）、1978年度未調査の海域（伊豆七島北、伊豆七島南、火山列島、尖閣列島、大東諸島）は合計から除いた。
- ⑤ 国立公園別海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、本年度未調査の兵庫県を含む国立公園（山陰海岸国立公園、瀬戸内海国立公園）は合計から除いた。
- ⑥ 国立公園別地種区分別海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、本年度未調査の兵庫県を含む国立公園（山陰海岸国立公園、瀬戸内海国立公園）は合計から除いた。
- ⑦ 都道府県立自然公園別地種区分別海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、1993年度未調査の都道府県立自然公園（西因幡、大麻山、筑豊）は合計から除いた。
- ⑧ 都道府県自然環境保全地域別地種区分別海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、本年度未調査の都道府県自然環境保全地域（似久科海岸、熊川海岸、豊岡、村松、披露山・大崎、長浜、三戸、油壺、当木島・釜戸岬、柏島、鑑瀬海岸、田ノ浦海岸、子ソ崎、青島海岸、合歓の木、茂木海岸）、1993年度未調査の都道府県自然環境保全地域（三隅海岸）は合計から除いた。

表Ⅱ－6－12 海岸・海岸陸域区分表

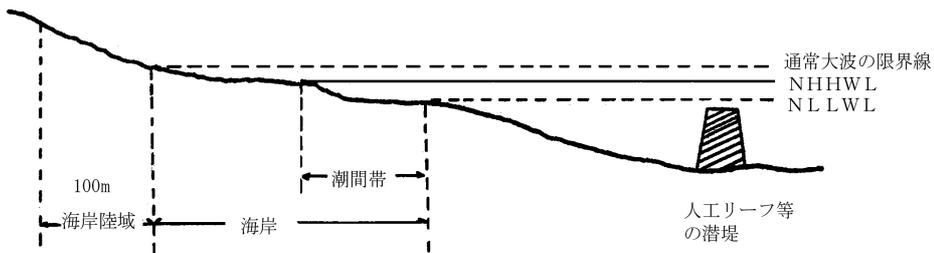
	区 分					コード	
海	<p>自然海岸 海岸が人工によって 改変されないで自然の 状態を保持している海 岸。 ただし、海域に離岸堤 等の人工構築物（潜堤 は除く）がある場合は、 半自然海岸とする。 （図Ⅱ－6－1参照）</p>	海岸に浜が 発達してい る。	泥浜海岸	潜堤等	なし	1 1 0	
					あり	1 1 1	
			砂浜海岸	潜堤等	なし	1 2 0	
					あり	1 2 1	
			礫浜海岸	潜堤等	なし	1 2 5	
					あり	1 2 6	
			磯浜海岸	潜堤等	なし	1 3 0	
					あり	1 3 1	
	海岸に浜が発達してい ない（海食崖等）			潜堤等	なし	1 4 0	
					あり	1 4 1	
	岸	<p>半自然海岸 道路、護岸、テトラポ ット等の人工構築物で 海岸の一部に人工が加 えられているが、潮間帯 においては自然の状態 を保持している海岸。 ただし、海岸に人工構 築物がない場合でも、海 域に離岸堤等の人工構 築物（潜堤は除く）があ る場合は、半自然海岸と する。 また、人工海浜、人工 干潟等は、半自然海岸と する。 （図Ⅱ－6－1参照）</p>	人工構築物 の前面に浜 が発達して いる。	泥浜海岸	離岸堤 消波堤 潜堤等	なし	2 1 0
						あり	2 1 1
				砂浜海岸	消波堤 潜堤等	なし	2 2 0
						あり	2 2 1
礫浜海岸			消波堤 潜堤等	なし	2 2 5		
				あり	2 2 6		
磯浜海岸			消波堤 潜堤等	なし	2 3 0		
				あり	2 3 1		
人工構築物の前面には 浜が発達していない			消波堤 潜堤等	なし	2 4 0		
				あり	2 4 1		
人工海浜・人工干潟等			消波堤 潜堤等	なし	2 5 0		
				あり	2 5 1		
岸	<p>人工海岸 海岸が、港湾、埋立、 浚渫、干拓等の土木工事 により著しく人工的に 改変された海岸（人為 によって造られた海岸）。 ただし、人工海浜、人 工干潟等は、半自然海岸 とする。 （図Ⅱ－6－1参照）</p>	埋立によっ てできた海 岸	直立護岸	離岸堤 消波堤 潜堤等	なし	3 1 0	
			傾斜護岸		あり	3 1 1	
		干拓によっ てできた海 岸	直立護岸	離岸堤 消波堤 潜堤等	なし	3 1 2	
					あり	3 1 3	
		傾斜護岸	消波堤 潜堤等	なし	3 2 0		
				あり	3 2 1		
		傾斜護岸	消波堤 潜堤等	なし	3 2 2		
				あり	3 2 3		
		上記以外の 土木工事によ ってでき た海岸	直立護岸	消波堤 潜堤等	なし	3 3 0	
					あり	3 3 1	
		傾斜護岸	消波堤 潜堤等	なし	3 3 2		
				あり	3 3 3		
河口部 河川法の規定（河川法適用外の河川にも準用）による「河川区 域」の最下流端を陸域の境とする。					4 1 0		
海岸 陸域	自然地（樹林地、砂浜、断崖等の自然が人工によって著しく改変されな いで、自然の状態を保持している土地）					①	
	農業地（水田、畑、牧野等の農業的な利用が行われている土地）					②	
	市街地・工場地・その他（上記以外の土地 ただし、河口部は除く）					③	
	河口部（水部及び堤防内の陸部）					④	

① 自然海岸

ア. 海岸及び海域に人工構築物が全くない。



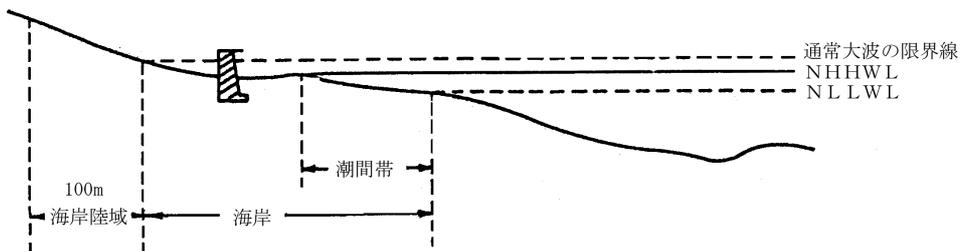
イ. 海岸には人工構築物はないが、海域に常時海面下に没している人工構築物（潜堤等）がある。



② 半自然海岸

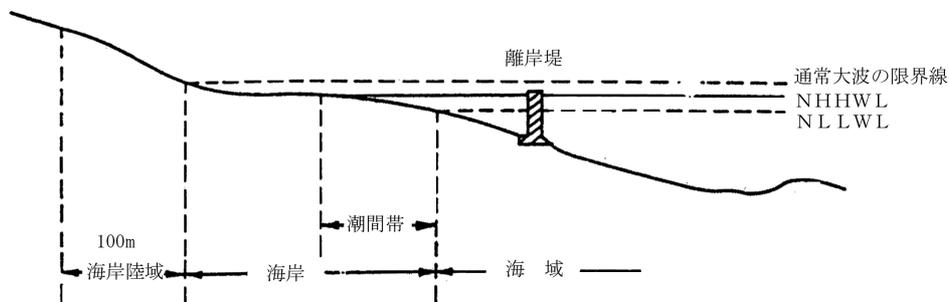
ア. 海岸に浜が発達している。

a. 海岸の一部に人工構造物があるが、潮間帯にはない。



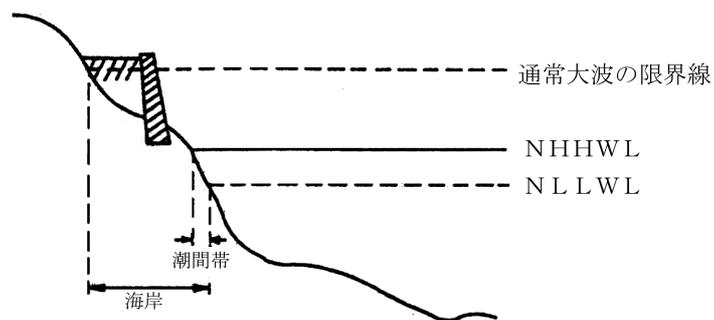
図Ⅱ-6-1(1) 自然海岸・半自然海岸・人工海岸の概念

- b. 海岸には人工構築物はないが、海域に海面上に出ている人工構築物（離岸堤等）がある。ただし、潜堤のように海面に没している人工構築物がある海岸は、自然海岸（①ーイ参照）とする。



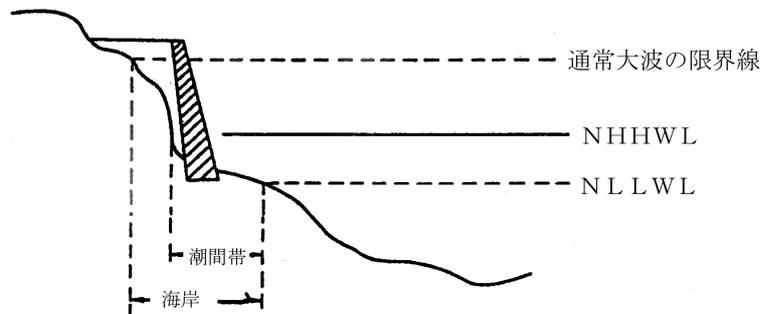
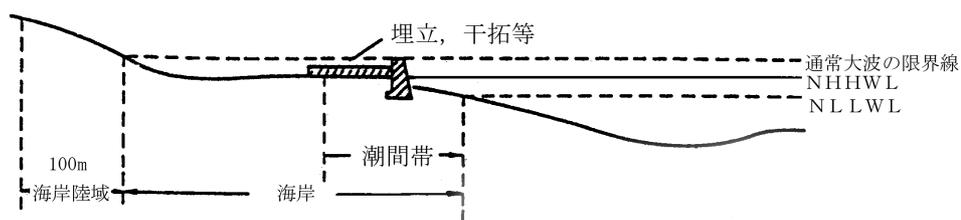
- イ. 海岸に浜が発達していない。

海岸の一部に人工構築物があるが、潮間帯にはない。



③ 人工海岸

潮間帯に人工構築物がある。



図Ⅱ-6-1(2) 自然海岸・半自然海岸・人工海岸の概念

4) 海辺環境総合解析

浅海域環境調査、海辺利用・法指定等状況調査、海岸改変状況調査等で得られたデータを都道府県単位でクロス集計し、海辺環境を表すのに有効な組み合わせを用いて海辺環境について把握した。

クロス集計にあたっては、干潟、藻場、造礁サンゴ、マングローブ林を除く調査結果が海岸(汀線)延長であるため、干潟、藻場、造礁サンゴ、マングローブ林は面積情報ではなくそれらが分布する計測区間の海岸(汀線)延長を用いた。

クロス集計の項目を、表Ⅱ-6-13に示す。

表Ⅱ-6-13 海辺環境クロス集計項目

		地形条件				生物相条件				港湾・漁港区域	海岸保全区域	自然公園・自然環境保全地域	鳥獣保護区	史跡・名勝・天然記念物	海洋性レクリエーションエリア	海岸陸域の土地利用	その他特記すべき地域	海岸区分	地形変化	
		干潟	藻場	造礁サンゴ	マングローブ林															
地形条件	干潟					○	○	○	○									○	○	
生物相条件	藻場					○	○	○	○										○	○
	造礁サンゴ					○	○	○	○										○	○
	マングローブ林					○	○	○	○										○	○
港湾・漁港区域		○	○	○	○					○	○								○	○
海岸保全区域		○	○	○	○					○	○								○	○
自然公園・自然環境保全地域		○	○	○	○	○	○					○	○	○					○	○
鳥獣保護区		○	○	○	○					○	○								○	○
史跡・名勝・天然記念物										○	○								○	○
海洋性レクリエーションエリア										○	○								○	○
海岸陸域の土地利用		○	○	○	○	○	○					○	○	○					○	○
その他特記すべき地域										○	○								○	○
海岸区分		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
地形変化		○	○	○	○	○	○					○	○	○					○	○

6.3 海辺生物調査

調査区域を都道府県ごとに設定し、潮上帯及び潮間帯の生物の目視調査を実施して、(1)海辺動物出現種リスト、(2)海辺植物出現種リスト、(3)都道府県別動植物調査結果の作成を行った。

ただし、本調査では、これらについての解析は行っていない。

Ⅲ. 調査結果

1. 浅海域分布調査

1.1 全国

全国の浅海域面積を、表Ⅲ－１－１に示す。

全国の浅海域面積は 1,290,068.4ha、そのうち海辺中部（潮間帯）は 159,615.9ha（12.37%）、海辺下部は 1,130,452.5ha（87.63%）である。

表Ⅲ－１－１ 全国の浅海域面積
(ha,%)

区 分	浅海域面積	割 合
浅 海 域	1,290,068.4	100.00
海辺中部	159,615.9	12.37
海辺下部	1,130,452.5	87.63

1.2 都道府県

都道府県別浅海域面積を、図Ⅲ－１－１に示す。

北海道の浅海域面積が 203,284.0ha（全国の浅海域面積の 15.76%）と最も大きく、次いで沖縄県（127,630.2ha 同 9.89%）が大きく、これらで全国の浅海域面積の 25.65%を占める。

浅海域面積が最も小さいのは山形県（4,189.0ha 全国の浅海域面積の 0.32%）で、次いで富山県（4,309.2ha 同 0.33%）、京都府（5,196.1ha 同 0.40%）、大阪府（5,897.2ha 同 0.46%）、鳥取県（6,565.6ha 同 0.51%）となっている。

浅海域面積は、いずれの都道府県でも海辺下部の浅海域面積が大きい。

1.3 海区・海域

1) 海 区

海区別浅海域面積を、図Ⅲ－１－２に示す。

東シナ海区の浅海域面積が 393,231.5ha（全国の浅海域面積の 30.48%）と最も大きく、次いで瀬戸内海区（266,227.5ha 同 20.64%）となっている。

浅海域面積が最も小さいのは日本海西区（39,604.0ha 同 3.07%）で、次いで太平洋南区（42,530.9ha 同 3.30%）となっている。

浅海域面積は、いずれの海区でも海辺下部の浅海域面積が大きい。

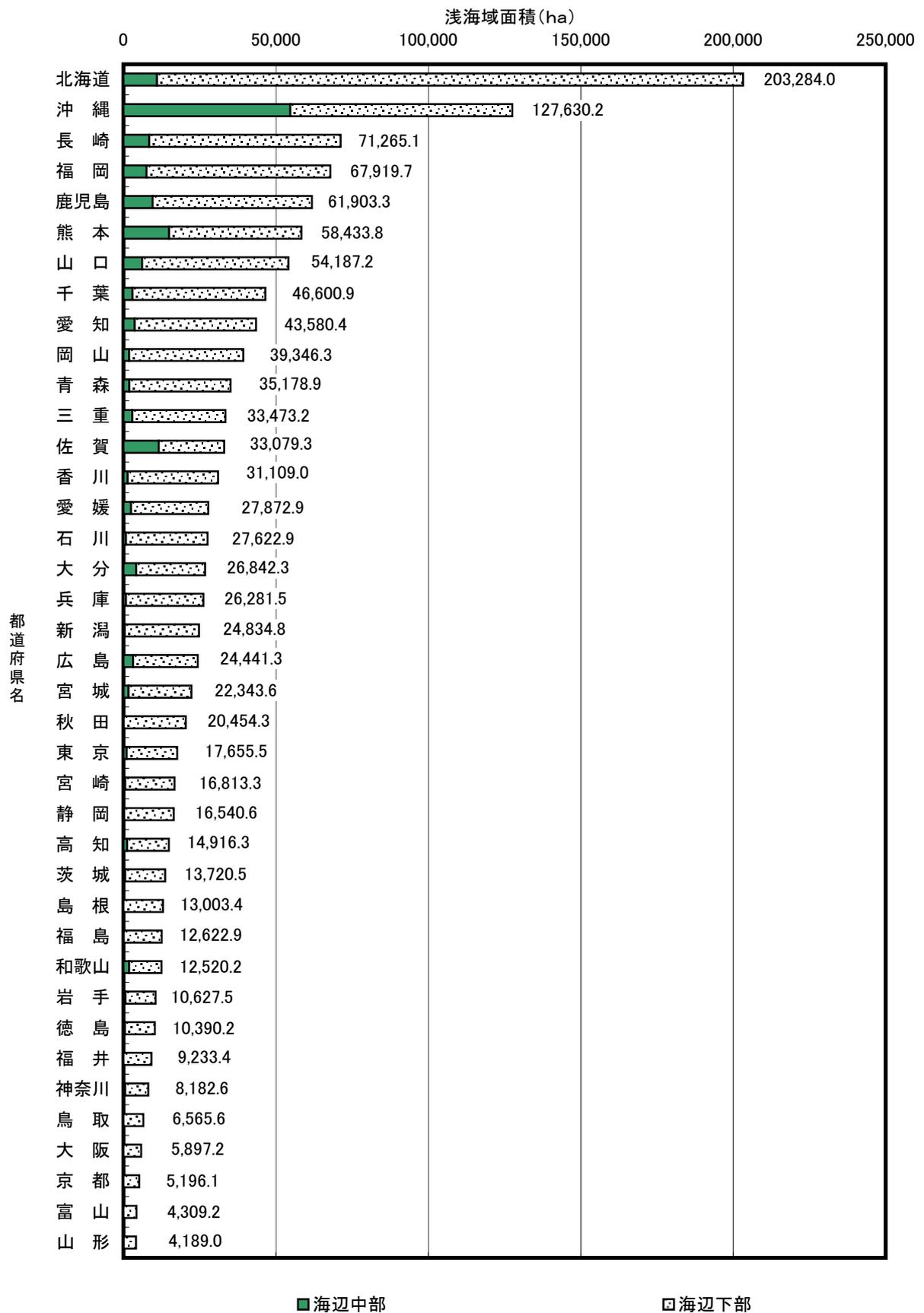
2) 海 域

海域別浅海域面積を、図Ⅲ－１－３に示す。

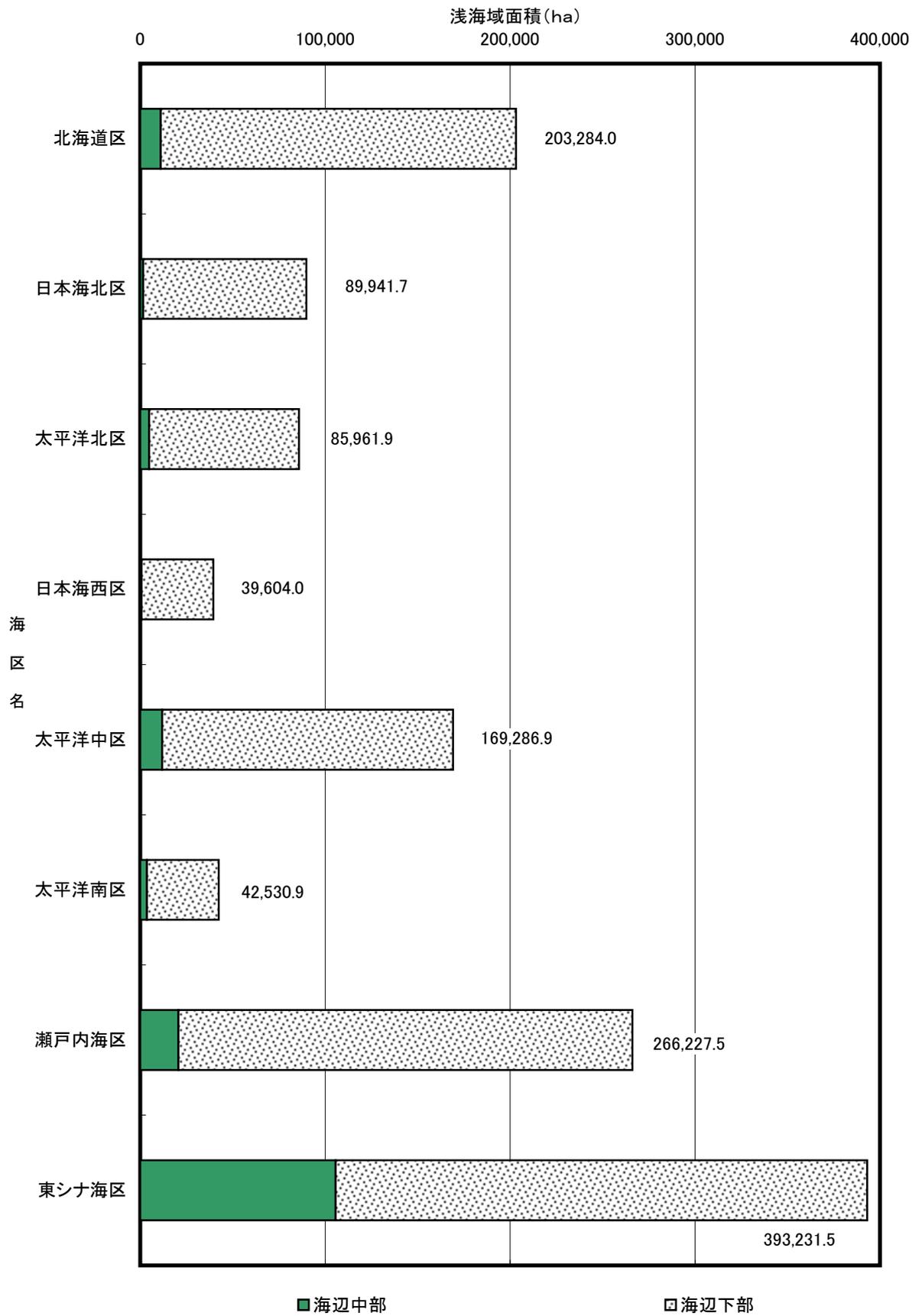
有明海の浅海域面積が 78,952.7ha(全国の浅海域面積の 6.12%)と最も大きく、次いで周防灘西 (73,205.7ha 同 5.67%)、沖縄島 (61,883.9ha 同 4.80%)、根室 (44,941.8ha 同 3.48%)、八重山列島 (44,907.5ha 同 3.48%) となっている。

浅海域面積が最も小さいのは大東諸島 (20.1ha 全国の浅海域面積の 0.00%) で、次いで尖閣列島 (442.8ha 同 0.03%)、伊豆七島南 (1,419.8ha 同 0.11%)、兵庫 (1,488.4ha 同 0.12%)、トカラ列島 (1,513.7ha 同 0.12%) となっている。

浅海域面積は、大東諸島を除くいずれの海域でも海辺下部の浅海域面積が大きい。



図Ⅲ-1-1 都道府県別浅海域面積



図Ⅲ-1-2 海区別浅海域面積

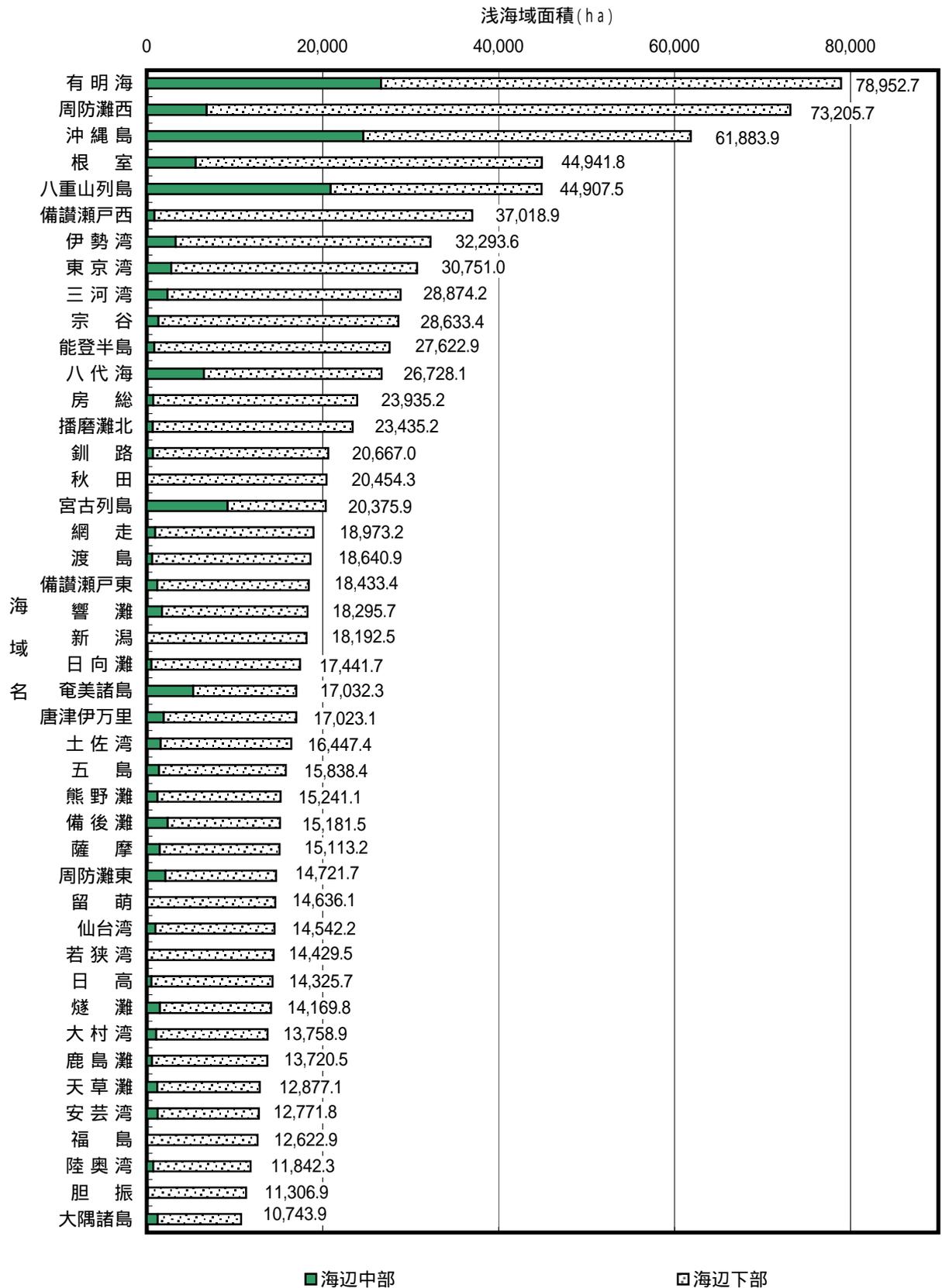


図 -1-3(1) 海域別浅海域面積(1)

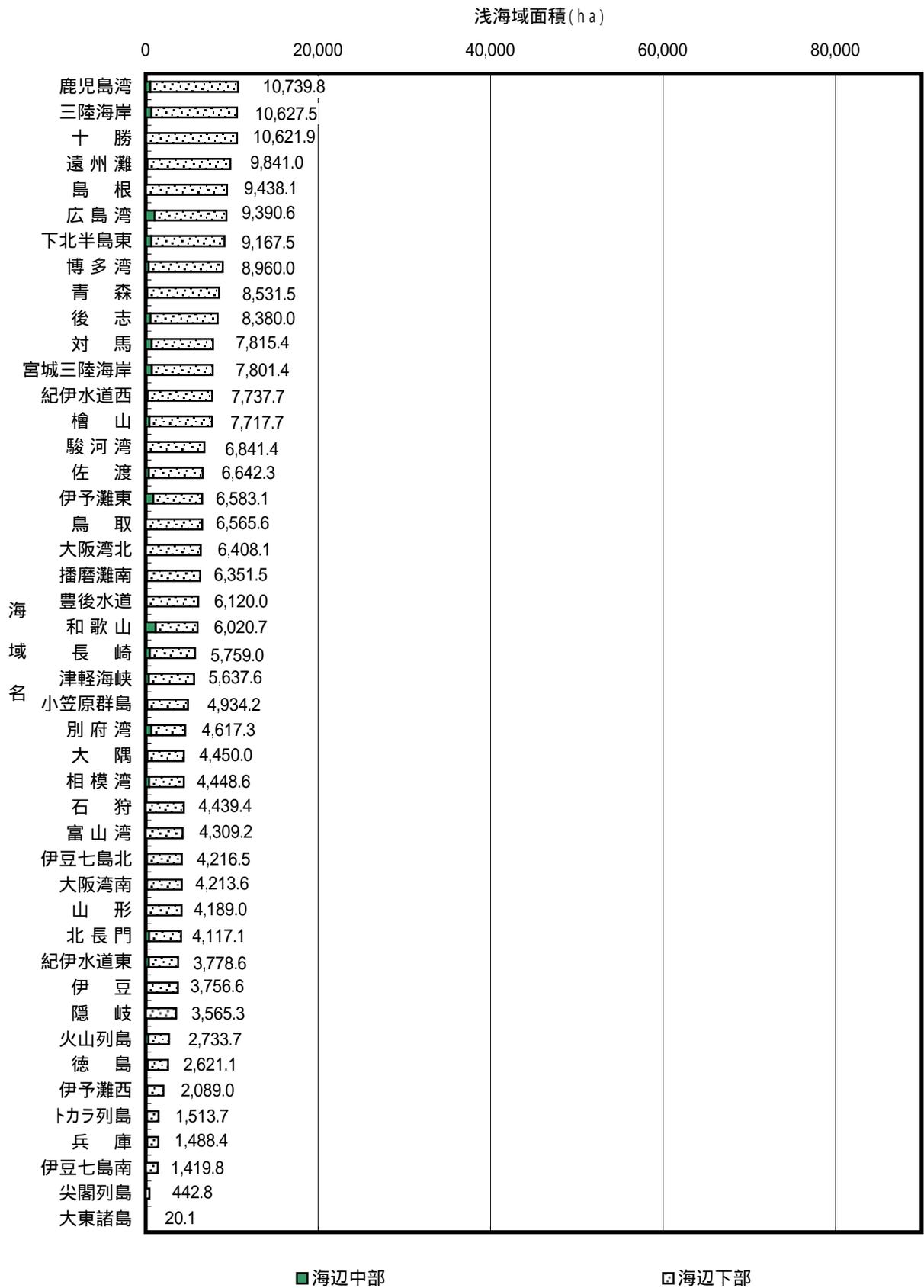


図 -1-3(2) 海域別浅海域面積(2)

2. 海辺環境調査

2.1 浅海域環境調査

1) 地形条件（干潟）

(1) 全 国

全国の干潟面積を、表Ⅲ－２－１に示す。

干潟のほとんどが浅海域内に分布する。浅海域内及び浅海域外を合わせた全国の干潟面積は 49,380.3ha、そのうち前浜が 31,499.8ha（全国の干潟面積の 63.79%）と最も大きく、次いで河口（15,515.5ha 同 31.42%）となっている。潟湖、人工干潟は、わずかである。

なお、浅海域外干潟とは、海岸より離れた沖合いにある水深 10mより深い中洲等に位置する干潟のことである。

全国の浅海域内干潟面積は 47,181.8ha、そのうち前浜が 31,383.0ha（全国の浅海域内干潟面積の 66.52%）と最も大きく、次いで河口（13,455.7ha 同 28.52%）となっている。

全国の浅海域外干潟面積は 2,198.5ha で、そのうちのほとんどを河口（2,059.8ha 全国の浅海域外干潟面積の 93.69%）が占めている。

表Ⅲ－２－１(1) 全国の干潟面積（浅海域内・外）

						(ha,%)
	前 浜	河 口	潟 湖	人工干潟	その他	合 計
面 積	31,499.8	15,515.5	1,335.0	157.4	872.6	49,380.3
割 合	63.79	31.42	2.70	0.32	1.77	100.00

注 1) その他：複数種の分布を含む。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

表Ⅲ－２－１(2) 全国の干潟面積（浅海域内）

						(ha,%)
	前 浜	河 口	潟 湖	人工干潟	その他	合 計
面 積	31,383.0	13,455.7	1,314.1	157.4	871.6	47,181.8
割 合	66.52	28.52	2.79	0.33	1.85	100.00

注 1) その他：複数種の分布を含む。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

表Ⅲ－２－１(3) 全国の干潟面積（浅海域外）

						(ha,%)
	前 浜	河 口	潟 湖	人工干潟	その他	合 計
面 積	116.8	2,059.8	20.9	0.0	1.0	2,198.5
割 合	5.31	93.69	0.95	0.00	0.05	100.00

注 1) その他：複数種の分布を含む。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

① 浅海域内・外

浅海域内及び浅海域外を合わせた都道府県別干潟面積を、図Ⅲ－２－１に示す。

有明海を有する熊本県（10,337.6ha 全国の干潟面積の 20.93%）、佐賀県（9,585.9ha 同 19.41%）の干潟面積が大きく、これらで全国の干潟の 40.35% を占める。次いで、福岡県（4,323.9ha 同 8.76%）、長崎県（3,916.6ha 同 7.93%）大分県（3,728.9ha 同 7.55%）となっている。

これらのうち、長崎県は河口、その他の県は前浜が多い。

② 浅海域内

浅海域内の都道府県別干潟面積を、図Ⅲ－２－２に示す。

有明海を有する熊本県（10,208.0ha 全国の浅海域内干潟面積の 21.64%）、佐賀県（9,544.8ha 同 20.23%）の干潟面積が大きく、これらで全国の浅海域内干潟の 41.87%を占める。次いで、福岡県（4,314.8ha 同 9.15%）、長崎県（3,829.7ha 同 8.12%）大分県（3,648.8ha 同 7.73%）となっている。

これらのうち、長崎県は河口、その他の県は前浜が多い。

③ 浅海域外

浅海域外の都道府県別干潟面積を、図Ⅲ－２－３に示す。

宮崎県の干潟面積が 615.2ha（全国の浅海域外干潟面積の 27.98%）と最も大きく、次いで山口県（341.0ha 同 15.51%）、愛媛県（218.9ha 同 9.96%）、三重県（199.0ha 同 9.05%）、香川県（157.2ha 同 7.15%）となっている。

これら 5 県は、いずれも河口が多い。

(3) 海区・海域

① 海区

a. 浅海域内・外

浅海域内及び浅海域外を合わせた海區別干潟面積を、図Ⅲ－２－４に示す。

東シナ海区の干潟面積が 29,507.1ha（全国の干潟面積の 59.75%）と最も大きく、次いで瀬戸内海区（11,710.2ha 同 23.71%）の干潟面積が大きく、これらで全国の干潟の 83.47%を占める。

ほとんどの海区で、前浜が多い。

b. 浅海域内

浅海域内の海區別干潟面積を、図Ⅲ－２－５に示す。

東シナ海区の干潟面積が 29,137.1ha（全国の浅海域内干潟面積の 61.75%）

と最も大きく、次いで瀬戸内海区（10,759.7ha 同 22.80%）の干潟面積が大きく、これらで全国の浅海域内干潟の 84.56%を占める。

ほとんどの海区で、前浜が多い。

c. 浅海域外

浅海域外の海区別干潟面積を、図Ⅲ－２－６に示す。

瀬戸内海区の干潟面積が 950.5ha（全国の浅海域内干潟面積の 43.23%）と最も大きく、次いで太平洋南区（590.5ha 同 26.86%）、東シナ海区（370.0ha 同 16.83%）、太平洋中区（285.6ha 同 12.99%）となっている。

これらの海区は、いずれも河口が多い。

② 海 域

a. 浅海域内・外

浅海域内及び浅海域外を合わせた海域別干潟面積を、図Ⅲ－２－７に示す。

有明海の干潟面積が 20,390.7ha（全国の干潟面積の 41.29%）と最も大きく、次いで周防灘西（6,532.4ha 同 13.23%）、八代海（4,082.5ha 同 8.27%）となっており、これらで全国の干潟の 62.79%を占める。

前浜が多い傾向があるが、河口が多い海域もみられる。

b. 浅海域内

浅海域内の海域別干潟面積を、図Ⅲ－２－８に示す。

有明海の干潟面積が 20,236.8ha（全国の浅海域内干潟面積の 42.89%）と最も大きく、次いで周防灘西（6,274.6ha 同 13.30%）、八代海（3,988.8ha 同 8.45%）となっており、これらで全国の浅海域内干潟の 64.64%を占める。

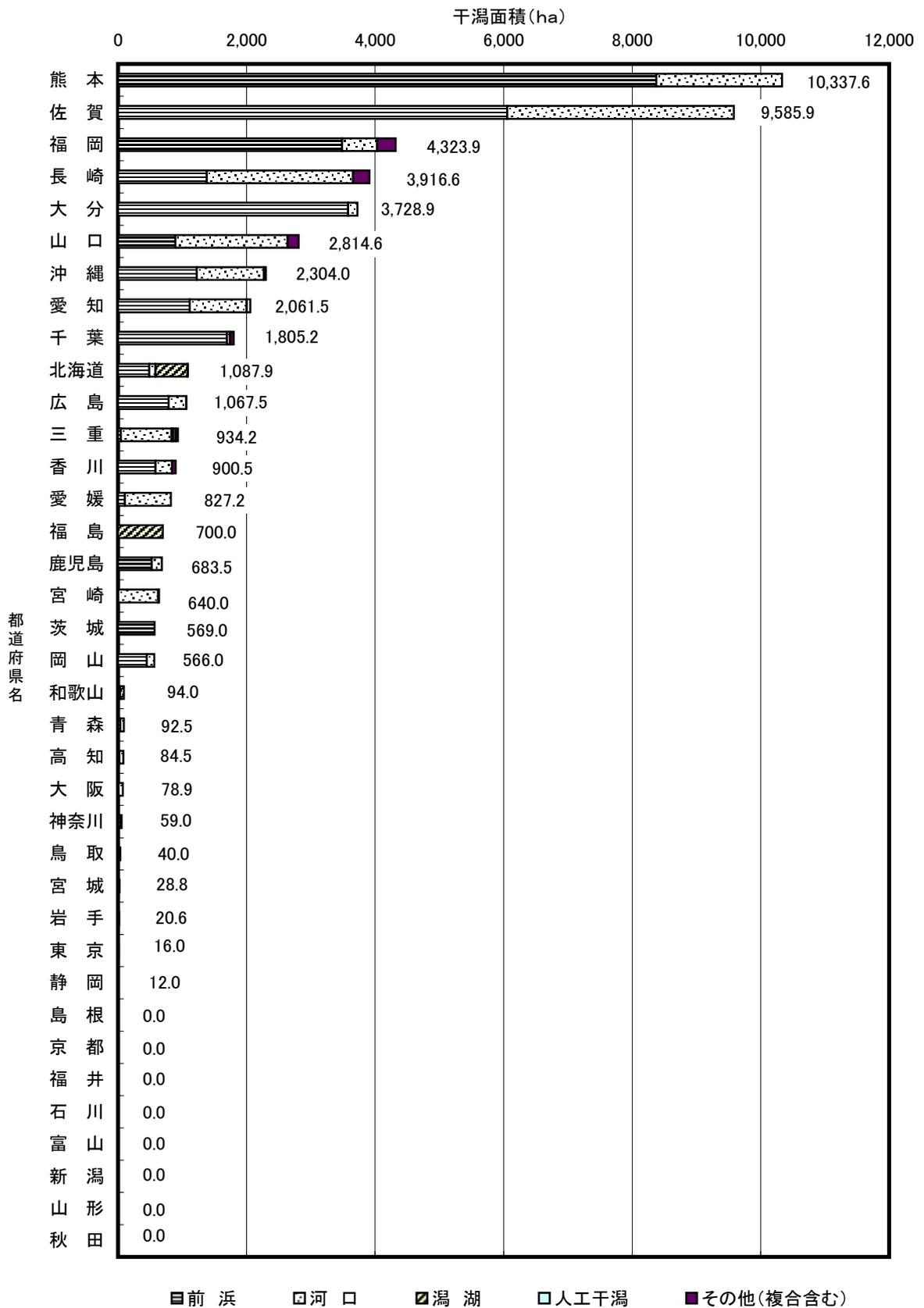
前浜が多い傾向があるが、河口が多い海域もみられる。

c. 浅海域外

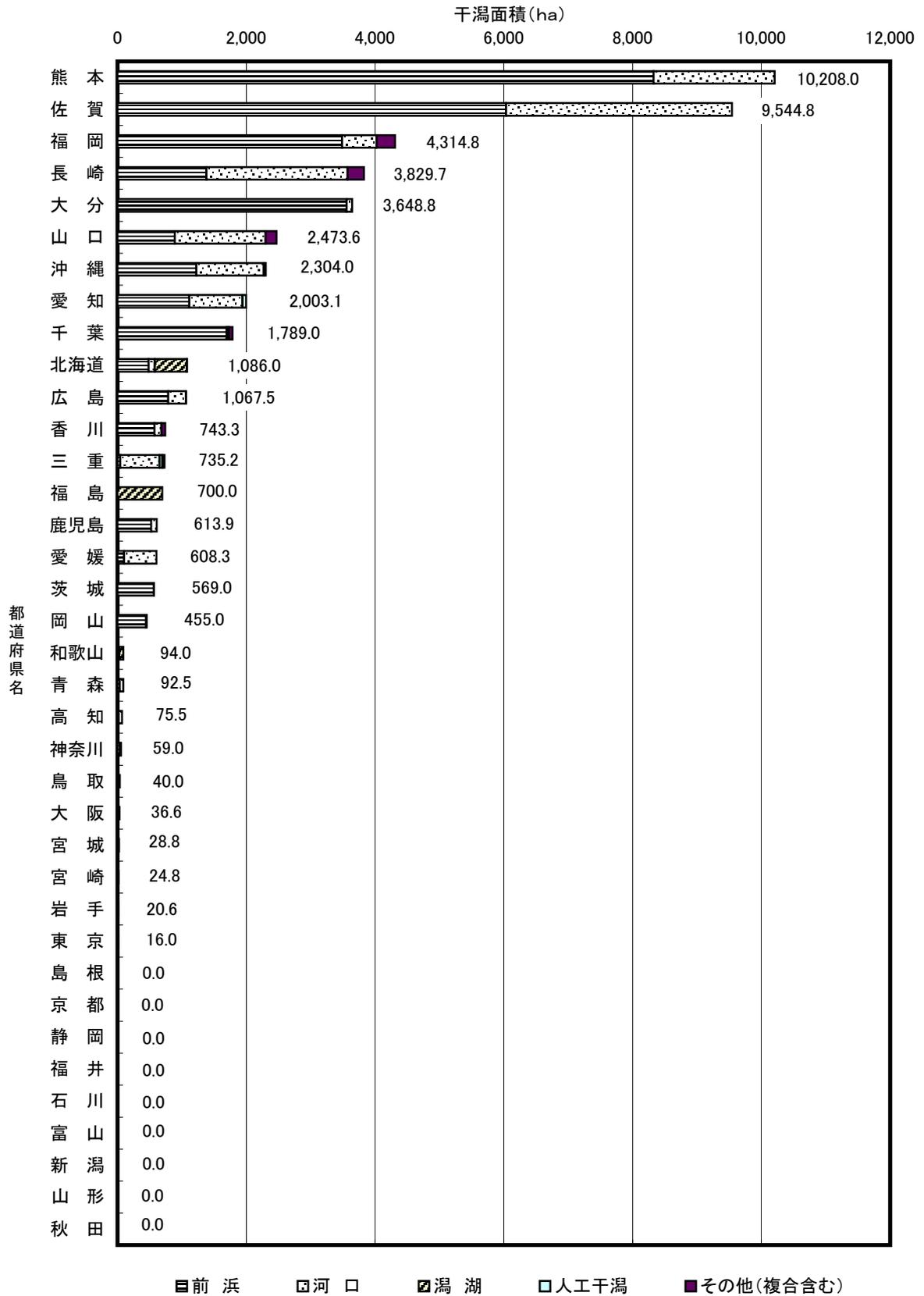
浅海域外の海域別干潟面積を、図Ⅲ－２－９に示す。

日向灘の干潟面積が 581.5ha（全国の浅海域外干潟面積の 26.45%）と最も大きく、次いで周防灘西（257.8ha 同 11.73%）、伊勢湾（244.7ha 同 11.13%）、燧灘（173.8ha 同 7.91%）、有明海（153.9ha 同 7.00%）、備讃瀬戸西（152.9ha 同 6.95%）となっている。

ほとんどの海域で、河口が多い。



図Ⅲ-2-1 都道府県別干潟面積(浅海域内・外)



図Ⅲ-2-2 都道府県別干潟面積(浅海域内)

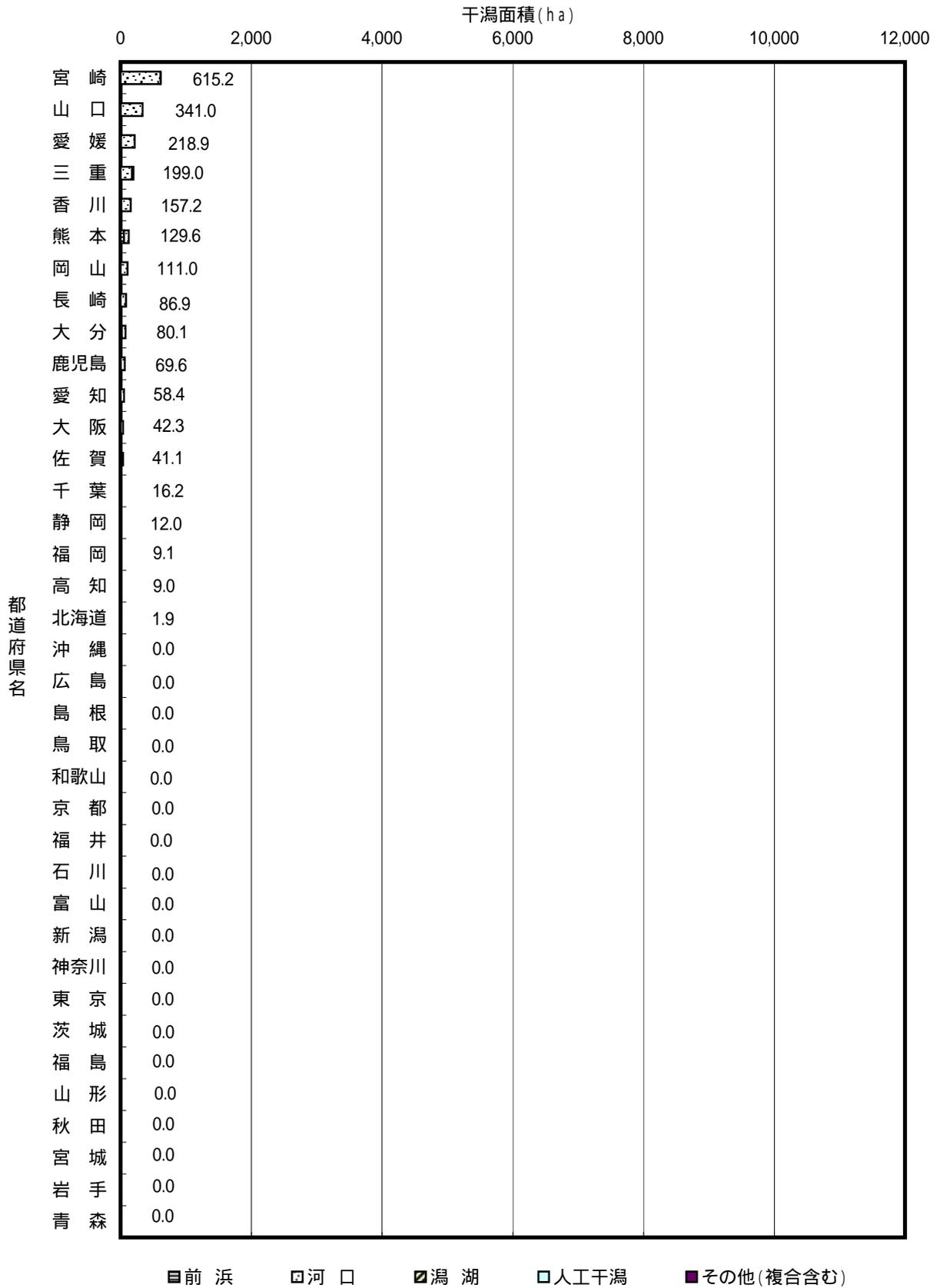
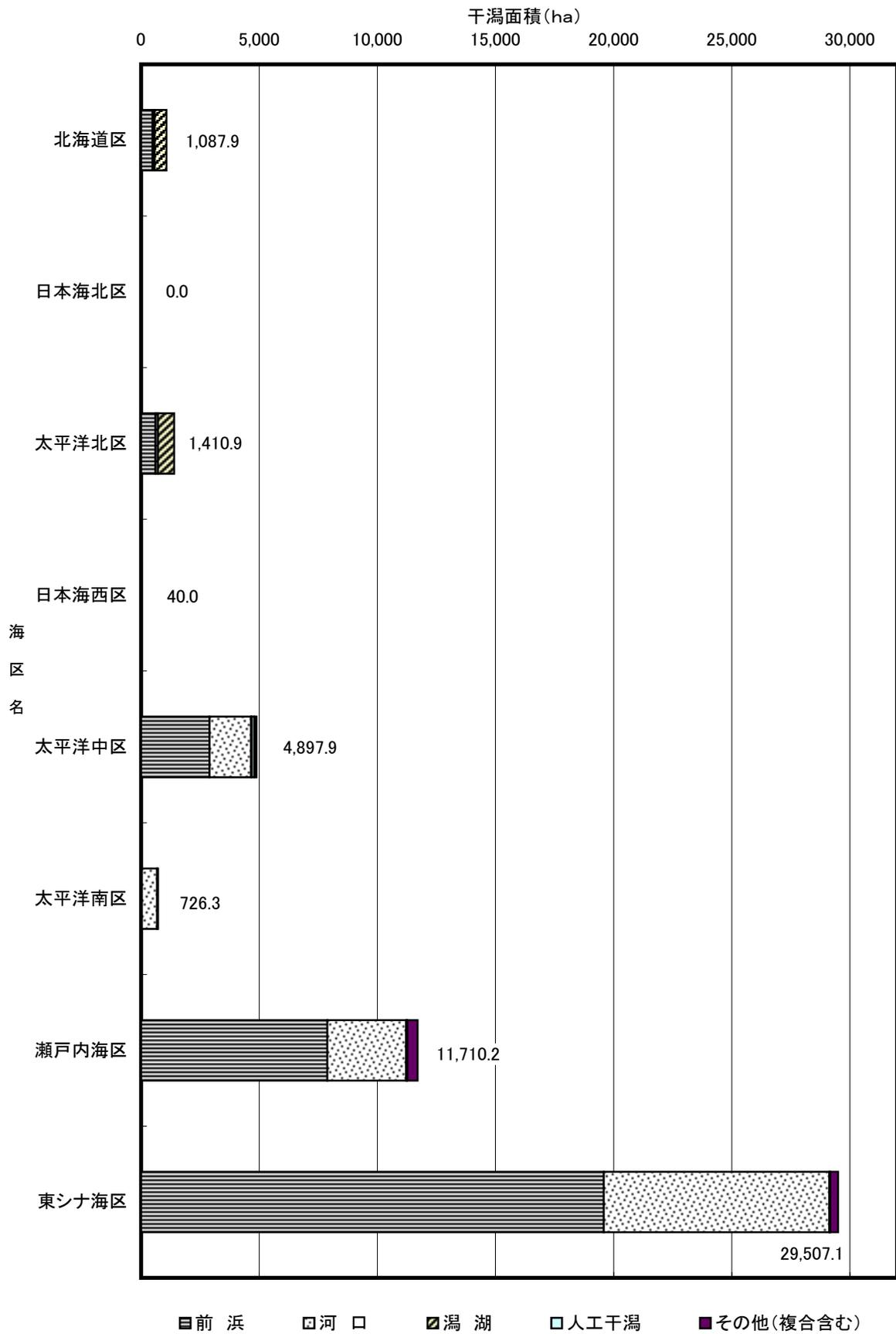
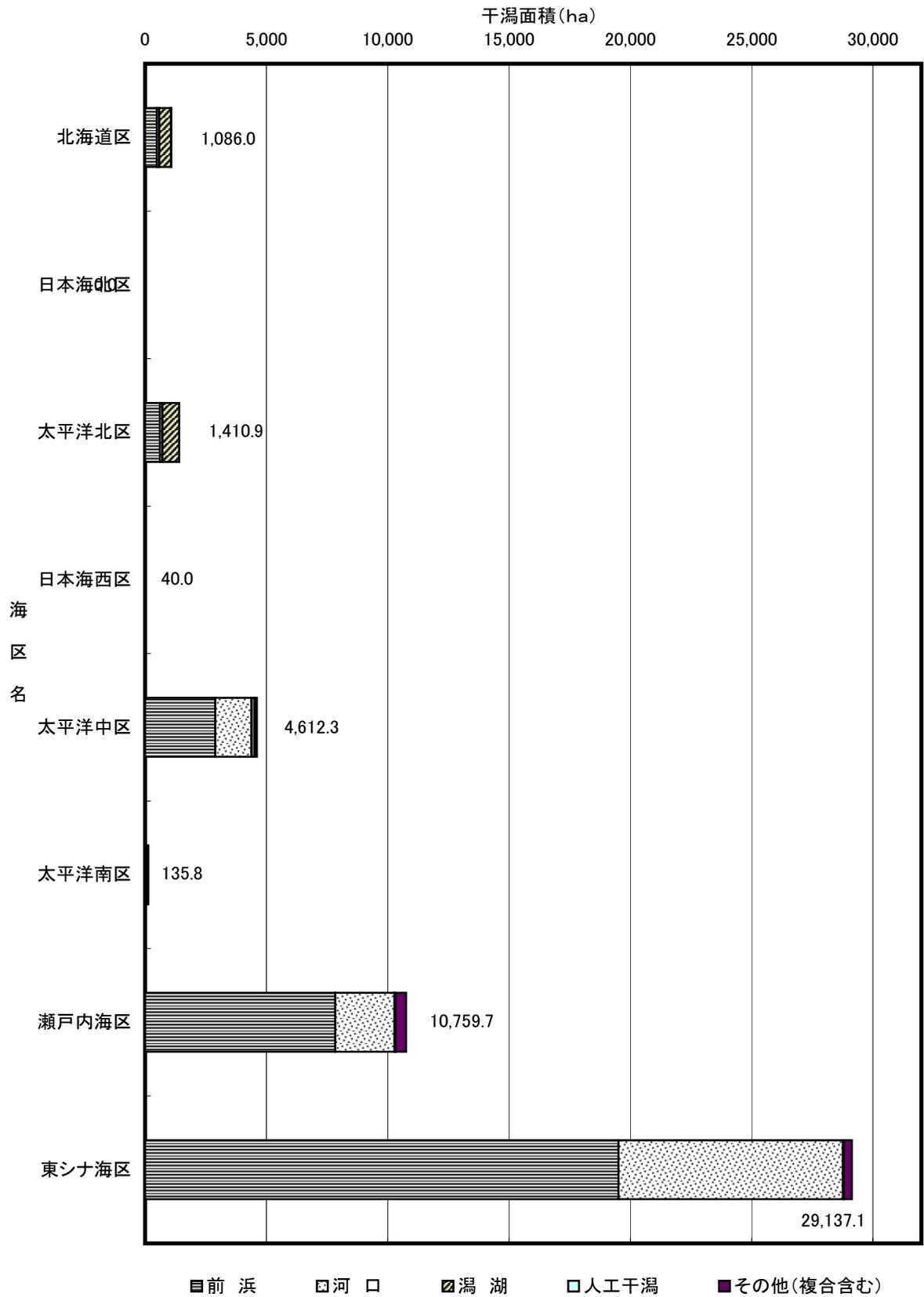


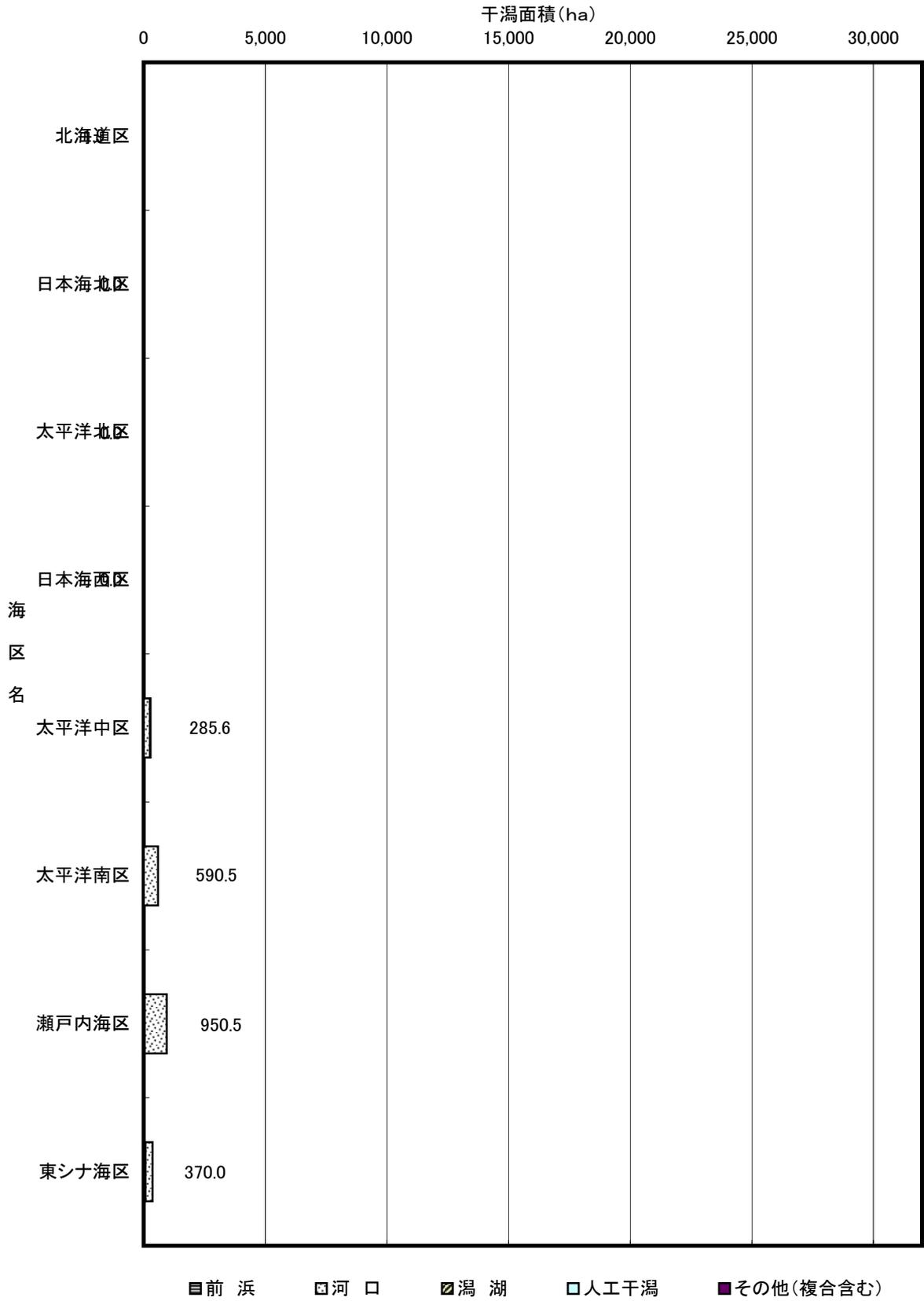
図 -2-3 都道府県別干潟面積(浅海域外)



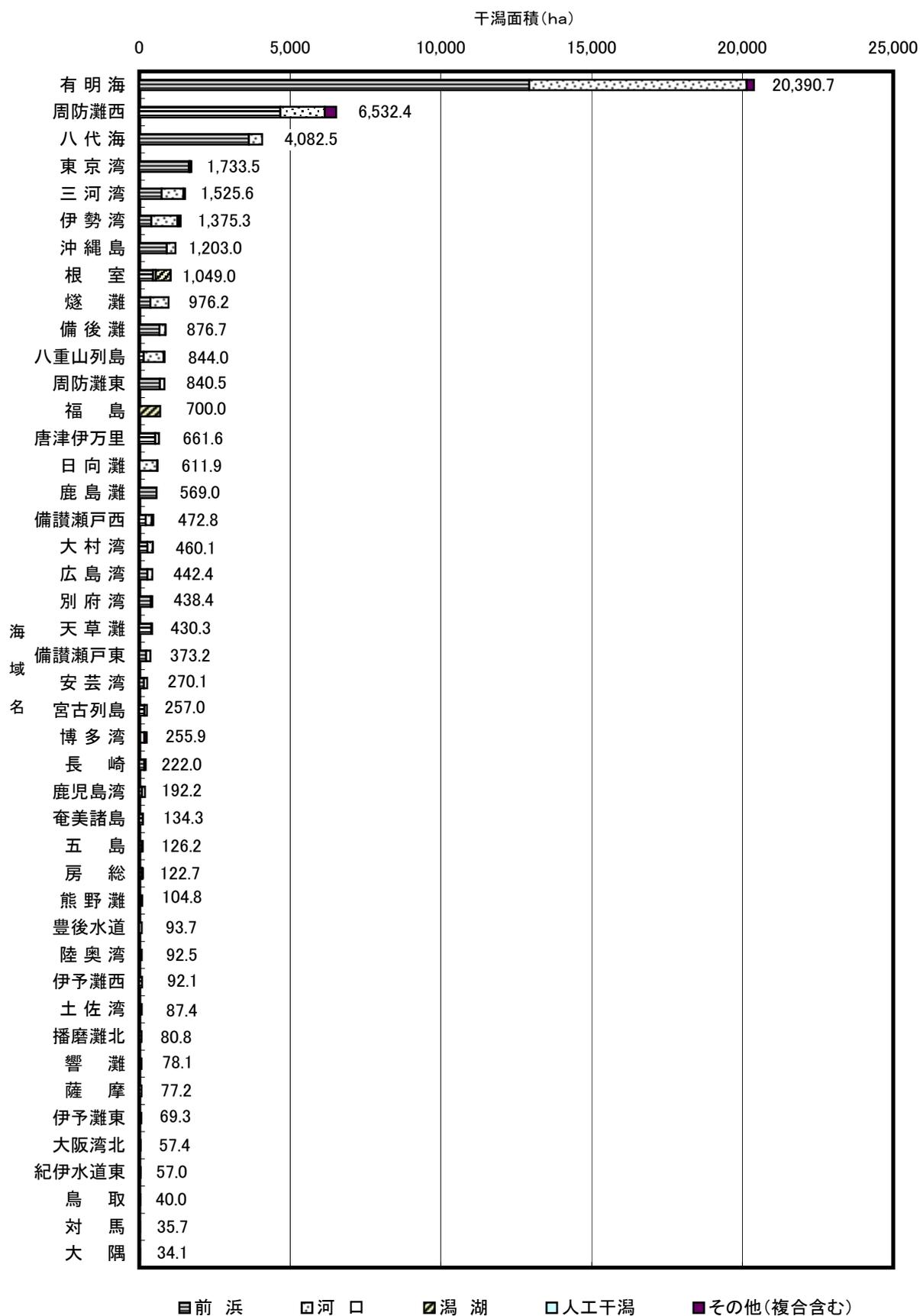
図Ⅲ-2-4 海区別干潟面積(浅海域内・外)



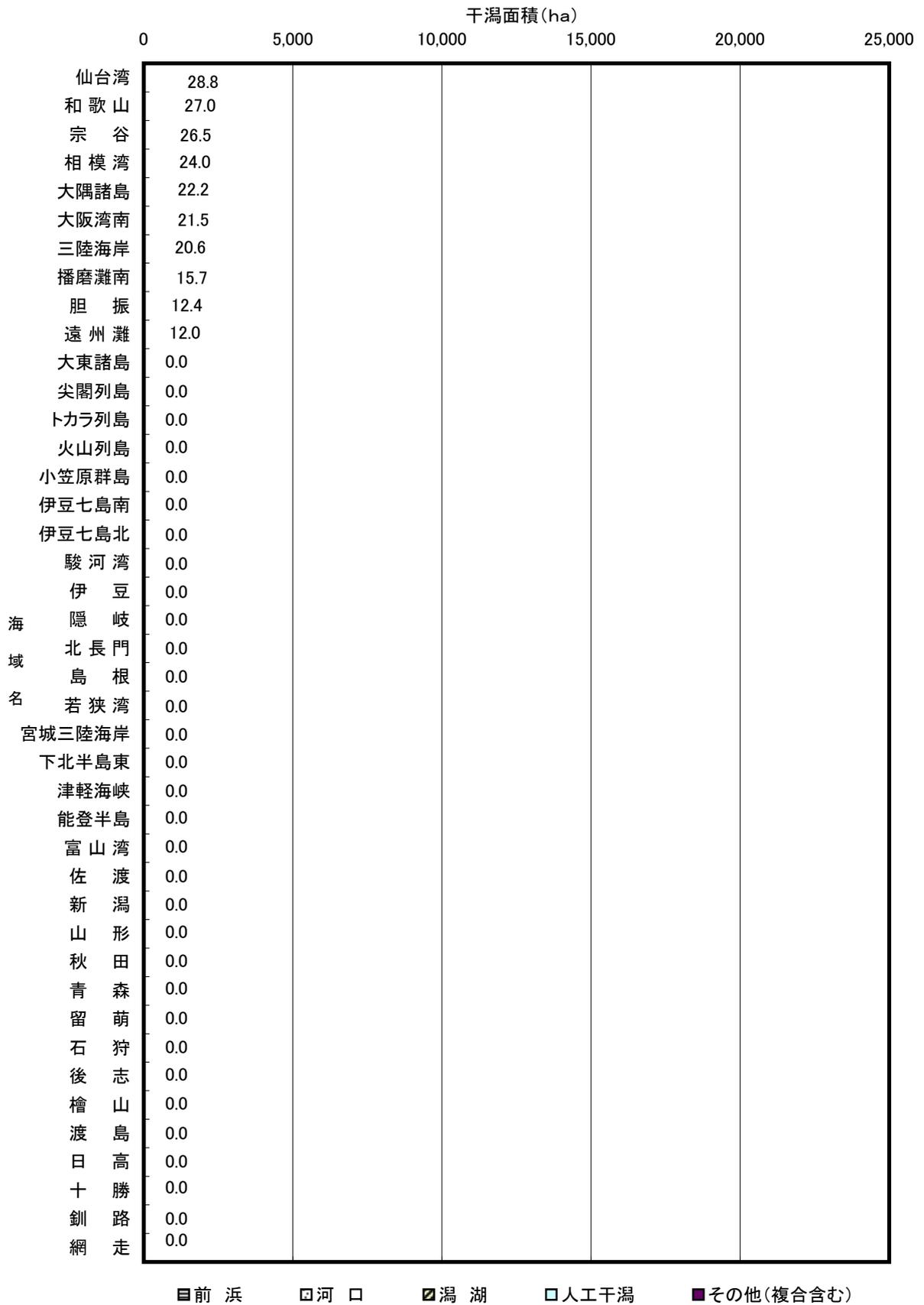
図Ⅲ-2-5 海区別干潟面積(浅海域内)



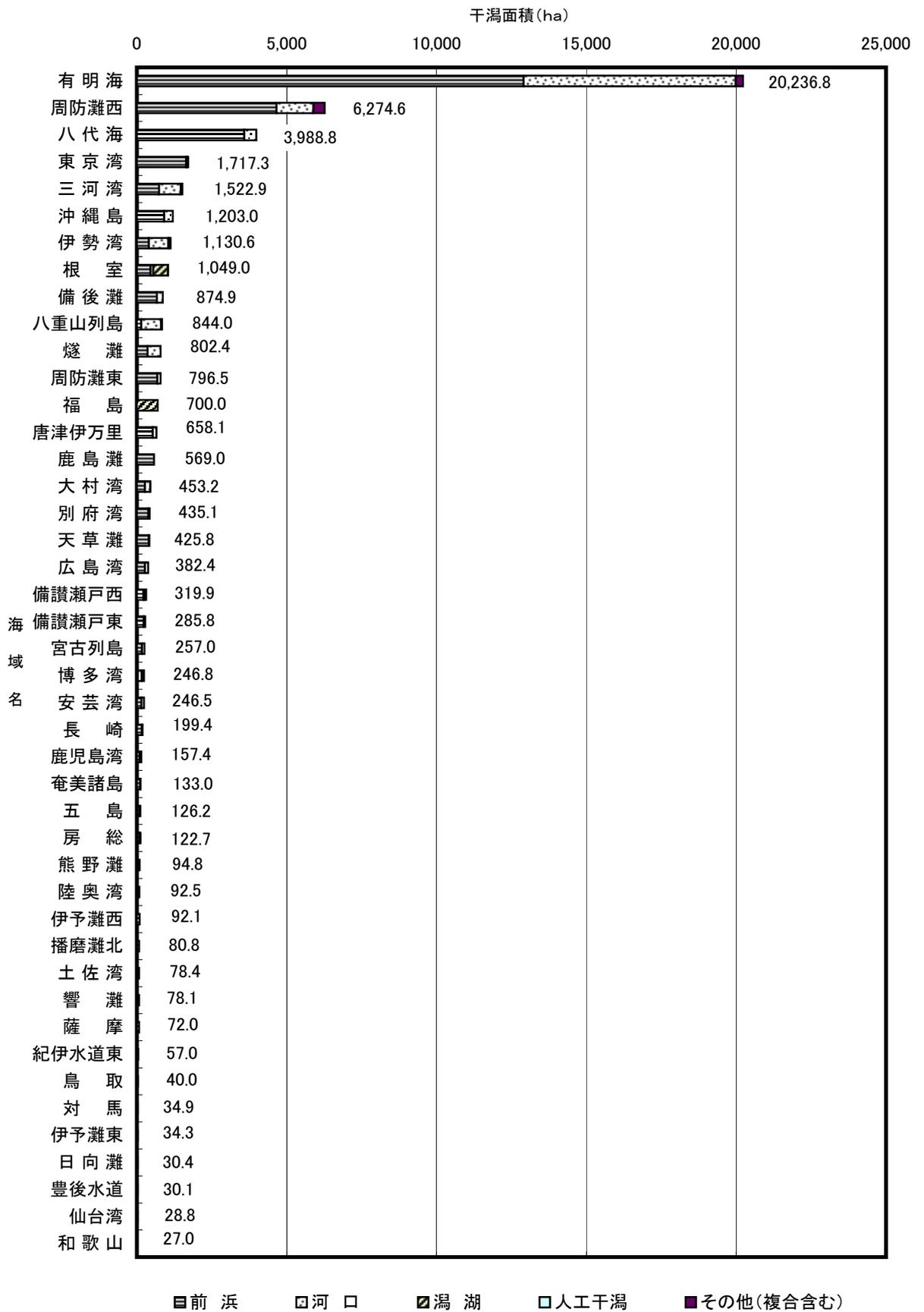
図Ⅲ-2-6 海区別干潟面積(浅海域外)



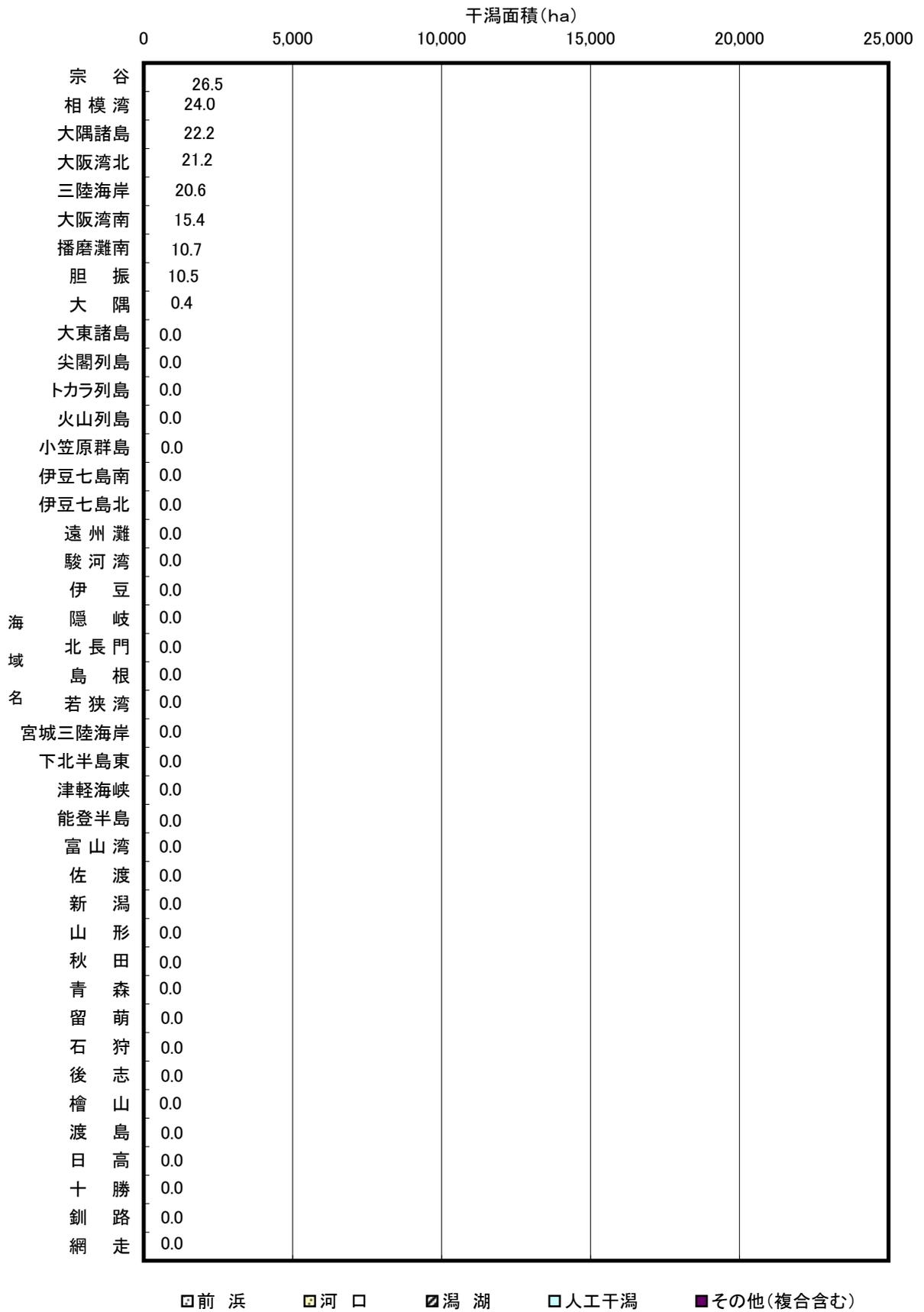
図Ⅲ-2-7(1) 海域別干潟面積(浅海域内・外 1)



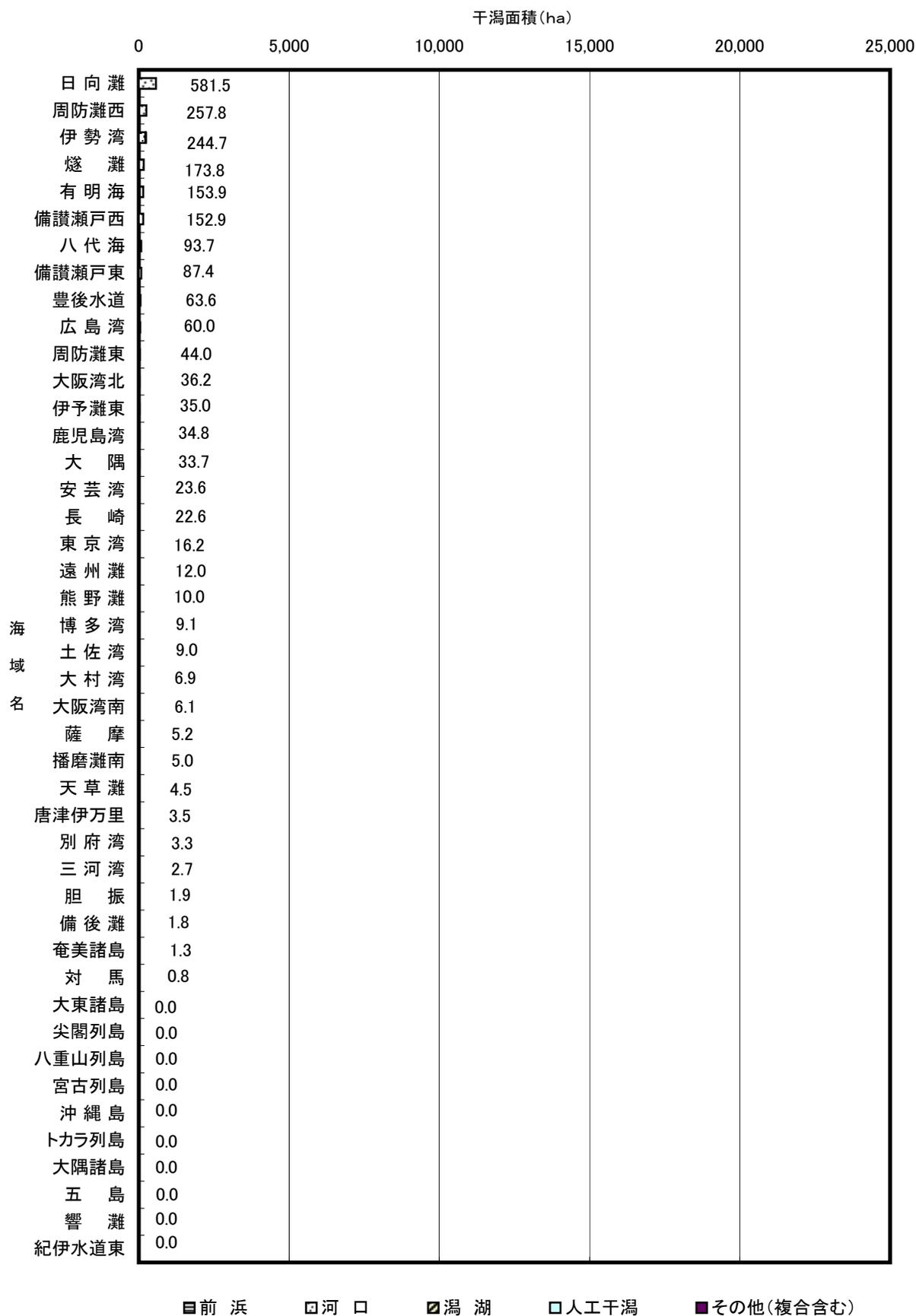
図Ⅲ-2-7(2) 海域別干潟面積(浅海域内・外 2)



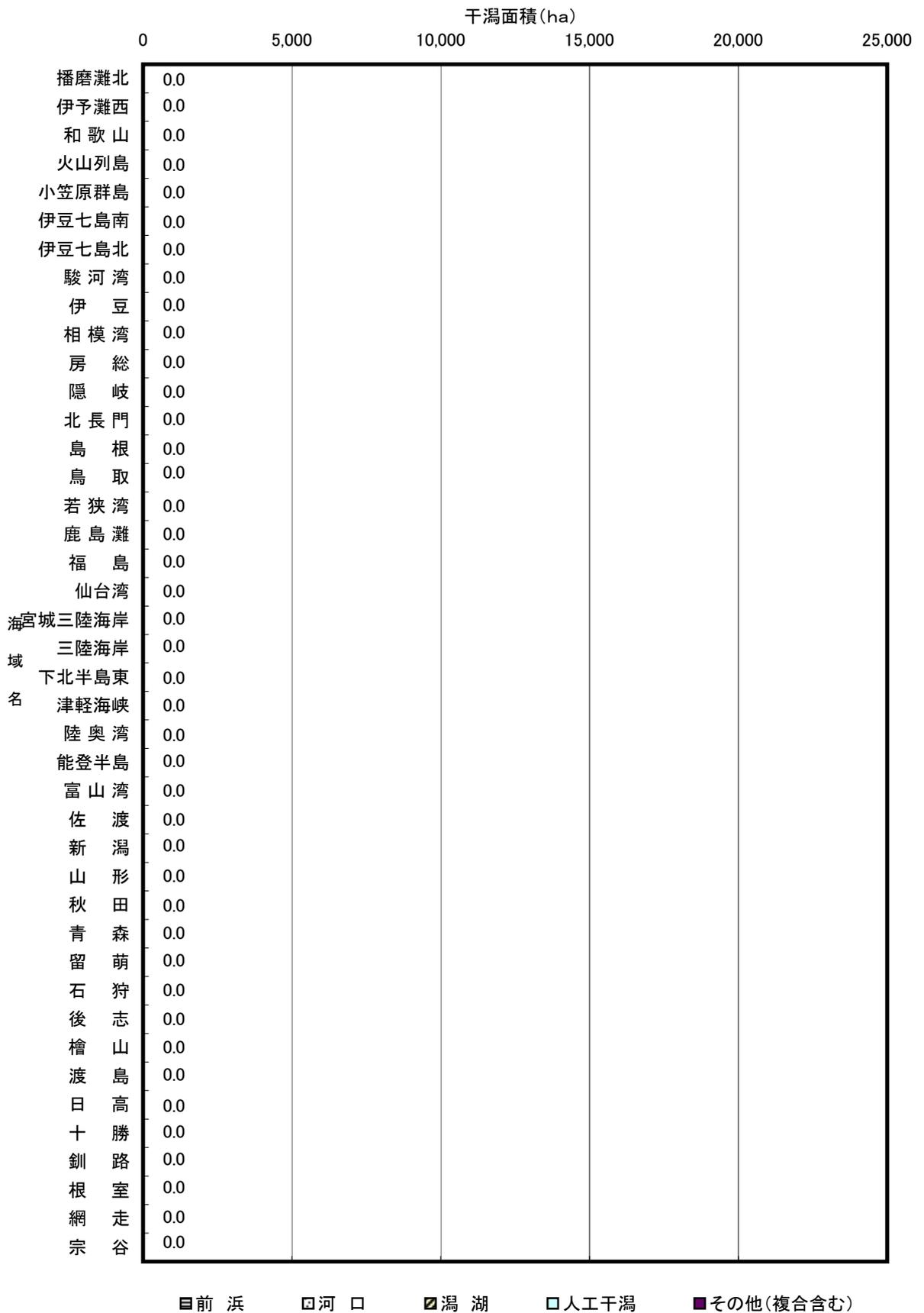
図Ⅲ-2-8(1) 海域別干潟面積(浅海域内 1)



図Ⅲ-2-8(2) 海域別干潟面積(浅海域内 2)



図Ⅲ-2-9(1) 海域別干潟面積(浅海域外 1)



図Ⅲ-2-9(2) 海域別干潟面積(浅海域外 2)

2) 生物相条件（藻場、造礁サンゴ、マングローブ林）

(1) 藻 場（浅海域内）

① 全 国

全国の藻場面積を、表Ⅲ－２－２に示す。

全国の藻場面積は 142,459.0ha で、複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が 52,493.8ha（全国の藻場面積の 36.85%）と最も大きく、次いでアマモ場（25,842.6ha 同 18.14%）、ガラモ場（25,577.8ha 同 17.95%）となっている。

表Ⅲ－２－２ 全国の藻場面積

(ha,%)

	アマモ場	ガラモ場	コンブ場	アラメ・カジメ場	ワカメ場
面 積	25,842.6	25,577.8	20,413.5	10,201.3	3,773.0
割 合	18.14	17.95	14.33	7.16	2.65
	テングサ場	アオサ・アオノリ場	その他	不 明	合 計
面 積	1,811.4	2,316.6	52,493.8	29.0	142,459.0
割 合	1.27	1.63	36.85	0.02	100.00

注 1) その他：複数種の生育を含む。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

② 都道府県

都道府県別藻場面積を、図Ⅲ－２－10 に示す。

北海道の藻場面積が 31,875.6ha（全国の藻場面積の 22.38%）と最も大きく、次いで石川県（9,423.5ha 同 6.61%）、長崎県（8,393.9ha 同 5.89%）、静岡県（7,906.0ha 同 5.55%）、青森県（7,888.5ha 5.54%）となっている。

北海道はコンブ場、石川県はガラモ場、長崎県、静岡県、青森県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が多い。

藻場面積が最も小さいのは大阪府（36.8ha 全国の藻場面積の 0.03%）で、次いで茨城県（217.0ha 同 0.15%）、京都府（257.0ha 同 0.18%）、福島県（298.0ha 同 0.21%）、山形県（316.1ha 同 0.22%）となっている。

③ 海区・海域

a. 海区

海区别藻場面積を、図Ⅲ－２－１１に示す。

北海道区の藻場面積が 31,875.6ha（全国の藻場面積の 22.38%）と最も大きく、次いで東シナ海区（28,313.3ha 同 19.87%）、日本海北区（23,198.0ha 同 16.28%）、太平洋中区（21,826.7ha 同 15.32%）となっている。

北海道区はコンブ場、東シナ海区、太平洋中区は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」、日本海北区はガラモ場が多い。

太平洋南区（2,891.4ha 同 2.03%）は、藻場面積が最も小さい。

b. 海域

海域別藻場面積を、図Ⅲ－２－１２に示す。

能登半島の藻場面積が 9,423.5ha（全国の藻場面積の 6.61%）と最も大きく、次いで根室（8,316.2ha 同 5.84%）、熊野灘（5,584.4ha 同 3.92%）、宗谷（5,194.1ha 同 3.65%）、響灘（5,044.0ha 同 3.54%）となっている。

能登半島はガラモ場、根室はアマモ場、宗谷はコンブ場が多く、熊野灘、響灘は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が多い。

(2) 造礁サンゴ（浅海域内）

① 全国

全国の造礁サンゴ面積を、表Ⅲ－２－３に示す。

非サンゴ礁海域とはトカラ列島小宝島以北、サンゴ礁海域とはトカラ列島子宝島以南の海域をいう。

非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積は 1,814.2ha で、複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が 825.4ha（全国の非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積の 45.50%）と最も大きく、次いで卓状サンゴが 728.2ha（同 40.14%）となっている。

サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積は 33,531.1ha で、種が不明なものを除くと、複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が 2,890.7ha（全国のサンゴ礁海域の造礁サンゴ面積の 8.62%）と最も大きく、次いで卓状サンゴ（1,222.8ha 同 3.65%）となっている。

表Ⅲ－２－３(1) 全国の造礁サンゴ面積（非サンゴ礁海域）
(ha,%)

	枝 状	卓 状	塊 状	被覆状
面 積	53.0	728.2	172.3	29.7
割 合	2.92	40.14	9.50	1.64
	葉 状	その他	不 明	合 計
面 積	1.8	825.4	3.8	1,814.2
割 合	0.10	45.50	0.21	100.00

注1) その他：複数種の生育を含む。

2) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

表Ⅲ－２－３(2) 全国の造礁サンゴ面積（サンゴ礁海域）
(ha,%)

	枝 状	卓 状	塊 状	被覆状
面 積	573.2	1,222.8	544.6	14.3
割 合	1.71	3.65	1.62	0.04
	葉 状	その他	不 明	合 計
面 積	0.0	2,890.7	28,285.5	33,531.1
割 合	0.00	8.62	84.36	100.00

注1) その他：複数種の生育を含む。

2) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

② 都道府県

都道府県別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積を、図Ⅲ－２－13 に示す。

非サンゴ礁海域では、小笠原群島（造礁サンゴ面積 520.4ha 全国の非サンゴ礁海域における造礁サンゴ面積の 28.68%）を含む東京都の造礁サンゴ面積が 527.0ha（同 29.05%）と最も大きく、次いで宮崎県（378.8ha 同 20.88%）、鹿児島県（294.8ha 同 16.25%）となっている。

東京都は複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」、宮崎県、鹿児島県は卓状サンゴが多い。

なお、小笠原諸島はサンゴ礁海域に属するが、調査手法の便宜上本調査では非サンゴ礁海域として取り扱った。

都道府県別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積を、図Ⅲ－２－14 に示す。

サンゴ礁海域（鹿児島県、沖縄県）の造礁サンゴ面積は、沖縄県が 28,235.0ha（サンゴ礁海域における造礁サンゴ面積の 84.21%）、鹿児島県が 5,296.1ha（同 15.79%）となっている。

③ 海区・海域の造礁サンゴ

a. 海区

海区别非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積を、図Ⅲ－２－１５に示す。

非サンゴ礁海域では、太平洋南区が 728.8ha（全国の非サンゴ礁海域における造礁サンゴ面積の 40.17%）と最も大きく、次いで太平洋中区（563.8ha 同 31.08%）、東シナ海区（520.9ha 同 28.71%）となっている。

太平洋南区、東シナ海区は卓状サンゴ、太平洋中区は複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が多い。

海区别サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積を、図Ⅲ－２－１６に示す。

サンゴ礁海域に属する海区は東シナ海区のみであり、33,531.1ha の造礁サンゴが分布し、種が不明なものが多い。

b. 海域

海域別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積を、図Ⅲ－２－１７に示す。

非サンゴ礁海域では、小笠原群島の造礁サンゴ面積が 520.4ha（全国の非サンゴ礁海域における造礁サンゴ面積の 28.68%）と最も大きく、次いで日向灘（472.4ha 同 26.04%）で、これらで全国の非サンゴ礁海域における造礁サンゴ面積のおよそ半分を占める。

これらはいずれも、複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が多い。

海域別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積を、図Ⅲ－２－１８に示す。

サンゴ礁海域では、八重山列島の造礁サンゴ面積が最も大きく 19,231.5ha（全国のサンゴ礁海域における造礁サンゴ面積の 57.35%）であり、種が不明なものが多い。

(3) マングローブ林

① 全国

全国のマングローブ林面積を、表Ⅲ－２－４に示す。

浅海域内及び浅海域外を合わせた全国のマングローブ林面積は 2,669.5ha で、複数種のマングローブが生育する区域を含む「その他」が 2,562.9ha（全国のマングローブ林面積の 96.01%）とほとんどを占めている。単一種のマングローブ林では、メヒルギ 38.8ha（全国のマングローブ林面積の 1.45%）、ニッパヤシ 36.8ha（同 1.38%）、オヒルギ 31.0ha（同 1.16%）となっている。

なお、浅海域外マングローブ林とは、海岸より離れた沖合いにある水深 10m より深い中洲等に位置するマングローブ林のことである。

表Ⅲ－２－４ 全国のマングローブ林面積（浅海域内・外）
(ha,%)

	メヒルギ	オヒルギ	ヤエヤマヒルギ	ヒルギモトキ	ヒルギタマシ
面積	38.8	31.0	0.0	0.0	0.0
割合	1.45	1.16	0.00	0.00	0.00
	マヤブシ	ニッパヤシ	その他	不明	合計
面積	0.0	36.8	2,562.9	0.0	2,669.5
割合	0.00	1.38	96.01	0.00	100.00

注) その他：複数種の生育を含む。

② 都道府県

都道府県別マングローブ林面積を、表Ⅲ－２－５に示す。

マングローブ林は沖縄県(2,574.6ha 全国のマングローブ林面積の96.45%)に集中し、わずかではあるが鹿児島県にも分布する。

沖縄県では、複数種のマングローブが生育する区域を含む「その他」が2,506.8ha(全国のマングローブ林面積の93.91%)とほとんどを占め、ニッパヤシ36.8ha(同1.38%)、オヒルギ31.0ha(同1.16%)となっている。

鹿児島県でも、複数種のマングローブが生育する区域を含む「その他」が56.1ha(同2.10%)とほとんどを占め、メヒルギ38.8ha(同1.45%)となっている。

表Ⅲ－２－５(1) 都道府県別マングローブ林面積（浅海域内・外）

鹿児島県 (ha,%)

	メヒルギ	オヒルギ	ヤエヤマヒルギ	ヒルギモトキ	ヒルギタマシ
面積	38.8	0.0	0.0	0.0	0.0
割合	40.89	0.00	0.00	0.00	0.00
	マヤブシ	ニッパヤシ	その他	不明	合計
面積	0.0	0.0	56.1	0.0	94.9
割合	0.00	0.00	59.11	0.00	100.00

注) その他：複数種の生育を含む。

表Ⅲ－２－５(2) 都道府県別マングローブ林面積（浅海域内・外）

沖縄県		(ha,%)				
	メヒルギ	オヒルギ	ヤエマヒルギ	ヒルギモトキ	ヒルギタマシ	
面積	0.0	31.0	0.0	0.0	0.0	
割合	0.00	1.20	0.00	0.00	0.00	
	マフシギ	ニッパヤシ	その他	不明	合計	
面積	0.0	36.8	2,506.8	0.0	2,574.6	
割合	0.00	1.43	97.37	0.00	100.00	

注) その他：複数種の生育を含む。

③ 海区・海域

a. 海区

全国のマングローブ林の全て（2,669.5ha）が東シナ海区に分布する。

b. 海域

海域別マングローブ林面積を、図Ⅲ－２－19 に示す。

マングローブ林は、八重山列島（2,304.0ha 全国のマングローブ林面積の86.31%）に集中している。

八重山列島では、複数種のマングローブが生育する区域を含む「その他」が2,275.0ha（同85.22%）とほとんどを占めている。

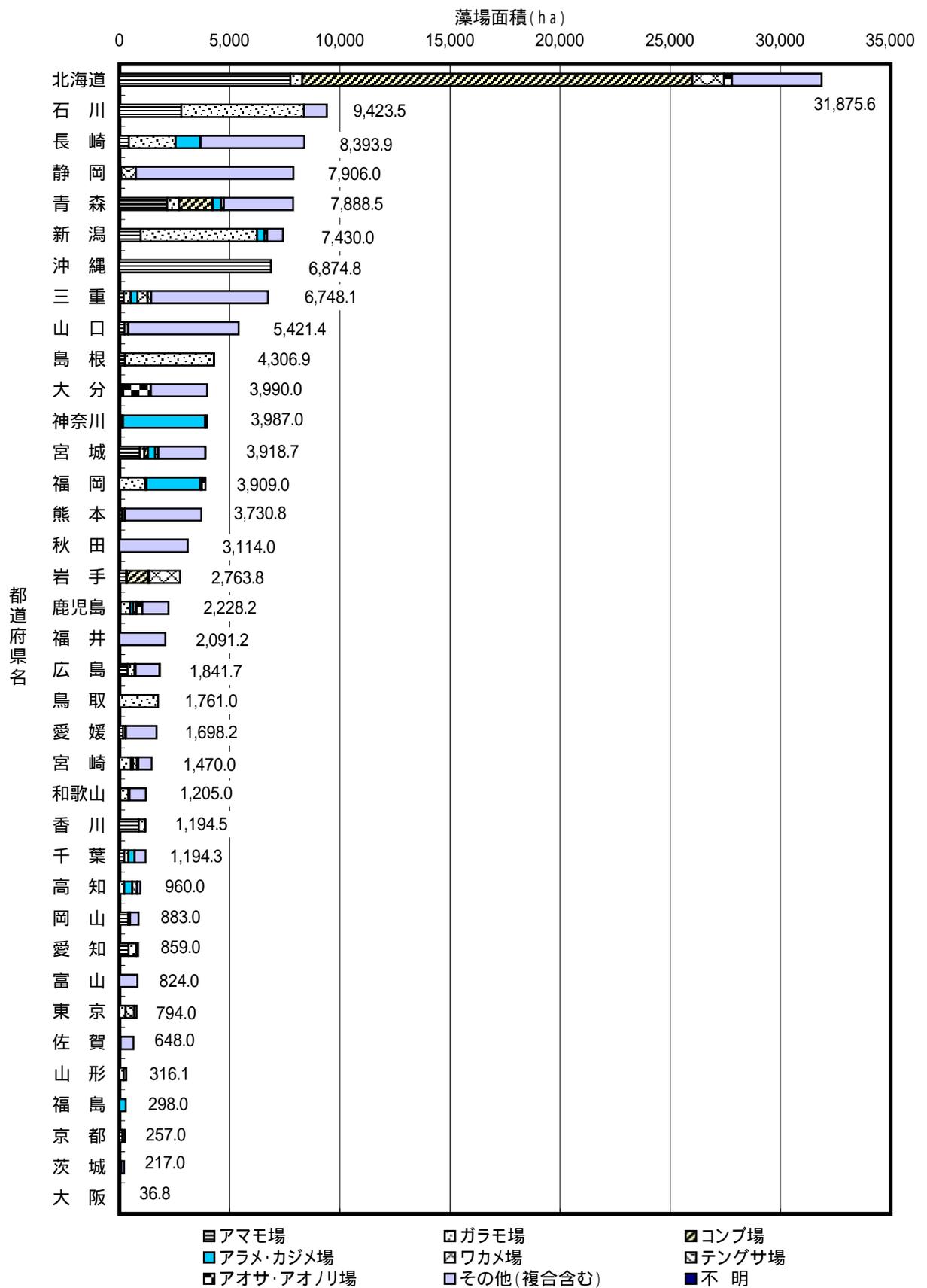
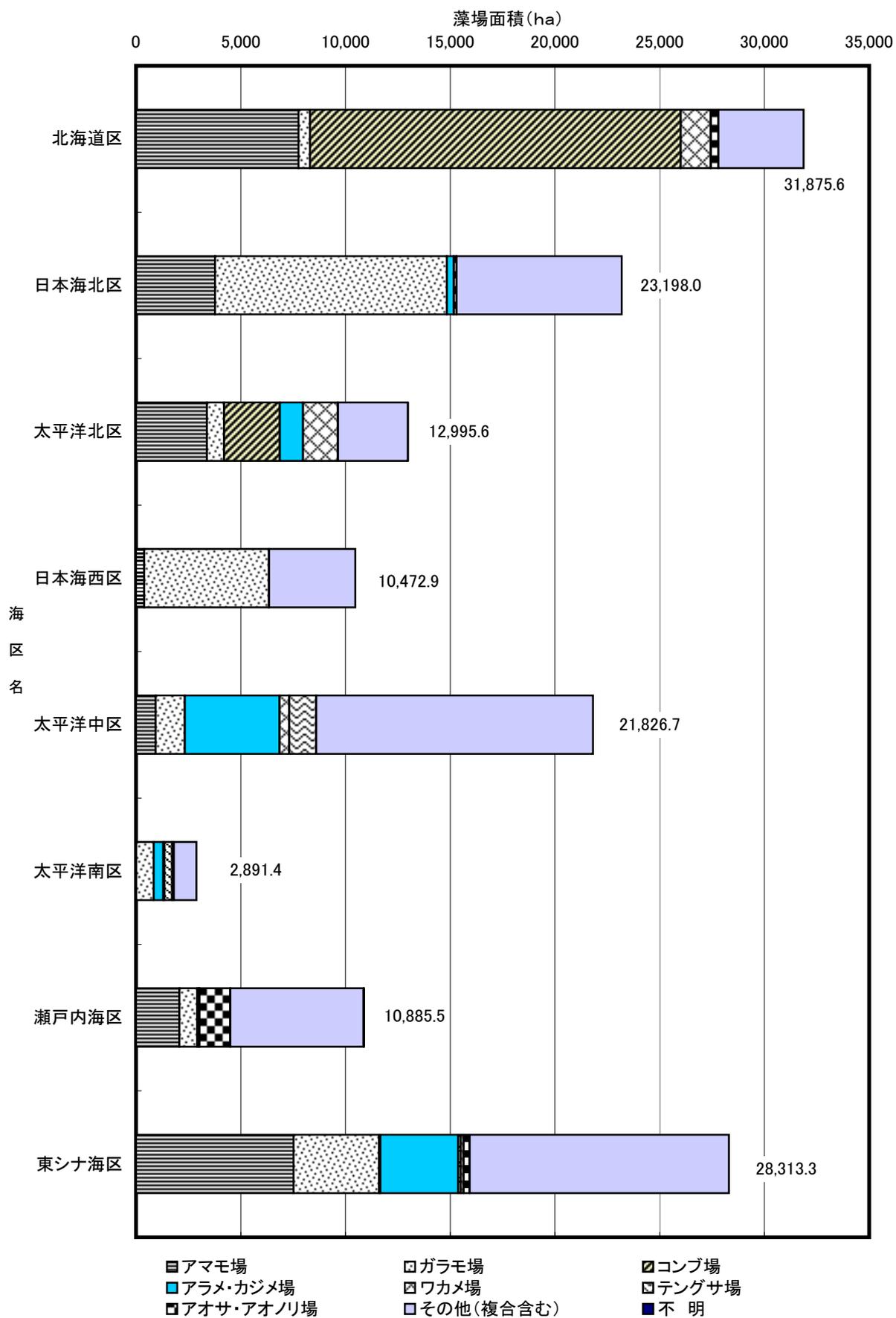
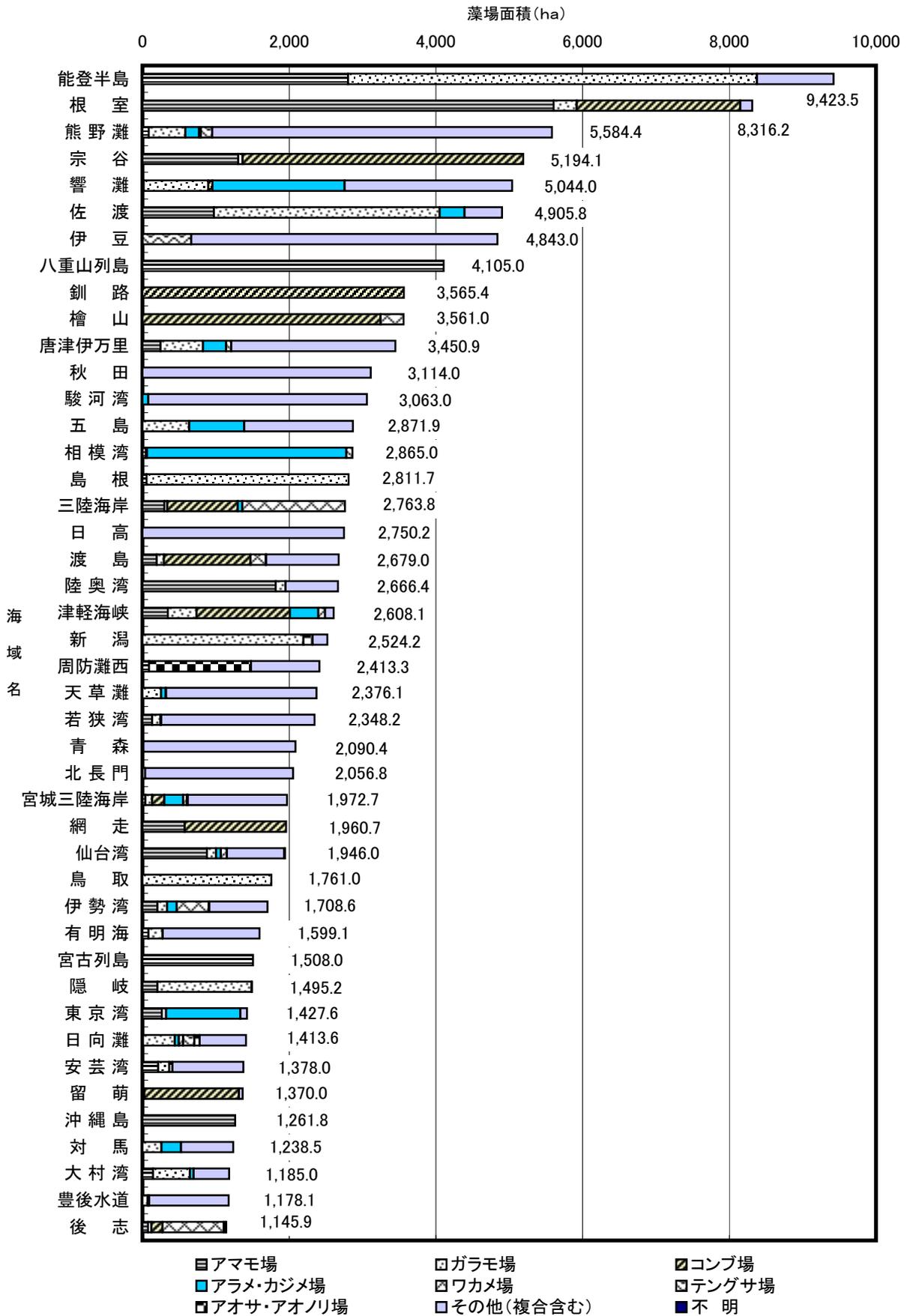


図 -2-10 都道府県別藻場面積



図Ⅲ-2-11 海区別藻場面積

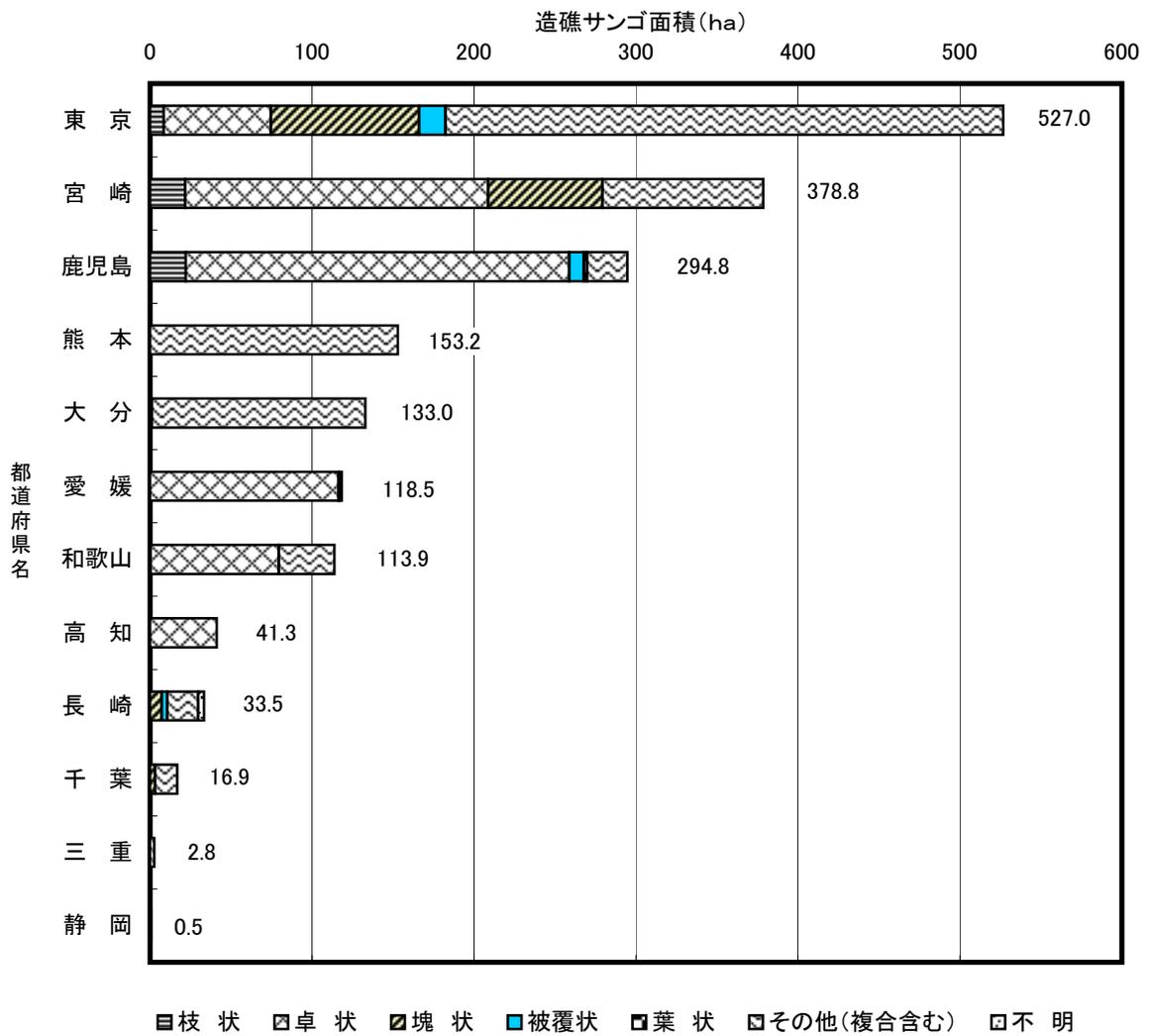


図Ⅲ-2-12(1) 海域別藻場面積(1)

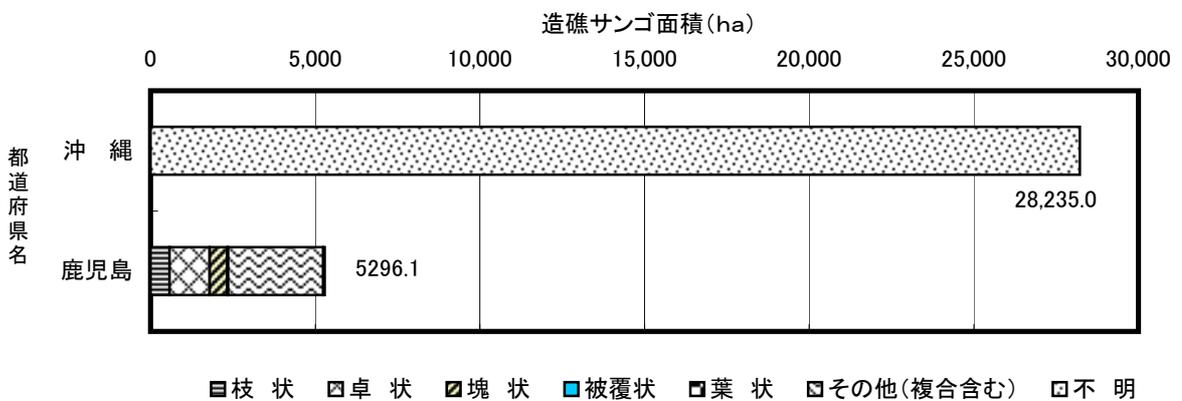


- アマモ場
- ガラモ場
- コンブ場
- アラム・カジメ場
- ワカメ場
- テングサ場
- アオサ・アオリ場
- その他(複合含む)
- 不明

図 -2-12(2) 海域別藻場面積(2)



図Ⅲ-2-13 都道府県別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)



図Ⅲ-2-14 都道府県別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)

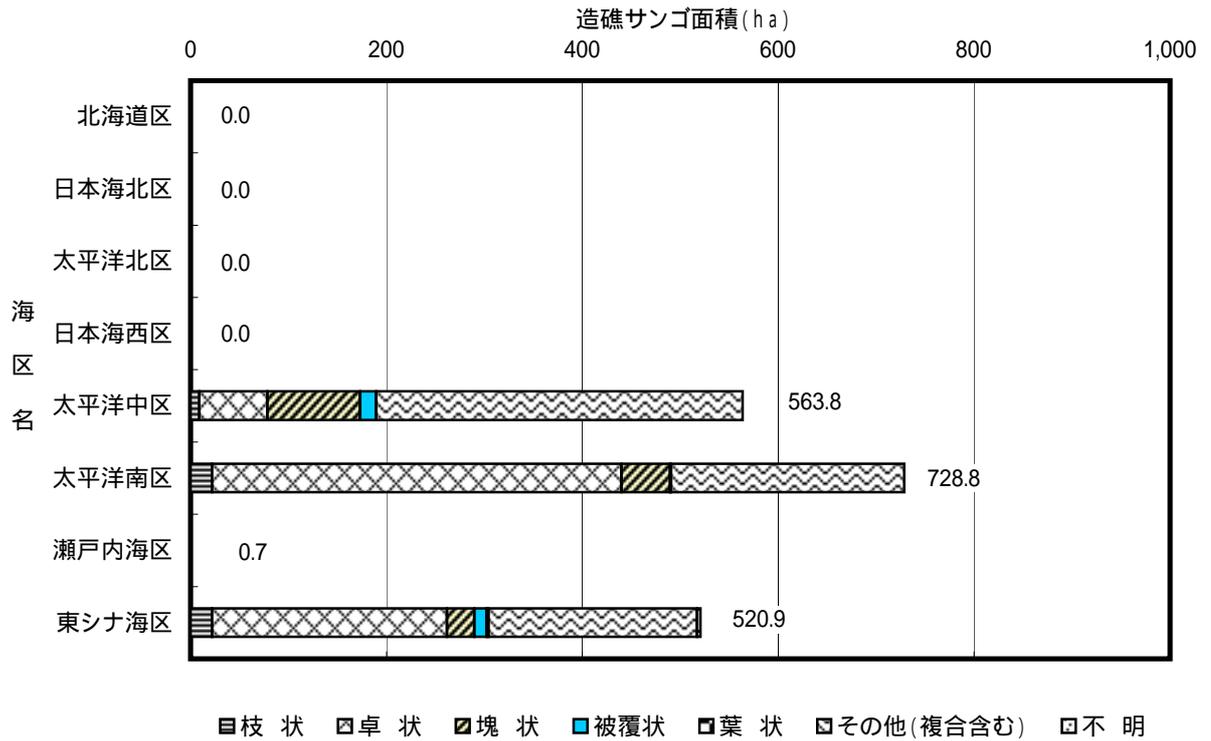


図 -2-15 海区別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)

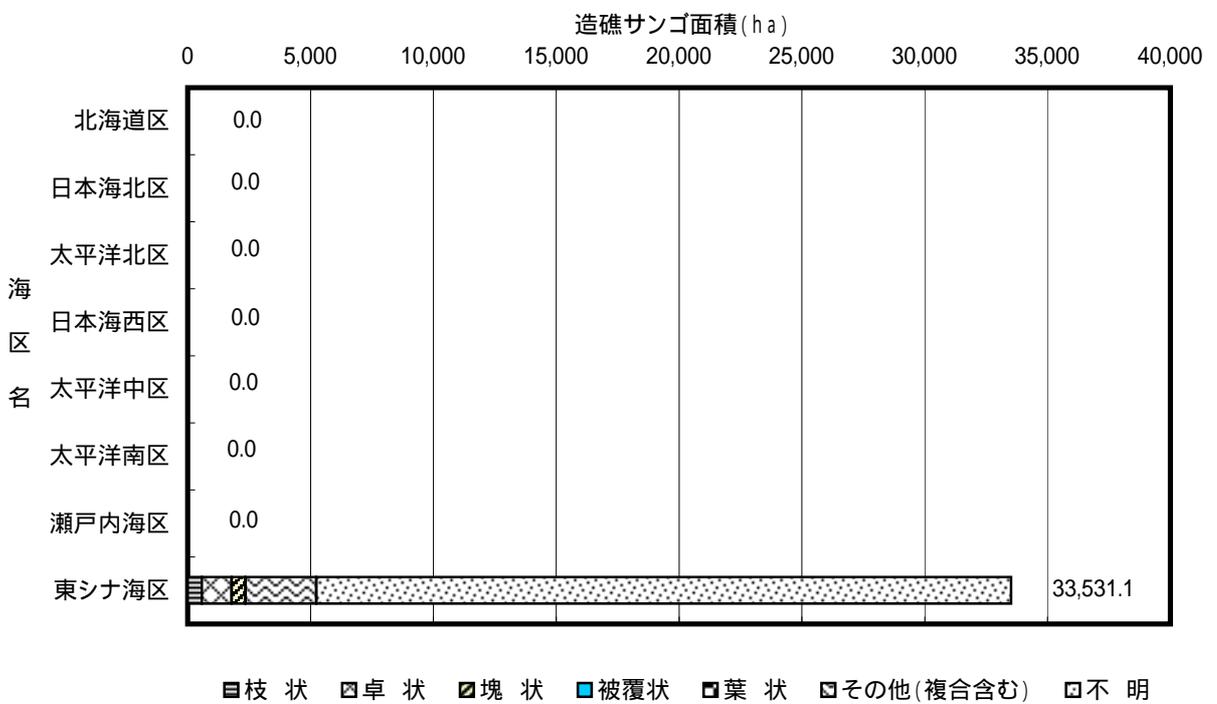
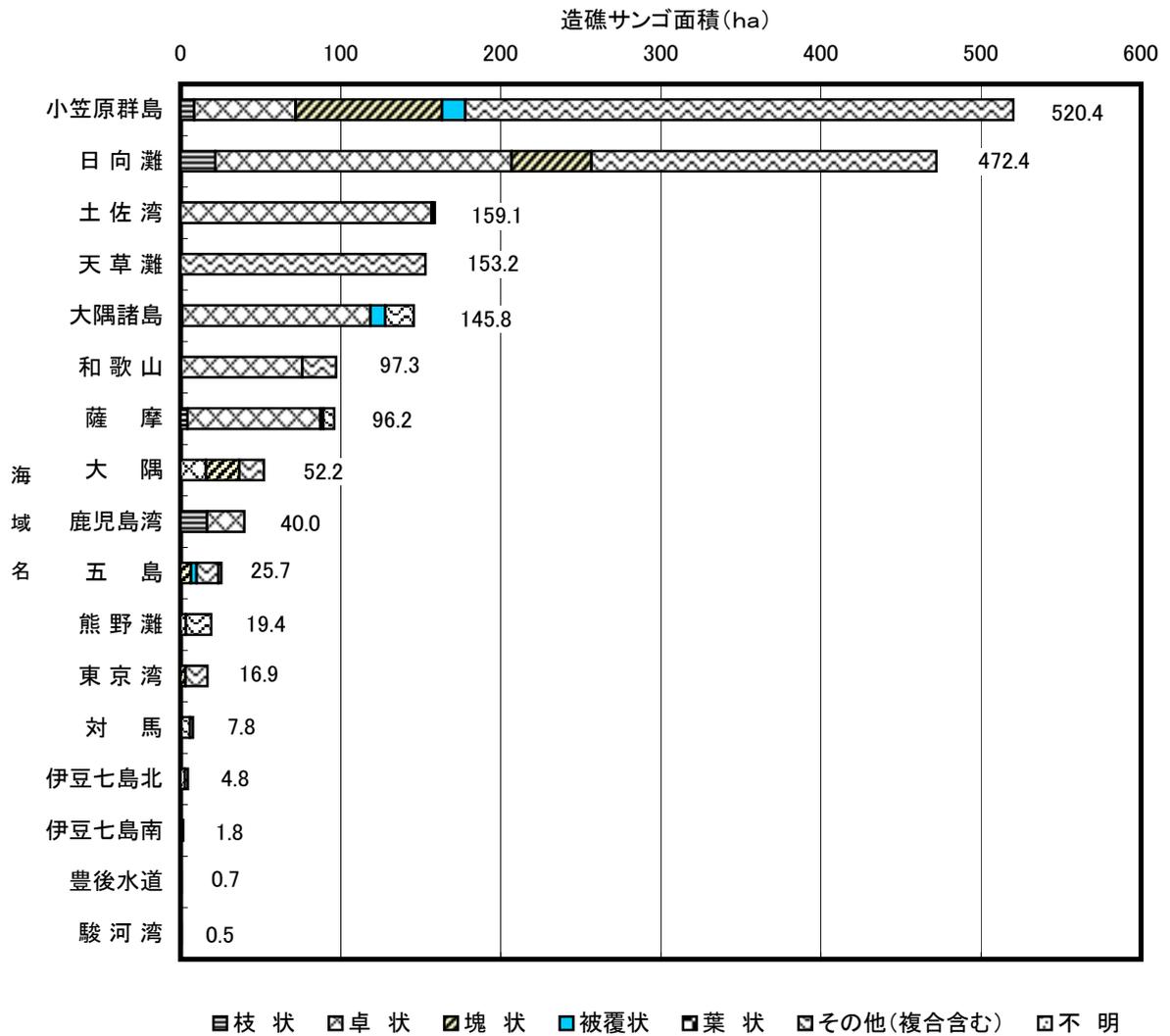
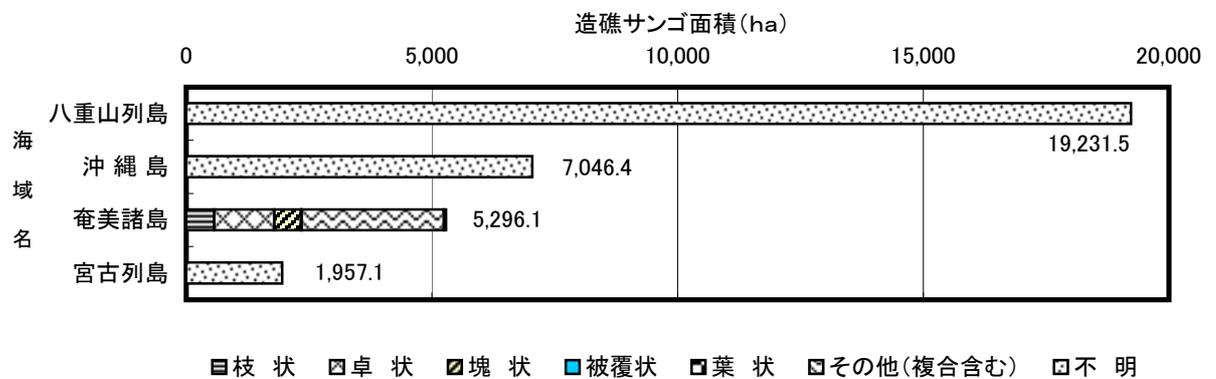


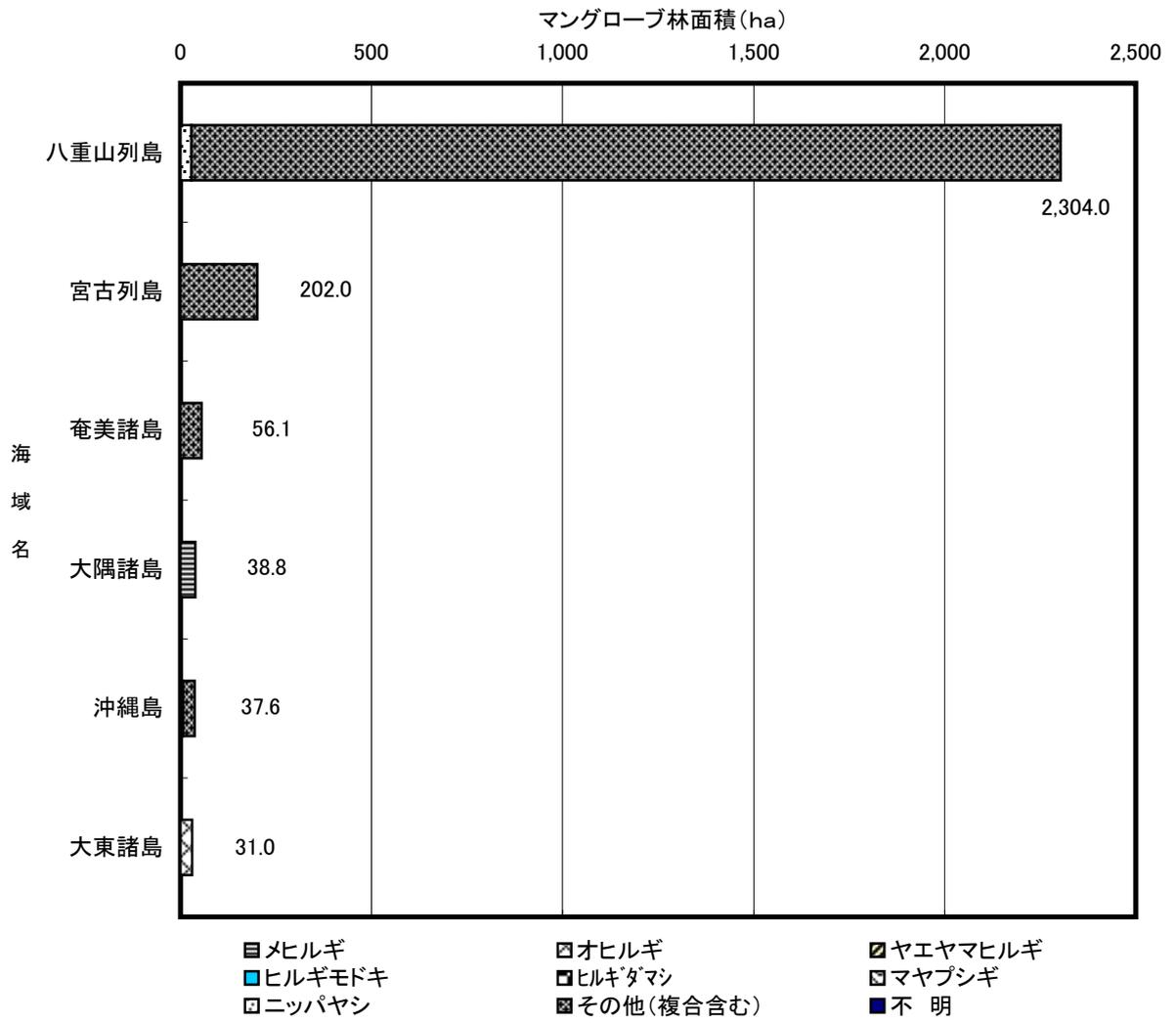
図 -2-16 海区別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)



図Ⅲ-2-17 海域別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)



図Ⅲ-2-18 海域別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)



図Ⅲ-2-19 海域別マングローブ林面積(浅海域内・外)

2.2 海辺利用・法指定等状況調査

1) 港湾・漁港区域の海岸延長

(1) 全 国

港湾法及び漁港法にもとづく全国の港湾・漁港区域の海岸延長を、表Ⅲ－２－６に示す。

全国の港湾・漁港区域の海岸延長は 16,015.84km、そのうち第1種漁港が 5,023.49km（全国の港湾・漁港区域の海岸延長の 31.37%）と最も長く、次いで地方港湾（3,854.89km 同 24.07%）、重要港湾（2,170.71km 同 13.55%）となっている。

表Ⅲ－２－６ 港湾法及び漁港法にもとづく全国の港湾・漁港区域の海岸延長 (km,%)

	特定 重要港湾	重要港湾	地方港湾	避難港	第1種 漁港	第2種 漁港
海岸延長	1,146.14	2,170.71	3,854.89	27.90	5,023.49	1,806.79
割合	7.16	13.55	24.07	0.17	31.37	11.28
	第3種 漁港	特定第3 種漁港	第4種 漁港	その他	合 計	
海岸延長	548.94	189.95	474.95	772.08	16,015.84	
割合	3.43	1.19	2.97	4.82	100.00	

注1) その他：複数種の分布。

2) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別港湾・漁港区域の海岸延長を、図Ⅲ－２－20に示す。

長崎県の港湾・漁港区域の海岸延長が 2,323.00km（全国の港湾・漁港区域の海岸延長の 14.50%）と最も長く、次いで鹿児島県（1,181.67km 同 7.38%）、北海道（1,018.18km 同 6.36%）、山口県（887.05km 同 5.54%）、愛媛県（768.32km 同 4.80%）となっている。

これらのうち、鹿児島県は地方港湾、その他の都道府県は第1種漁港が多い。

港湾・漁港区域の海岸延長が最も短いのは、大阪府（46.76km 全国の港湾・漁港区域の海岸延長の 0.29%）で、次いで山形県（61.92km 同 0.39%）、鳥取県（75.33km 同 0.47%）、福島県（77.70km 同 0.49%）、富山県（85.78km 同 0.54%）となっている。

(3) 海区・海域

① 海区

海区别港湾・漁港区域の海岸延長を、図Ⅲ－２－２１に示す。

東シナ海区の港湾・漁港区域の海岸延長が 5,356.38km（全国の港湾・漁港区域の海岸延長の 33.44%）と最も長く、次いで瀬戸内海区（3,354.89km 同 20.95%）、太平洋中区（2,176.83km 同 13.59%）となっている。

これらのうち、東シナ海区、瀬戸内海区は地方港湾、第1種漁港、太平洋中区は特定重要港湾が多い。

② 海域

海域別港湾・漁港区域の海岸延長を、図Ⅲ－２－２２に示す。

五島の港湾・漁港区域の海岸延長が 672.63km（全国の港湾・漁港区域の海岸延長の 4.20%）と最も長く、次いで東京湾（597.41km 同 3.73%）、大村湾（519.57km 同 3.24%）、対馬（486.19km 同 3.04%）、土佐湾（465.32km 同 2.91%）となっている。

これらのうち、五島、対馬、土佐湾は第1種漁港、東京湾は特定重要港湾、大村湾は重要港湾、地方港湾が多い。

火山列島、尖閣列島には港湾・漁港区域がなく、大東諸島（13.98km 全国の港湾・漁港区域の海岸延長の 0.09%）、伊予灘西（16.98km 同 0.11%）、大阪湾南（23.90km 同 0.15%）などは、港湾・漁港区域の海岸延長が短い。

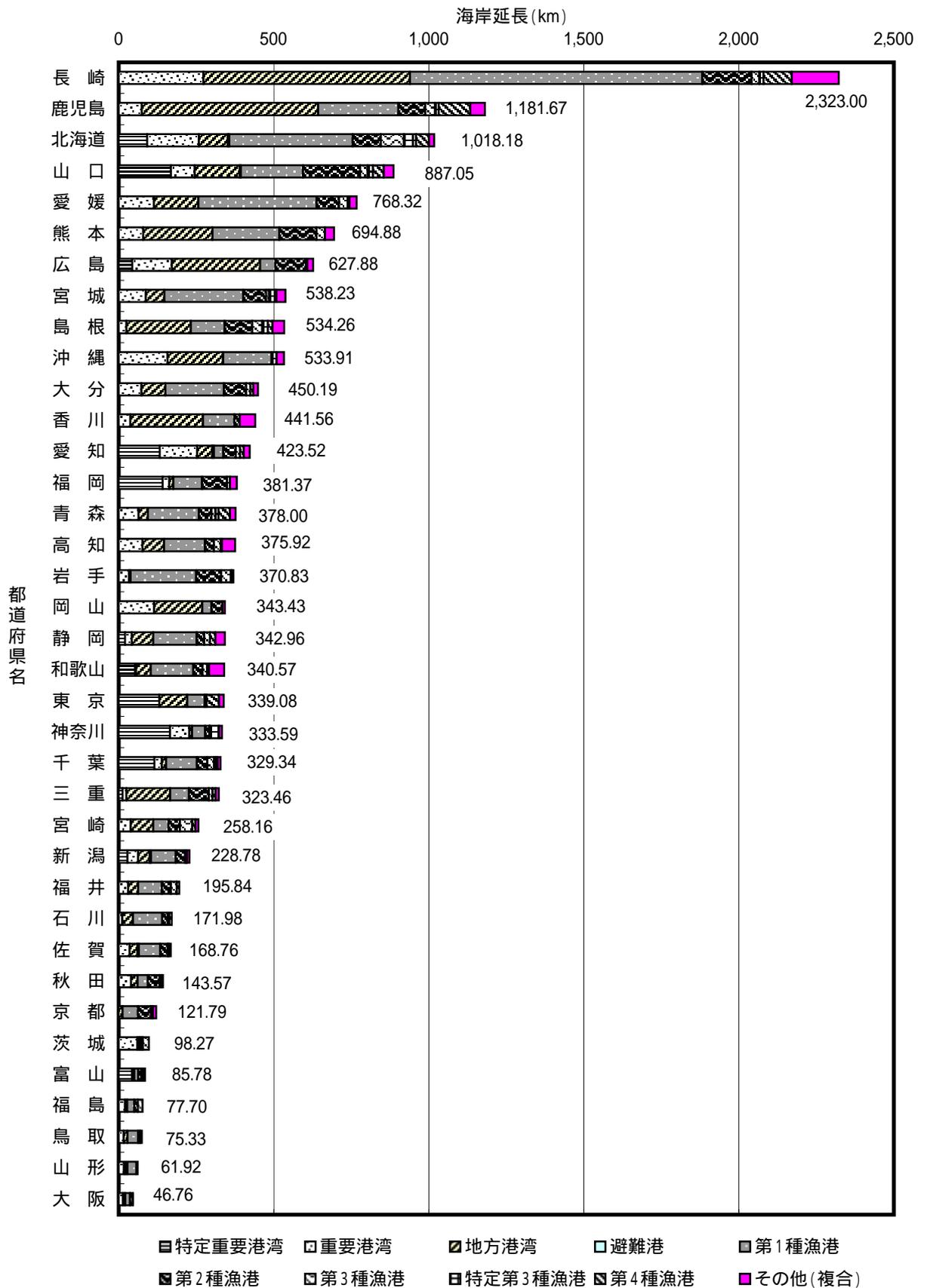
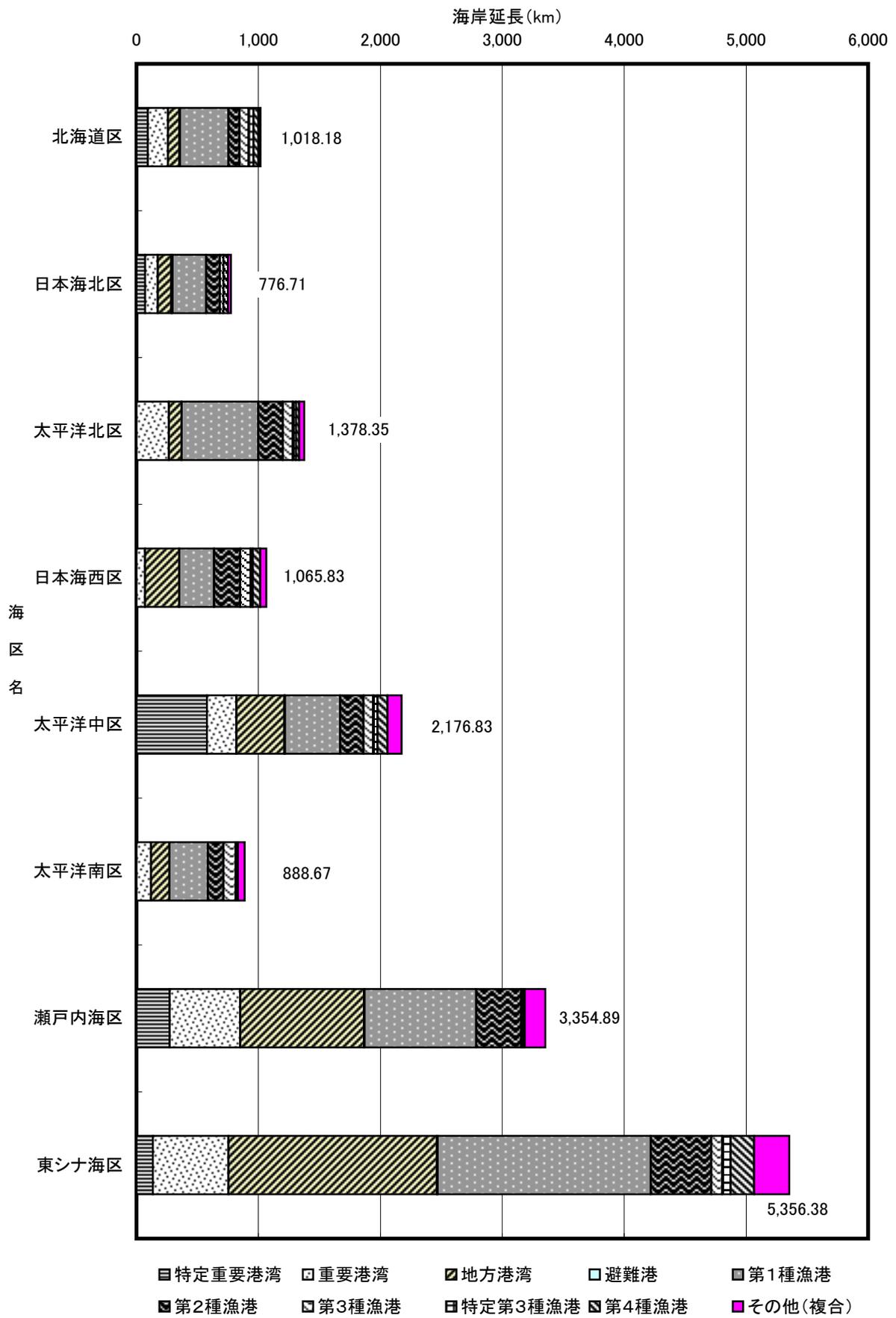
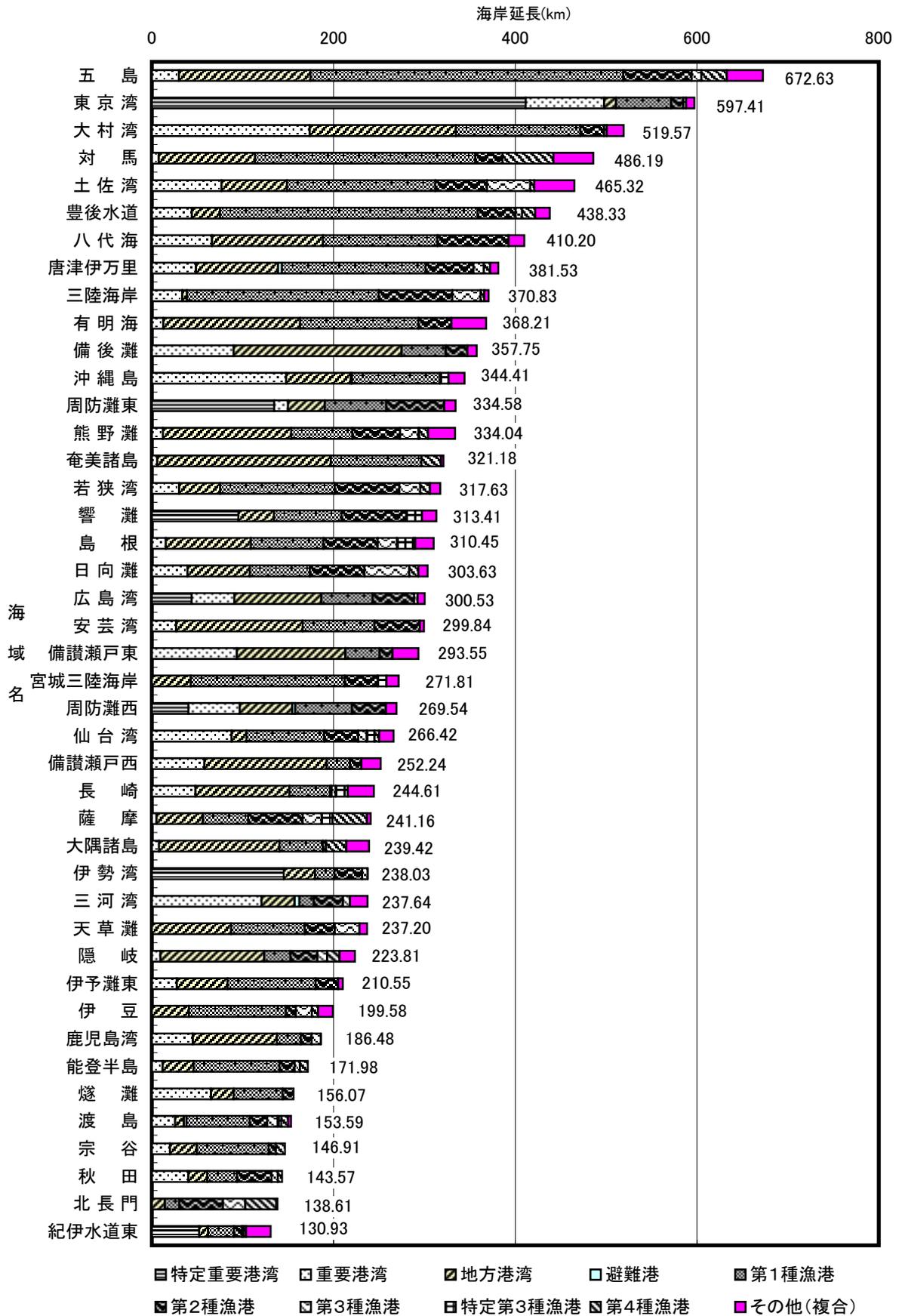


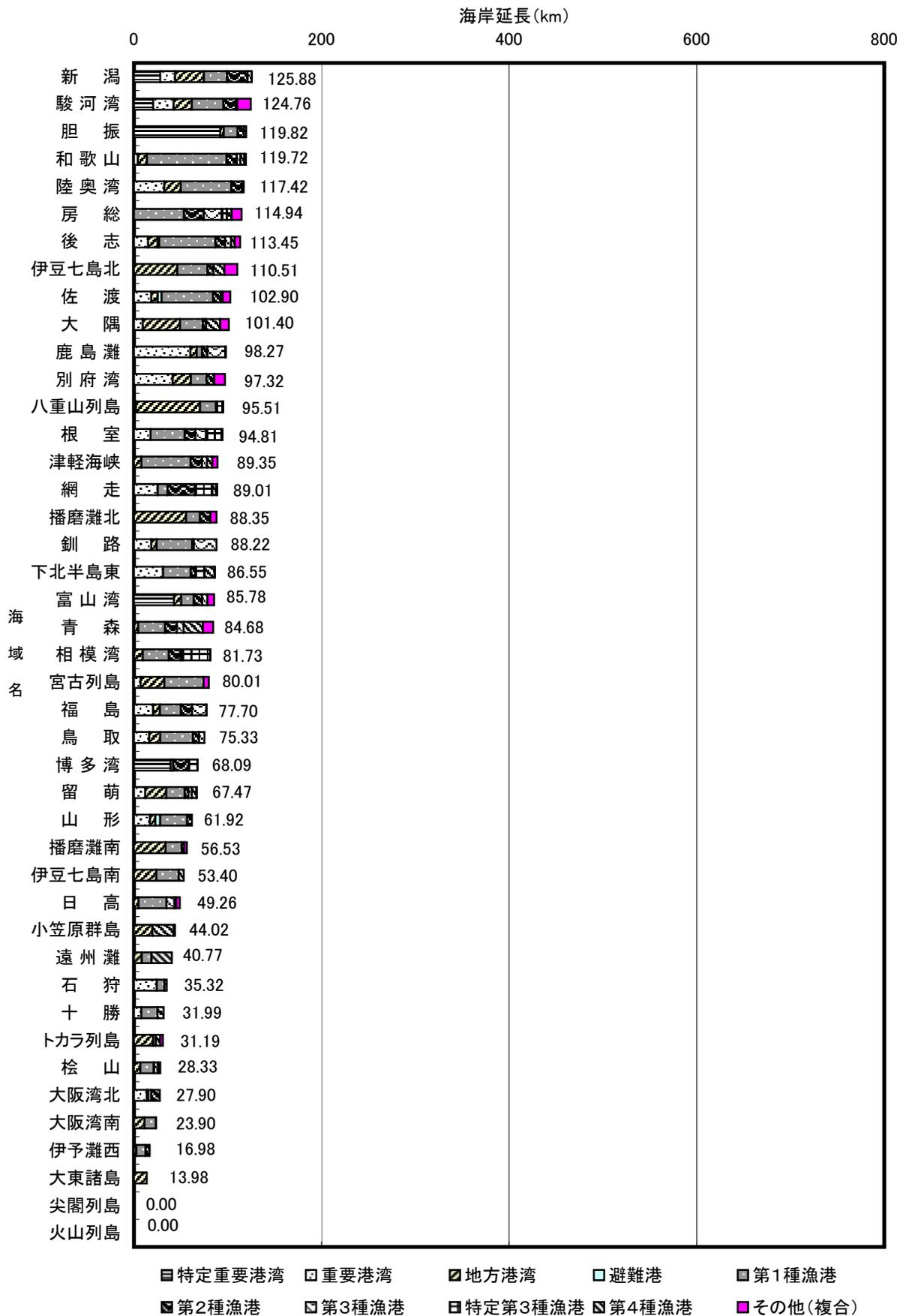
図 -2-20 都道府県別港湾・漁港区域の海岸延長



図Ⅲ-2-21 海区別港湾・漁港区域の海岸延長



図Ⅲ-2-22(1) 海域別港湾・漁港区域の海岸延長(1)



図Ⅲ-2-22(2) 海域別港湾・漁港区域の海岸延長(2)

2) 海岸保全区域の海岸延長

(1) 全 国

海岸法にもとづく全国の海岸保全区域の海岸延長を、表Ⅲ－２－７に示す。

全国の海岸保全区域の海岸延長は 14,167.03km、そのうち建設省所管の海岸保全区域が 5,141.95km（全国の海岸保全区域の海岸延長の 36.29%）と最も長く、次いで運輸省所管の海岸保全区域（3,079.82km 同 21.74%）、農林水産省所管の海岸保全区域（2,084.73km 同 14.72%）となっている。

表Ⅲ－２－７ 海岸法にもとづく全国の海岸保全区域の海岸延長
(km,%)

	建設省	運輸省	農林水産省	水産庁
海岸延長	5,141.95	3,079.82	2,084.73	2,440.87
割合	36.29	21.74	14.72	17.23
	道	町	その他	合計
海岸延長	52.92	5.43	1,361.31	14,167.03
割合	0.37	0.04	9.61	100.00

注 1) その他：複数種の分布。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別海岸保全区域の海岸延長を、図Ⅲ－２－23 に示す。

北海道の海岸延長が 2,002.05km（全国の海岸保全区域の海岸延長の 14.13%）と最も長く、次いで愛媛県（1,252.71km 同 8.84%）、長崎県（1,154.12km 同 8.15%）、鹿児島県（724.12km 同 5.11%）、三重県（608.03km 同 4.29%）となっている。

これらのうち、北海道は建設省所管、愛媛県は水産庁所管、長崎県、三重県は農林水産省所管、鹿児島県は運輸省所管の海岸保全区域が多い。

海岸保全区域の海岸延長が短いのは、秋田県（70.60km 全国の海岸保全区域の海岸延長の 0.50%）、山形県（73.87km 同 0.52%）、京都府（106.14km 同 0.75%）、岩手県（113.43km 同 0.80%）、大阪府（116.23km 同 0.82%）などとなっている。

(3) 海区・海域

① 海 区

海区別海岸保全区域の海岸延長を、図Ⅲ－２－24 に示す。

東シナ海区の海岸延長が 3,238.86km（全国の海岸保全区域の海岸延長の 22.86%）最も長く、次いで瀬戸内海区（3,148.94km 同 22.23%）、太平洋中

区 (2,311.20km 同 16.31%)、北海道区 (2,002.05km 同 14.13%) となっている。

これらのうち、東シナ海区は建設省及び農林水産省所管、瀬戸内海区は運輸省所管、太平洋中区、北海道区は建設省所管の海岸保全区域が多い。

② 海 域

海域別海岸保全区域の海岸延長を、図Ⅲ－２－２５に示す。

豊後水道の海岸延長が 536.13km (全国の海岸保全区域の海岸延長の 3.78%) と最も長く、次いで熊野灘 (504.32km 同 3.56%)、土佐湾 (451.44km 同 3.19%)、東京湾 (391.85km 同 2.77%)、能登半島 (381.47km 同 2.69%) となっている。

これらのうち、豊後水道、土佐湾は水産庁所管、熊野灘は建設省所管、農林水産省所管、東京湾は運輸省所管、能登半島は建設省所管の海岸保全区域が多い。

火山列島、尖閣列島、大東諸島には海岸保全区域がなく、小笠原諸島 (3.86km 全国の海岸保全区域の海岸延長の 0.03%)、トカラ列島 (19.49km 同 0.14%) などは、海岸保全区域の海岸延長が短い。

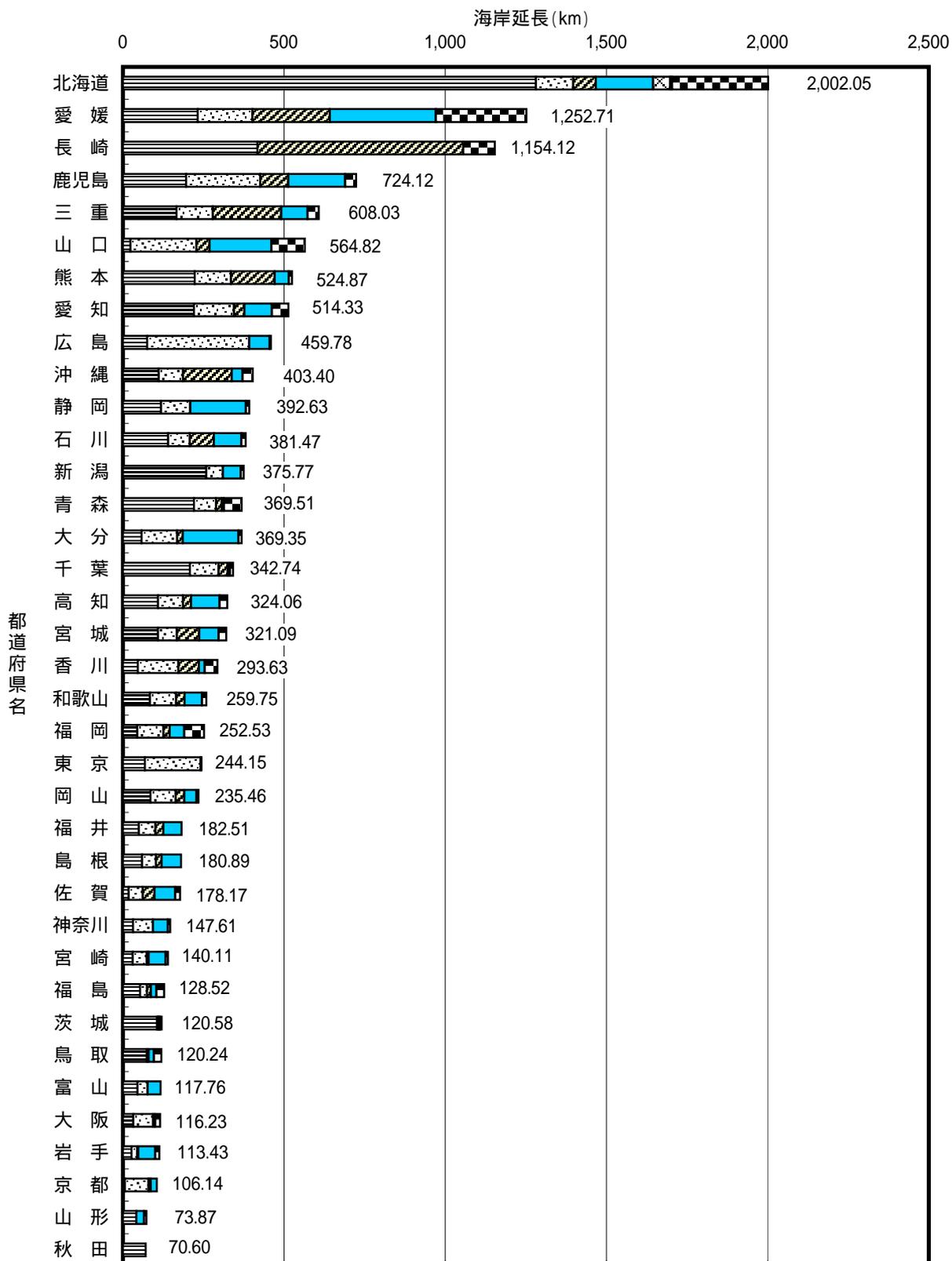
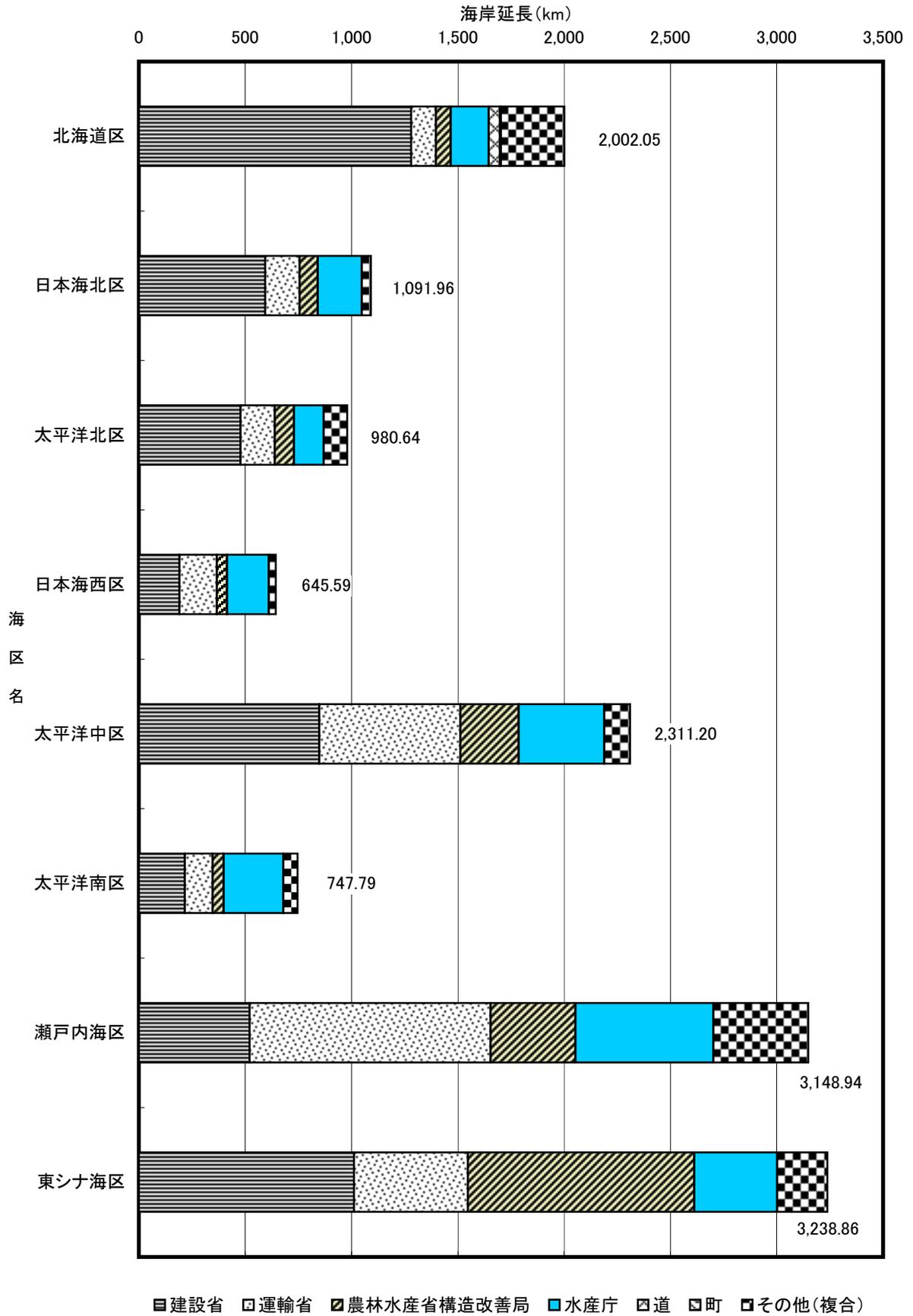
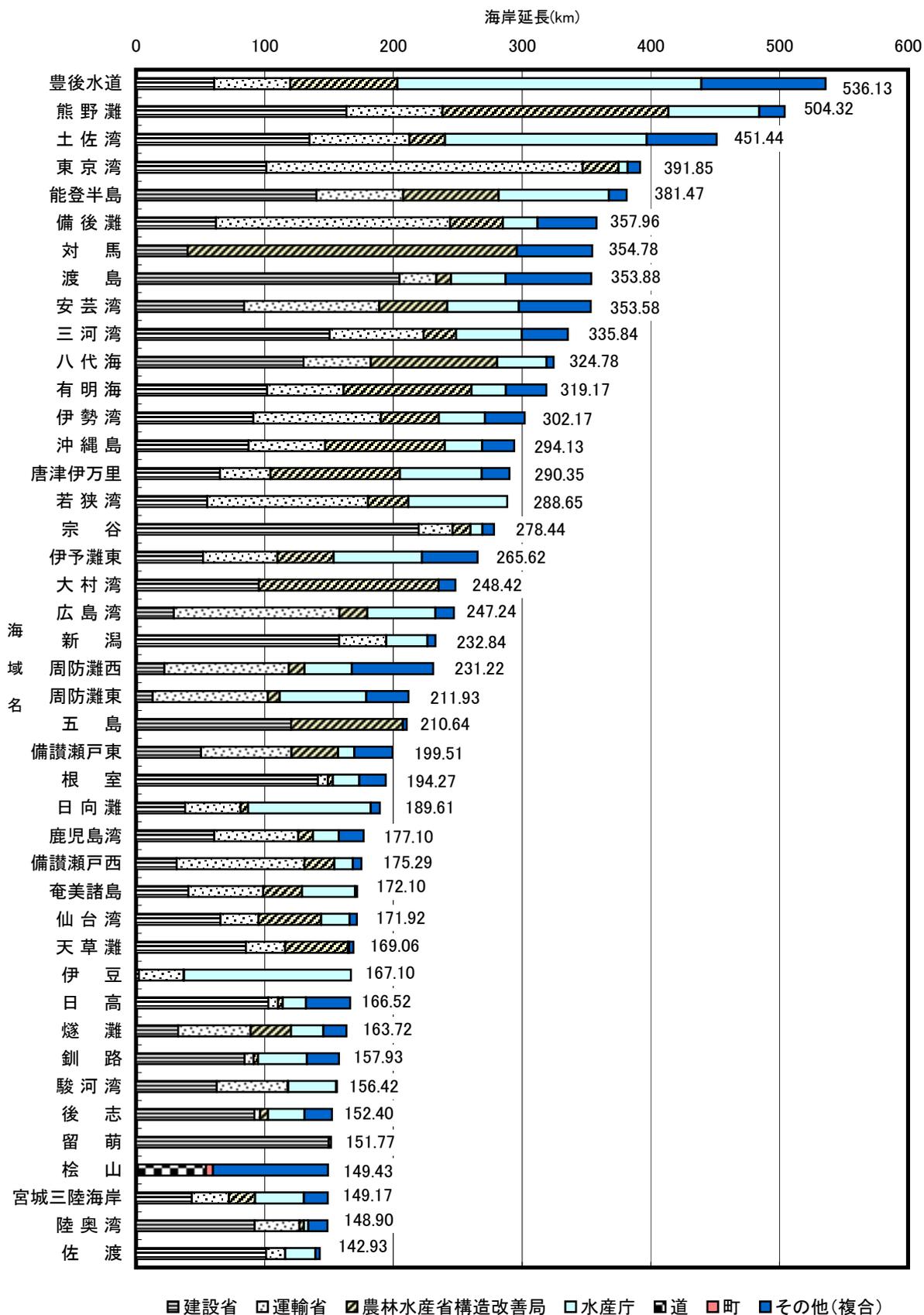


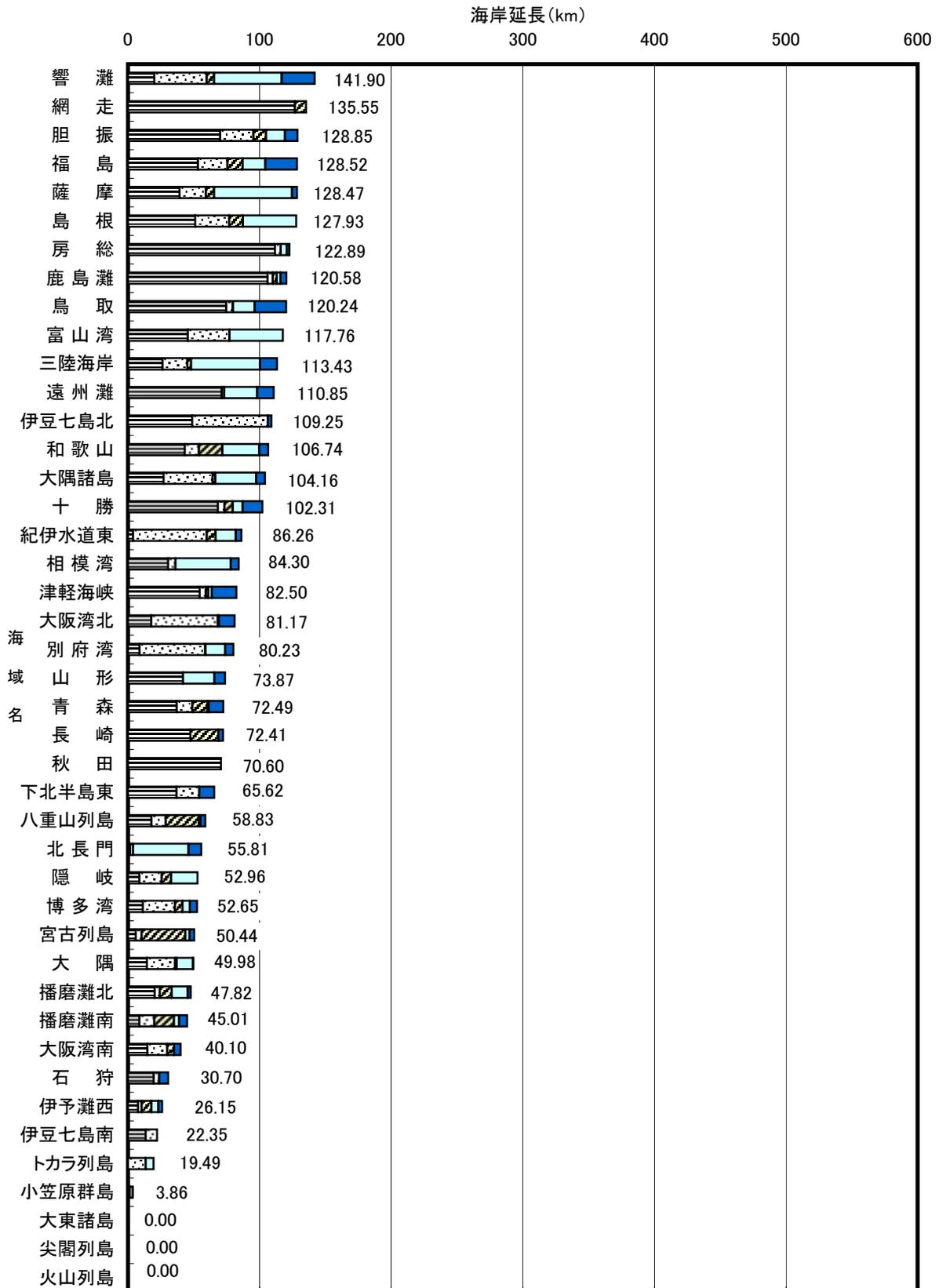
図 -2-23 都道府県別海岸保全区域の海岸延長



図Ⅲ-2-24 海区別海岸保全地域の海岸延長



図Ⅲ-2-25(1) 海域別海岸保全区域の海岸延長(1)



■建設省 □運輸省 ▨農林水産省構造改善局 □水産庁 ■道 ■町 ■その他(複合)

図Ⅲ-2-25(2) 海域別海岸保全区域の海岸延長(2)

3) 自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長

(1) 全 国

自然公園法及び自然環境保全法にもとづく全国の自然公園及び自然環境保全地域の地種区分別海岸延長を、表Ⅲ－２－８に示す。

自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長は 18,365.37km、そのうち自然公園が 18,234.82km で全国の自然公園及び自然環境保全区域の 99.29%を占めている。

自然公園では、国立公園が 9,076.02km (同 49.42%)、国定公園が 5,788.99km (同 31.52%)、都道府県立自然公園が 3,369.81m (同 18.35%) である。

国立公園は、特別地域が 4,491.56km (同 24.46%) と最も長く、次いで普通地域 (4,061.33km 同 22.11%)、特別保護地区は 521.28km (同 2.84%)、海中公園地区は 1.85km (同 0.01%) である。

国定公園も同様に、特別地域が 4,145.83km (同 22.57%) と最も長く、次いで普通地域 (1,369.60km 同 7.46%)、特別保護地区は 271.05km (同 1.48%)、海中公園地区は 2.51km (同 0.01%) である。

都道府県立自然公園は、特別地域が 1,453.30km (同 7.91%)、普通地域が 1,916.51km 同 10.44%) である。

自然環境保全地域では、原生自然環境保全地域が 7.25km (同 0.04%)、都道府県自然環境保全地域が 123.30km (同 0.67%) である。

都道府県自然環境保全地域は、特別地区が 47.39km (同 0.26%)、特別地区に含まれない区域が 75.91km (同 0.41%) である。

表Ⅲ－２－８ 自然公園法及び自然環境保全法にもとづく全国の
自然公園及び自然環境保全地域の地種区分別海岸延長
(km,%)

区 分	海岸延長	割 合
合 計	18,365.37	100.00
自然公園	18,234.82	99.29
国立公園	9,076.02	49.42
特別保護地区	521.28	2.84
特別地域	4,491.56	24.46
普通地域	4,061.33	22.11
海中公園地区	1.85	0.01
国定公園	5,788.99	31.52
特別保護地区	271.05	1.48
特別地域	4,145.83	22.57
普通地域	1,369.60	7.46
海中公園地区	2.51	0.01
都道府県立自然公園	3,369.81	18.35
特別地域	1,453.30	7.91
普通地域	1,916.51	10.44
自然環境保全地域	130.55	0.71
原生自然環境保全地域	7.25	0.04
都道府県自然環境保全地域	123.30	0.67
特別地区	47.39	0.26
特別地区に含まれない区域	75.91	0.41

注) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長を、図Ⅲ－２－26に示す。
長崎県の自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長が2,337.53km(全国の自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長の12.73%)と最も長く、次いで北海道(1,126.77km 同6.14%)、鹿児島県(1,119.82km 同6.10%)、山口県(1,068.52km 同5.82%)、広島県(1,034.79km 同5.63%)となっている。
これらのうち、雲仙天草国立公園や西海国定公園のある長崎県は国立公園、国

定公園、北海道は都道府県立自然公園、鹿児島県は国定公園、都道府県立自然公園、瀬戸内海国立公園のある山口県及び広島県は国立公園が多い。

自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長が短いのは、神奈川県（6.85km 全国の自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長の0.04%）、富山県（26.69km 同0.15%）、茨城県（34.39km 同0.19%）、鳥取県（43.31km 同0.24%）などである。

① 国立公園

都道府県別国立公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－27に示す。

広島県の海岸延長が1,034.79km（全国の国立公園の海岸延長の11.40%）と最も長く、次いで長崎県（1,000.87km 同11.03%）、愛媛県（859.44km 同9.47%）、三重県（802.25km 同8.84%）、山口県（710.74km 同7.83%）となっている。

これらのうち、広島県、愛媛県、山口県は普通地域、長崎県、三重県は特別地域が多い。

青森県、秋田県、山形県、福島県、茨城県をはじめとする15都道府県で、国立公園がみられない。

② 国定公園

都道府県別国定公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－28に示す。

長崎県の海岸延長が908.76km（全国の国定公園の海岸延長の15.70%）と最も長く、次いで北海道（396.49km 同6.85%）、鹿児島県（390.15km 同6.74%）、福井県（379.51km 同6.56%）、石川県（368.09km 同6.36%）となっている。

これらいずれの都道府県も、特別地域が多い。

岩手県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県をはじめとする16都道府県で、国定公園がみられない。

③ 都道府県立自然公園

都道府県別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－29に示す。

北海道の海岸延長が516.88km（全国の都道府県立自然公園の海岸延長の15.34%）と最も長く、次いで鹿児島県（423.71km 同12.57%）、長崎県（404.00km 同11.99%）、和歌山県（248.93km 同7.39%）、宮城県（199.93km 同5.93%）となっている。

これらのうち、北海道、鹿児島県、和歌山県は特別地域が、長崎県、宮城県は普通地域が多い。

岩手県、東京都、石川県、福井県、京都府をはじめとする 11 都道府県で、都道府県立自然公園がみられない。

④ 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は東京都のみに分布し、海岸延長は 7.25km である。

⑤ 都道府県自然環境保全地域

都道府県別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－２－30 に示す。

宮城県の海岸延長が 37.61km（全国の都道府県自然環境保全地域の海岸延長の 30.50%）と最も長く、次いで北海道（23.97km 同 19.44%）、長崎県（23.90km 同 19.38%）、三重県（21.23km 同 17.22%）、沖縄県（9.98km 同 8.09%）となっている。

これらのうち、宮城県は特別地区に含まれない区域、北海道、長崎県、三重県は特別地区が多い。

そのほか、沖縄県、島根県、新潟県、福岡県、石川県にも都道府県自然環境保全地域が分布する。

(3) 海区・海域

① 海区

海區別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長を、図Ⅲ－２－31 に示す。

東シナ海区の海岸延長が 5,128.73km（全国の自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長の 27.93%）と最も長く、次いで瀬戸内海区（4,352.85km 同 23.70%）で、これら 2 海域で全国の自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長の 51.63%を占める。

東シナ海区は国立公園、国定公園、瀬戸内海区は国立公園が多い。

a. 国立公園

海區別国立公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－２－32 に示す。

瀬戸内海国立公園のある瀬戸内海区の海岸延長が 3,753.71km（全国の国立公園海岸延長の 41.36%）と最も長く、次いで東シナ海区（1,904.77km 同 20.99%）、太平洋中区（1,751.53km 同 19.30%）となっている。

これらのうち、瀬戸内海区は普通地域、東シナ海区、太平洋中区は特別地域が多い。

日本海北区では、国立公園はみられない。

b. 国定公園

海區別国定公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－２－33 に示す。

東シナ海区の海岸延長が 2,026.89km（全国の国定公園海岸延長の 35.01%）

と最も長く、次いで日本海西区(849.64km 同 14.68%)、日本海北区(847.90km 同 14.65%)となっている。

これらいずれの海区も、特別地域が多い。

c. 都道府県立自然公園

海区別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－34に示す。

東シナ海区の海岸延長が1,161.58km(全国の都道府県立自然公園の海岸延長の34.47%)と最も長く、次いで北海道区(516.88km 同 15.34%)となっている。

これらのうち、東シナ海区は普通地域、北海道区は特別地域が多い。

d. 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は太平洋中区のみに分布し、海岸延長は7.25kmである。

e. 都道府県自然環境保全地域

海区別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－35に示す。

太平洋北区の海岸延長が37.61km(全国の都道府県自然環境保全地域の海岸延長の30.50%)と最も長く、次いで東シナ海区(35.49km 同 28.78%)、北海道区(23.97km 同 19.44%)となっている。

これらのうち、太平洋北区は全て特別地区に含まれない地域、東シナ海区、北海道区は特別地区と特別地区に含まれない区域がほぼ半々となっている。

太平洋南区、瀬戸内海区には、都道府県自然環境保全地域は分布しない。

② 海 域

海域別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長を、図Ⅲ－2－36に示す。

熊野灘の海岸延長が867.46km(全国自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長の4.72%)と最も長く、次いで対馬(686.07km 同 3.74%)、若狭湾(640.97km 同 3.49%)、五島(622.57km 同 3.39%)、安芸灘(606.54km 同 3.30%)となっている。

これらのうち、熊野灘、五島、安芸灘は国立公園、対馬、若狭湾は国定公園が多い。

胆振、大阪湾北、宮古列島、尖閣列島、大東諸島には、自然公園及び自然環境保全地域は分布しない。

a. 国立公園

海域別国立公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－37に示す。

熊野灘の海岸延長が843.24km(全国国立公園海岸延長の9.29%)と最も長く、次いで安芸灘(606.54km 同 6.68%)、五島(599.52km 同 6.61%)、備

後灘（586.83km 同 6.47%）、広島湾（530.10km 同 5.84%）となっている。

これらのうち、熊野灘、五島は特別地域、安芸灘、備後灘、広島湾は普通地域が多い。

釧路、十勝、日高、胆振、渡島をはじめとする 38 海域で、国立公園がみられない。

b. 国定公園

海域別国定公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－38 に示す。

対馬の海岸延長が 685.22km（全国の国定公園海岸延長の 11.84%）と最も長く、次いで若狭湾（600.05km 同 10.37%）、唐津伊万里（519.70km 同 8.98%）、日向灘（403.74km 同 6.97%）、能登半島（368.09km 同 6.36%）となっている。

これらいずれの海域も、特別地域が多い。

宗谷、根室、釧路、胆振、渡島をはじめとする 50 海域で、国定公園がみられない。

c. 都道府県立自然公園

海域別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－39 に示す。

薩摩の海岸延長が 287.58km（全国の都道府県立自然公園海岸延長の 8.53%）と最も長く、次いで土佐湾（183.94km 同 5.46%）、豊後水道（182.61km 同 5.42%）、仙台湾（169.46km 同 5.03%）、和歌山（162.13km 同 4.81%）となっている。

これらのうち、薩摩、和歌山は特別地域、土佐湾、豊後水道、仙台湾は普通地域が多い。

網走、十勝、日高、胆振、石狩をはじめとする 39 海域で、都道府県立自然公園がみられない。

d. 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は火山列島のみ分布し、海岸延長は 7.25km である。

e. 都道府県自然環境保全地域

海域別都道府県立自然環境保全地域の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－40 に示す。

仙台湾の海岸延長が 37.61km（全国の都道府県自然環境保全地域海岸延長の 30.50%）と最も長く、次いで五島（23.05km 同 18.69%）、熊野灘（21.23km 同 17.22%）、渡島（13.78km 同 11.18%）、根室（10.19km 同 8.26%）となっている。

これらのうち、仙台湾、根室は特別地区に含まれない区域、熊野灘、渡島は特別地区が多く、五島は特別地区と特別地区に含まれない区域がほぼ半々となっている。

そのほか、八重山列島、島根、沖縄島、新潟、響灘、対馬、能登半島にも都道府県自然環境保全地域が分布する。

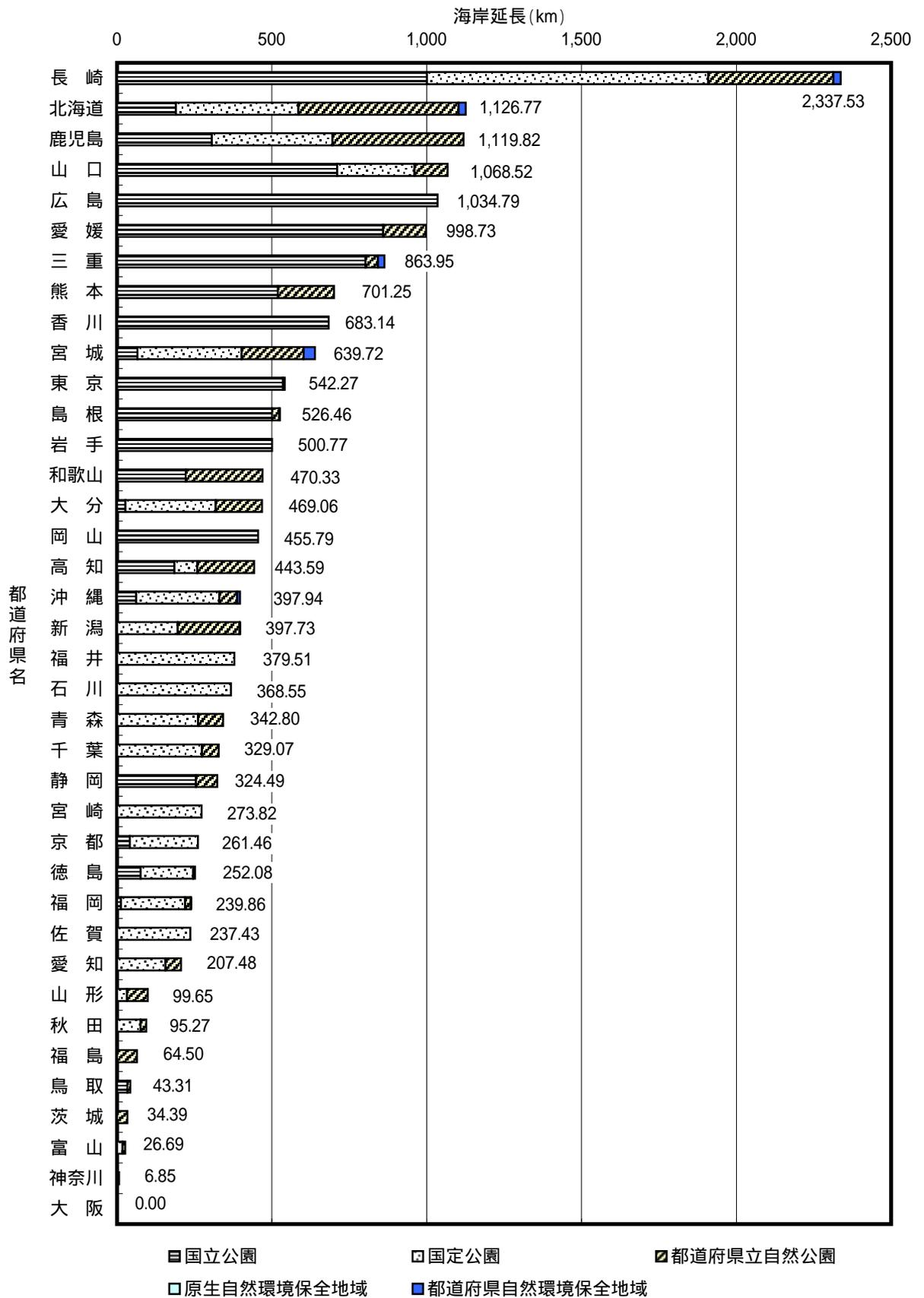
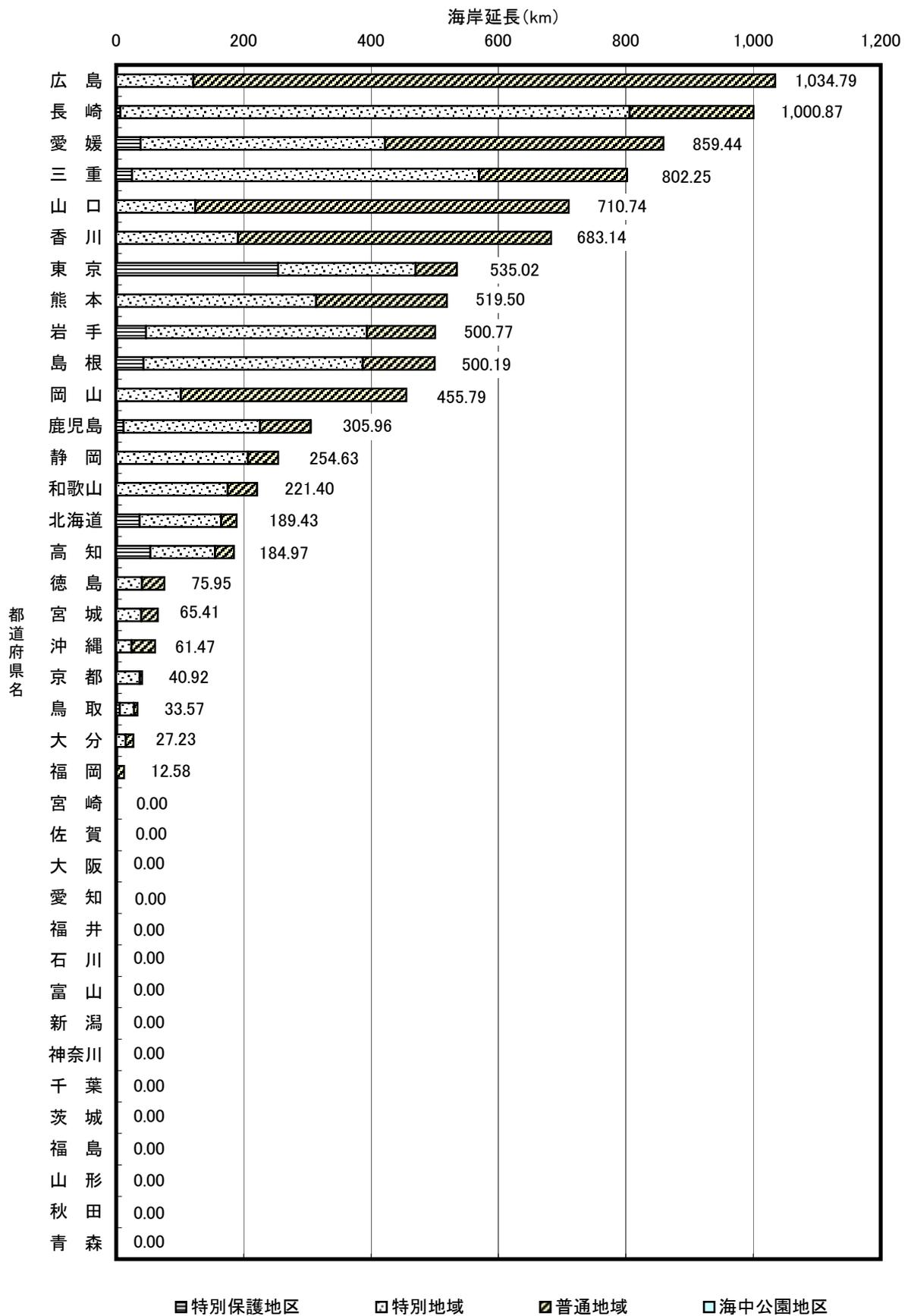


図 -2-26 都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長



図Ⅲ-2-27 都道府県別国立公園の地種区分別海岸延長

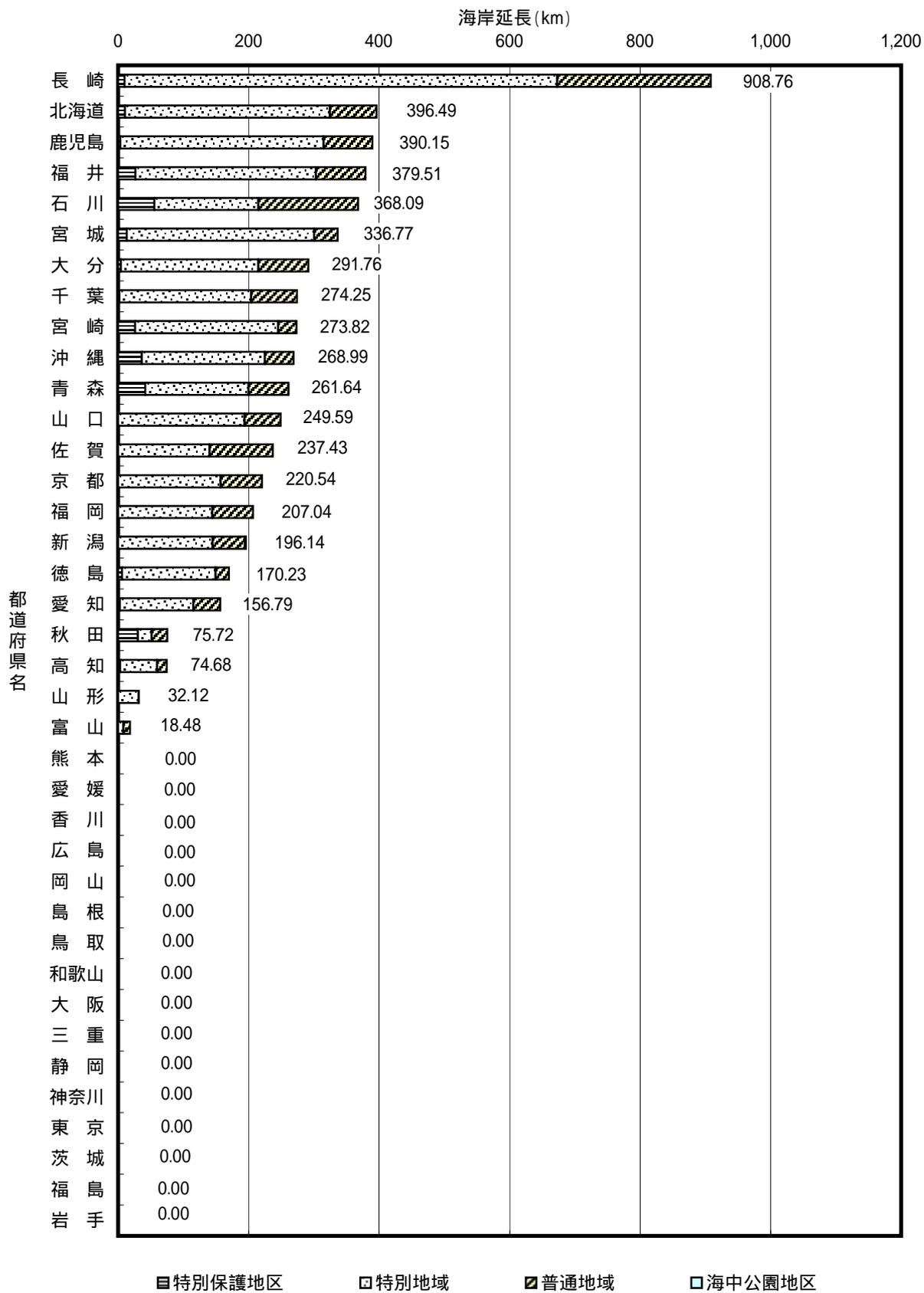
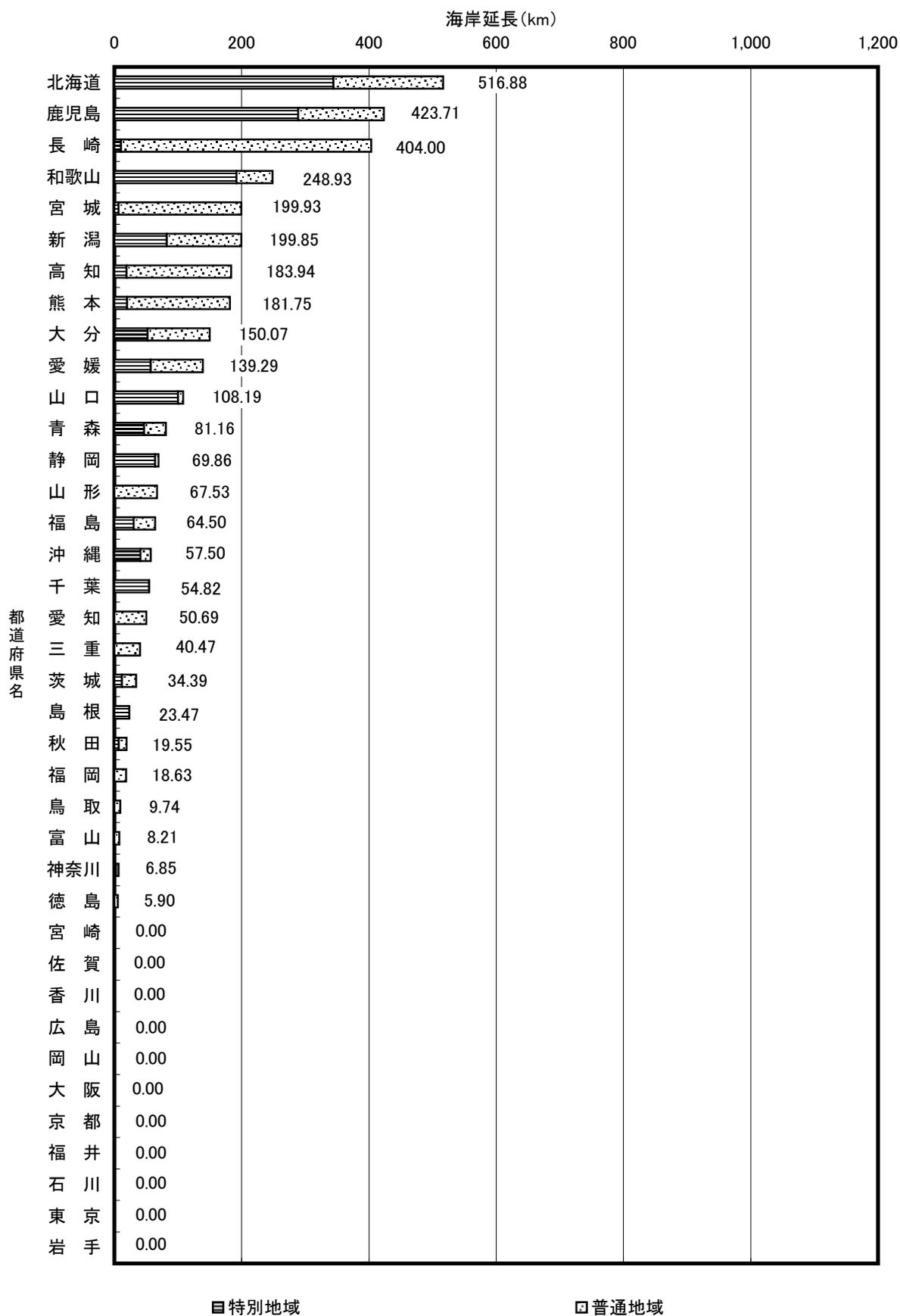
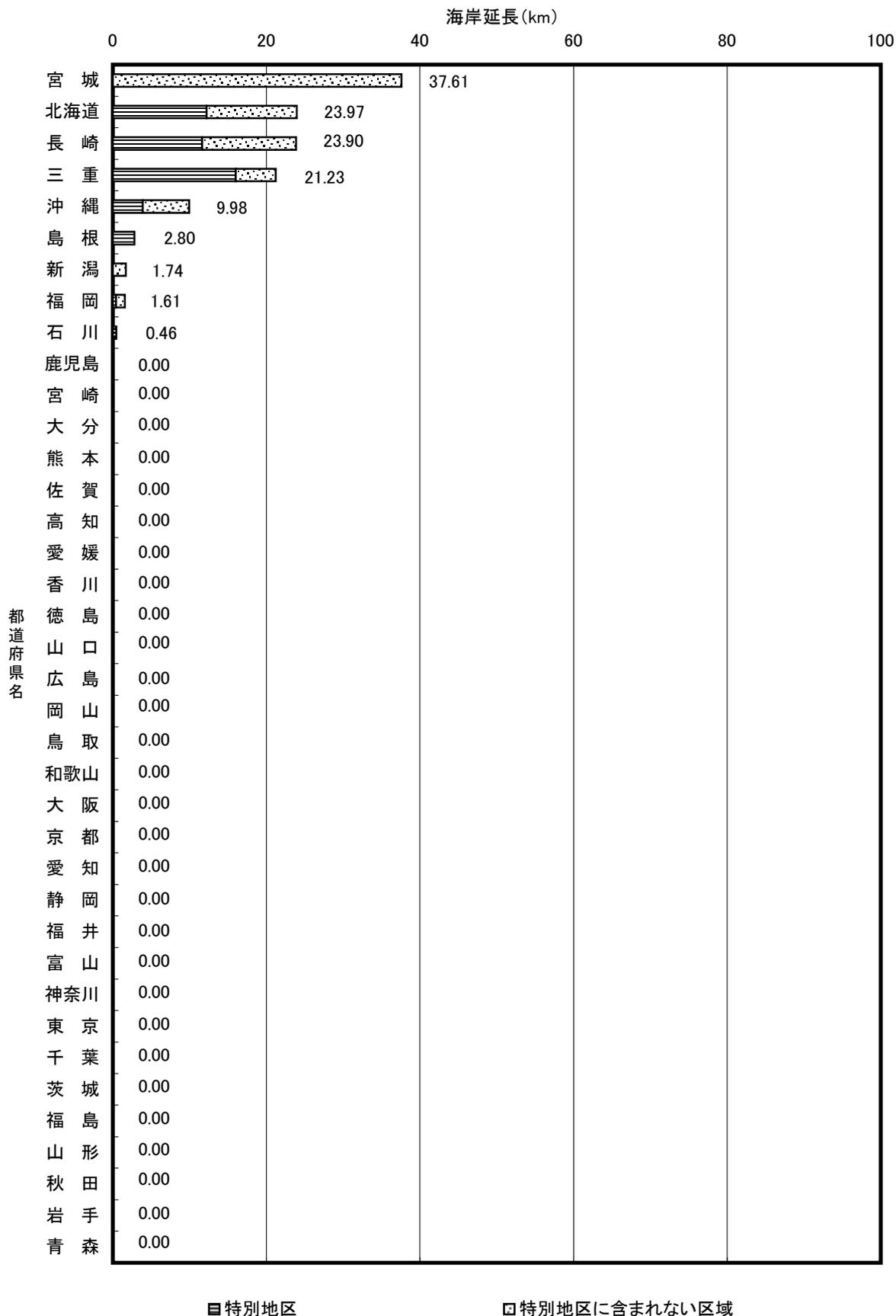


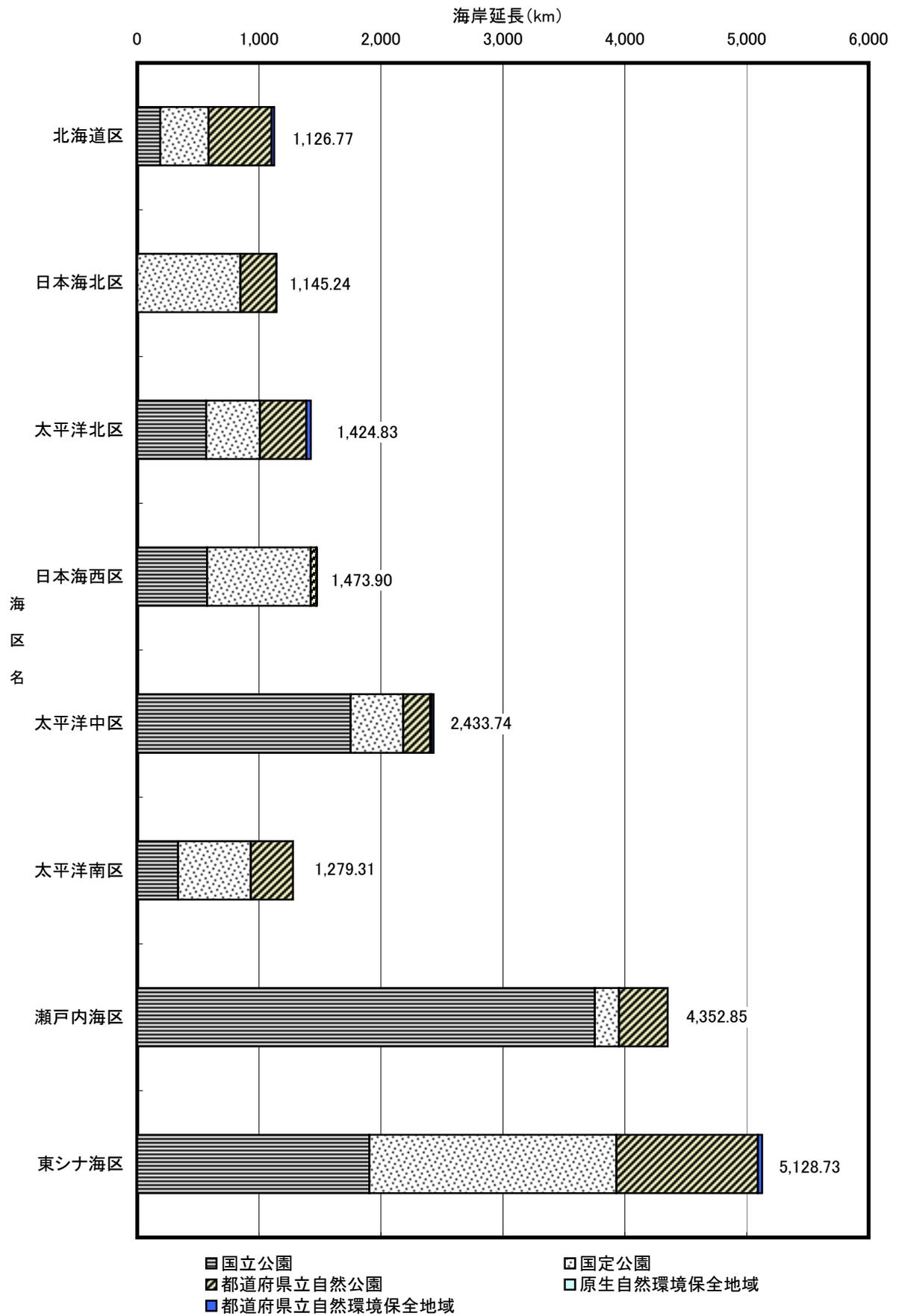
図 -2-28 都道府県別国定公園の地種区分別海岸延長



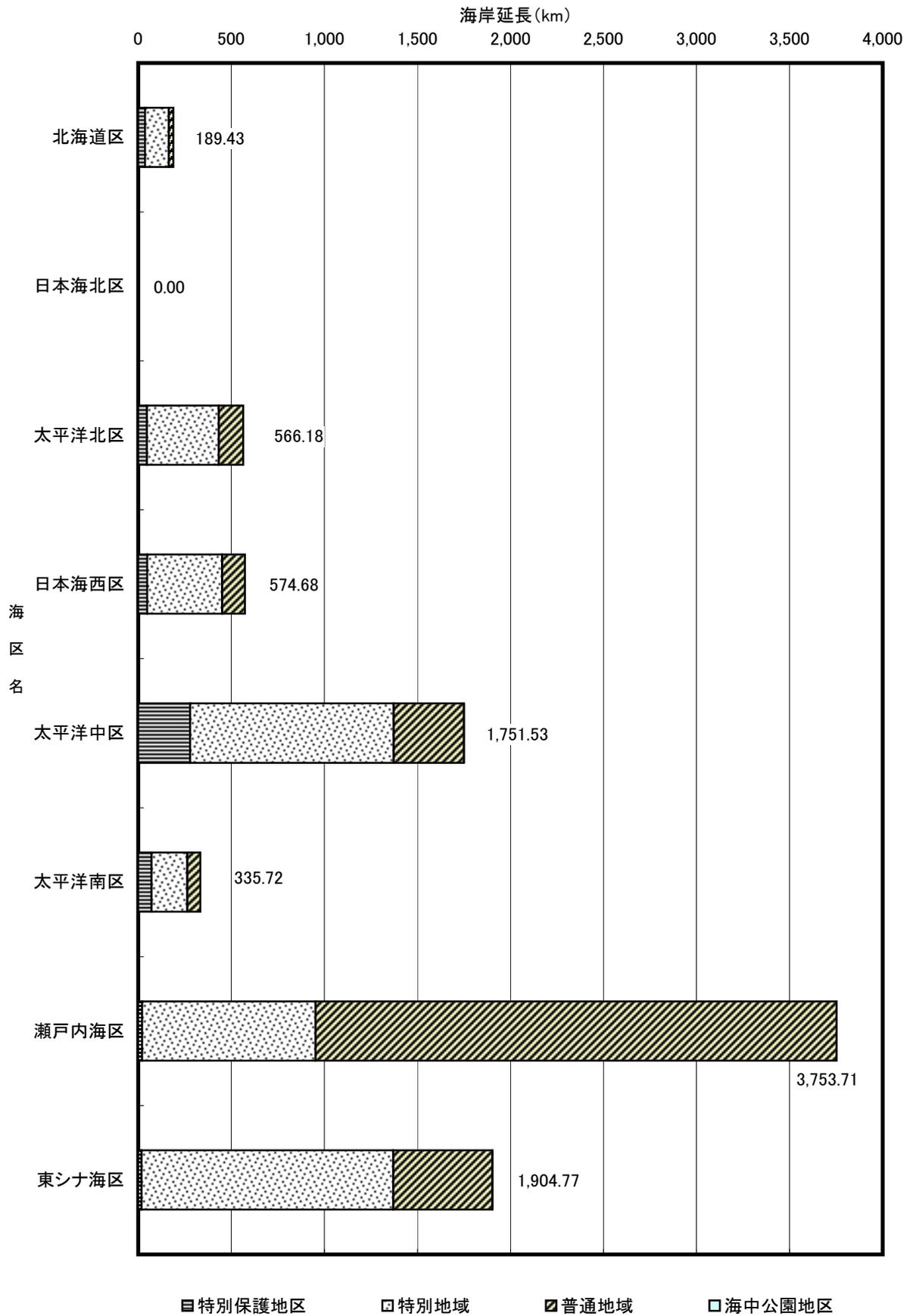
図Ⅲ-2-29 都道府県別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長



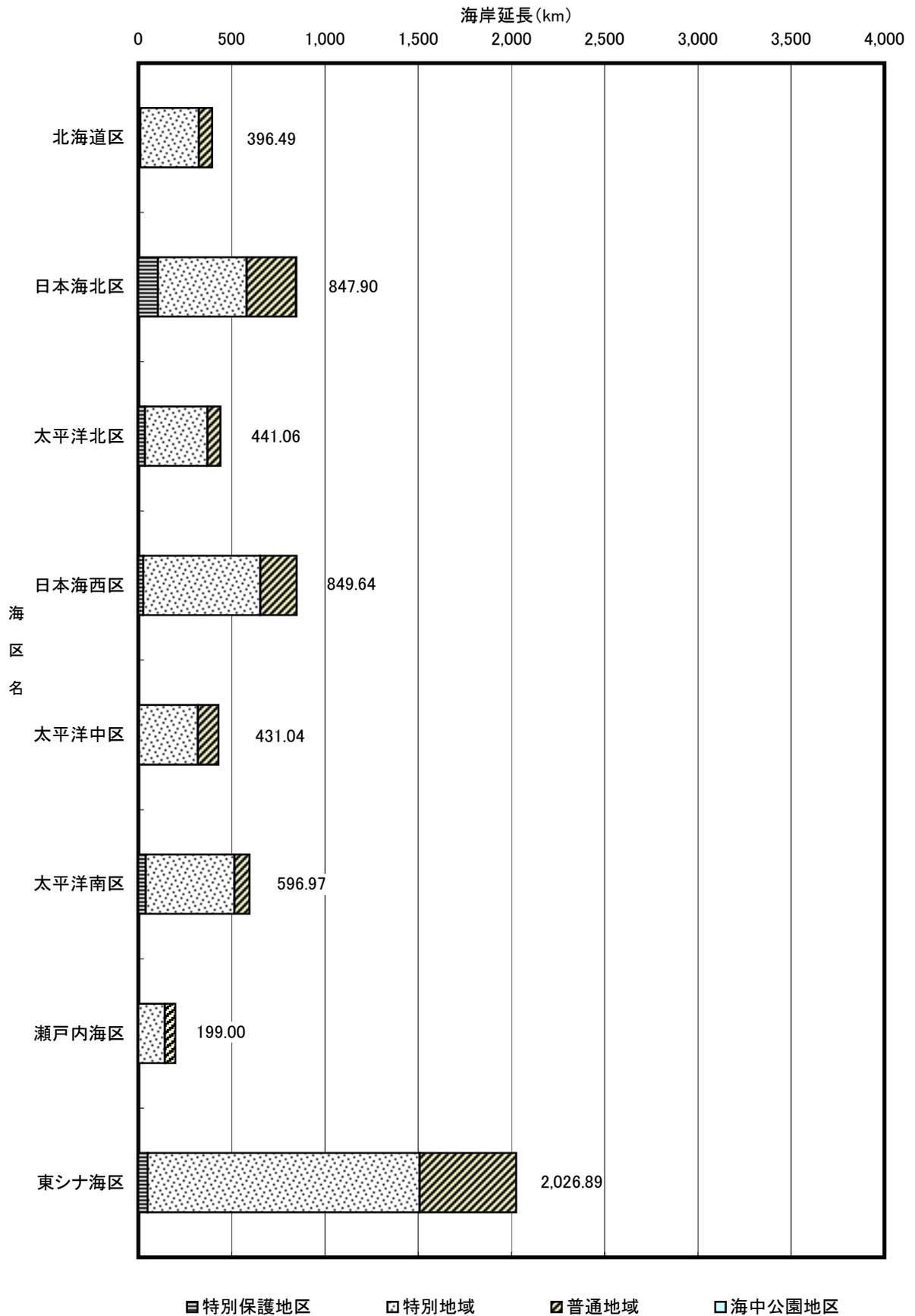
図Ⅲ-2-30 都道府県別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長



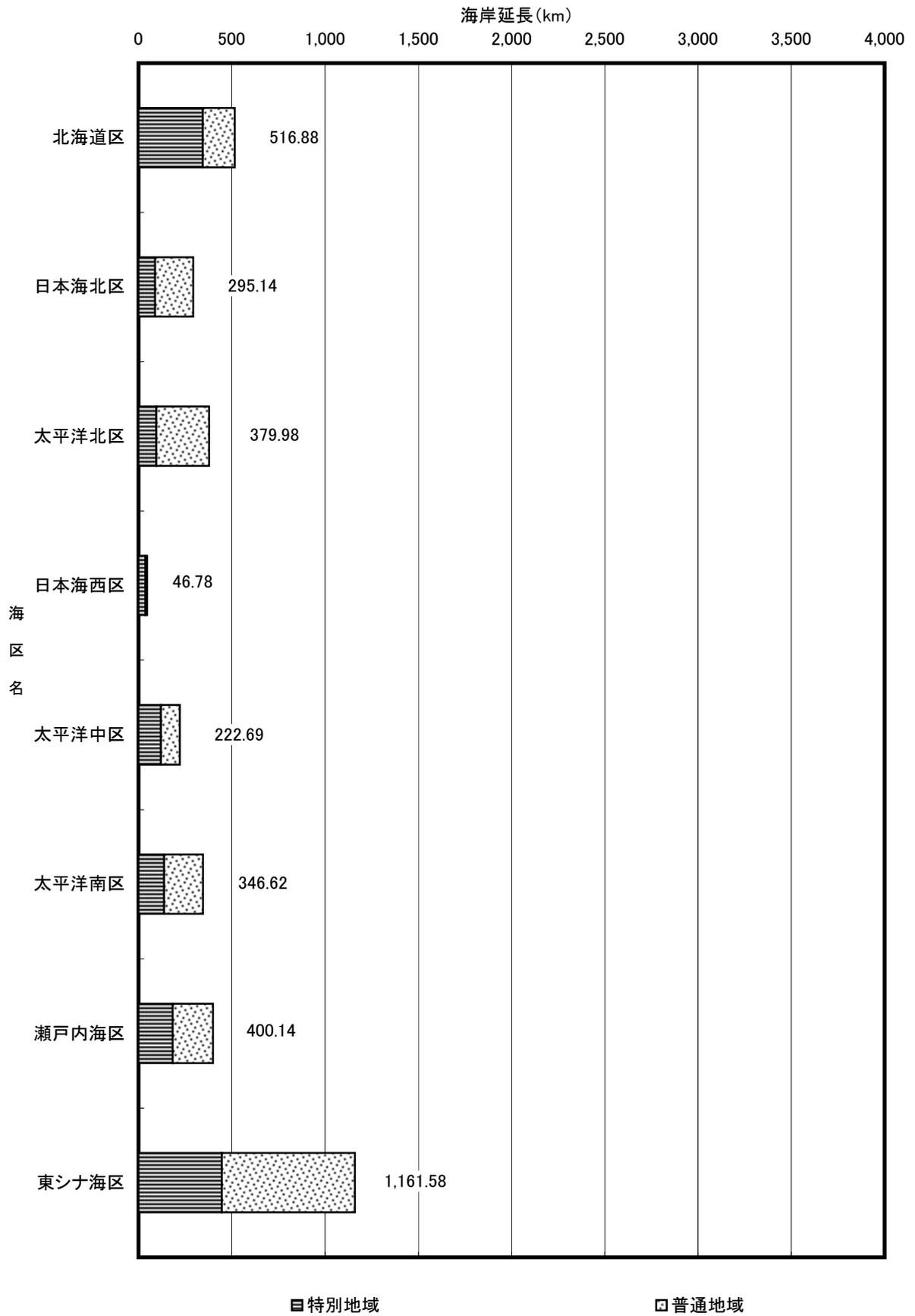
図Ⅲ-2-31 海区別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長



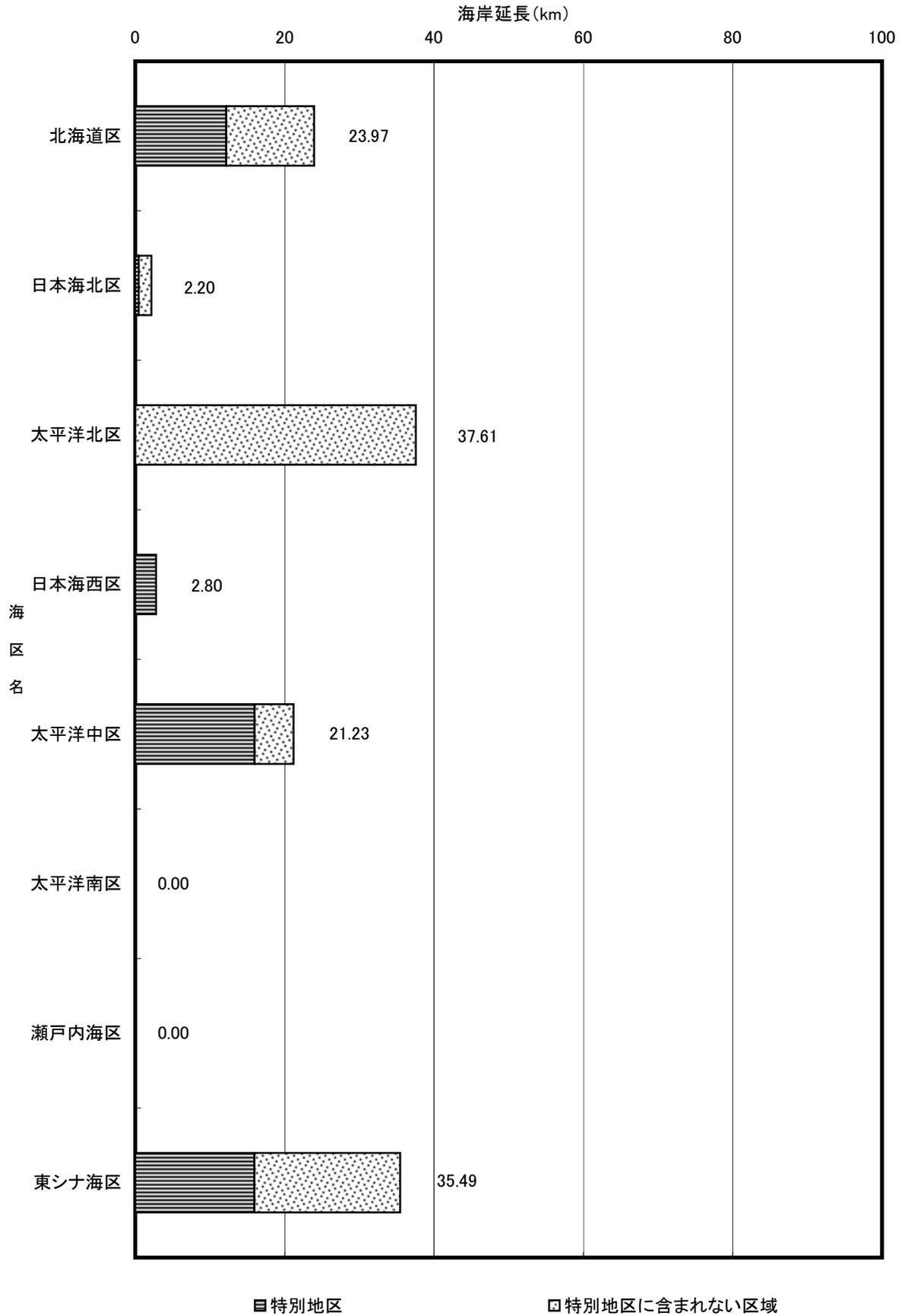
図Ⅲ-2-32 海区別国立公園の地種区分別海岸延長



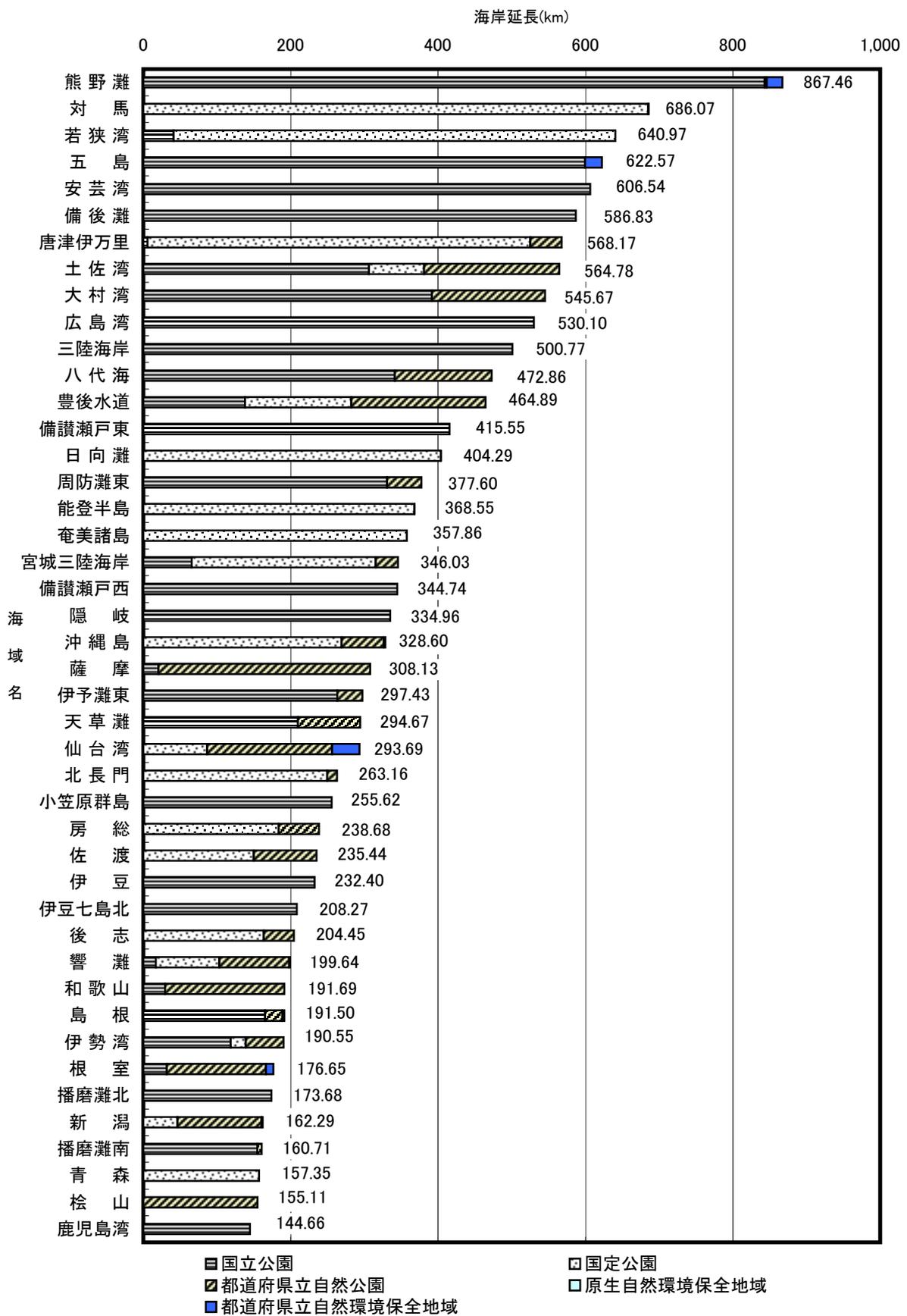
図Ⅲ-2-33 海区別国立公園の地種区分別海岸延長



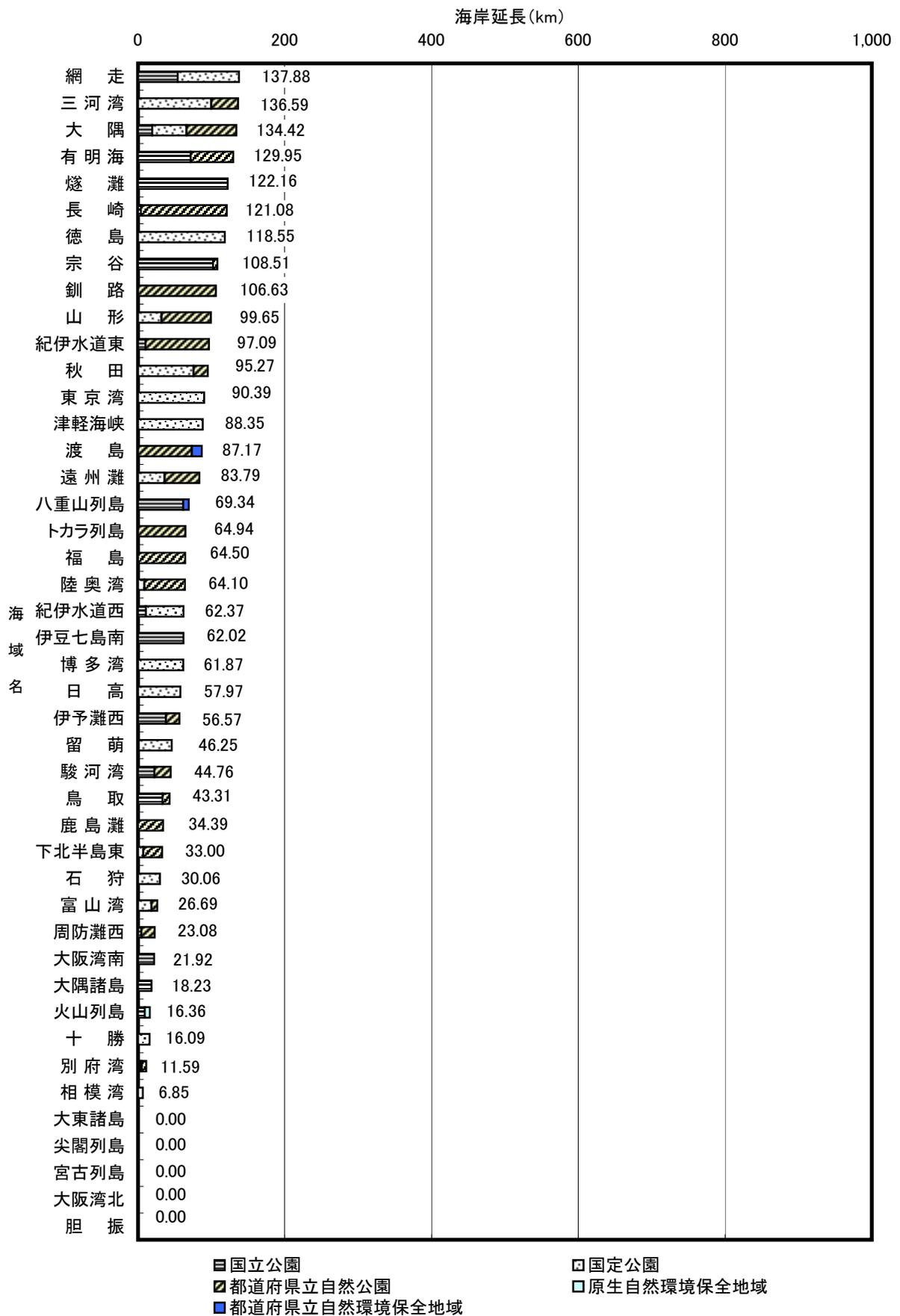
図Ⅲ-2-34 海区別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長



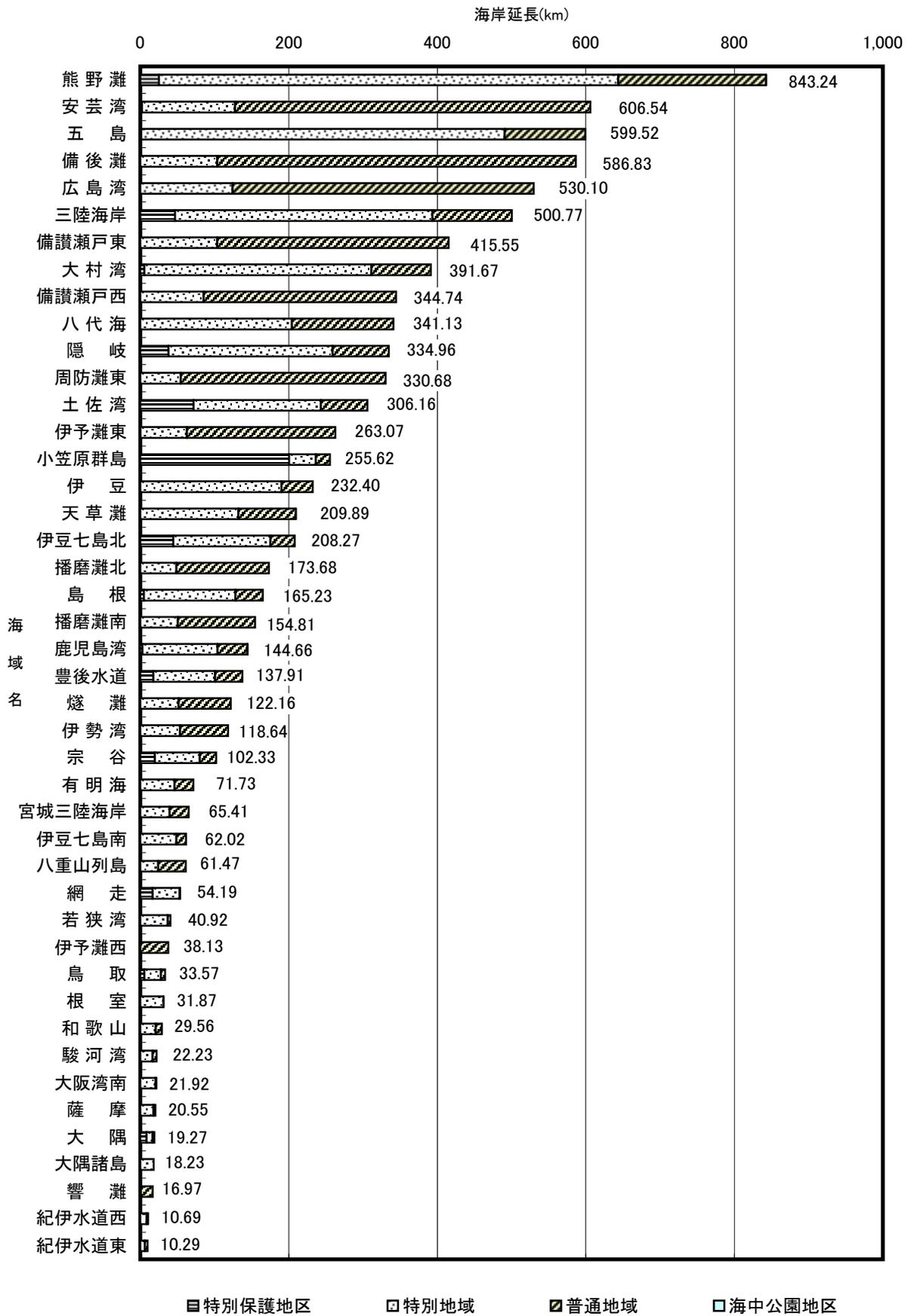
図Ⅲ-2-35 海区別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長



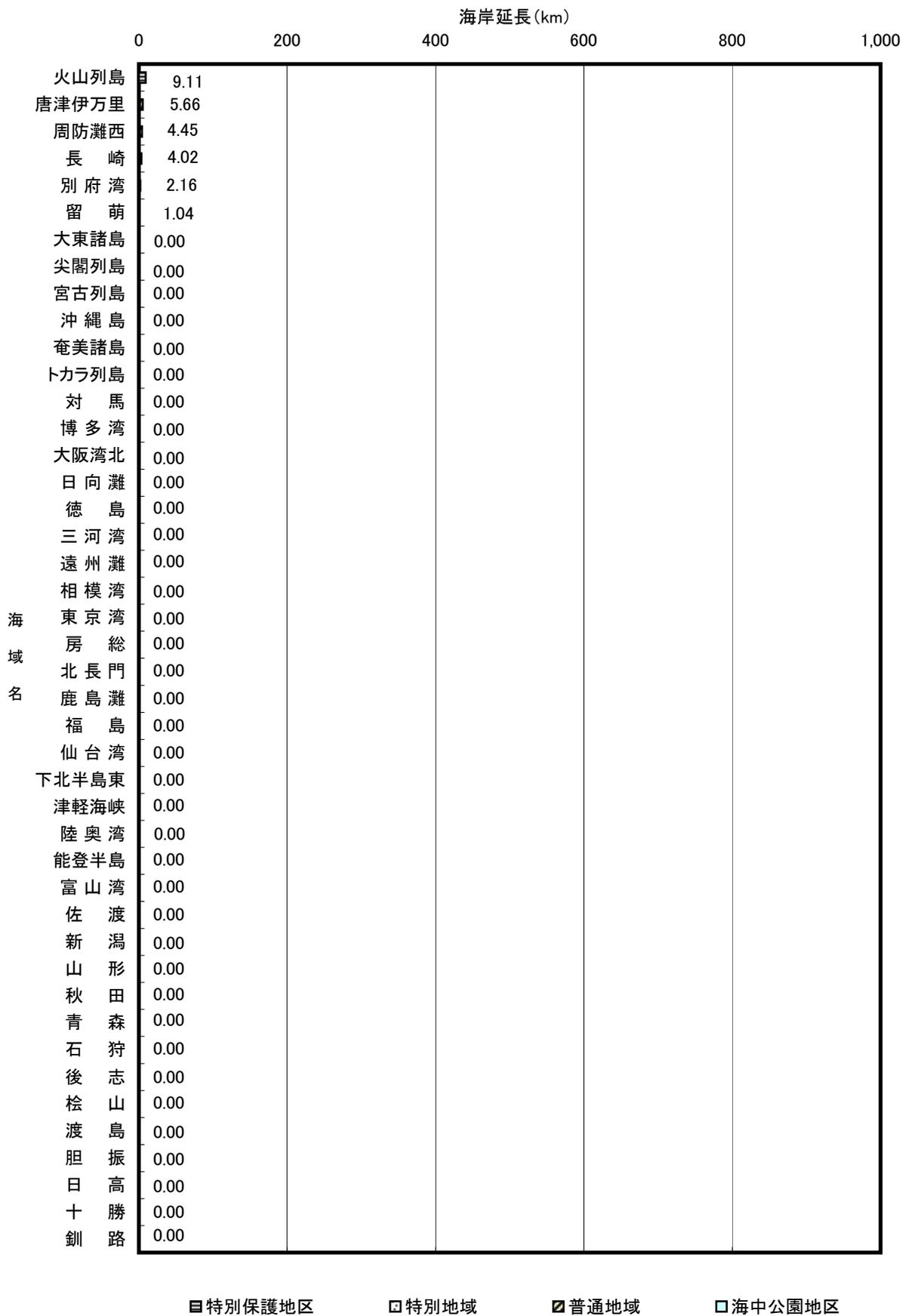
図Ⅲ-2-36(1) 海域別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長(1)



図Ⅲ-2-36(2) 海域別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長(2)



図Ⅲ-2-37(1) 海域別国立公園の地種区分別海岸延長(1)



図Ⅲ-2-37(2) 海域別国立公園の地種区分別海岸延長(2)

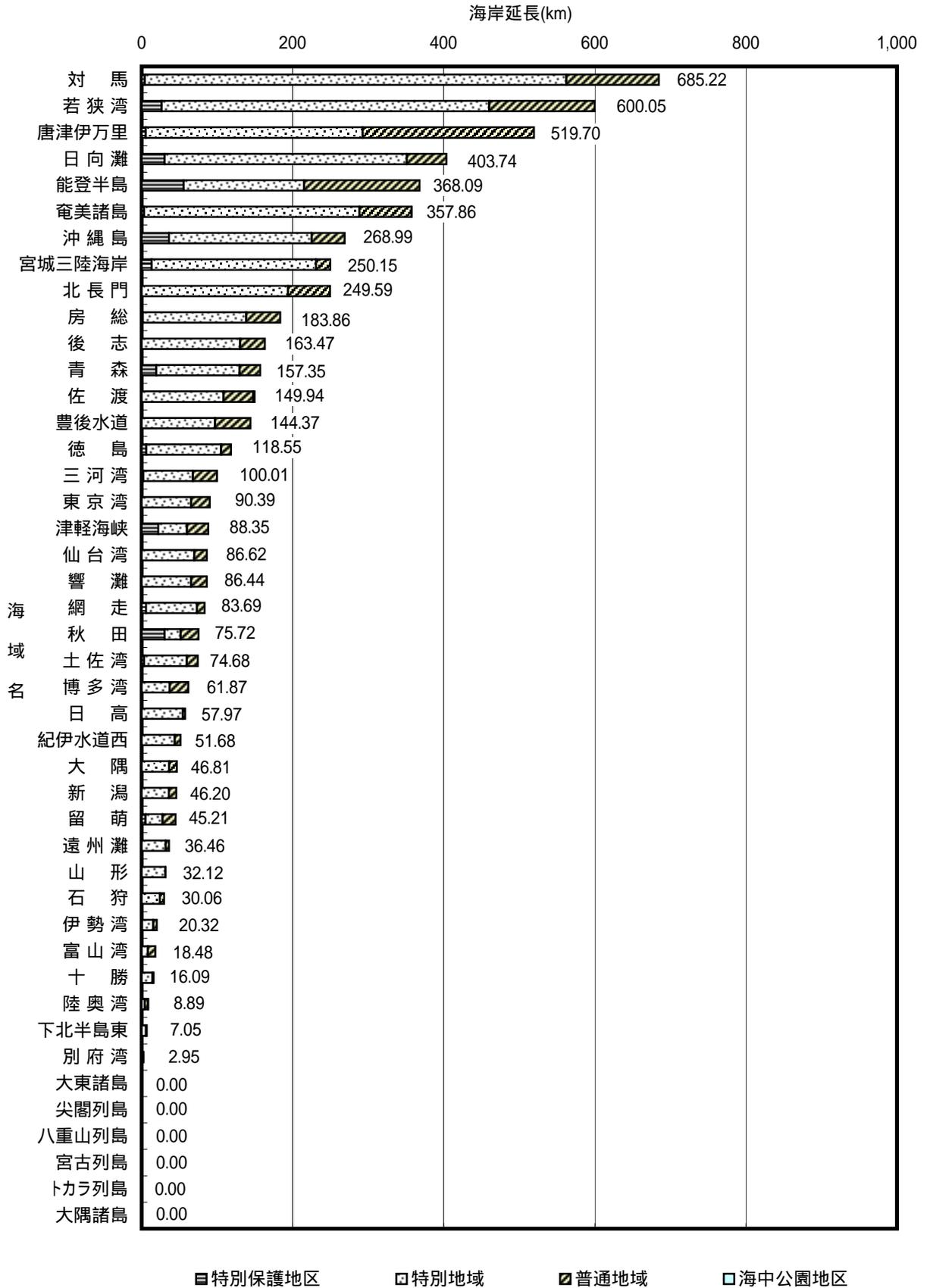
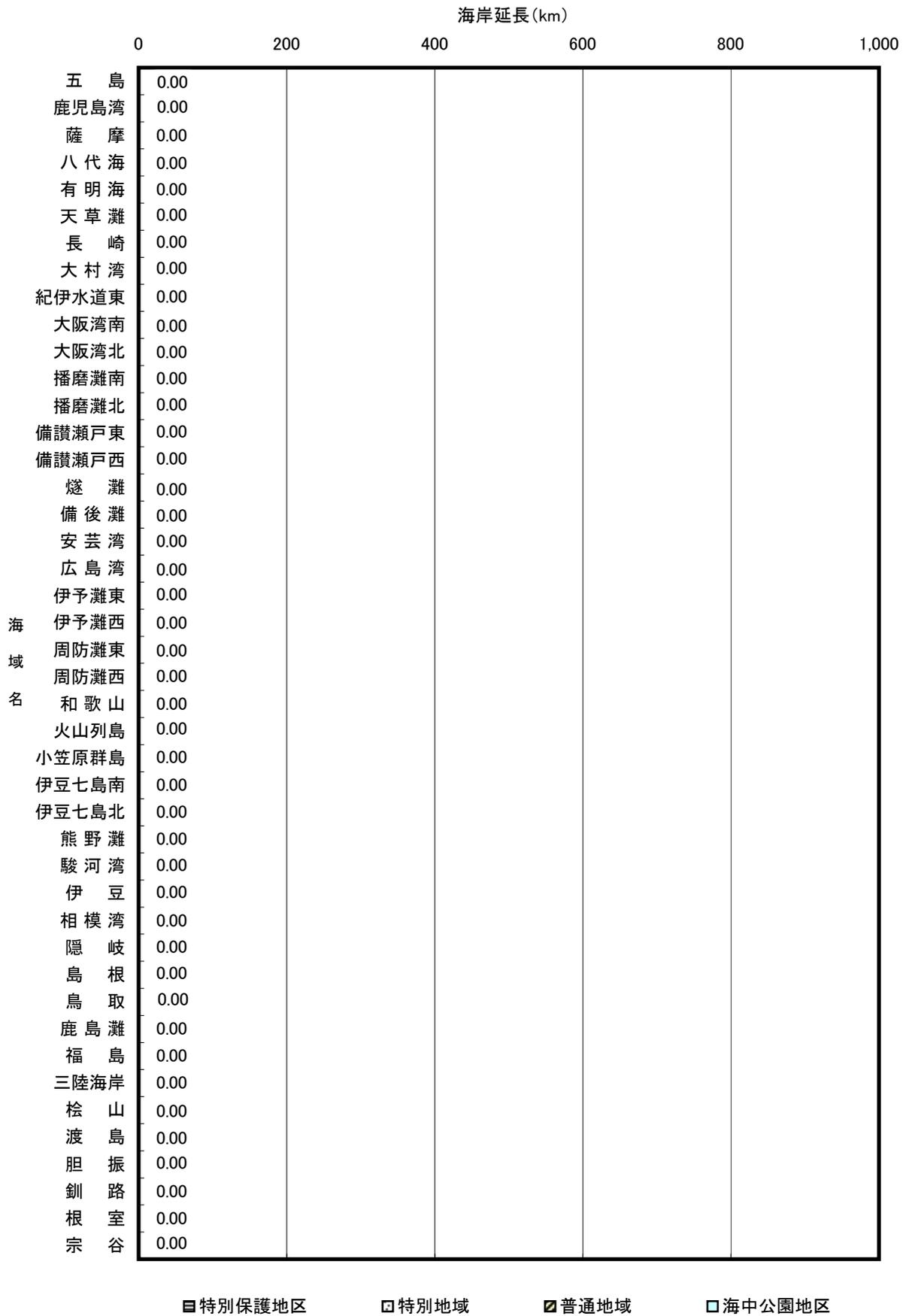
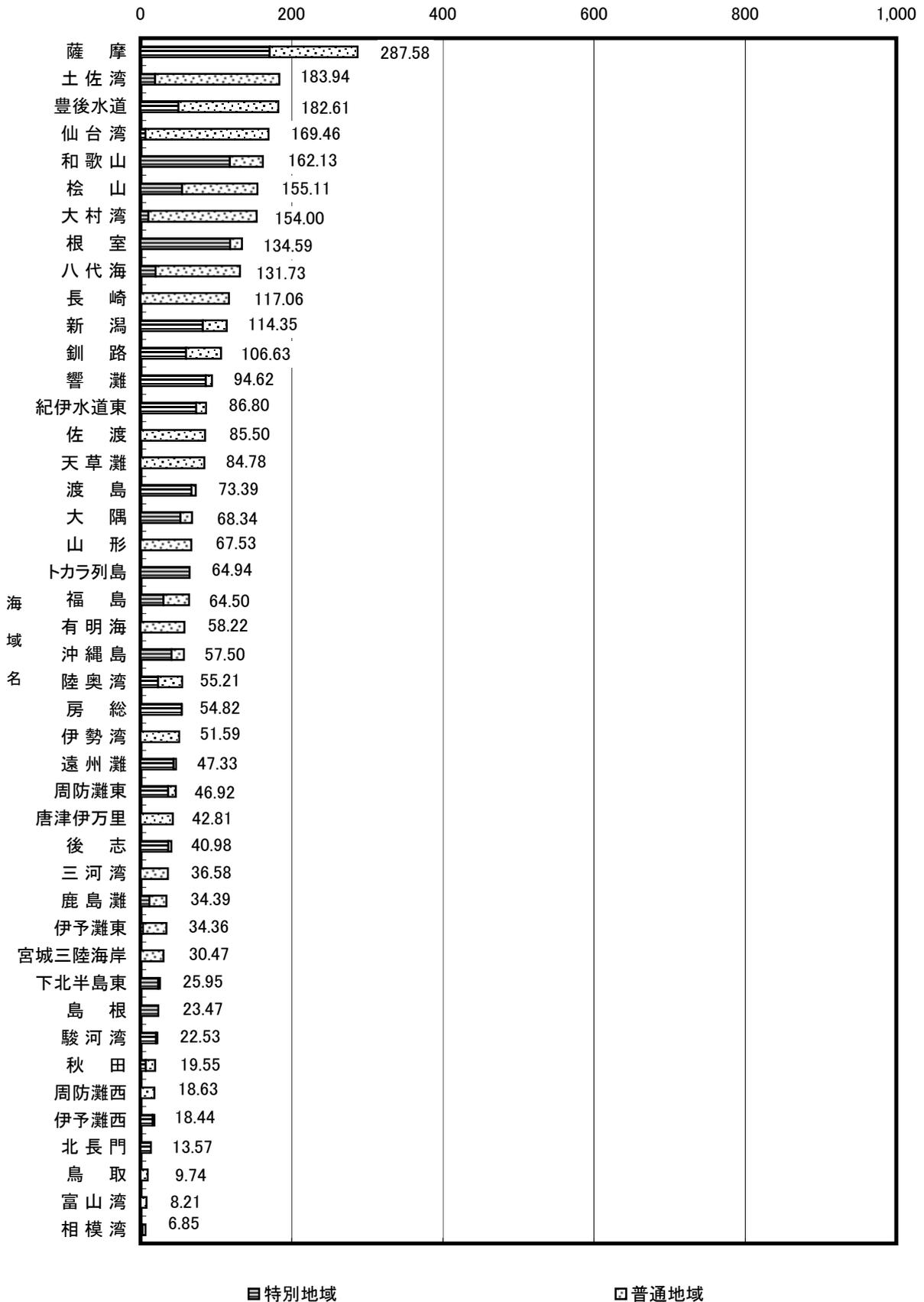


図 -2-38(1) 海域別国定公園の地種区分別海岸延長(1)



図Ⅲ-2-38(2) 海域別国定公園の地種区分別海岸延長(2)

海岸延長(km)



図Ⅲ-2-39(1) 海域別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長(1)

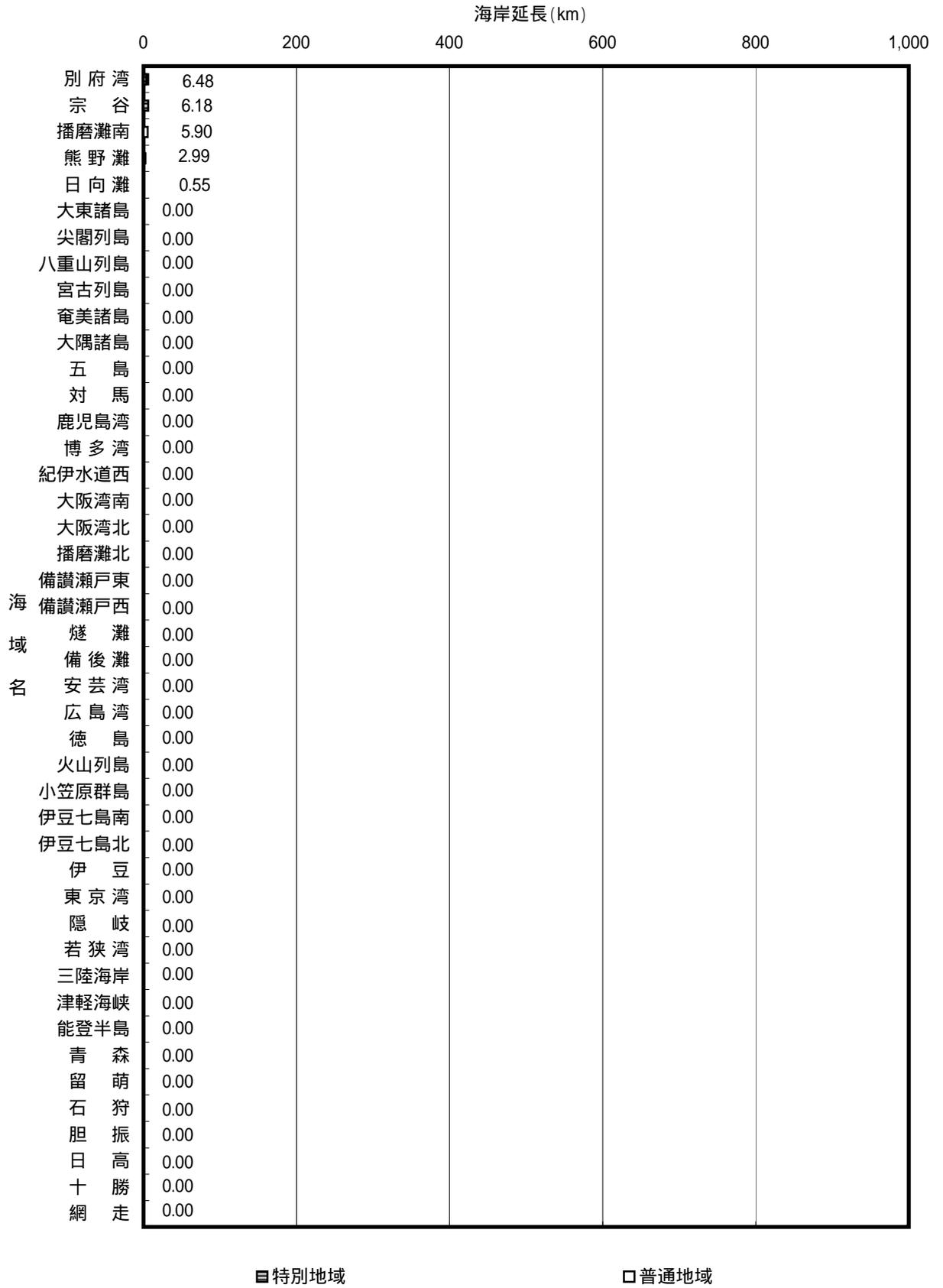


図 -2-39(2) 海域別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長(2)

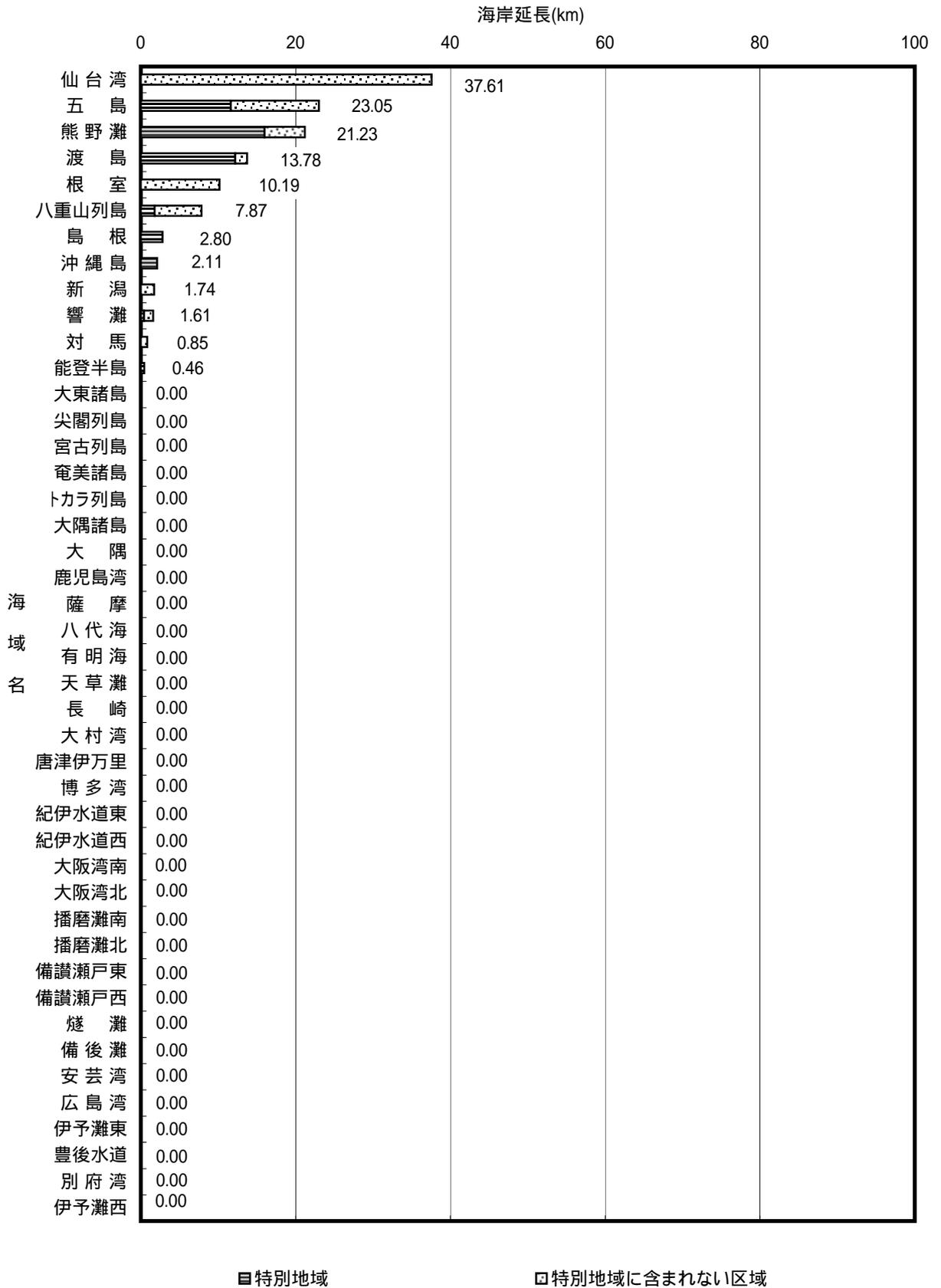
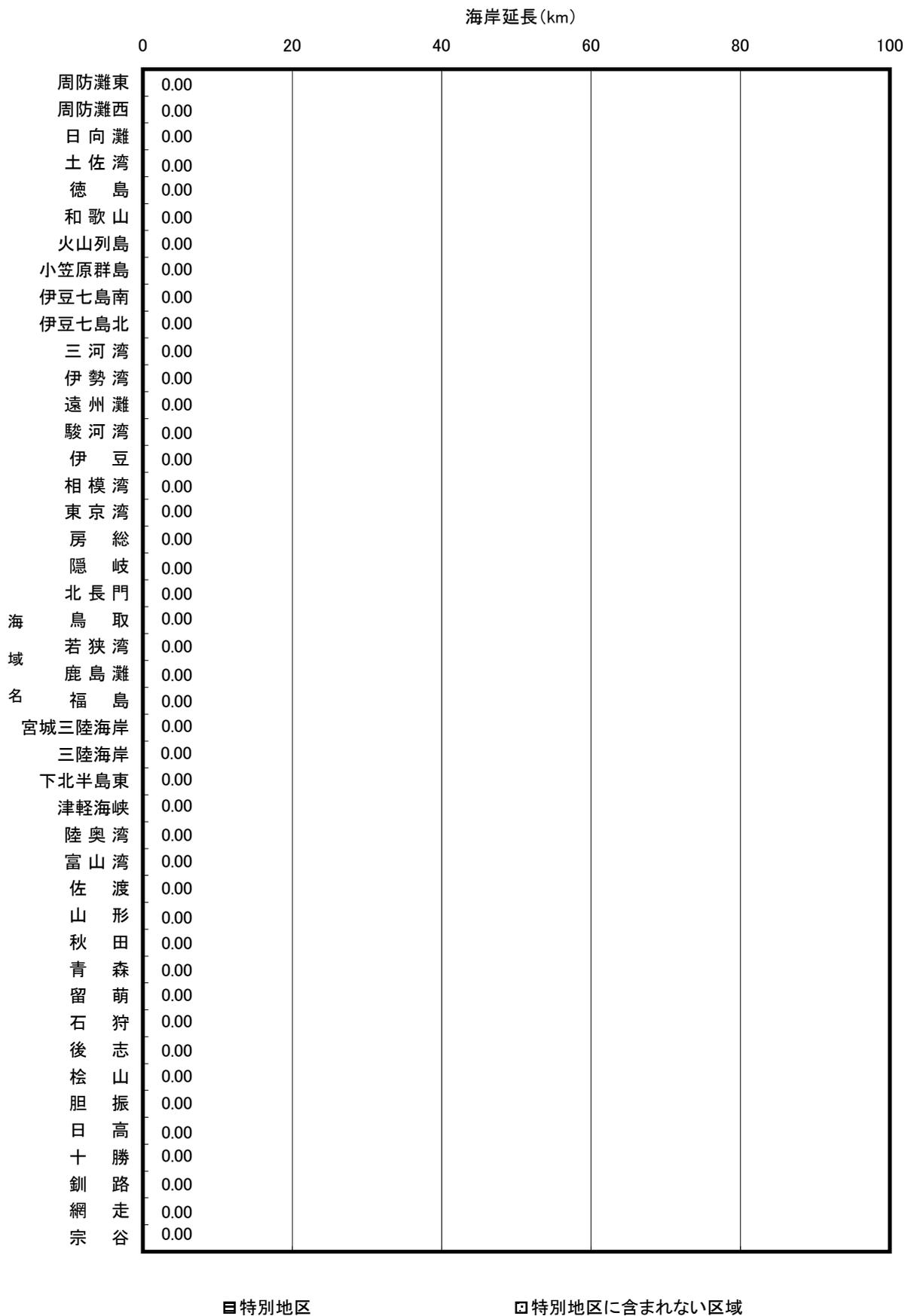


図 -2-40(1) 海域別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長(1)



図Ⅲ-2-40(2) 海域別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長(2)

4) 鳥獣保護区の海岸延長

(1) 全 国

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律にもとづく全国の鳥獣保護区の海岸延長を、表Ⅲ－２－９に示す。

全国の鳥獣保護区の海岸延長は 6,495.48km、そのうち都道府県設その他の区域が 5,091.73km（全国の鳥獣保護区の海岸延長の 78.39%）と最も長く、次いで国設その他の区域（644.45km 同 9.92%）、都道府県設特別保護地区（334.33km 同 5.15%）、国設特別保護地区（238.20km 同 3.67%）となっている。

表Ⅲ－２－９ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律にもとづく
全国の鳥獣保護区の海岸延長

	国 設		都道府県設		その他	合 計
	特別保護 地区	その他の 区域	特別保護 地区	その他の 区域		
海岸延長	238.20	644.45	334.33	5,091.73	186.77	6,495.48
割 合	3.67	9.92	5.15	78.39	2.88	100.00

注 1) その他：複数種の分布。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別鳥獣保護区の海岸延長を、図Ⅲ－２－41 に示す。

東京都の海岸延長が 493.40km（全国の鳥獣保護区の海岸延長の 7.60%）と最も長く、次いで長崎県（470.84km 同 7.25%）、鹿児島県（470.45km 同 7.24%）、三重県（420.35km 同 6.47%）、宮城県（365.27km 同 5.62%）となっている。

これらはいずれも、都道府県設その他の区域が多い。

鳥獣保護区の海岸延長が短いのは、福島県（9.74km 全国の鳥獣保護区の海岸延長の 0.15%）、茨城県（10.04km 同 0.15%）、香川県（24.97km 同 0.38%）、鳥取県（26.47km 同 0.41%）などとなっている。大阪府には、海岸を含む鳥獣保護区はみられない。

(3) 海区・海域

① 海 区

海区別鳥獣保護区の海岸延長を、図Ⅲ－２－42 に示す。

東シナ海区の海岸延長が 1,525.47km（全国の鳥獣保護区の海岸延長の 23.49%）と最も長く、次いで太平洋中区（1,319.18km 同 20.31%）、太平洋北区

(910.83km 同 14.02%) となっている。

これらはいずれも、都道府県設その他の区域が多い。

鳥獣保護区の海岸延長が短いのは、北海道区 (185.51km 全国の鳥獣保護区の海岸延長の 2.86%) である。

② 海 域

海域別鳥獣保護区の海岸延長を、図Ⅲ－２－４３に示す。

熊野灘の海岸延長が 400.76km (全国の鳥獣保護区の海岸延長の 6.17%) と最も長く、次いで土佐湾 (358.46km 同 5.52%)、五島 (277.42km 同 4.27%)、仙台湾 (263.06km 同 4.05%)、三陸海岸 (261.26km 同 4.02%) などである。

これらのうち、土佐湾は国設その他の区域、その他の海域は都道府県設その他の区域が多い。

宗谷、網走、日高をはじめとする 10 海域で、海岸を含む鳥獣保護区がみられない。

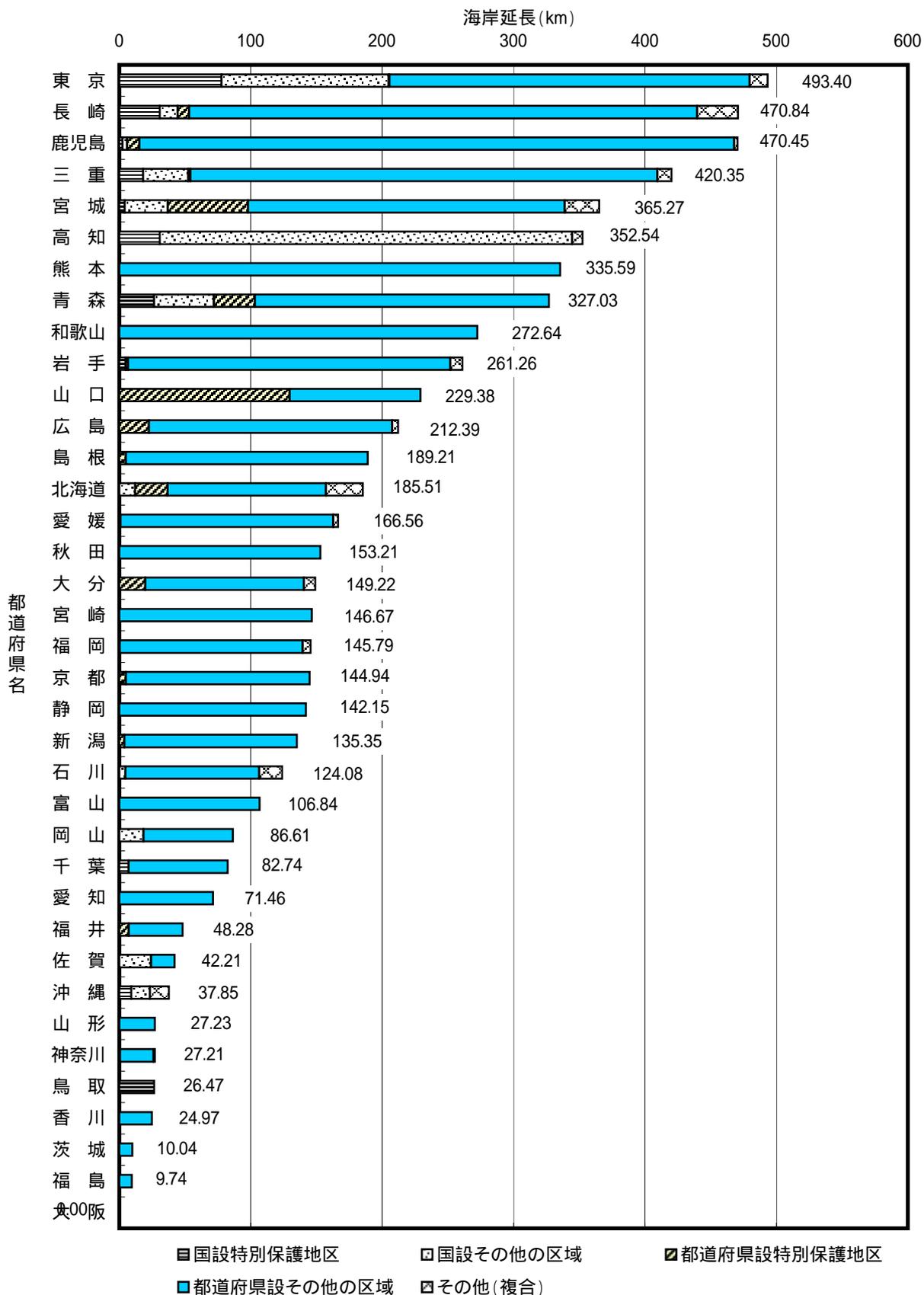
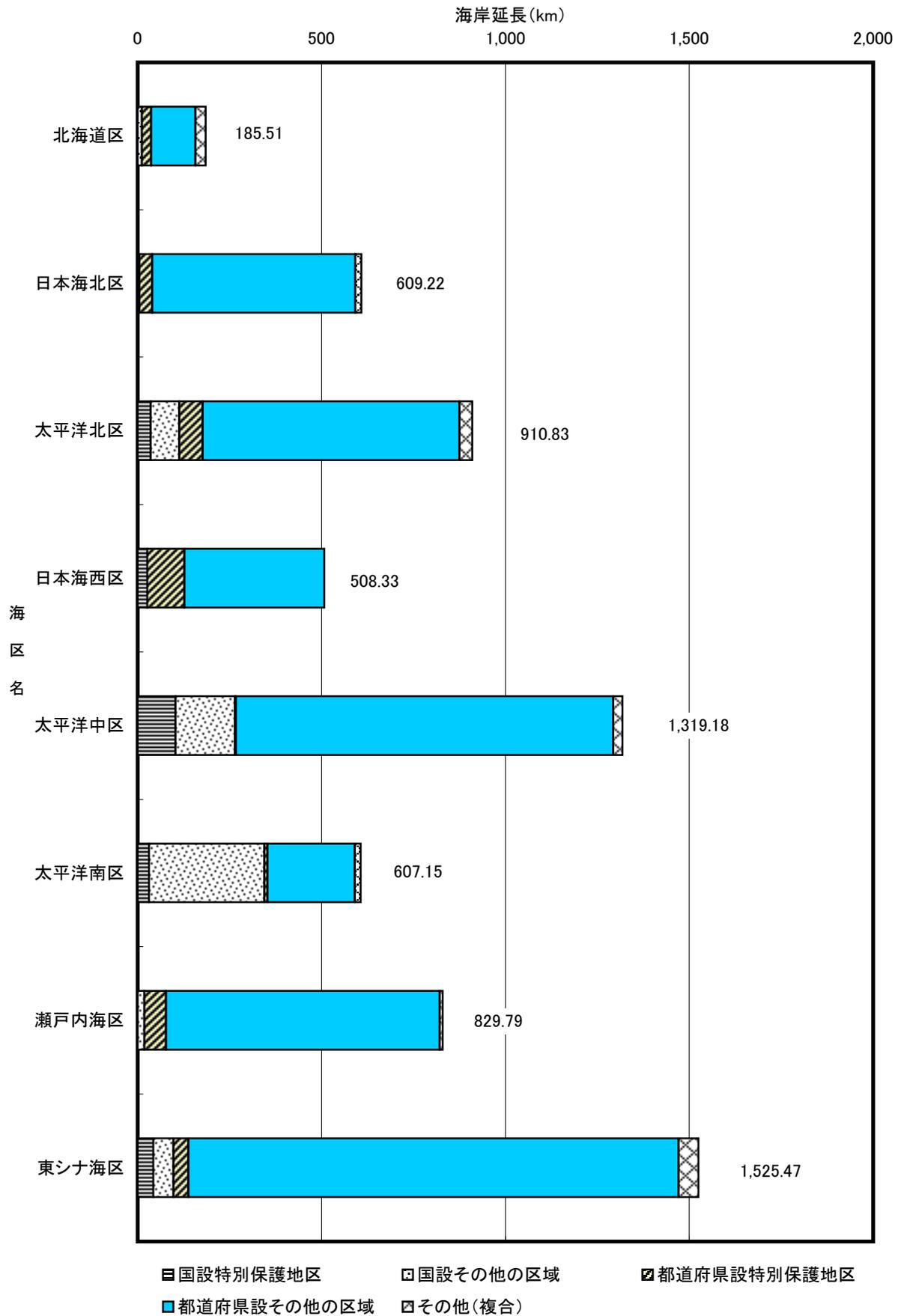
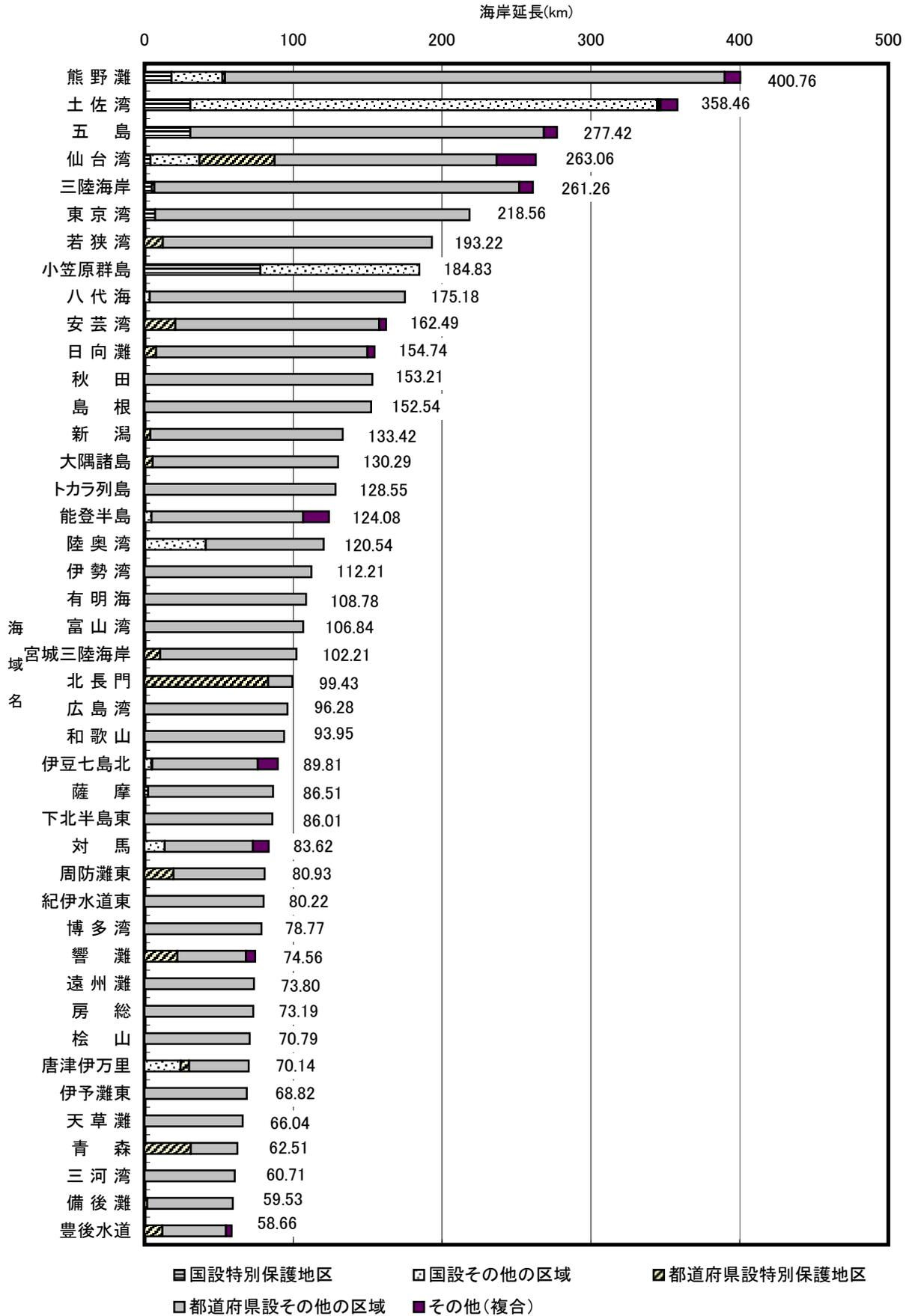


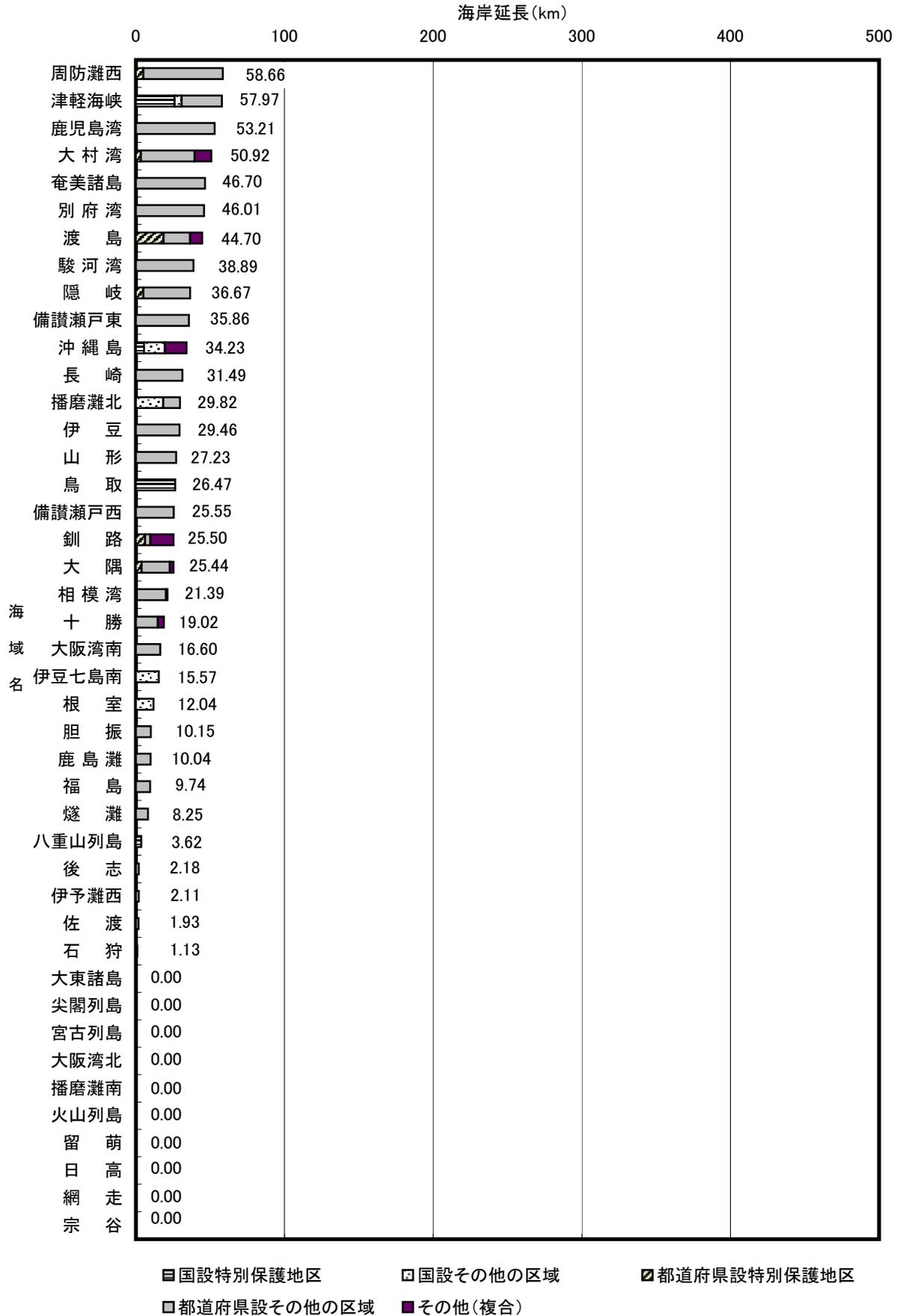
図 -2-41 都道府県別鳥獣保護区の海岸延長



図Ⅲ-2-42 海区別鳥獣保護区の海岸延長



図Ⅲ-2-43(1) 海域別鳥獣保護区の海岸延長(1)



図Ⅲ-2-43(2) 海域別鳥獣保護区の海岸延長(2)

5) 史跡・名勝・天然記念物の海岸延長

(1) 全 国

文化財保護法にもとづく全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を、表Ⅲ－2－10 に示す。

全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長は 871.28km、そのうち都道府県指定天然記念物が 195.09km（全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長の 22.39%）と最も長く、次いで国指定天然記念物（164.48km 同 18.88%）となっている。

海岸延長が短いのは、国指定特別史跡（1.39km 同 0.16%）、市町村指定名勝（6.91km 同 0.79%）である。

表Ⅲ－2－10 文化財保護法にもとづく

全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長
(km,%)

	史 跡			
	国指定特別	国指定	都道府県指定	市町村指定
海岸延長	1.39	46.65	72.45	62.63
割 合	0.16	5.35	8.32	7.19
	名 勝			
	国指定特別	国指定	都道府県指定	市町村指定
海岸延長	60.00	43.06	49.64	6.91
割 合	6.89	4.94	5.70	0.79
	天 然 記 念 物			
	国指定特別	国指定	都道府県指定	市町村指定
海岸延長	25.10	164.48	195.09	58.87
割 合	2.88	18.88	22.39	6.76
	その他	合 計		
	海岸延長	85.01	871.28	
割 合	9.76	100.00		

注 1) その他：複数種の分布。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を、図Ⅲ－2－44 に示す。

宮城県の海岸延長が 76.83km（全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長の 8.82%）と最も長く、次いで北海道（68.94km 同 7.91%）、長崎県（68.06km 同 7.81%）、沖縄県（60.68km 同 6.96%）、広島県（46.25km 同 5.31%）となっている。

これらのうち、宮城県は国指定特別名勝、北海道は国指定天然記念物、長崎県は都道府県指定天然記念物、沖縄県は都道府県指定史跡、広島県は複数種の史跡・名勝・天然記念物が分布する区域である「その他」が多い。

史跡・名勝・天然記念物の海岸延長が短いのは、大阪府（0.18km 同 0.02%）、茨城県（1.20km 同 0.14%）、熊本県（2.12km 同 0.24%）、岡山県（3.17km 同 0.36%）、石川県（3.53km 同 0.41%）などとなっている。

(3) 海区・海域

① 海区

海區別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を、図Ⅲ－２－４５に示す。

東シナ海区の海岸延長が 201.12km（全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長の 23.08%）と最も長く、次いで太平洋北区（141.15km 同 16.20%）、瀬戸内海区（124.31km 同 14.27%）となっている。

これらのうち、東シナ海区、瀬戸内海区は都道府県指定天然記念物、太平洋北区は国指定特別名勝が多い。

史跡・名勝・天然記念物の海岸延長が短いのは、日本海北区（64.06km 同 7.35%）、北海道区（68.94km 同 7.91%）、太平洋南区（74.51km 同 8.55%）である。

② 海域

海域別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を、図Ⅲ－２－４６に示す。

仙台湾の海岸延長が 62.01km（全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長の 7.12%）と最も長く、次いで三陸海岸（45.53km 同 5.23%）、若狭湾（38.04km 同 4.37%）、日向灘（33.70km 同 3.87%）、五島（33.35km 同 3.83%）などである。

これらのうち、仙台湾は国指定特別名勝、若狭湾は国指定名勝、三陸海岸、日向灘、五島は都道府県指定天然記念物が多い。

胆振、石狩、小笠原群島、大阪湾北、尖閣列島では、海岸を含む史跡・名勝・天然記念物がみられない。

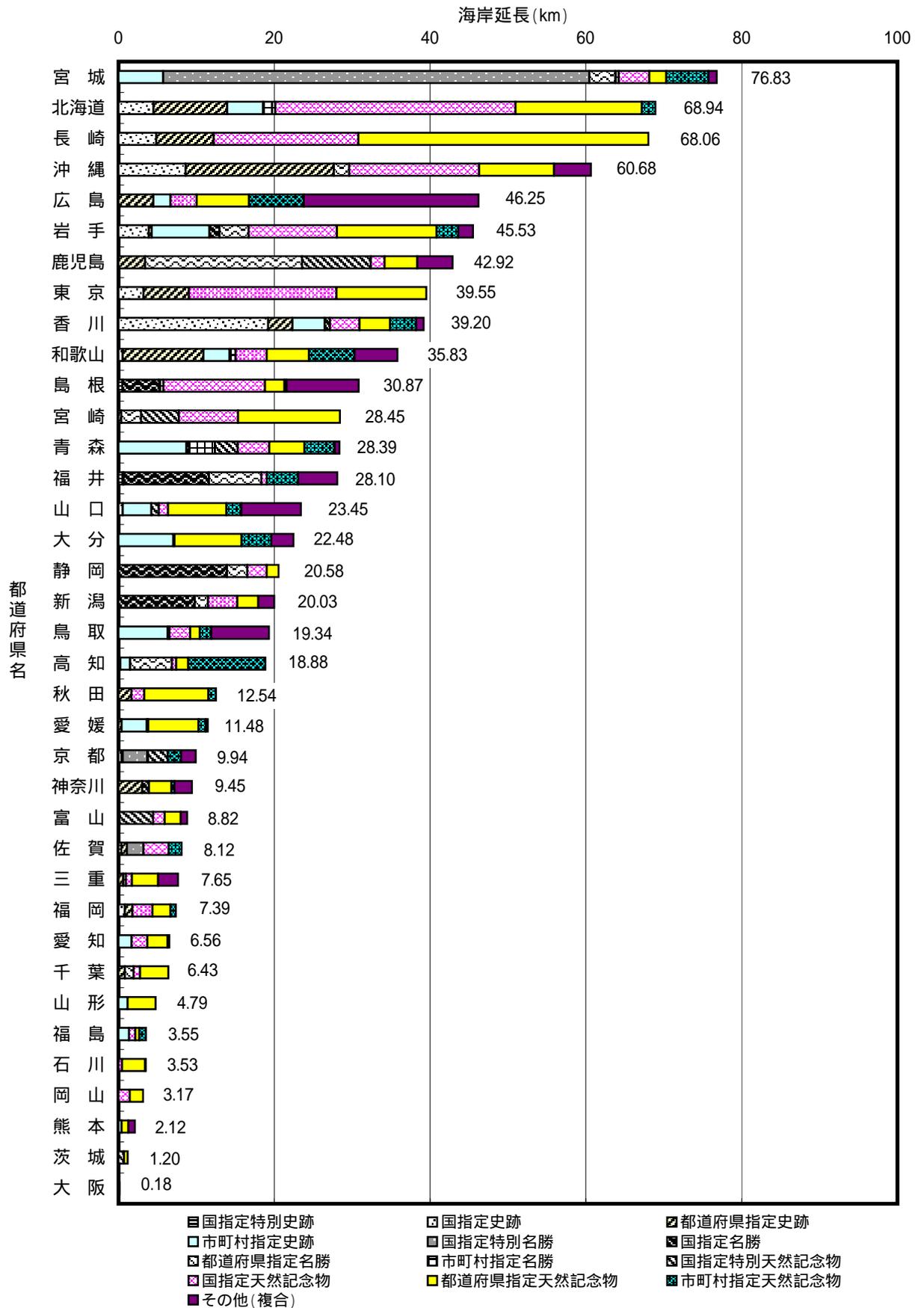
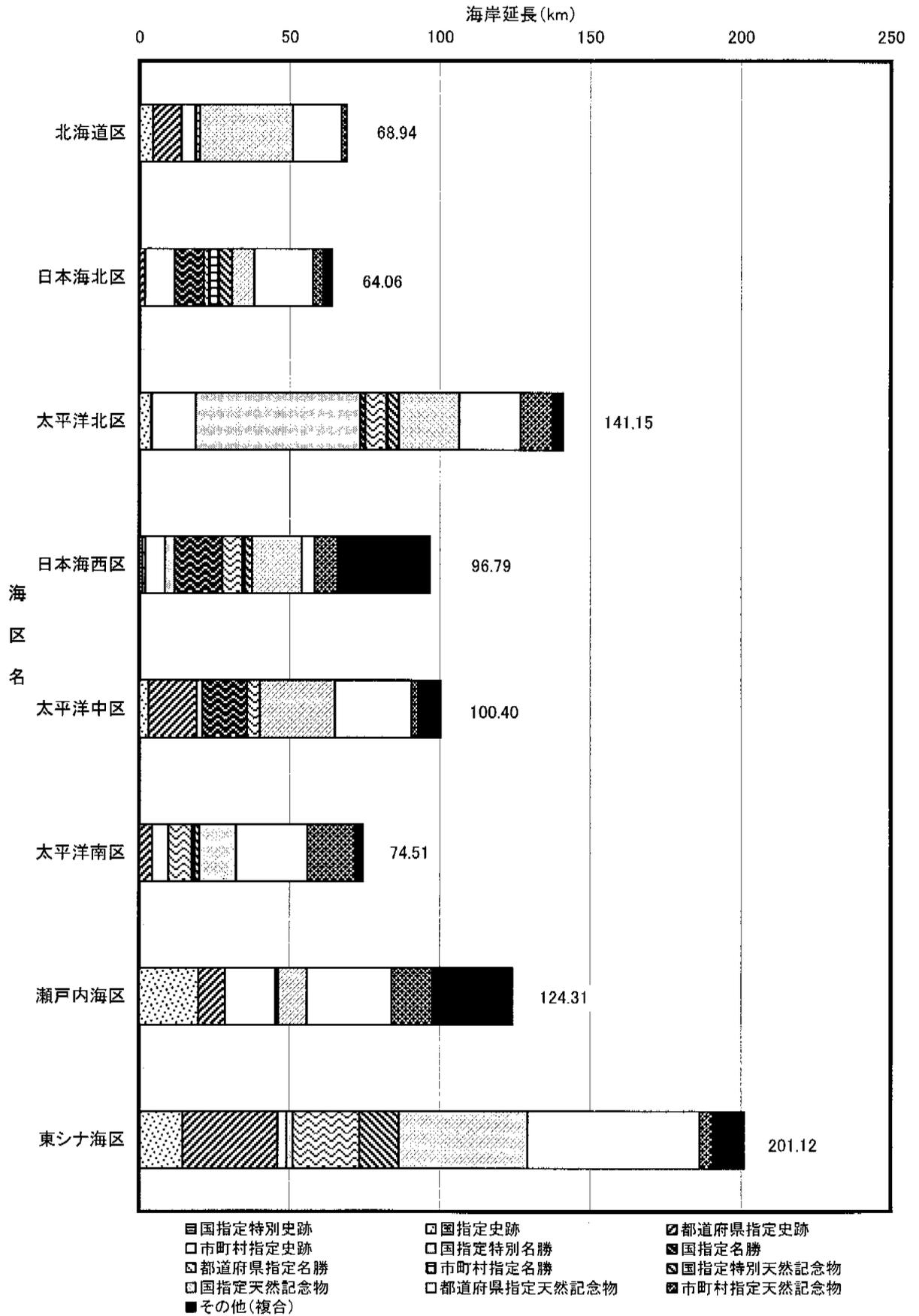


図 -2-44 都道府県別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長



図Ⅲ-2-45 海区別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長

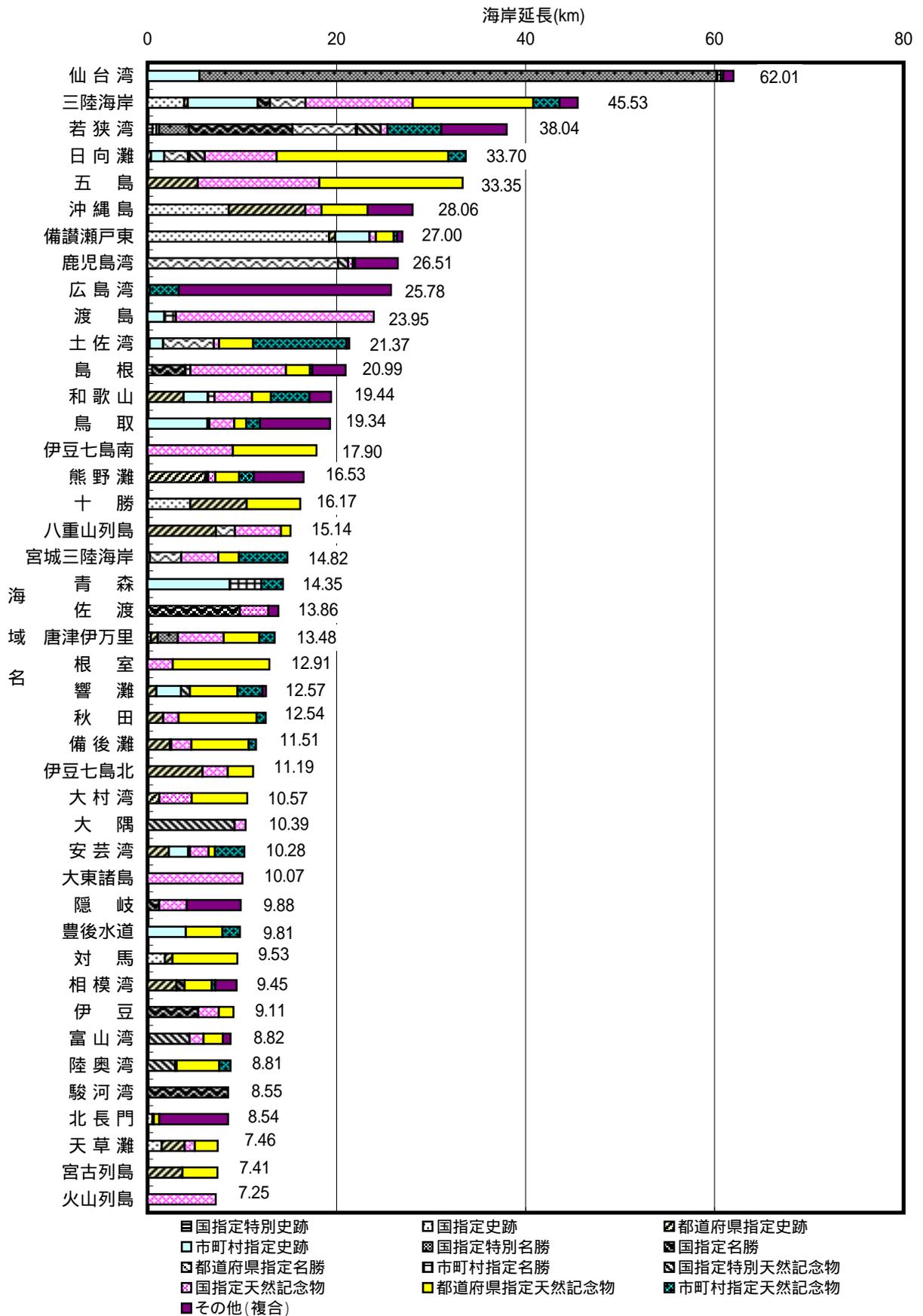


図 -2-46(1) 海域別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長(1)

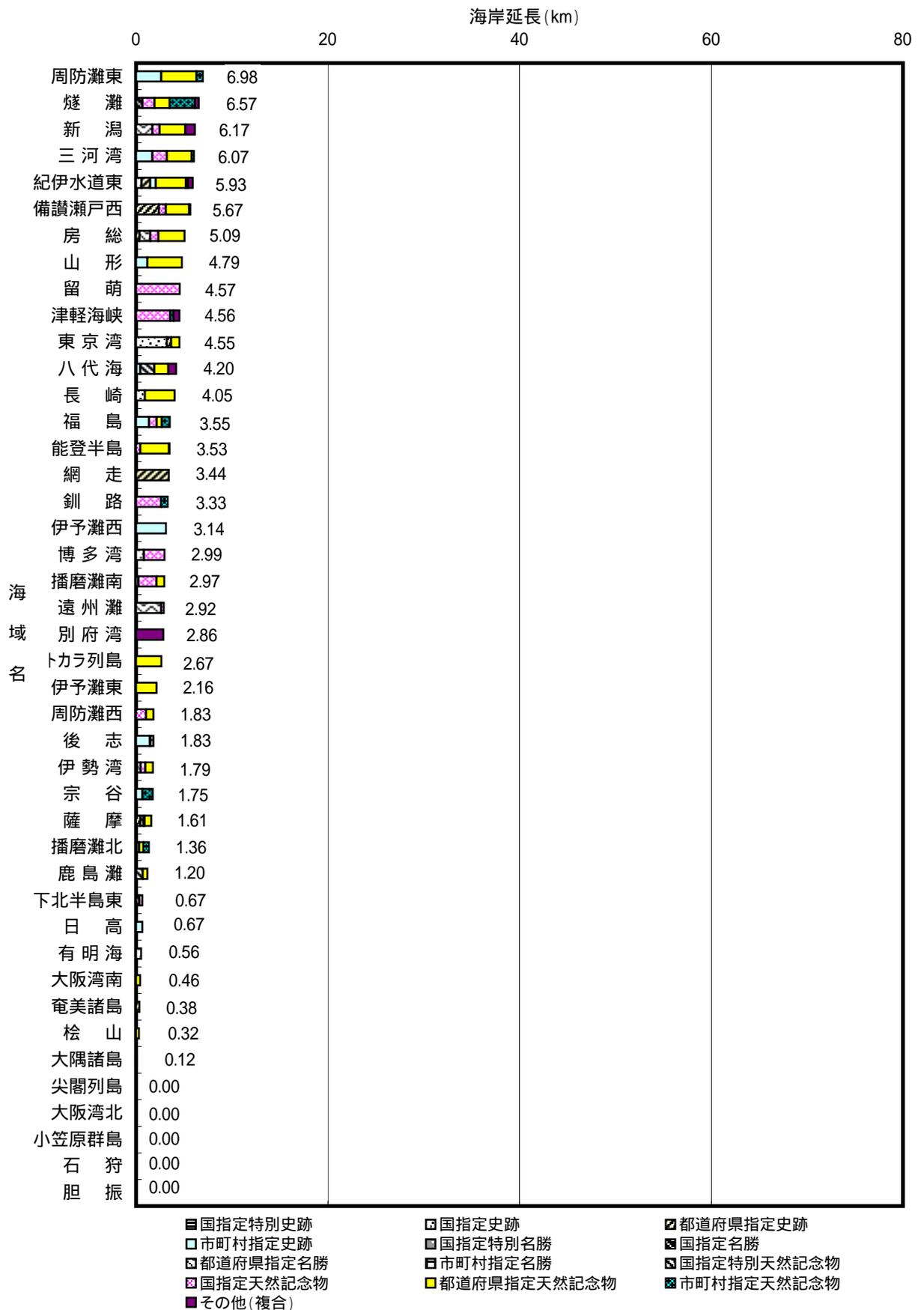


図 -2-46(2) 海域別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長(2)

6) 海洋性レクリエーションエリアの海岸延長

(1) 全 国

全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を、表Ⅲ－２－11 に示す。

全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長は 2,569.35km で、海水浴場 (711.03km 全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の 27.67%)、釣り場 (701.07km 同 27.29%) が多く、これら両者で全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の 54.96%を占める。

海岸延長が短いのは、ゲレンデ(1.65km 同 0.06%)、ボードセイリング(7.55km 同 0.29%)、サーフィン (33.78km 同 1.31%) である。

表Ⅲ－２－11 全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長
(km,%)

	海水浴場	釣り場	潮干狩り	マリーナ	ダイビング スポット
海岸延長	711.03	701.07	87.29	184.05	51.42
割 合	27.67	27.29	3.40	7.16	2.00
	ボード セイリング	ゲレンデ (水上バイク)	サーフィン	その他	合 計
海岸延長	7.55	1.65	33.78	791.51	2,569.35
割 合	0.29	0.06	1.31	30.81	100.00

注1) その他：複数種の分布。

2) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を、図Ⅲ－２－47 に示す。

鹿児島県の海岸延長が 559.51km (全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の 21.78%) と最も長く、次いで和歌山県 (172.41km 同 6.71%)、長崎県 (172.19km 同 6.70%)、高知県 (150.44km 同 5.86%)、広島県 (139.98km 同 5.45%) となっている。

これらのうち、鹿児島県は複数種の海洋性レクリエーションエリアを含む「その他」が特に多く、その他の都道府県は釣り場が多い。

海洋性レクリエーションエリアの海岸延長が短いのは、山形県 (4.14km 同 0.16%)、大分県 (5.02km 同 0.20%)、佐賀県 (7.86km 同 0.31%)、宮城県 (12.28km 同 0.48%)、富山県 (12.87km 同 0.50%) などとなっている。

(3) 海区・海域

① 海区

海区別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を、図Ⅲ-2-48に示す。

東シナ海区の海岸延長が846.54km(全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の32.95%)と最も長く、次いで瀬戸内海区(421.74km 同16.41%)、太平洋中区(410.09km 同15.96%)となっている。

これらのうち、東シナ海区は複数種の海洋性レクリエーションエリアを含む「その他」や釣り場、瀬戸内海区は釣り場、太平洋中区は海水浴場が多い。

海洋性レクリエーションエリアの海岸延長が短いのは、太平洋北区(98.19km 同3.82%)、北海道区(118.76km 同4.62%)、日本海北区(141.48km 同5.51%)である。

② 海域

海域別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を、図Ⅲ-2-49に示す。

奄美諸島の海岸延長が453.52km(全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の17.65%)と最も長く、次いで土佐湾(150.75km 同5.87%)、若狭湾(103.54km 同4.03%)、伊豆七島北(85.14km 同3.31%)、五島(81.41km 同3.17%)などである。

これらの海域のうち、奄美諸島は複数種の海洋性レクリエーションエリアを含む「その他」、若狭湾は海水浴場、土佐湾、伊豆七島、五島は釣り場が多い。

釧路、火山列島、トカラ列島、尖閣列島、大東諸島では海洋性レクリエーションエリアはみられない。

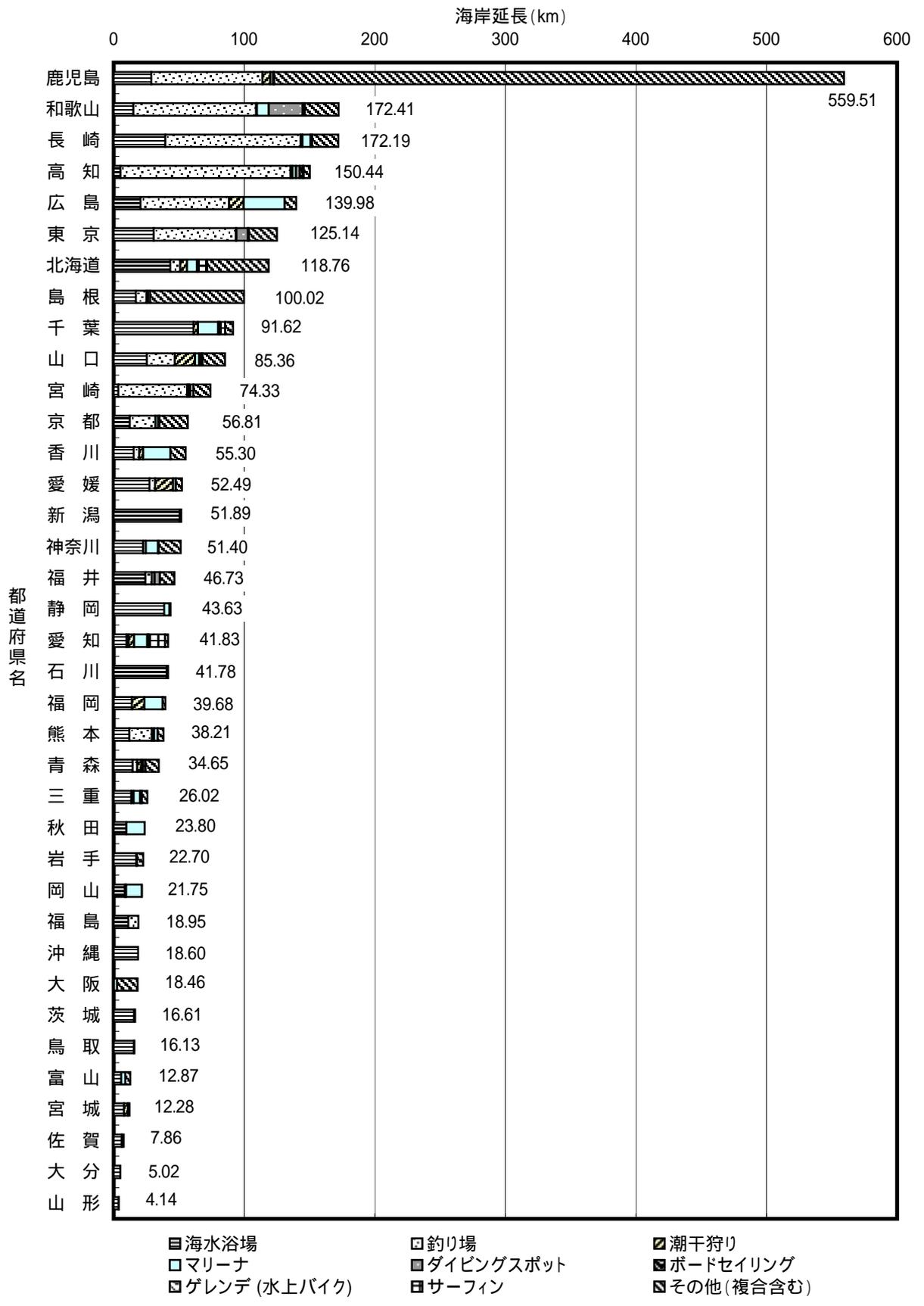
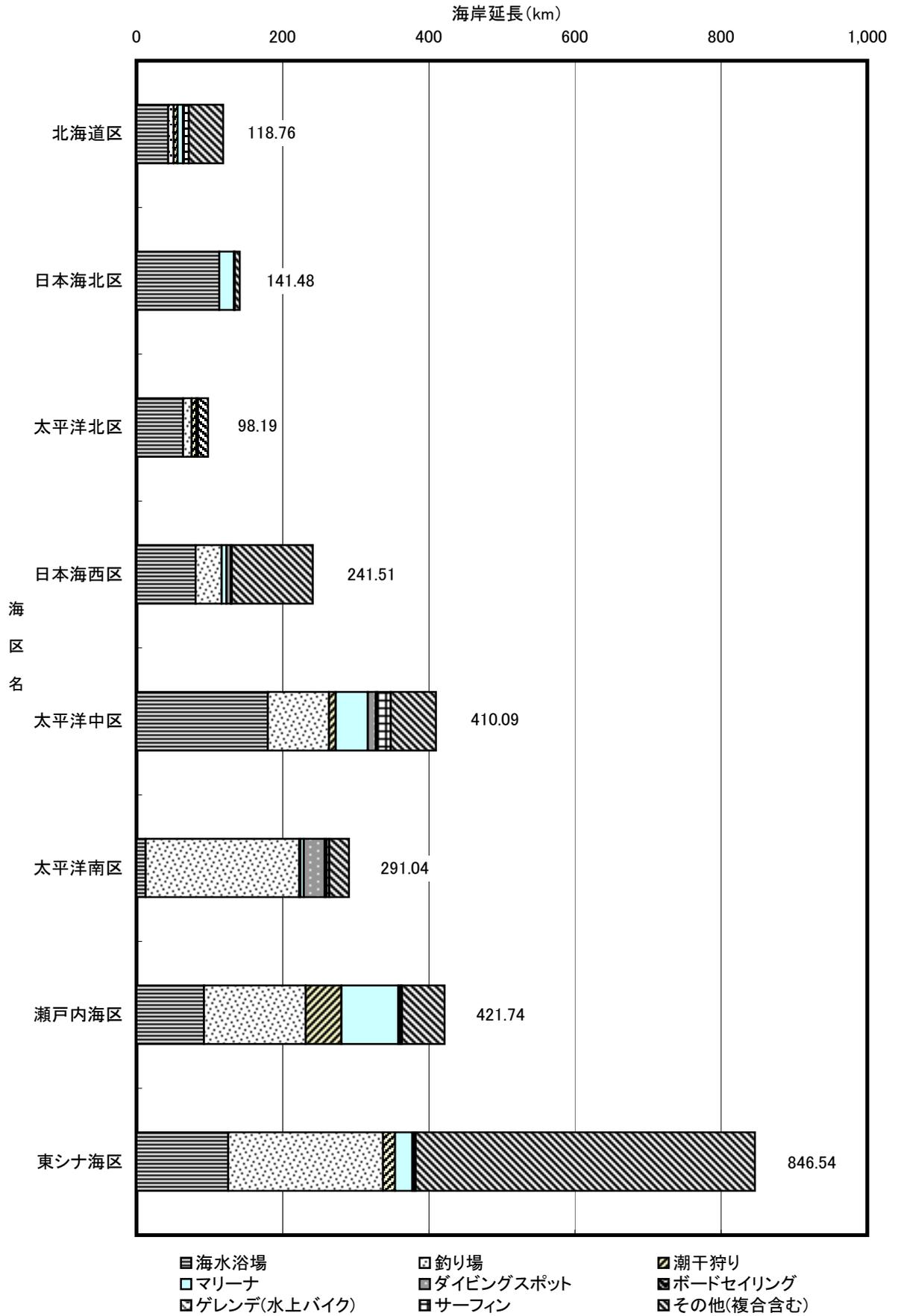
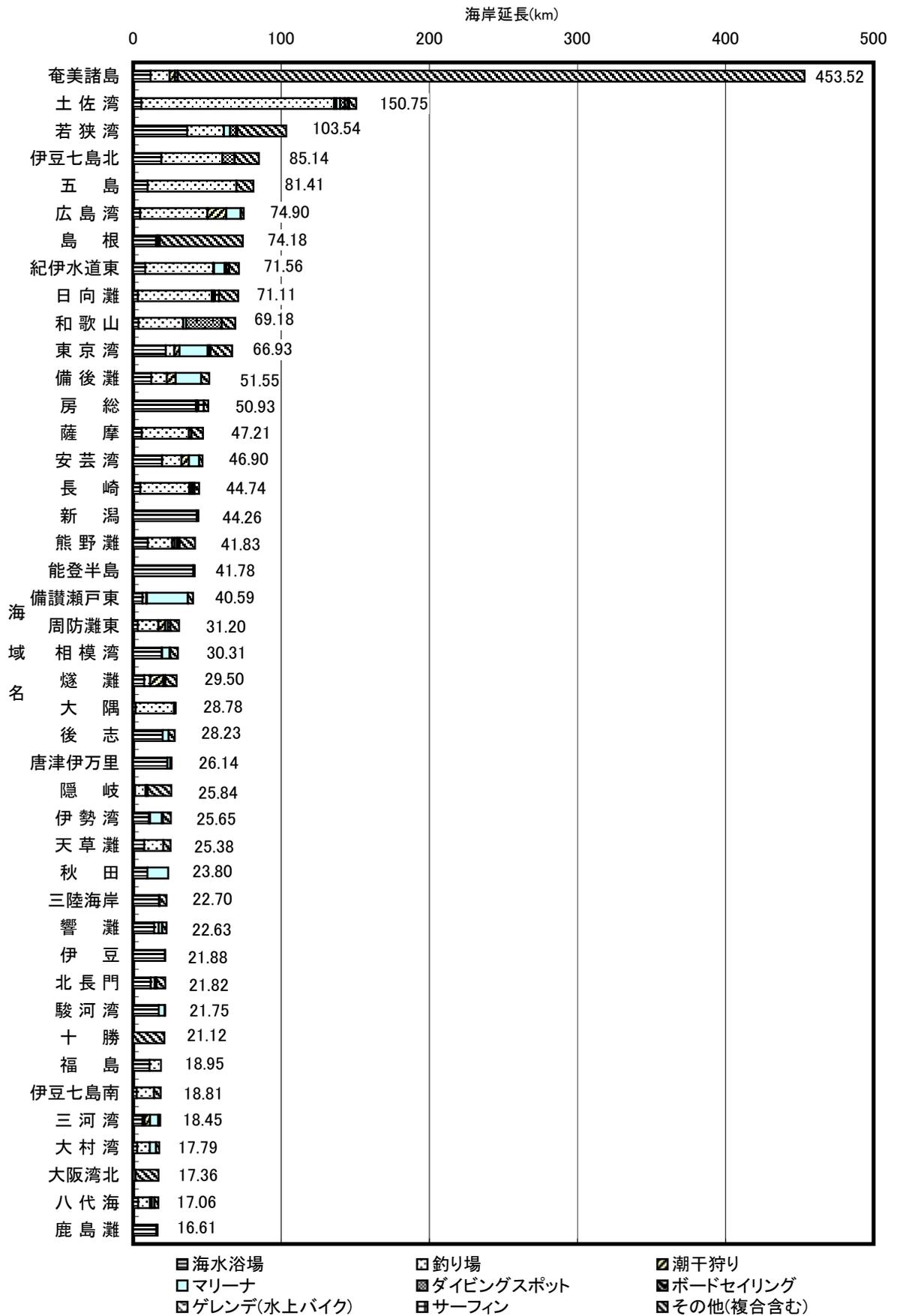


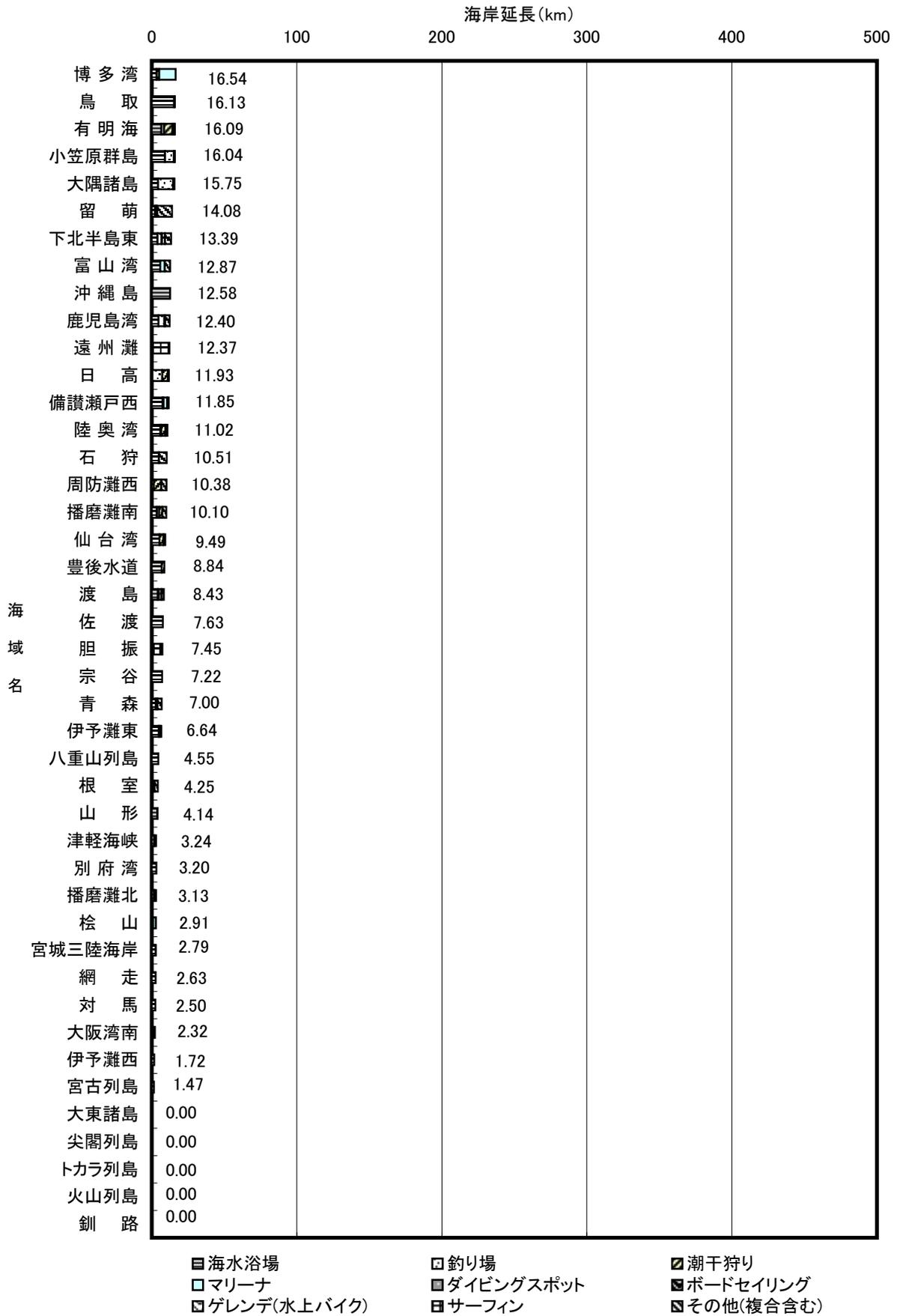
図 -2-47 都道府県別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長



図Ⅲ-2-48 海区別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長



図Ⅲ-2-49(1) 海域別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長(1)



図Ⅲ-2-49(2) 海域別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長(2)

7) その他特記すべき地域の海岸延長

(1) 全 国

全国のおそれ特記すべき地域の海岸延長を、表Ⅲ－2－12に示す。

前項までの調査には該当しないが、海辺利用・法指定等の状況を把握するにあたって重要な生物に関する事項(例えばウミガメの産卵地)、地形に関する事項(例えば特異な景観を有する瀬)、海辺に係る祭り(例えば海神祭り)等をそのおそれ特記すべき地域として調査した。

全国のおそれ特記すべき地域の海岸延長は576.39kmで、生物(241.48km 全国のおそれ特記すべき地域の海岸延長の41.90%)、地形(176.94km 同30.70%)、祭り(151.03km 同26.20%)の順となっている。

表Ⅲ－2－12 全国のおそれ特記すべき地域の海岸延長

(km,%)

	生 物	地 形	祭 り	その他	合 計
海岸延長	241.48	176.94	151.03	6.94	576.39
割 合	41.90	30.70	26.20	1.20	100.00

注1) その他：複数種の分布を含む。

2) 本年度(第5回)未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別おそれ特記すべき地域の海岸延長を、図Ⅲ－2－50に示す。

鹿児島県の海岸延長が61.41km(全国のおそれ特記すべき地域の海岸延長の10.65%)と最も長く、次いで愛知県(56.41km 同9.79%)、和歌山県(51.83km 同8.99%)、北海道(51.73km 同8.97%)、青森県(49.22km 同8.54%)となっている。

これらのうち、鹿児島県、愛知県、和歌山県は生物、北海道は生物、祭り、青森県は地形が多い。

宮城県、茨城県、新潟県、富山県、広島県、佐賀県はでは、おそれ特記すべき地域はみられない。

(3) 海区・海域

① 海 区

海区別おそれ特記すべき地域の海岸延長を、図Ⅲ－2－51に示す。

東シナ海区の海岸延長が130.57km(全国のおそれ特記すべき地域の海岸延長の22.65%)と最も長く、次いで太平洋中区(114.64km 同19.89%)、日本海

西区（74.09km 同 12.58%）となっている。

これらのうち、東シナ海区、太平洋中区は生物、日本海西区は地形が多い。

その他特記すべき地域の海岸延長が短いのは、日本海北区（34.11km 同 5.92%）、太平洋南区（50.54km 同 8.77%）、北海道区（51.73km 同 8.97%）である。

② 海 域

海域別その他特記すべき地域の海岸延長を、図Ⅲ－２－５２に示す。

下北半島東の海岸延長が 30.41km（全国のその他特記すべき地域の海岸延長の 5.28%）と最も長く、次いで薩摩（30.30km 同 5.26%）、鳥取（28.52km 同 4.95%）、和歌山（27.39km 同 4.75%）、三陸海岸（25.58km 同 4.44%）などである。

これらの海域のうち、下北半島東、鳥取、三陸海岸は地形、薩摩、和歌山は生物が多い。

宗谷、網走、釧路、十勝、留萌をはじめとする 23 海域では、その他特記すべき地域はみられない。

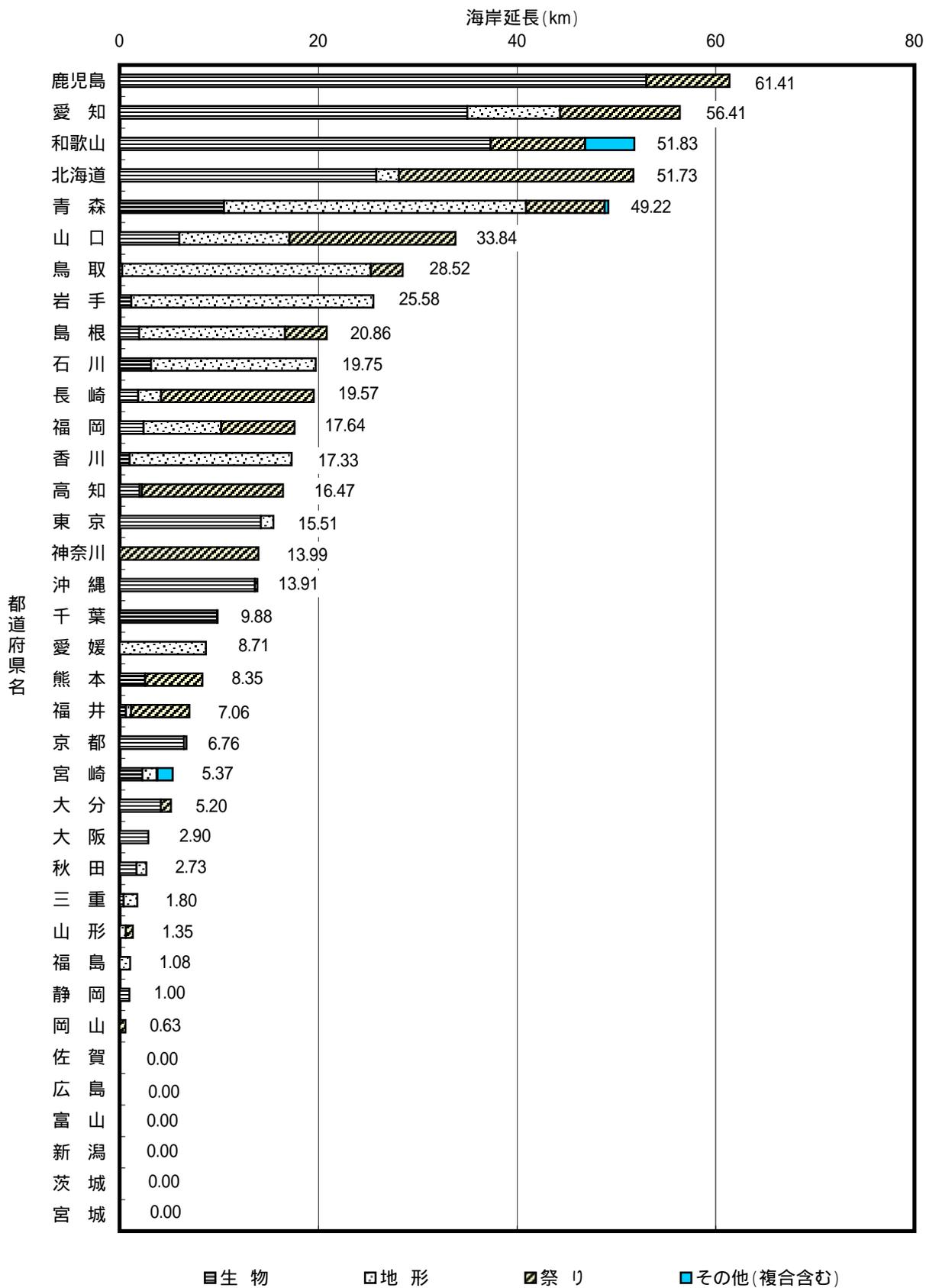
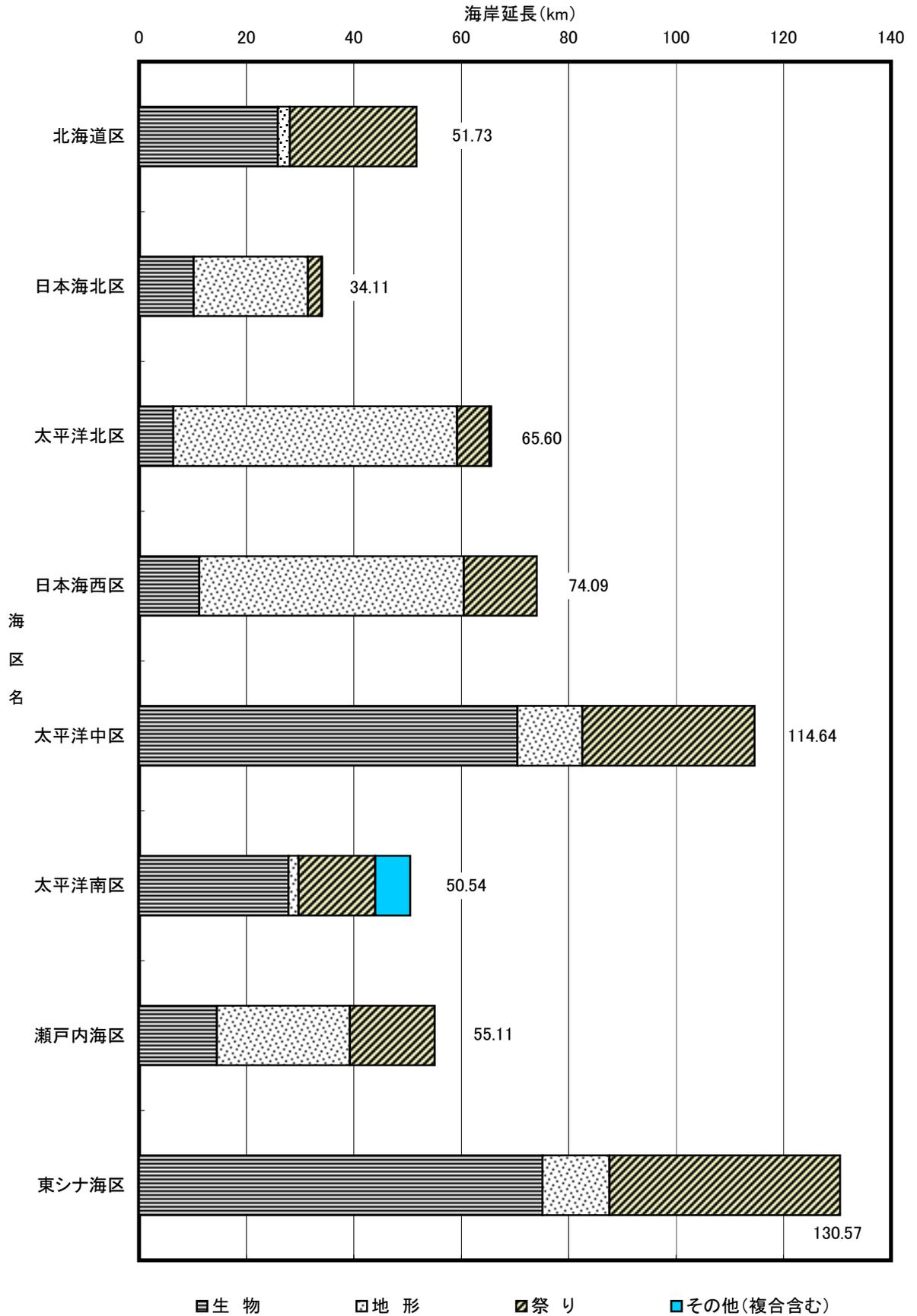
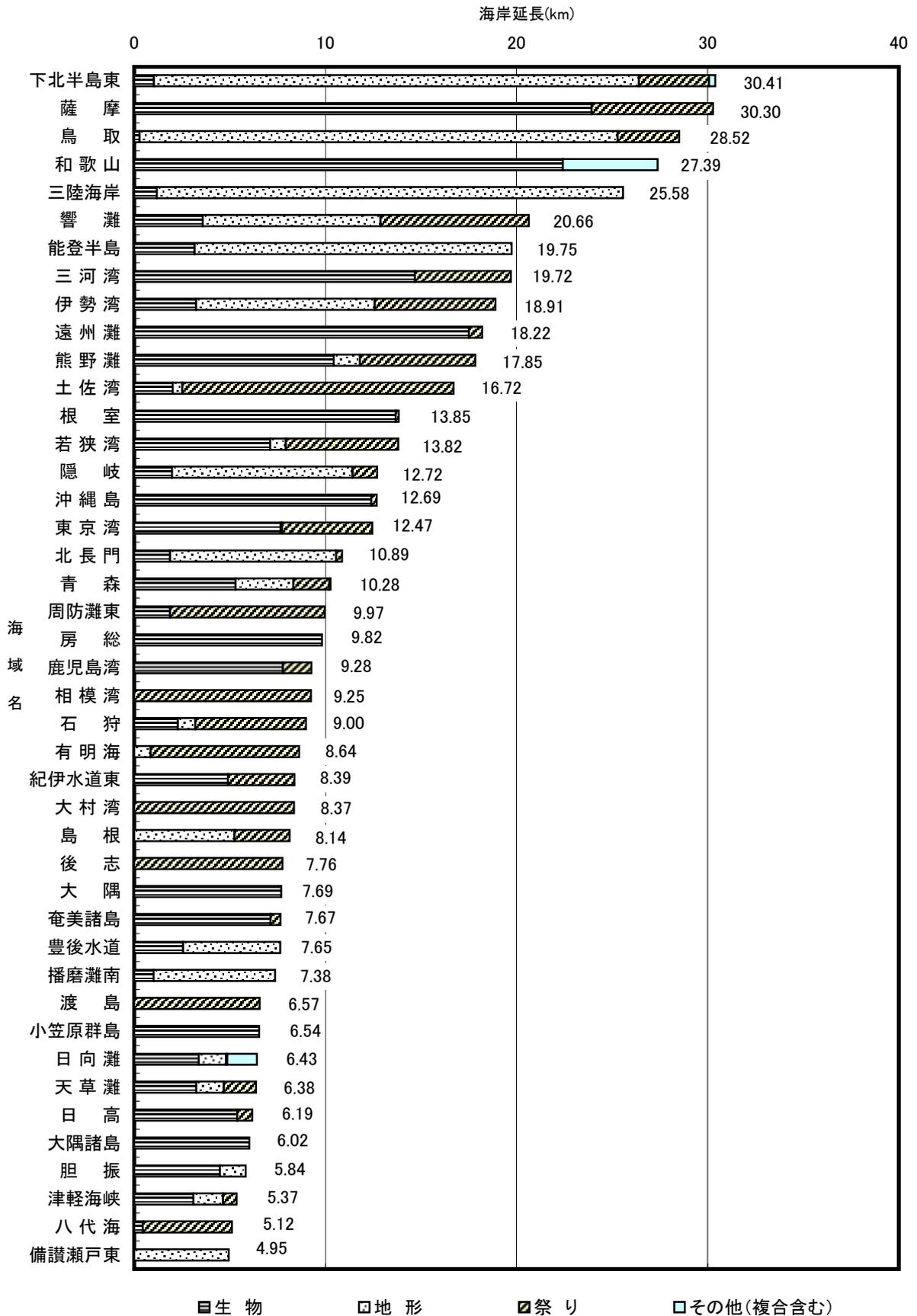


図 -2-50 都道府県別その他特記すべき地域の海岸延長

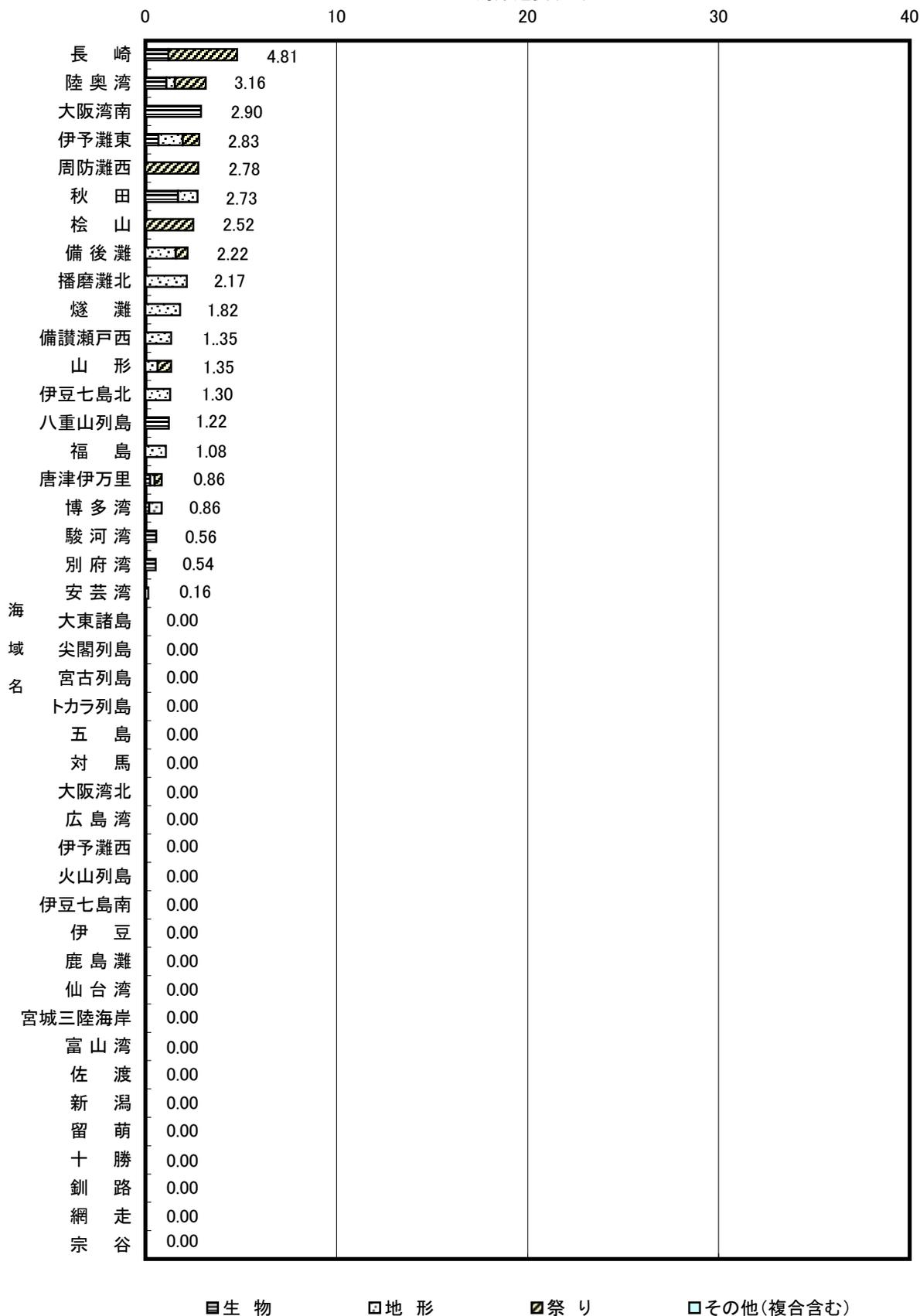


図Ⅲ-2-51 海区別その他特記すべき地域の海岸延長



図Ⅲ-2-52(1) 海域別その他特記すべき地域の海岸延長(1)

海岸延長(km)



図Ⅲ-2-52(2) 海域別その他特記すべき地域の海岸延長(2)

2.3 海岸改変状況調査

1) 海岸の現況

(1) 全 国

全国の海岸(汀線)区分別延長と構成比を、表Ⅲ－２－13、図Ⅲ－２－53に示す。

全国の海岸の総延長は 32,799.02km、そのうち本土域は 19,297.54km (58.84%)、島しょ域は 13,501.48km (41.16%) である。

全国では自然海岸が 17,413.94km (53.09%)、半自然海岸が 4,252.79km (12.97%)、人工海岸が 10,821.58km (32.99%)、本土域では自然海岸が 8,156.47km (42.27%)、半自然海岸が 2,937.46km (15.22%)、人工海岸が 7,920.60km (41.04%)、島しょ域では自然海岸が 9,257.47km (68.57%)、半自然海岸が 1,315.33km (9.74%)、人工海岸が 2,900.98km (21.49%) となっている。

表Ⅲ－２－13 全国の海岸(汀線)区分別延長と構成比

(km,%)

区 分	海岸延長	構 成 比		
		全国比	本土域比	島しょ域比
全 国	32,799.02	100.00	—	—
自然海岸	17,413.94	53.09	—	—
半自然海岸	4,252.79	12.97	—	—
人工海岸	10,821.58	32.99	—	—
河口部	310.71	0.95	—	—
本土域海岸	19,297.54	58.84	100.00	—
自然海岸	8,156.47	24.87	42.27	—
半自然海岸	2,937.46	8.96	15.22	—
人工海岸	7,920.60	24.15	41.04	—
河口部	283.01	0.86	1.47	—
島しょ域海岸	13,501.48	41.16	—	100.00
自然海岸	9,257.47	28.22	—	68.57
半自然海岸	1,315.33	4.01	—	9.74
人工海岸	2,900.98	8.84	—	21.49
河口部	27.70	0.08	—	0.21

注) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含まない。

① 自然海岸

自然海岸区分別延長と構成比を、図Ⅲ－２－５４に示す。

全国、本土域、島しょ域ともに、「海岸に浜が発達していない海岸」が最も多い。

全国では、「砂浜海岸」が 3,491.92km (20.05%)、「礫浜海岸」が 1,011.24km (5.81%)、「磯浜海岸」が 4,001.31km (22.98%) となっている。

本土域では、「砂浜海岸」が 2,168.67km (26.59%)、「礫浜海岸」が 456.35km (5.59%)、「磯浜海岸」が 1,599.50km (19.61%) となっている。

島しょ域では、「砂浜海岸」が 1,323.25km (14.29%)、「礫浜海岸」が 554.89km (5.99%)、「磯浜海岸」が 2,401.81km (25.49%) となっている。

② 半自然海岸

半自然海岸区分別延長と構成比を、図Ⅲ－２－５５に示す。

全国、本土域、島しょ域ともに、「砂浜海岸」が最も多い。

全国では、「砂浜海岸」が 2,364.99km (55.61%)、「礫浜海岸」が 203.11km (4.78%)、「磯浜海岸」が 895.80km (21.06%) となっている。

本土域では、「砂浜海岸」が 1,739.98km (59.23%)、「礫浜海岸」が 147.78km (5.03%)、「磯浜海岸」が 557.78km (18.99%) となっている。

島しょ域では、「砂浜海岸」が 625.01km (47.52%)、「礫浜海岸」が 55.33km (4.21%)、「磯浜海岸」が 338.02km (25.70%) となっている。

③ 人工海岸

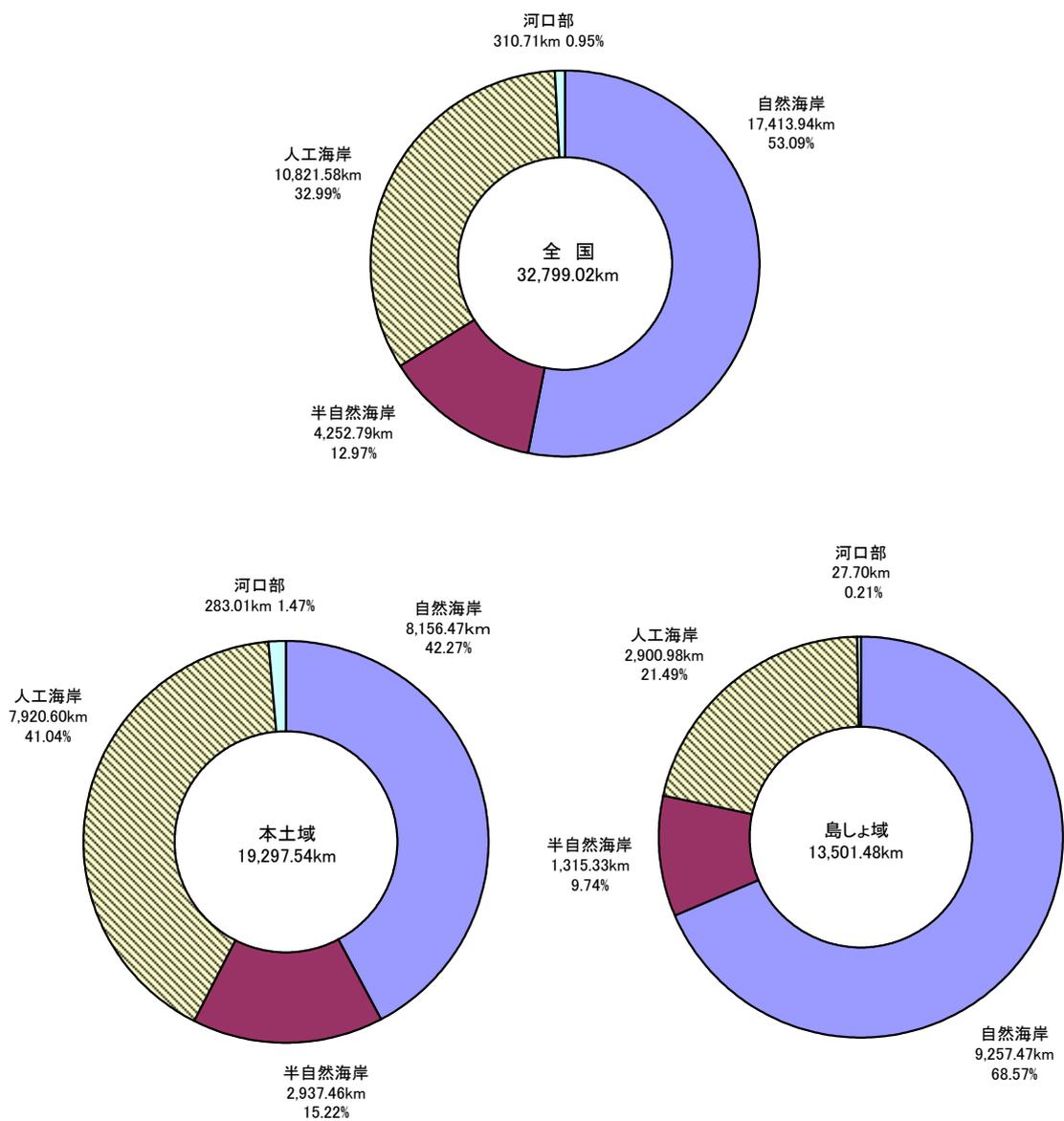
人工海岸区分別延長と構成比を、図Ⅲ－２－５６に示す。

全国、本土域、島しょ域ともに、「埋立直立護岸」、「その他の直立護岸」が多く、人工海岸のほとんどはこれらの海岸で占められている。

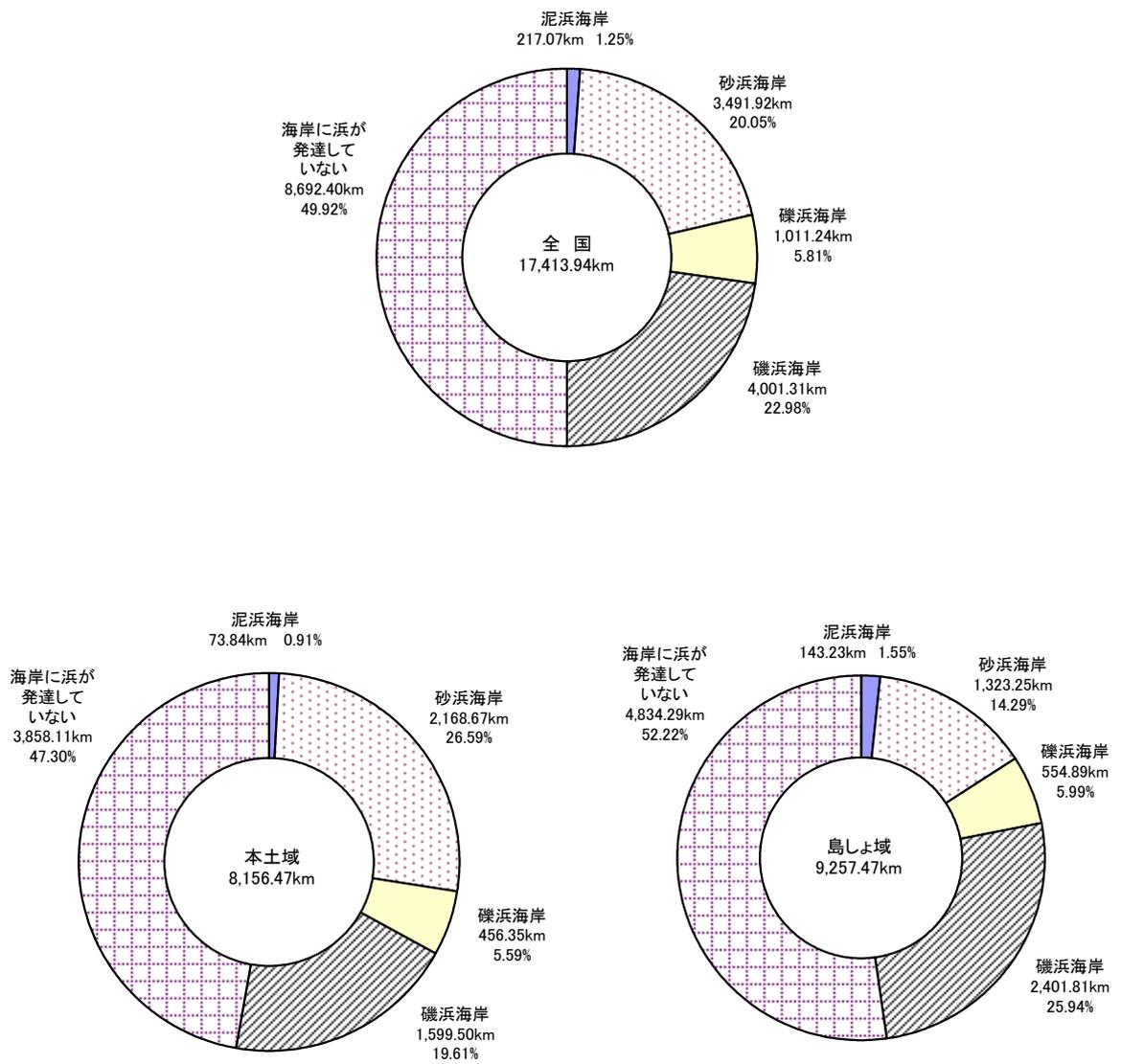
全国では、「埋立直立護岸」が 5,663.52km (52.34%)、「その他の直立護岸」が 4,235.77km (39.14%) となっている。

本土域では、「埋立直立護岸」が 4,197.54km (53.00%)、「その他の直立護岸」が 2,952.99km (37.28%) となっている。

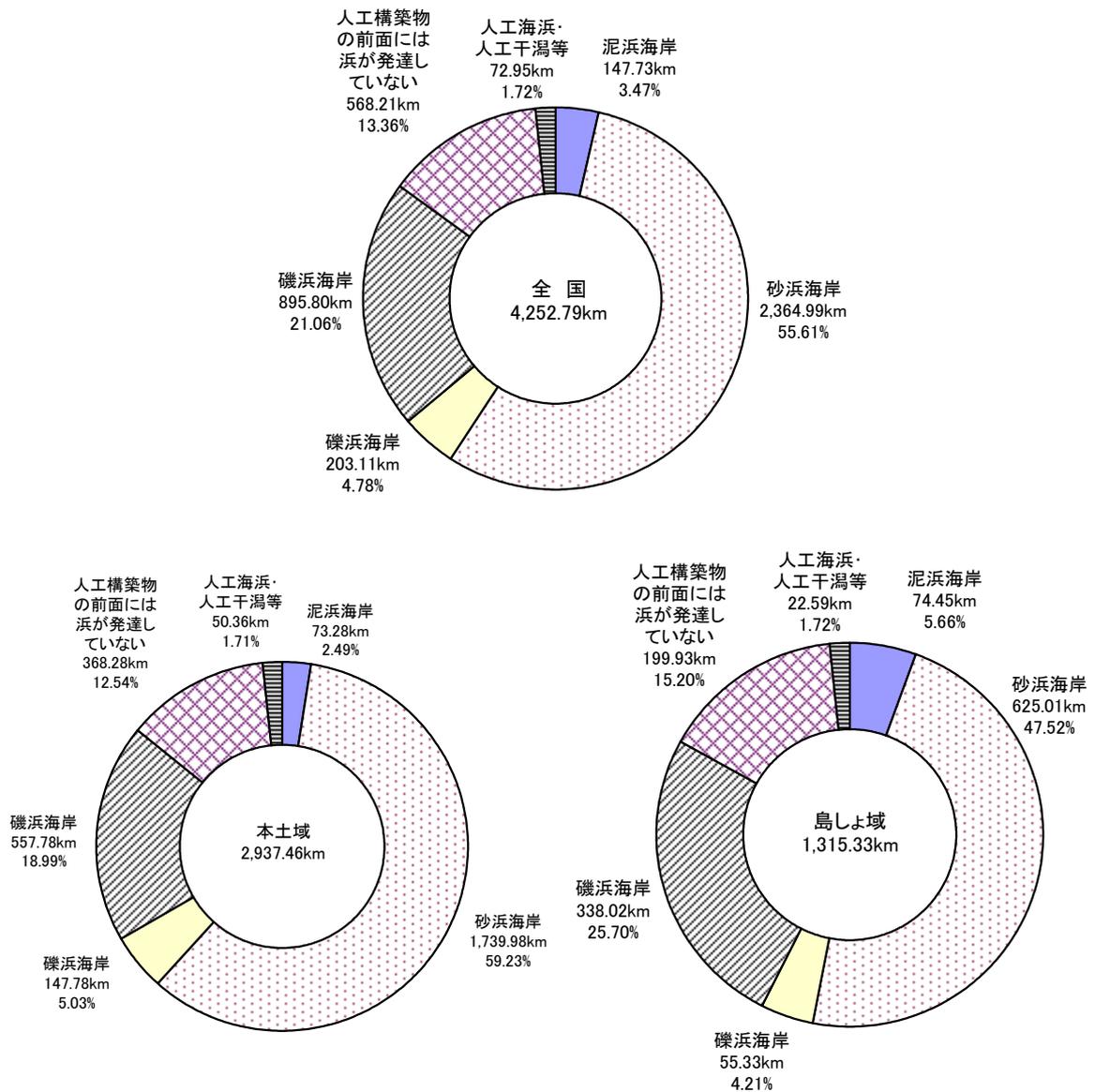
島しょ域では、「埋立直立護岸」が 1,465.98km (50.53%)、「その他の直立護岸」が 1,282.78km (44.22%) となっている。



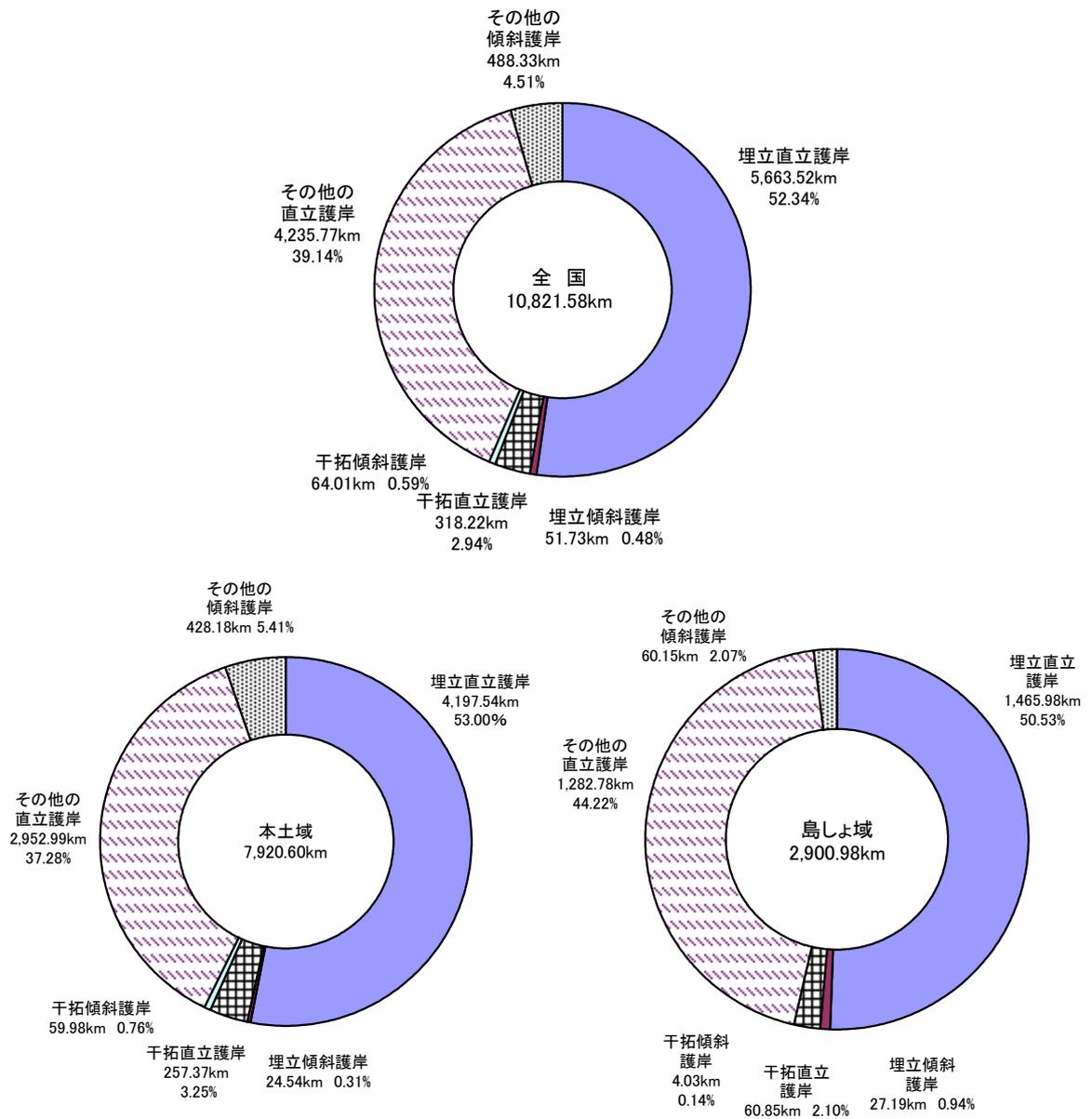
図Ⅲ-2-53 海岸(汀線)区別延長と構成比



図Ⅲ-2-54 自然海岸区別延長と構成比



図Ⅲ-2-55 半自然海岸区分別延長と構成比



図Ⅲ-2-56 人工海岸区別延長と構成比

(2) 都道府県

都道府県別海岸(汀線)区分別延長を、図Ⅲ－２－５７に示す。

長崎県の海岸延長が 4,299.71km (全国の海岸延長の 13.11%) と最も長く、次いで北海道 (3,142.68km 同 9.58%)、鹿児島県 (2,809.13km 同 9.56%)、沖縄県 (1,756.85km 同 5.36%)、愛媛県 (1,564.07km 同 4.77%) となっている。

海岸延長が最も短いのは山形県 (102.68km 全国の海岸延長の 0.31%) で、次いで富山県 (136.38km 同 0.42%)、鳥取県 (155.06km 同 0.47%)、福島県 (187.38km 同 0.57%)、茨城県 (199.64km 同 0.61%) となっている。

都道府県別海岸(汀線)区分別延長の構成比を、図Ⅲ－２－５８に示す。

島根県、岩手県、鹿児島県、長崎県、沖縄県などが自然海岸延長の割合が高く (人工海岸の割合が低い)、大阪府、愛知県、富山県、茨城県、神奈川県などが自然海岸延長の割合が低い (人工海岸延長の割合が高い)。

① 自然海岸

都道府県別自然海岸区分別延長を、図Ⅲ－２－５９に示す。

長崎県の自然海岸延長が 2,962.32km (全国の自然海岸延長の 17.01%) と最も長く、次いで鹿児島県 (2,071.63km 同 11.90%)、北海道 (1,766.26km 同 10.14%)、沖縄県 (1,203.08km 同 6.91%) となっている。

自然海岸延長が最も短いのは大阪府 (1.89km 全国の自然海岸延長の 0.01%) で、次いで富山県 (7.15km 同 0.04%)、茨城県 (26.75km 同 0.15%)、愛知県 (31.70km 同 0.18%)、福島県 (36.88km 同 0.21%) となっている。

都道府県別自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－６０に示す。

島根県の自然海岸延長の割合が 77.17% と最も高く、次いで岩手県 (77.00%)、鹿児島県 (73.75%)、長崎県 (68.90%)、沖縄県 (68.48%) となっている。

自然海岸延長の割合が最も低いのは大阪府 (0.78%) で、次いで愛知県 (5.10%)、富山県 (5.24%)、茨城県 (13.40%)、神奈川県 (19.30%) となっている。

長崎県、鹿児島県は、自然海岸延長が長く、自然海岸延長の割合も高い。

② 半自然海岸

都道府県別半自然海岸区分別延長を、図Ⅲ－２－６１に示す。

北海道の半自然海岸延長が 580.17km (全国の半自然海岸延長の 13.64%) と最も長く、次いで長崎県 (544.71km 同 12.81%)、愛媛県 (349.47km 同 8.22%)、鹿児島県 (271.19km 同 6.38%)、沖縄県 (225.11km 同 5.29%) となっている。

半自然海岸延長が最も短いのは佐賀県 (7.62km 全国の半海岸延長の 0.18%) で、次いで大阪府 (10.94km 同 0.26%)、山形県 (11.71km 同 0.28%)、岩手県 (13.47km 同 0.32%)、富山県 (14.88km 同 0.35%) となっている。

都道府県別半自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－62 に示す。

福島県の半自然海岸延長の割合が 37.19% と最も高く、次いで秋田県 (33.61%)、鳥取県 (25.11%)、高知県 (24.66%)、愛媛県 (22.34%) となっている。

半自然海岸延長の割合が最も低いのは岩手県 (2.01%) で、次いで佐賀県 (2.09%)、東京都 (2.84%)、大阪府 (4.50%)、山口県 (4.70%) となっている。

③ 人工海岸

都道府県別人工海岸区分別延長を、図Ⅲ－２－63 に示す。

長崎県の人工海岸延長が 777.93km (全国の人工海岸延長の 7.19%) と最も長く、次いで北海道 (761.25km 同 7.03%)、広島県 (692.88km 同 6.40%)、山口県 (629.49km 同 5.82%)、熊本県 (524.54km 同 4.85%) となっている。

人工海岸延長が最も短いのは山形県 (34.49km 全国の人工海岸延長の 0.32%) で、次いで鳥取県 (47.07km 同 0.43%)、秋田県 (75.61km 同 0.70%)、福島県 (78.63km 同 0.73%)、富山県 (107.54km 同 0.99%) となっている。

都道府県別人工海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－64 に示す。

大阪府の人工海岸延長の割合が 92.57% と最も高く、次いで愛知県 (82.31%)、富山県 (78.85%)、茨城県 (77.74%)、神奈川県 (70.49%) となっている。

人工海岸延長の割合が最も低いのは島根県 (15.15%) であり、次いで鹿児島県 (15.92%)、沖縄県 (18.07%)、長崎県 (18.09%)、岩手県 (20.22%) となっている。

④ 自然海岸の長い市町村

自然海岸延長の長い市町村 (上位 30 位) を、図Ⅲ－２－65 に示す。

自然海岸延長は、長崎県美津島町 (356.80km)、鹿児島県瀬戸内町 (302.49km)、東京都小笠原村 (298.92km)、長崎県福江市 (222.64km)、沖縄県竹富町 (203.38km) が特に長く、これらの市町村は海岸総延長に対する占有率も 80% 以上と高い。

自然海岸(砂浜)延長の長い市町村 (上位 10 位) を、表Ⅲ－２－14 に示す。

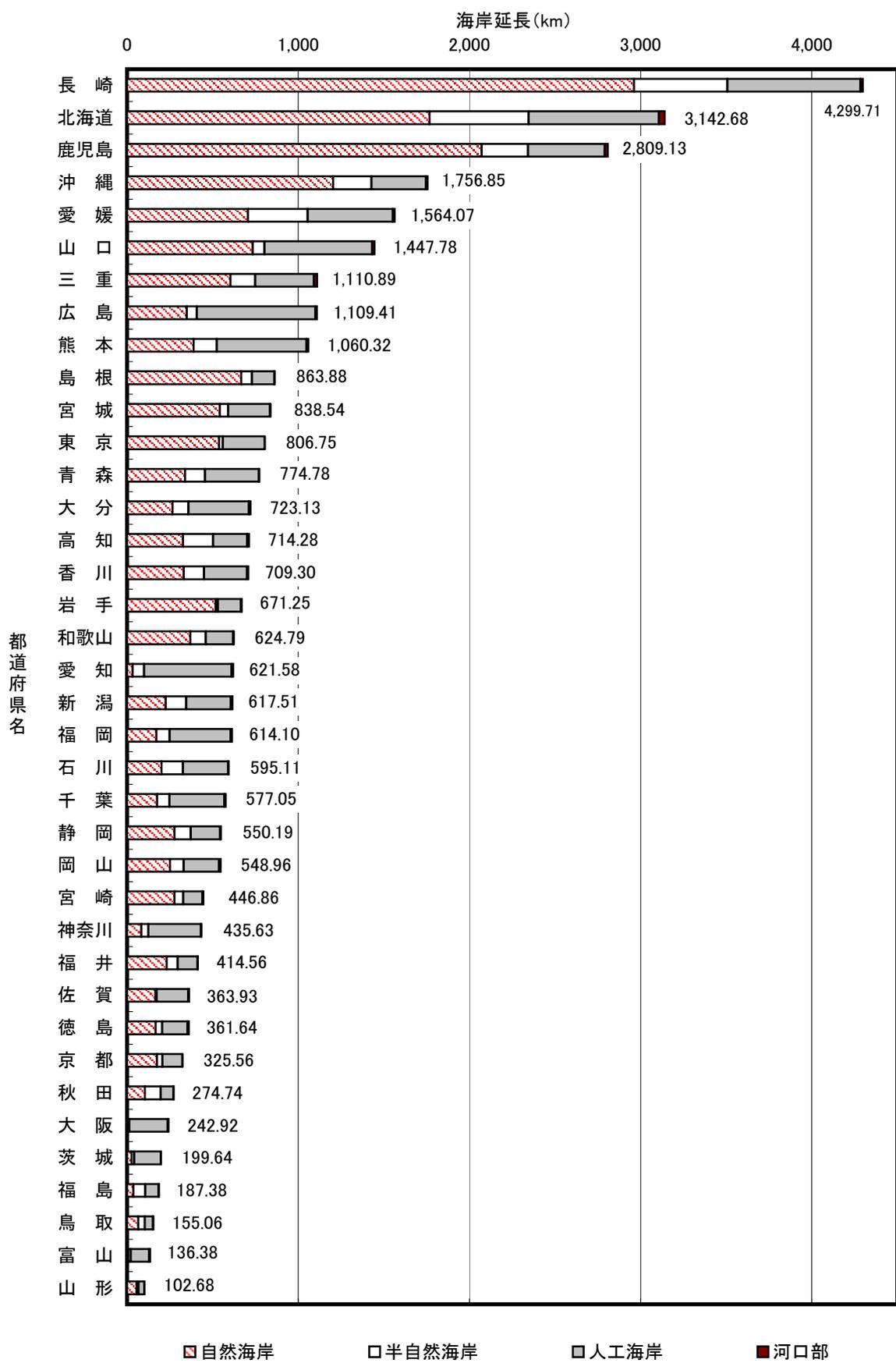
砂浜海岸の延長が最も長いのは沖縄県竹富町の 94.58km で、全海岸延長に占める砂浜海岸の割合が最も高いのは北海道常呂町の 77.33% である。

これらの市町村はいずれも全海岸延長に占める自然海岸の割合が高く、沖縄県渡嘉敷村は 93.18% に達する。

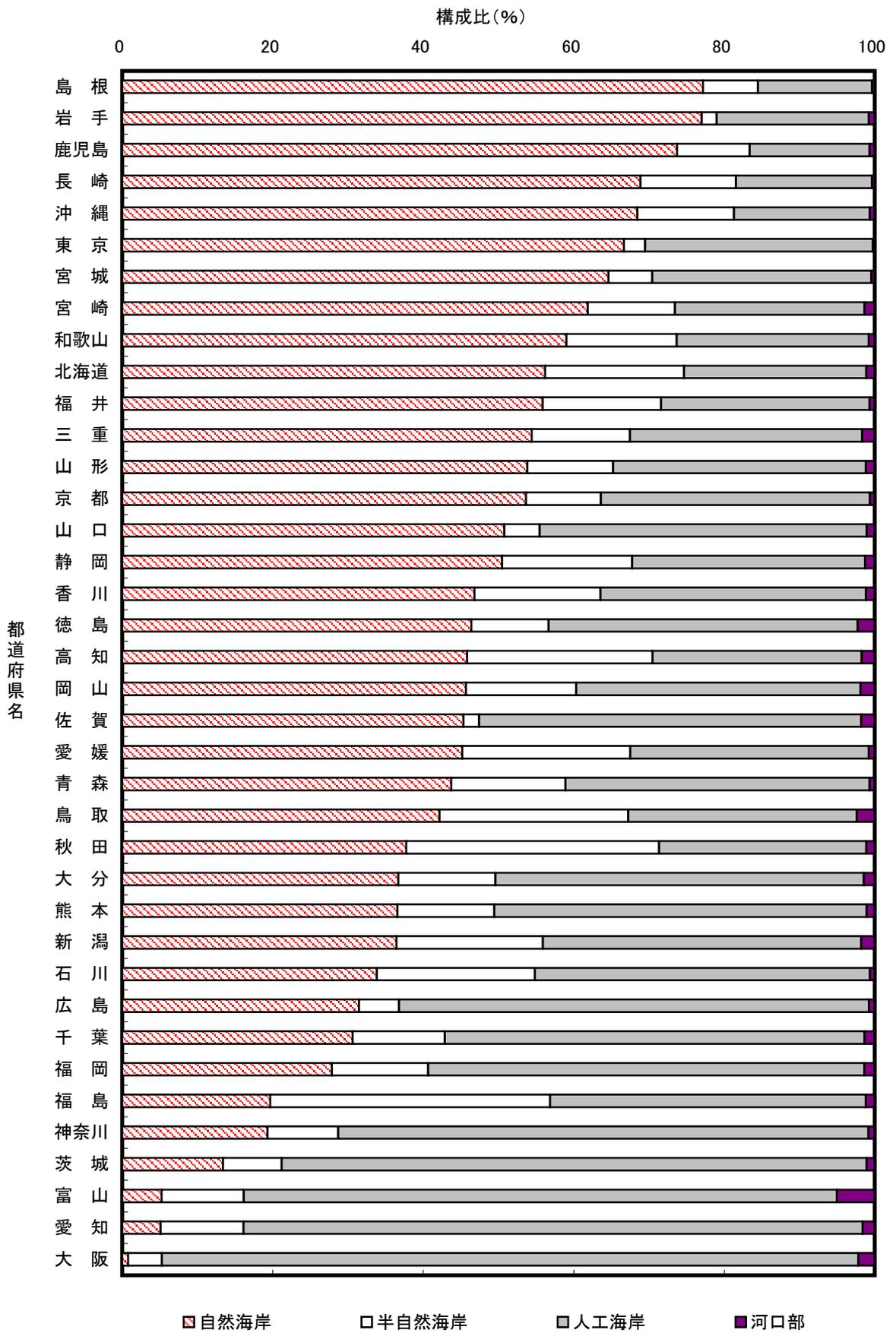
表Ⅲ－２－１４ 自然海岸(砂浜)延長の長い市町村（上位 10 位）
(km,%)

都道府県名	市町村名	項 目	砂質(砂浜) 海岸	自然海岸計	全 海 岸
沖縄県	竹富町	海岸延長 (構成比)	94.58 (41.01)	203.38 (88.18)	230.65 (100.00)
沖縄県	石垣市	海岸延長 (構成比)	88.32 (46.65)	161.76 (85.43)	189.34 (100.00)
北海道	別海町	海岸延長 (構成比)	64.52 (50.05)	102.16 (79.25)	128.91 (100.00)
鹿児島県	瀬戸内町	海岸延長 (構成比)	43.97 (12.33)	302.49 (84.85)	356.52 (100.00)
北海道	稚内町	海岸延長 (構成比)	47.99 (48.95)	52.33 (53.38)	98.03 (100.00)
沖縄県	渡嘉敷村	海岸延長 (構成比)	34.75 (33.72)	96.01 (93.18)	103.04 (100.00)
北海道	常呂町	海岸延長 (構成比)	34.62 (77.33)	39.26 (87.69)	44.77 (100.00)
青森県	東通村	海岸延長 (構成比)	30.06 (48.42)	42.15 (67.90)	62.08 (100.00)
沖縄県	名護市	海岸延長 (構成比)	29.63 (29.93)	52.52 (53.05)	99.01 (100.00)
北海道	根室市	海岸延長 (構成比)	29.30 (17.24)	128.73 (75.72)	170.00 (100.00)

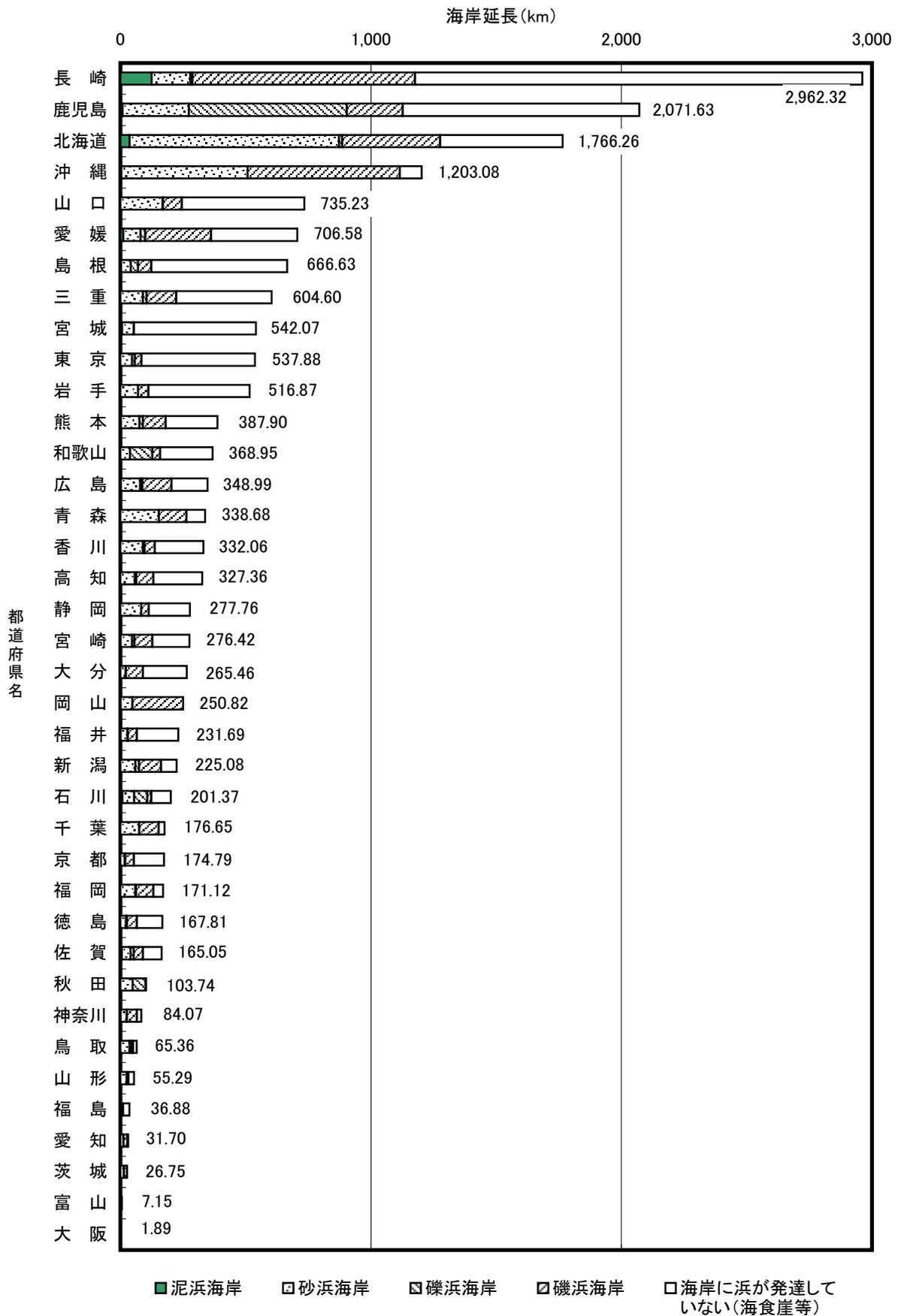
注) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県は対象外。



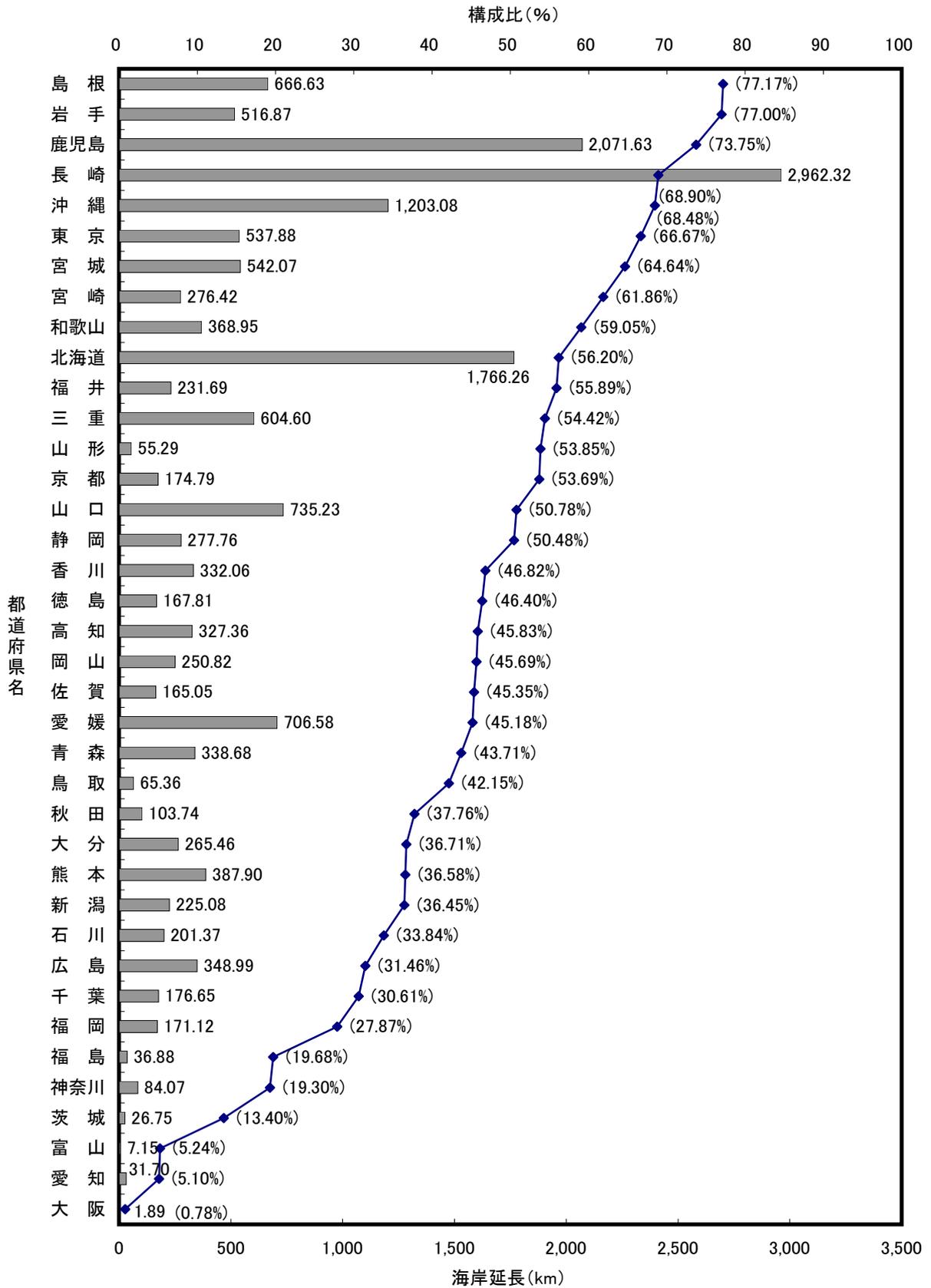
図Ⅲ-2-57 都道府県別海岸(汀線)区分別延長



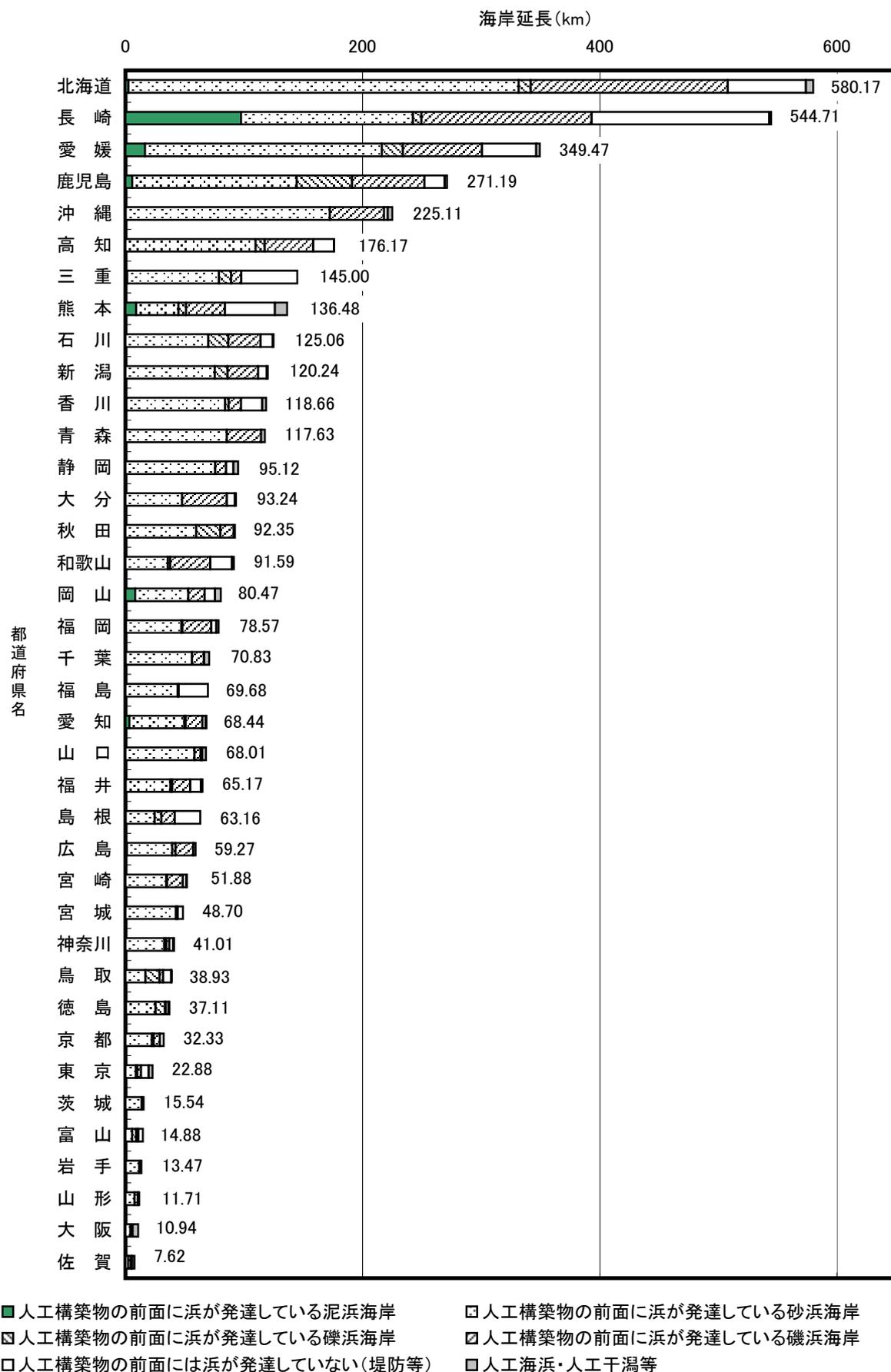
図Ⅲ-2-58 都道府県別海岸(汀線)区分別延長の構成比



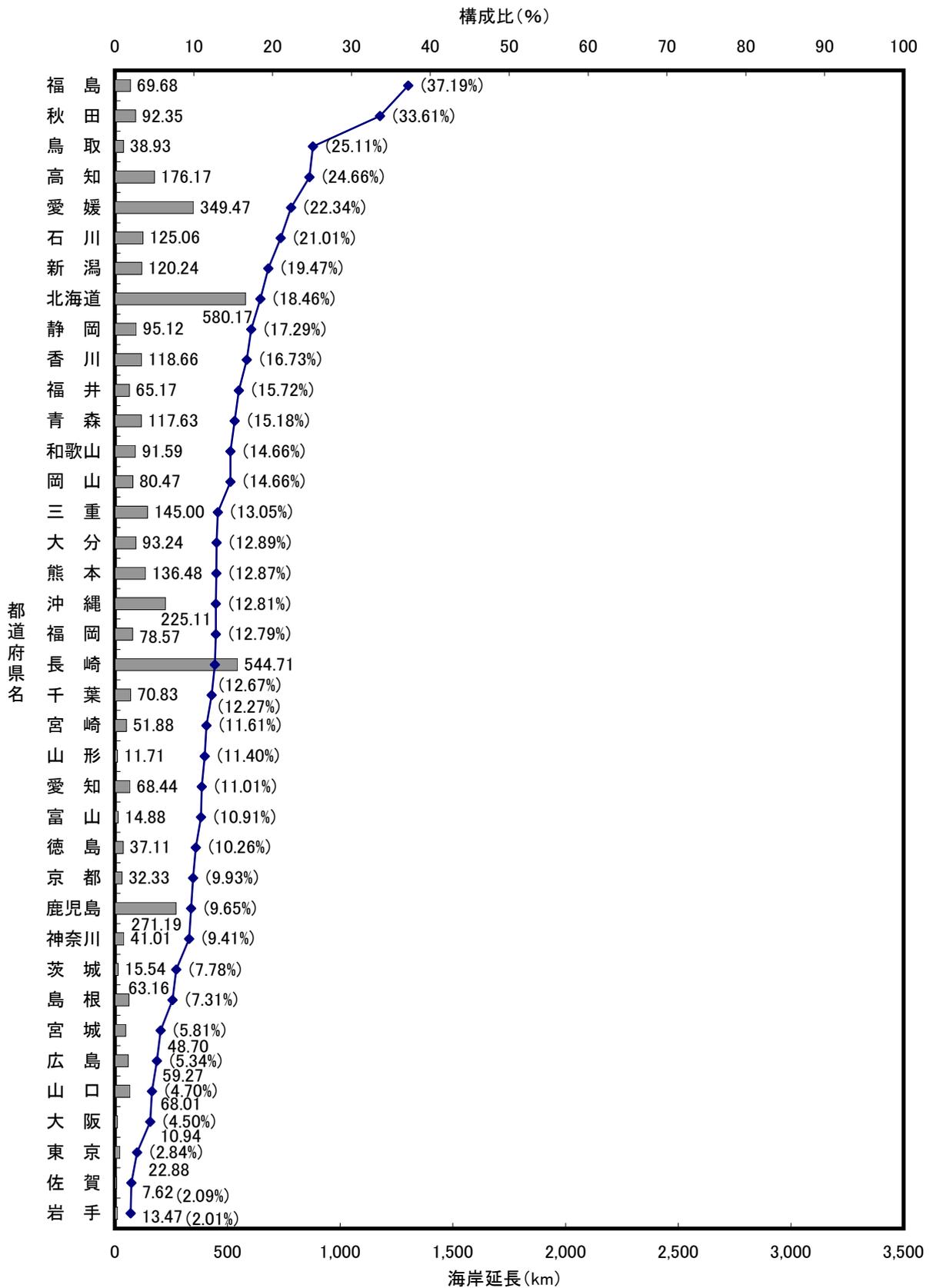
図Ⅲ-2-59 都道府県別自然海岸区分別延長



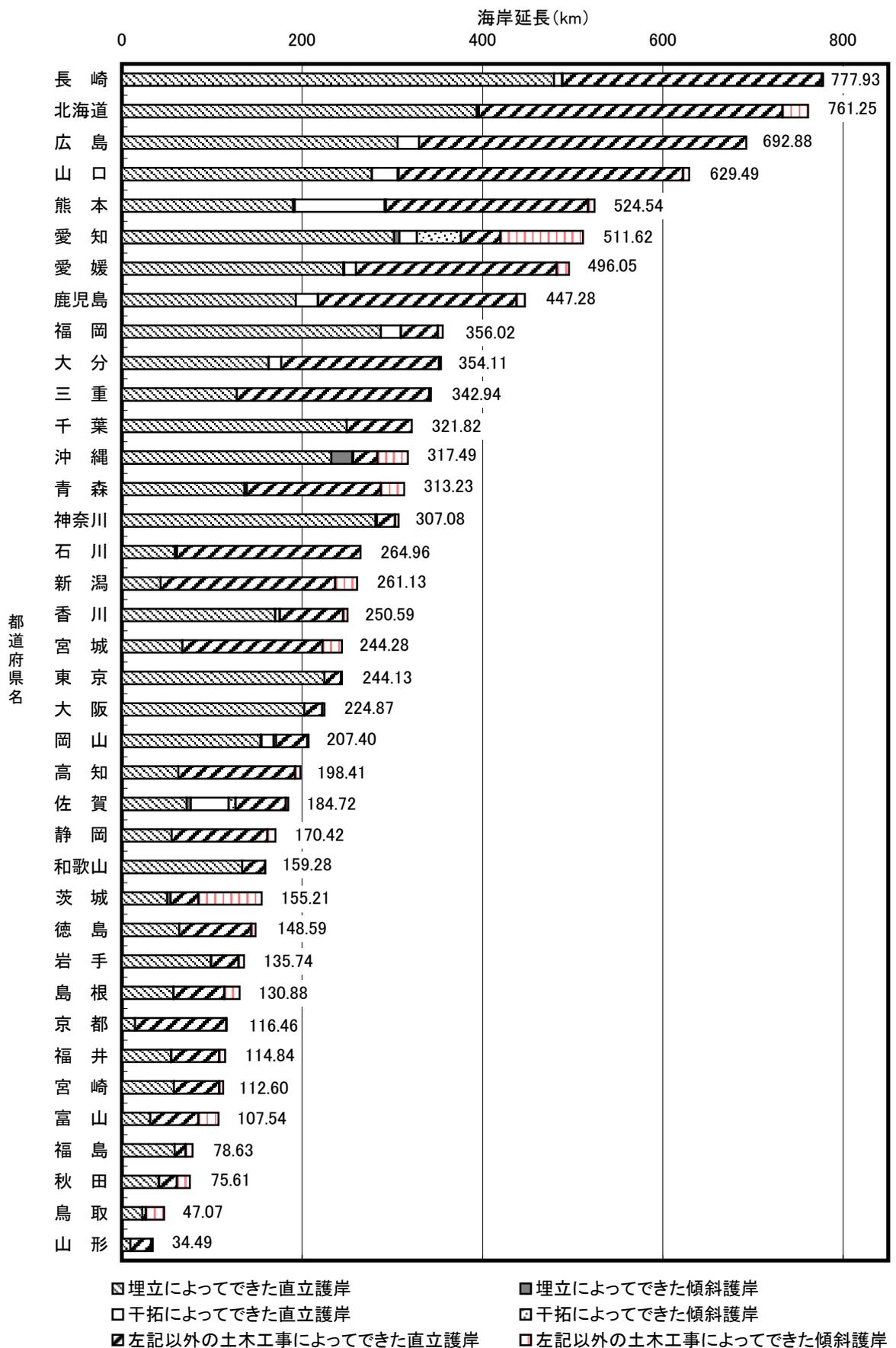
図Ⅲ-2-60 都道府県別自然海岸延長と構成比



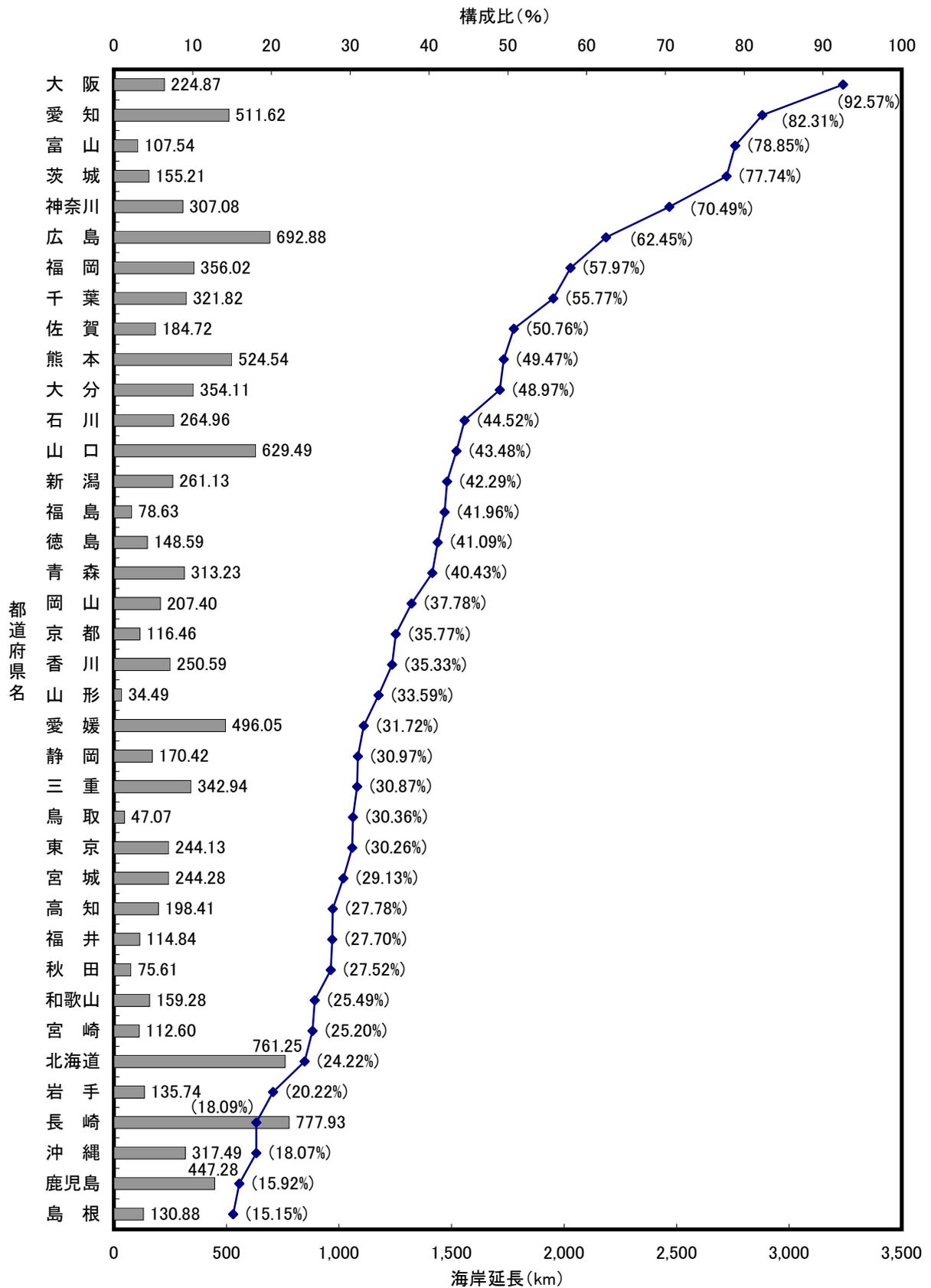
図Ⅲ-2-61 都道府県別半自然海岸区別延長



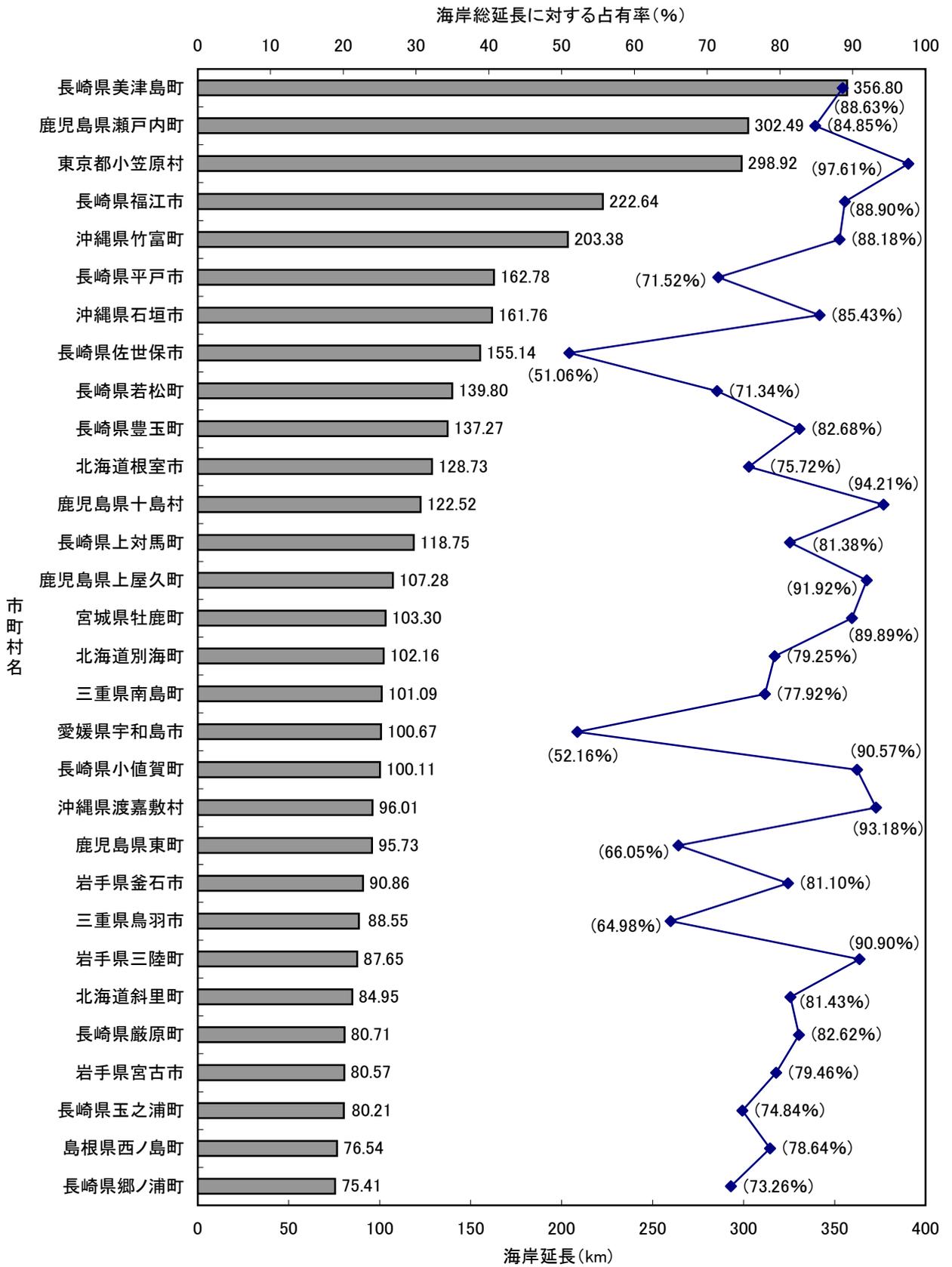
図Ⅲ-2-62 都道府県別半自然海岸延長と構成比



図Ⅲ-2-63 都道府県別人工海岸区分別延長



図Ⅲ-2-64 都道府県別人工海岸延長と構成比



図Ⅲ-2-65 自然海岸延長の長い市町村(上位30位)

(3) 海区・海域

① 海区

a. 海岸区分別延長

海區別海岸(汀線)区分別延長と構成比を、表Ⅲ－２－１５に示す。

東シナ海区の海岸延長が11,044.70km(全国の海岸延長の33.67%)と最も長く、太平洋南区の海岸延長が1,830.25km(同5.58%)ともっとも短い。

自然海岸延長が最も長いのは東シナ海区(7,097.16km 全国の自然海岸の40.76%)で、最も短いのは日本海北区(687.39km 同3.95%)である。

半自然海岸延長が最も長いのは東シナ海区(1,267.90km 全国の半自然海岸延長の29.81%)で、最も短いのは日本海西区(207.32km 同4.87%)である。

人工海岸延長が最も長いのは瀬戸内海区(2,918.27km 全国的人工海岸の26.97%)で、最も短いのは太平洋南区(449.82km 同4.16%)である。

b. 海岸区分別延長の構成比

海區別海岸(汀線)区分別延長の構成比を、図Ⅲ－２－６６に示す。

自然海岸延長の割合が最も高いのは日本海西区(65.72%)、次いで東シナ海区(64.26%)、太平洋南区(57.60%)となっており、これらの海区はいずれも人工海岸延長の割合が低い。

人工海岸延長の割合が最も高いのは瀬戸内海区(48.13%)、次いで太平洋中区(45.21%)、日本海北区(41.36%)となっており、これらの海区はいずれも自然海岸延長の割合が低い。

半自然海岸延長の割合が高いのは日本海北区(21.15%)、北海道区(18.46%)である。

② 海域

海域別海岸(汀線)区分別延長を、図Ⅲ－２－６７に示す。

五島の海岸延長が1,254.24km(全国の海岸延長の3.82%)と最も長く、次いで沖縄島(1,044.45km 同3.18%)、熊野灘(1,029.85km 同3.14%)、大村湾(1,008.58km 同3.07%)、奄美諸島(949.34km 同2.89%)となっている。

海岸延長が最も短いのは尖閣列島(24.87km 全国の海岸延長の0.08%)で、次いで大東諸島(39.62km 同0.12%)、火山列島(50.61km 同0.15%)、大阪湾南(69.11km 同0.21%)、伊豆七島南(81.63km 同0.25%)となっている。

海域別海岸(汀線)区分別延長の構成比を、図Ⅲ－２－６８に示す。

尖閣列島、火山列島、大東諸島、小笠原群島、トカラ列島などが自然海岸延長の割合が高く(人工海岸の割合が低い)、大阪湾北、富山湾、三河湾、東京湾、周防灘西などが自然海岸延長の割合が低い(人工海岸延長の割合が高い)。

a. 自然海岸

海域別自然海岸区分別延長を、図Ⅲ－２－69 に示す。

五島の自然海岸延長が 994.11km (全国の自然海岸延長の 5.71%) と最も長く、次いで対馬 (799.74km 同 4.59%)、奄美諸島 (730.88km 同 4.20%)、熊野灘 (643.14km 同 3.69%)、沖縄島 (598.81km 同 3.44%) となっており、ほとんどの海域が東シナ海区である。

自然海岸延長が最も短いのは大阪湾北 (0.00km 全国の自然海岸延長の 0.00%) で、次いで富山湾 (7.15km 同 0.04%)、大阪湾南 (21.93km 同 0.13%)、尖閣列島 (24.87km 同 0.14%)、鹿島灘 (26.75km 同 0.15%) となっている。

海域別自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－70 に示す。

自然海岸延長の割合が最も高いのは尖閣列島 (100.00%) と火山列島 (100.00%) で、次いで大東諸島 (97.60%)、小笠原群島 (97.14%)、トカラ列島 (94.21%) となっている。

自然海岸延長の割合が最も低いのは大阪湾北 (0.00%) で、次いで富山湾 (5.24%)、三河湾 (7.49%)、東京湾 (7.91%)、周防灘西 (12.34%) となっている。

b. 半自然海岸

海域別半自然海岸区分別延長を、図Ⅲ－２－71 に示す。

大村湾の半自然海岸延長が 186.18km (全国の半自然海岸延長の 4.38%) と最も長く、次いで土佐湾 (185.87km 同 4.37%)、沖縄島 (176.47km 同 4.15%)、安芸湾 (132.42km 同 3.11%)、五島 (126.83km 同 2.98%) となっている。

半自然海岸延長が最も短いのは尖閣列島 (0.00km 全国の半自然海岸延長の 0.00%) と火山列島 (0.00km 同 0.00%) で、次いで大東諸島 (0.26km 同 0.01%)、小笠原群島 (1.02km 同 0.02%)、大阪湾北 (1.38km 同 0.03%) となっている。

海域別半自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－72 に示す。

半自然海岸延長の割合が最も高いのは遠州灘 (46.85%) で、次いで日高 (37.54%)、福島 (37.19%)、秋田 (33.61%)、鳥取 (25.11%) となっている。

半自然海岸延長の割合が最も低いのは、火山列島 (0.00%) と尖閣列島 (0.00%) で、次いで小笠原群島 (0.40%)、大東諸島 (0.66%)、大阪湾北 (0.71%) となっている。

c. 人工海岸

海域別人工海岸区分別延長を、図Ⅲ－２－73 に示す。

東京湾の人工海岸延長が 707.48km (全国の人工海岸延長の 6.54%) と最も長く、次いで八代海 (333.08km 同 3.08%)、備後灘 (331.95km 同 3.07%)、広島湾 (329.87km 同 3.05%)、豊後水道 (317.61km 同 2.93%) となってい

る。

人工海岸延長が最も短いのは尖閣列島（0.00km 全国の人工海岸延長の0.00%）と火山列島（0.00km 同 0.00%）で、次いで大東諸島（0.69km 同 0.01%）、トカラ列島（4.23km 同 0.04%）、小笠原群島（6.29km 同 0.06%）となっている。

海域別人工海岸延長と構成比を、図Ⅲ－2－74に示す。

人工海岸延長の割合が最も高いのは大阪湾北（96.82%）で、次いで東京湾（86.24%）、三河湾（80.36%）、富山湾（78.85%）、鹿島灘（77.74%）となっている。

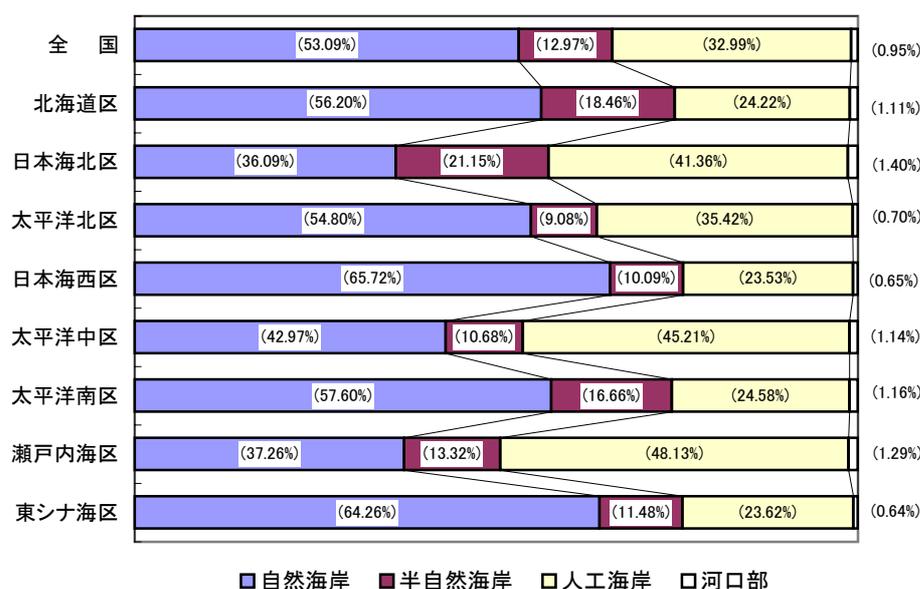
人工海岸延長の割合が最も低いのは火山列島（0.00%）と尖閣列島（0.00%）で、次いで大東諸島（1.74%）、小笠原群島（2.46%）、トカラ列島（3.25%）となっている。

表Ⅲ－２－１５ 海区别海岸(汀線)区分別延長と構成比

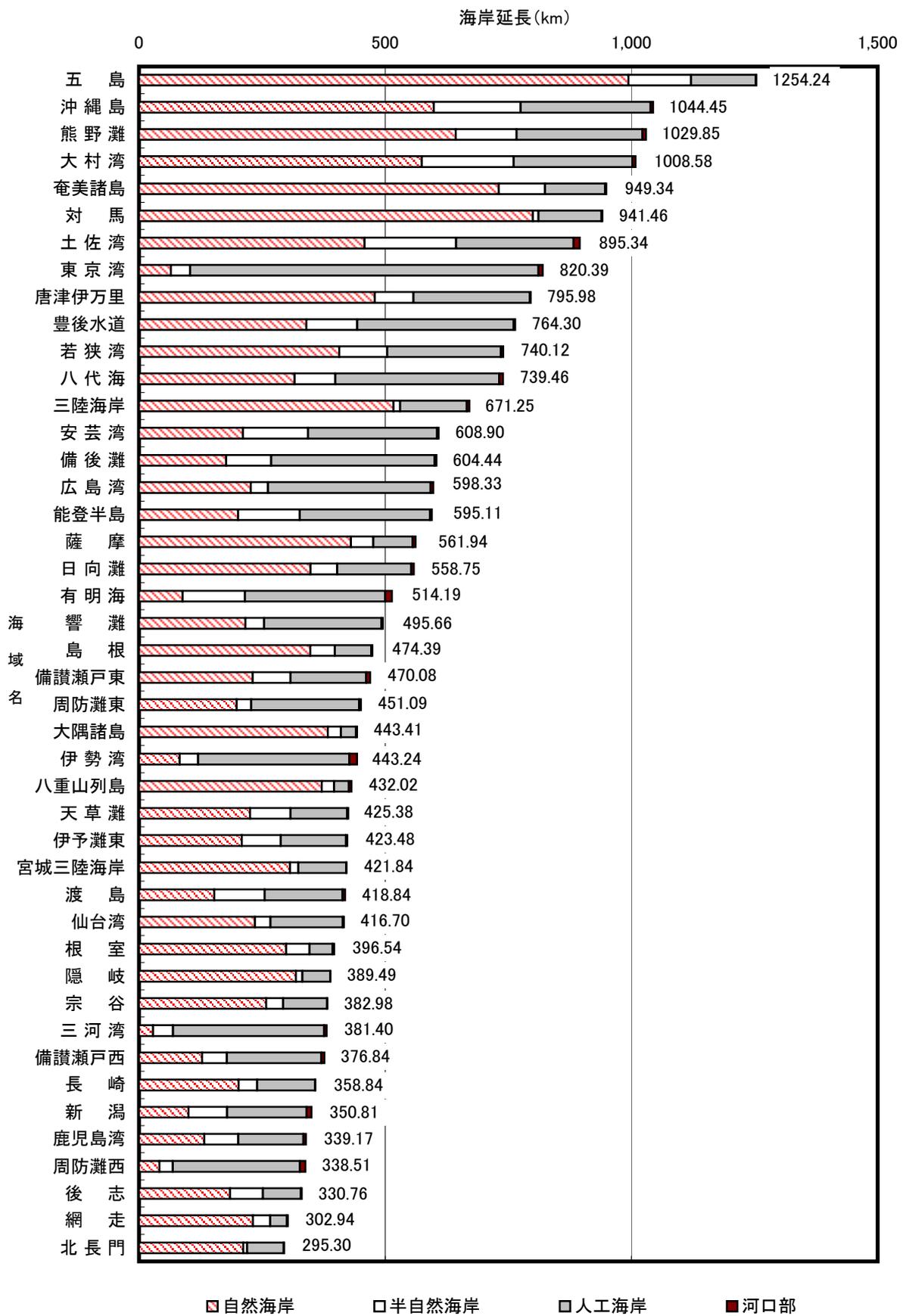
(km,%)

海 区 名	自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合 計
全 海 区	17,413.94 (53.09)	4,252.79 (12.97)	10,821.58 (32.99)	310.71 (0.95)	32,799.02 (100.00)
北海道区	1,766.26 (56.20)	580.17 (18.46)	761.25 (24.22)	35.00 (1.11)	3,142.68 (100.00)
日本海北区	687.39 (36.09)	402.81 (21.15)	787.74 (41.36)	26.63 (1.40)	1,904.57 (100.00)
太平洋北区	1,366.49 (54.80)	226.45 (9.08)	883.08 (35.42)	17.42 (0.70)	2,493.44 (100.00)
日本海西区	1,350.22 (65.72)	207.32 (10.09)	483.49 (23.53)	13.33 (0.65)	2,054.36 (100.00)
太平洋中区	1,833.40 (42.97)	455.59 (10.68)	1,928.72 (45.21)	48.53 (1.14)	4,266.24 (100.00)
太平洋南区	1,054.24 (57.60)	304.97 (16.66)	449.82 (24.58)	21.22 (1.16)	1,830.25 (100.00)
瀬戸内海区	2,258.78 (37.26)	807.58 (13.32)	2,918.27 (48.13)	78.15 (1.29)	6,062.78 (100.00)
東シナ海区	7,097.16 (64.26)	1,267.90 (11.48)	2,609.21 (23.62)	70.43 (0.64)	11,044.70 (100.00)

注) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含まない。

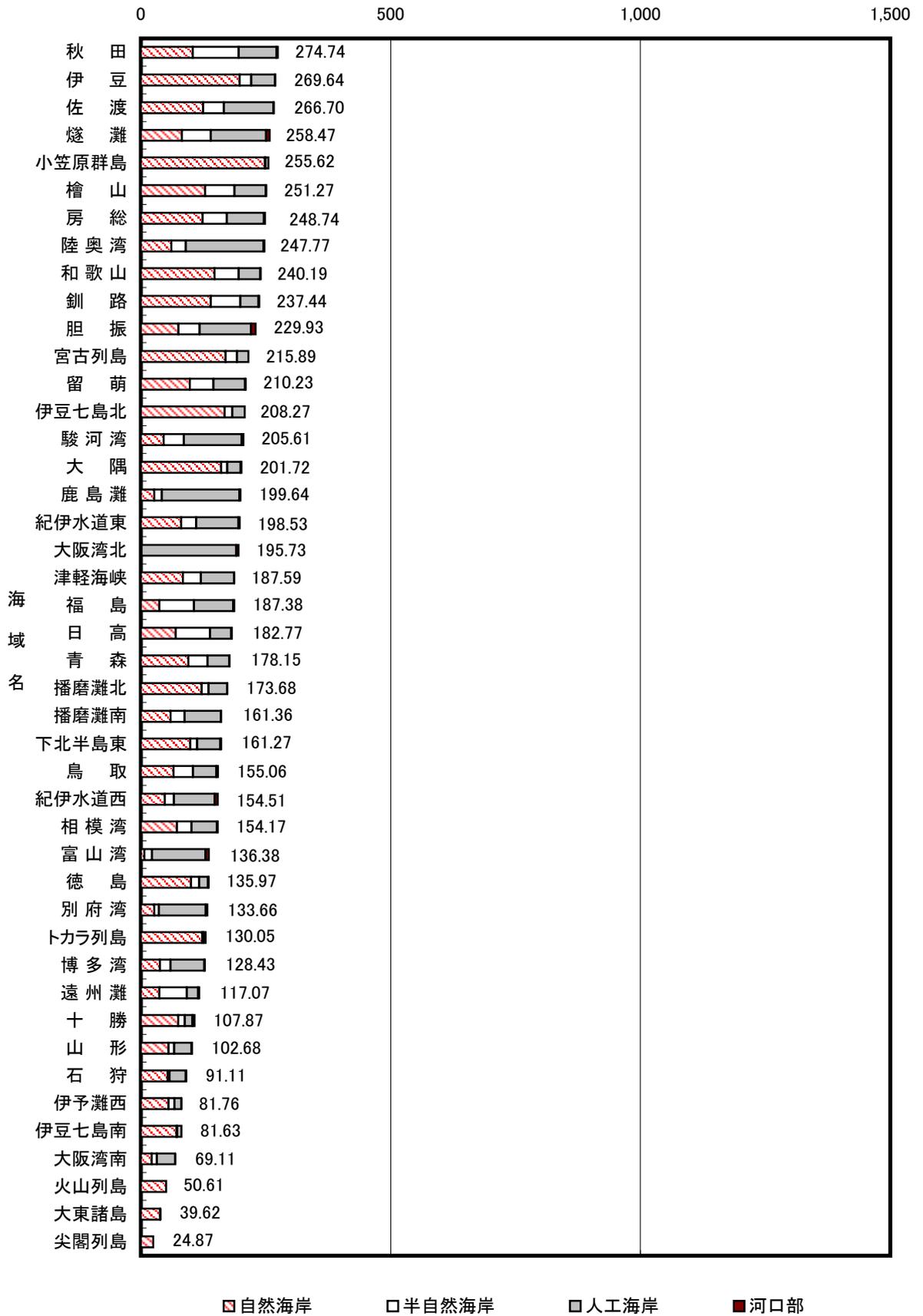


図Ⅲ-2-66 海区别海岸(汀線)区分別構成比

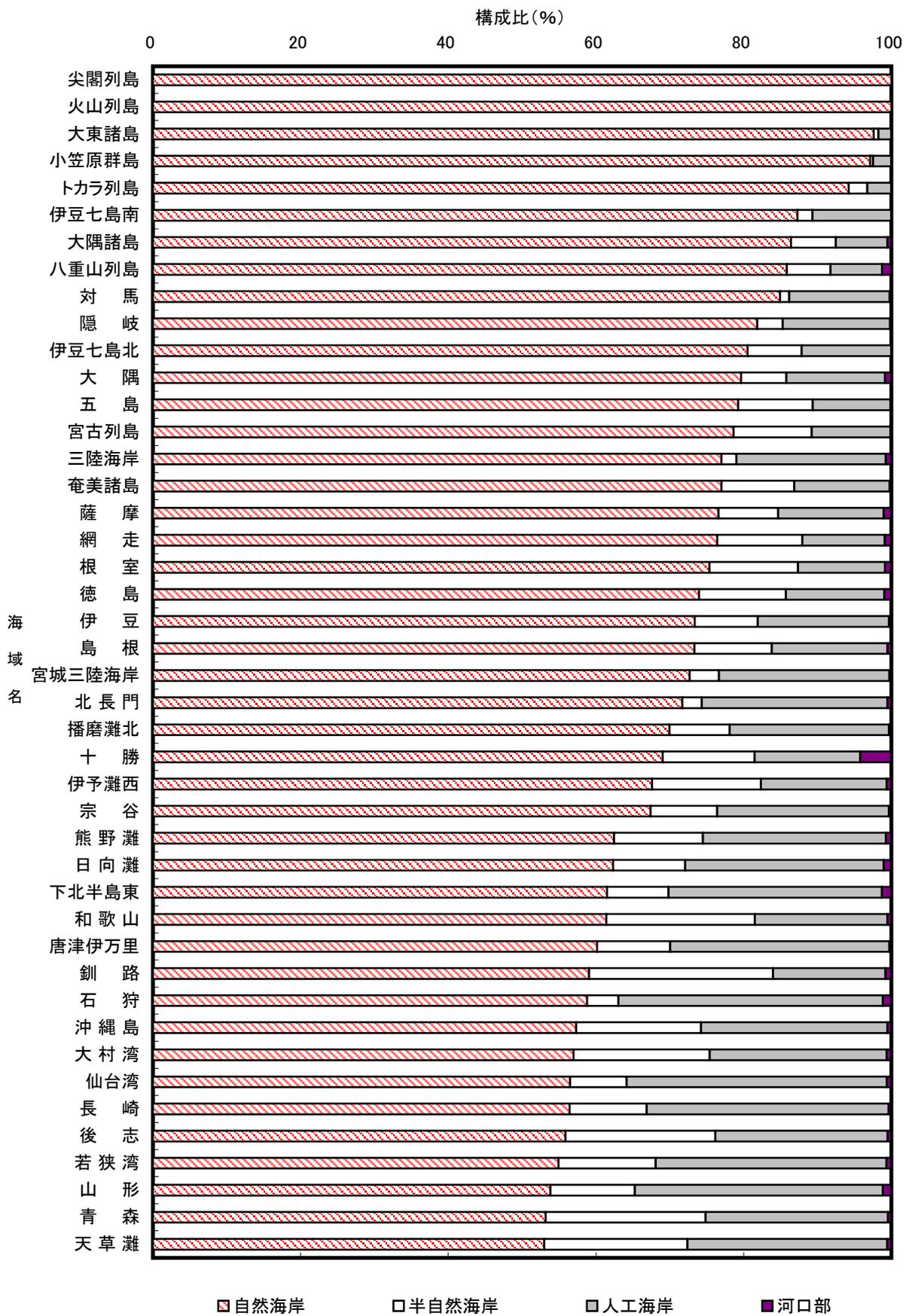


図Ⅲ-2-67(1) 海域別海岸(汀線)区分別延長(1)

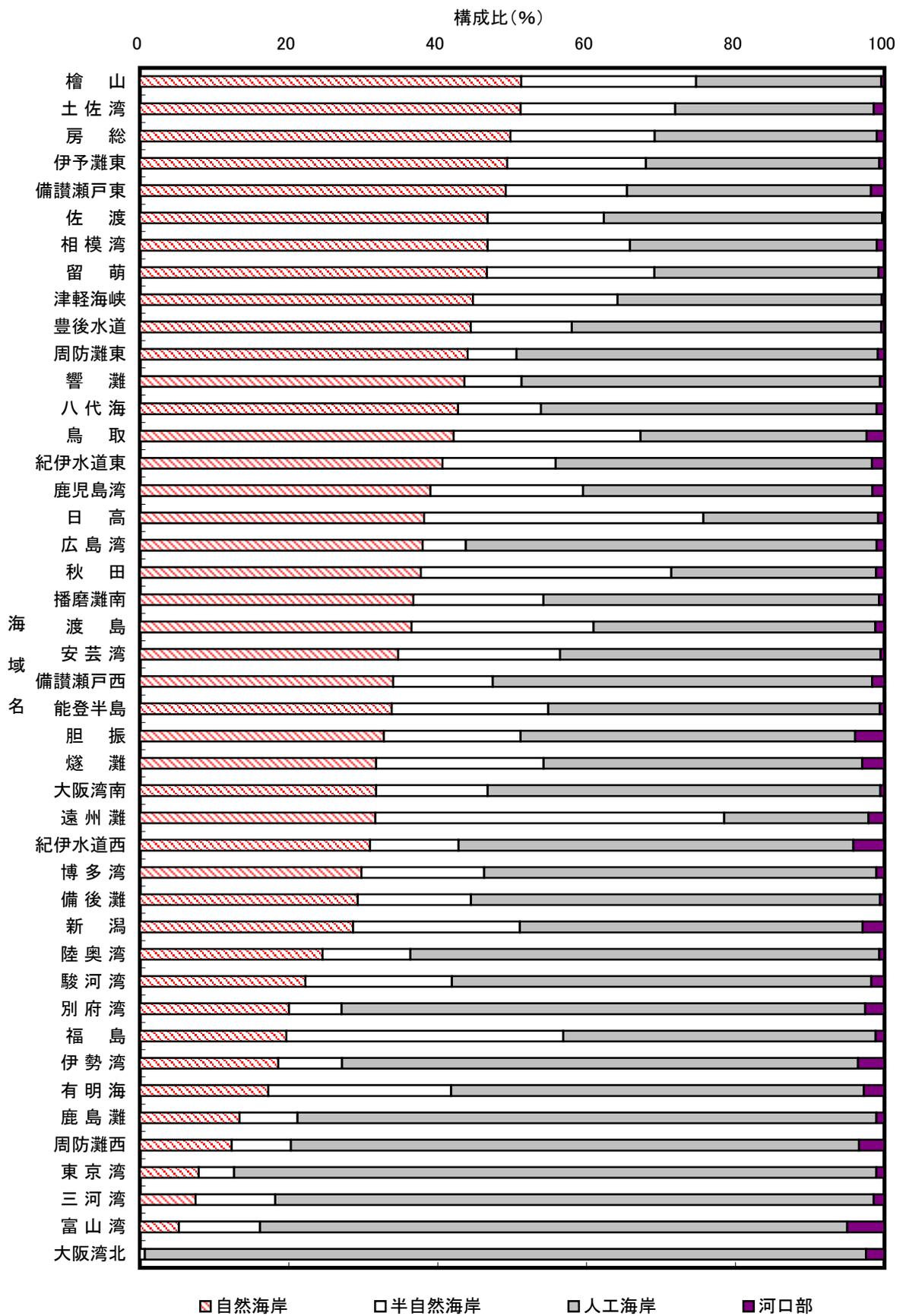
海岸延長(km)



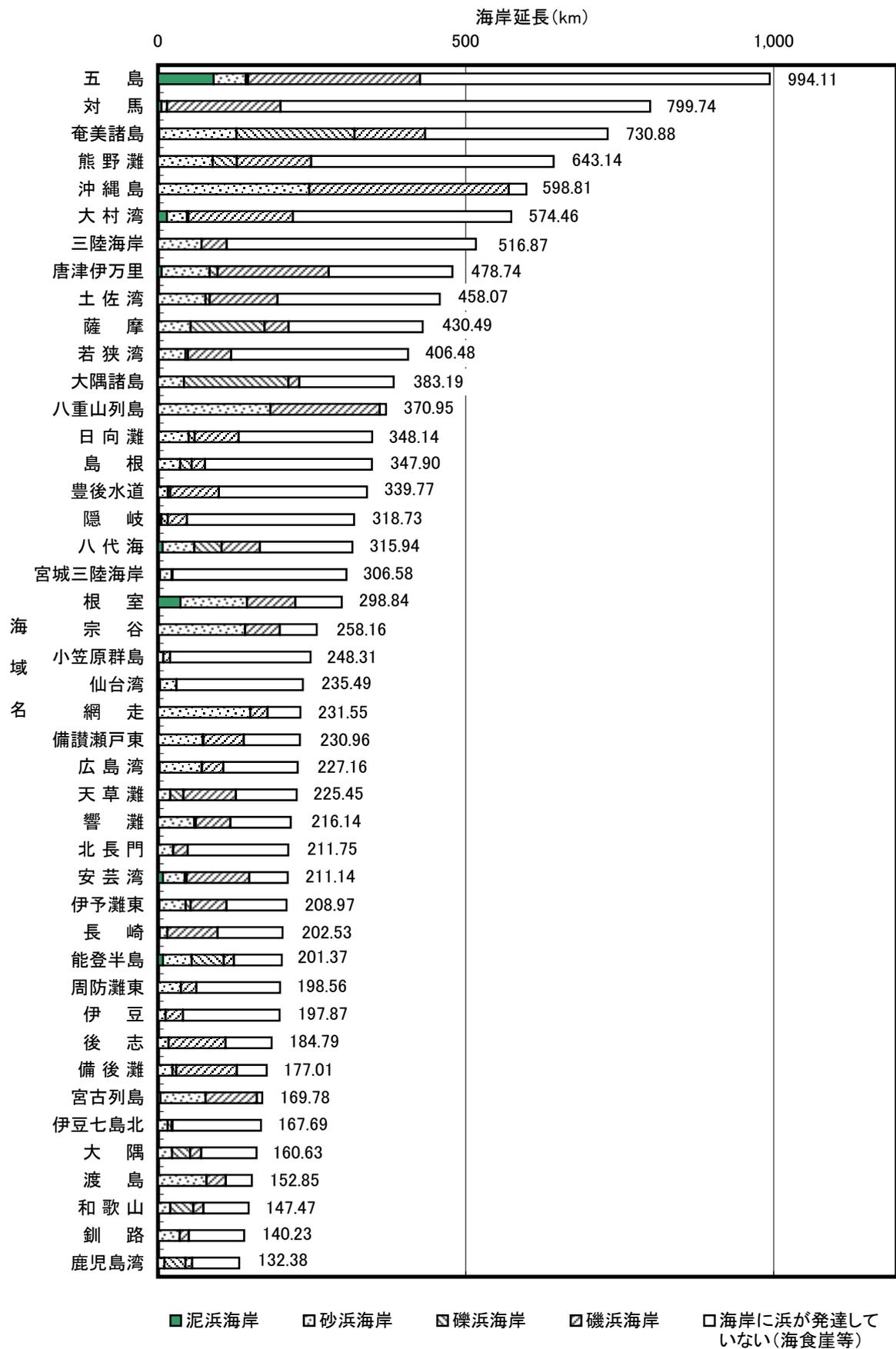
図Ⅲ-2-67(2) 海域別海岸(汀線)区分別延長(2)



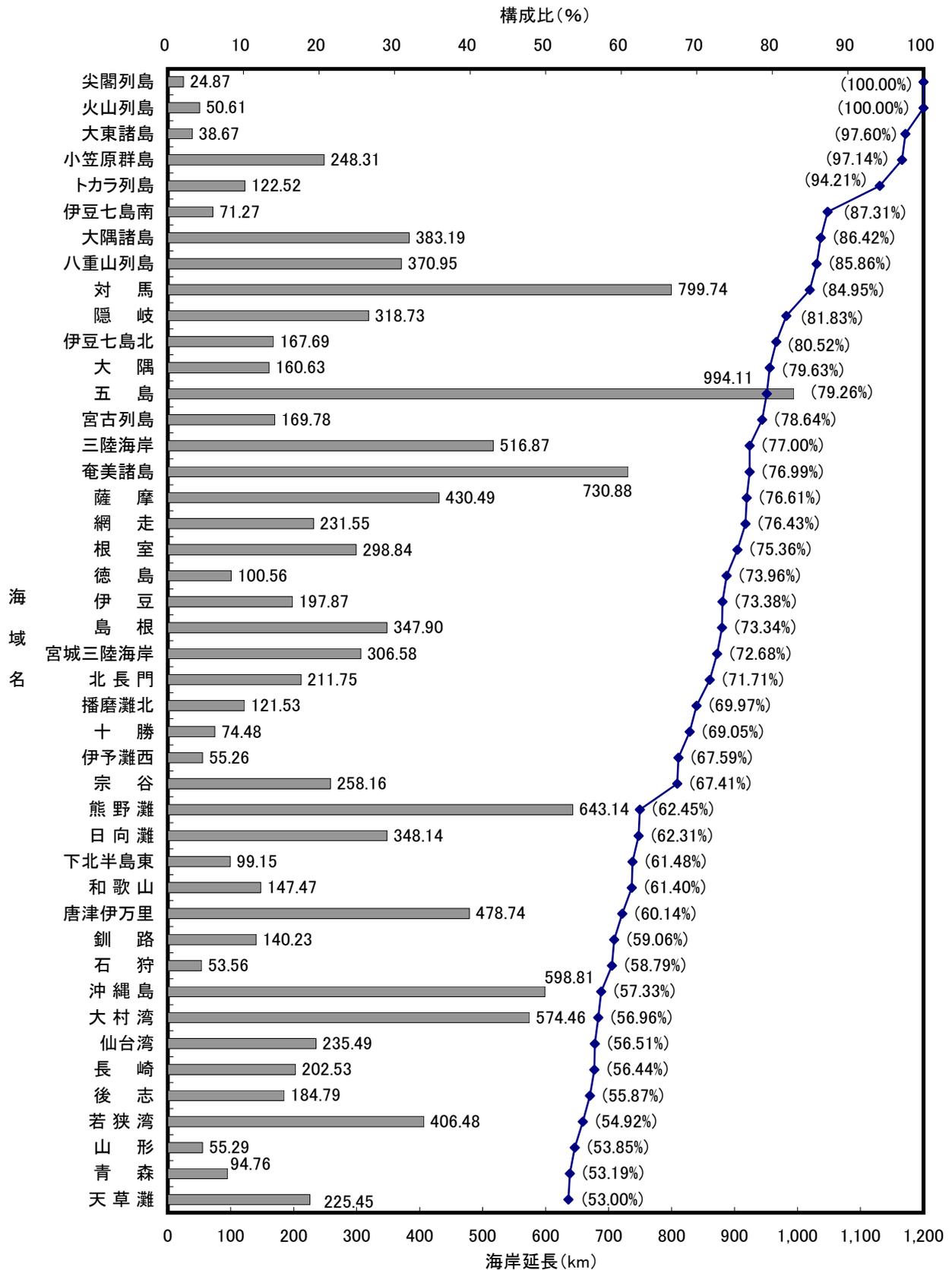
図Ⅲ-2-68(1) 海域別海岸(汀線)区分別延長の構成比(1)



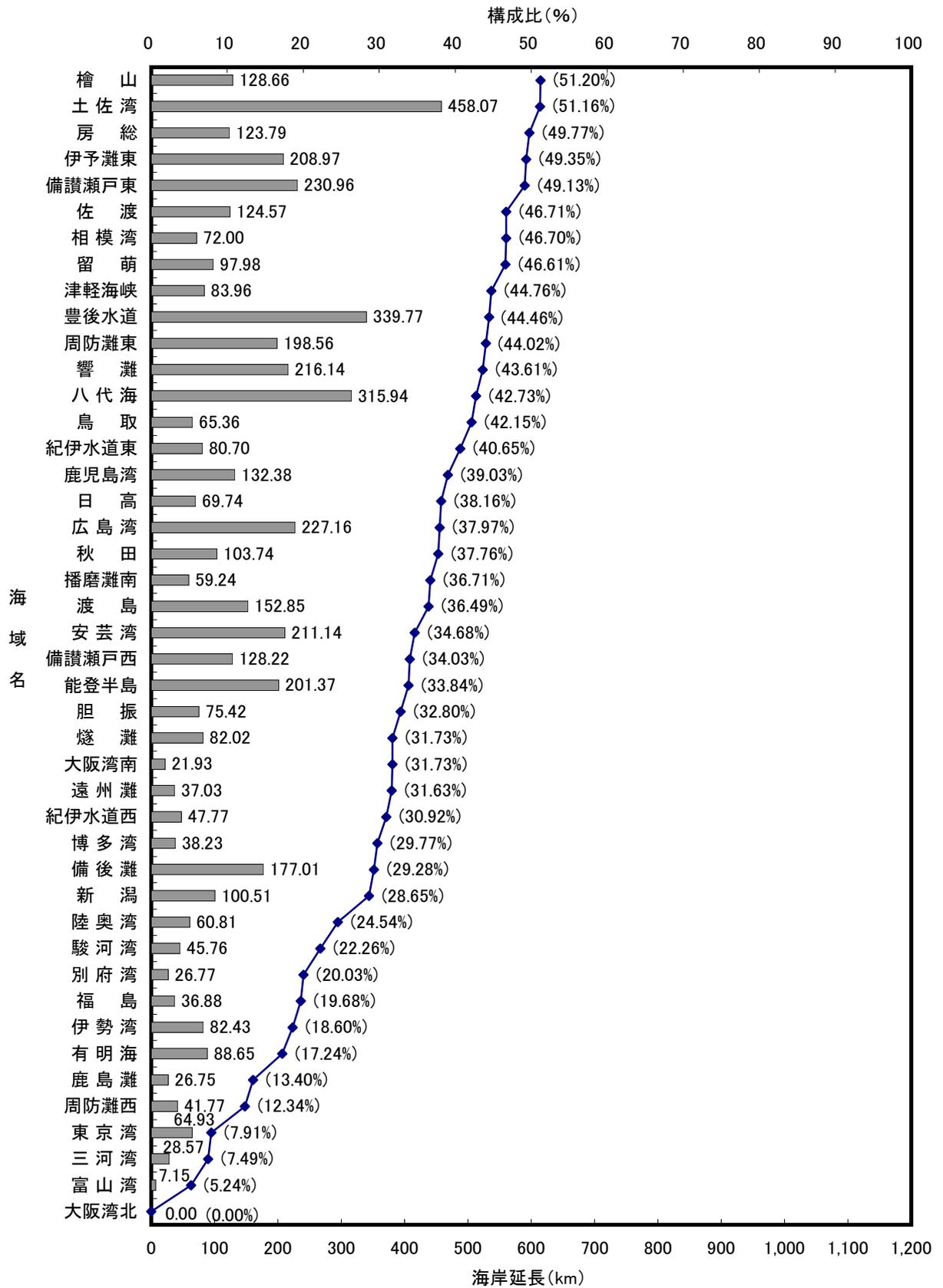
図Ⅲ-2-68(2) 海域別海岸(汀線)区分別延長の構成比(2)



図Ⅲ-2-69(1) 海域別自然海岸区分別延長(1)

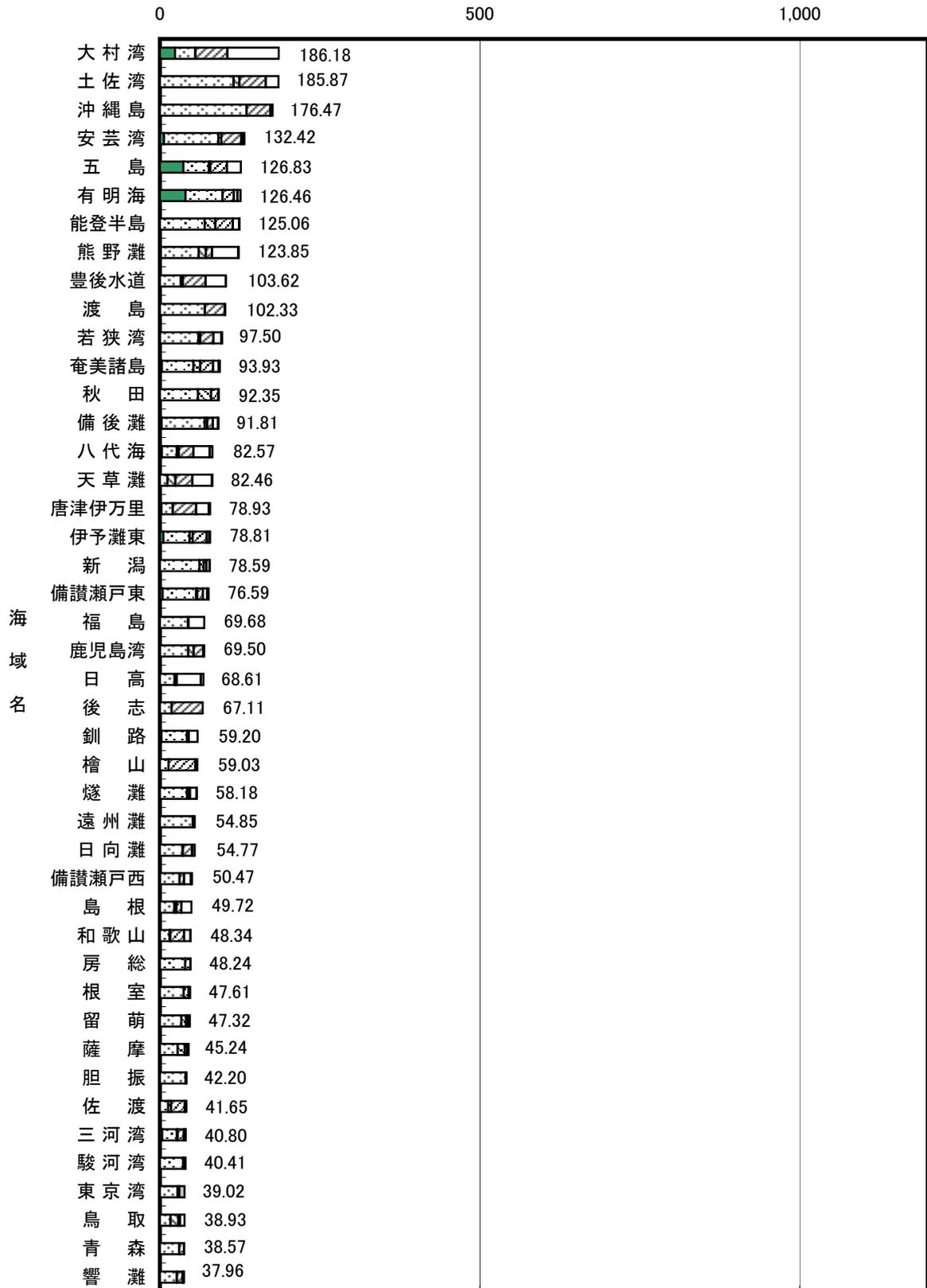


図Ⅲ-2-70(1) 海域別自然海岸延長と構成比(1)



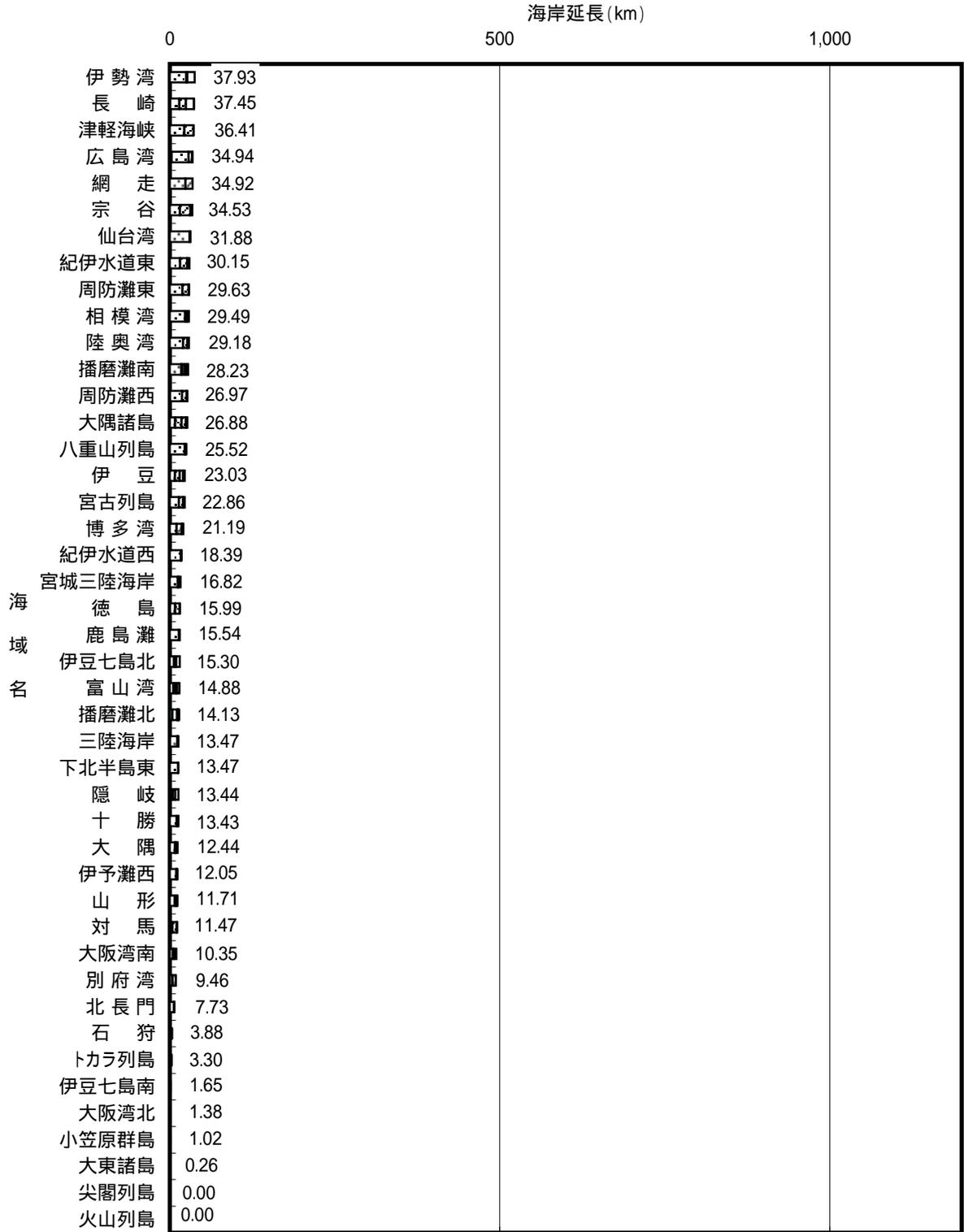
図Ⅲ-2-70(2) 海域別自然海岸延長と構成比(2)

海岸延長(km)



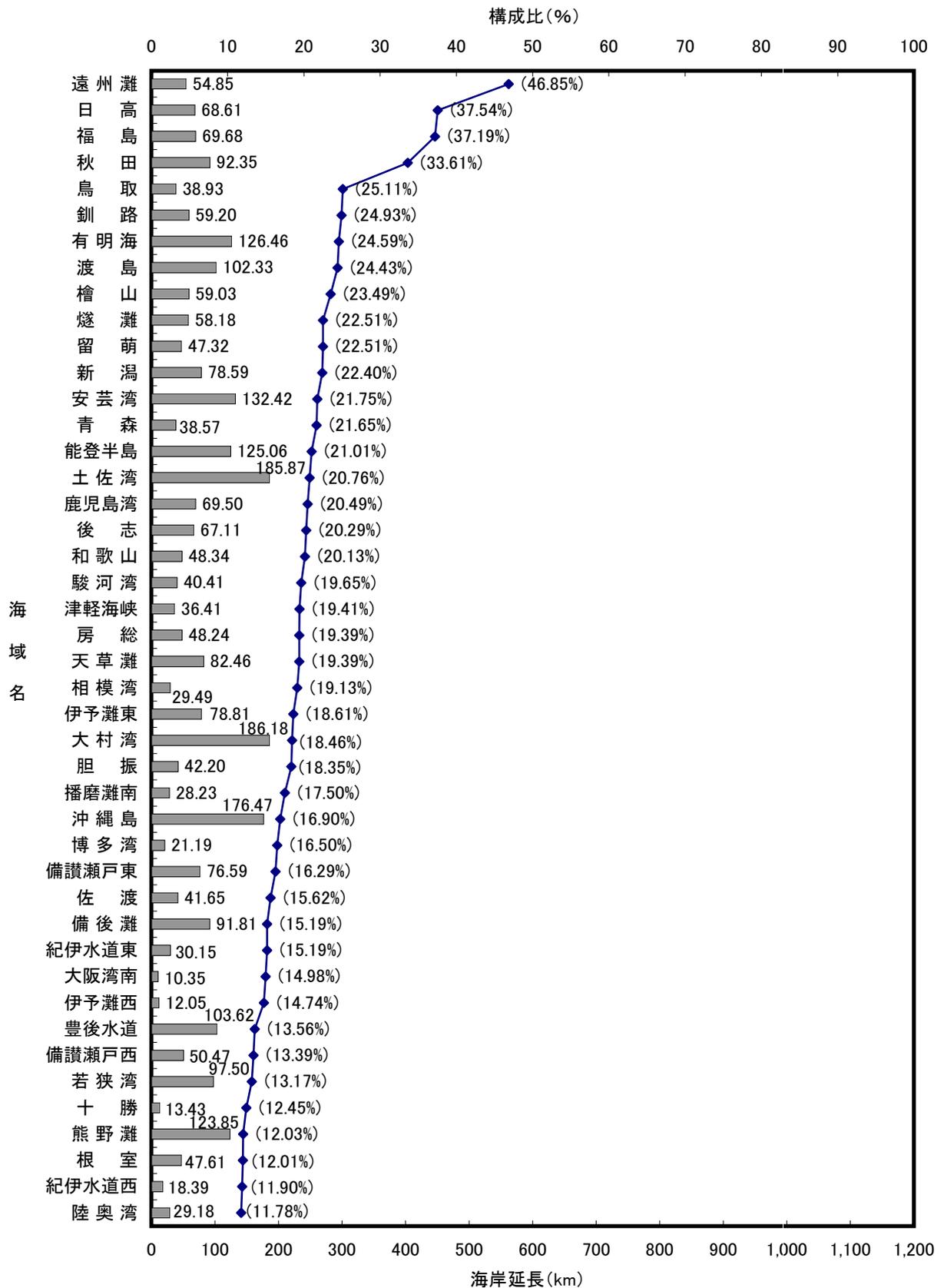
■人工構築物の前面に浜が発達している泥浜海岸 □人工構築物の前面に浜が発達している砂浜海岸
 ▨人工構築物の前面に浜が発達している礫浜海岸 ▩人工構築物の前面に浜が発達している磯浜海岸
 □人工構築物の前面には浜が発達していない(堤防等) □人工海浜・人工干潟等

図Ⅲ-2-71(1) 海域別半自然海岸区分別延長(1)

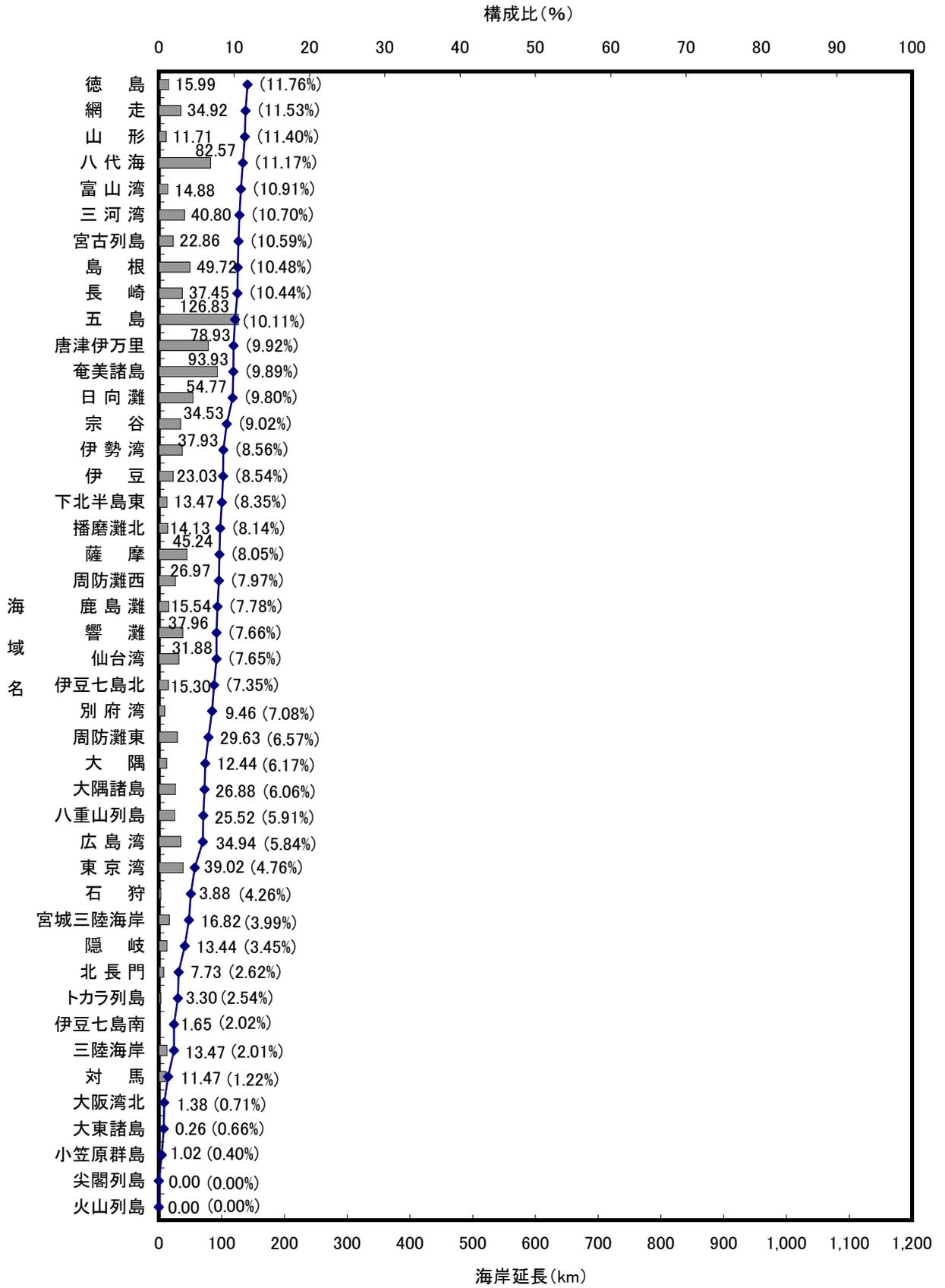


- 人工構築物の前面に浜が発達している泥浜海岸
- 人工構築物の前面に浜が発達している砂浜海岸
- ▣ 人工構築物の前面に浜が発達している礫浜海岸
- ▤ 人工構築物の前面に浜が発達している礫浜海岸
- 人工構築物の前面には浜が発達していない(堤防等)
- 人工海浜・人工干潟等

図 -2-71(2) 海域別半自然海岸区分別延長(2)



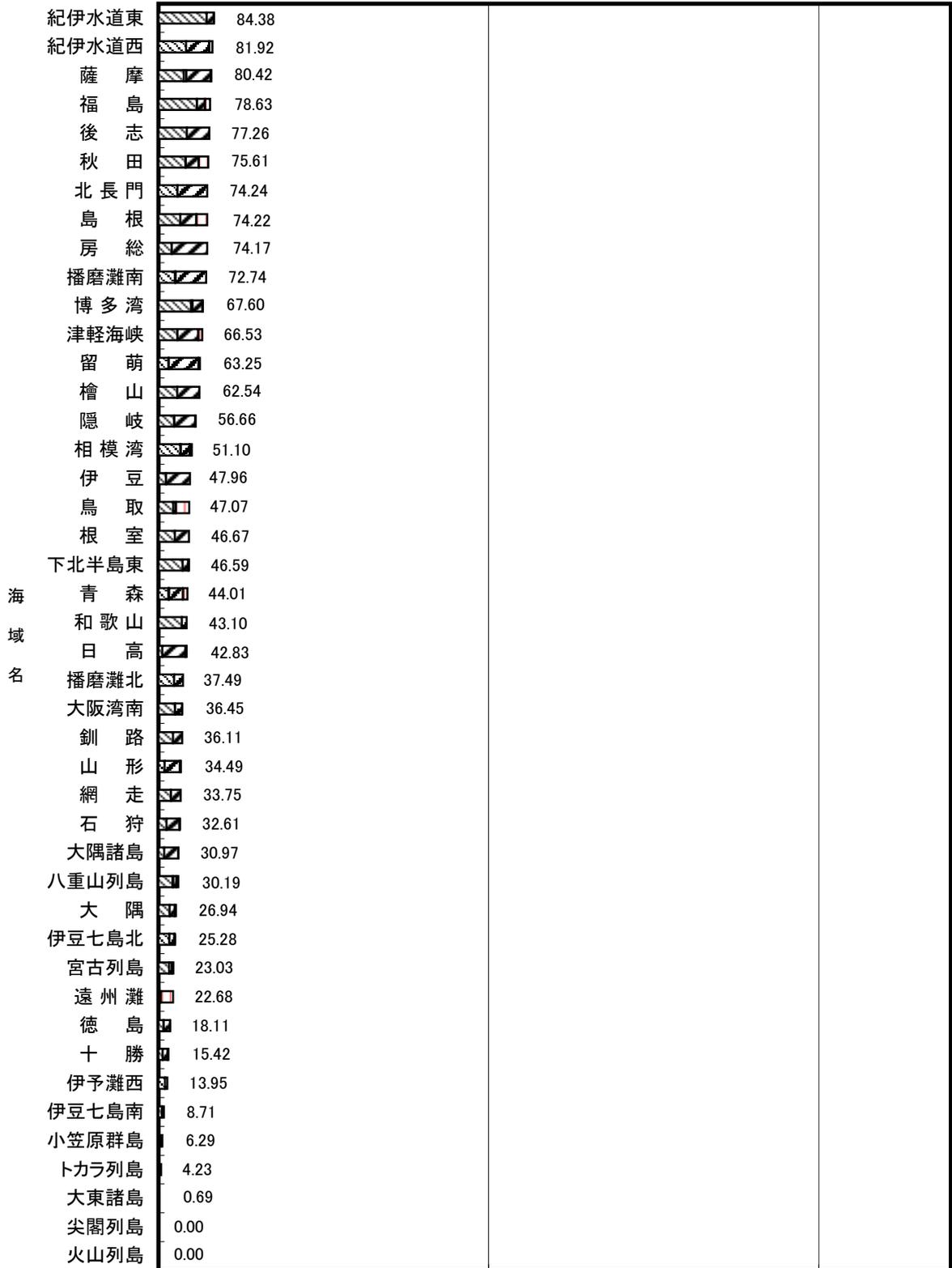
図Ⅲ-2-72(1) 海域別半自然海岸延長と構成比(1)



図Ⅲ-2-72(2) 海域別半自然海岸延長と構成比(2)

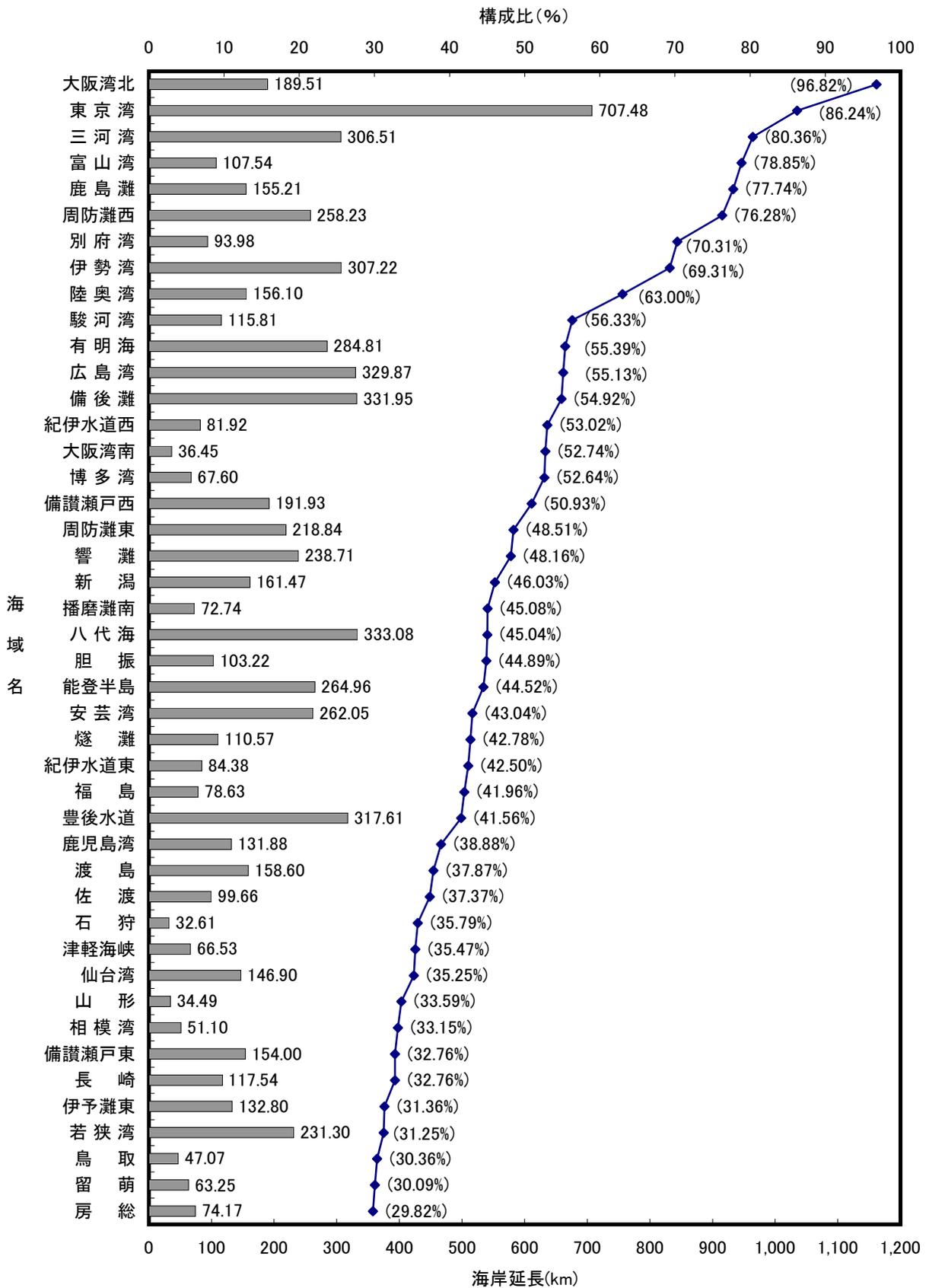
海岸延長(km)

0 500 1,000

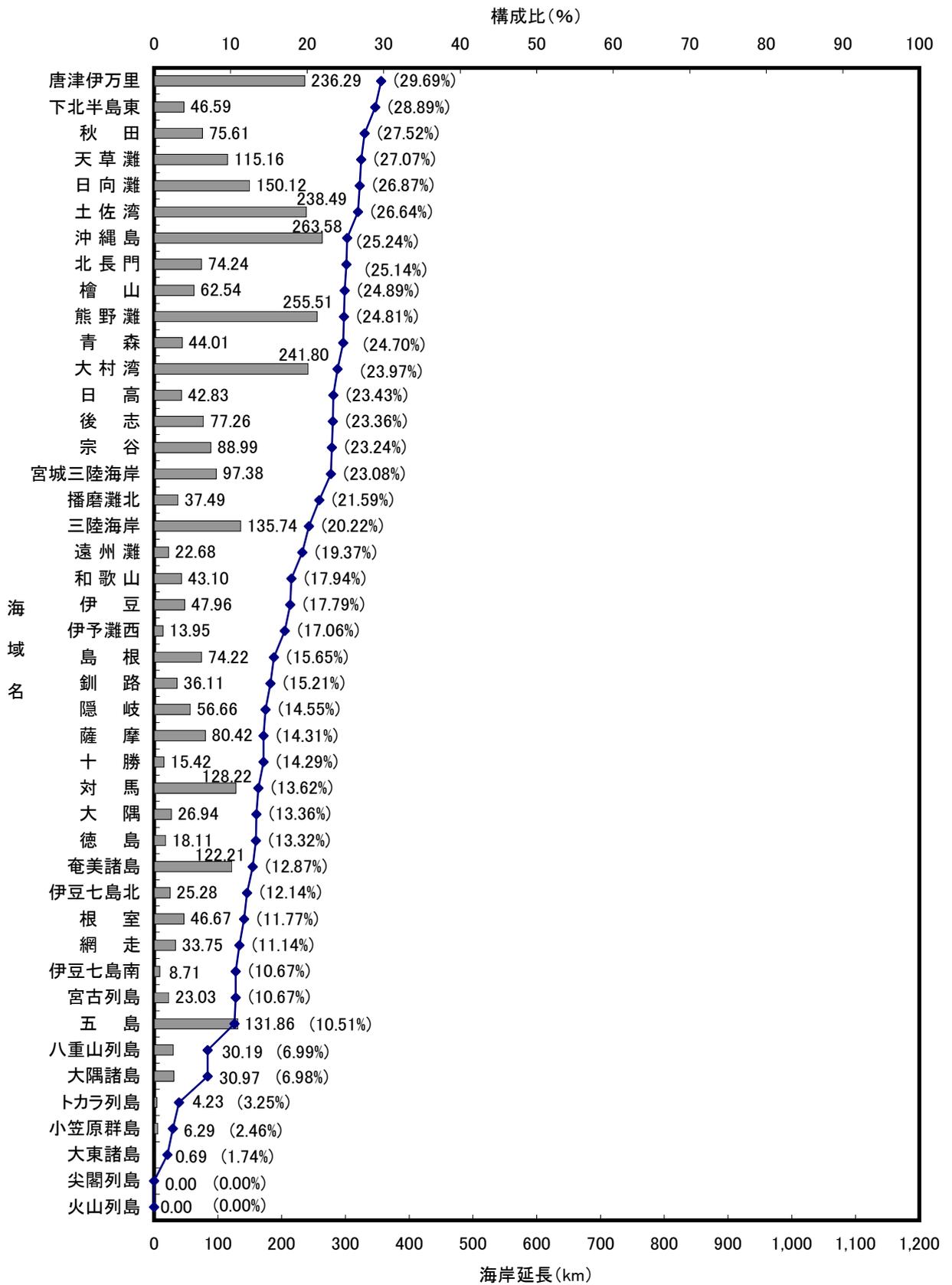


- 埋立によってできた直立護岸
- 干拓によってできた直立護岸
- 埋立によってできた傾斜護岸
- 干拓によってできた傾斜護岸
- 左記以外の土木工事によってできた直立護岸
- 左記以外の土木工事によってできた傾斜護岸

図Ⅲ-2-73(2) 海域別人工海岸区分別延長(2)



図Ⅲ-2-74(1) 海域別人工海岸延長と構成比(1)



図Ⅲ-2-74(2) 海域別人工海岸延長と構成比(2)

(4) 自然公園及び自然環境保全地域

① 全国の海岸延長に占める割合

自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長が全国の海岸延長に占める割合を、図Ⅲ－２－75に示す。

全国の海岸延長に占める割合は、国立公園が27.67%と最も高く、次いで国定公園(17.65%)、都道府県立自然公園(10.27%)、都道府県自然環境保全地域(0.38%)、原生自然環境保全地域(0.02%)となっている。

全国の自然海岸延長に占める割合も、全国の海岸延長に占める割合と同様に、国立公園が32.70%と最も高く、次いで国定公園(21.97%)、都道府県立自然公園(11.94%)、都道府県自然環境保全地域(0.51%)、原生自然環境保全地域(0.04%)となっている。

② 海岸(汀線)区分別延長と構成比

a. 海岸(汀線)区分別延長

自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長を、表Ⅲ－２－16に示す。

自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)の自然海岸延長は11,600.20km(全国の自然海岸延長の66.61%)、自然環境保全地域(原生自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域)の自然海岸延長は96.40km(同0.55%)となっている。

自然海岸延長は国立公園が5,694.75km(全国の自然海岸延長の32.70%)と最も長く、次いで国定公園(3,826.19km 同21.97%)、都道府県立自然公園(2,079.26km 同11.94%)、都道府県自然環境保全地域(89.15km 同0.51%)、原生自然環境保全地域(7.25km 同0.04%)となっている。

半自然海岸、人工海岸も同様な傾向を示しているが、原生自然環境保全地域には半自然海岸、人工海岸はみられない。

表Ⅲ－２－１６ 自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長
(km,%)

区 分	項 目	自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合 計
合 計	海岸延長	11,696.60	2,182.19	4,411.19	75.39	18,365.37
	(構成比)	(63.69)	(11.88)	(24.02)	(0.41)	(100.00)
自然公園	海岸延長	11,600.20	2,167.15	4,393.25	74.22	18,234.82
	(構成比)	(63.62)	(11.88)	(24.09)	(0.41)	(100.00)
	国立公園	5,694.75	964.06	2,384.26	32.95	9,076.02
	(構成比)	(62.75)	(10.62)	(26.27)	(0.36)	(100.00)
	国定公園	3,826.19	716.88	1,224.49	21.43	5,788.99
(構成比)	(66.09)	(12.38)	(21.15)	(0.37)	(100.00)	
都道府県立 自然公園	2,079.26	486.21	784.50	19.84	3,369.81	
(構成比)	(61.70)	(14.43)	(23.28)	(0.59)	(100.00)	
自然環境保全地域	海岸延長	96.40	15.04	17.94	1.17	130.55
	(構成比)	(73.84)	(11.52)	(13.74)	(0.90)	(100.00)
	原生自然環境 保全地域	7.25	0.00	0.00	0.00	7.25
(構成比)	(100.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(100.00)	
都道府県自然 環境保全地域	89.15	15.04	17.94	1.17	123.30	
(構成比)	(72.30)	(12.20)	(14.55)	(0.95)	(100.00)	

b. 海岸(汀線)区分別延長の構成比

自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長と構成比を、図Ⅲ－２－76 に示す。

自然海岸延長の割合が最も高いのは原生自然環境保全地域（100.00％）で、次いで都道府県自然環境保全地域（72.30％）、国定公園（66.09％）、国立公園（62.75％）、都道府県立自然公園（61.70％）となっている。

人工海岸延長の割合が最も高いのは国立公園（26.27％）で、次いで都道府県立自然公園（23.28％）、国定公園（21.15％）、都道府県自然環境保全地域（14.55％）、原生自然環境保全地域（0.00％）となっている。

③ 地種区分別海岸延長と構成比

自然公園及び自然環境保全地域の地種区分別海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－77 に示す。

国立公園では、特別保護地区 521.28km（国立公園全体の 5.74％）、特別地域 4,491.56km（同 49.49％）、普通地域 4,061.33km（同 44.75％）、海中公園地区 1.85km（同 0.02％）となっている。

国定公園では、特別保護地区 271.05km（国定公園全体の 4.68％）、特別地域 4,145.83km（同 71.62％）、普通地域 1,369.60km（同 23.66％）、海中公園地区

2.51km（同 0.04%）となっている。

都道府県立自然公園では、特別地域 1,453.30km（都道府県立自然公園全体の 43.13%）、普通地域 1,916.51km（同 56.87%）となっている。

都道府県自然環境保全地域では、特別地域 47.39km（都道府県自然環境保全地域全体の 38.43%）、普通地域 75.91km（同 61.57%）となっている。

④ 自然海岸延長と構成比

a. 国立公園

国立公園別自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－78 に示す。

a) 自然海岸延長

瀬戸内海の自然海岸延長が 1,565.07km と最も長く、次いで西海（825.93km）、陸中海岸（481.69km）、大山隠岐（421.93km）、富士箱根伊豆（418.58km）となっている。

自然海岸延長が最も短いのは山陰海岸（51.29km）で、次いで西表（56.86km）、知床（83.33km）、利尻礼文サロベツ（88.77km）、霧島屋久（148.48km）となっている。

b) 自然海岸延長の構成比

小笠原の自然海岸延長の構成比が 97.79% と最も高く、次いで知床（96.83%）、西表（92.50%）、利尻礼文サロベツ（85.88%）、陸中海岸（85.08%）となっている。

自然海岸延長の構成比が最も低いのは瀬戸内海（43.09%）で、次いで雲仙天草（52.95%）、伊勢志摩（58.91%）、山陰海岸（68.85%）、足摺宇和海（73.13%）となっている。

b. 国定公園

国定公園別自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－79 に示す。

a) 自然海岸延長

壱岐対馬の自然海岸延長が 734.80km と最も長く、次いで若狭湾（309.97km）、奄美群島（306.74km）玄海（305.72km）、日豊海岸（300.96km）となっている。

自然海岸延長が最も短いのは水郷筑波（5.96km）で、次いで沖縄戦跡（6.85km）、鳥海（22.14km）、三河湾（27.83km）、日高山脈襟裳（33.92km）となっている。

b) 自然海岸延長の構成比

網走の自然海岸延長の構成比が 89.14% と最も高く、次いで南三陸金華山（87.25%）、壱岐対馬（86.89%）、奄美群島（85.72%）、沖縄戦跡（84.78%）となっている。

自然海岸延長の構成比が最も低いのは三河湾（17.75%）で、次いで水郷筑波（28.37%）、能登半島（44.61%）、日高山脈襟裳（45.80%）、越前加賀海岸（46.63%）となっている。

c. 都道府県立自然公園

都道府県立自然公園別自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－2－80 に示す。

a) 自然海岸延長

野付風連の自然海岸延長が 113.88km と最も長く、次いで松島（112.62km）、大村湾（109.58km）、坊野間（96.30km）、甌島（91.94km）となっている。

自然海岸延長が最も短いのは、魚梁瀬、大麻山、水郷、渥美半島、南知多、朝日で、いずれも 0.00km である。

b) 自然海岸延長の構成比

トカラ列島及び川内川流域の自然海岸延長の構成比がいずれも 100.00% と最も高く、次いで大隅南部（99.31%）、甌島（98.93%）、浜田海岸（93.99%）となっている。

自然海岸延長の構成比が最も低いのは、魚梁瀬、大麻山、水郷、渥美半島、南知多、朝日で、いずれも 0.00% である。

久比岐（1.68%）で、次いで松川浦（4.73%）、大洗（16.18%）、磐城海岸（19.12%）、手結住吉（21.08%）となっている。

d. 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は南硫黄島のみであり、自然海岸延長は 7.25km で全て自然海岸となっている。

e. 都道府県自然環境保全地域

都道府県自然環境保全地域別自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－2－81 に示す。

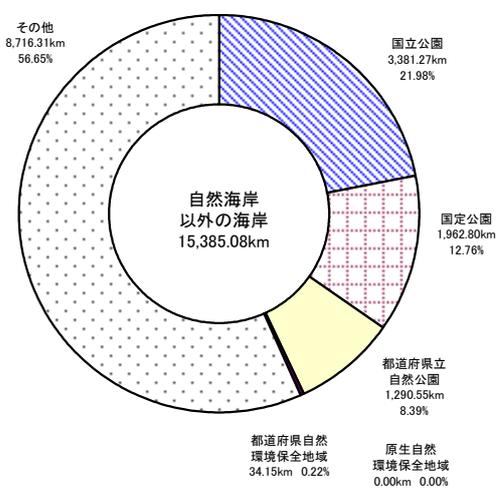
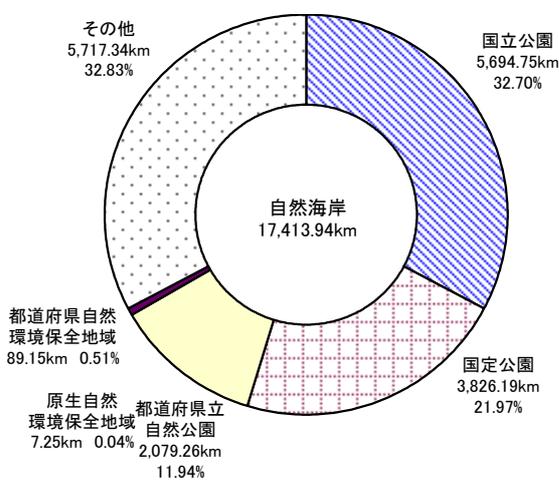
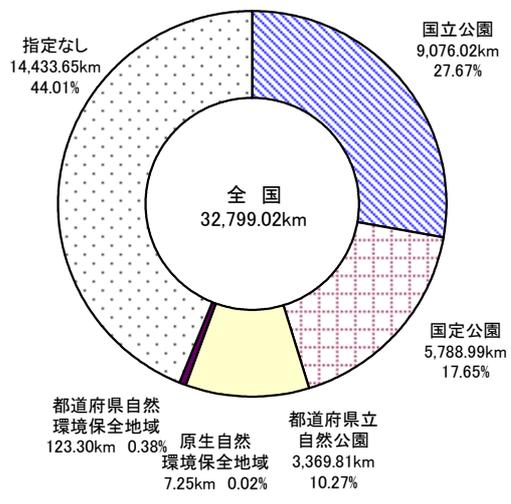
a) 自然海岸延長

錦の自然海岸延長が 15.86km と最も長く、次いで静狩礼文華（11.68km）、仙台湾海浜（8.00km）、ユルリ島（7.30km）、矢堅崎西海岸（7.23km）となっている。

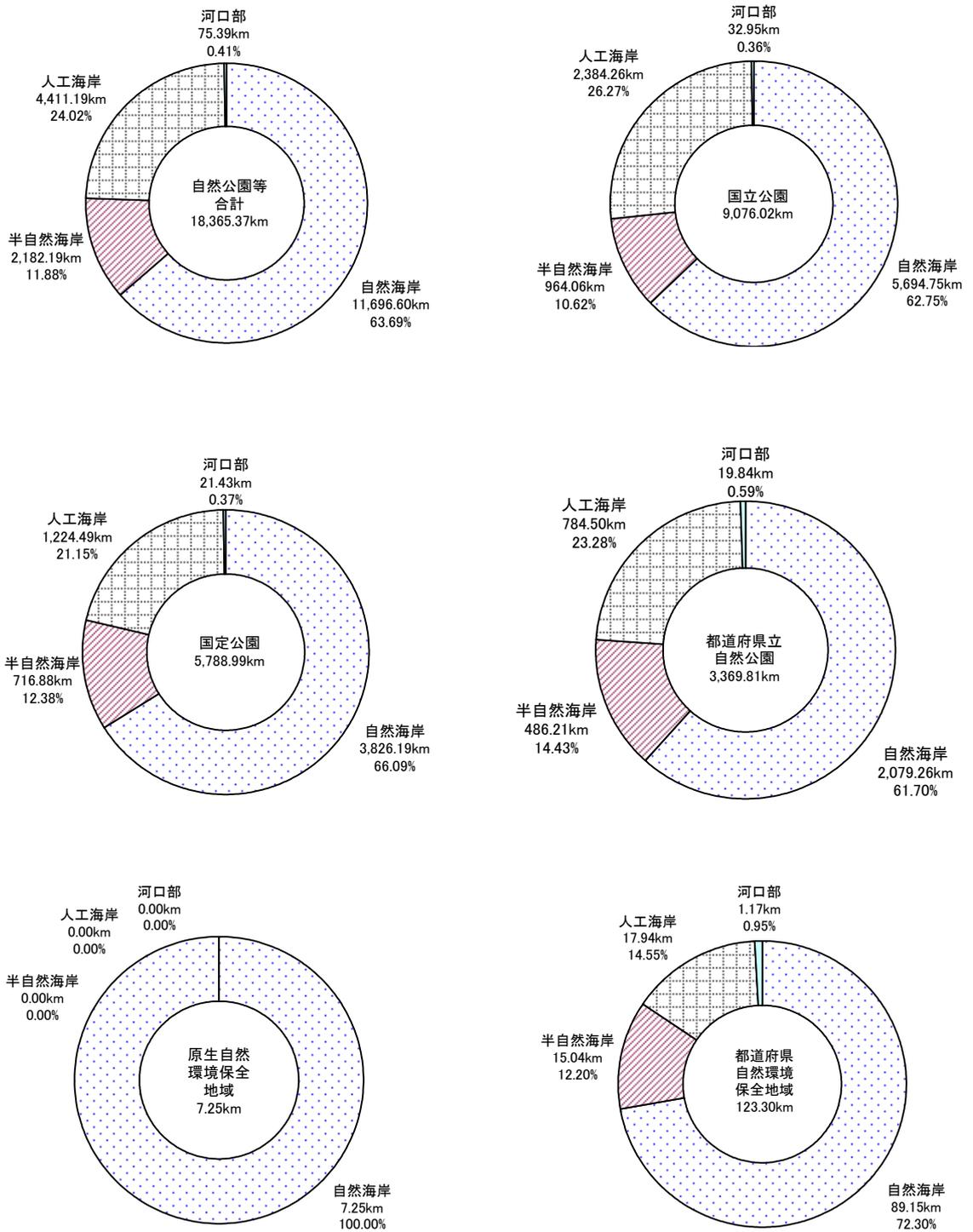
自然海岸延長が最も短いのは沖ノ島、桃崎浜でいずれも 0.00km、次いで唐島（0.46km）、比川地先（0.69km）、妙見（0.85km）となっている。

b) 自然海岸延長の構成比

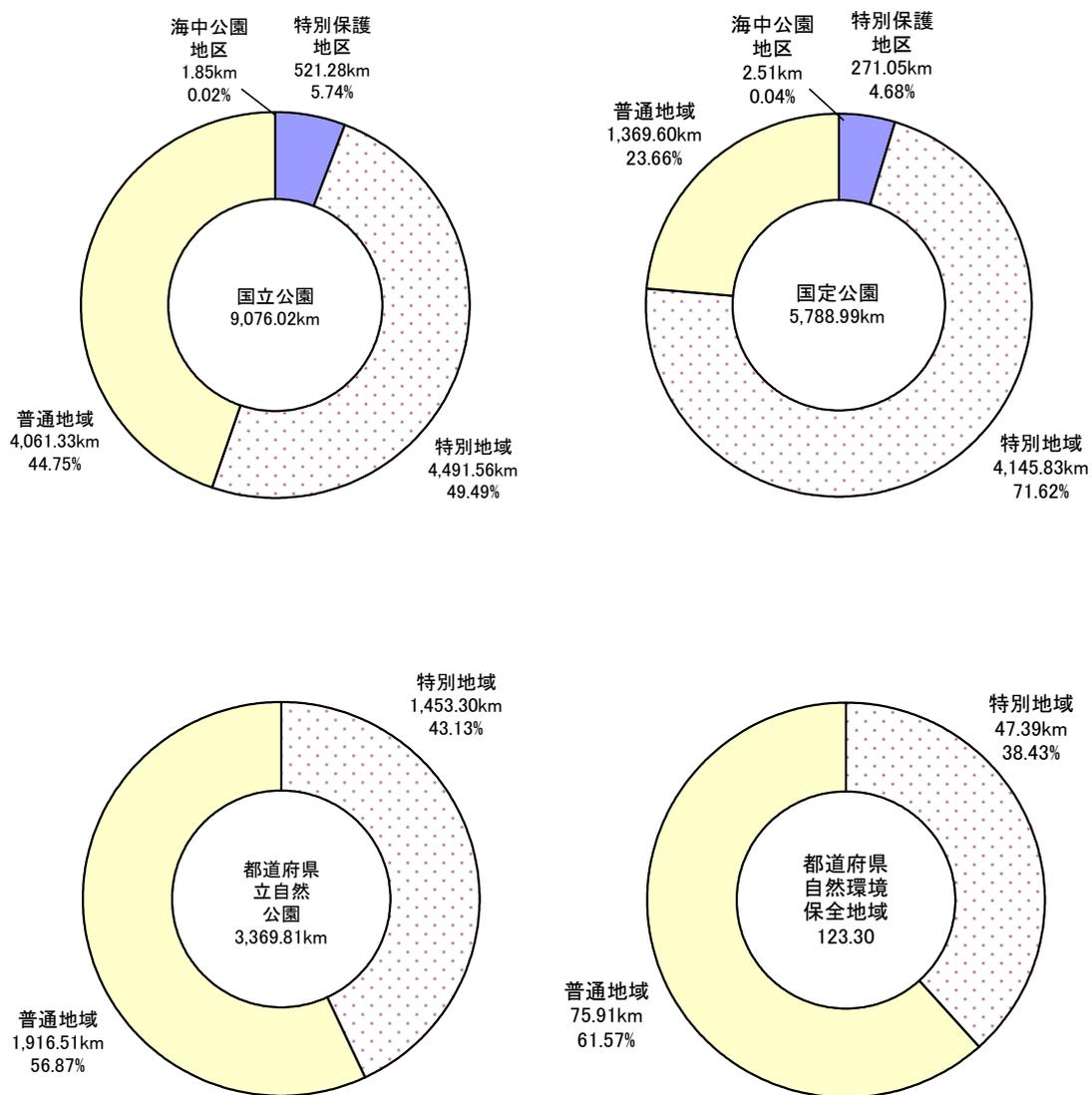
沖ノ島、桃崎浜の自然海岸延長の構成比がいずれも 0.00% で最も低く、次いで仙台湾海浜（21.27%）、静狩礼文華（84.76%）、舅ヶ島・奈木崎海岸（91.97%）、末津島・前島（94.08%）、島勝浦（98.14%）であり、これらを除く都道府県自然環境保全地域は自然海岸延長の構成比がいずれも 100.00% となっている。



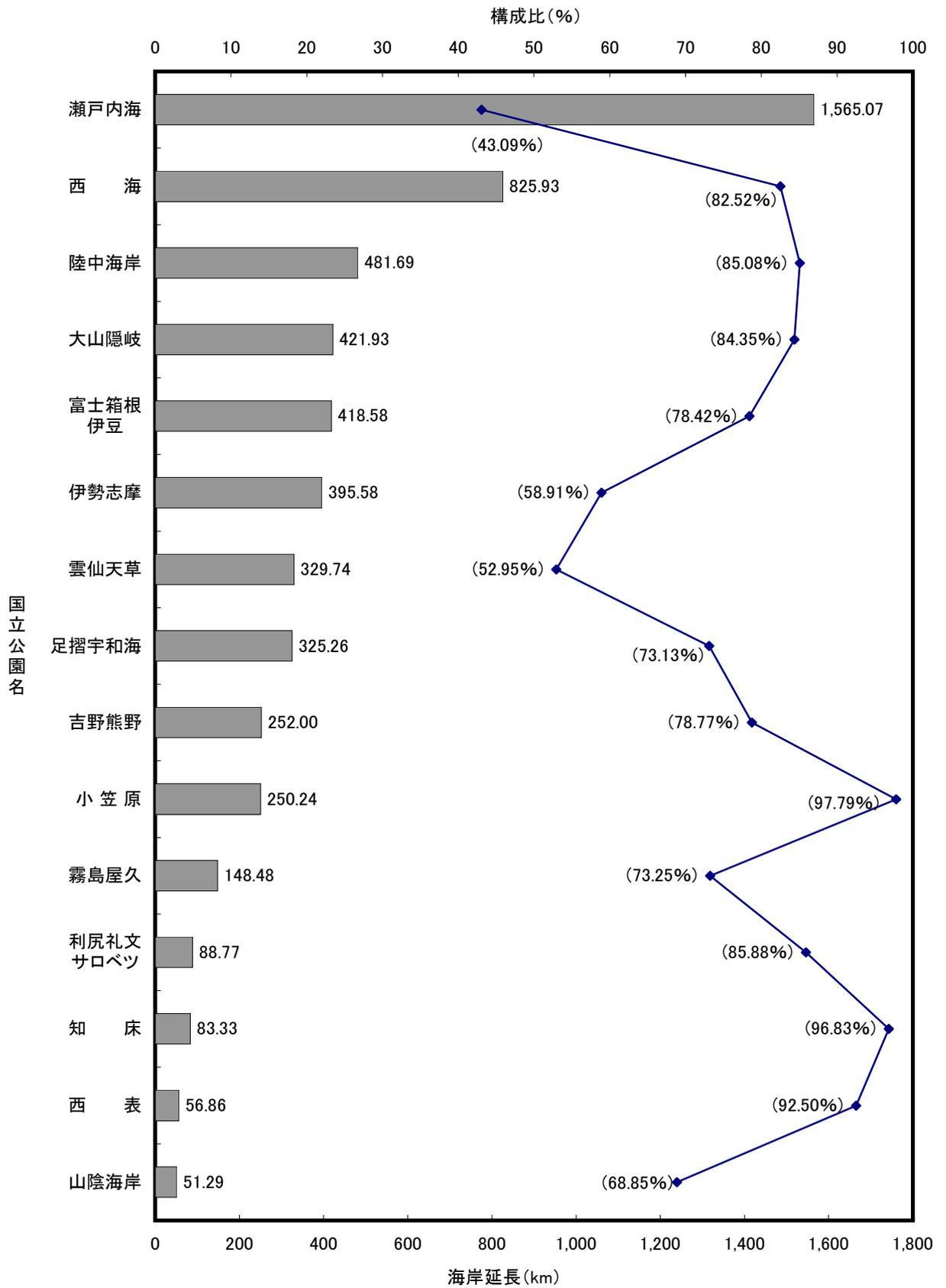
図Ⅲ-2-75 自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長が全国の海岸延長に占める割合



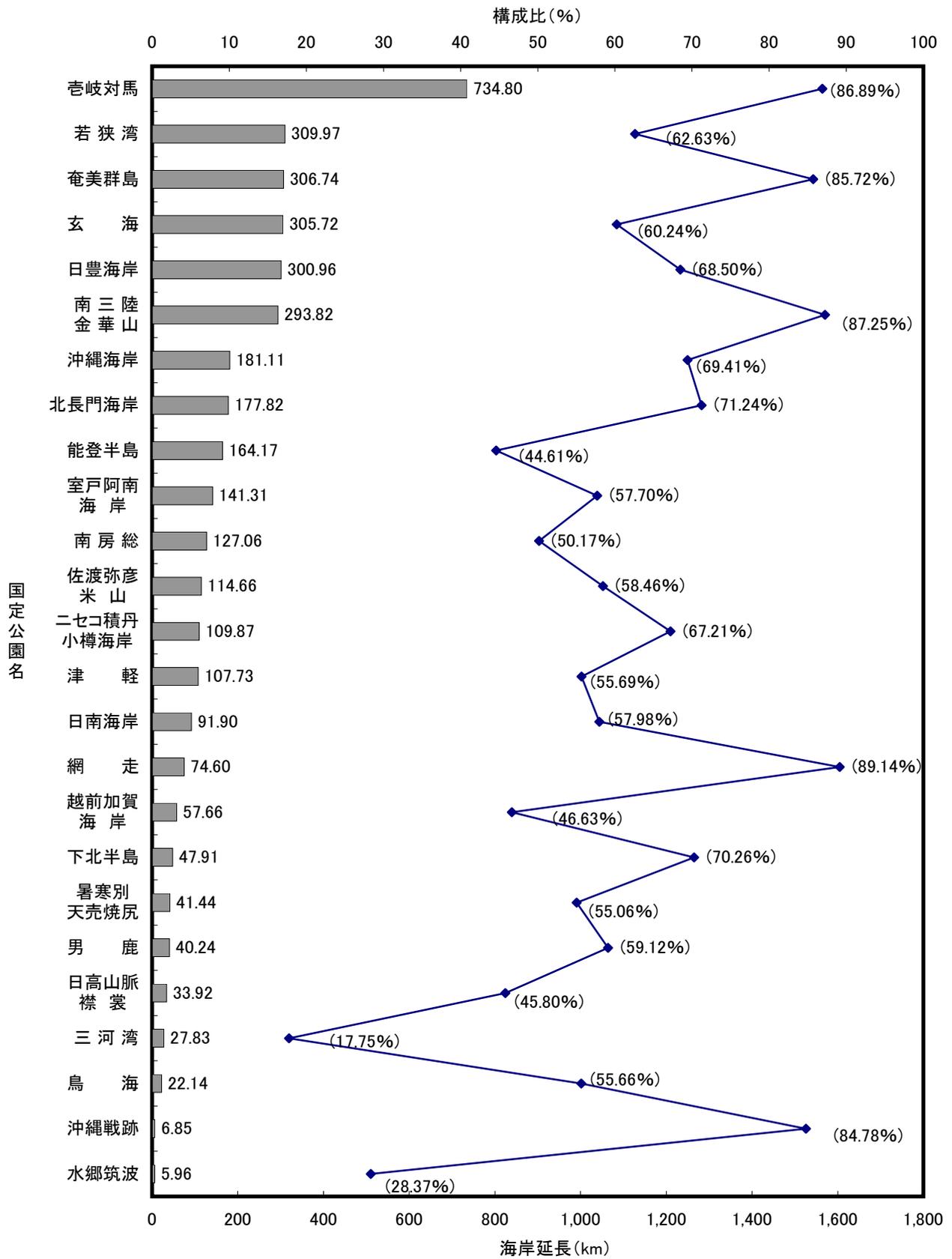
図Ⅲ-2-76 自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長と構成比



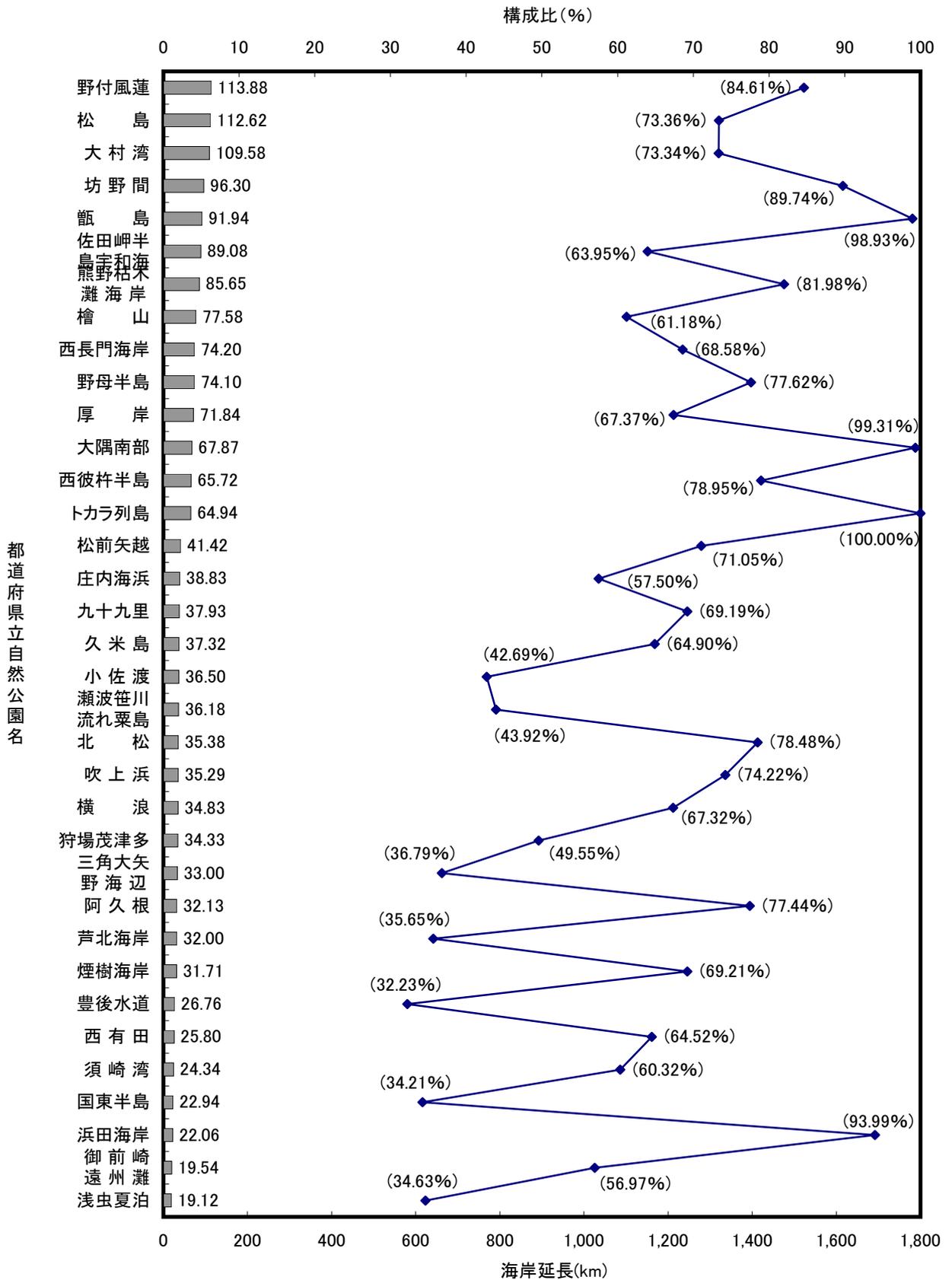
図Ⅲ-2-77 自然公園及び自然環境保全地域の地種区分別海岸延長と構成比



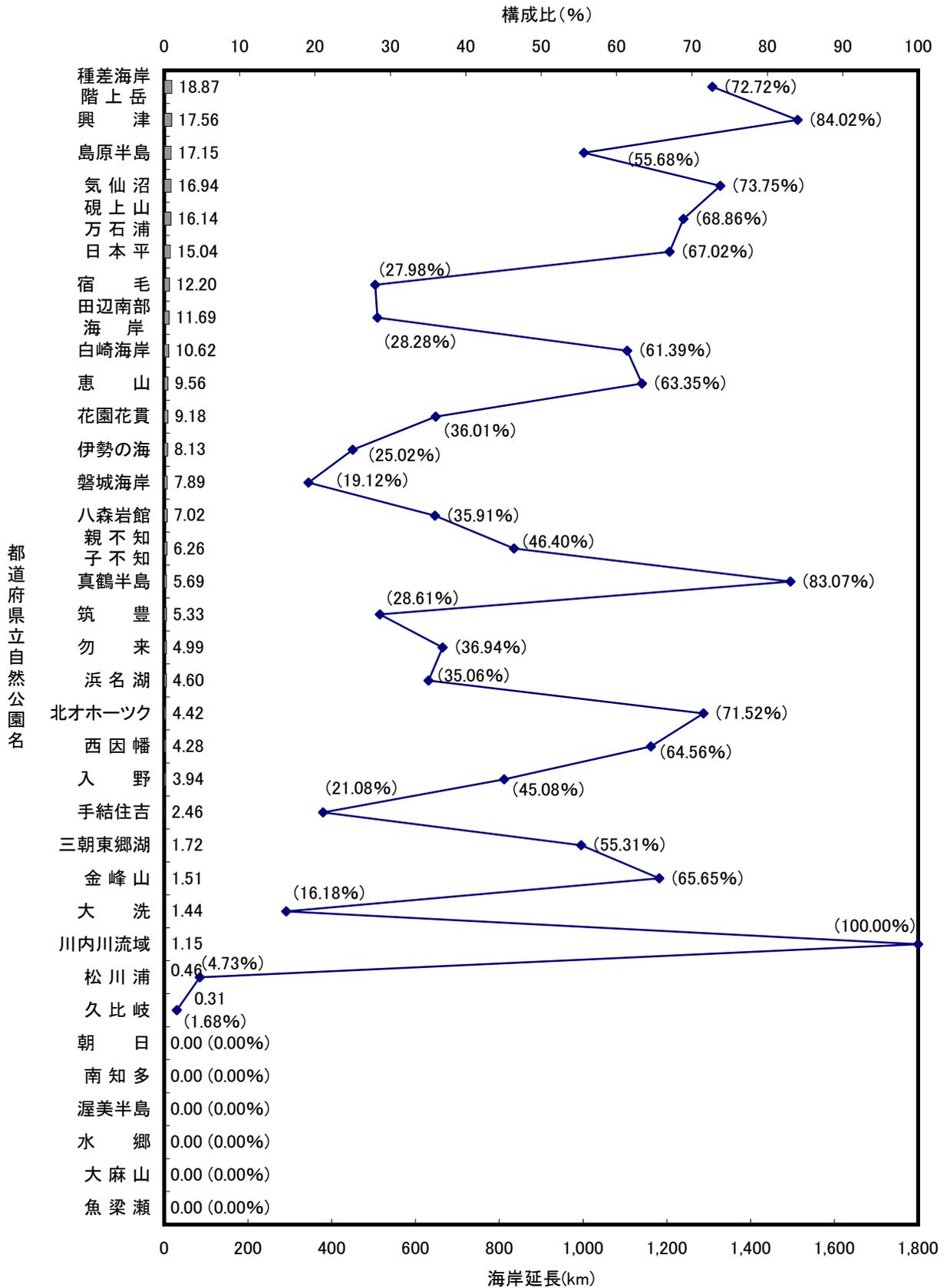
図Ⅲ-2-78 国立公園別自然海岸延長と構成比



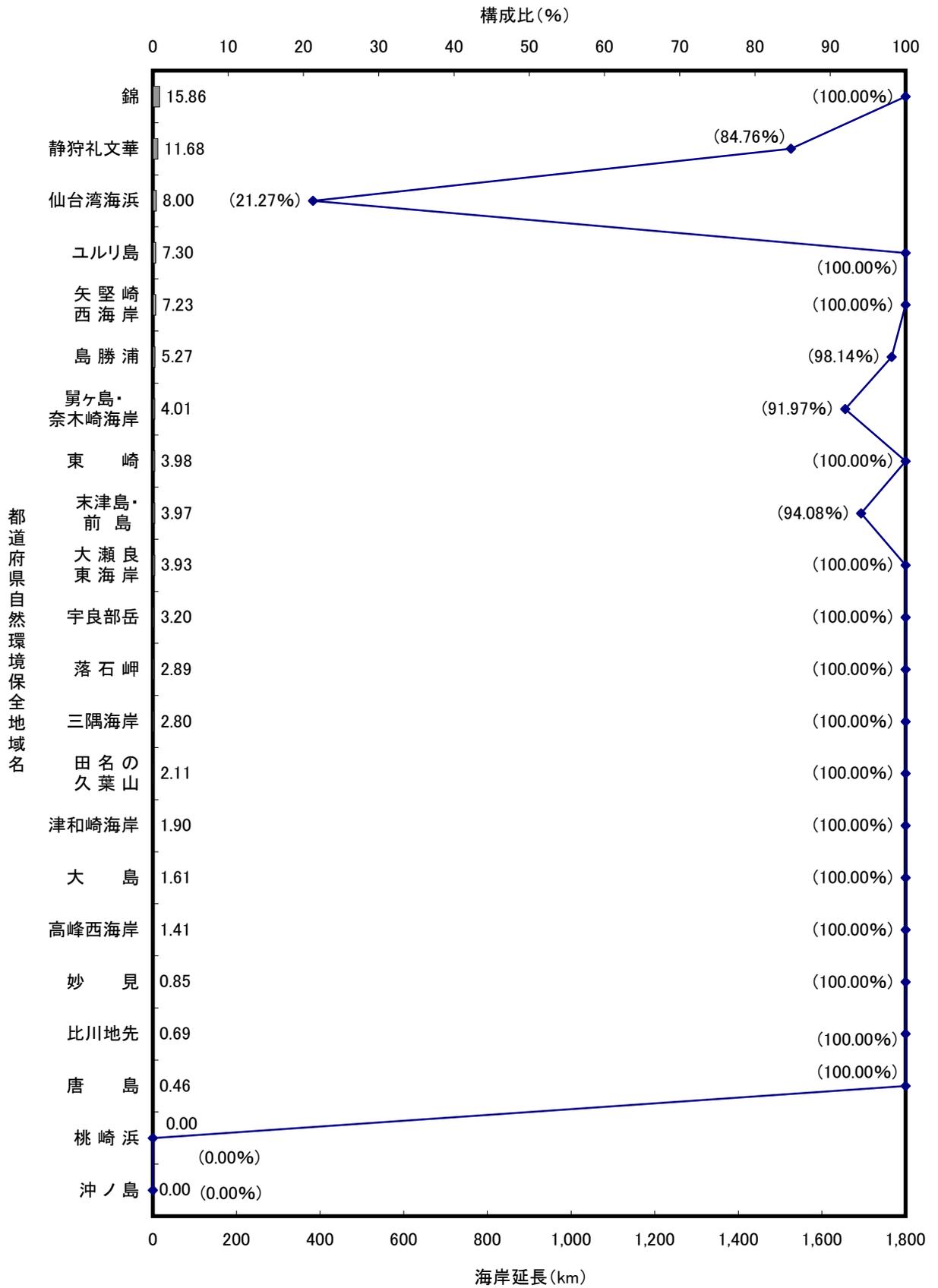
図Ⅲ-2-79 国定公園別自然海岸延長と構成比



図Ⅲ-2-80(1) 都道府県立自然公園別自然海岸延長と構成比(1)



図Ⅲ-2-80(2) 都道府県立自然公園別自然海岸延長と構成比(2)



図Ⅲ-2-81 都道府県自然環境保全地域別自然海岸延長と構成比

2) 海岸の経年変化

(1) 全 国

第2回自然環境保全基礎調査海岸調査(1978年 以下第2回と称す)、第3回自然環境保全基礎調査海岸調査(1984年 同第3回)、第4回自然環境基礎調査海岸調査(1993年 同第4回)、第5回自然環境保全基礎調査海岸改変状況調査(1996年、1997年 同第5回)の海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、表Ⅲ-2-17、図Ⅲ-2-82に示す。

海岸延長は、全国、本土域、島しょ域ともに、海岸の埋立等により第2回～第5回まで増加傾向を示している。

海岸(汀線)区分別にみると、全国、本土域、島しょ域ともに、第2回～第5回まで、自然海岸が減少し、人工海岸が増加している。

① 海岸延長(総延長)

a. 全 国

全国の海岸延長(総延長)は、第3回と第2回との経年変化(以下第3回-第2回と称す。他の調査回数についても同様)では279.34km(改変率0.89%)増加、第4回-第3回では288.74km(同0.91%)増加、第5回-第4回では794.93km(同2.48%)増加している。

b. 本土域

本土域の海岸延長(総延長)は、第3回-第2回では216.73km(改変率1.19%)の増加、第4回-第3回では171.28km(同0.93%)増加、第5回-第4回では672.64km(同3.61%)増加している。

c. 島しょ域

島しょ域の海岸延長(総延長)は、第3回-第2回では62.61km(改変率0.47%)増加、第4回-第3回では117.46km(同0.89%)増加、第5回-第4回では122.29km(同0.91%)増加している。

② 海岸(汀線)区分別延長

a. 自然海岸延長

a) 全 国

全国自然海岸延長は、第3回-第2回では562.48km(改変率-3.01%)減少、第4回-第3回では295.74km(同-1.63%)減少、第5回-第4回では445.32km(同-2.49%)減少している。

b) 本土域

本土域自然海岸延長は、第3回-第2回では445.38km(改変率-4.94%)減少、第4回-第3回では172.35km(同-2.01%)減少、第5回-第4回では244.02km(同-2.90%)減少している。

c) 島しょ域

島しょ域の自然海岸延長は、第3回－第2回では117.10km(改変率-1.21%)減少、第4回－第3回では123.39km(同-1.29%)減少、第5回－第4回では201.30km(-2.13%)減少している。

b. 半自然海岸延長

a) 全 国

全国の半自然海岸延長は、第3回－第2回では176.44km(改変率4.20%)増加、第4回－第3回では43.20km(同-0.99%)減少、第5回－第4回では82.42km(同-1.90%)減少している。

b) 本土域

本土域の半自然海岸延長は、第3回－第2回では164.89km(改変率5.76%)増加、第4回－第3回では4.68km(同0.15%)増加、第5回－第4回では93.70km(同-3.09%)減少している。

c) 島しょ域

島しょ域の半自然海岸延長は、第3回－第2回では11.55km(改変率0.86%)増加、第4回－第3回では47.88km(同-3.54%)減少、第5回－第4回では11.28km(同0.86%)増加している。

c. 人工海岸延長

a) 全 国

全国的人工海岸延長は、第3回－第2回では665.32km(改変率8.06%)増加、第4回－第3回では627.51km(同7.03%)増加、第5回－第4回では1,270.44km(同13.30%)増加している。

b) 本土域

本土域的人工海岸延長は、第3回－第2回では497.24km(改変率8.12%)増加、第4回－第3回では338.78km(同5.12%)増加、第5回－第4回では961.82km(同13.82%)増加している。

c) 島しょ域

島しょ域的人工海岸延長は、第3回－第2回では168.08km(改変率7.87%)増加、第4回－第3回では288.73km(同12.53%)増加、第5回－第4回では308.62km(同11.90%)増加している。

③ 第4回海岸(汀線)区分別延長と第5回海岸(汀線)区分別延長

第4回海岸(汀線)区分別延長と第5回海岸(汀線)区分別延長を、図Ⅲ－2－83に示す。

a. 全 国

自然海岸は、第4回－第3回に比べて、第5回－第4回では「砂浜海岸」が

減少 (-382.45km) している。

半自然海岸は、第4回-第3回に比べて、第5回-第4回では「人工構築物の前面に浜が発達している砂浜海岸」が減少 (-217.33km) し、「人工構築物の前面に浜が発達している磯浜海岸」が増加 (131.17km) している。

人工海岸は、第4回-第3回、第5回-第4回ともに、「埋立によってできた海岸」が増加 (各々547.02km、887.96km) している。その他、第5回-第4回では、「上記以外の土木工事によってできた海岸 (埋め立てまたは干拓以外によってできた海岸)」も増加 (413.15km) している。

b. 本土域

自然海岸は、第4回-第3回に比べて、第5回-第4回では「砂浜海岸」が減少 (-272.38km) している。

半自然海岸は、第4回-第3回に比べて、第5回-第4回では「人工構築物の前面に浜が発達している砂浜海岸」が減少 (-175.17km) している。

人工海岸は、第4回-第3回、第5回-第4回ともに、「埋立によってできた海岸」が増加 (各々325.85km、610.37km) している。その他、第5回-第4回では、「上記以外の土木工事によってできた海岸 (埋め立てまたは干拓以外によってできた海岸)」も増加 (388.62km) している。

c. 島しょ域

自然海岸は、第4回-第3回に比べて、第5回-第4回では「砂浜海岸」が減少 (-110.07km) している。

半自然海岸は、第4回-第3回、第5回-第4回ともに、大きな増減はみられない。

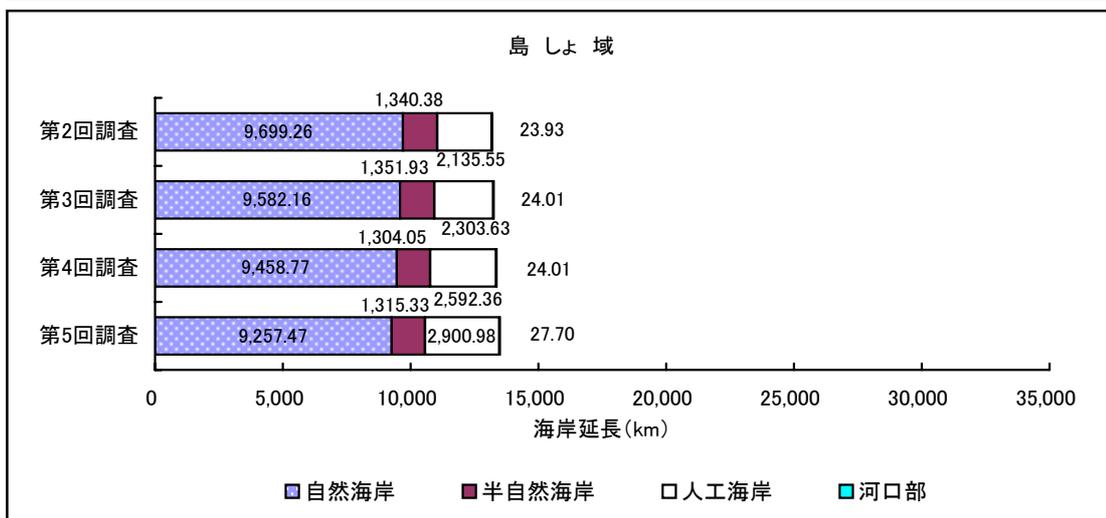
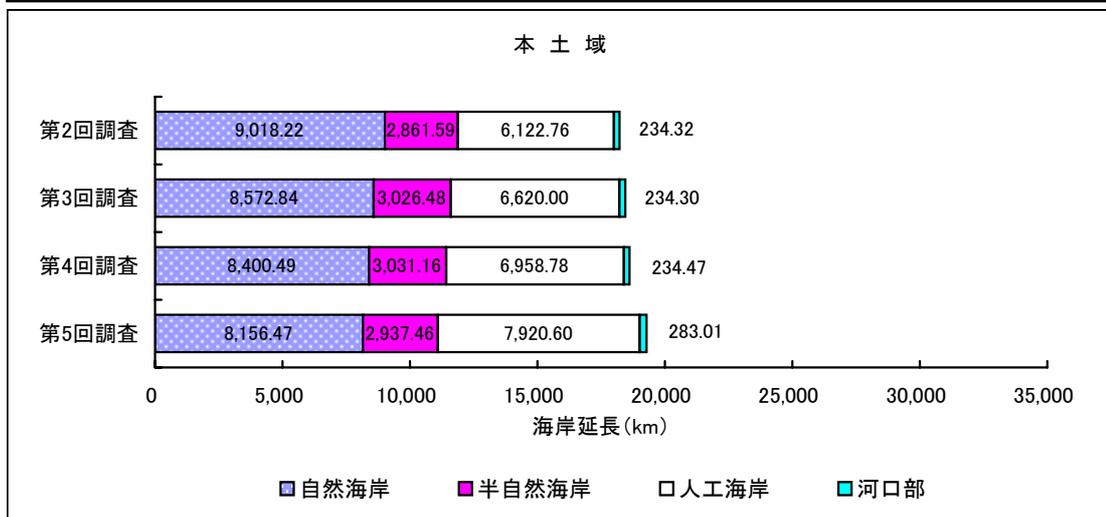
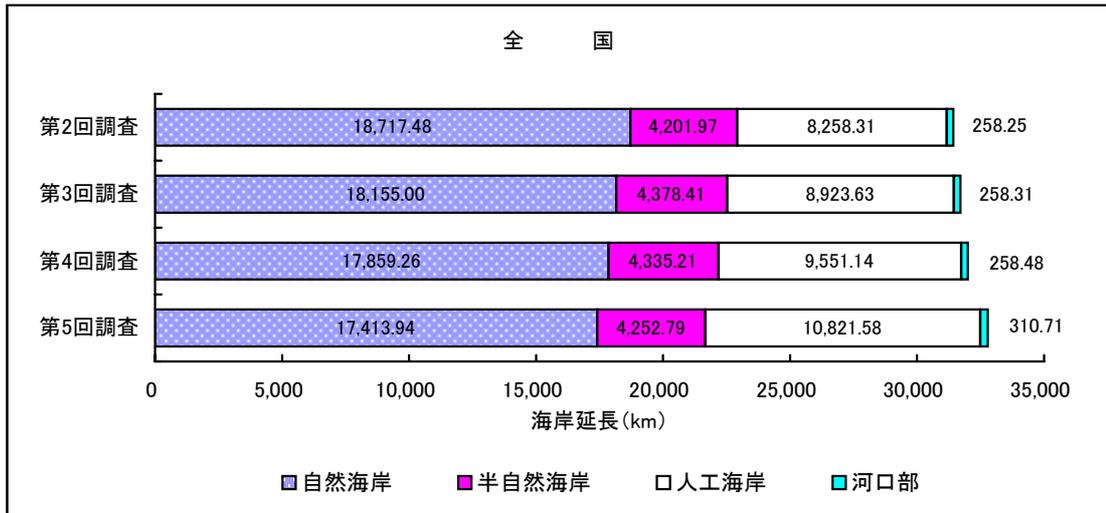
人工海岸は、第4回-第3回、第5回-第4回ともに、「埋立によってできた海岸」が増加 (各々221.17km、277.59km) している。

表Ⅲ－２－１７ 海岸(汀線)区分別延長の経年変化

区 分	項 目		自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合 計
全 国	海岸延長 (km)	第5回	17,413.94	4,252.79	10,821.58	310.71	32,799.02
		第4回	17,859.26	4,335.21	9,551.14	258.48	32,004.09
		第3回	18,155.00	4,378.41	8,923.63	258.31	31,715.35
		第2回	18,717.48	4,201.97	8,258.31	258.25	31,436.01
	構 成 比 (%)	第5回	53.09	12.97	32.99	0.95	100.00
		第4回	55.80	13.55	29.84	0.81	100.00
		第3回	57.24	13.81	28.14	0.81	100.00
		第2回	59.54	13.37	26.27	0.82	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 445.32	△ 82.42	1,270.44	52.23	794.93
		第4回-第3回	△ 295.74	△ 43.20	627.51	0.17	288.74
		第3回-第2回	△ 562.48	176.44	665.32	0.06	279.34
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 2.71	△ 0.58	3.15	0.14	—
		第4回-第3回	△ 1.44	△ 0.26	1.71	△ 0.01	—
		第3回-第2回	△ 2.30	△ 0.44	1.87	△ 0.01	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 2.49	△ 1.90	13.30	20.21	2.48
第4回-第3回		△ 1.63	△ 0.99	7.03	0.07	0.91	
第3回-第2回		△ 3.01	4.20	8.06	0.02	0.89	
本 土 域	海岸延長 (km)	第5回	8,156.47	2,937.46	7,920.60	283.01	19,297.54
		第4回	8,400.49	3,031.16	6,958.78	234.47	18,624.90
		第3回	8,572.84	3,026.48	6,620.00	234.30	18,453.62
		第2回	9,018.22	2,861.59	6,122.76	234.32	18,236.89
	構 成 比 (%)	第5回	42.27	15.22	41.04	1.47	100.00
		第4回	45.10	16.27	37.36	1.26	100.00
		第3回	46.46	16.40	35.87	1.27	100.00
		第2回	49.45	15.69	33.57	1.28	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 244.02	△ 93.70	961.82	48.54	672.64
		第4回-第3回	△ 172.35	4.68	338.78	0.17	171.28
		第3回-第2回	△ 445.38	164.89	497.24	△ 0.02	216.73
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 2.84	△ 1.05	3.68	0.21	—
		第4回-第3回	△ 1.35	△ 0.13	1.49	△ 0.01	—
		第3回-第2回	△ 2.99	0.71	2.30	△ 0.02	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 2.90	△ 3.09	13.82	20.70	3.61
第4回-第3回		△ 2.01	0.15	5.12	0.07	0.93	
第3回-第2回		△ 4.94	5.76	8.12	△ 0.01	1.19	
島 しょ 域	海岸延長 (km)	第5回	9,257.47	1,315.33	2,900.98	27.70	13,501.48
		第4回	9,458.77	1,304.05	2,592.36	24.01	13,379.19
		第3回	9,582.16	1,351.93	2,303.63	24.01	13,261.73
		第2回	9,699.26	1,340.38	2,135.55	23.93	13,199.12
	構 成 比 (%)	第5回	68.57	9.74	21.49	0.21	100.00
		第4回	70.70	9.75	19.38	0.18	100.00
		第3回	72.25	10.19	17.37	0.18	100.00
		第2回	73.48	10.16	16.18	0.18	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 201.30	11.28	308.62	3.69	122.29
		第4回-第3回	△ 123.39	△ 47.88	288.73	0.00	117.46
		第3回-第2回	△ 117.10	11.55	168.08	0.08	62.61
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 2.13	△ 0.00	2.11	0.03	—
		第4回-第3回	△ 1.56	△ 0.45	2.01	△ 0.00	—
		第3回-第2回	△ 1.23	0.04	1.19	△ 0.00	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 2.13	0.86	11.90	15.37	0.91
第4回-第3回		△ 1.29	△ 3.54	12.53	0.00	0.89	
第3回-第2回		△ 1.21	0.86	7.87	0.33	0.47	

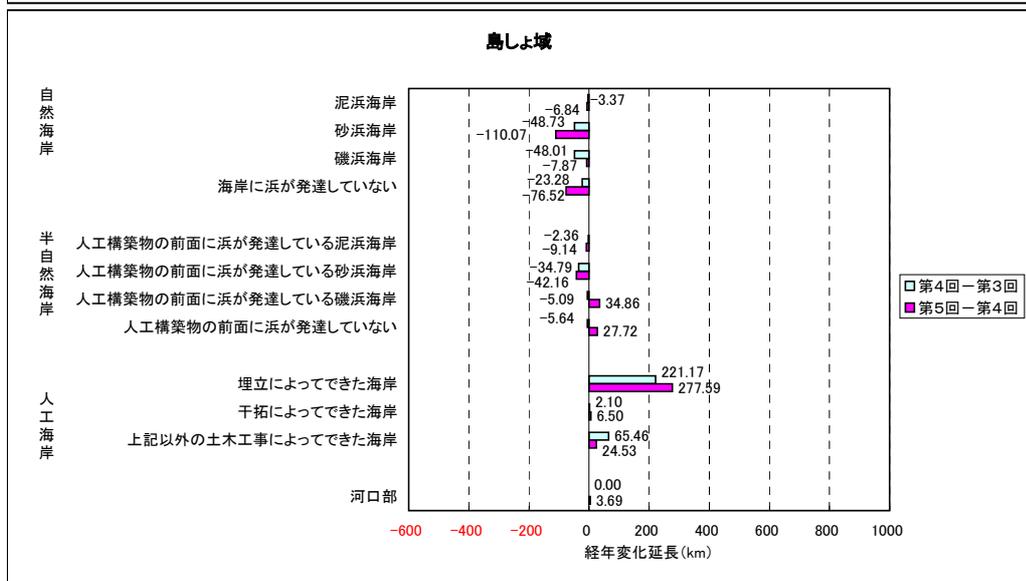
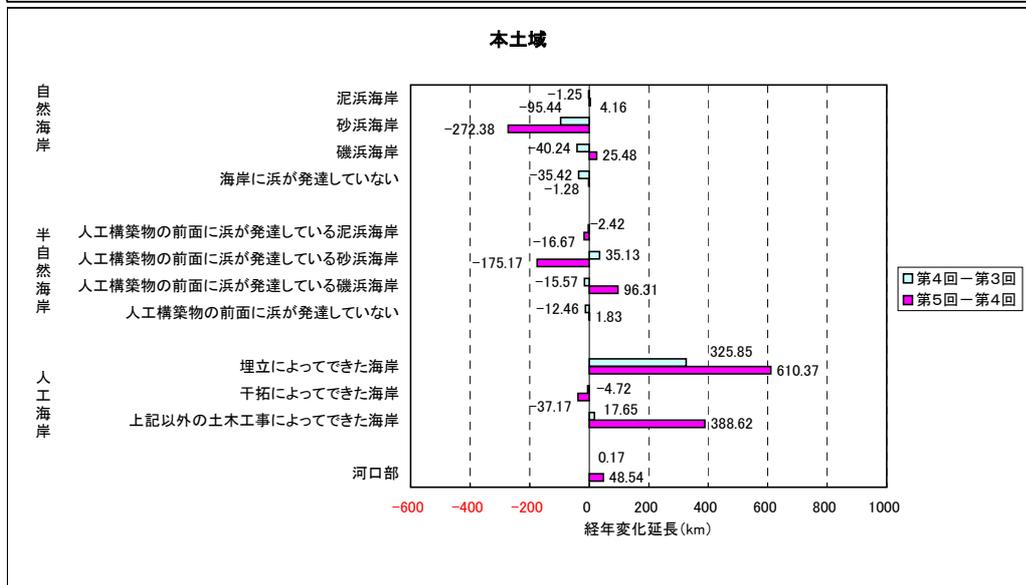
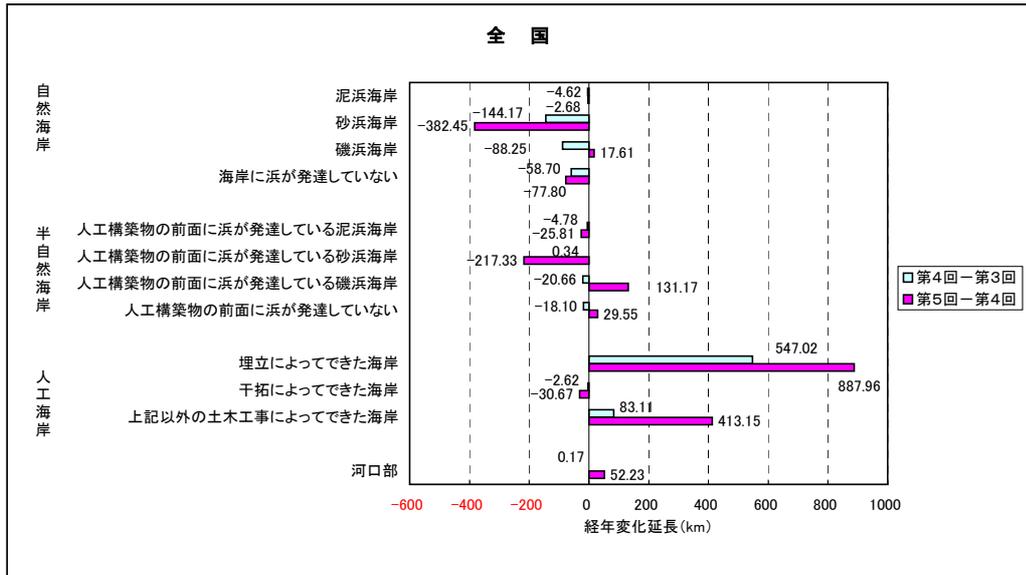
注1) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含まない。

2) △は負の値を示す。



注) 第2回～第5回調査ともに本年度(第5回)未調査の兵庫県を含まない。

図Ⅲ-2-82 海岸(汀線)区分別延長の比較



注) 第3回、第4回ともに本年度(第5回)未調査の兵庫県を含まない。

図Ⅲ-2-83 第4回海岸(汀線)区分別延長と第5回海岸(汀線)区分別延長の比較

(2) 都道府県

① 自然海岸

都道府県別自然海岸延長の経年変化を、図Ⅲ－２－84～86に示す。

a. 全国

38都道府県のうち、自然海岸が減少したのは32都道府県、自然海岸が増加したのは6都道府県である。

自然海岸の減少率が最も大きいのは茨城県(-30.27%)で、次いで富山県(-29.90%)、愛知県(-23.67%)、福島県(-20.91%)、鳥取県(-19.90%)となっている。

自然海岸の減少が最も大きいのは北海道(-96.58km)で、次いで青森県(-47.53km)、沖縄県(-39.37km)、岩手県(-37.36km)、熊本県(-29.52km)となっている。

自然海岸が増加したのは和歌山県(増加率7.20% 増加延長24.79km)、岡山県(同5.60% 同13.29km)、長崎県(同2.03% 同58.84km)、京都府(同1.42%同2.45km)、愛媛県(同1.33% 同9.26km)、三重県(同1.31% 同7.79km)である。

b. 本土域

38都道府県のうち、自然海岸が減少したのは26都道府県、自然海岸が増加したのは10都道府県、変化のないのが2都道府県である。変化のない都道府県のうち、沖縄県は本土域を持たない。

自然海岸の減少率が最も大きいのは茨城県(-30.27%)で、次いで富山県(-29.90%)、愛知県(-27.65%)、福島県(-20.91%)、鳥取県(-19.90%)となっている。

自然海岸の減少が最も大きいのは北海道(-80.85km)で、次いで青森県(-45.71km)、岩手県(-36.58km)、秋田県(-20.39km)、宮崎県(-17.43km)となっている。

自然海岸が増加したのは鹿児島県(増加率11.66% 増加延長56.00km)、和歌山県(同7.87% 同20.51km)、神奈川県(同7.33% 同5.49km)、岡山県(同7.23% 同5.33km)、福岡県(同3.55% 同3.91km)などである。

c. 島しょ域

38都道府県のうち、自然海岸が減少したのは27都道府県、自然海岸が増加したのは6都道府県、変化のないのが5都道府県である。変化のない都道府県のうち、富山県、鳥取県は島しょ域を持たない。

自然海岸の減少率が最も大きいのは山形県(-89.78%)で、次いで神奈川県(-69.19%)、千葉県(-51.58%)、石川県(-32.43%)、愛知県(-19.65%)となっている。

自然海岸の減少が最も大きいのは鹿児島（-69.13km）で、次いで沖縄県（-39.37km）、熊本県（-21.52km）、北海道（-15.73km）、福岡県（-12.17km）となっている。

自然海岸が増加したのは和歌山県（増加率 5.12% 増加延長 4.28km）、岡山県（同 4.86% 同 7.96km）、京都府（同 4.62% 同 0.85km）、愛媛県（同 2.11% 同 6.62km）、長崎県（同 1.97% 同 48.63km）、新潟県（同 0.38% 同 0.56km）である。

② 人工海岸

都道府県別人工海岸延長の経年変化を、図Ⅲ-2-87~89に示す。

a. 全国

38都道府県のうち、人工海岸が増加したのは37都道府県、人工海岸が減少したのは1都道府県である。

人工海岸の増加率が最も高いのは鳥取県（127.91%）で、次いで茨城県（114.58%）、富山県（48.47%）、福島県（48.30%）、沖縄県（47.99%）となっている。

人工海岸の増加が最も大きいのは沖縄県（102.95km）で、次いで愛知県（101.29km）、北海道（98.61km）、茨城県（82.87km）、長崎県（79.61km）となっている。

人工海岸が減少したのは京都府（減少率-0.94% 減少延長-1.11km）のみである。

b. 本土域

38都道府県のうち、人工海岸が増加したのは34都道府県、人工海岸が減少したのは3都道府県、変化のないのは本土域を持たない沖縄県のみである。

人工海岸の増加率が最も高いのは鳥取県（127.91%）で、次いで茨城県（124.43%）、福島県（49.71%）、富山県（48.47%）、島根県（43.34%）となっている。

人工海岸の増加が最も大きいのは愛知県（96.56km）で、次いで北海道（86.48km）、茨城県（85.72km）、青森県（62.15km）、石川県（49.44km）となっている。

人工海岸が減少したのは熊本県（減少率-2.68% 減少延長-5.36km）、京都府（同-1.33% 同-1.54km）、神奈川県（同-0.05% 同-0.12km）である。

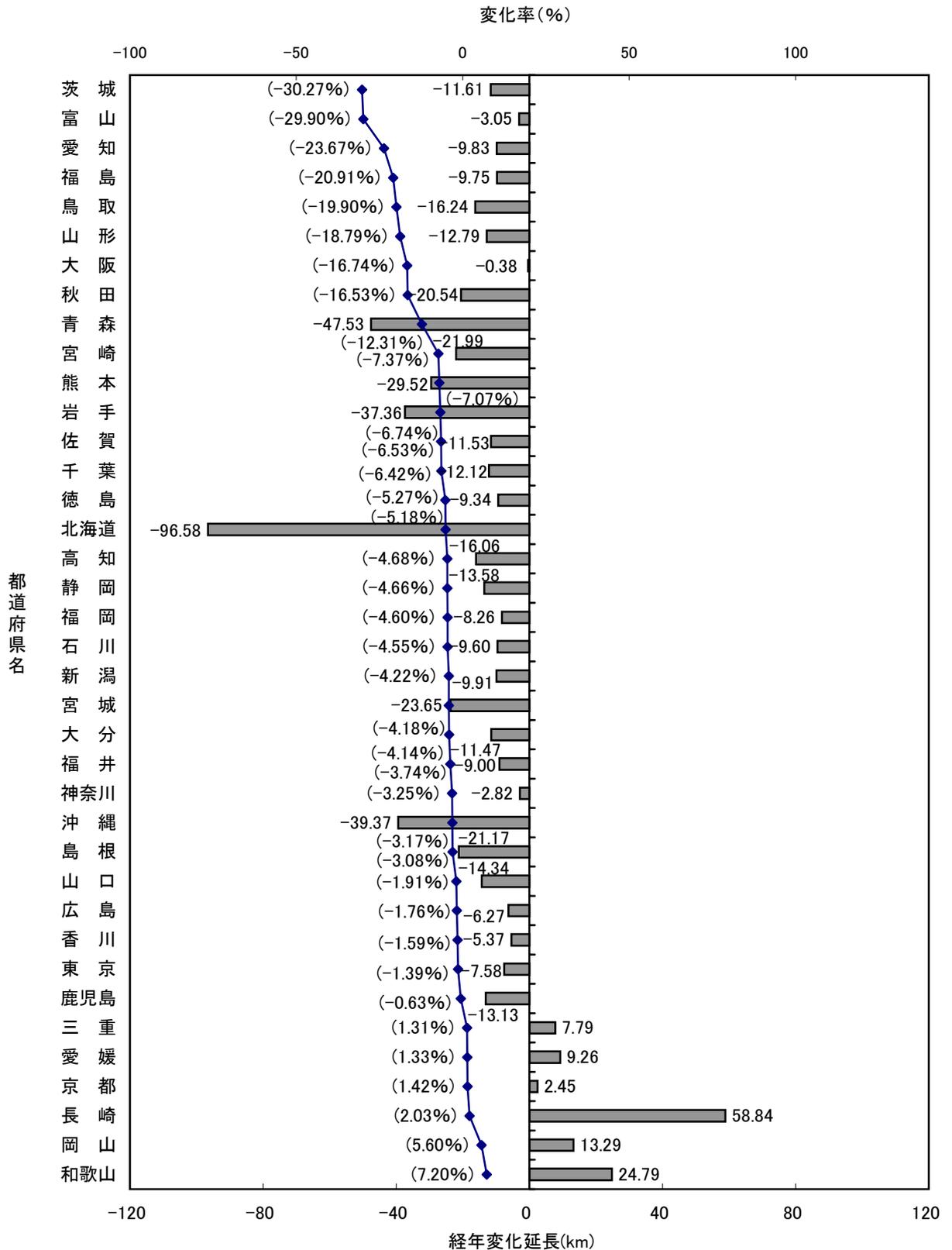
c. 島しょ域

38都道府県のうち、人工海岸が増加したのは26都道府県、人工海岸が減少したのは8都道府県、変化のないのが4都道府県である。変化のない都道府県のうち、富山県、鳥取県は島しょ域を持たない。

人工海岸の増加率が最も高いのは青森県（428.57%）で、次いで和歌山県（172.31%）、岡山県（94.93%）、高知県（50.70%）、沖縄県（47.99%）となっている。

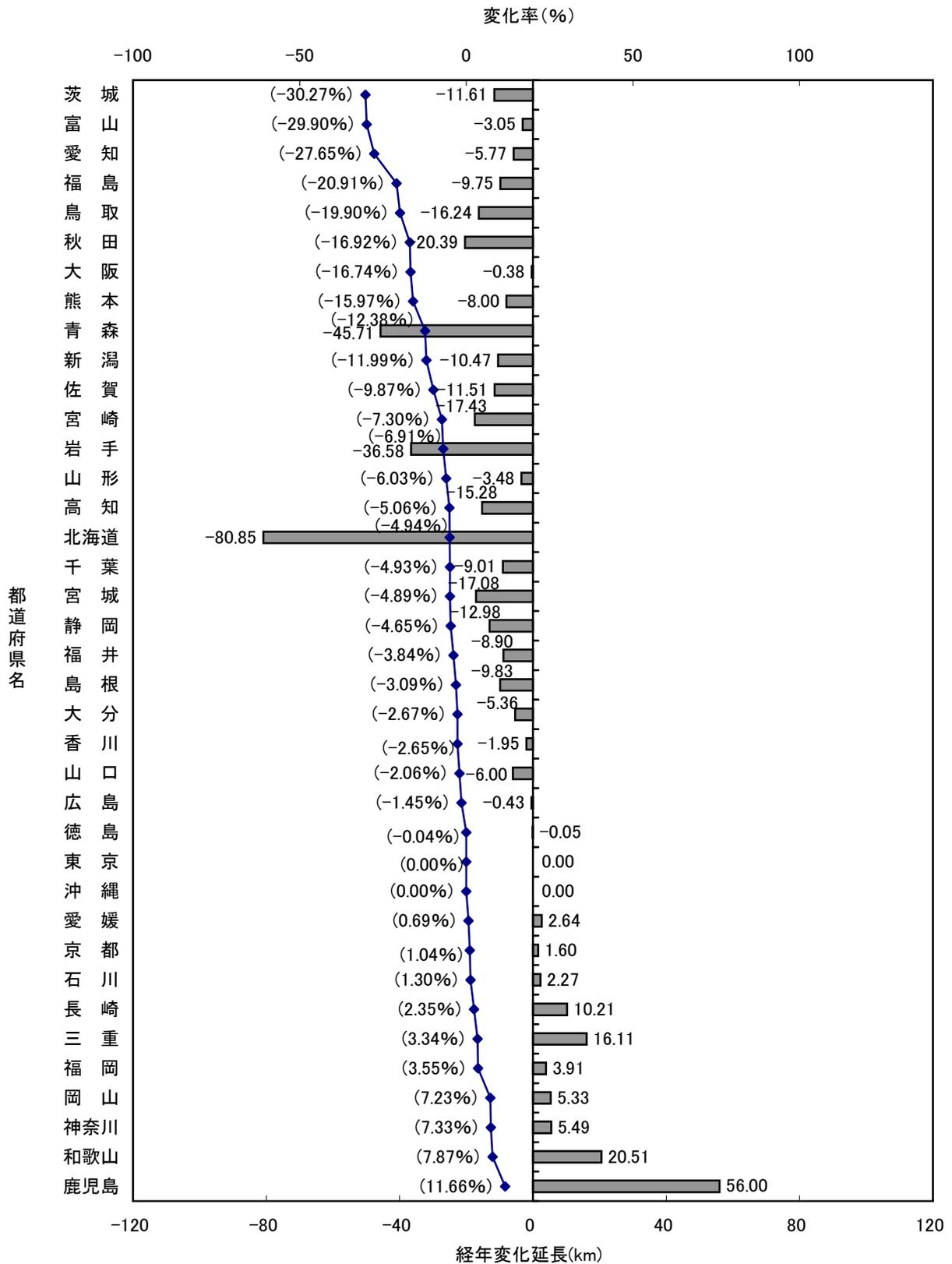
人工海岸の増加が最も大きいのは沖縄県（102.95km）で、次いで長崎県（50.04km）、鹿児島県（34.93km）、熊本県（22.12km）、愛媛県（19.41km）となっている。

人工海岸が減少したのは福島県（減少率-100.00% 減少延長-0.50km）、山形県（同-100.00% 同-2.93km）、茨城県（同-82.61% 同-2.85km）、石川県（同-55.91% 同-28.58km）、宮崎県（同-22.15% 同-1.73km）、大分県（同-7.50% 同-2.21km）、東京都（同-3.68% 同-6.75km）、宮城県（同-0.35% 同-0.17km）である。



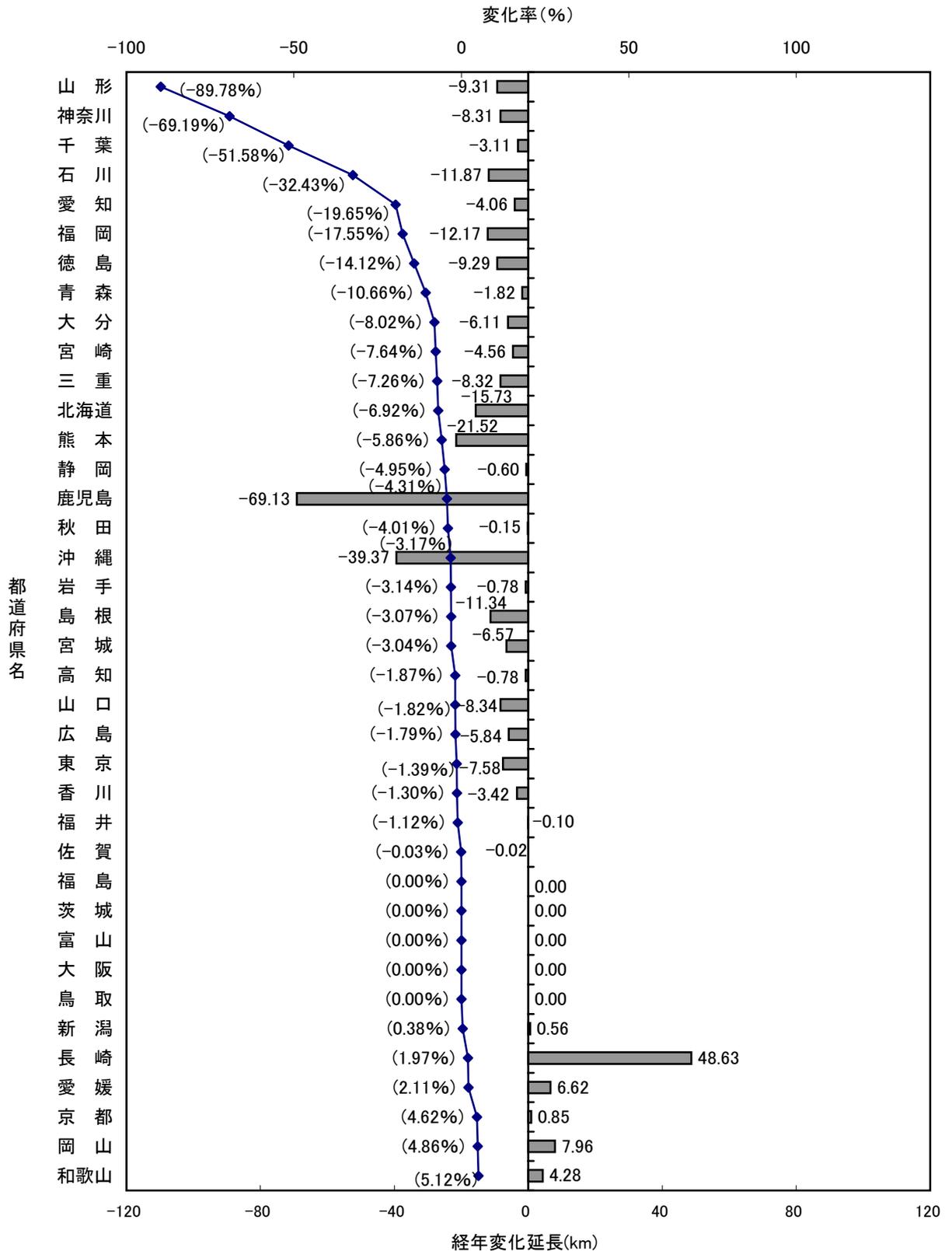
注1) 変化率=(第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長)÷第4回自然海岸延長×100
 2) 経年変化延長=第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長

図Ⅲ-2-84 都道府県別自然海岸延長の経年変化



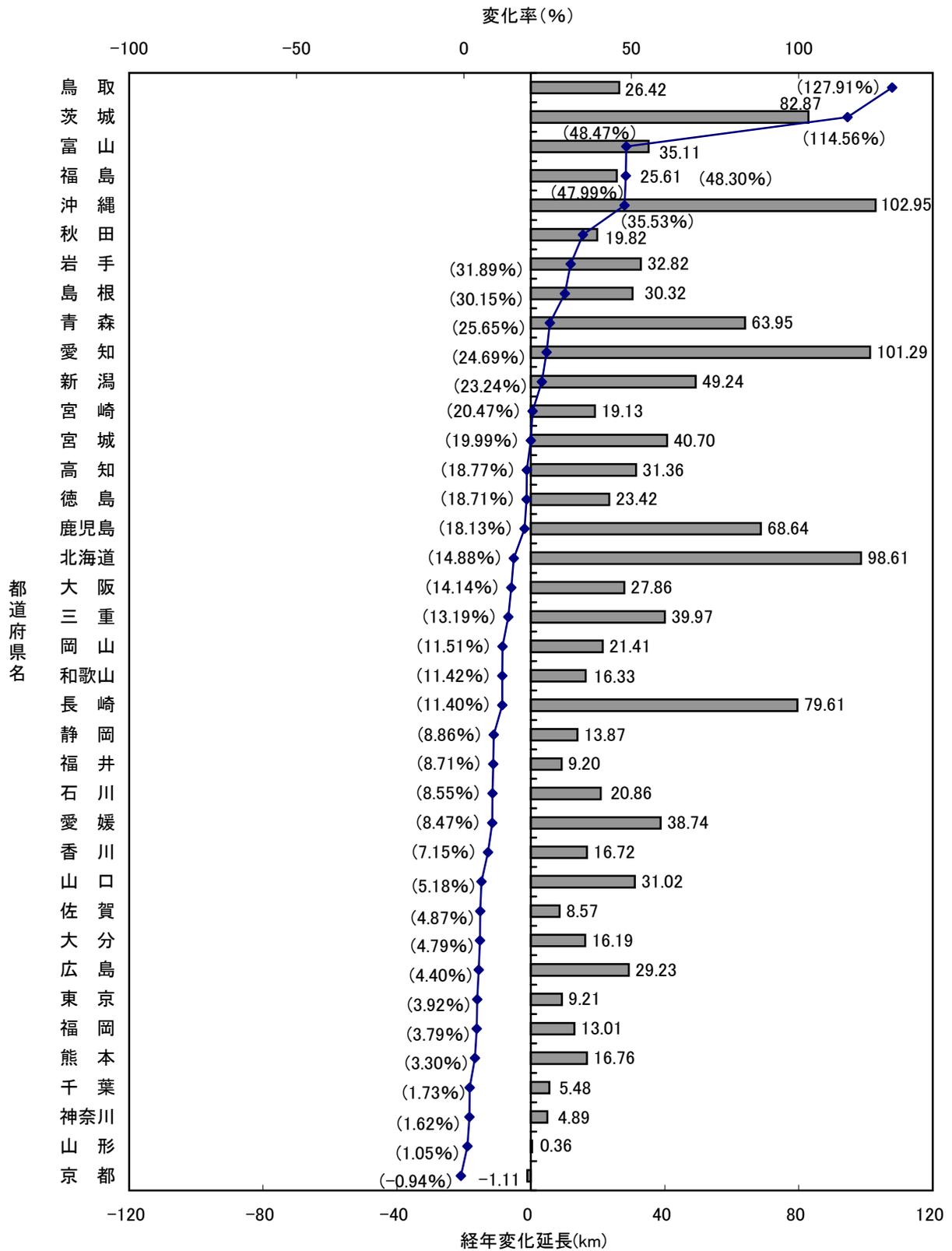
注1) 変化率=(第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長)÷第4回自然海岸延長×100
 2) 経年変化延長=第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長

図Ⅲ-2-85 都道府県別自然海岸延長の経年変化(本土域)



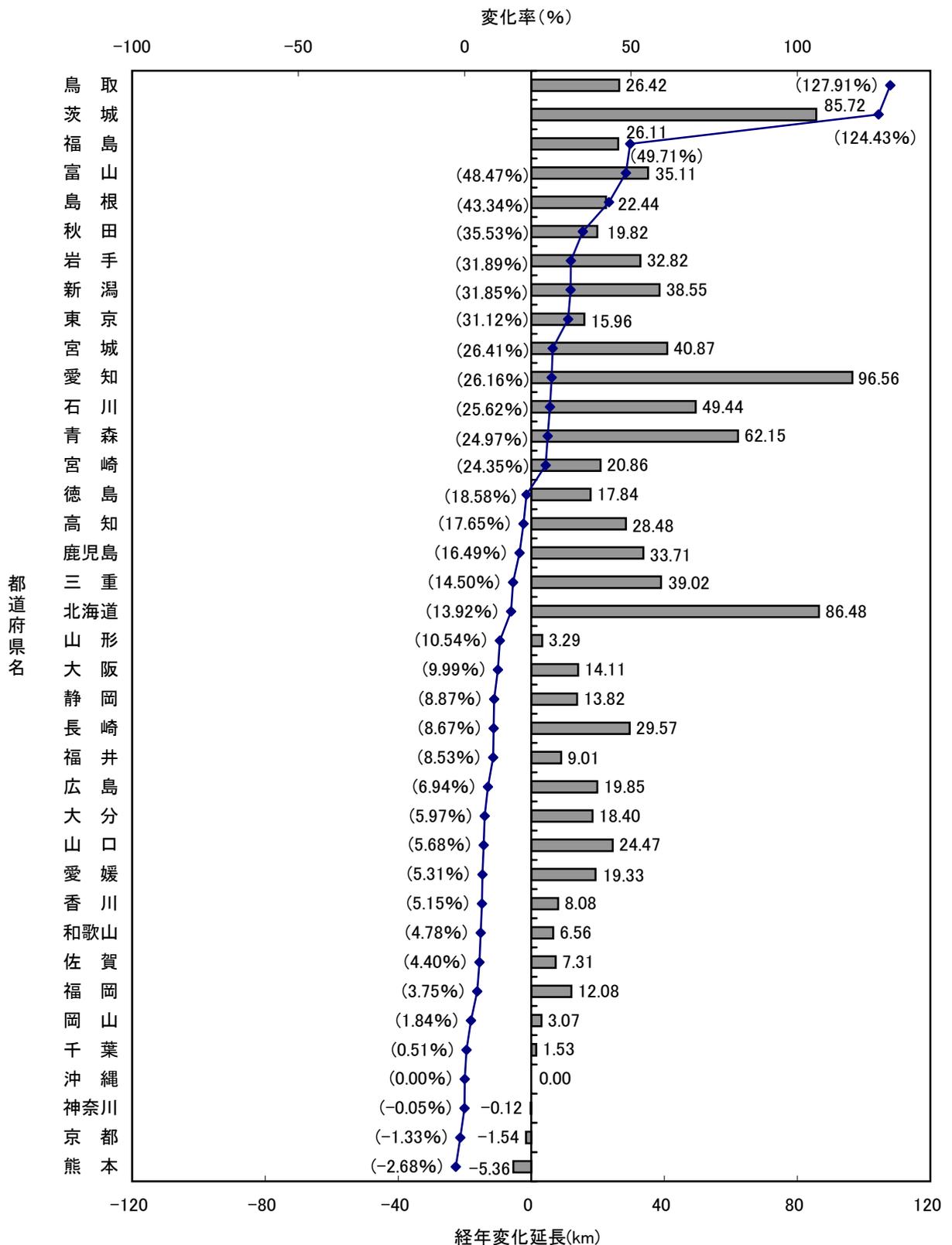
注1) 変化率=(第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長)÷第4回自然海岸延長×100
 2) 経年変化延長=第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長

図Ⅲ-2-86 都道府県別自然海岸延長の経年変化(島しょ域)



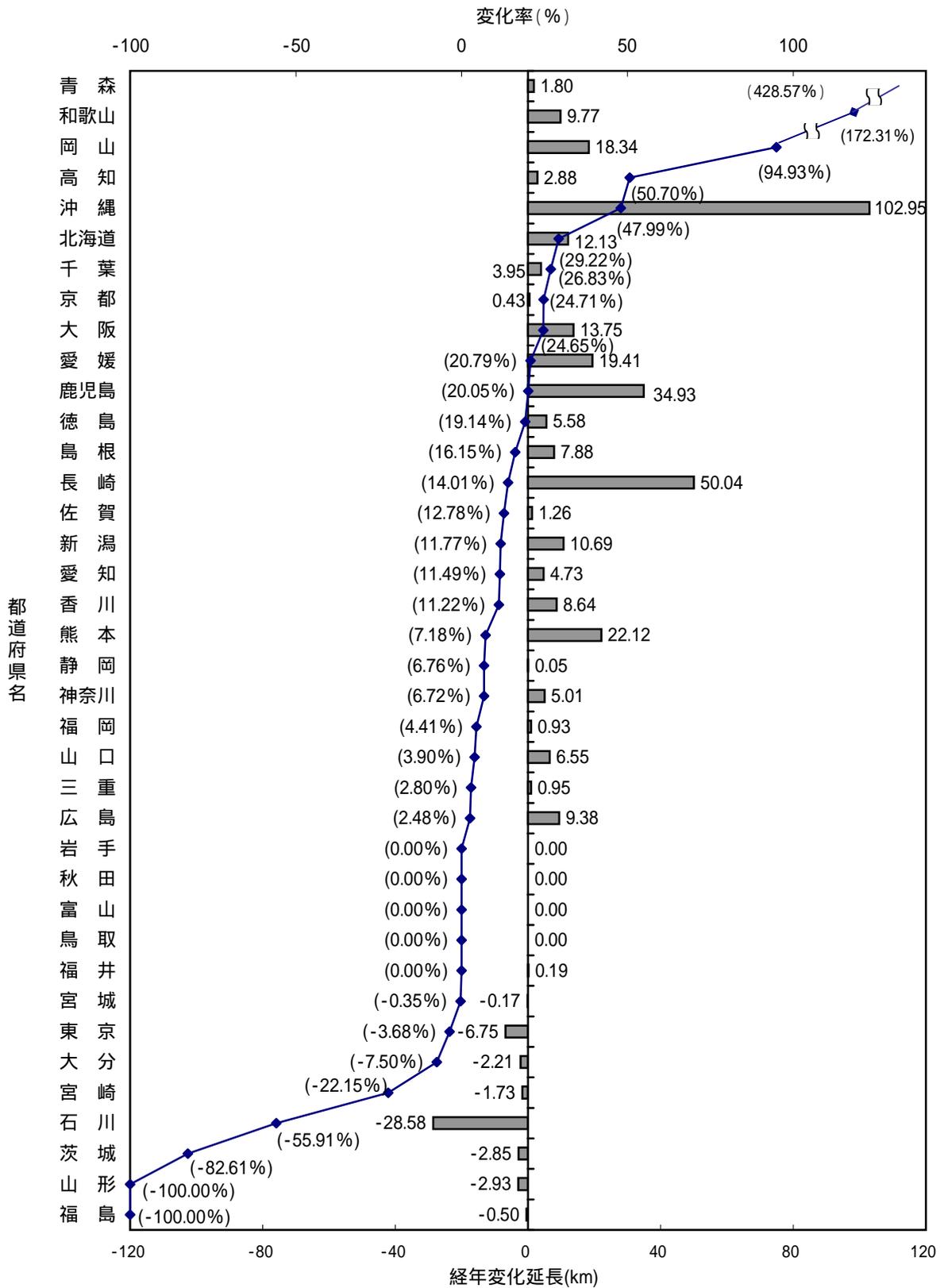
注1) 変化率=(第5回人工海岸延長-第4回人工海岸延長)÷第4回人工海岸延長×100
 2) 経年変化延長=第5回人工海岸延長-第4回人工海岸延長

図Ⅲ-2-87 都道府県別人工海岸延長の経年変化



注1) 変化率 = (第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長) / 第4回人工海岸延長 × 100
 2) 経年変化延長 = 第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長

図Ⅲ-2-88 都道府県別人工海岸延長の経年変化(本土域)



注1) 変化率 = (第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長) / 第4回人工海岸延長 × 100
 2) 経年変化延長 = 第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長

図 -2 89 都道府県別人工海岸延長の経年変化(島しょ域)

(3) 海区・海域

① 海区

第5回と第4回の海区别海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、表Ⅲ－2－18に示す。

全ての海区で自然海岸延長が減少し、人工海岸が増加している。半自然海岸は、北海道区、東シナ海区で増加し、日本海北区、太平洋北区、太平洋中区、太平洋南区で減少している。

表Ⅲ－2－18 海区别海岸(汀線)区分別延長の経年変化 (km)

海区名	項目	自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合計
全 国	第5回	13,804.94	3,237.89	7,419.82	219.23	24,681.88
	第4回	14,171.01	3,308.23	6,415.40	174.34	24,068.98
	経年変化	△ 366.07	△ 70.34	1,004.42	44.89	612.90
北海道区	第5回	1,766.26	580.17	761.25	35.00	3,142.68
	第4回	1,862.84	514.33	662.64	11.44	3,051.25
	経年変化	△ 96.58	65.84	98.61	23.56	91.43
日本海北区	第5回	687.39	402.81	787.74	26.63	1,904.57
	第4回	754.63	414.05	650.76	16.09	1,835.53
	経年変化	△ 67.24	△ 11.24	136.98	10.54	69.04
太平洋北区	第5回	1,366.49	226.45	883.08	17.42	2,493.44
	第4回	1,485.04	303.38	648.72	9.21	2,446.35
	経年変化	△ 118.55	△ 76.93	234.36	8.21	47.09
太平洋中区	第5回	1,833.40	455.59	1,928.72	48.53	4,266.24
	第4回	1,855.13	507.64	1,756.98	72.07	4,191.82
	経年変化	△ 21.73	△ 52.05	171.74	△ 23.54	74.42
太平洋南区	第5回	1,054.24	304.97	449.82	21.22	1,830.25
	第4回	1,076.34	309.73	381.12	13.20	1,780.39
	経年変化	△ 22.10	△ 4.76	68.70	8.02	49.86
東シナ海区	第5回	7,097.16	1,267.90	2,609.21	70.43	11,044.70
	第4回	7,137.03	1,259.10	2,315.18	52.33	10,763.64
	経年変化	△ 39.87	8.80	294.03	18.10	281.06

注1) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む日本海西区、瀬戸内海区は除いた。

2) △は負の値を示す。

a. 自然海岸

海区別自然海岸延長の経年変化を、図Ⅲ－２－90に示す。

全ての海区で、自然海岸延長が減少している。

自然海岸の減少率が最も大きいのは日本海北区（-8.91%）で、次いで太平洋北区（-7.98%）、北海道区（-5.18%）、太平洋南区（-2.05%）、太平洋中区（-1.17%）東シナ海区（-0.56%）となっている。

自然海岸の減少が最も大きいのは太平洋北区（-118.55km）で、次いで北海道区（-96.58km）、日本海北区（-67.24km）、東シナ海区（-39.87km）、太平洋南区（-22.10km）、太平洋中区（-21.73%）となっている。

b. 人工海岸

海区別人工海岸延長の経年変化を、図Ⅲ－２－91に示す。

全ての海区で、人工海岸延長が増加している。

人工海岸の増加率が最も高いのは太平洋北区（36.13%）で、次いで日本海北区（21.05%）、太平洋南区（18.03%）、北海道区（14.88%）、東シナ海区（12.70%）太平洋中区（9.77%）となっている。

人工海岸の増加が最も大きいのは東シナ海区（294.03km）で、次いで太平洋北区（234.36km）、太平洋中区（171.74km）、日本海北区（136.98km）、北海道区（98.61km）、太平洋南区（68.70km）となっている。

② 海 域

a. 自然海岸

海域別自然海岸延長の経年変化を、図Ⅲ－２－92に示す。

82 海域のうち、自然海岸が減少したのは 64 海域、自然海岸が増加したのは 18 海域である。

自然海岸の減少率が最も大きいのは陸奥湾（-32.93%）で、次いで鹿島灘（-30.27%）、富山湾（-29.90%）、遠州灘（-29.88%）、福島（-20.91%）となっている。

自然海岸の減少が最も大きいのは沖縄島（-49.37km）で、次いで後志（-46.84km）、三陸海岸（-37.36km）、陸奥湾（-29.86km）、日向灘（-23.03km）となっている。

自然海岸が増加したのは火山列島（増加率 17.37% 増加延長 7.49km）、伊豆七島南（同 17.36% 同 10.54km）、津軽海峡（同 8.06% 同 6.26km）、和歌山（同 7.99% 同 10.91km）、八重山列島（同 7.91% 同 27.19km）などである。

b. 人工海岸

海域別人工海岸延長の経年変化を、図Ⅲ－２－93に示す。

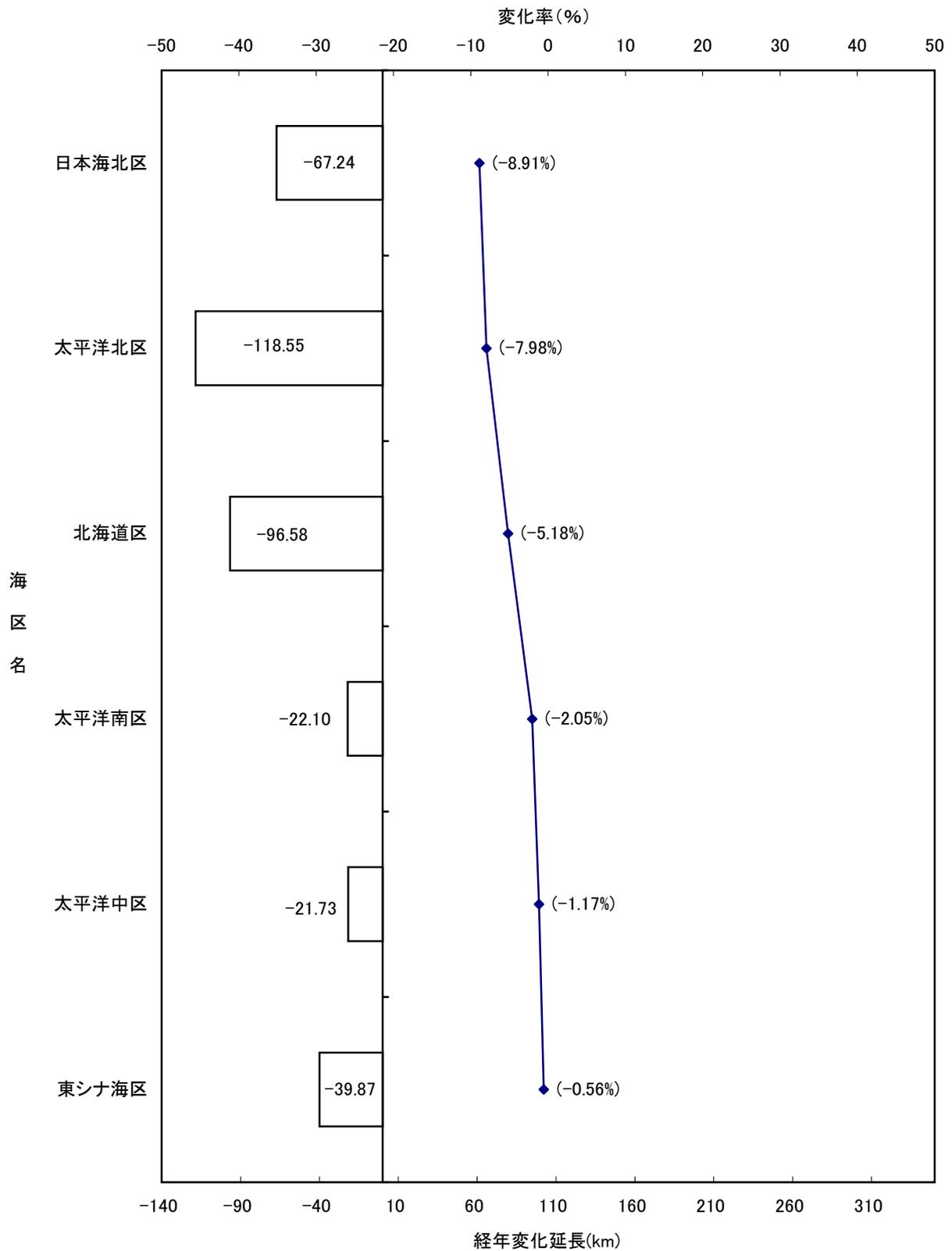
82 海域のうち、人工海岸が増加したのは 75 海域、人工海岸が減少したのは 7

海域、変化のないのが2海域である。

人工海岸の増加率が最も高いのは遠州灘（1,925.00%）で、次いで鳥取（127.94%）、鹿島灘（114.56%）、徳島（64.34%）、伊豆七島南（60.41%）となっている。

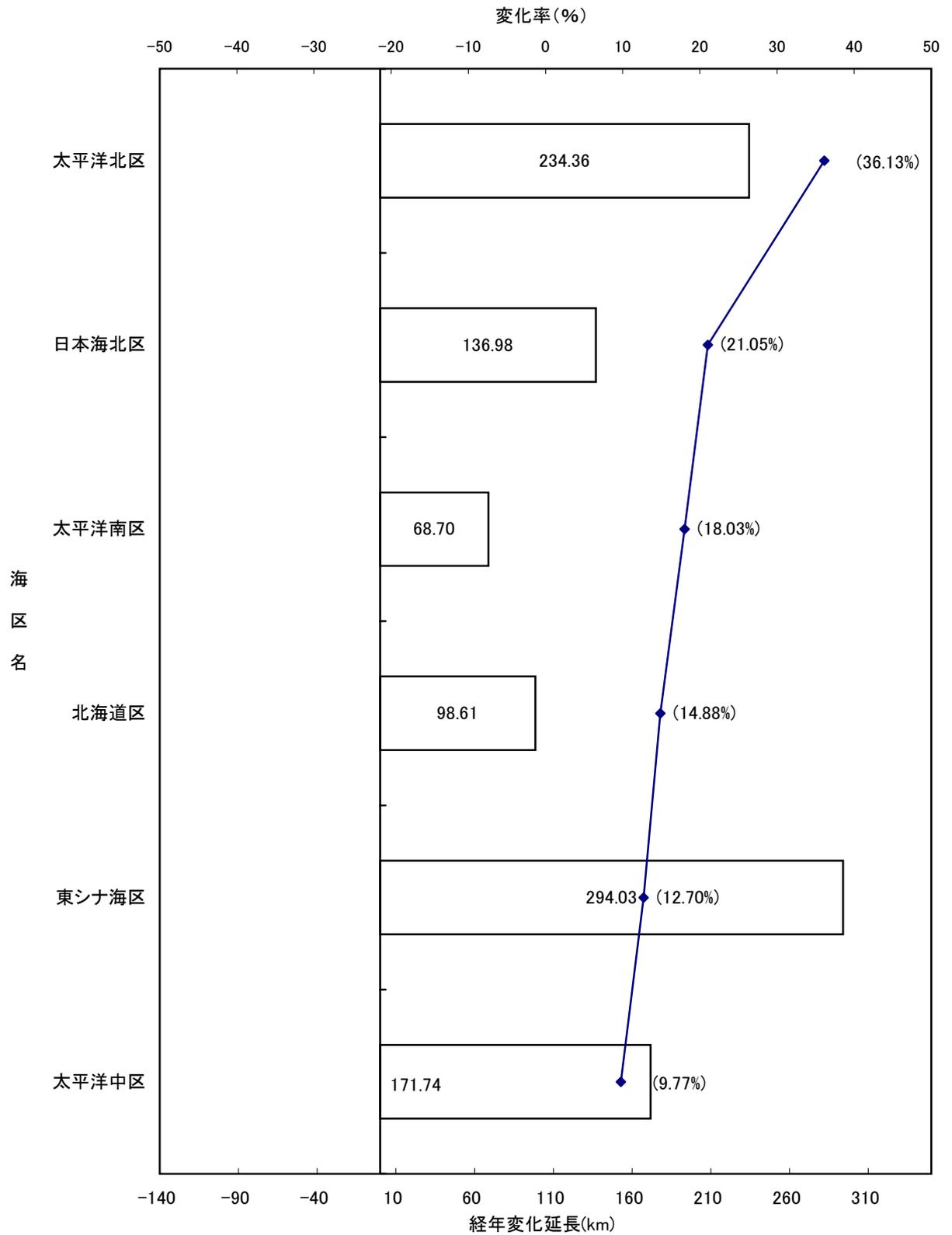
人工海岸の増加が最も大きいのは沖縄島（92.33km）で、次いで鹿島灘（82.87km）、伊勢湾（51.12km）、三河湾（47.91km）、新潟（38.89km）となっている。

人工海岸が減少したのは伊予灘西（減少率 28.17% 減少延長-5.47km）、伊豆（同-23.78% 同-14.96km）、燧灘（同-7.01% 同-8.33km）、周防灘東（同-3.63% 同-8.24km）、博多湾（同-3.54% 同-2.48km）、十勝（同-2.84% 同-0.45km）、房総（同-1.63% 同-1.23km）である。



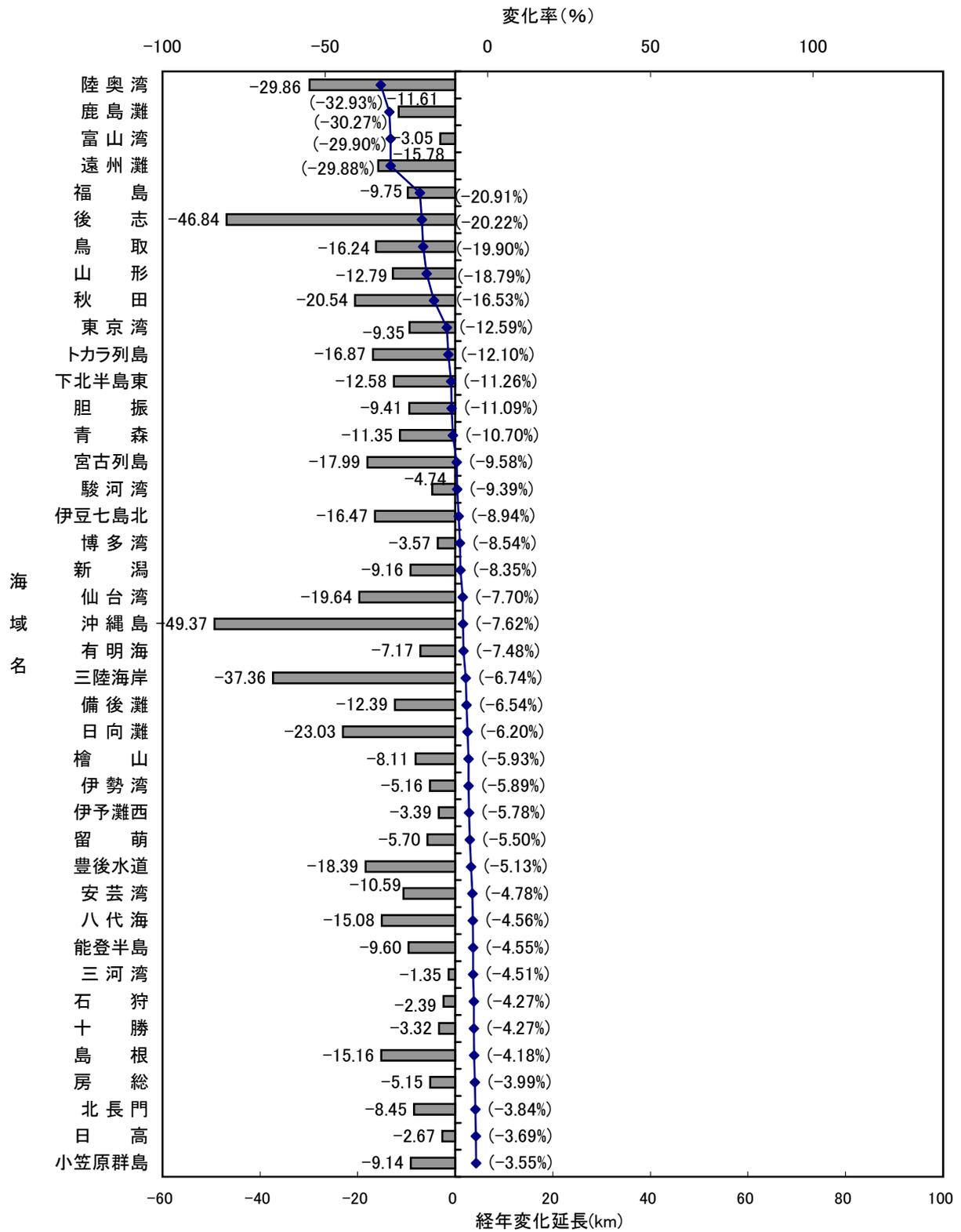
- 注1) 変化率 = (第5回自然海岸延長 - 第4回自然海岸延長) / 第4回自然海岸延長 × 100
 2) 経年変化延長 = 第5回自然海岸延長 - 第4回自然海岸延長
 3) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む日本海西区と瀬戸内海区は除いた。

図Ⅲ-2-90 海区別自然海岸延長の経年変化



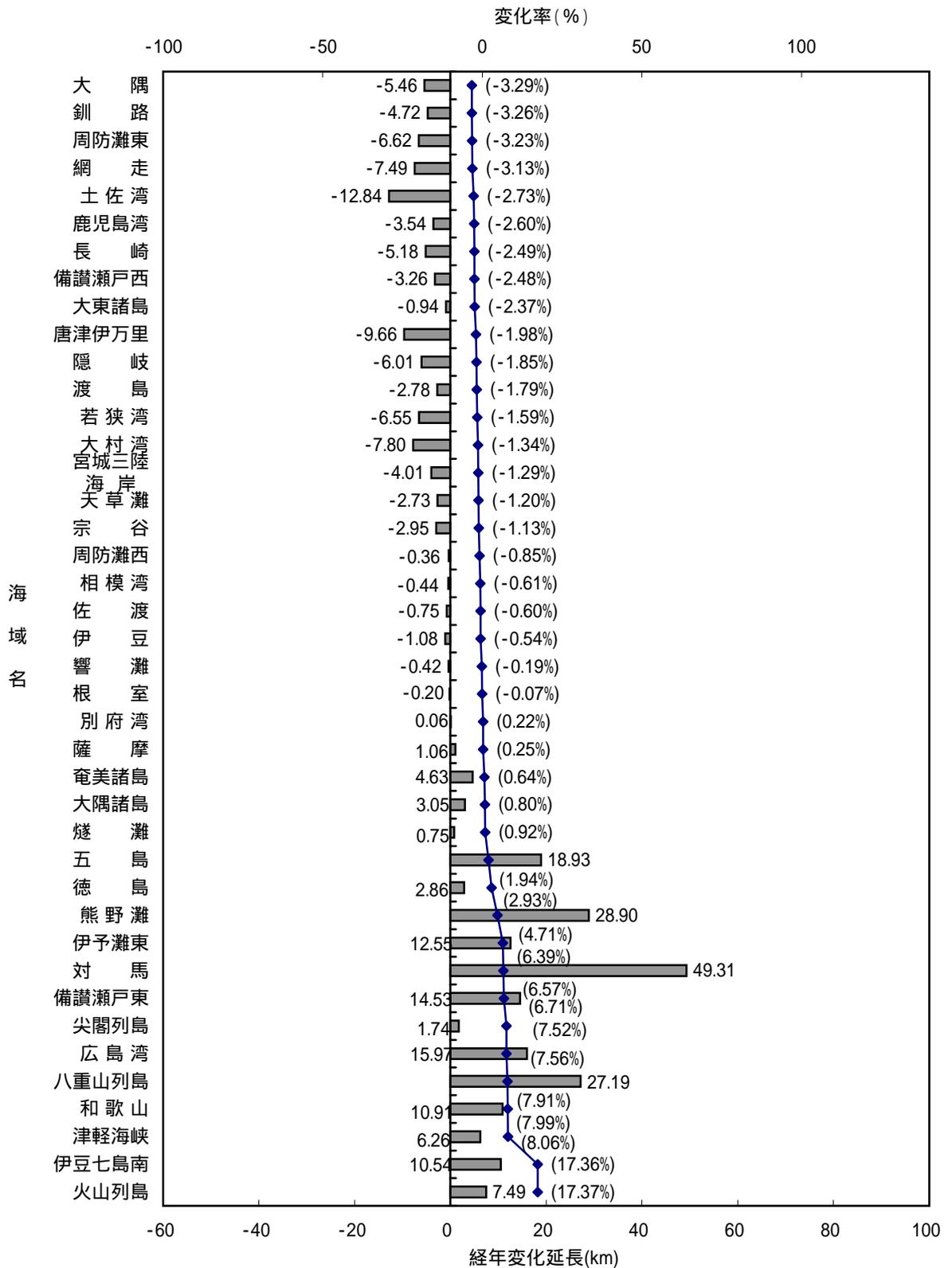
- 注1) 変化率 = (第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長) / 第4回人工海岸延長 × 100
 注2) 経年変化延長 = 第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長
 注3) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む日本海西区と瀬戸内海区は除いた。

図Ⅲ-2-91 海区別人工海岸延長の経年変化



注1) 変化率=(第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長)÷第4回自然海岸延長×100
 2) 経年変化延長=第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長
 3) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む海域: 日本海西区の兵庫、瀬戸内海区の播磨灘北、播磨灘南、大阪湾北、大阪湾南、紀伊水道西、紀伊水道東は除いた。

図Ⅲ-2-92(1) 海域別自然海岸延長の経年変化(1)

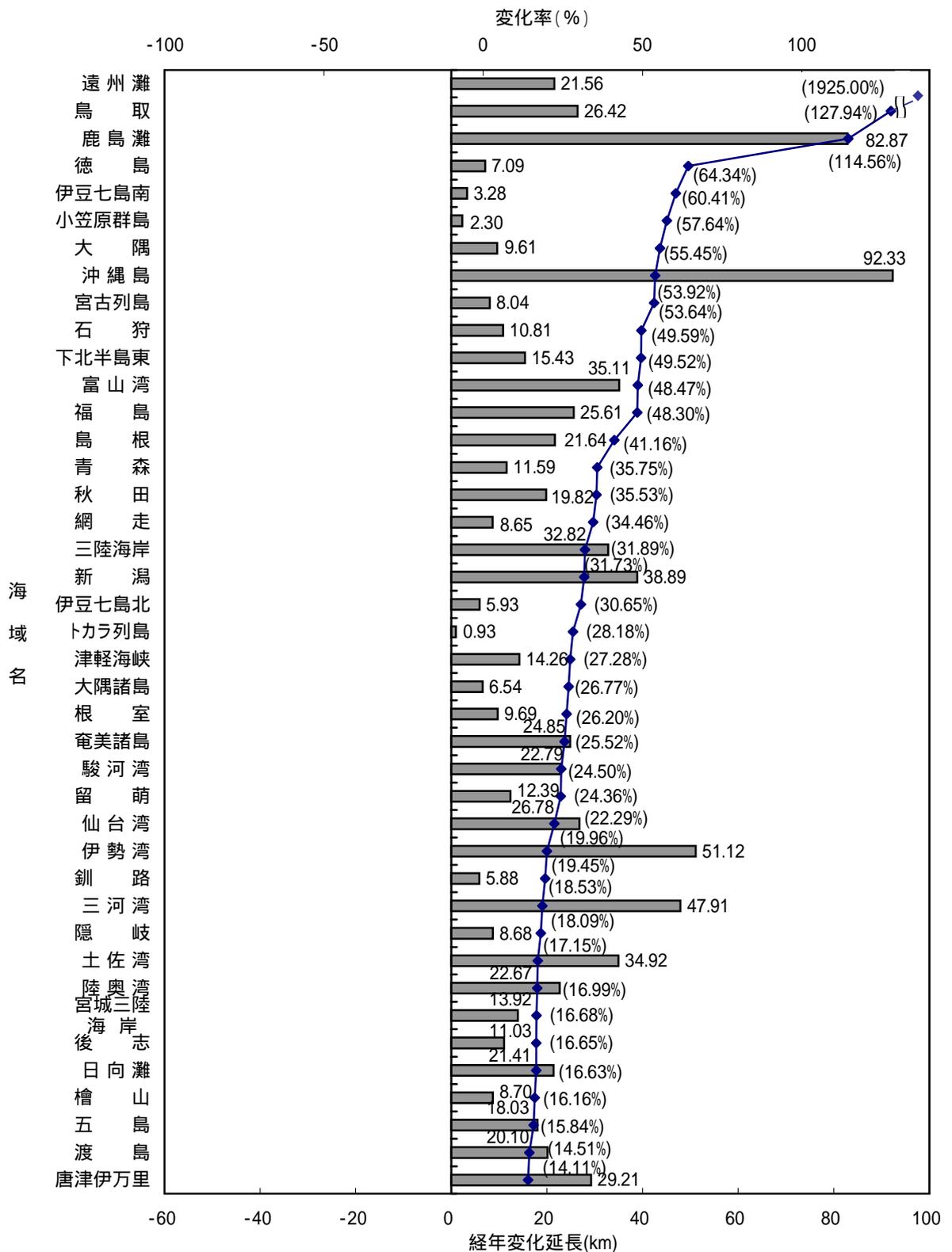


注1) 変化率 = (第5回自然海岸延長 - 第4回自然海岸延長) / 第4回自然海岸延長 × 100

注2) 経年変化延長 = 第5回自然海岸延長 - 第4回自然海岸延長

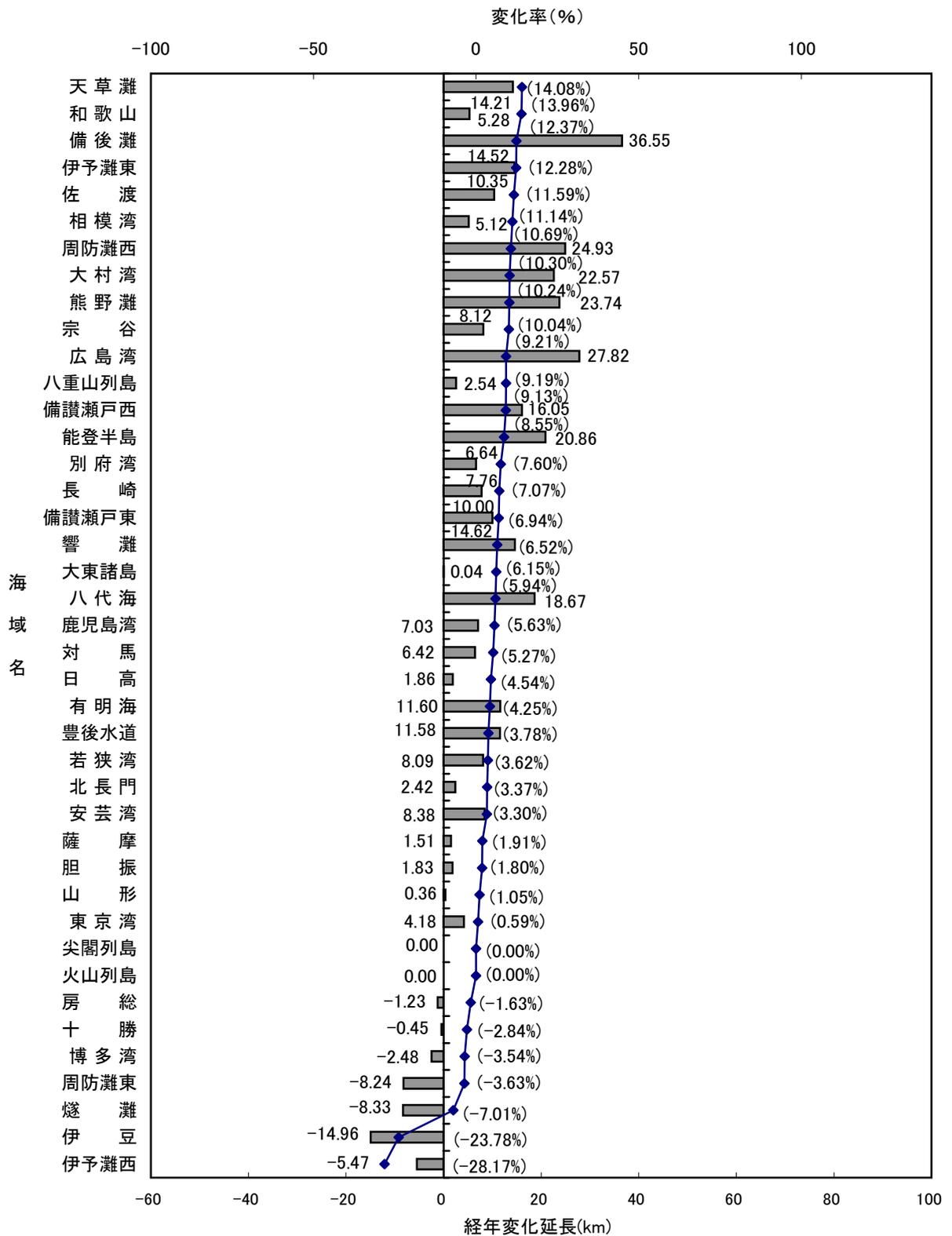
注3) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む海域: 日本海西区の兵庫、瀬戸内海区の播磨灘北、播磨灘南、大阪湾北、大阪湾南、紀伊水道西、紀伊水道東は除いた。

図 -2 92(2) 海域別自然海岸延長の経年変化(2)



注1) 変化率 = (第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長) / 第4回人工海岸延長 × 100
 注2) 経年変化延長 = 第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長
 注3) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む海域: 日本海西区の兵庫、瀬戸内海区の播磨灘北、播磨灘南、大阪湾北、大阪湾南、紀伊水道西、紀伊水道東は除いた。

図 -2 93(1) 海域別人工海岸延長の経年変化(1)



注1) 変化率=(第5回人工海岸延長-第4回人工海岸延長)÷第4回人工海岸延長×100

2) 経年変化延長=第5回人工海岸延長-第4回人工海岸延長

3) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む海域:日本海西区の兵庫、瀬戸内海区の播磨灘北、播磨灘南、大阪湾北、大阪湾南、紀伊水道西、紀伊水道東は除いた。

図Ⅲ-2-93(2) 海域別人工海岸延長の経年変化(2)

(4) 自然公園及び自然環境保全地域

① 海岸(汀線)区分別延長

a. 自然公園

自然公園の海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、表Ⅲ－２－19に示す。

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を合わせた自然公園の海岸延長(総延長)は、第3回－第2回では529.54km(改変率3.93%)増加、第4回－第3回では105.90km(同0.76%)増加、第5回－第4回では415.09km(同2.94%)増加している。

自然海岸延長は、第3回－第2回では259.50km(同2.65%)増加、第4回－第3回では8.42km(同0.08%)増加、第5回－第4回では70.42km(同-0.70%)減少している。

半自然海岸延長は、第3回－第2回では54.83km(同3.55%)増加、第4回－第3回では29.22km(同-1.83%)減少、第5回－第4回では84.63km(同5.39%)増加している。

人工海岸延長は、第3回－第2回では213.53km(同10.20%)増加、第4回－第3回では122.41km(同5.31%)増加、第5回－第4回では410.05km(同16.88%)増加している。

a) 国立公園

海岸延長(総延長)は、第3回－第2回では35.61km(改変率0.70%)増加、第4回－第3回では83.35km(同1.63%)増加、第5回－第4回では178.98km(同3.45%)増加している。

自然海岸延長は、第3回－第2回では11.36km(改変率-0.28%)減少、第4回－第3回では13.76km(同0.34%)増加、第5回－第4回では61.32km(同1.53%)増加している。

半自然海岸延長は、第3回－第2回では1.44km(同0.35%)増加、第4回－第3回では4.65km(同1.11%)増加、第5回－第4回では28.16km(同6.66%)増加している。

人工海岸延長は、第3回－第2回では45.35km(7.28%)増加、第4回－第3回では61.30km(9.17%)増加、第5回－第4回では101.26km(13.88%)増加している。

b) 国定公園

海岸延長(総延長)は、第3回－第2回では422.00km(改変率8.18%)増加、第4回－第3回では42.93km(同0.77%)増加、第5回－第4回では162.50km(同2.89%)増加している。

自然海岸延長は、第3回－第2回では244.39km(改変率6.61%)増加、第4回－第3回では9.42km(同0.24%)増加、第5回－第4回では122.16km

(同-3.09%) 減少している。

半自然海岸延長は、第3回-第2回では 60.97km (同 9.59%) 増加、第4回-第3回では 18.82km (同-2.70%) 減少、第5回-第4回では 38.64km (同 5.70%) 増加している。

人工海岸延長は、第3回-第2回では 115.48km (同 14.15%) 増加、第4回-第3回では 52.56km (同 5.64%) 減少、第5回-第4回では 240.51km (同 24.44%) 増加している。

c) 都道府県立自然公園

海岸延長(総延長)は、第3回-第2回では 71.93km (改変率 2.22%) 増加、第4回-第3回では 20.29km (同-0.61%) 減少、第5回-第4回では 74.01km (同 2.25%) 増加している。

自然海岸延長は、第3回-第2回では 26.47km (改変率 1.27%) 増加、第4回-第3回では 14.76km (同-0.70%) 減少、第5回-第4回では 9.58km (同-0.46%) 減少している。

半自然海岸延長は、第3回-第2回では 7.58km (同-1.54%) 減少、第4回-第3回では 15.05km (同-3.11%) 減少、第5回-第4回では 17.83km (同 3.81%) 増加している。

人工海岸延長は、第3回-第2回では 52.70km (同 8.05%) 増加、第4回-第3回では 8.55km (同 1.21%) 増加、第5回-第4回では 68.28km (同 9.53%) 増加している。

b. 自然環境保全地域

自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、表Ⅲ-2-20 に示す。

原生自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域を合わせた自然環境保全地域の海岸延長(総延長)は、第3回-第2回では 17.57km (改変率 11.43%) 増加、第4回-第3回では 1.67km (同-0.97%) 減少、第5回-第4回では 39.13km (同-23.06%) 減少している。

自然海岸延長は、第3回-第2回では 7.76km (同 5.89%) 増加、第4回-第3回では 1.83km (同-1.31%) 減少、第5回-第4回では 41.32km (同-30.00%) 減少している。

半自然海岸延長は、第3回-第2回では 8.01km (同 65.12%) 増加、第4回-第3回では 0.24km (同 1.18%) 増加、第5回-第4回では 5.51km (同 -26.81%) 減少している。

人工海岸延長は、第3回-第2回では 0.82km (同 8.85%) 増加、第4回-第3回では 0.08km (同-0.79%) 減少、第5回-第4回では 7.93km (同 79.22%) 増加している。

a) 原生自然環境保全地域

海岸延長（総延長）は、第3回－第2回、第4回－第3回ともに増減はなく、第5回－第4回では0.30km（同4.32%）増加している。

自然海岸延長は、第3回－第2回、第4回－第3回ともに増減はなく、第5回－第4回では0.30km（同4.32%）増加している。

半自然海岸延長、人工海岸ともに、第3回－第2回、第4回－第3回、第5回－第4回いずれも増減はない。

b) 都道府県自然環境保全地域

海岸延長（総延長）は、第3回－第2回では17.57km（改変率11.97%）増加、第4回－第3回では1.67km（同-1.02%）減少、第5回－第4回では39.43km（同-24.23%）減少している。

自然海岸延長は、第3回－第2回では7.76km（改変率6.22%）増加、第4回－第3回では1.83km（同-1.38%）減少、第5回－第4回では41.62km（同-31.83%）減少している。

半自然海岸延長は、第3回－第2回では8.01km（同65.12%）増加、第4回－第3回では0.24km（同1.18%）増加、第5回－第4回では5.51km（同-26.81%）減少している。

人工海岸延長は、第3回－第2回では0.82km（同8.85%）増加、第4回－第3回では0.08km（同-0.79%）減少、第5回－第4回では7.93km（同79.22%）増加している。

② 第4回海岸(汀線)区分別延長と第5回海岸(汀線)区分別延長

a. 自然公園及び自然環境保全地域

自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、図Ⅲ－2－94に示す。

自然海岸延長は、国立公園、原生自然環境保全地域で各々61.32km、0.30km増加し、国定公園、都道府県立自然公園、都道府県自然環境保全地域で各々122.16km、9.58km、41.62km減少している。

半自然海岸延長は、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園で各々28.16km、38.64km、17.83km増加し、都道府県自然環境保全地域で5.51km減少している。

人工海岸延長は、原生自然環境保全地域以外で増加しており、特に国定公園の増加が240.51kmと大きい。

b. 国立公園

国立公園別海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、図Ⅲ－2－95に示す。

自然海岸延長の増加が最も大きいのは西海（70.63km）、次いで足摺宇和海

(34.78km)、吉野熊野(22.89km)、減少が最も大きいのは雲仙天草(-21.75km)、次いで西表(-17.01km)、陸中海岸(-16.80km)である。

半自然海岸延長の増加が最も大きいのは足摺宇和海(22.02km)、次いで西海(9.53km)、富士箱根伊豆(5.53km)、減少が最も大きいのは伊勢志摩(-8.07km)、次いで吉野熊野(-4.36km)である。

人工海岸延長の増加が最も大きいのは足摺宇和海(33.13km)、次いで陸中海岸(20.48km)、富士箱根伊豆(9.63km)、人工海岸延長が減少しているのは霧島屋久(-1.73km)、西表(-0.05km)である。

c. 国定公園

国定公園別海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、図Ⅲ-2-96に示す。

自然海岸延長の増加が最も大きいのは能登半島(17.98km)、次いで南三陸金華山(2.96km)、減少が最も大きいのは沖縄海岸(-33.60km)、次いで若狭湾(-19.51km)、ニセコ積丹小樽海岸(-16.11km)である。

半自然海岸延長の増加が最も大きいのは能登半島(20.69km)、次いでニセコ積丹小樽海岸(12.84km)、減少が最も大きいのは三河湾(-31.55km)である。

人工海岸延長の増加が最も大きいのは能登半島(96.61km)、次いで日豊海岸(42.60km)、三河湾(27.17km)、玄海(26.49km)、減少が最も大きいのは壱岐対馬(-31.31km)、次いで若狭湾(-19.86km)である。

表Ⅲ－２－１９ 自然公園の海岸(汀線)区分別延長の経年変化

区 分	項 目		自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合 計
自然公園	海岸延長 (km)	第5回	9,983.84	1,654.32	2,839.70	50.42	14,528.28
		第4回	10,054.26	1,569.69	2,429.65	59.19	14,112.79
		第3回	10,045.84	1,598.91	2,307.24	54.81	14,006.80
		第2回	9,786.34	1,544.08	2,093.71	53.13	13,477.26
	構 成 比 (%)	第5回	68.72	11.39	19.55	0.35	100.00
		第4回	71.24	11.12	17.22	0.42	100.00
		第3回	71.72	11.42	16.47	0.39	100.00
		第2回	72.61	11.46	15.54	0.39	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 70.42	84.63	410.05	△ 8.77	415.49
		第4回-第3回	8.42	△ 29.22	122.41	4.38	105.99
		第3回-第2回	259.50	54.83	213.53	1.68	529.54
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 2.52	0.26	2.33	△ 0.07	—
		第4回-第3回	△ 0.48	△ 0.29	0.74	0.03	—
		第3回-第2回	△ 0.89	△ 0.04	0.94	△ 0.00	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 0.70	5.39	16.88	△ 14.82	2.94
		第4回-第3回	0.08	△ 1.83	5.31	7.99	0.76
		第3回-第2回	2.65	3.55	10.20	3.16	3.93
	国立公園	海岸延長 (km)	第5回	4,078.39	451.23	830.71	9.15
第4回			4,017.07	423.07	729.45	20.91	5,190.50
第3回			4,003.31	418.42	668.15	17.27	5,107.15
第2回			4,014.67	416.98	622.80	17.09	5,071.54
構 成 比 (%)		第5回	75.96	8.40	15.47	0.17	100.00
		第4回	77.39	8.15	14.05	0.40	100.00
		第3回	78.39	8.19	13.08	0.34	100.00
		第2回	79.16	8.22	12.28	0.34	100.00
経年変化延長 (km)		第5回-第4回	61.32	28.16	101.26	△ 11.76	178.98
		第4回-第3回	13.76	4.65	61.30	3.64	83.35
		第3回-第2回	△ 11.36	1.44	45.35	0.18	35.61
変化ポイント		第5回-第4回	△ 1.44	0.25	1.42	△ 0.23	—
		第4回-第3回	△ 0.99	△ 0.04	0.97	0.06	—
		第3回-第2回	△ 0.77	△ 0.03	0.80	0.00	—
改 変 率 (%)		第5回-第4回	1.53	6.66	13.88	△ 56.24	3.45
		第4回-第3回	0.34	1.11	9.17	21.08	1.63
		第3回-第2回	△ 0.28	0.35	7.28	1.05	0.70
国定公園		海岸延長 (km)	第5回	3,826.19	716.88	1,224.49	21.43
	第4回		3,948.35	678.24	983.98	15.92	5,626.49
	第3回		3,938.93	697.06	931.42	16.15	5,583.56
	第2回		3,694.54	636.09	815.94	14.99	5,161.56
	構 成 比 (%)	第5回	66.09	12.38	21.15	0.37	100.00
		第4回	70.17	12.05	17.49	0.28	100.00
		第3回	70.55	12.48	16.68	0.29	100.00
		第2回	71.58	12.32	15.81	0.29	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 122.16	38.64	240.51	5.51	162.50
		第4回-第3回	9.42	△ 18.82	52.56	△ 0.23	42.93
		第3回-第2回	244.39	60.97	115.48	1.16	422.00
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 4.08	0.33	3.66	0.09	—
		第4回-第3回	△ 0.37	△ 0.43	0.81	△ 0.01	—
		第3回-第2回	△ 1.03	0.16	0.87	0.00	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 3.09	5.70	24.44	34.61	2.89
		第4回-第3回	0.24	△ 2.70	5.64	△ 1.42	0.77
		第3回-第2回	6.61	9.59	14.15	7.74	8.18
	都道府県立 自然公園	海岸延長 (km)	第5回	2,079.26	486.21	784.50	19.84
第4回			2,088.84	468.38	716.22	22.36	3,295.80
第3回			2,103.60	483.43	707.67	21.39	3,316.09
第2回			2,077.13	491.01	654.97	21.05	3,244.16
構 成 比 (%)		第5回	61.70	14.43	23.28	0.59	100.00
		第4回	63.38	14.21	21.73	0.68	100.00
		第3回	63.44	14.58	21.34	0.65	100.00
		第2回	64.03	15.14	20.19	0.65	100.00
経年変化延長 (km)		第5回-第4回	△ 9.58	17.83	68.28	△ 2.52	74.01
		第4回-第3回	△ 14.76	△ 15.05	8.55	0.97	△ 20.29
		第3回-第2回	26.47	△ 7.58	52.70	0.34	71.93
変化ポイント		第5回-第4回	△ 1.68	0.22	1.55	△ 0.09	—
		第4回-第3回	△ 0.06	△ 0.37	0.39	0.03	—
		第3回-第2回	△ 0.59	△ 0.56	1.15	0.00	—
改 変 率 (%)		第5回-第4回	△ 0.46	3.81	9.53	△ 11.27	2.25
		第4回-第3回	△ 0.70	△ 3.11	1.21	4.53	△ 0.61
		第3回-第2回	1.27	△ 1.54	8.05	1.62	2.22

注1) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む山陰海岸国立公園、瀬戸内海国立公園は除いた。

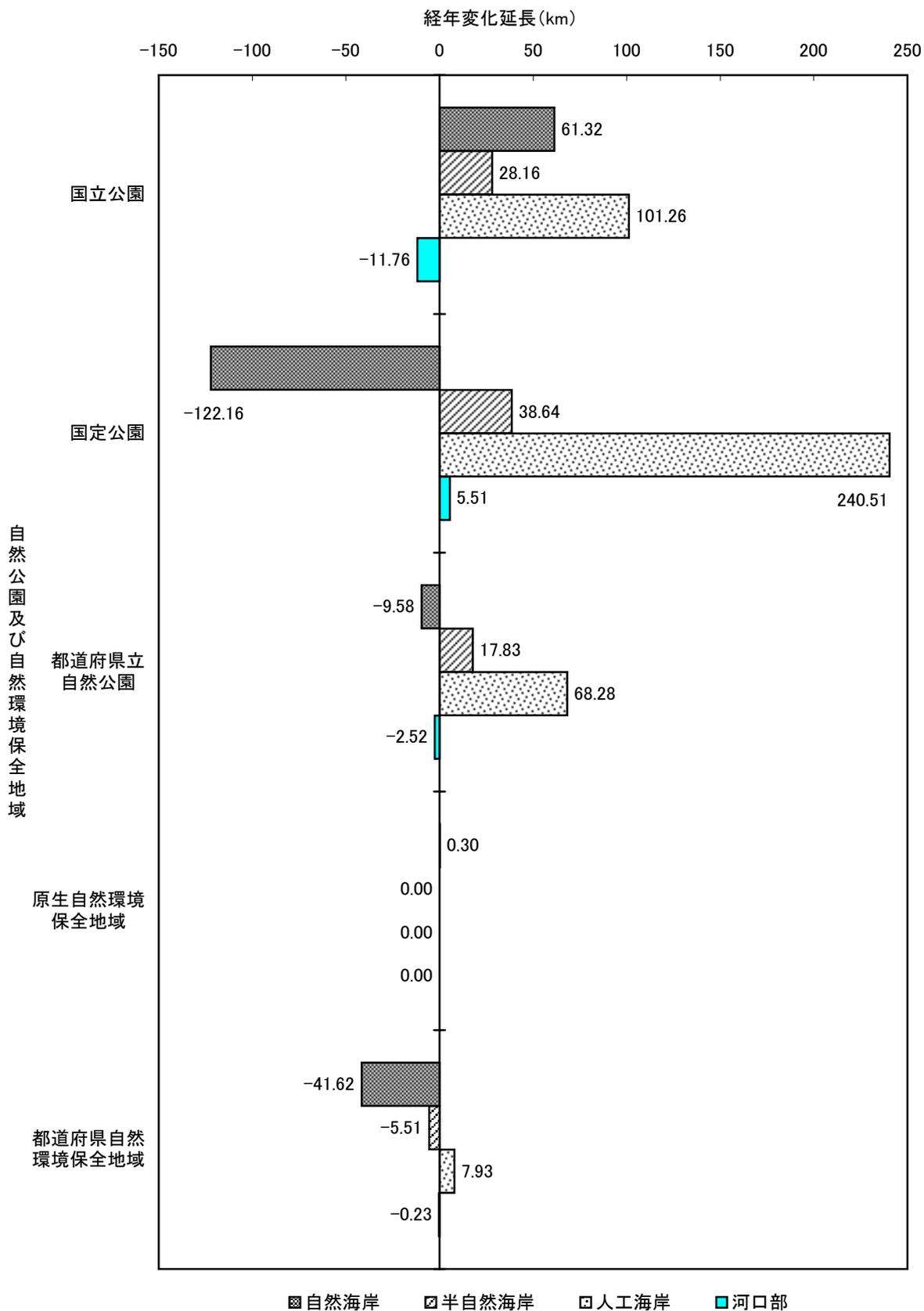
2) △は負の値を示す。

表Ⅲ－２－２０ 自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長の経年変化

区 分	項 目		自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合 計
自然環境 保全地域	海岸延長 (km)	第5回	96.40	15.04	17.94	1.17	130.55
		第4回	137.72	20.55	10.01	1.40	169.68
		第3回	139.55	20.31	10.09	1.40	171.35
		第2回	131.79	12.30	9.27	0.42	153.78
	構 成 比 (%)	第5回	73.84	11.52	13.74	0.90	100.00
		第4回	81.16	12.11	5.90	0.83	100.00
		第3回	81.44	11.85	5.89	0.82	100.00
		第2回	85.70	8.00	6.03	0.27	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 41.32	△ 5.51	7.93	△ 0.23	△ 39.13
		第4回-第3回	△ 1.83	0.24	△ 0.08	0.00	△ 1.67
		第3回-第2回	7.76	8.01	0.82	0.98	17.57
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 7.32	△ 0.59	7.84	0.07	—
		第4回-第3回	△ 0.28	0.26	0.01	0.01	—
		第3回-第2回	△ 4.26	3.85	△ 0.14	0.54	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 30.00	△ 26.81	79.22	△ 16.43	△ 23.06
		第4回-第3回	△ 1.31	1.18	△ 0.79	0.00	△ 0.97
		第3回-第2回	5.89	65.12	8.85	233.33	11.43
	原生自然環境 保全地域	海岸延長 (km)	第5回	7.25	0.00	0.00	0.00
第4回			6.95	0.00	0.00	0.00	6.95
第3回			6.95	0.00	0.00	0.00	6.95
第2回			6.95	0.00	0.00	0.00	6.95
構 成 比 (%)		第5回	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		第4回	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		第3回	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		第2回	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
経年変化延長 (km)		第5回-第4回	0.30	0.00	0.00	0.00	0.30
		第4回-第3回	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		第3回-第2回	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
変化ポイント		第5回-第4回	0.00	0.00	0.00	0.00	—
		第4回-第3回	0.00	0.00	0.00	0.00	—
		第3回-第2回	0.00	0.00	0.00	0.00	—
改 変 率 (%)		第5回-第4回	4.32	0.00	0.00	0.00	4.32
		第4回-第3回	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		第3回-第2回	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
都道府県自然 環境保全地域		海岸延長 (km)	第5回	89.15	15.04	17.94	1.17
	第4回		130.77	20.55	10.01	1.40	162.73
	第3回		132.60	20.31	10.09	1.40	164.40
	第2回		124.84	12.30	9.27	0.42	146.83
	構 成 比 (%)	第5回	72.30	12.20	14.55	0.95	100.00
		第4回	80.36	12.63	6.15	0.86	100.00
		第3回	80.66	12.35	6.14	0.85	100.00
		第2回	85.02	8.38	6.31	0.29	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 41.62	△ 5.51	7.93	△ 0.23	△ 39.43
		第4回-第3回	△ 1.83	0.24	△ 0.08	0.00	△ 1.67
		第3回-第2回	7.76	8.01	0.82	0.98	17.57
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 8.06	△ 0.43	8.40	0.09	—
		第4回-第3回	△ 0.30	0.27	0.01	0.01	—
		第3回-第2回	△ 4.37	3.98	△ 0.18	0.57	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 31.83	△ 26.81	79.22	△ 16.43	△ 24.23
		第4回-第3回	△ 1.38	1.18	△ 0.79	0.00	△ 1.02
		第3回-第2回	6.22	65.12	8.85	233.33	11.97

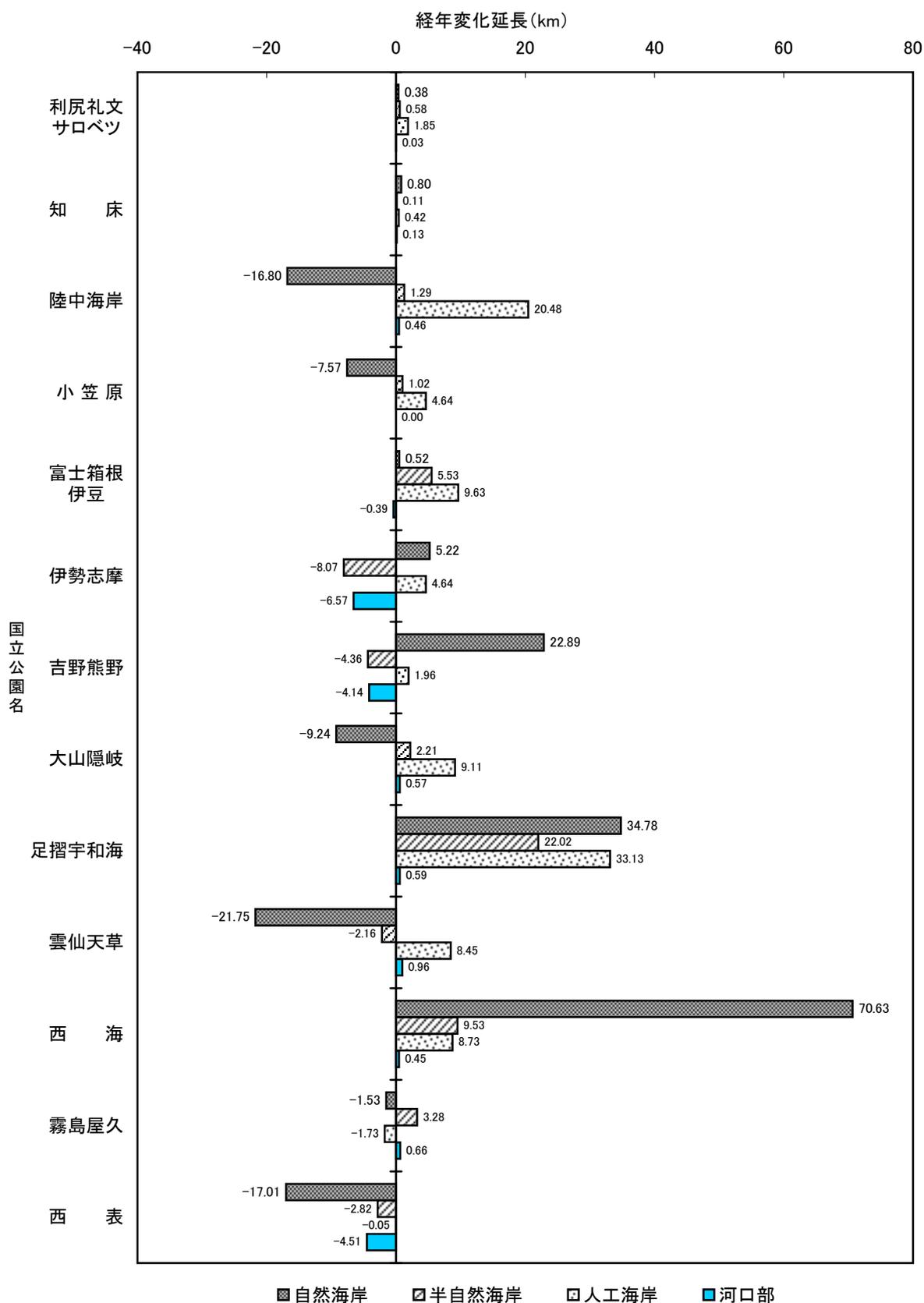
注1) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む山陰海岸国立公園、瀬戸内海国立公園は除いた。

2) △は負の値を示す。



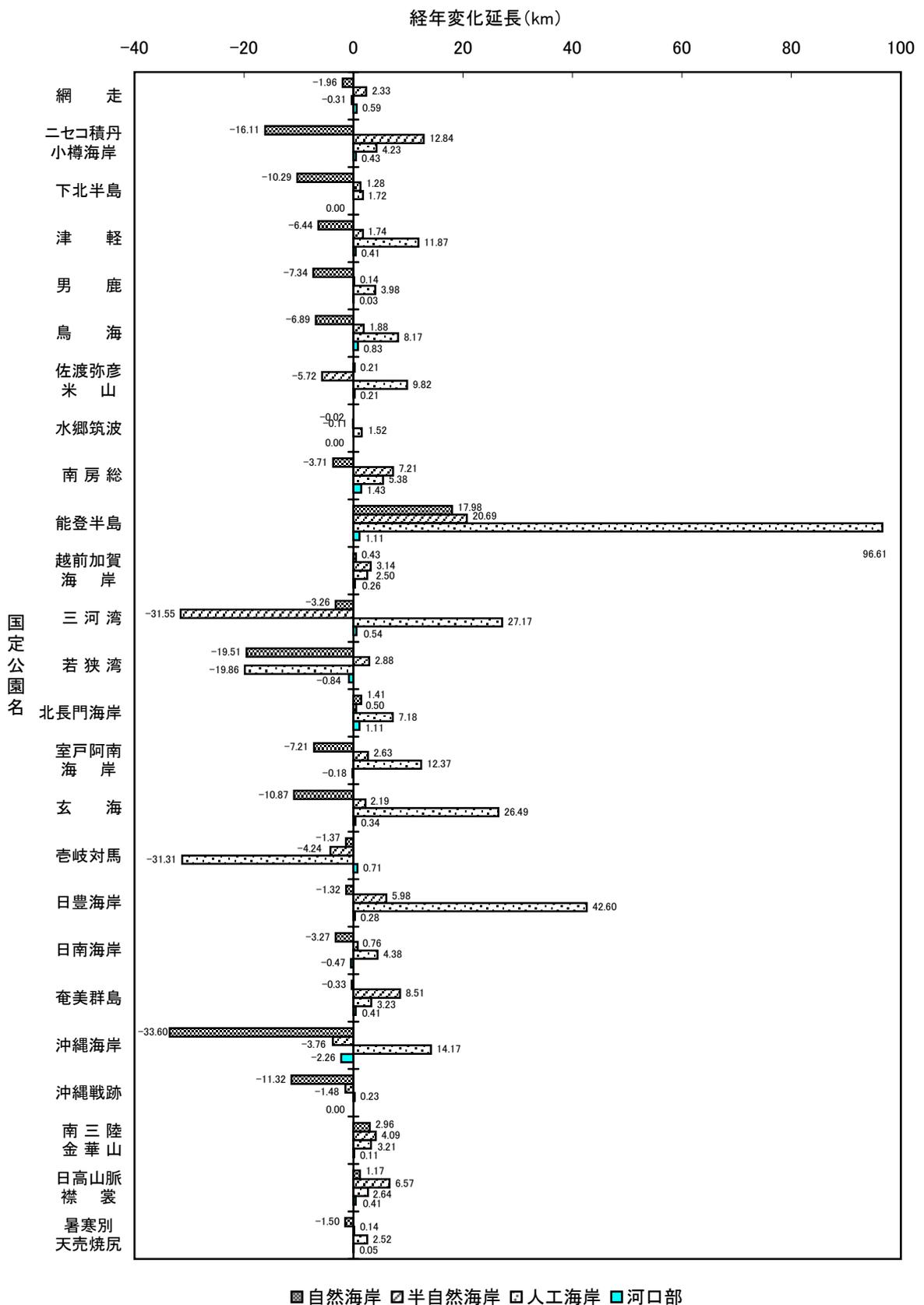
注1) 経年変化延長=第5回経年変化-第4回経年変化
 注2) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む山陰海岸国立公園、瀬戸内海国立公園は除いた。

図Ⅲ-2-94 自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長の経年変化



注1) 経年変化延長=第5回経年変化-第4回経年変化
 2) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む山陰海岸国立公園、瀬戸内海国立公園は除いた。

図Ⅲ-2-95 国立公園別海岸(汀線)区別延長の経年変化



図Ⅲ-2-96 国定公園別海岸(汀線)区分別延長の経年変化

2.4 海辺環境総合解析

1) 自然公園及び自然環境保全地域と浅海域環境

(1) 地形条件（干潟）

① 全国

全国の自然公園及び自然環境保全地域の干潟延長（干潟が分布する計測区間の海岸(汀線)延長）を表Ⅲ－２－21、地種区分別干潟延長を図Ⅲ－２－97 に示す。

自然公園の干潟延長は 992.74km（全国の干潟延長の 43.00%）、自然環境保全地域の干潟延長は 2.68km（同 0.12%）となっている。

自然公園では、国立公園の干潟延長が 517.05km（同 22.40%）と最も長く、次いで都道府県立自然公園（352.14km 同 15.25%）、国定公園（123.55km 同 5.35%）となっている。

自然環境保全地域では、都道府県自然環境保全地域が 2.68km（同 0.12%）で、原生自然環境保全地域には干潟はみられない。

表Ⅲ－２－21 全国の自然公園及び自然環境保全地域の干潟延長
(km,%)

区 分	干潟延長	割 合
合 計	2,308.48	100.00
自然公園	992.74	43.00
国立公園	517.05	22.40
国定公園	123.55	5.35
都道府県立自然公園	352.14	15.25
自然環境保全地域	2.68	0.12
原生自然環境保全地域	0.00	0.00
都道府県自然環境保全地域	2.68	0.12
自然公園・自然環境保全地域外	1,313.06	56.88

注) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

自然公園及び自然環境保全地域地種区分別の干潟延長は、国立公園普通地域が最も長く 410.71 km（全国の干潟延長の 17.79%）、次いで都道府県立自然公園普通地域（218.35km 同 9.46%）、都道府県立自然公園特別地域（133.79km 同 5.80%）となっており、干潟の種類としては前浜がほとんどである。

② 都道府県別

a. 国立公園

国立公園における干潟延長を、図Ⅲ－２－98に示す。

広島県の干潟延長が203.40km（県内干潟延長の99.40%）と最も長く、次いで香川県（82.52km 同92.15%）、岡山県（48.76km 同76.61%）となっており、これらの県はいずれも瀬戸内海国立公園を擁する。その他、長崎県（44.35km 同9.11%）、愛媛県（43.98km 同62.72%）の干潟延長も長い。

これらのうち、広島県、香川県、岡山県、長崎県は前浜、愛媛県は前浜と河口が多い。

b. 国定公園

国定公園における干潟延長を、図Ⅲ－２－99に示す。

長崎県の干潟延長が29.14km（県内干潟延長の5.98%）と最も長く、次いで佐賀県（27.42km 同25.14%）であり、これらの県は有明海に面している。その他、沖縄県（24.14km 同13.26%）、藤前干潟を擁する愛知県（19.38km 同22.65%）の干潟延長が長い。

これらのうち、長崎県、佐賀県、愛知県は前浜、沖縄県は前浜と河口が多い。

c. 都道府県立自然公園

都道府県立自然公園における干潟延長を、図Ⅲ－２－100に示す。

長崎県の干潟延長が88.03km（県内干潟延長の18.08%）と最も長く、次いで北海道（70.65km 同76.09%）、熊本県（53.10km 同22.78%）、大分県（38.89km 同29.85%）となっており、これらで全国の干潟延長の大部分を占めている。

これらのいずれも、前浜が多い。

d. 原生自然環境保全地域

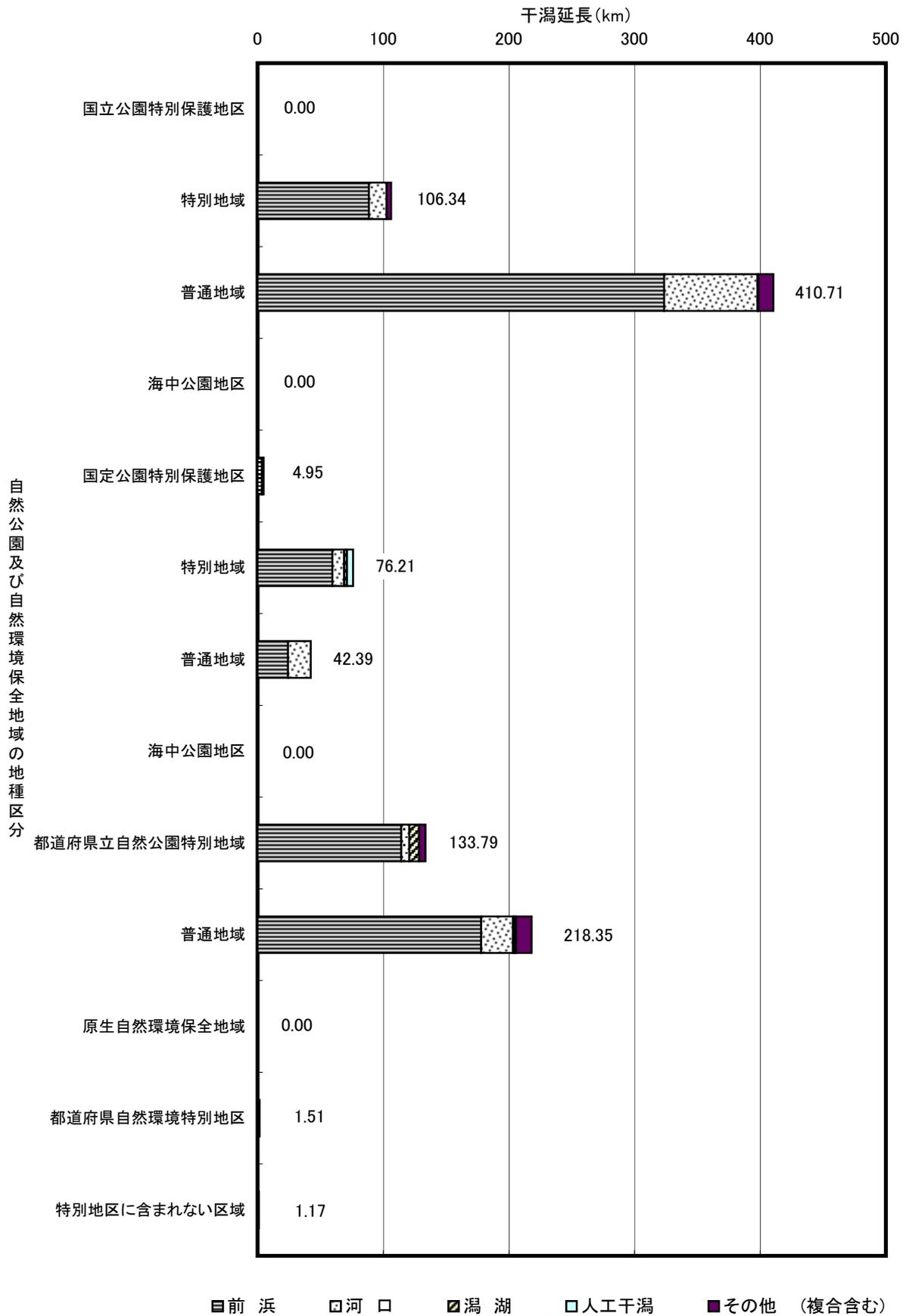
原生自然環境保全地域は沖縄県の南硫黄島のみであるが、干潟はみられない。

e. 都道府県自然環境保全地域

都道府県自然環境保全地域における干潟延長を、図Ⅲ－２－101に示す。

長崎県（1.86km 県内干潟延長の0.38%）、宮城県（0.82km 同8.28%）のみに干潟が分布する。

長崎県はすべて前浜、宮城県は全て潟湖である。



図Ⅲ-2-97 自然公園及び自然環境保全地域地種区分別干潟延長

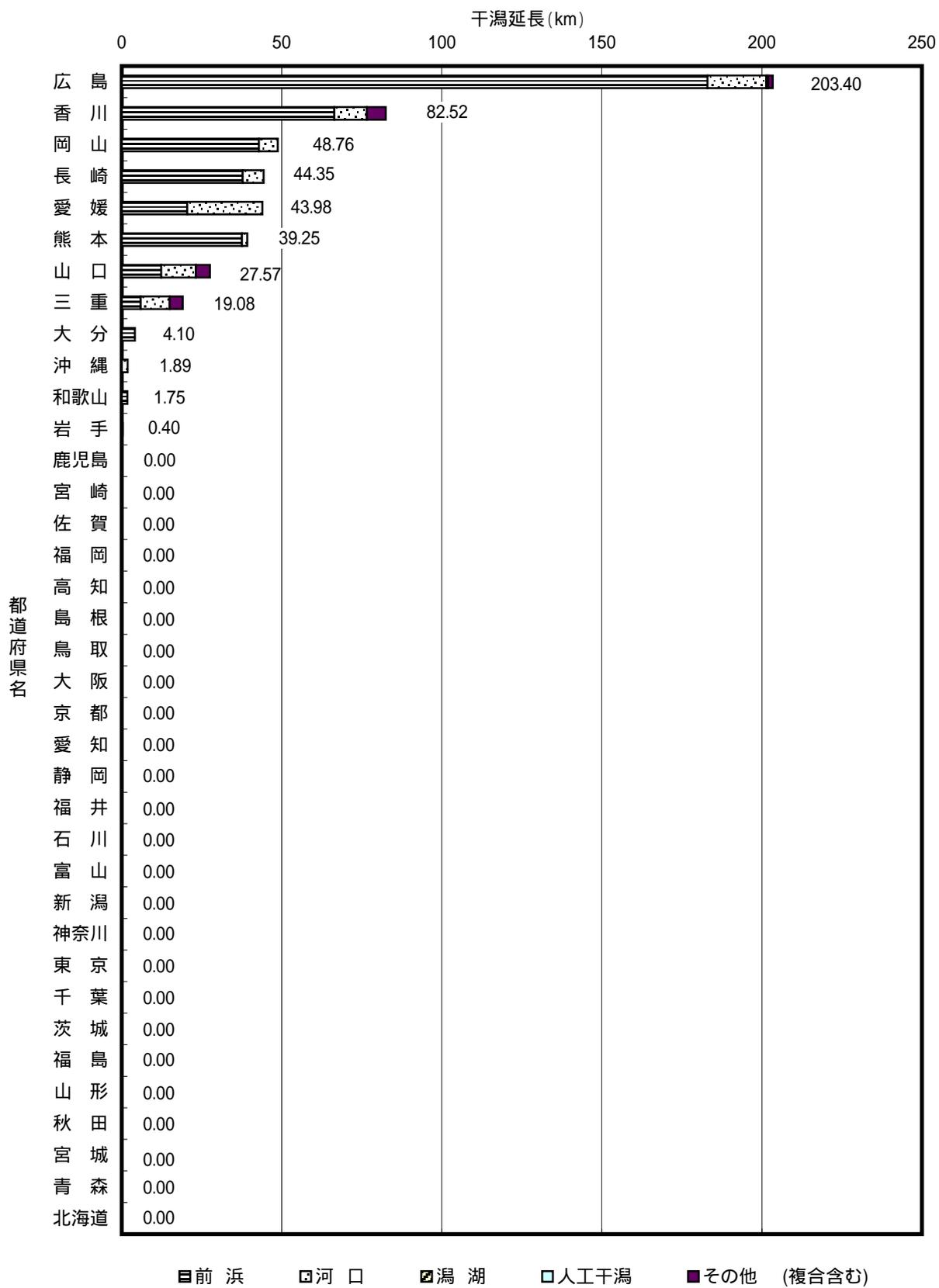


図 -2-98 都道府県別国立公園の干潟延長

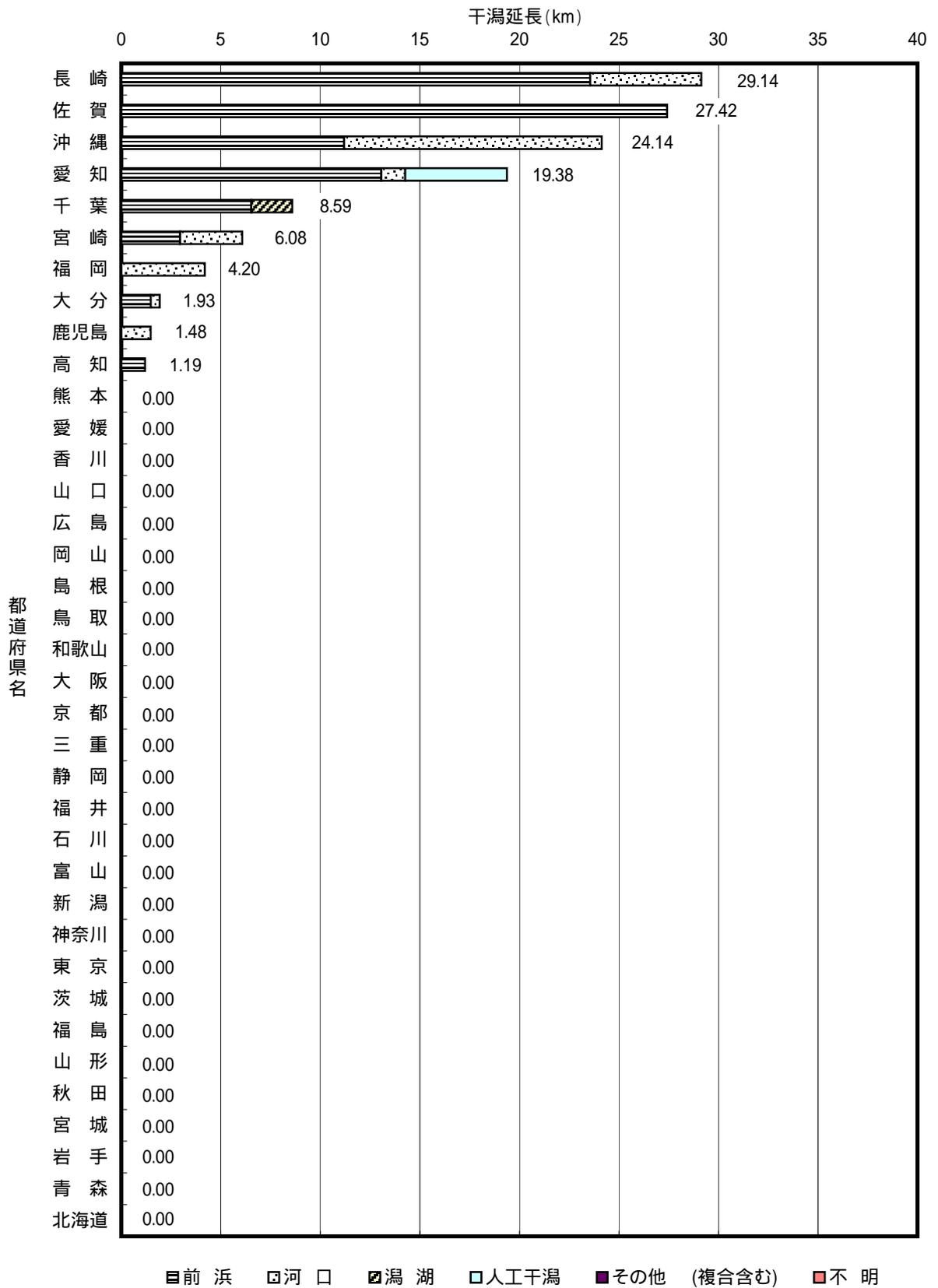


図 -2-99 都道府県別国立公園の干潟延長

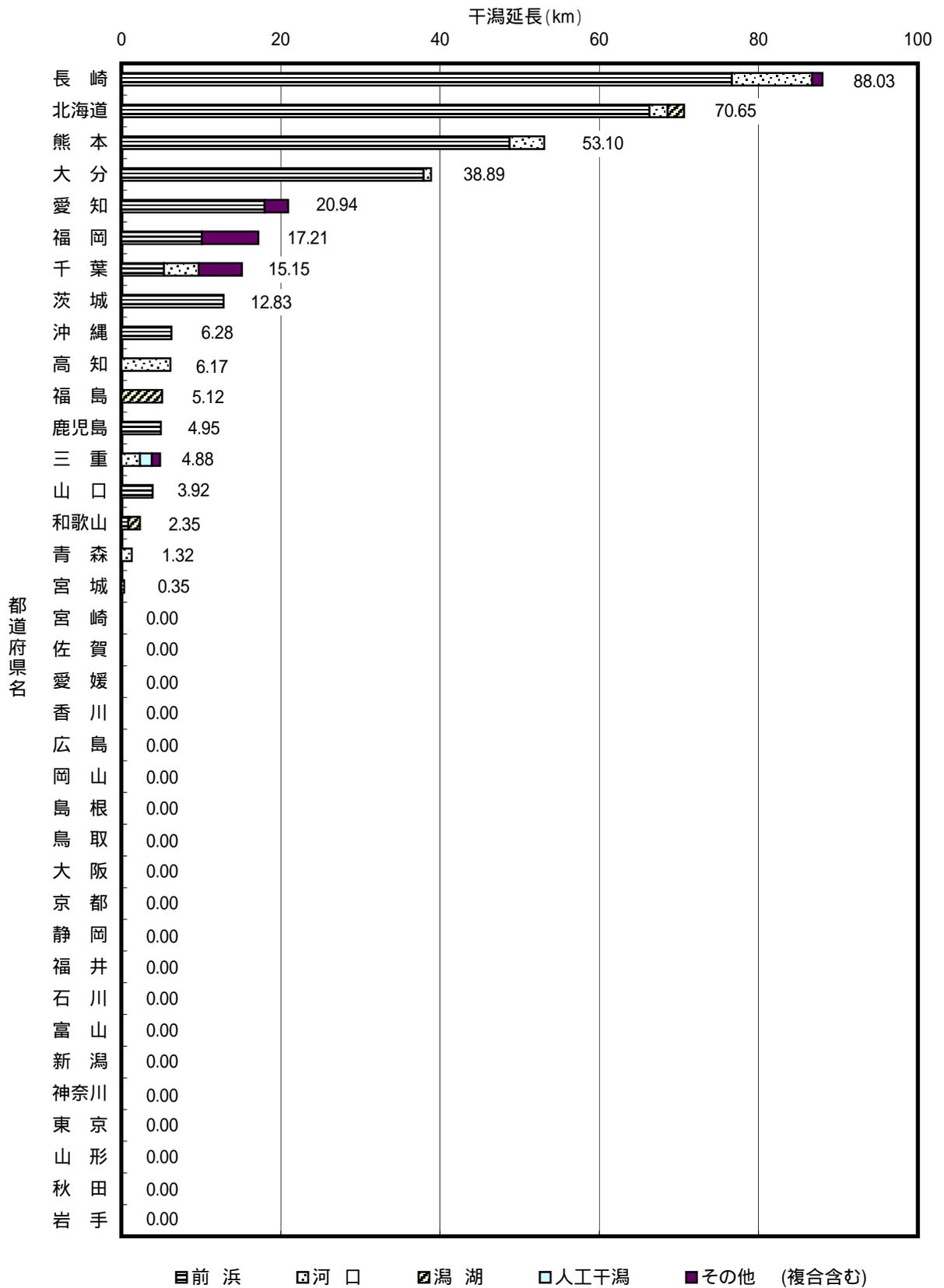


図 -2-100 都道府県別都道府県立自然公園の干潟延長

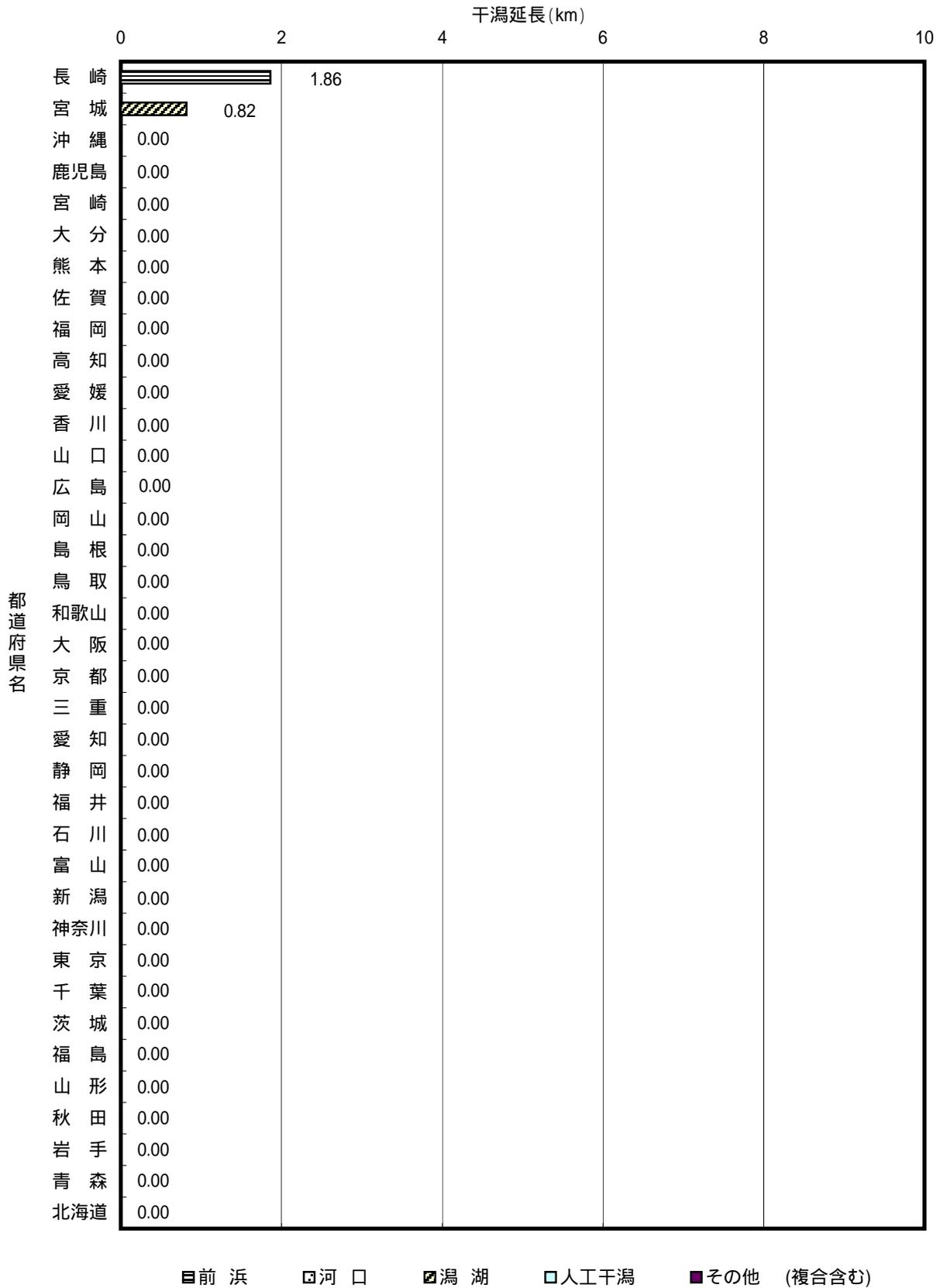


図 -2-101 都道府県別都道府県自然環境保全地域の干潟延長

(2) 生物相条件

① 藻場

a. 全国

全国の自然公園及び自然環境保全地域の藻場延長（藻場が分布する計測区間の海岸(汀線)延長)を表Ⅲ－２－22、地種区分別の藻場延長を図Ⅲ－２－102に示す。

自然公園の藻場延長は 8,809.33km（全国の藻場延長の 68.61%）、自然環境保全地域の藻場延長は 65.76km（同 0.51%）となっている。

自然公園では、国立公園の藻場延長が 4,483.55km（同 34.92%）と最も長く、次いで国定公園（2,890.18km 同 22.51%）、都道府県立自然公園（1,435.60km 同 11.18%）となっている。

自然環境保全地域では、都道府県自然環境保全地域が 65.76km（同 0.51%）で、原生自然環境保全地域には藻場はみられない。

表Ⅲ－２－22 全国の自然公園及び自然環境保全地域の藻場延長 (km,%)

区 分	藻場延長	割 合
合 計	12,839.35	100.00
自然公園	8,809.33	68.61
国立公園	4,483.55	34.92
国定公園	2,890.18	22.51
都道府県立自然公園	1,435.60	11.18
自然環境保全地域	65.76	0.51
原生自然環境保全地域	0.00	0.00
都道府県自然環境保全地域	65.76	0.51
自然公園・自然環境保全地域外	3,964.26	30.88

注) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

自然公園及び自然環境保全地域地種区分別の藻場延長は、国立公園特別地域が 2,457.83 km（全国の藻場延長の 19.14%）と最も長く、次いで国定公園特別地域（2,144.52km 同 16.70%）、国立公園普通地域（1,844.13km 同 14.36%）となっており、藻場の種類としては、複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」、アマモ場、ガラモ場が多くみられる。

b. 都道府県別

a) 国立公園

国立公園における藻場延長を、図Ⅲ－２－103に示す。

山口県（532.82km 県内藻場延長の 55.42%）、愛媛県（531.56km 同 62.53%）の藻場延長が長く、次いで三重県（434.64km 同 80.70%）、広島県（434.81km 同 97.28%）、香川県（397.99km 同 98.61%）となっている。

これらはいずれも、県内藻場延長に占める国立公園内藻場延長の割合が高い。

山口県、三重県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」、香川県はガラモ場が多い。

b) 国定公園

国定公園における藻場延長を、図Ⅲ－２－104 に示す。

石川県（303.10km 県内藻場延長の 67.89%）、長崎県（301.23km 同 20.84%）、福井県（300.15km 同 97.79%）、北海道（289.89km 同 16.51%）、宮城県（268.16km 同 54.62%）の藻場延長が長い。

石川県はガラモ場、北海道はワカメ場、長崎県、福井県、宮城県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が多い。

c) 都道府県立自然公園

都道府県立自然公園における藻場延長を、図Ⅲ－２－105 に示す。

北海道の藻場延長が 360.81km（道内藻場延長の 20.55%）と最も長く、次いで長崎県（153.51km 県内藻場延長の 10.62%）、新潟県（148.38km 同 38.80%）、宮城県（124.28km 同 25.32%）、鹿児島県（115.02km 同 33.94%）となっている。

北海道はコンブ場、長崎県、新潟県はガラモ場、宮城県、鹿児島県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が多い。

d) 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は沖縄県の南硫黄島のみであるが、藻場はみられない。

e) 都道府県自然環境保全地域

都道府県自然環境保全地域における藻場延長を、図Ⅲ－２－106 に示す。

北海道（23.41km 道内藻場延長の 1.33%）、三重県（21.14km 県内藻場延長の 3.93%）、長崎県（18.64km 同 1.29%）、福岡県（1.42km 同 1.02%）、沖縄県（0.69km 同 0.19%）、石川県（0.46km 同 0.10%）で藻場がみられる。

北海道はコンブ場、ワカメ場、三重県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」、長崎県はアラメ・カジメ場、複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が多い。

② 造礁サンゴ

a. 全国

全国の自然公園及び自然環境保全地域の造礁サンゴ延長（造礁サンゴが分布する計測区間の海岸(汀線)延長）を表Ⅲ－２－23、地種区分別の造礁サンゴ延長を図Ⅲ－２－107に示す。

自然公園の造礁サンゴ延長は883.62km(全国の造礁サンゴ延長の41.70%)、自然環境保全地域の造礁サンゴ延長は10.00km(同0.47%)となっている。

自然公園では、国定公園の造礁サンゴ延長が442.33km(同20.87%)と最も長く、次いで国立公園(381.10km 同17.98%)、都道府県立自然公園(60.19km 同2.84%)となっている。

自然環境保全地域では、都道府県自然環境保全地域が10.00km(同0.47%)で、原生自然環境保全地域には藻場はみられない。

表Ⅲ－２－23 全国の自然公園及び自然環境保全地域の造礁サンゴ延長(km,%)

区 分	サンゴ延長	割 合
合 計	2,119.14	100.00
自然公園	883.62	41.70
国立公園	381.10	17.98
国定公園	442.33	20.87
都道府県立自然公園	60.19	2.84
自然環境保全地域	10.00	0.47
原生自然環境保全地域	0.00	0.00
都道府県自然環境保全地域	10.00	0.47
自然公園・自然環境保全地域外	1,225.52	57.83

注) 本年度(第5回)未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

自然公園及び自然環境保全地域地種区分別の造礁サンゴ延長は、国定公園特別地域が346.20km(全国の造礁サンゴ延長の16.34%)と最も長く、次いで国立公園特別地域(185.58km 同8.76%)、国立公園特別保護地区(127.53km 同6.02%)となっており、造礁サンゴの種類としては、複数種が生育する藻場を含む「その他」、卓状サンゴ、塊状サンゴが多くみられる。

b. 都道府県別

a) 国立公園

国立公園における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－108に示す。

小笠原諸島を含む東京都の造礁サンゴ延長が 138.72km (都内造礁サンゴ延長の 100.00%) と最も長く、次いで和歌山県 (53.96km 県内造礁サンゴ延長の 72.77%)、沖縄県 (52.79km 同 4.96%)、愛媛県 (38.19km 同 97.27%) となっている。

東京都は塊状サンゴ、和歌山県、沖縄県は複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」、愛媛県は卓状サンゴが多い。

b) 国定公園

国定公園における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ-2-109 に示す。

鹿児島県 (184.90km 県内藻場延長の 31.66%)、沖縄県 (163.13km 同 15.32%) の造礁サンゴ延長が長い。

これらはいずれも、複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が多い。

その他、宮崎県、大分県、長崎県、千葉県、高知県、京都府でも造礁サンゴがみられる。

c) 都道府県立自然公園

都道府県立自然公園における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ-2-110 に示す。

沖縄県 (23.04km 県内造礁サンゴ延長の 2.16%)、和歌山県 (19.58km 同 26.41%)、鹿児島県 (10.75km 同 1.84%)、高知県 (6.82km 同 23.25%) で造礁サンゴがみられる。

沖縄県は複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」、和歌山県、鹿児島県、高知県は卓状サンゴが多い。

d) 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は沖縄県の南硫黄島のみであるが、造礁サンゴはみられない。

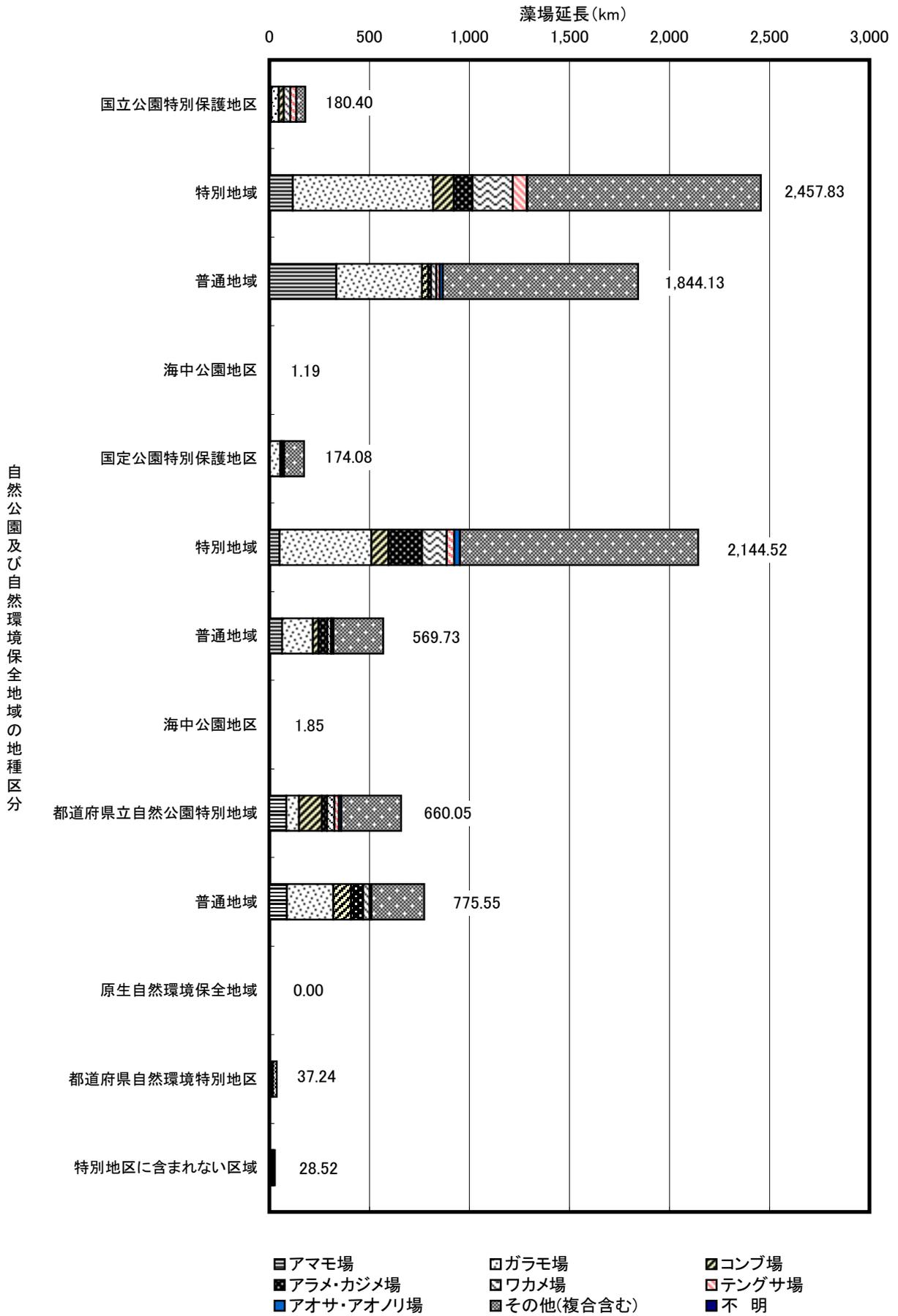
e) 都道府県自然環境保全地域

都道府県自然環境保全地域における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ-2-111 に示す。

造礁サンゴは沖縄県 (10.00km 県内造礁サンゴ延長の 0.94%) のみに分布し、全て複数種の造礁サンゴが分布する区域を含む「その他」である。

③ マングローブ林

国立公園特別地域に 0.88km (沖縄県)、国定公園特別保護地区に 0.68km (鹿児島県)、国定公園特別地域に 1.60km (沖縄県)、国定公園普通地域に 0.38km (沖縄県) みられ、マングローブ林の種類は複数種のマングローブ林が生育する区域を含む「その他」、ニッパヤシである。



図Ⅲ-2-102 自然公園及び自然環境保全地域地種区分別藻場延長

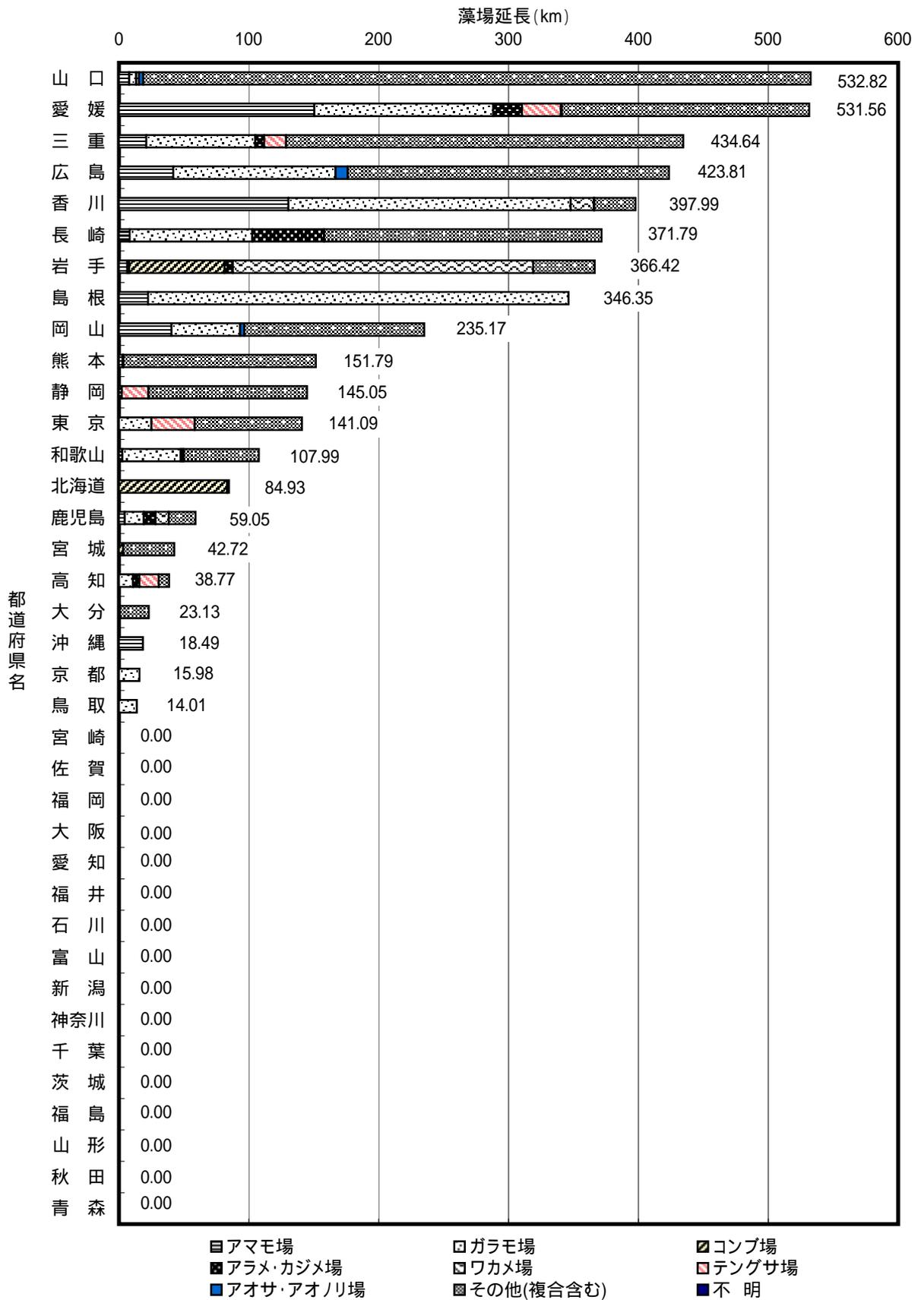
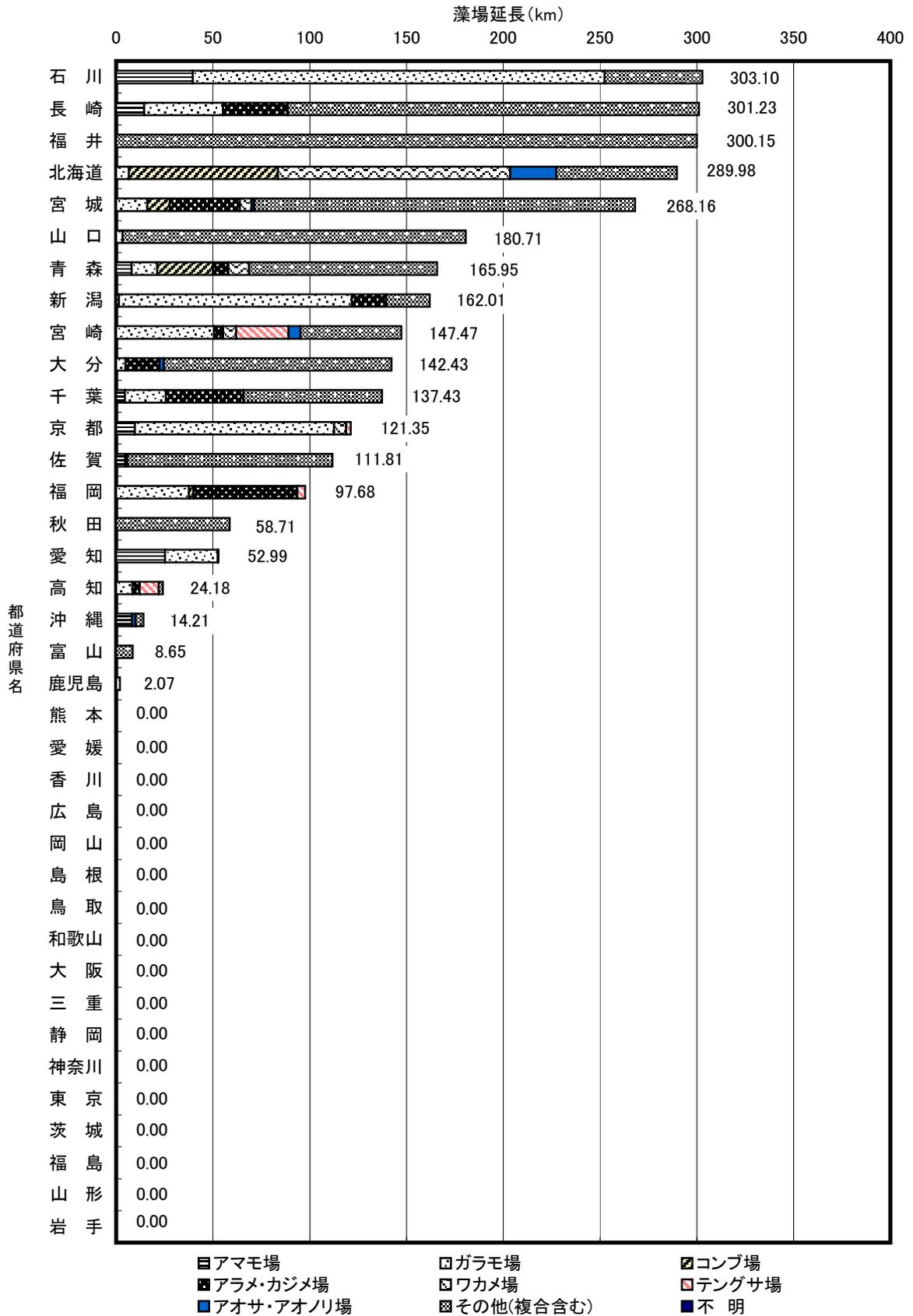


図 -2-103 都道府県別国立公園の藻場延長



図Ⅲ-2-104 都道府県別国定公園の藻場延長

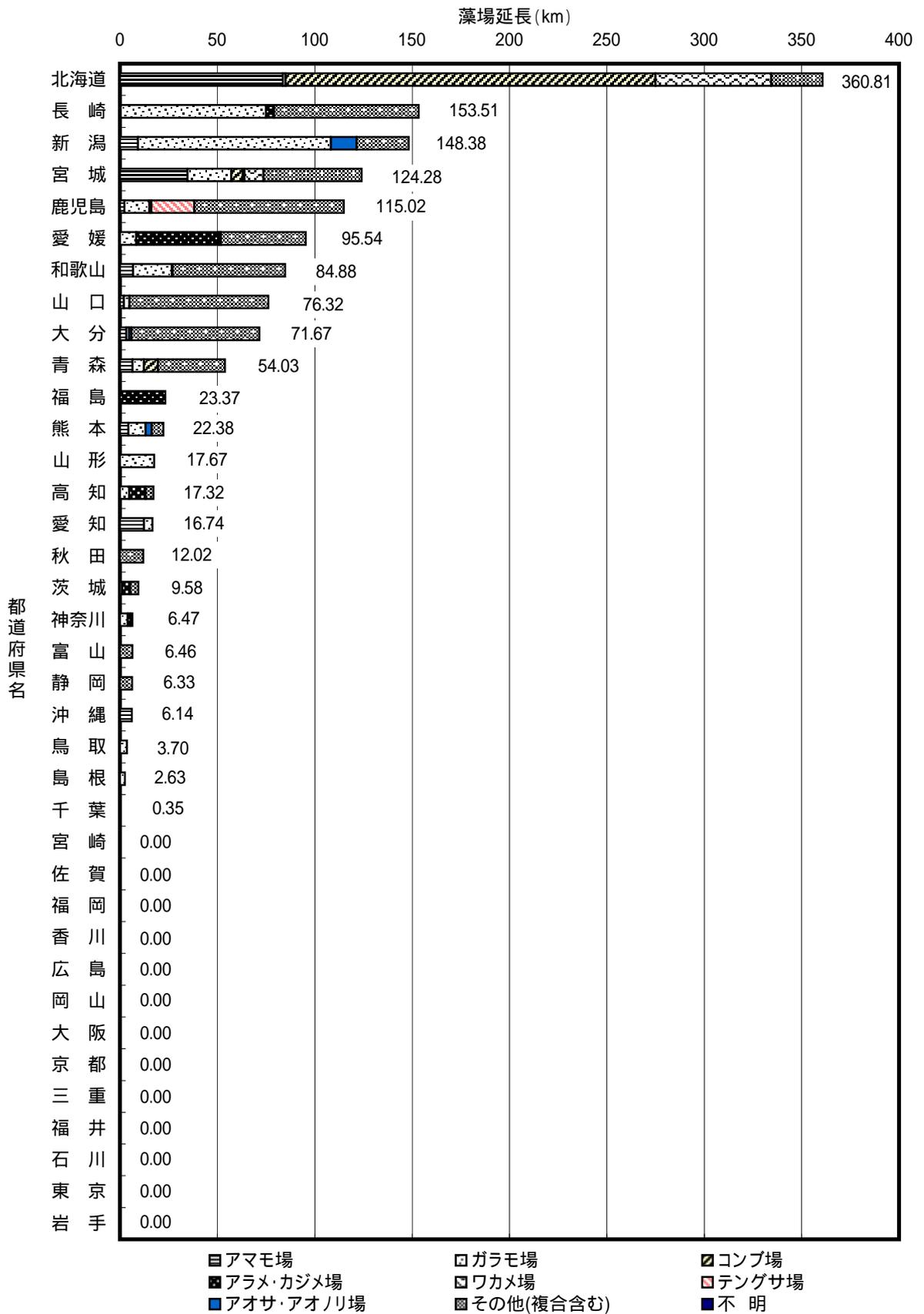
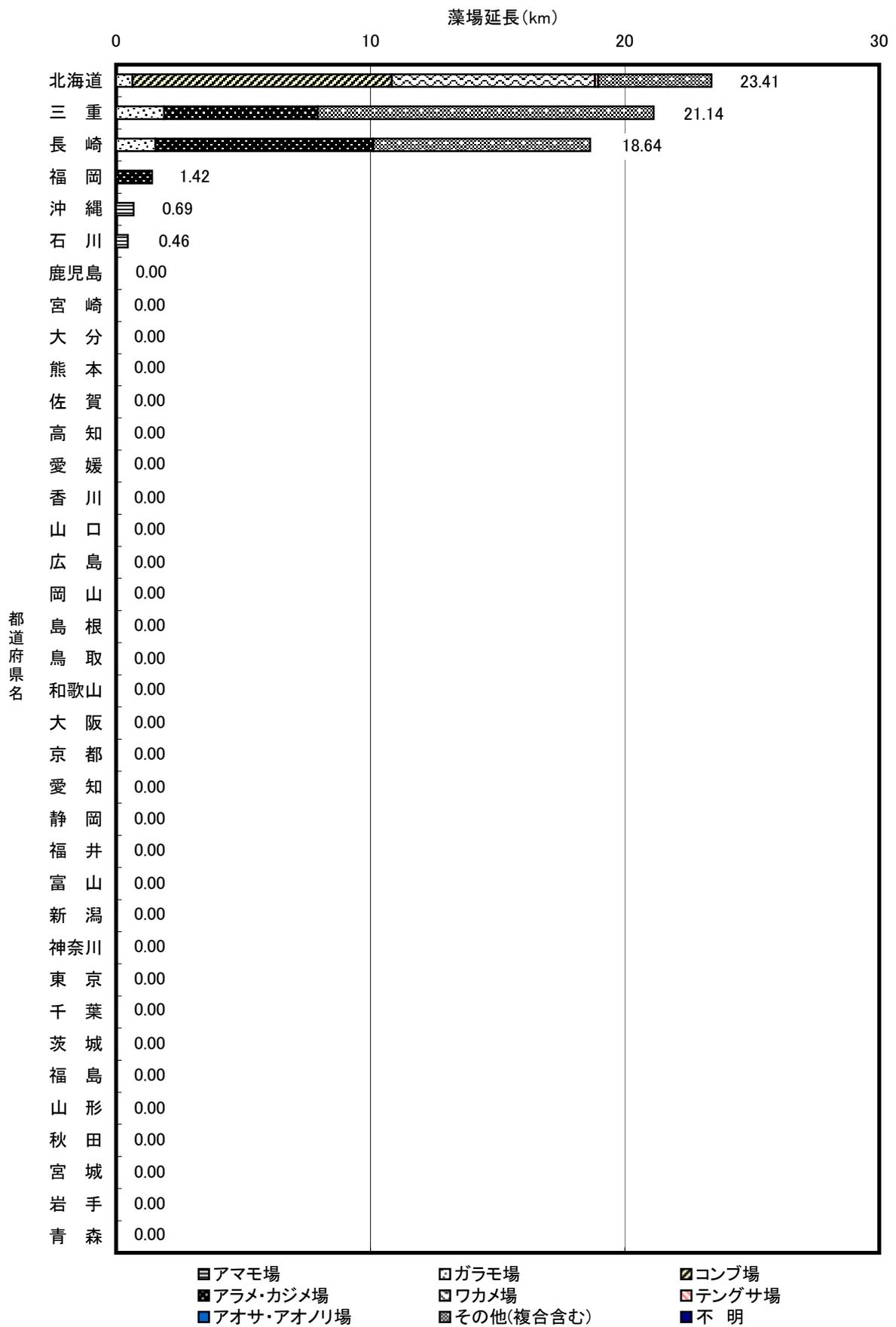
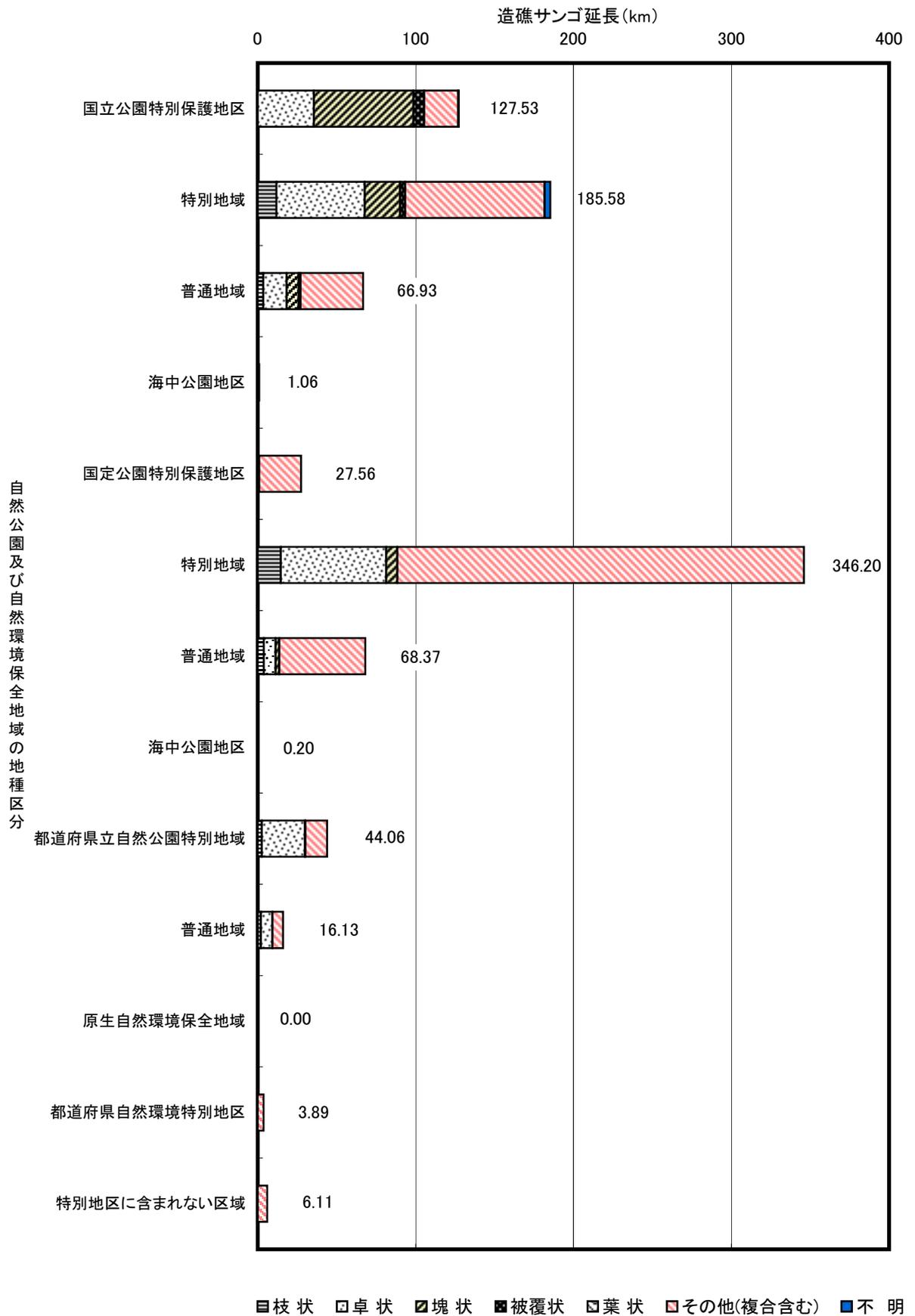


図 -2-105 都道府県別都道府県立自然公園の藻場延長



図Ⅲ-2-106 都道府県別都道府県自然環境保全地域の藻場延長



図Ⅲ-2-107 自然公園及び自然環境保全地域地種区分別造礁サンゴ延長

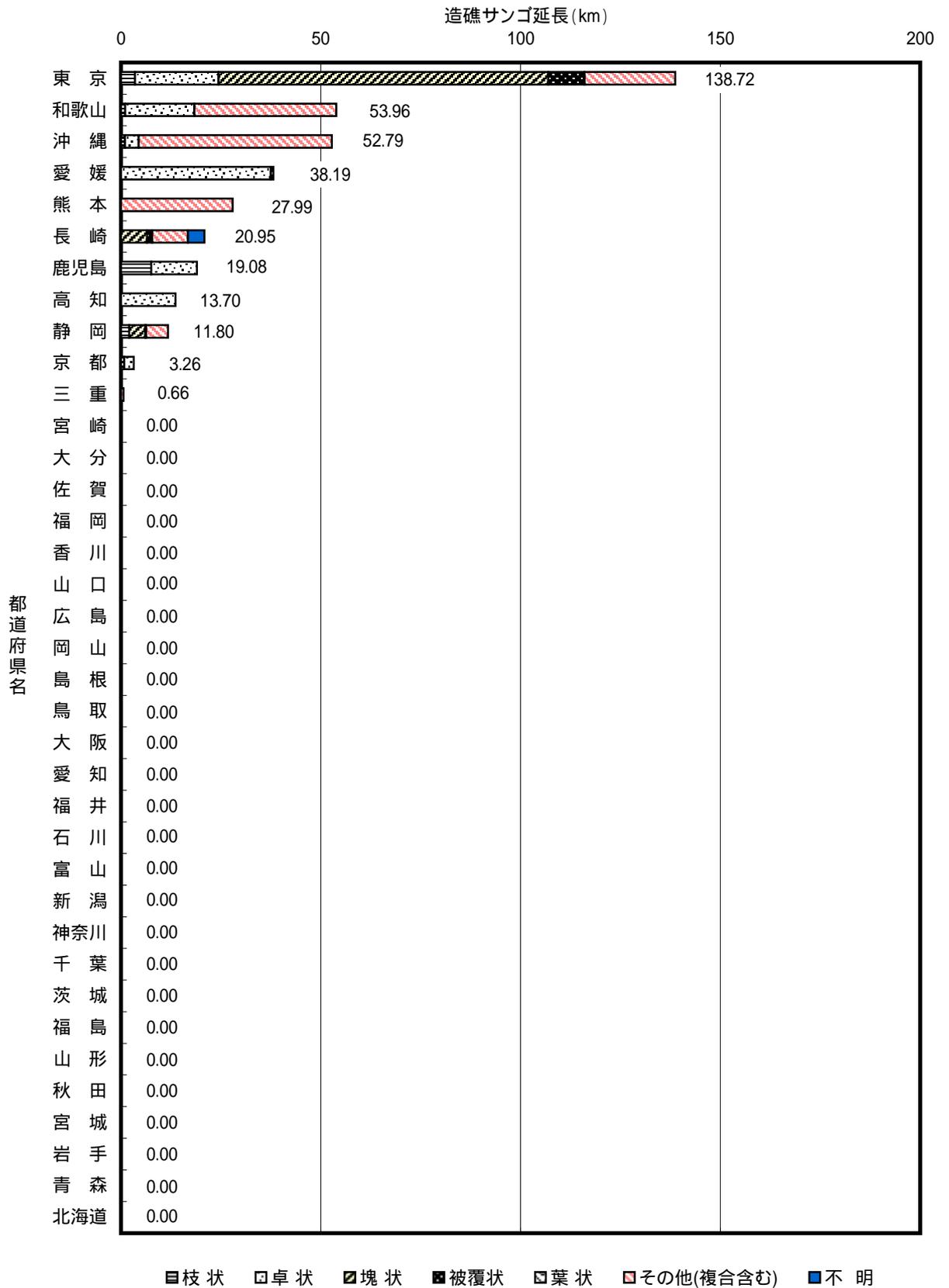
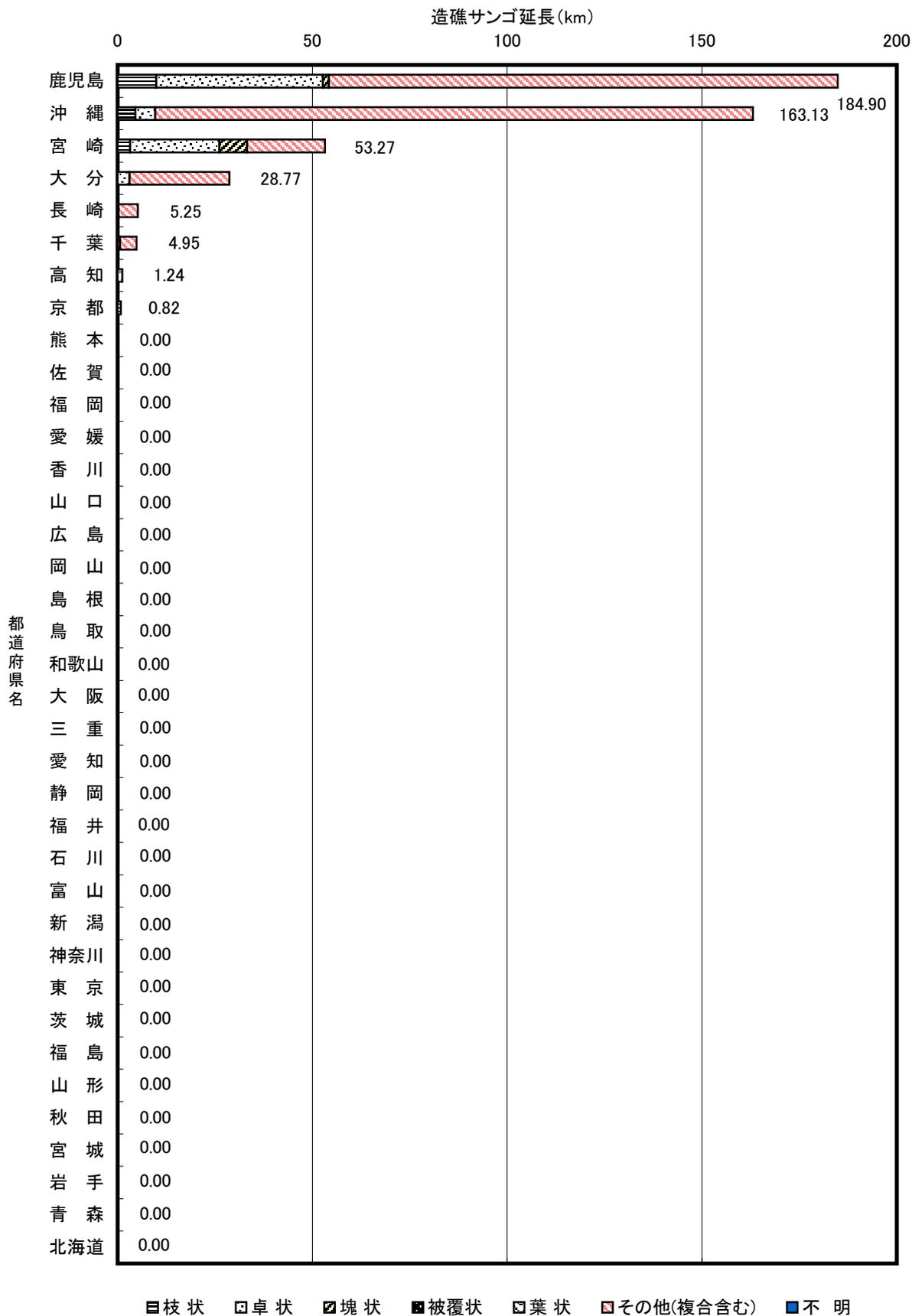
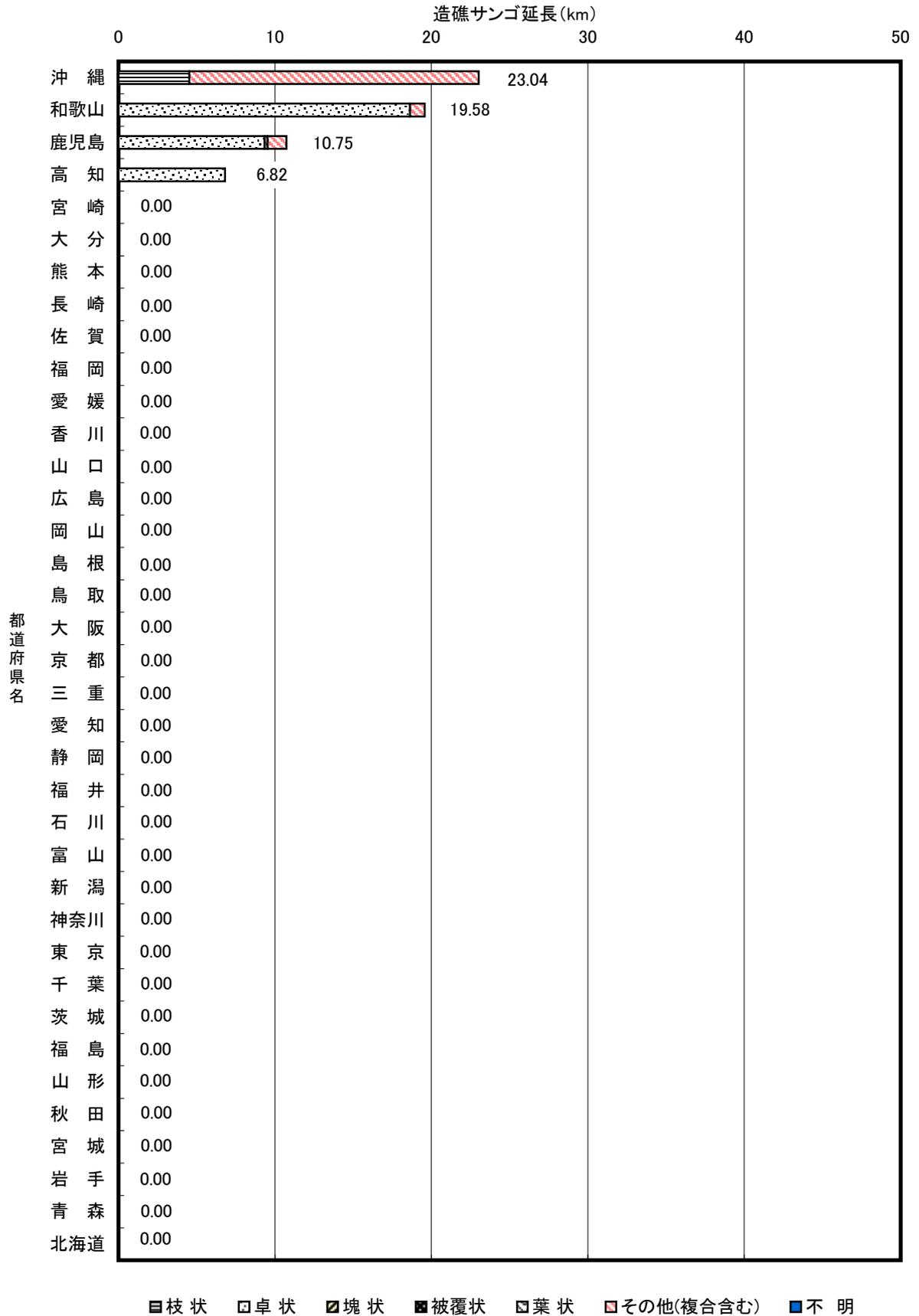


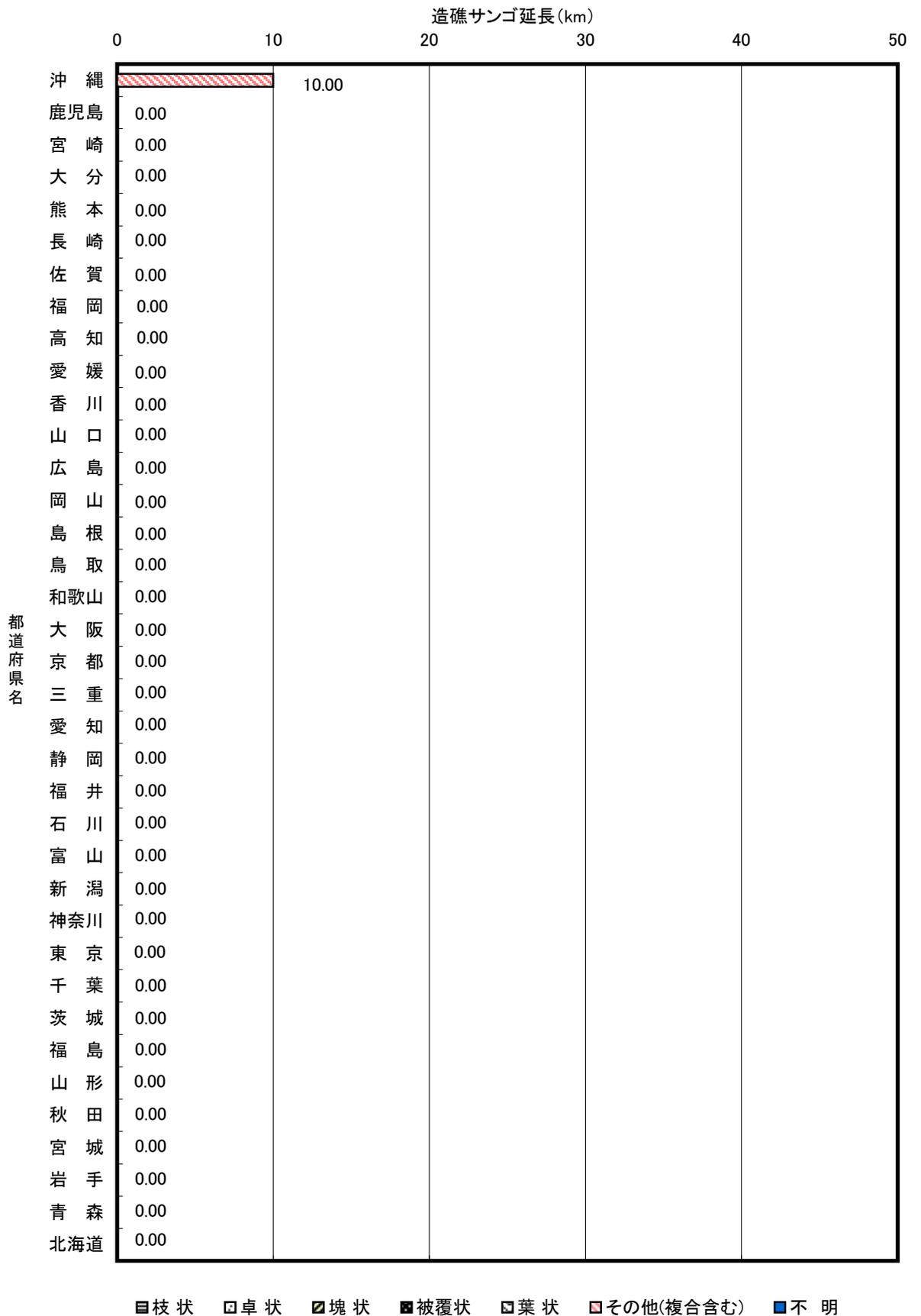
図 -2-108 都道府県別国立公園の造礁サンゴ延長



図Ⅲ-2-109 都道府県別国定公園の造礁サンゴ延長



図Ⅲ-2-110 都道府県別都道府県立自然公園の造礁サンゴ延長



図Ⅲ-2-111 都道府県別都道府県自然環境保全地域の造礁サンゴ延長

2) 自然公園及び自然環境保全地域と海辺利用・法指定等状況

(1) 鳥獣保護区

① 全国

全国の自然公園及び自然環境保全地域の鳥獣保護区の海岸延長を表Ⅲ－２－２４、地種区分別の鳥獣保護区の海岸延長を図Ⅲ－２－１１２に示す。

自然公園の鳥獣保護区の海岸延長は 4,371.30km（全国の鳥獣保護区の海岸延長の 67.30%）、自然環境保全地域の鳥獣保護区の海岸延長は 18.67km（同 0.29%）となっている。

自然公園では、国立公園の鳥獣保護区の海岸延長が 2,182.27km（同 33.60%）と最も長く、次いで国定公園（1,168.78km 同 17.99%）、都道府県立自然公園（1,020.25km 同 15.71%）となっている。

自然環境保全地域では、都道府県自然環境保全地域が 18.67km（同 0.29%）で、原生自然環境保全地域には鳥獣保護区はみられない。

表Ⅲ－２－２４ 全国の自然公園及び自然環境保全地域の鳥獣保護区の海岸延長

		(km,%)	
区 分	鳥獣保護区 海岸延長	割 合	
合 計	6,495.48	100.00	
自然公園	4,371.30	67.30	
国立公園	2,182.27	33.60	
国定公園	1,168.78	17.99	
都道府県立自然公園	1,020.25	15.71	
自然環境保全地域	18.67	0.29	
原生自然環境保全地域	0.00	0.00	
都道府県自然環境保全地域	18.67	0.29	
自然公園・自然環境保全地域外	2,105.51	32.42	

注) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

自然公園及び自然環境保全地域地種区分別の鳥獣保護区の海岸延長は、国立公園特別地域が 1,225.97 km（全国の鳥獣保護区の海岸延長の 18.87%）と最も長く、次いで国定公園特別地域（770.23km 同 11.86%）、国立公園普通地域（635.12km 同 9.78%）、都道府県立自然公園普通地域（566.97km 同 8.73%）となっており、鳥獣保護区の種別は、都道府県設その他の区域がほとんどである。

② 都道府県別

都道府県別の自然公園及び自然環境保全地域における鳥獣保護区の海岸延長を、図Ⅲ－２－113に示す。

三重県の鳥獣保護区の海岸延長が325.62km（県内鳥獣保護区の海岸延長に占める割合77.46%）と最も長く、次いで長崎県（319.43km 同67.84%）、宮城県（292.12km 同79.97%）、東京都（281.17km 同56.99%）、熊本県（248.97km 同74.19%）となっている。

鳥獣保護区の海岸延長が短いのは、大阪府（0.00km 同0.00%）、神奈川県（2.63km 同9.67%）、茨城県（7.52km 同74.90%）、福島県（9.74km 同100.00%）、富山県（16.61km 同15.55%）などである。

(2) 史跡・名勝・天然記念物

① 全国

全国の自然公園及び自然環境保全地域の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を表Ⅲ－２－25、地種区分別の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を図Ⅲ－２－114に示す。

自然公園の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長は617.00km（全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長の70.82%）、自然環境保全地域の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長は14.74km（同1.69%）となっており、全国の史跡・名勝・天然記念物は自然公園に多くみられる。

自然公園では、国立公園の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長が275.52km（同31.62%）と最も長く、次いで国定公園（183.60km 同21.07%）、都道府県立自然公園（157.88km 同18.12%）となっている。

自然環境保全地域では、都道府県自然環境保全地域が7.49km（同0.86%）、原生自然環境保全地域が7.25km（同0.83%）となっている。

表Ⅲ－２－２５ 全国の自然公園及び自然環境保全地域の

史跡・名勝・天然記念物の海岸延長

(km,%)

区 分	史跡・名勝 ・天然記念物 海岸延長	割 合
合 計	871.28	100.00
自然公園	617.00	70.82
国立公園	275.52	31.62
国定公園	183.60	21.07
都道府県立自然公園	157.88	18.12
自然環境保全地域	14.74	1.69
原生自然環境保全地域	7.25	0.83
都道府県自然環境保全地域	7.49	0.86
自然公園・自然環境保全地域外	239.54	27.49

注) 本年度(第5回)未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

自然公園及び自然環境保全地域地種区分別の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長は、国立公園特別地域が 168.08 km (全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長の 19.29%) と最も長く、次いで国定公園特別地域(109.37km 同 12.55%)、都道府県立自然公園普通地域(92.13km 同 10.57%)となっており、これらの地域では国指定特別名勝、都道府県指定天然記念物が多い。

② 都道府県別

都道府県別の自然公園及び自然環境保全地域における史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を、図Ⅲ－２－115 に示す。

宮城県の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長が 68.59km (県内史跡・名勝・天然記念物の海岸延長に占める割合 89.28%) と最も長く、次いで広島県(46.25km 同 100.00%)、北海道(41.48km 同 60.17%)、長崎県(40.55km 同 59.58%)、香川県(36.22km 同 92.40%) となっている。

史跡・名勝・天然記念物の海岸延長が短いのは、大阪府(0.00km 同 0.00%)、茨城県(0.37km 同 30.83%)、神奈川県(0.76km 同 8.04%)、熊本県(0.88km 41.51%)、福島県(1.23km 同 34.65%) などである。

(3) 海洋性レクリエーションエリア

① 全国

全国の自然公園及び自然環境保全地域の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を表Ⅲ－２－26、地種区分別の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を図Ⅲ－２－116に示す。

自然公園の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長は1,575.03km（全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の61.30%）、自然環境保全地域の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長は1.28km（同0.05%）となっている。

自然公園では、国立公園の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長が662.27km（同25.78%）と最も長く、次いで国定公園（591.38km 同23.02%）、都道府県立自然公園（321.38km 同12.51%）となっている。

自然環境保全地域では、都道府県自然環境保全地域が1.28km（同0.05%）であり、原生自然環境保全地域には海洋性レクリエーションエリアはみられない。

表Ⅲ－２－26 全国の自然公園及び自然環境保全地域の

海洋性レクリエーションエリアの海岸延長
(km,%)

区 分	海洋性 レクリエーションエリア 海岸延長	割 合
合 計	2,569.35	100.00
自然公園	1,575.03	61.30
国立公園	662.27	25.78
国定公園	591.38	23.02
都道府県立自然公園	321.38	12.51
自然環境保全地域	1.28	0.05
原生自然環境保全地域	0.00	0.00
都道府県自然環境保全地域	1.28	0.05
自然公園・自然環境保全地域外	993.04	38.65

注）本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

自然公園及び自然環境保全地域地種区分別の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長は、国定公園特別地域が467.13 km（全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の18.18%）と最も長く、次いで国立公園特別地域（363.78km 同14.16%）、国立公園普通地域（249.28km 同9.70%）となっており、国定公園特別地域、国立公園普通地域は海水浴場、国立公園特別地域

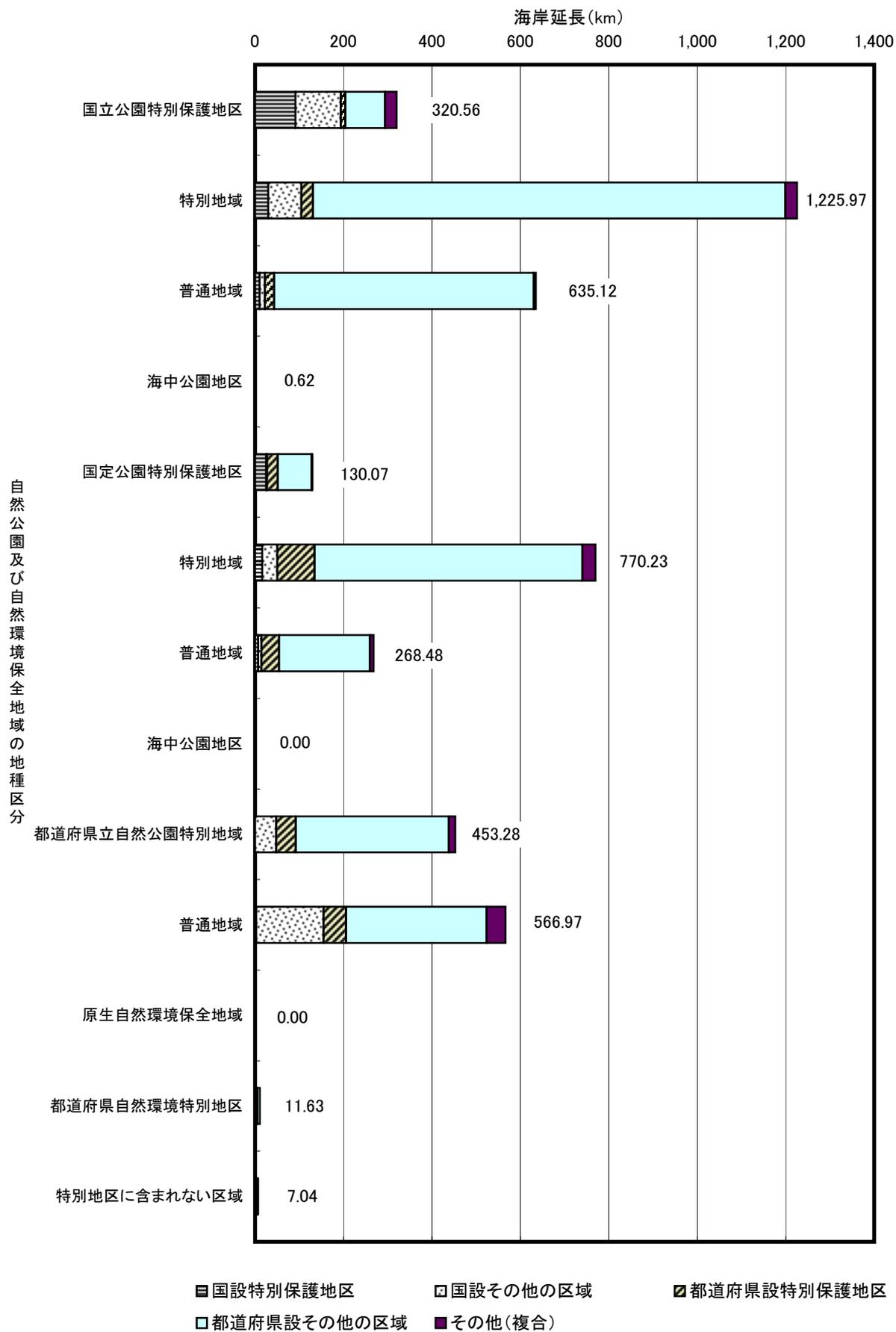
は釣り場が多い。

② 都道府県別

都道府県別の自然公園及び自然環境保全地域における海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を、図Ⅲ－２－117に示す。

鹿児島県の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長が**263.79km**（県内海洋性レクリエーションエリアの海岸延長に占める割合**47.15%**）と最も長く、次いで広島県（**132.08km** 同**94.36%**）、和歌山県（**125.37km** 同**72.72%**）、東京都（**119.99km** 同**95.88%**）、長崎県（**108.15km** 同**62.81%**）となっている。

史跡・名勝・天然記念物の海岸延長が短いのは、大阪府（**0.00km** 同**0.00%**）、神奈川県（**0.56km** 同**1.09%**）、茨城県（**3.02km** 同**18.18%**）、山形県（**4.14km** **100.00%**）、秋田県（**4.18km** 同**17.56%**）などである。



図Ⅲ-2-112 自然公園及び自然環境保全地域地種区分別鳥獣保護区の海岸延長

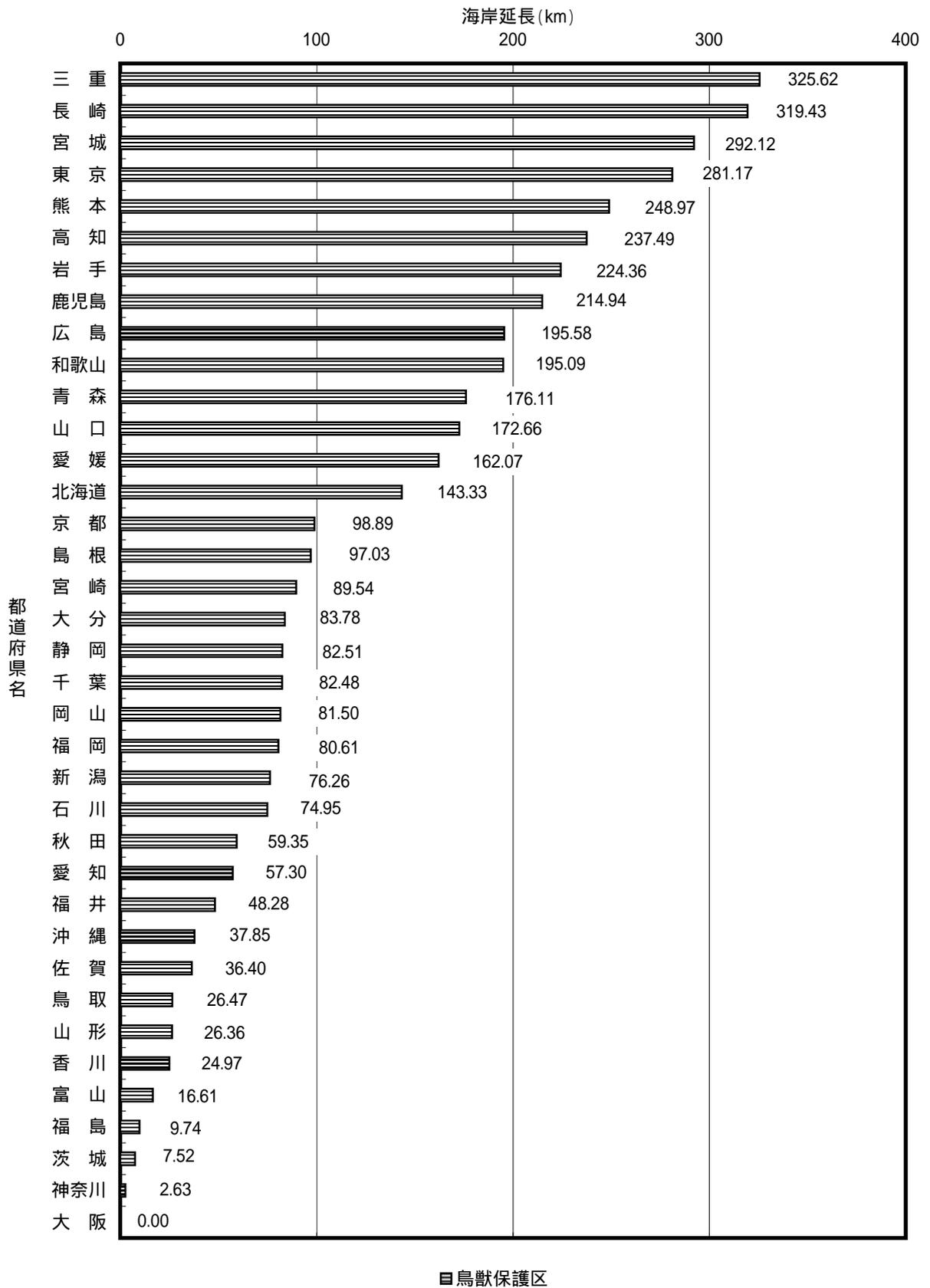


図 -2-113 都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の鳥獣保護区の海岸延長

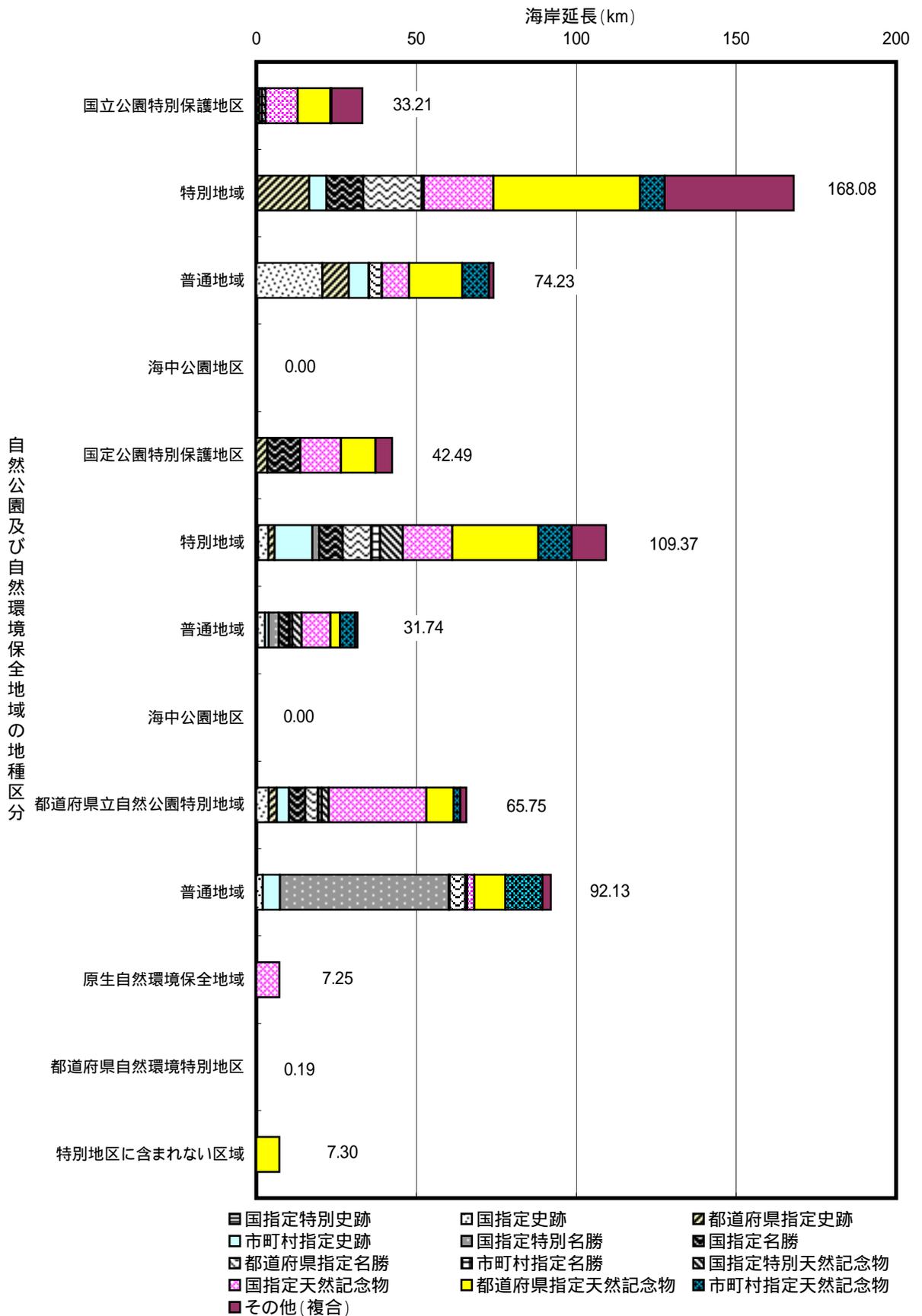
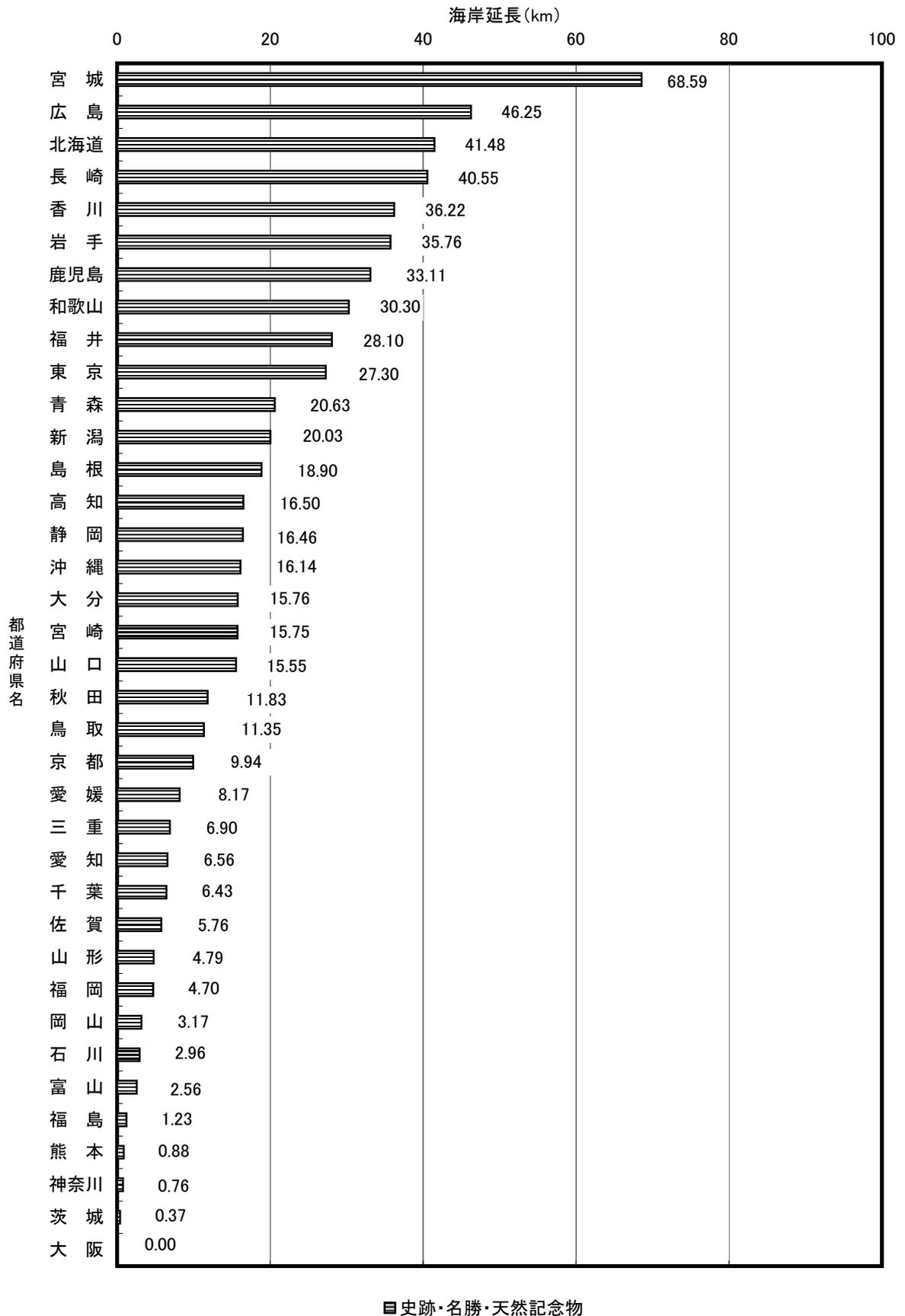
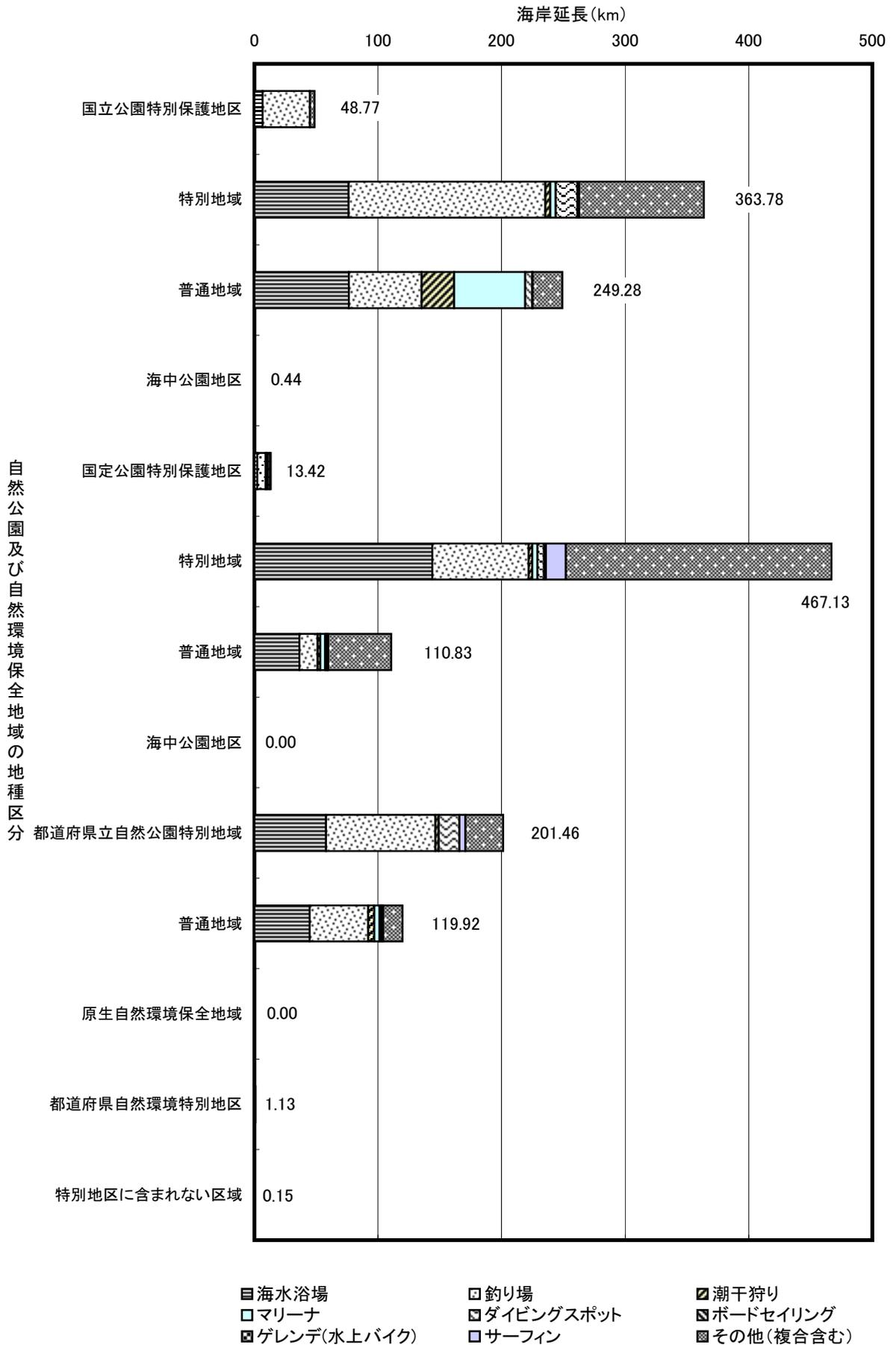


図 -2-114 自然公園及び自然環境保全地域地種区分別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長



図Ⅲ-2-115 都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長



図Ⅲ-2-116 自然公園及び自然環境保全地域地種区分別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長

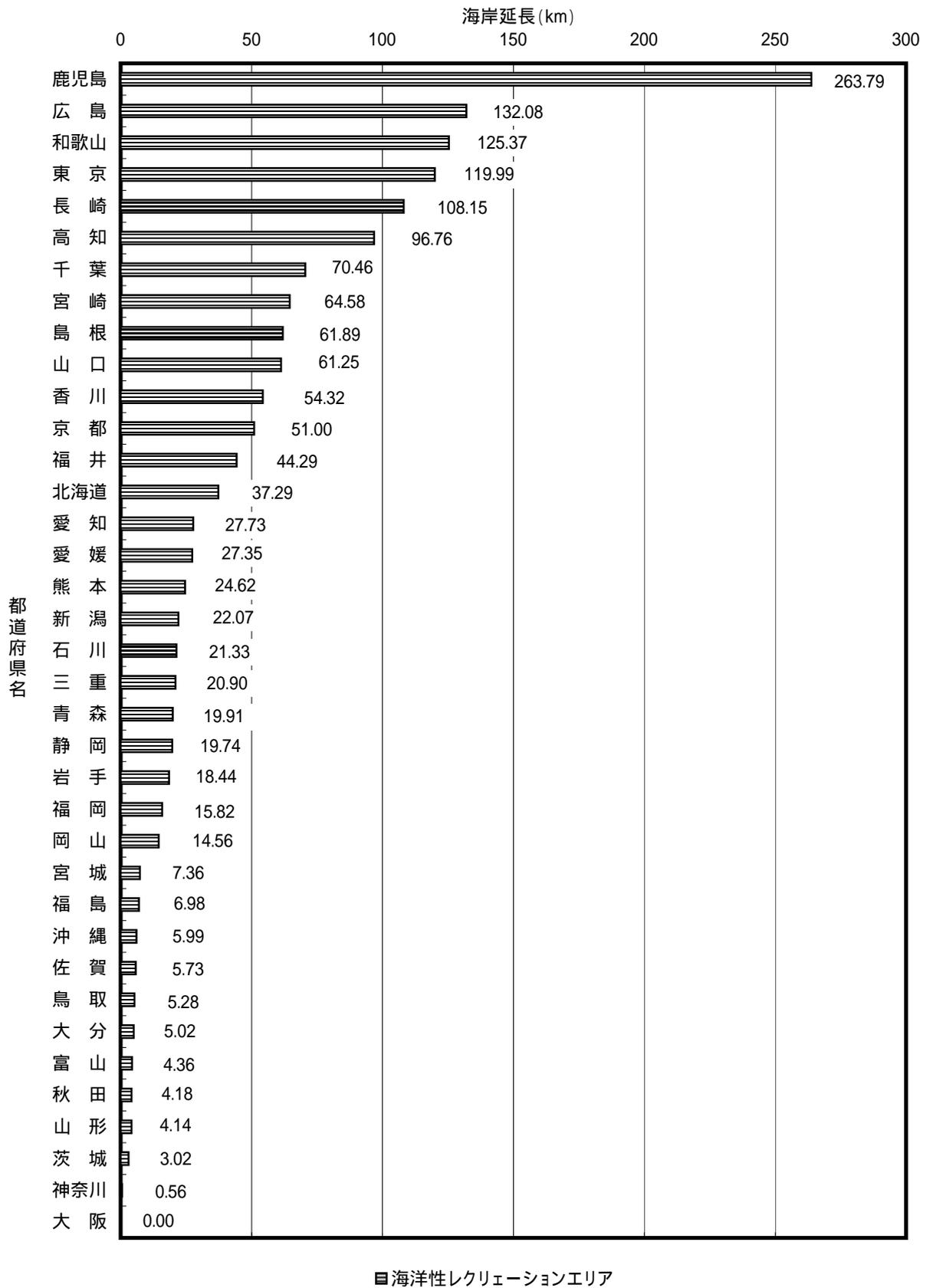


図 -2-117 都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長

3) 浅海域環境と海辺利用・法指定等状況

(1) 地形条件（干潟）

① 海岸保全区域

a. 全 国

全国の海岸保全区域における干潟延長を、図Ⅲ－２－118 に示す。

建設省所管の海岸保全区域の干潟延長が 503.48km（全国の干潟延長の 21.81%）と最も長く、次いで運輸省所管の海岸保全区域（279.79km 同 12.12%）、農林水産省構造改善局所管の海岸保全区域（259.45km 同 11.24%）となっている。

いずれの海岸保全区域も、前浜が多い。

道所管、町所管の海岸保全区域には、干潟はみられない。

b. 都道府県別

都道府県別の海岸保全区域における干潟延長を、図Ⅲ－２－119 に示す。

熊本県の干潟延長が（177.83km 県内干潟延長に占める割合 76.31%）と最も長く、次いで長崎県（172.84km 同 35.49%）、広島県（93.41km 同 45.65%）、大分県（92.96km 同 71.35%）、山口県（92.62km 同 76.66%）となっている。

これらはいずれも、前浜が多い。

② 鳥獣保護区

a. 全 国

全国の鳥獣保護区における干潟延長を、図Ⅲ－２－120 に示す。

干潟は都道府県設その他の区域に集中しており、その干潟延長は 304.26km（全国の干潟延長の 13.18%）である。

干潟の種類は、前浜が多い。

b. 都道府県別

都道府県別の鳥獣保護区における干潟延長を、図Ⅲ－２－121 に示す。

熊本県の干潟延長が 72.64km（県内干潟延長に占める割合 31.17%）と最も長く、次いで広島県（33.42km 同 16.33%）、大分県（31.65km 同 24.29%）、福岡県（31.25km 同 28.35%）となっている。

熊本県、広島県、大分県は前浜、福岡県は前浜、複数種の分布を含む「その他」が多い。

(2) 生物相条件

① 藻場

a. 海岸保全区域

a) 全国

全国の海岸保全区域における藻場延長を、図Ⅲ－２－122 に示す。

藻場延長は、特に建設省所管の海岸保全区域で 2,067.25km（全国の藻場延長の 16.10%）と長く、次いで水産庁所管が 968.44km（同 7.54%）、農林水産省構造改善局所管が 939.64km（同 7.32%）、運輸省所管が 687.14km（同 5.35%）となっている。

建設省所管の海岸保全区域はコンブ場も多いが、全般にアマモ場、ガラモ場が優先している。

b) 都道府県別

都道府県別の海岸保全区域における藻場延長を、図Ⅲ－２－123 に示す。

北海道の藻場延長が 1,076.26km（県内藻場延長に占める割合 61.29%）と最も長く、次いで愛媛県（654.58km 同 77.00%）、長崎県（378.08km 同 26.15%）となっている。

北海道はコンブ場、愛媛県、長崎県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が多い。

b. 鳥獣保護区

a) 全国

全国の鳥獣保護区における藻場延長を、図Ⅲ－２－124 に示す。

鳥獣保護区の藻場延長は、都道府県設鳥獣保護区その他の区域が 2,030.87km（全国の藻場延長に占める割合 15.82%）と最も長く、複数種の海藻・海草が生育する地区を含む「その他」が最も多く、次いでガラモ場が多い。

b) 都道府県別

都道府県別の鳥獣保護区における藻場延長を、図Ⅲ－２－125 に示す。

三重県の藻場延長が 226.19km（県内藻場延長に占める割合 42.00%）と最も長く、次いで長崎県（207.16km 同 14.33%）、宮崎県（200.49km 同 40.84%）、岩手県（185.35km 同 43.62%）、青森県（160.95km 同 36.85%）となっている。

三重県、宮城県、青森県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」、長崎県はガラモ場、岩手県はワカメ場が多い。

② 造礁サンゴ

a. 海岸保全区域

a) 全 国

全国の海岸保全区域における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－126 に示す。

造礁サンゴ延長は、建設省所管の海岸保全区域で 140.87km（全国の藻場延長の 6.65%）、運輸省所管の海岸保全区域で 140.77km（同 6.64%）と長い。その他、水産庁所管 65.55km（同 3.09%）、運輸省所管 52.10km（同 2.46%）となっている。

道所管、町所管の海岸保全区域には、造礁サンゴはみられない。

b) 都道府県別

都道府県別の海岸保全区域における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－127 に示す。

沖縄県の造礁サンゴ延長が特に長く 255.64km（県内造礁サンゴ延長に占める割合 24.02%）であり、次いで鹿児島県（95.70km 同 16.38%）、和歌山県（21.52km 同 29.02%）となっている。

これらはいずれも、複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が多い。

b. 鳥獣保護区

a) 全 国

全国の鳥獣保護区における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－128 に示す。

鳥獣保護区の造礁サンゴ延長は、都道府県設鳥獣保護区のその他の区域が 98.68km（全国の藻場延長に占める割合 4.66%）と最も長く、次いで、国設鳥獣保護区のその他の区域（75.29km 同 3.55%）、国設特別保護地区（52.89km 同 2.50%）となっている。

都道府県設鳥獣保護区のその他の区域は複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」、国設鳥獣保護区のその他の区域は塊状サンゴ、卓状サンゴ、国設鳥獣保護区の特別保護地区は塊状サンゴが多い。

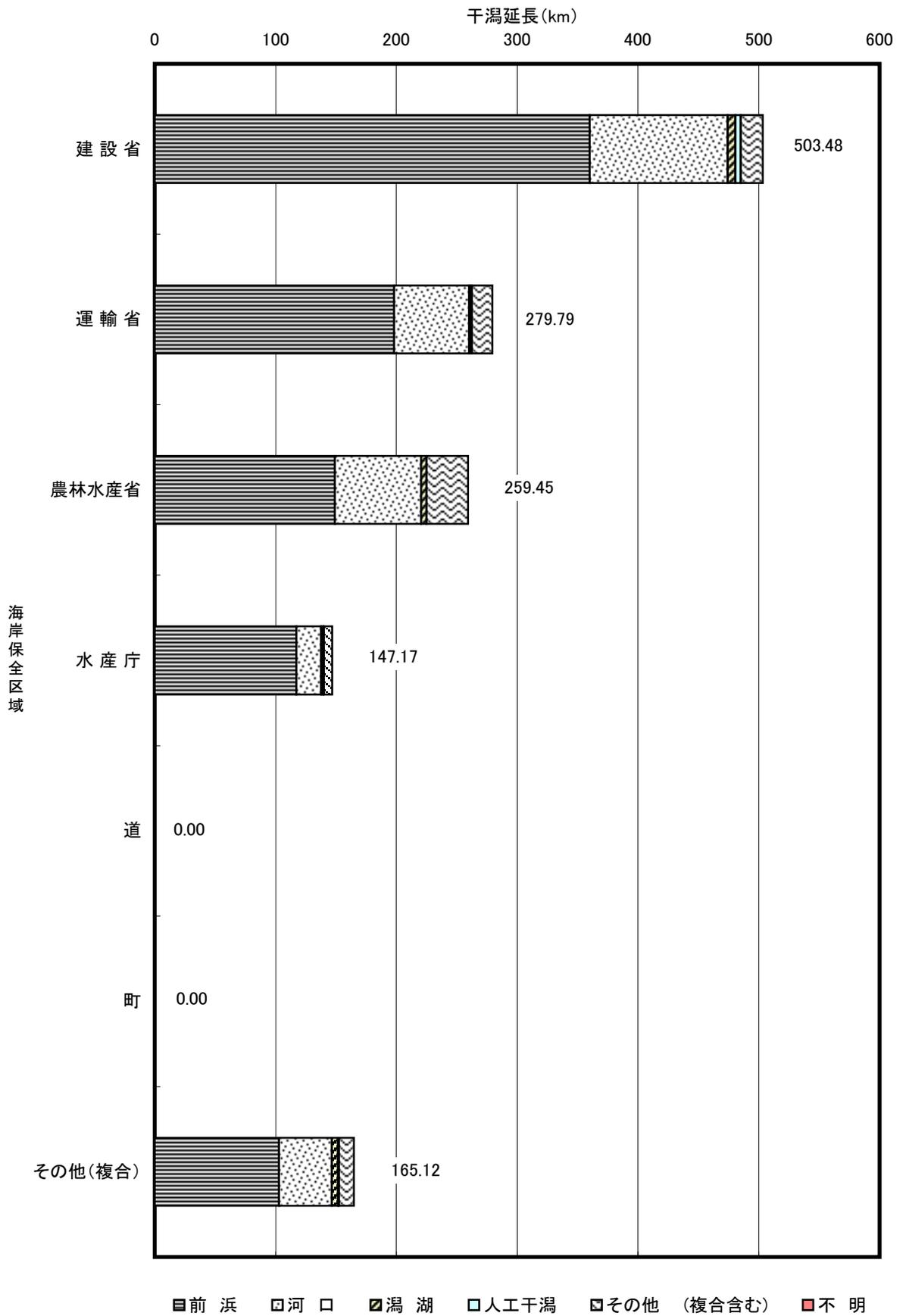
b) 都道府県別

都道府県別の鳥獣保護区における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－129 に示す。

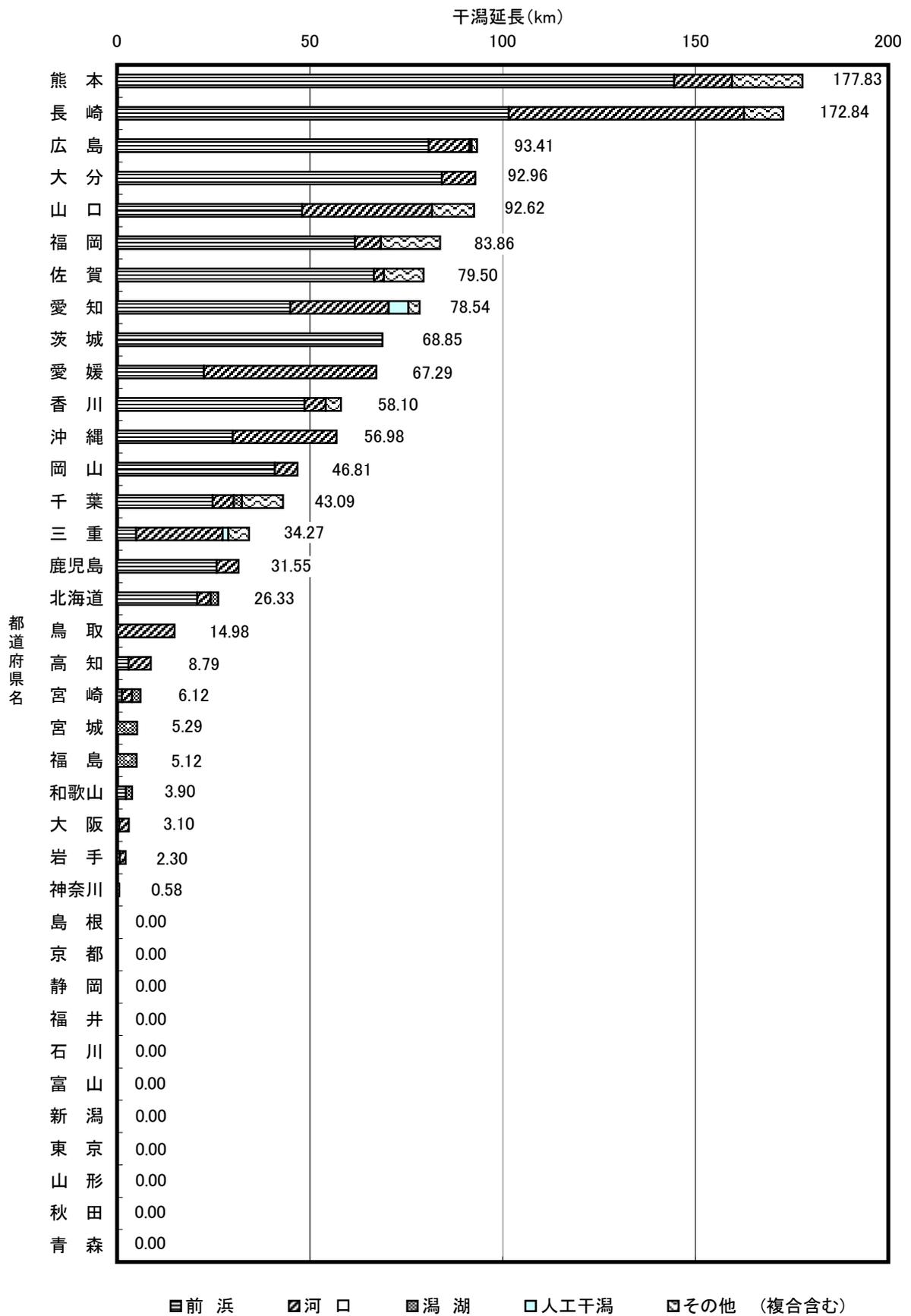
鳥獣保護区の造礁サンゴ延長は、小笠原諸島を含む東京都で特に長く、88.83km（都内造礁サンゴ延長の 64.04%）、次いで鹿児島県（39.56km 県内造礁サンゴ延長の 6.77%）、長崎県（32.92km 同 69.26%）、宮崎県（25.70km 同 41.19%）、和歌山県（16.66km 同 22.47%）などとなっている。

東京都は塊状サンゴ、鹿児島県、長崎県は複数種の造礁サンゴが生育す

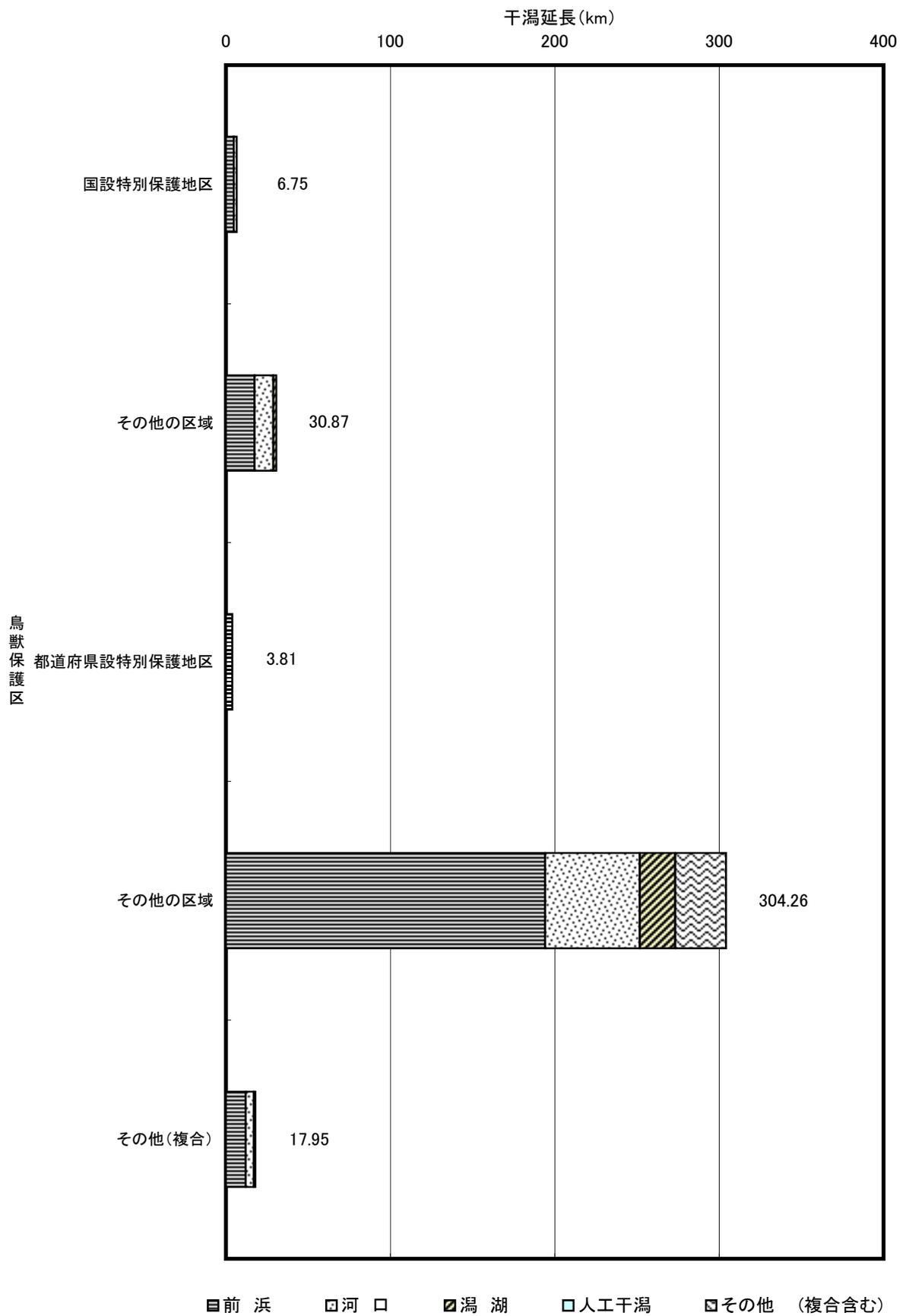
る区域を含む「その他」が多い。



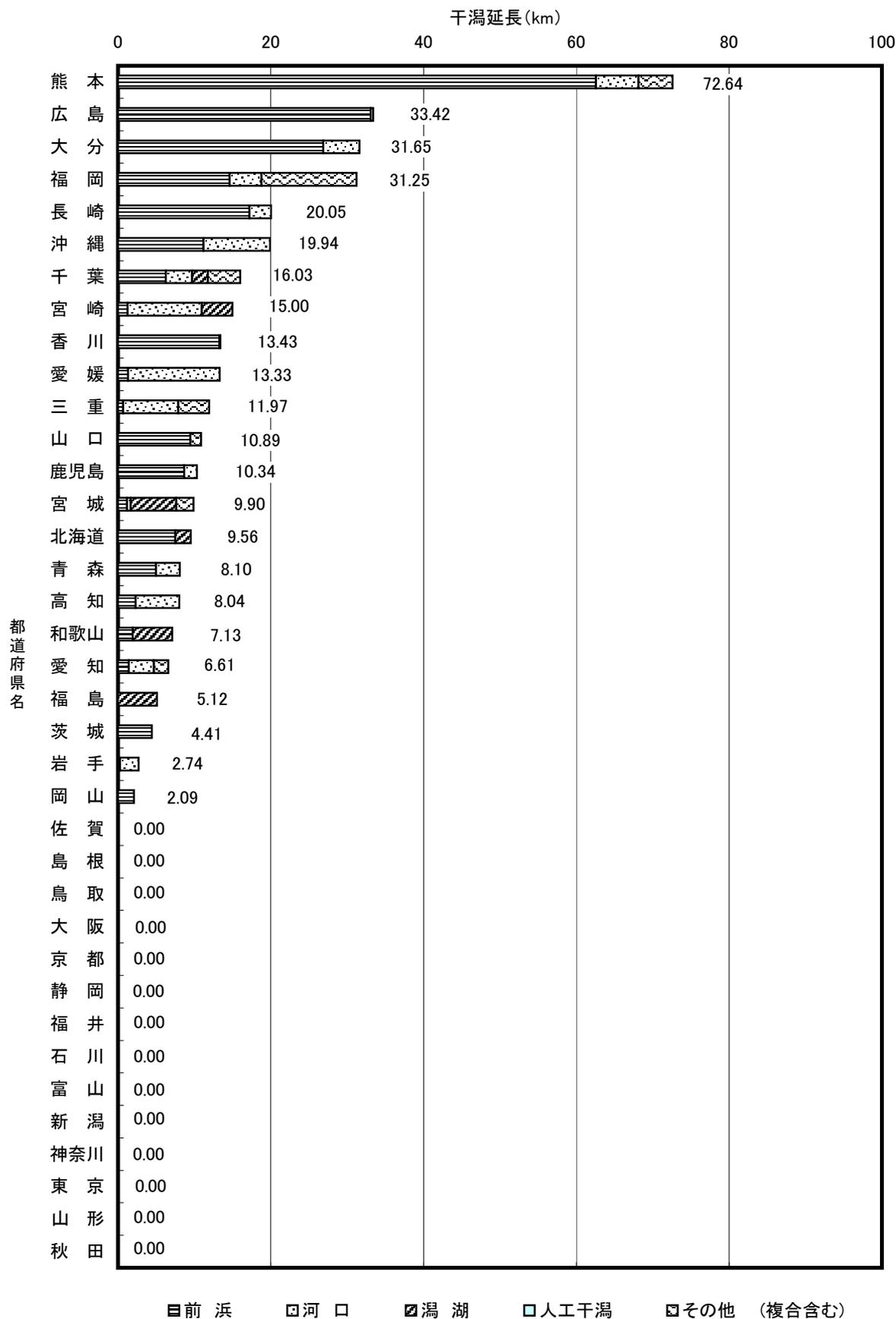
図Ⅲ-2-118 全国の海岸保全区域の干潟延長



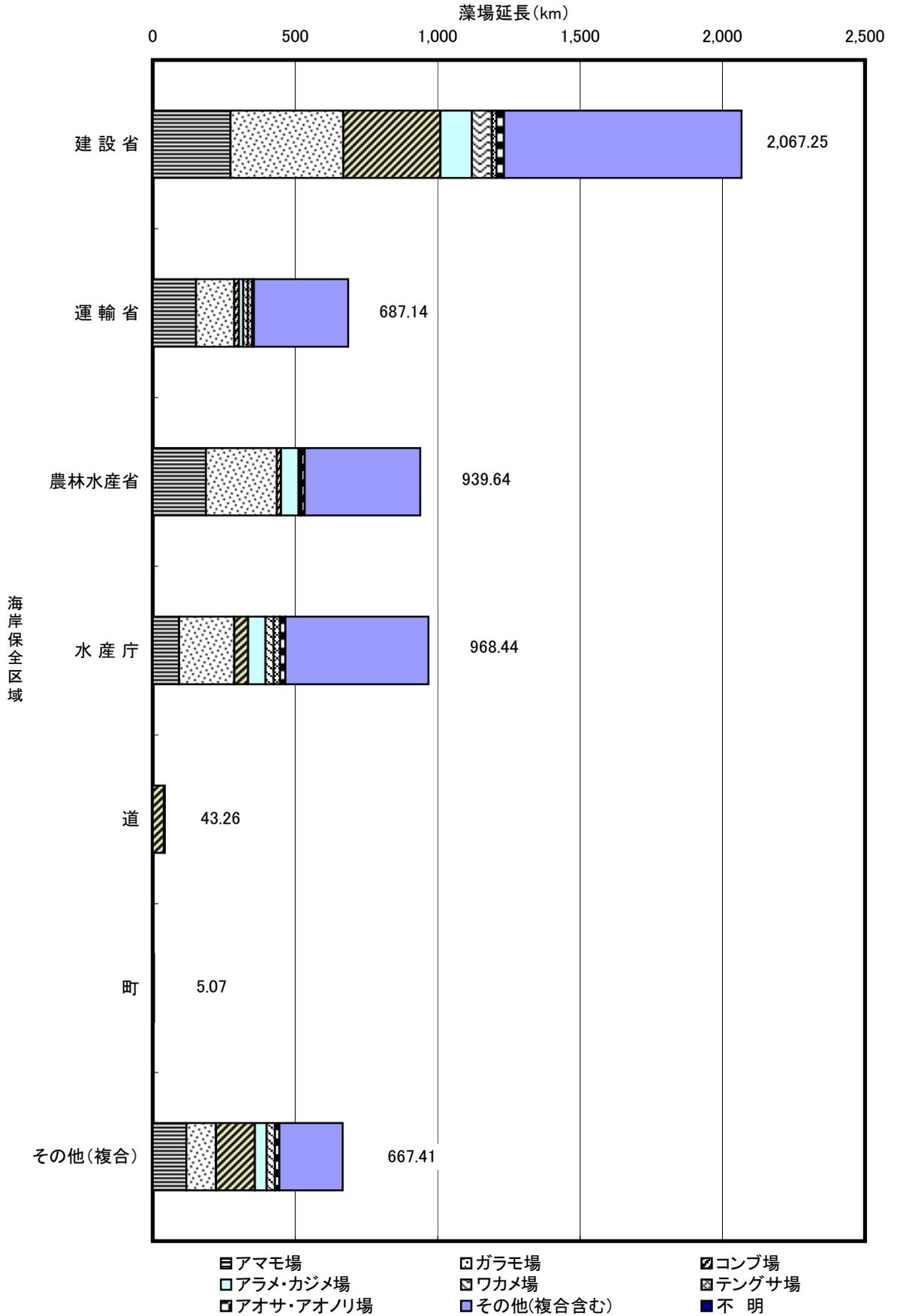
図Ⅲ-2-119 都道府県別海岸保全区域の干潟延長



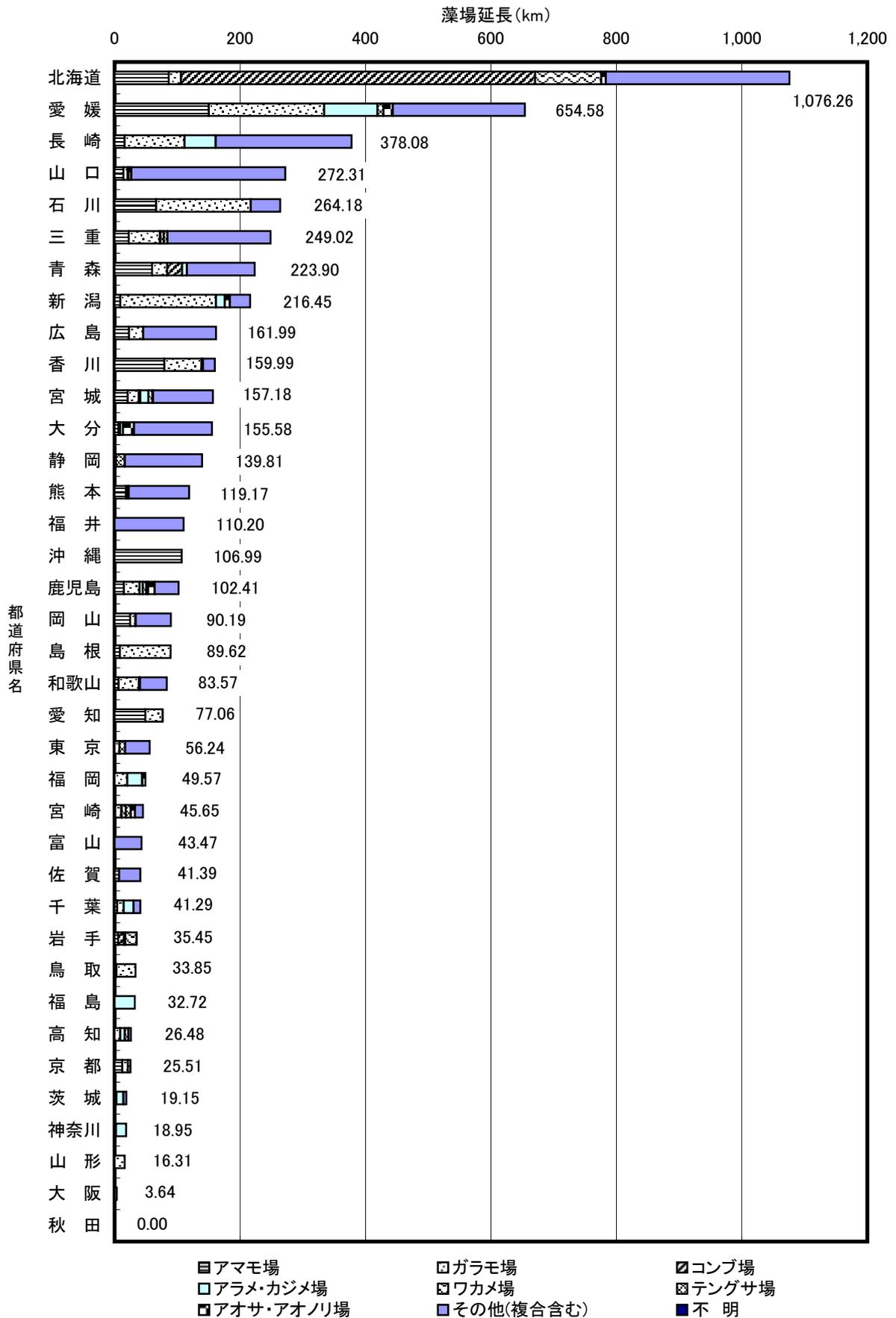
図Ⅲ-2-120 全国の鳥獣保護区の干潟延長



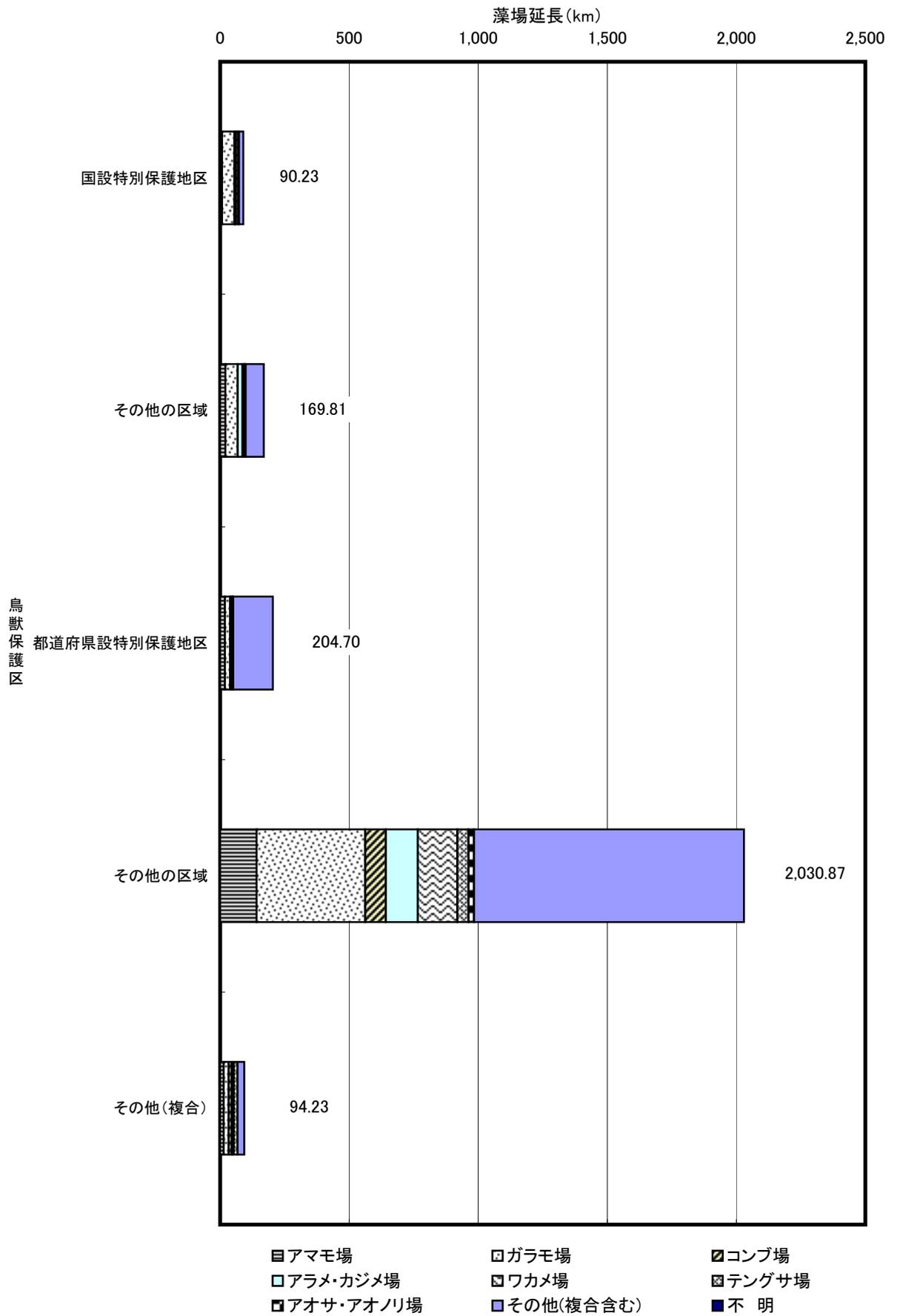
図Ⅲ-2-121 都道府県別鳥獣保護区の干潟延長



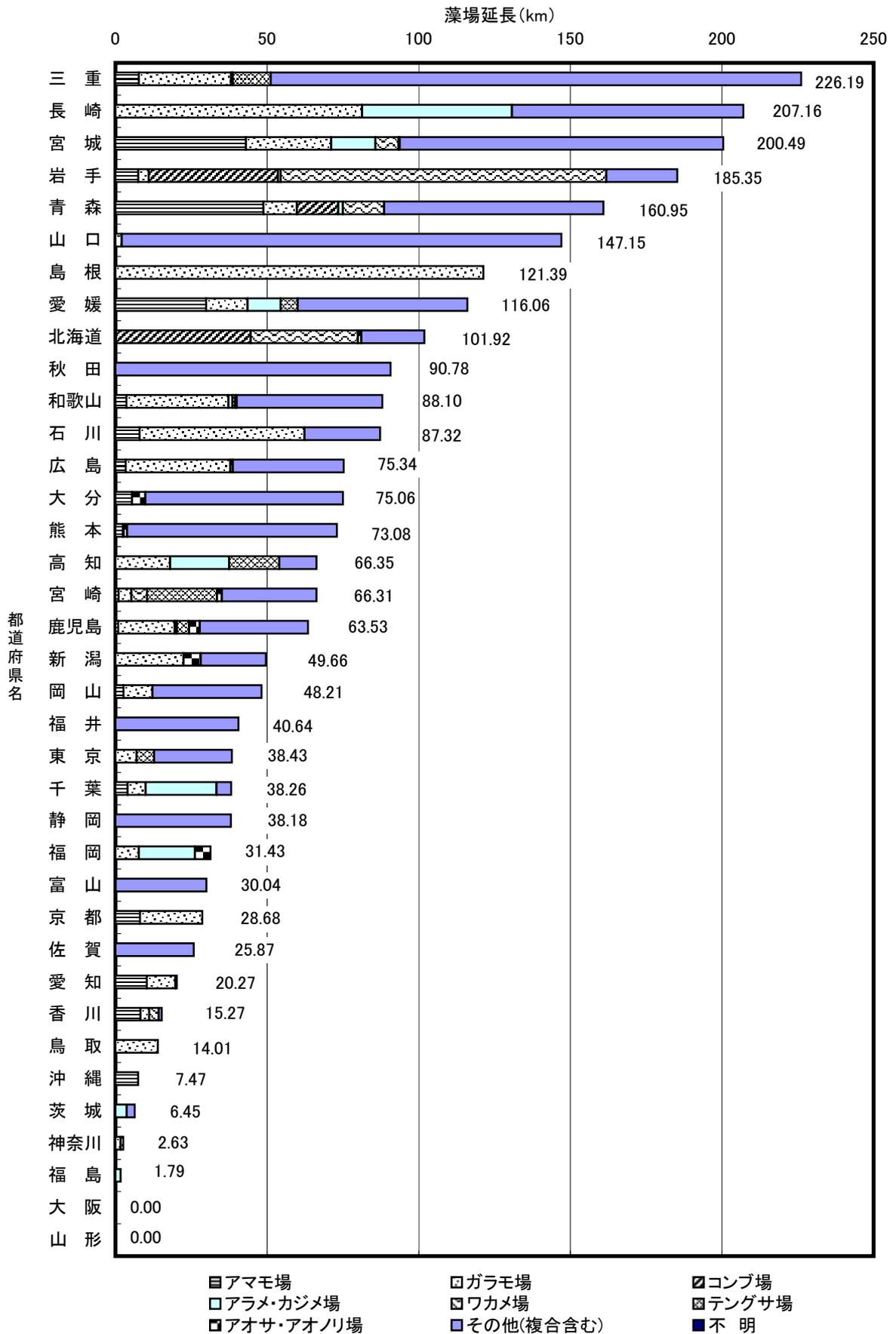
図Ⅲ-2-122 全国の海岸保全区域の藻場延長



図Ⅲ-2-123 都道府県別海岸保全区域の藻場延長



図Ⅲ-2-124 全国の鳥獣保護区の藻場延長



図Ⅲ-2-125 都道府県別鳥獣保護区の藻場延長

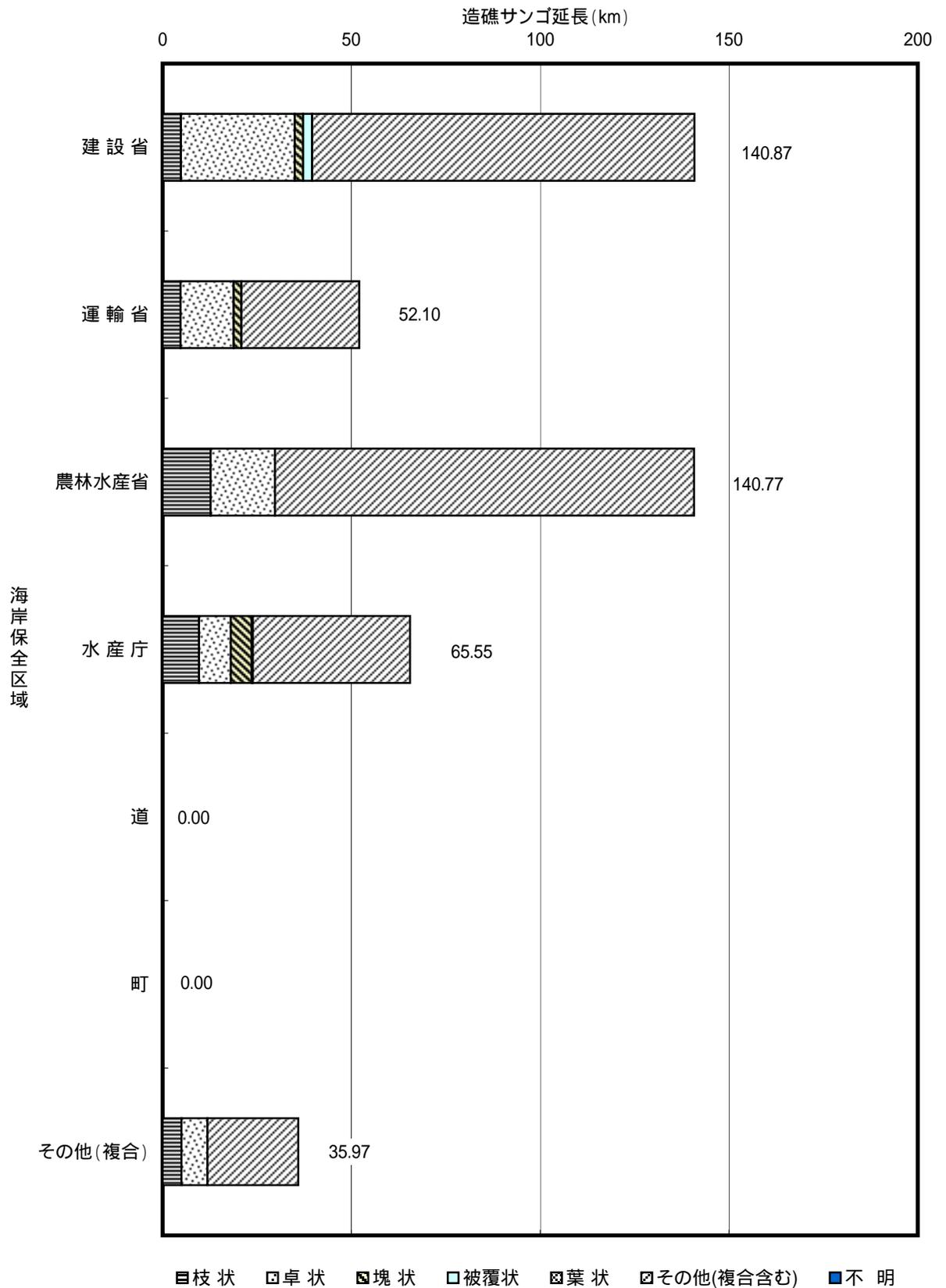


図 -2-126 全国の海岸保全区域の造礁サンゴ延長

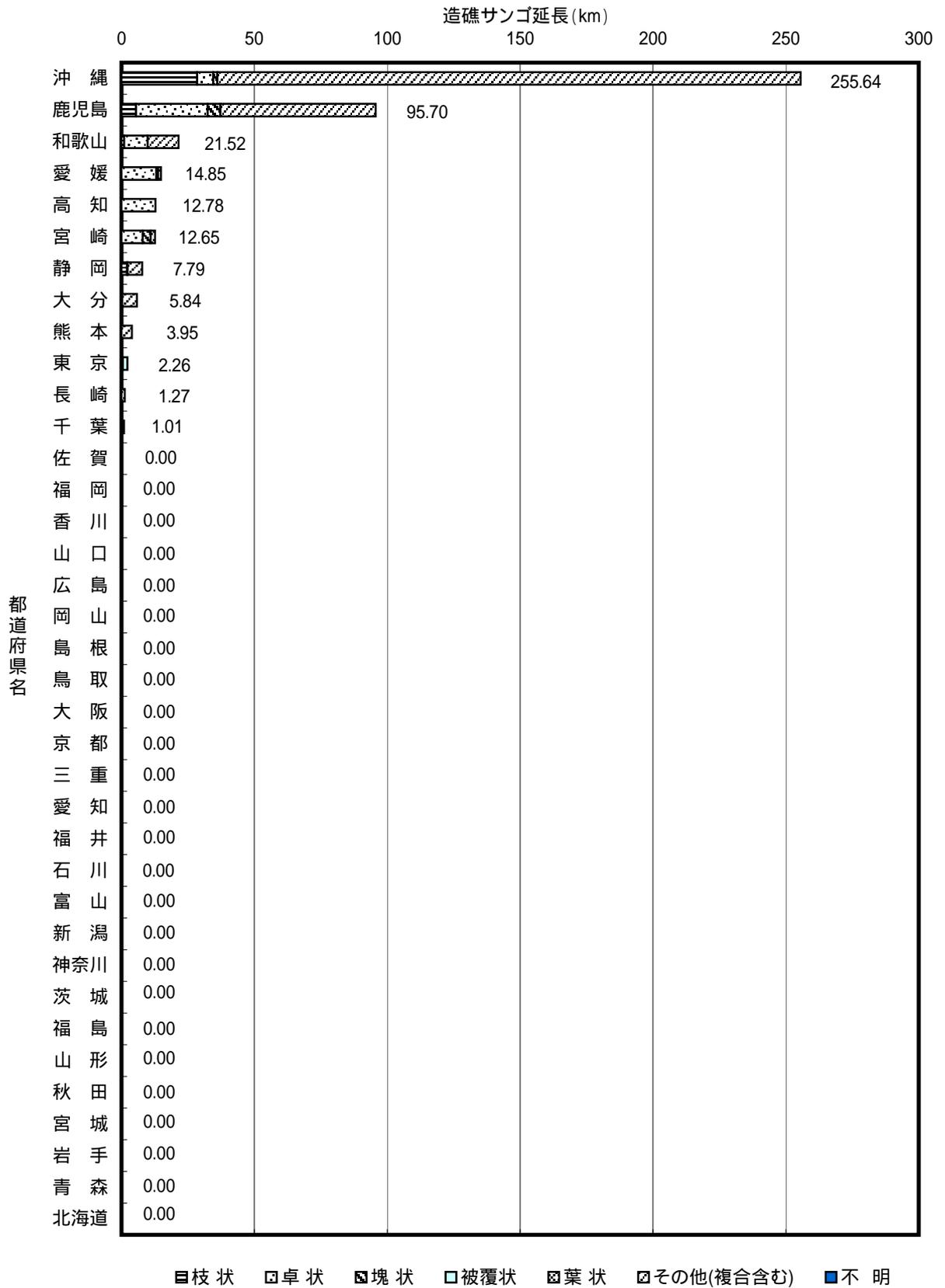
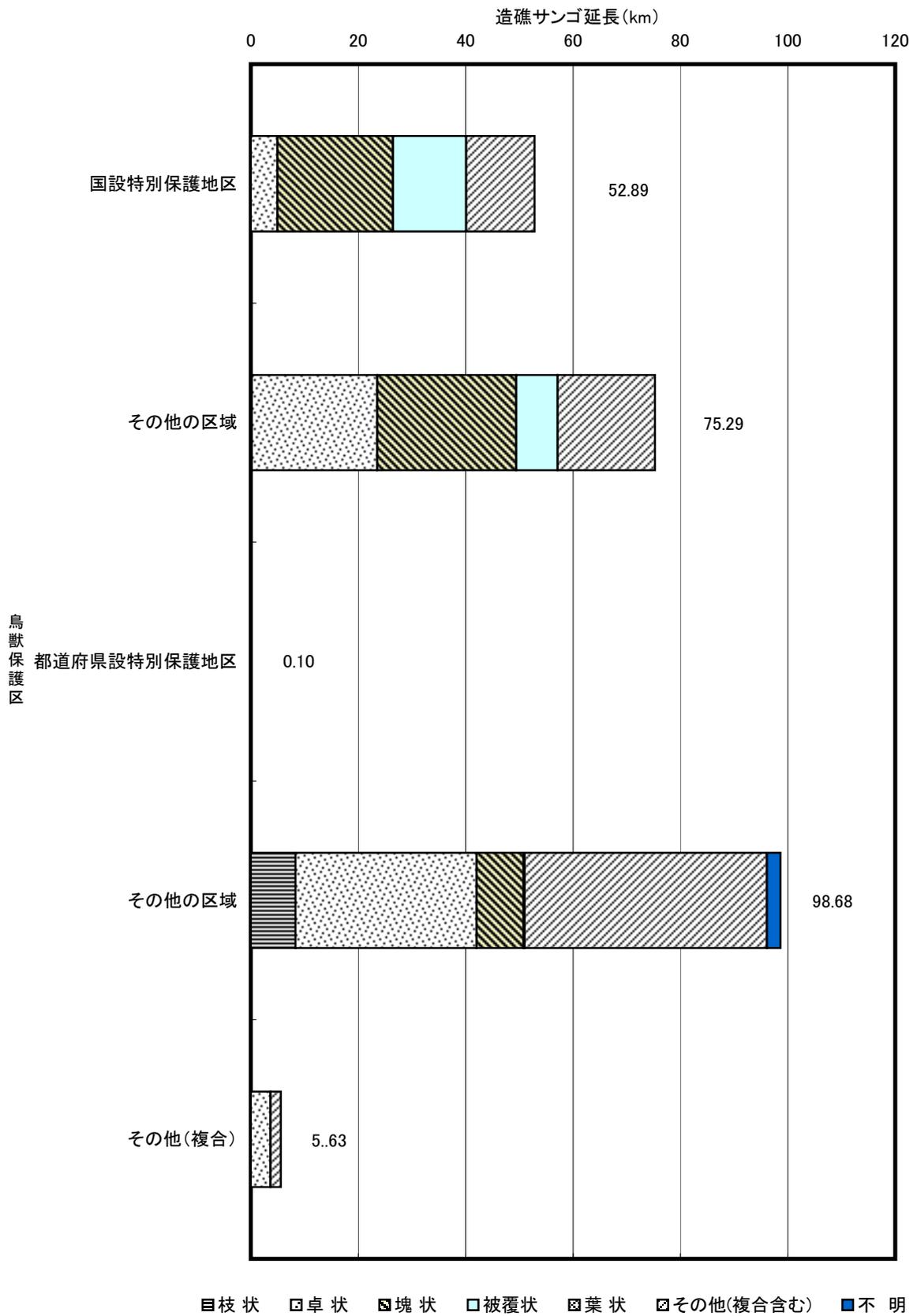


図 -2-127 都道府県別海岸保全区域の造礁サンゴ延長



図Ⅲ-2-128 全国の鳥獣保護区の造礁サンゴ延長

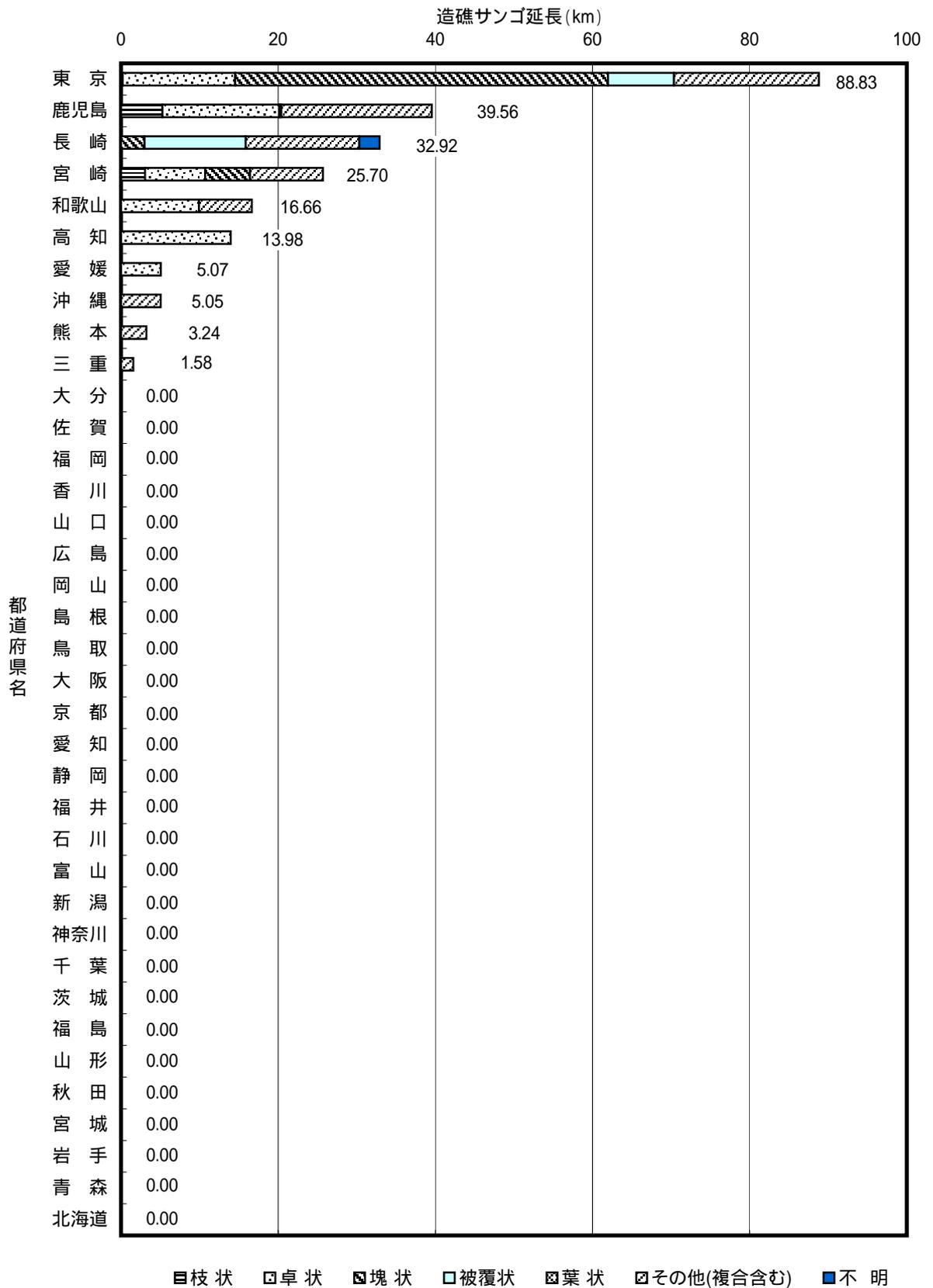


図 -2-129 都道府県別鳥獣保護区の造礁サンゴ延長

4) 浅海域環境と海岸（汀線）区分

(1) 地形条件（干潟）

① 全 国

全国の海岸(汀線)区分別干潟延長を、図Ⅲ－２－130 に示す。

人工海岸の干潟延長が 1,101.39km（全国の干潟延長に占める割合 47.71%）と最も長く、次いで自然海岸（664.71km 同 28.79%）、半自然海岸（460.09km 同 19.93%）となっており、河口部の干潟はほとんどみられない。

干潟の種類は、前浜が多く、次いで河口が多い。

② 都道府県別

都道府県別の海岸(汀線)区分別干潟延長を、図Ⅲ－２－131 に示す。

長崎県の干潟延長が 487.01km と最も長く、次いで熊本県（233.05km）、広島県（204.62km）、沖縄県（182.08km）となっている。

長崎県は自然海岸と半自然海岸、熊本県、広島県は人工海岸、沖縄県は自然海岸に干潟が多い。

(2) 生物相条件

① 藻 場

a. 全 国

全国の海岸(汀線)区分別藻場延長を、図Ⅲ－２－132 に示す。

藻場延長は、特に自然海岸で長く、8,391.89km（全国の藻場延長に占める割合 65.36%）となっている。次いで人工海岸（2,754.89km 同 21.46%）、半自然海岸（1,652.74km 同 12.87%）となっており、河口部には藻場はほとんどみられない。

自然海岸、半自然海岸、人工海岸は、いずれも複数種の海藻・海草が生育する地域を含む「その他」が多いが、自然海岸ではガラモ場も多い。

b. 都道府県別

都道府県別の海岸(汀線)区分別藻場延長を、図Ⅲ－２－133 に示す。

北海道の藻場延長が 1,756.02km と最も長く、次いで長崎県（1,445.66km）、山口県（961.44km）、愛媛県（850.12km）となっている。

これらはいずれも、自然海岸に藻場が多い。

② 造礁サンゴ

a. 全 国

全国の海岸(汀線)区分別造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－134 に示す。

造礁サンゴ延長は、特に自然海岸で長く、1,732.70km（全国の造礁サンゴ延長に占める割合 81.76%）となっている。半自然海岸、人工海岸、河口部で

は造礁サンゴ延長は短い。

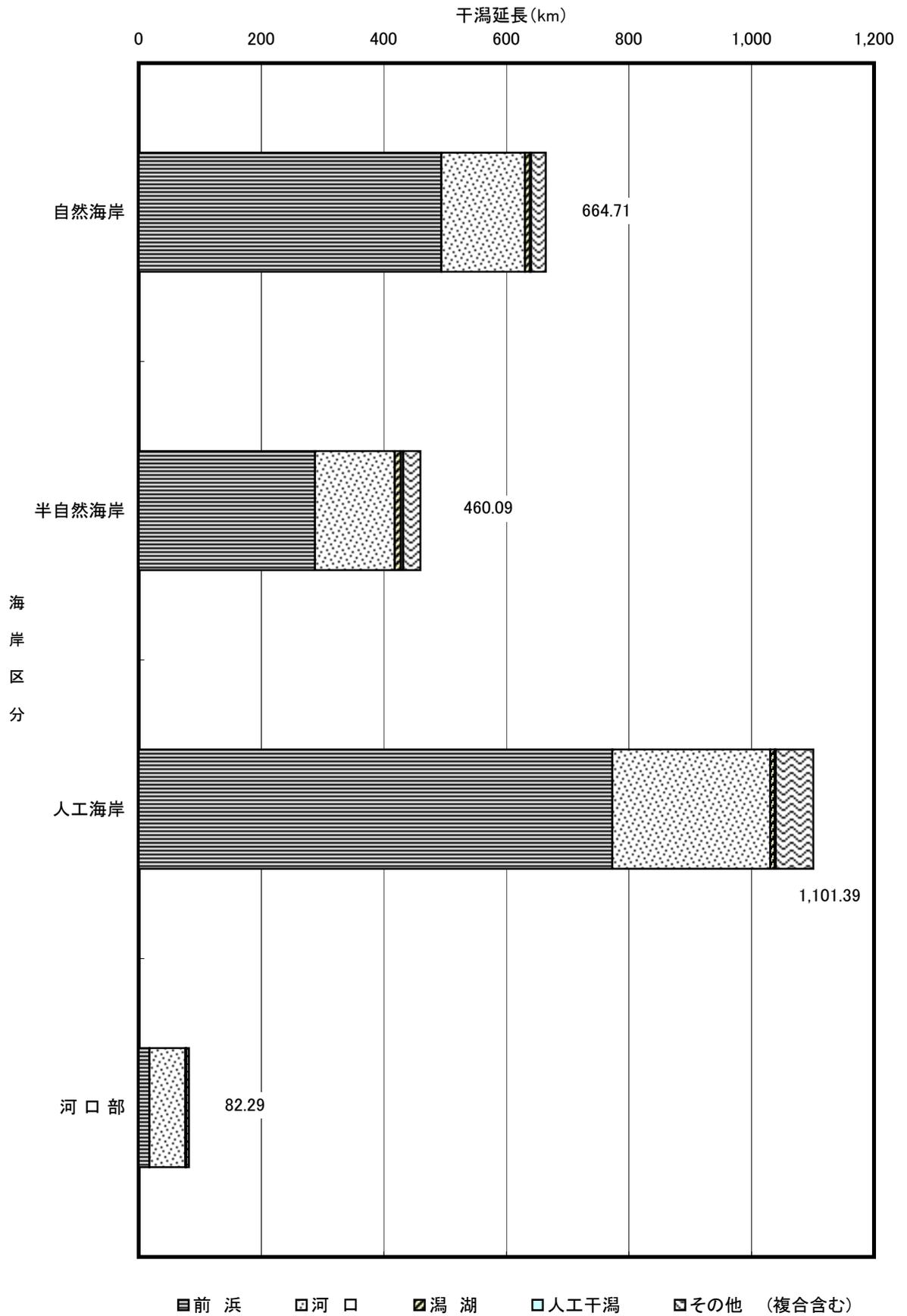
いずれの海岸区分も、複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が多い。

b. 都道府県別

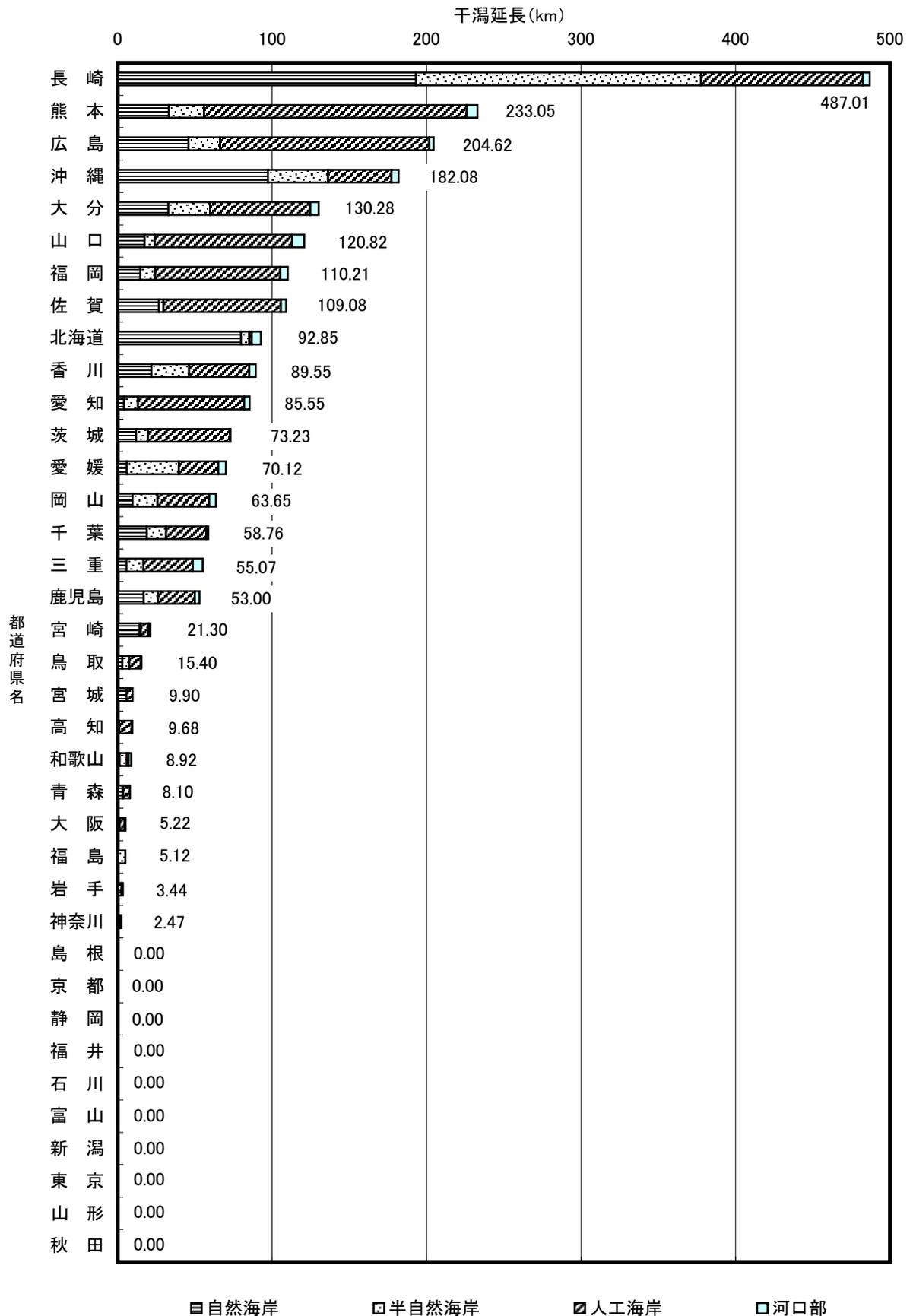
都道府県別の海岸(汀線)区分別造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－135に示す。

造礁サンゴ延長は沖縄県が1,064.49kmと最も長く、次いで鹿児島県(584.10km)、東京都(138.72km)となっている。

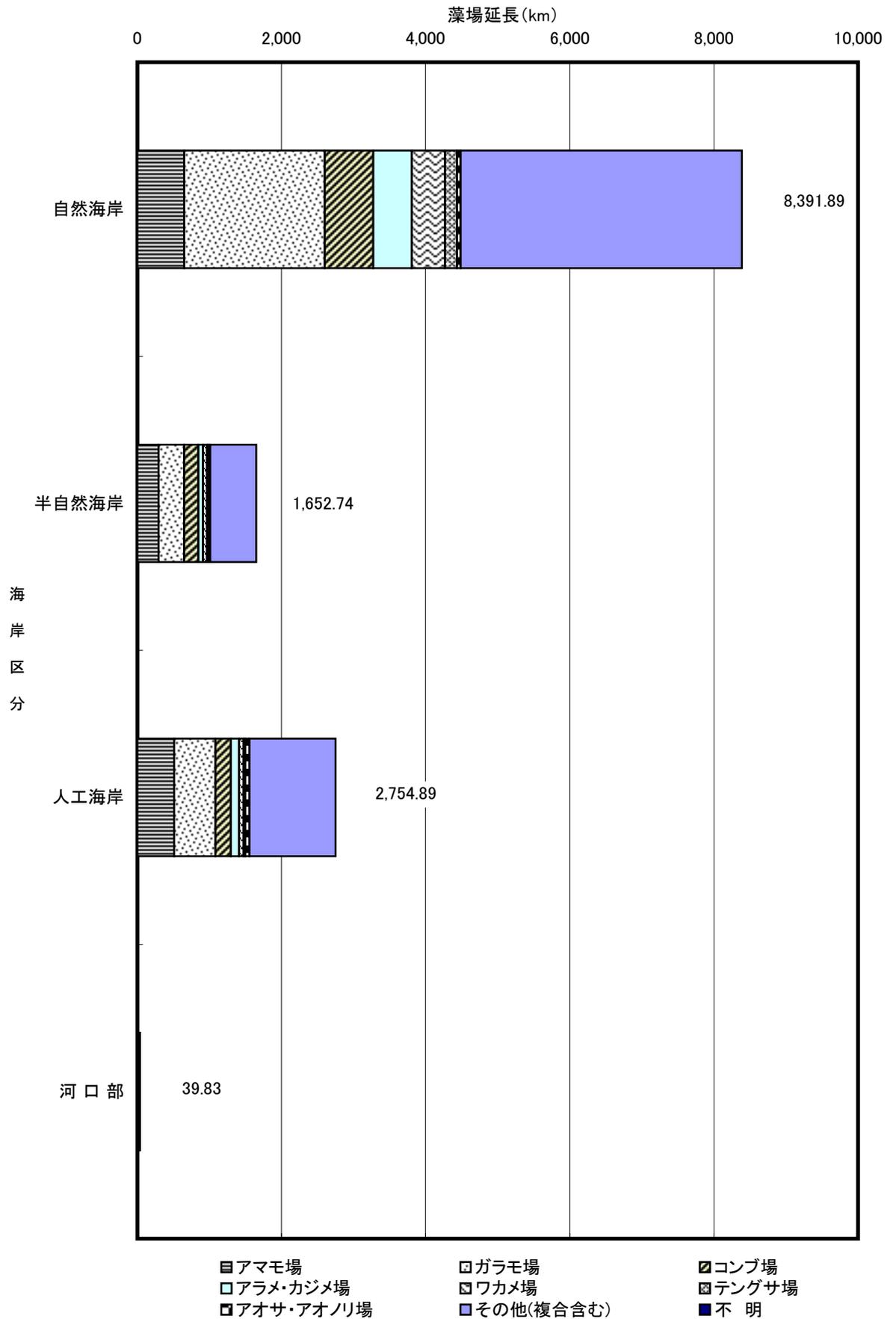
これらはいずれも、自然海岸に造礁サンゴが多い。



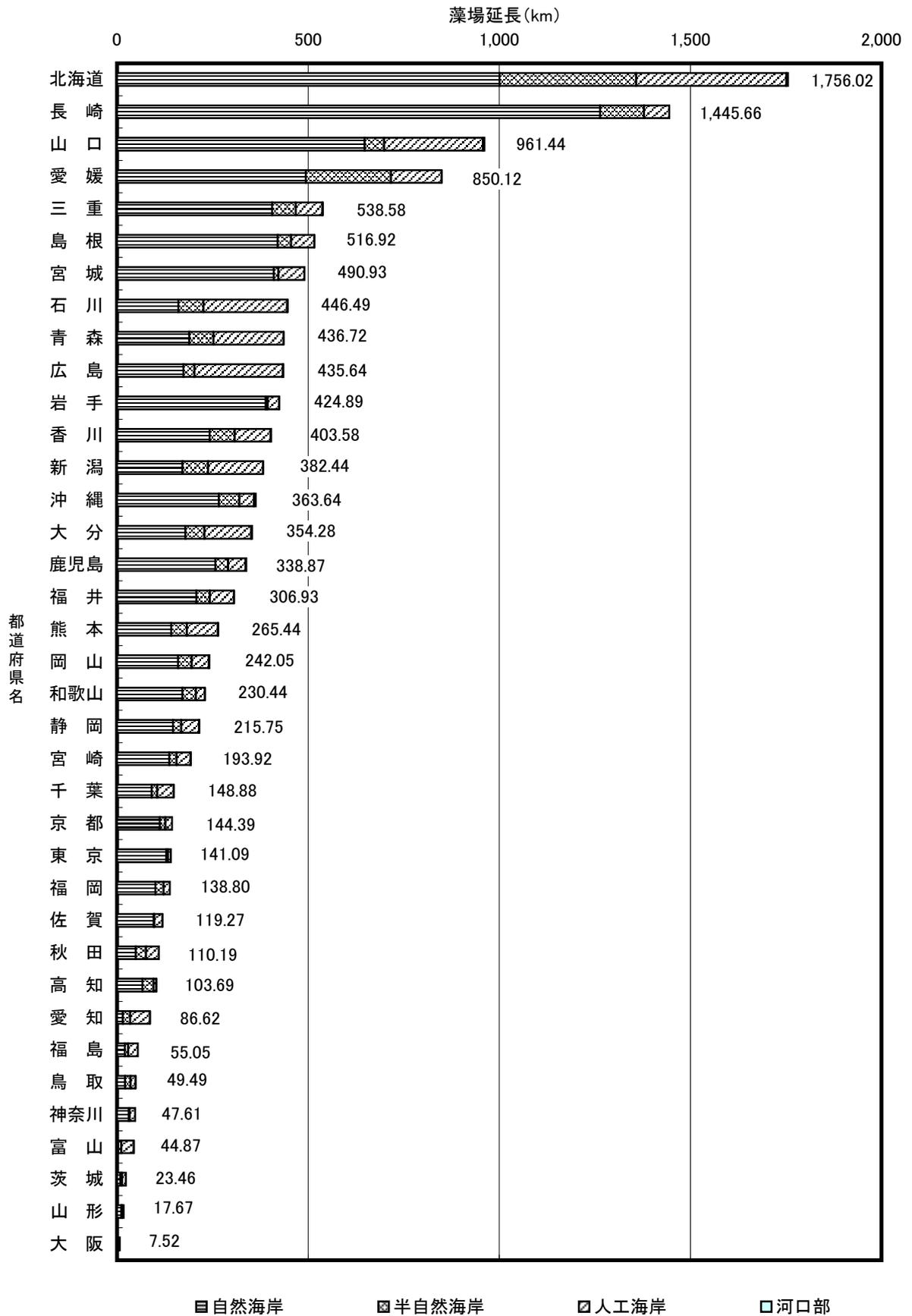
図Ⅲ-2-130 全国の海岸(汀線)区分別干潟延長



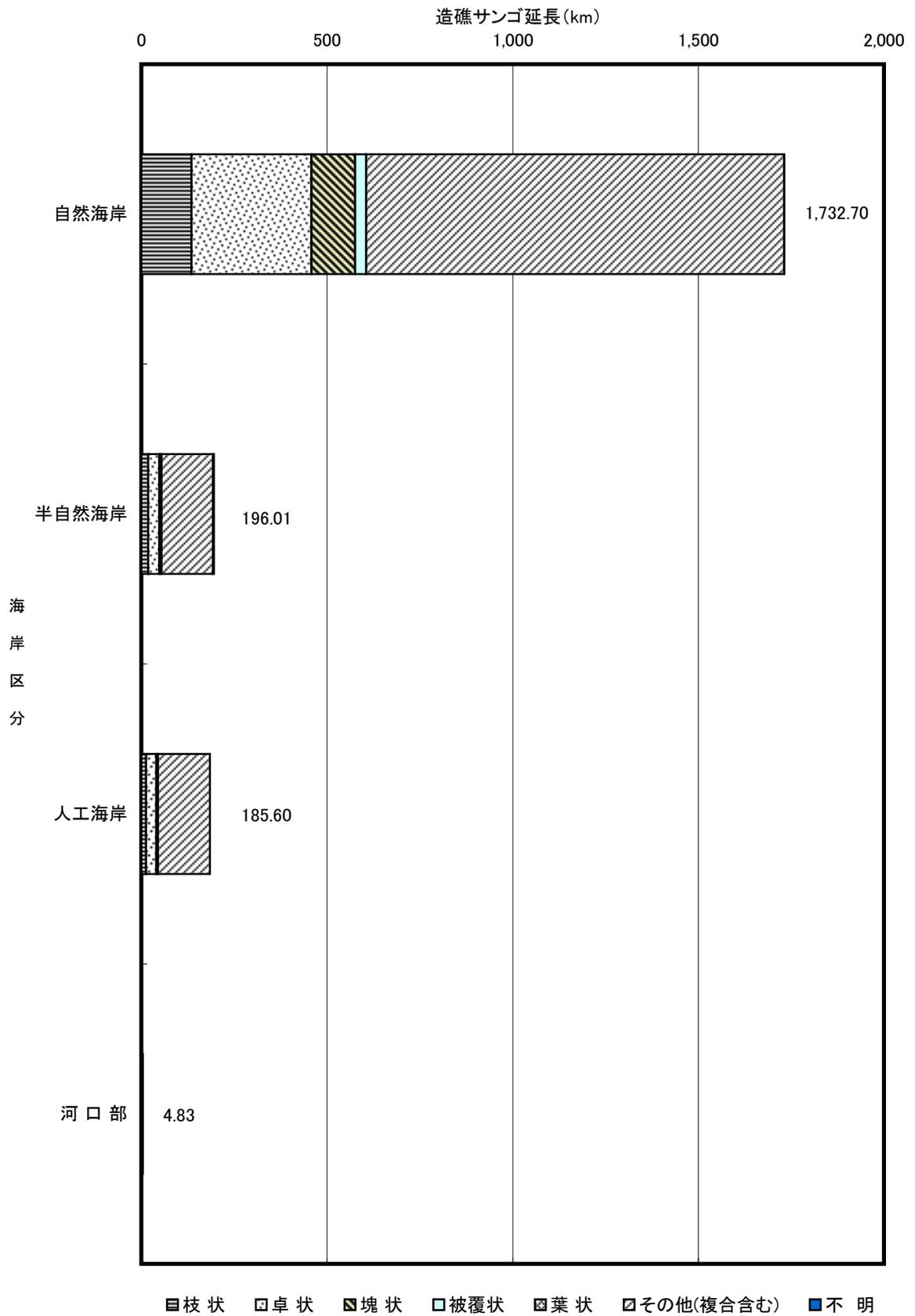
図Ⅲ-2-131 都道府県別海岸(汀線)区分別干潟延長



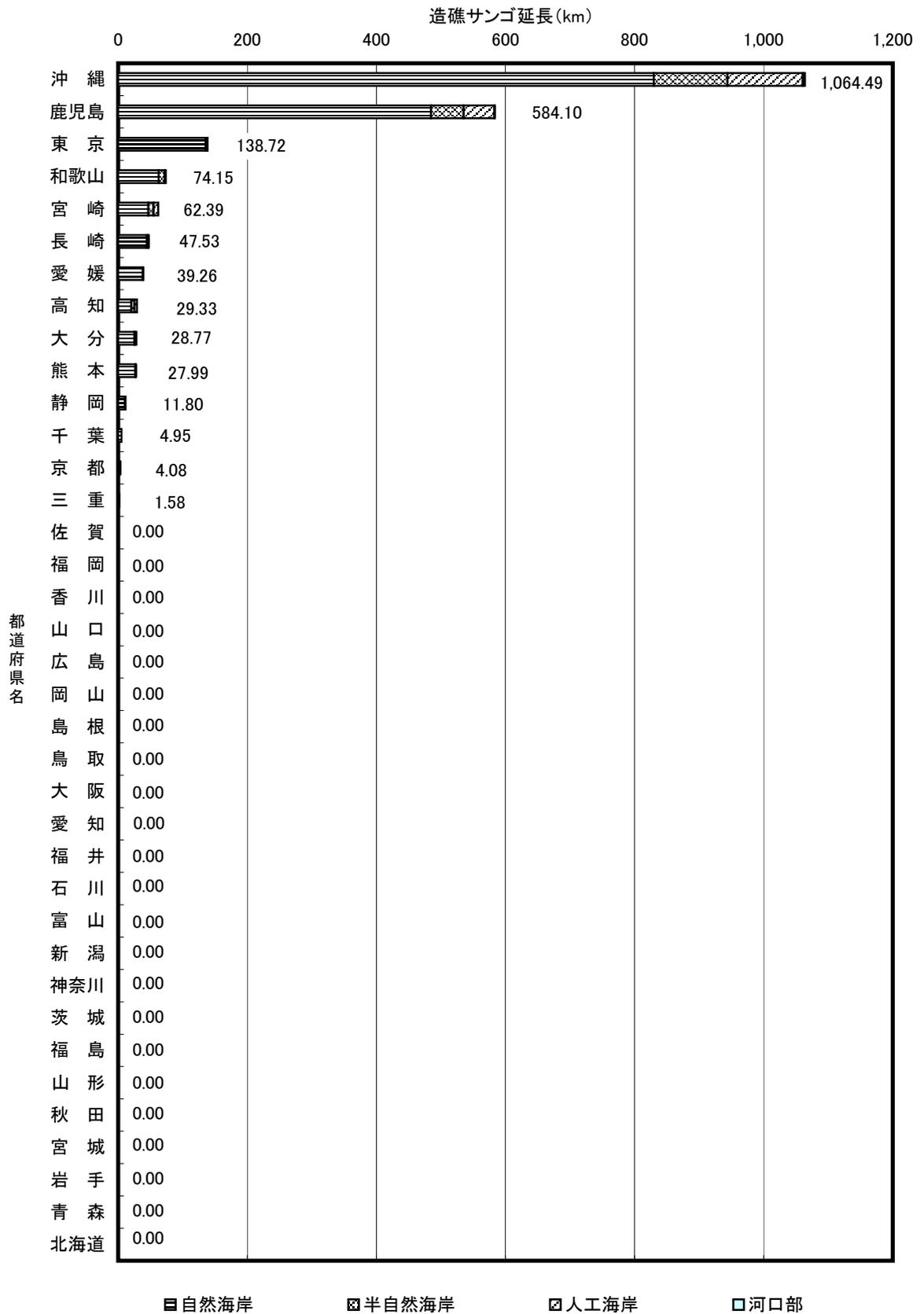
図Ⅲ-2-132 全国の海岸(汀線)区分別藻場延長



図Ⅲ-2-133 都道府県別海岸(汀線)区分別藻場延長



図Ⅲ-2-134 全国の海岸(汀線)区分別造礁サンゴ延長



図Ⅲ-2-135 都道府県別海岸(汀線)区分別造礁サンゴ延長

3. 海辺生物調査

海辺生物調査結果は、データ集に示すとおりである。

IV. 今後の課題

1. 海岸(汀線)延長の計測

今回の調査(第5回自然環境保全基礎調査海辺調査)では、将来の電子地図化を想定して、デジタイザーにより計測区間の始終点の座標値及び計測区間の海岸(汀線)延長を明確にしたが、今後はGIS上での各種データの加工(面積・延長の測定、更新、転記等)を視野に入れた調査手法の検討が必要である。

2. 浅海域環境、海岸改変状況

都道府県からの報告データについては、各種図表と帳票との突合せにより、計測区間の属性データとしてデータベースを作成したことで位置データとリンクできたが、一部にはデータ未整備によるデータ欠落も余儀なくされた。これは、今回の調査における定義の変更、調査要領の変更等に起因するものであるが、今後の調査については同一条件でデータの更新・比較が可能となる。

3. 面積情報と海岸(汀線)延長情報のリンク

海辺環境総合解析におけるクロス集計・解析では、干潟、藻場、造礁サンゴを除く調査結果が海岸(汀線)延長であるため、干潟、藻場、造礁サンゴは面積情報ではなく、それらの分布する計測区間毎の海岸(汀線)延長を用いた。そのため、汀線から沖合いまで干潟、藻場、造礁サンゴが広く分布する場合、これらのボリュームが反映されていない。

この解決方法の1つとしては、これまでの計測区間単位の集計から各区間をグリッド(メッシュ)に変換した集計方法が考えられる。グリッド間隔は海岸改変が表現できる距離(間隔)が適切であろう。このような手法は、計測区間単位での集計や経年変化の把握は困難であるが、市町村、自然公園等の単位での集計、比較・解析は可能である。

このように、今後は干潟、藻場、造礁サンゴ等の面的情報と海岸(汀線)延長との評価軸を検討することが必要である。

4. 点情報と海岸(汀線)延長情報のリンク

海辺利用・法指定等状況調査、海辺環境総合解析におけるクロス集計・解析では、例えば点情報のように計測区間全体にわたって分布していなくとも、それらが含まれる計測区間の海岸(汀線)延長を用いた。そのため、たとえば点情報が同じく1ヶ所であっても、含まれる計測区間が長いほうが高評価となる場合がある。

精度の高い調査結果を取得するためには、このような課題を解決するための点情報と海岸(汀線)延長との評価軸についても検討することが必要である。

参 考 資 料

- 「第5回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査（民間団体委託分）」
(1994 環境庁自然保護局)
- 「第5回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査」
(1995 環境庁自然保護局)
- 「(別冊) 第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査 コード一覧等」
(環境庁自然保護局)

目 次

海辺調査要領	1
海辺調査実施要領	6
I. 海辺環境調査	6
I-1. 浅海域環境調査	7
<別紙1>浅海域環境図作成要領	38
<別紙2>浅海域環境図帳作成要領	42
<別紙3>浅海域環境調査報告書作成要領	44
I-2. 海辺利用・法指定等状況調査	48
<別紙4>海辺利用・法指定等状況図作成要領	73
<別紙5>海辺利用・法指定等状況図帳作成要領	75
<別紙6>海辺利用・法指定等状況調査報告書作成要領	76
I-3. 海岸改変状況調査	78
<別紙7>海岸資料図作成要領	79
<別紙8>海岸資料図帳作成要領	82
II. 海辺生物調査	84
<別紙9>海辺生物調査報告書作成要領	113

第5回自然環境保全基礎調査要綱

海 辺 調 査

(民間団体委託分)

1 9 9 4

環境庁自然保護局

海辺調査要綱

1. 目的

陸域の湿地調査に対応する海域の調査として、浅海域の抽出とその概要把握を行うとともに、全国の海辺の利用・法指定等状況及び海岸線の改変状況を調査する。また、あわせて海岸域における生物の生息状況及び生息環境を調査する。

2. 調査概要

海辺調査は以下の3つの調査から構成される。

(1) 浅海域分布調査

浅海域分布図を作成し、海辺における浅海域の分布状況等を把握する調査。

(2) 海辺環境調査

全国の海辺に関する調査を行い、4種類の海辺環境図及び各調査票等を作成し、海辺の概況を把握する調査。海辺環境調査は、浅海域環境調査、海辺利用・法指定等状況調査及び海岸改変状況調査の3つの調査からなる。

(3) 海辺生物調査

海岸域の生物について、生息状況及び生息環境を把握する調査。

3. 調査実施者

以下の調査は、国が民間団体に委託して実施する。

浅海域分布調査

海辺環境調査のうち海岸改変状況調査の一部

以下の調査は、国が都道府県に委託して実施する。

海辺環境調査のうち浅海域環境調査

海辺利用・法指定等状況調査

海岸改変状況調査の一部

海辺生物調査

4. 調査対象地域

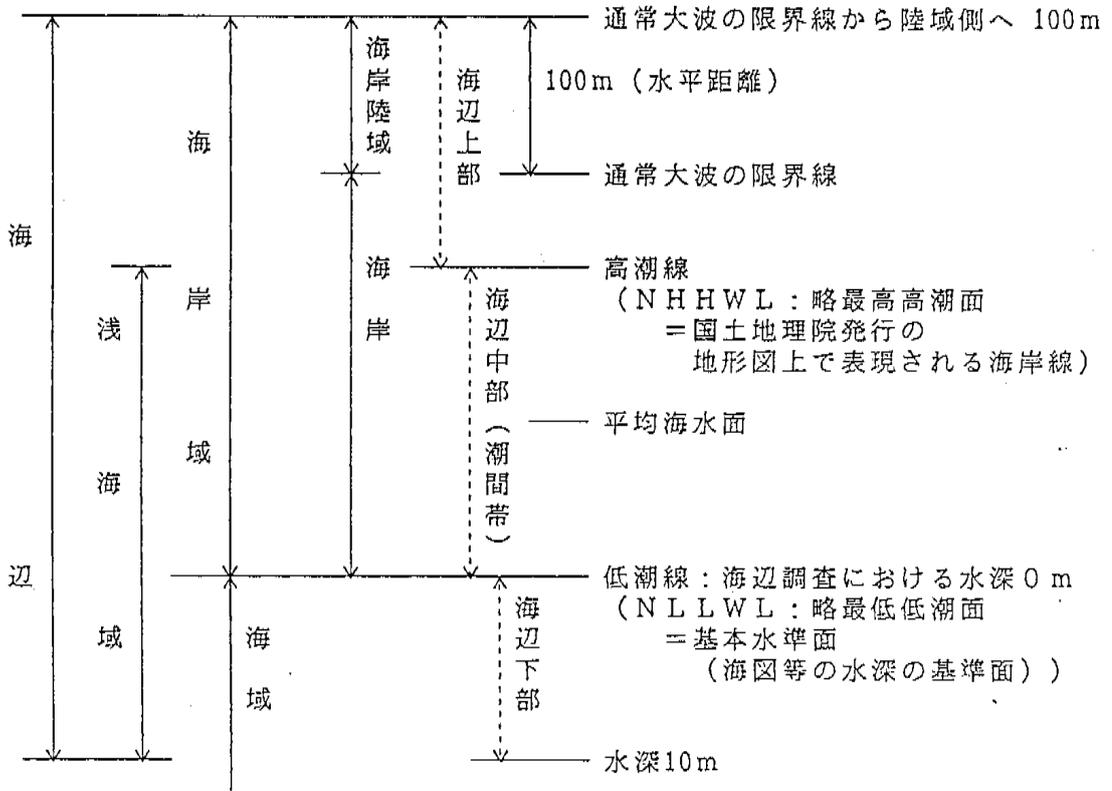
日本沿岸全域を調査対象とする。基本的には沿岸部を擁する39都道府県が対象となるが、造礁サンゴ生育域については、沖縄県、鹿児島県、宮崎県、大分県、熊本県、長崎県、高知県、愛媛県、徳島県、島根県、和歌山県、三重県、静岡県、神奈川県、東京都及び千葉県を対象とし、マングローブ林については、鹿児島県及び沖縄県を対象とする。

5. 深さの基準

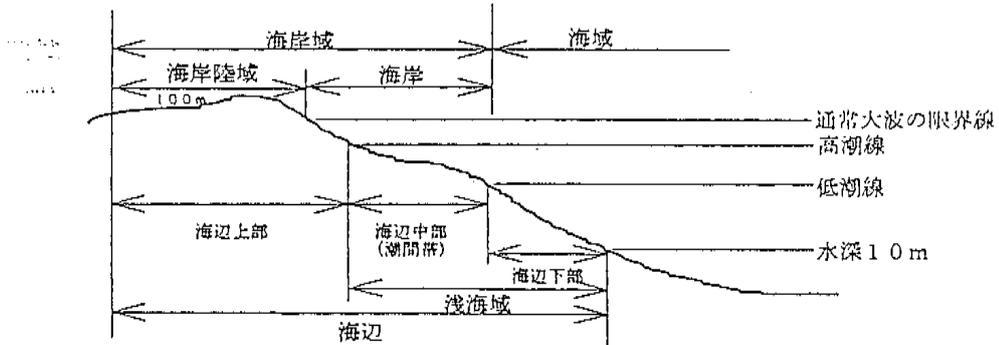
深さの基準は、海上保安庁水路部刊行の海図と同様に、基本水準面（略最低低潮面、Nearly Lowest Low Water Level: NLLWL）を0mとする。

6. 用語の定義

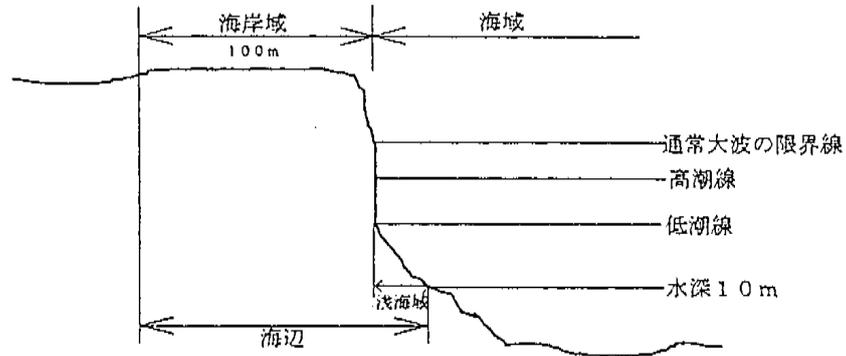
海辺調査において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。それぞれの潮位等の関係を図に示す。



・砂浜海岸の場合



・海食崖の場合



(1) 海辺

海辺とは、水深10mを下限とし、後背する陸域の、通常大波の限界線より陸域側へ100mの線を上限とする範囲とする。

(2) 高潮線

略最高高潮面 (Nearly Highest High Water Level: NHHWL) における水陸の境界線を高潮線とする。国土地理院発行の地形図に描かれている海岸線は高潮線である。

(3) 低潮線

略最低低潮面 (NLWL、基本水準面) における水陸の境界線を低潮線とする。

(4) 浅海域

浅海域とは、海辺のうち水深10mを下限とし、高潮線を上限とする範囲とする。後述の海辺中部と海辺下部を合わせた区域である。

(5) 海辺上部

海辺のうち、高潮線より陸側の区域のことをいう。

(6) 海辺中部

海辺のうち、高潮線と低潮線で挟まれた区域、いわゆる「潮間帯」のことをいう。

(7) 海辺下部

海辺のうち、低潮線と水深10mの等深線で挟まれた区域をいう。

(8) 海岸

低潮線と通常大波の限界線に挟まれた範囲をいう。

(9) 海岸陸域

通常大波の限界線より陸側 100mまでの範囲をいう。

(10) 海岸域

海岸及び海岸陸域の範囲をいう。

(11) 海域

低潮線より沖側の範囲をいう。

7. 調査範囲

原則として海辺の範囲とする。なお、河口部については前述の海辺の定義に該当する部分は調査範囲とする。

但し、浅海域環境調査については、浅海域の部分（高潮線～水深10mまで）のみを対象にする。なお、河口部については、河川法の規定（河川法適用外の河川にも準用）による「河川区域」の最下流部より海側へ水深10mまでを浅海域とする。

8. 調査実施期間

浅海域分布調査については、平成6～7年度に実施する。海辺環境調査及び海辺生物調査については、平成7～8年度に実施する。ただし、海辺環境調査のうち海岸改変状況調査の民間委託分については、平成8～9年度に実施する。

9. 調査方法

海辺調査を構成する3つの調査の調査方法は以下のとおりとし、詳細は海辺調査実施

要領に従う。

(1) 浅海域分布調査

「沿岸の海の基本図」、「海図」とともに、各都道府県より最新の海底地形・底質及び人工構築物等に関する資料を収集し、水深10mまでの等深線、底質、変化した海岸線等についての情報を把握して国土地理院発行の最新の「1/2.5万地形図」に記入し、浅海域分布図を作成する。浅海域分布図をもとに浅海域の面積測定を行い、集計結果を浅海域分布調査報告書にとりまとめる。

(2) 海辺環境調査

第4回海域生物環境調査結果、海辺に係る既存資料等を用いて、以下の3つの調査を実施し、浅海域分布図を基図として、浅海域環境図（地形条件区分図）、浅海域環境図（生物相条件区分図）、海辺利用・法指定等状況図、海岸改変状況図の4種類の海辺環境図を作成するとともに、調査結果を各報告書にとりまとめる。

① 浅海域環境調査

浅海域の環境条件について、地形条件及び生物相条件の観点から調査し、浅海域環境図（地形条件区分図、生物相条件区分図）を作成する。さらに、浅海域環境図及び収集資料をもとに、浅海域の環境条件の分布及び特性把握を行い、浅海域環境調査報告書にとりまとめる。

② 海辺利用・法指定等状況調査

海辺の利用、法指定等状況について調査し、海辺利用・法指定等状況図を作成する。さらに、海辺利用・法指定等状況図及び収集資料をもとに、海辺利用・法指定等の状況把握を行い、海辺利用・法指定等状況調査報告書にとりまとめる。

③ 海岸改変状況調査

海岸域の改変状況等について調査し、海岸改変状況図を作成する。さらに、海岸改変状況図及び収集資料をもとに、海岸改変状況の把握を行い、海岸改変状況調査報告書にとりまとめる。

このうち、海岸改変状況に関する資料収集の一部（海岸資料図の作成）を都道府県が行い、それら収集資料及びその他既存資料を用いて民間団体が調査を行う。

(3) 海辺生物調査

調査地区を、各都道府県ごとに概ね3ヶ所設定し、年2回、大潮の干潮時に方形枠を用いた潮上帯及び潮間帯の生物のトランセクト調査を実施し、調査結果を海辺生物調査報告書にとりまとめる。

10. 調査結果のとりまとめ

調査実施者は調査結果を、各作成要領等に従い以下の図帳及び報告書にとりまとめる。

(1) 浅海域分布調査

- 1) 浅海域分布図帳 ※
- 2) 浅海域分布調査報告書 ※

(2) 海辺環境調査

① 浅海域環境調査

- 1) 浅海域環境図帳
- 2) 浅海域環境調査報告書

② 海辺利用・法指定等状況調査

- 1) 海辺利用・法指定等状況図帳
- 2) 海辺利用・法指定等状況調査報告書

③ 海岸改変状況調査

- 1) 海岸資料図帳
- 2) 海岸改変状況図帳 ※
- 3) 海岸改変状況調査報告書 ※

(3) 海辺生物調査

海辺生物調査報告書

※については民間団体、それ以外については都道府県がとりまとめる。

11. 調査結果の報告

調査実施者は、調査結果をとりまとめ、各報告書及び各図帳各2部（正本、写各1部）を各作成要領により作成し、当該年度の3月末日までに環境庁自然保護局長あてに提出する。

海辺調査実施要領

〈通則〉

第5回自然環境保全基礎調査海辺調査は、この実施要領に従って実施する。

Ⅰ．浅海域分布調査

〈調査のねらい〉

種々の情報を書き込む海辺環境図の基図となる浅海域分布図を作成するとともに、浅海域の分布状況等を把握する。

〈調査内容及び調査方法〉

1. 「地形図」、「海図」及び「沿岸の海の基本図」の収集

国土地理院発行の最新の「1/2.5万地形図」、海上保安庁水路部刊行の最新の「海図」及び同「沿岸の海の基本図」を収集する。

2. その他資料収集

各都道府県より、「海図」、「沿岸の海の基本図」以外の、海底地形・底質、人工構築物及び河川区域に関する既存資料の収集を行う。

平成5年度に、環境庁自然保護局自然環境調査室が作成した「海辺に関する資料の所在についての一覧表」及び海上保安庁水路部作成の沿岸域の海洋情報（『所在情報管理システム』フロッピーディスク版）に掲載されている最新の既存資料、最新の「海図」及び「沿岸の海の基本図」刊行以降に深淺測量・底質調査によって作成された最新の海底地形図、底質図等並びに最新の空中写真を収集する。また、最新の「1/2.5万地形図」の発行以降に建設された突堤、離岸堤等の人工構築物及び平成8年までに建設完了予定の人工構築物の計画図面等も対象とする。このほか、河川区域に関する図面等を収集する。なお、資料対象の図面の縮尺は、1/2,500～1/50,000を原則とする。対象となる参照図面の例を以下に示す。

〈浅海域分布調査において参照すべき既存資料の例（ ）内は作成機関〉

- ・北海道漁場図（北海道水産部）
- ・沿岸海域地形図（国土地理院）
- ・沿岸海域土地条件図（国土地理院）
- ・〇〇湾深淺測量（〇〇県水産部）
- ・〇〇漁港深淺測量（〇〇県水産部）
- ・平成5年度海辺調査に関する資料の所在についての一覧表
（環境庁自然環境調査室）
- ・所在情報管理システム（海上保安庁水路部）
- ・河川台帳図（建設省工事事務所、都道府県土木部、〇〇県〇〇土木事務所等）
- ・河川区域図（都道府県土木部、〇〇県〇〇土木事務所等）
- ・その他

但し、収集資料の使用優先順序は、「沿岸の海の基本図」を使用を基本とするが、区域について重複する資料については年度の新しいものを使用する。

3. 浅海域分布図（素図）の作成

浅海域分布図（素図）（以下「素図」と称す。）の作成は、〈別紙1〉浅海域分布図作成要領に従うものとする。

4. 作成図面の確認

調査実施機関は、「素図」の青焼きを各都道府県に送付する。都道府県は、記載内容に誤りがあれば、該当する箇所を赤ボールペンで修正し、調査実施機関へ返送する。

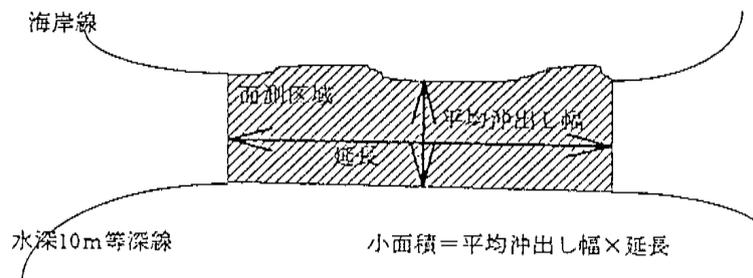
5. 浅海域分布図の作成

各都道府県により修正された「青焼き素図」を基に「素図」を修正し、浅海域分布図を作成する。作成した浅海域分布図は、フィルム（スターマツトDX、S300等）に複写する。

6. 浅海域の面積集計

浅海域分布図をもとに、各都道府県別に地図番号・海域区分・市町村毎に浅海域の面積測定（以下「面測」と称す。）を行う。

面積は、浅海域分布図上の浅海域を、海辺中部と海辺下部に分けて、日林協式点格子板、またはプラニメータを用いて読み取るものとする。なお小面積の区域にあたっては、平均沖出し幅×延長による概算値としてさしつかえない。



7. 調査結果のとりまとめ

- (1) 浅海域分布図を、＜別紙2＞浅海域分布図帳作成要領に従い編綴する。
- (2) 浅海域の面積集計結果、使用資料等について、＜別紙3＞浅海域分布調査報告書作成要領に従いとりまとめる。

<別紙 1 >

浅海域分布図作成要領

〈作成方法〉

1. 浅海域分布図の原図は、必ず国土地理院発行の最新の 1/2.5万地形図（以下、地形図と称す。）をフィルム（スターマット D X、S300等）に複写して作成する。
2. 地形図に表現された範囲が複数都府県にまたがる場合は、該当する各都府県についてそれぞれ原図を作成する。その際、他都府県の範囲に、黒インクで粗いハッチを施し当該都府県の範囲と区別する。地形図において、都府県界が、浅海域分布図に表現する最深の等深線に至るまで描画されていない場合は、原則として、海岸線に直行する方向に界線があるものとみなす。
3. 使用インクは、整飾部については黒インク、記号については薄黒インクとする。なお薄黒インクは黒インクを適量の水で薄め、硬化剤を加えて作成する。
4. 原図への表示内容については、以下の図式及び作業方法並びに浅海域分布図参考例に従うものとする。
5. 収集した図面資料からの移写を行う際には、必要に応じ、図面を 1/2.5万の縮尺に拡大・縮小した後に行う。

〈図式及び作業方法〉

1. 整飾

(1) 地図番号

標準地域メッシュによる 2 次メッシュコード（6桁）を記入する。地形図によってメッシュコードが複数にまたがる場合は、若い番号順に複数のメッシュコードを記入する。

(2) 作成年度

作成した年度を西暦で記入する。

(3) 都道府県名

作成図面の属する都道府県名 1 つを記入する。

(4) 行政コード・市町村名

当該地形図に出現するすべての市町村の「行政コード（5桁）」及び「市町村名」を記入する（「行政コード」については、自治省編「全国地方公共団体コード」に基づくコードを参照のこと。）。

(5) 潮位関係

各地形図を代表する沿岸の 1 地点の平均海水面と基本水準面の関係を海上保安庁水路部刊行の「沿岸の海の基本図」、同図が刊行されていない海域については海上保安庁水路部刊行の「海図」にならい、『基本水準面（0 m）は平均海水面下 ____ m である。』の形で記入する。あわせて、使用した資料の名称、作成機関及び発行年月等を記入する。また、東京湾中等潮位（TP）も含め、潮位関係図を描画する。

(6) 凡例

等深線及び底質記号の凡例を記入する。

2. 記号

(1) 等深線

等深線の描画は、収集した図面資料からの移写により行う。

移写資料は、原則として、海上保安庁水路部刊行の「沿岸の海の基本図」を使用し、

該当する図面のない海域については海上保安庁水路部刊行の「海図」等を使用する。

基本水準面（低潮線）を 0m とし、低潮線より水深 10m までの範囲の等深線を原図に移写する。遠浅の海で、該当する等深線が地形図外にはみでる場合は、フィルムまたはトレーシング・ペーパーを原図に継ぎ足し移写する。地形図外で独立する水深 10m 以浅の浅礁については移写しない。

等深線の表現については以下のとおりとする。

主曲線（5m ごと）：幅 0.3mm の実線
 補助曲線（2.5m ごと）：幅 0.2mm の破線
 間曲線（1m ごと）：幅 0.2mm の実線

海岸が急崖になっていて、海底が急に深くなるようなところで、「沿岸の海の基本図」、「海図」等において 10m の等深線が描画されていない地域に限っては、可能であれば、20m、50m の等深線に移写する。

計曲線（50m ごと）：幅 0.4mm の実線

等深線の適当な場所に等深線数値を表示する。凹地曲線はできる限り表示する。

(2) 底質

底質の表示は、原則として収集した資料の中からの移写等により行う。

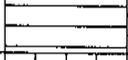
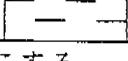
1) 作業の原則

移写資料は、原則として、海上保安庁水路部刊行の「沿岸の海の基本図」を使用することとし、該当する図面のない地域については海上保安庁水路部刊行の「海図」等を使用して、それらの図に示された底質情報を移写する。また、干潟分布域及びサンゴ礁分布域については、第 4 回海域生物環境調査結果から、底質情報を移写する。

収集図面において、底質が記号で表示されている場合は、原図の同じ場所に記号で表示し、底質が模様等で面的に表示されている場合は、原図の同じ範囲を模様で表示する。

移写は、点より面的に表示されている図面を優先するものとし、より最新の図面の表示内容を優先するものとする。

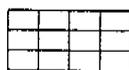
底質の区分及び表現は下表のとおりとする。

底質区分	点的表現		面的表現					
	記号	字体の大きさ (mm 角)	線幅 (mm)	間隔 (mm)	線柄	線種	模様	界線
岩	R	3	0.1	3	45° 斜線	実線		0.1mm の実線
礫	G	3	0.1	3	直径 1mm の丸	実線		0.1mm の実線
砂	S	3	0.1	3	横線	実線		0.1mm の実線
泥	M	3	0.1	3	縦線	実線		0.1mm の実線
粘土	Cy	3	0.1	3	横線	4.5mm の破線		0.1mm の実線

※ 2 種以上の底質で表現する場合は、例えば『砂泥』は以下のようにする。

記号：SM

模様：



2)沿岸の海の基本図及び海図からの移写

「沿岸の海の基本図」及び「海図」における底質区分から上記の底質区分への読みかえは下表のとおりとする。

底質 区分	海上保安庁水路部	
	沿岸の海の基本図	海図
岩	岩(R)	岩(R)
礫	大礫(St)、粗礫(Sn)、 中礫(G)、細礫(Gr)	石(St)、中礫(P) 礫(G)
砂	粗砂(cS)、中砂(S)、 細砂(fS)	粗砂(cS)、中砂(S)、 細砂(fS)
泥	泥(M)	軟泥(Oz)、泥(M)
粘土	粘土(Cy)	粘土(Cy)

3)第4回海域生物環境調査結果からの移写

第4回海域生物環境調査で作成した現存干潟調査票、干潟分布図及びサンゴ礁分布図から以下の区分に従い底質の移写を行う。干潟の底質については、分布域は干潟分布図から分布域界線の移写を行い、底質区分は現存干潟調査票から読みとり、原図上に面的に表示する。

底質 区分	第4回海域生物環境調査	
	現存干潟調査票	サンゴ礁分布図
岩		沈水裸岩、干出裸岩
礫	礫	れき底
砂	砂	砂底
泥	泥	泥底
粘土		

サンゴ礁分布図における生育サンゴ群集、死サンゴ、海草、海藻等は、底質ではないので移写の対象としない。

4) その他の収集図面からの移写

その他の収集図面からの移写は、以下の参考区分例に従い行う。

底質 区分	北海道水産部	国土地理院	
	北海道漁場図	沿岸海域地形図	沿岸海域土地条件図
岩	岩、てん石	岩石、熔岩	
礫	粗礫、細礫	大礫、中礫、礫、細礫	
砂	粗砂、中砂、 細砂	粗砂、中砂、細砂	
泥	泥	シルト、ヘドロ	
粘土		粘土	

「沿岸海域地形図」及び「沿岸海域土地条件図」の火山噴石、軽石及びスコリアについては、底質移写の対象としない。

(3) 人工構築物の追加・修正

収集した人工構築物についての資料をもとに、最新の地形図以降の突堤、離岸堤等の人工構築物の経年変化状況（新たな建設、設置位置の変更等）を地形図の表現に準じ、従前の描画線等をカッター等を用いて削除の上、幅 0.3mmの線で追加・修正表示する。

(4) 海域名・海域コード区分・海域界

浅海域分布図参考例にならい、全浅海域分布図に必ず「海域名」及び「海域区分コード」（別冊「海域区分コード一覧」及び「8海区・海域区分図」参照）を記入する。海域区分の界線は、浅海域分布図参考例にならい幅 0.5mmの実線で、海岸線に直交する方向に、海岸線から最深の等深線よりさらに沖へ図上 5cm程度延長して描画する。

(5) 市町村界等

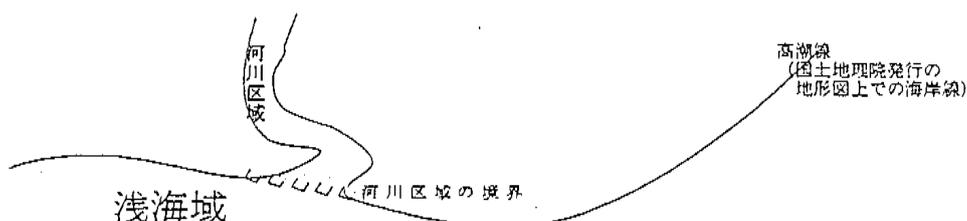
浅海域分布図参考例にならい、地形図と同じ表現で、海岸線に直行する方向に、陸域の市町村界を幅 0.1mmの ----- 線で、都道府県界を幅 0.1mmの $\times\times\times\times\times$ 線で海側の最深の等深線よりさらに沖へ図上 5cm程度延長して描画する。

市町村界と海岸線との交点の海側の市町村界の両側に、行政コードを記入する。

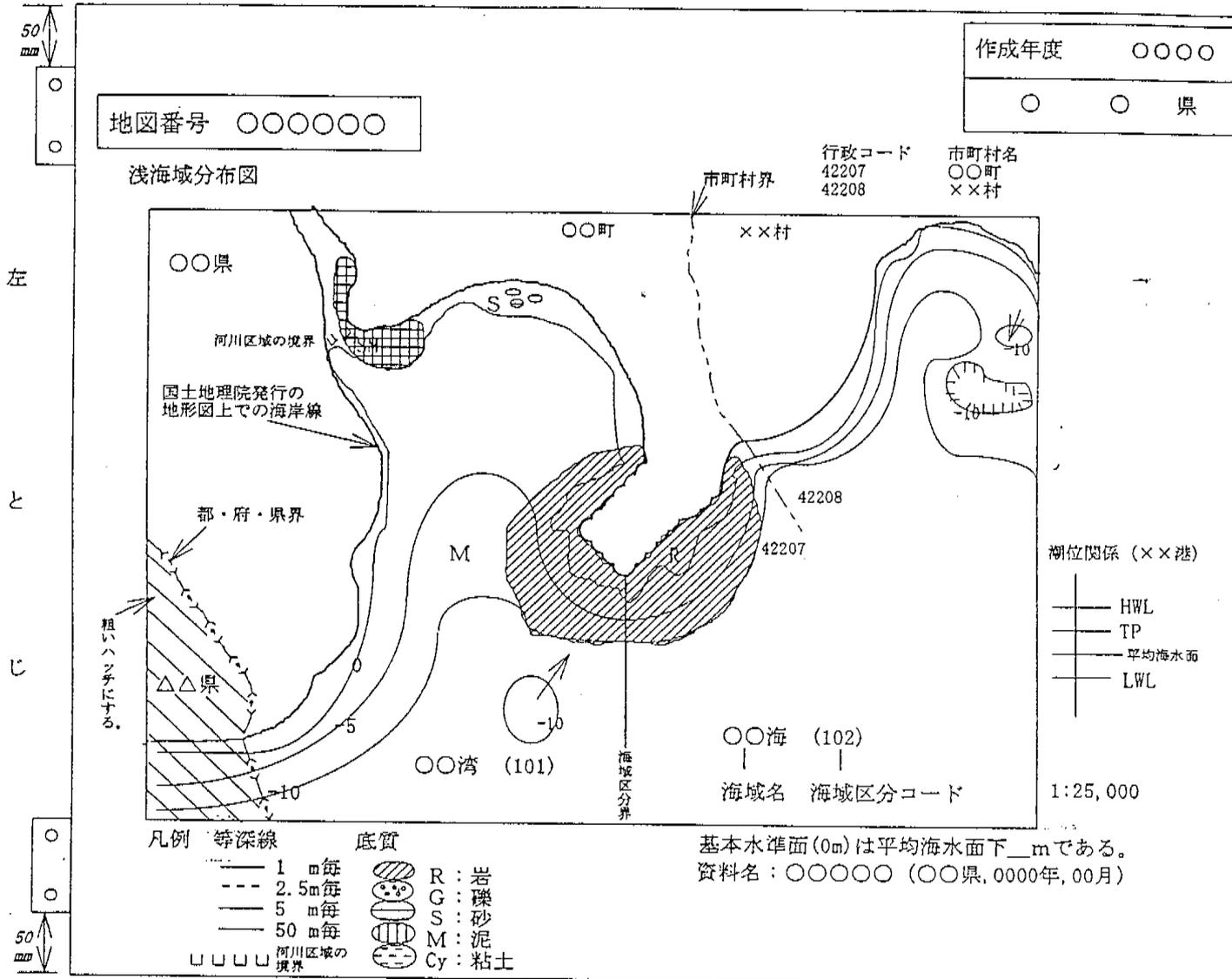
(6) 河川区域の境界

浅海域分布図参考例にならい、河川台帳図等の資料を参考に、河川区域の最下流部を河川区域と浅海域との境界とし、幅 0.1mmの □□ 線を地図上に描画する。但し、河川区域が不明な場合には、高潮線を直線的につないで代用しても良い。

例



<浅海域分布図参考例>



<別紙 2 >

浅海域分布図帳作成要領

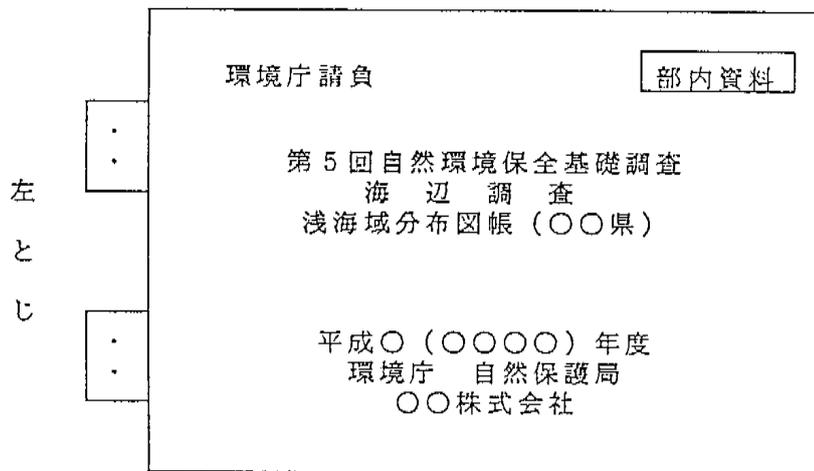
浅海域分布図帳は、都道府県ごとに作成する。

1. 表紙及び裏表紙

表紙は、縦51cm、横59cmの白の板紙とする。

様式は下図のものとし、タイトルは、黒で記入する。(サインペンによる手書きでよい。)

裏表紙は、厚手のボール紙を使用する。



(注) 一冊に編綴できない場合は分冊としてよいが、適宜一連番号を付すこと。

2. とじ具

各図面の左端にクリップテープ(コクヨ、ター60N等)を用いてとじ代を2ヶ所設ける。

3. 折り込み

図面の継ぎ足しの結果上記のサイズに収まらない図面については、はみ出し部分を透明テープ等で留め、折り込むこととする。

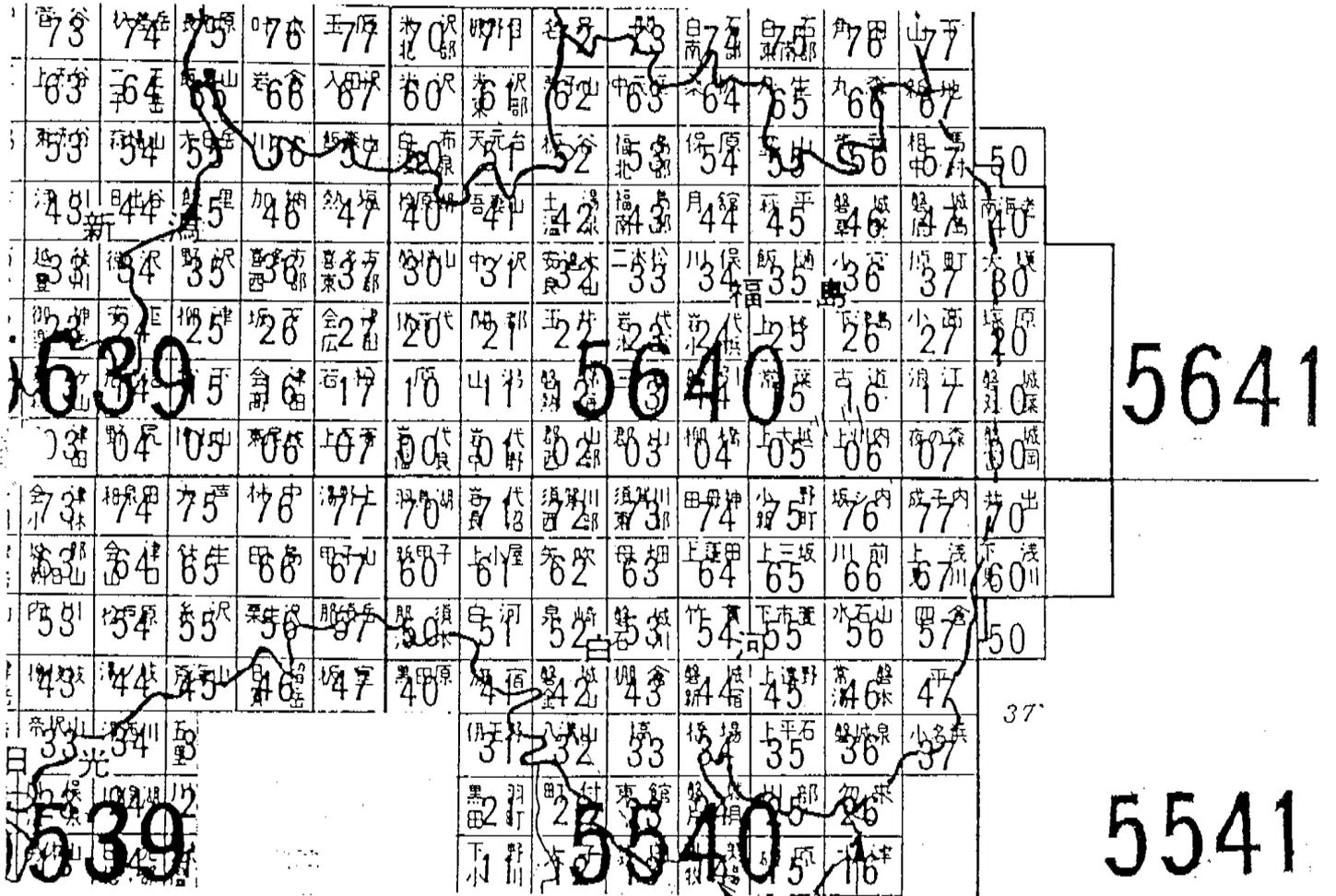
4. 配列

配列は以下の順とする。

- (1) 表紙
- (2) 地図番号図(次頁を参照のこと。)
- (3) 浅海域分布図(地図番号の順とする。)
- (4) 裏表紙

地図番号図（例：福島県）

該当する都道府県を（財）日本地図センター発行「標準地域メッシュコード一覧図」より適宜拡大複写を行い、表紙の裏に貼り付け、地図番号図を作成する。

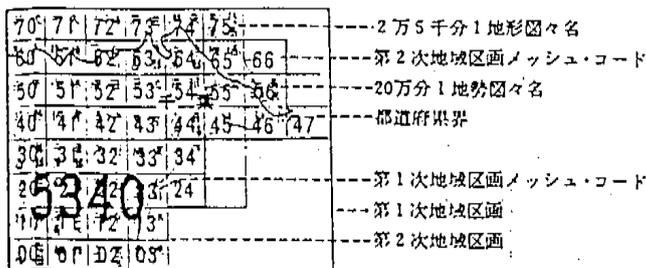


「26」が2次メッシュコード
「5540」が1次メッシュコード

地図名「勿来」の場合、地図番号は「554026」になる。

- 1次メッシュの範囲とは、一般的には国土地理院発行の1/20万地勢図に相当する。
- 2次メッシュの範囲とは、一般的には国土地理院発行の1/2.5万地形図に相当する。

凡例



<別紙 3 >

浅海域分布調査報告書作成要領

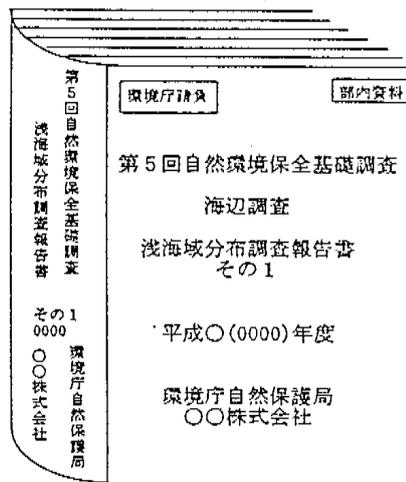
1. 規格

A 4 版、左とじ、横書きとする。

なお、ワープロの場合、1 頁につき 40 行×40 字を原則とする。

2. 表紙及び背文字

表紙（及び裏表紙）は、ブルー、A 4 ファイル（ライオン、No.5108、A4-S等）を使用し、タイトル、背文字等を下図の様式により記入する。文字は黒サインペンの手書きでよい。



(注) 一冊に編綴できない場合には分冊とし、表紙に適宜分冊番号を付すこと。

3. 配 列

報告書における各項目の配列は以下のとおりとする。

(0) 目次

(1) 調査実施方法の概要

(2) 各都道府県の浅海域分布等

1) 〇〇県の浅海域分布等

① 〇〇県の浅海域分布等

② 浅海域分布一覧表

2) △△県の浅海域分布等

①

②

〈 〇〇県 〉 < 該当都道府県 >

(3) 資料リスト

(4) 調査担当者名簿

4. 調査結果とりまとめの方法

(0) 目次 (略)

(1) 調査実施方法の概要

資料収集、図面作成の方法及び面測方法について記述する。

(2) ~ (40) ○○県の浅海域分布等

海辺調査の対象域を擁する39都道府県それぞれについて、浅海域の分布状況等を取りまとめる。

1) ○○県の浅海域分布等

○○県における浅海域（海辺中部及び下部）の面積・分布状況及び底質状況について、浅海域分布図等をもとに総括的に記述する。なお、記述は原則として海域区分ごとに行う。

2) 浅海域分布一覧表

以下の例にならい、地図番号順に、浅海域の面積集計結果を地図ごとに各海域に分け、さらに市町村に分けて整理する。

浅海域分布一覧表

地図名	地図番号	海域名	海域区分コード	市町村名	行政コード	浅海域(ha)		
						海辺中部	海辺下部	合計
熱海	523950	相模湾	503	真鶴町	14383	22.1	100.2	122.3
熱海	523950	相模湾	503	湯河原町	14384	38.4	30.5	68.9
三浦・三崎	523955	東京湾	502	三浦市	14210	22.3	303.1	325.4
三浦・三崎	523955	相模湾	503	三浦市	14210	38.1	350.0	388.1
小田原南部	523961	相模湾	503	小田原市	14206	25.2	136.7	161.9
秋谷	523964	相模湾	503	横須賀市	14201	20.3	50.4	70.7
秋谷	523964	相模湾	503	三浦市	14210	40.1	200.2	240.3
秋谷	523964	相模湾	503	葉山町	14301	5.3	80.4	85.7
浦賀	523965	東京湾	502	横須賀市	14201	10.0	90.1	100.1
浦賀	523965	東京湾	502	三浦市	14210	40.3	100.4	140.7
浦賀	523965	相模湾	503	横須賀市	14201	—	35.2	35.2
川崎	533925	東京湾	502	川崎区	14131	—	50.3	50.3
東京国際空港	533926	東京湾	503	川崎区	14131	—	20.4	20.4
合 計						400.3	10000.5	10400.8

(注意)

(1) 水深10mの等深線がなく、水深20m、50mの等深線が描画されている急崖地形のような区域については、浅海域面積は「0」とする。

(2) 海辺中部（潮間帯）については、高潮線と低潮線の間の区域を面測する。ただし、高潮線と低潮線の幅がなく面測不可能な区域については「0」とは記入せず

「-」と記入する。

- (3) 海辺下部については、低潮線と水深10mの等深線間の区域を面測する。
- (4) 浅海域の合計欄には、海辺中部と海辺下部の面積の合計を記入する。
- (5) 単位はhaとし、数値は小数点以下第1位まで記入する。

3) 浅海域分布一覧表 (市町村別)

以下の例にならい、2)浅海域分布一覧表をもとに、行政コード番号順に市町村ごとの浅海域の面積を集計する。

浅海域分布一覧表 (市町村別)

市町村名	行政コード	海域名	海域コード	浅海域(ha)		
				海辺中部	海辺下部	合計
鶴見区	14101	東京湾	5 0 2	45.2	20.3	65.5
神奈川区	14102	東京湾	5 0 2	5.1	40.7	45.8
横浜市 (小計)	14100	東京湾	5 0 2	80.2	200.3	280.5 (注1)
川崎区	14131	東京湾	5 0 2	30.6	100.1	130.7
横須賀市	14201	東京湾	5 0 2	40.3	200.3	240.6
横須賀市	14201	相模湾	5 0 3	20.2	85.0	105.2
横須賀市 (小計)	14201			62.7	502.3	565.0 (注2)
平塚市	14202	相模湾	5 0 3	60.1	200.1	260.2
湯河原町	14384	相模湾	5 0 3	38.3	30.4	68.4
合 計				400.3	10000.5	10400.8

(注1) 指定都市 (例:横浜市、神戸市) の区については、特別区ごとの集計を行い、小計として指定都市全体の浅海域の面積を計上する。

(注2) 複数の海域にまたがる市町村 (例:横須賀市、三浦市) については、海域ごとの集計を行い、小計として市町村全体の浅海域面積を計上する。

4) 浅海域分布一覧表 (海域別)

以下の例にならい、3)浅海域分布一覧表 (市町村別) をもとに、海域コード番号順に海域ごとの浅海域の面積を集計する。

浅海域分布一覧表 (海域別)

海域名	海域コード	浅海域(ha)		
		海辺中部	海辺下部	合計
東京湾	5 0 2	150.1	3000.3	3150.4
相模湾	5 0 3	250.2	7000.2	7250.4
合 計		400.3	10000.5	10400.8

(41) 資料リスト

調査で参考にした資料・文献について記載する。

資料番号	著者名	発行年	資料名
1	海上保安庁水路部	1979	沿岸の海の基本図「相模湾」 (1/50,000)
2	海上保安庁水路部	1973	沿岸の海の基本図「浦賀水道」 (1/50,000)
3	神奈川県	1993	横須賀港湾深淺測量 (1/5,000)

地図の場合は、縮尺を記入すること。

(42) 調査担当者名簿

調査に従事した者全員について、氏名、所属及び担当分野を記入する。

番号	氏名	所 属	担 当 分 野
1	海辺 太郎	〇〇株式会社 環境部	浅海分布図作成
2	磯野 波子	〇〇株式会社 環境部	資料収集

第5回自然環境保全基礎調査要綱

海 辺 調 査

1995

環境庁自然保護局

目 次

海辺調査要綱	1
海辺調査実施要領	6
I. 海辺環境調査	6
I - 1. 浅海域環境調査	7
<別紙 1> 浅海域環境図作成要領	3 8
<別紙 2> 浅海域環境図帳作成要領	4 2
<別紙 3> 浅海域環境調査報告書作成要領	4 4
I - 2. 海辺利用・法指定等状況調査	4 8
<別紙 4> 海辺利用・法指定等状況図作成要領	7 3
<別紙 5> 海辺利用・法指定等状況図帳作成要領	7 5
<別紙 6> 海辺利用・法指定等状況調査報告書作成要領	7 6
I - 3. 海岸改変状況調査	7 8
<別紙 7> 海岸資料図作成要領	7 9
<別紙 8> 海岸資料図帳作成要領	8 2
II. 海辺生物調査	8 4
<別紙 9> 海辺生物調査報告書作成要領	1 1 3

海辺調査要綱

1. 目的

陸域の湿地調査に対応する海域の調査として、浅海域の抽出とその概要把握を行うとともに、全国の海辺の利用・法指定等状況及び海岸線の改変状況を調査する。また、あわせて海岸域における生物の生息状況及び生息環境を調査する。

2. 調査概要

海辺調査は以下の3つの調査から構成される。

(1) 浅海域分布調査

浅海域分布図を作成し、海辺における浅海域の分布状況等を把握する調査。

(2) 海辺環境調査

全国の海辺に関する調査を行い、4種類の海辺環境図及び各調査票等を作成し、海辺の概況を把握する調査。海辺環境調査は、浅海域環境調査、海辺利用・法指定等状況調査及び海岸改変状況調査の3つの調査からなる。

(3) 海辺生物調査

海岸域の生物について、生息状況及び生息環境を把握する調査。

3. 調査実施者

以下の調査は、国が民間団体に委託して実施する。

浅海域分布調査

海辺環境調査のうち海岸改変状況調査の一部

以下の調査は、国が都道府県に委託して実施する。

海辺環境調査のうち浅海域環境調査

海辺利用・法指定等状況調査

海岸改変状況調査の一部

海辺生物調査

4. 調査対象地域

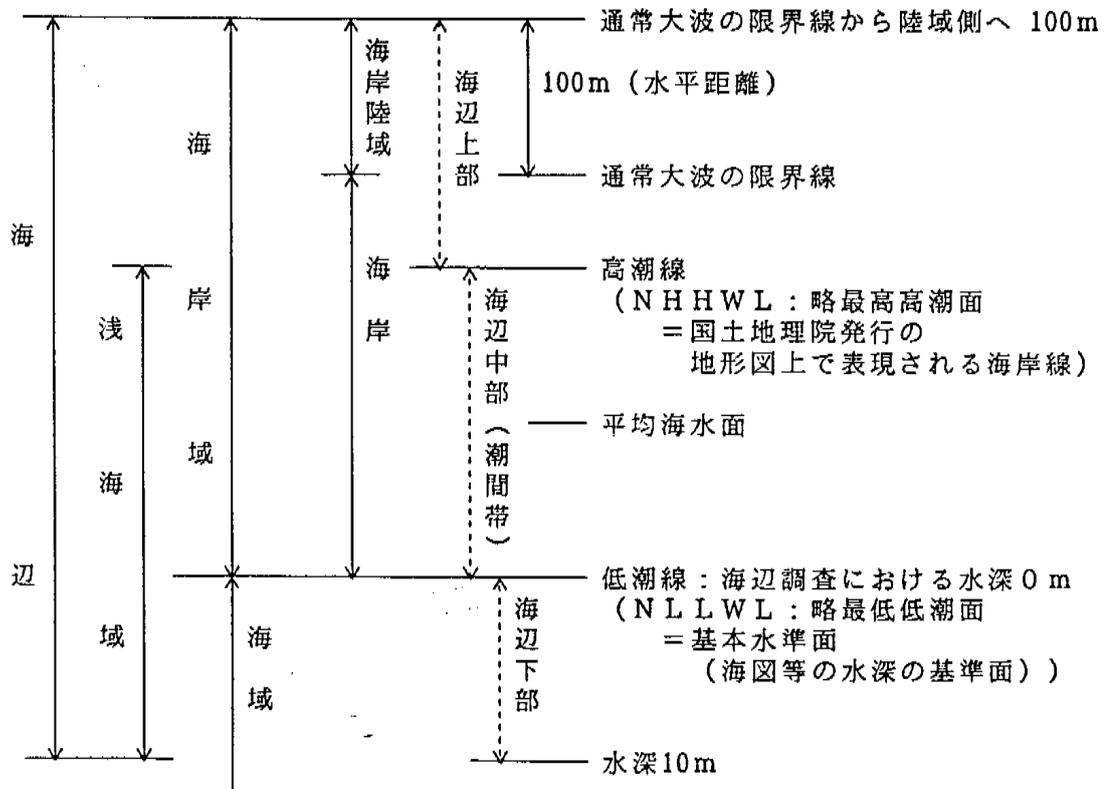
日本沿岸全域を調査対象とする。基本的には沿岸部を擁する39都道府県が対象となるが、造礁サンゴ生育域については、沖縄県、鹿児島県、宮崎県、大分県、熊本県、長崎県、高知県、愛媛県、徳島県、島根県、和歌山県、三重県、静岡県、神奈川県、東京都及び千葉県を対象とし、マングローブ林については、鹿児島県及び沖縄県を対象とする。

5. 深さの基準

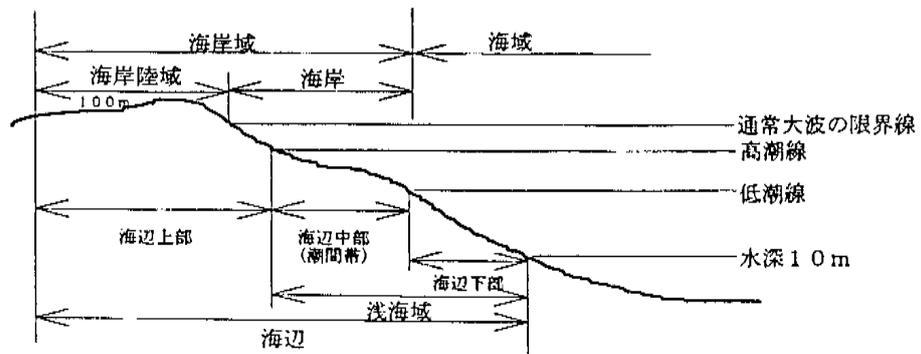
深さの基準は、海上保安庁水路部刊行の海図と同様に、基本水準面（略最低低潮面、Nearly Lowest Low Water Level: N L L W L）を0mとする。

6. 用語の定義

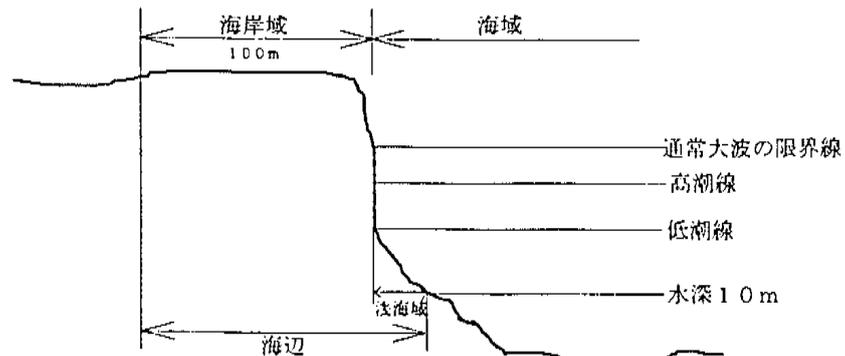
海辺調査において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。それぞれの潮位等の関係を図に示す。



・砂浜海岸の場合



・海食崖の場合



(1) 海辺

海辺とは、水深10mを下限とし、後背する陸域の、通常大波の限界線より陸域側へ100mの線を上限とする範囲とする。

(2) 高潮線

略最高高潮面 (Nearly Highest High Water Level: N H H W L) における水陸の境界線を高潮線とする。国土地理院発行の地形図に描かれている海岸線は高潮線である。

(3) 低潮線

略最低低潮面 (N L L W L、基本水準面) における水陸の境界線を低潮線とする。

(4) 浅海域

浅海域とは、海辺のうち水深10mを下限とし、高潮線を上限とする範囲とする。後述の海辺中部と海辺下部を合わせた区域である。

(5) 海辺上部

海辺のうち、高潮線より陸側の区域のことをいう。

(6) 海辺中部

海辺のうち、高潮線と低潮線で挟まれた区域、いわゆる「潮間帯」のことをいう。

(7) 海辺下部

海辺のうち、低潮線と水深10mの等深線で挟まれた区域をいう。

(8) 海岸

低潮線と通常大波の限界線に挟まれた範囲をいう。

(9) 海岸陸域

通常大波の限界線より陸側 100mまでの範囲をいう。

(10) 海岸域

海岸及び海岸陸域の範囲をいう。

(11) 海域

低潮線より沖側の範囲をいう。

7. 調査範囲

原則として海辺の範囲とする。なお、河口部については前述の海辺の定義に該当する部分は調査範囲とする。

但し、浅海域環境調査については、浅海域の部分（高潮線～水深10mまで）のみを対象にする。なお、河口部については、河川法の規定（河川法適用外の河川にも準用）による「河川区域」の最下流部より海側へ水深10mまでを浅海域とする。

8. 調査実施期間

浅海域分布調査については、平成6～7年度に実施する。海辺環境調査及び海辺生物調査については、平成7～8年度に実施する。ただし、海辺環境調査のうち海岸改変状況調査の民間委託分については、平成8～9年度に実施する。

9. 調査方法

海辺調査を構成する3つの調査の調査方法は以下のとおりとし、詳細は海辺調査実施

要領に従う。

(1) 浅海域分布調査

「沿岸の海の基本図」、「海図」とともに、各都道府県より最新の海底地形・底質及び人工構築物等に関する資料を収集し、水深10mまでの等深線、底質、変化した海岸線等についての情報を把握して国土地理院発行の最新の「1/2.5万地形図」に記入し、浅海域分布図を作成する。浅海域分布図をもとに浅海域の面積測定を行い、集計結果を浅海域分布調査報告書にとりまとめる。

(2) 海辺環境調査

第4回海域生物環境調査結果、海辺に係る既存資料等を用いて、以下の3つの調査を実施し、浅海域分布図を基図として、浅海域環境図（地形条件区分図）、浅海域環境図（生物相条件区分図）、海辺利用・法指定等状況図、海岸改変状況図の4種類の海辺環境図を作成するとともに、調査結果を各報告書にとりまとめる。

①浅海域環境調査

浅海域の環境条件について、地形条件及び生物相条件の観点から調査し、浅海域環境図（地形条件区分図、生物相条件区分図）を作成する。さらに、浅海域環境図及び収集資料をもとに、浅海域の環境条件の分布及び特性把握を行い、浅海域環境調査報告書にとりまとめる。

②海辺利用・法指定等状況調査

海辺の利用、法指定等状況について調査し、海辺利用・法指定等状況図を作成する。さらに、海辺利用・法指定等状況図及び収集資料をもとに、海辺利用・法指定等の状況把握を行い、海辺利用・法指定等状況調査報告書にとりまとめる。

③海岸改変状況調査

海岸域の改変状況等について調査し、海岸改変状況図を作成する。さらに、海岸改変状況図及び収集資料をもとに、海岸改変状況の把握を行い、海岸改変状況調査報告書にとりまとめる。

このうち、海岸改変状況に関する資料収集の一部（海岸資料図の作成）を都道府県が行い、それら収集資料及びその他既存資料を用いて民間団体が調査を行う。

(3) 海辺生物調査

調査地区を、各都道府県ごとに概ね3ヶ所設定し、年2回、大潮の干潮時に方形枠を用いた潮上帯及び潮間帯の生物のトランセクト調査を実施し、調査結果を海辺生物調査報告書にとりまとめる。

10. 調査結果のとりまとめ

調査実施者は調査結果を、各作成要領等に従い以下の図帳及び報告書にとりまとめる。

(1) 浅海域分布調査

- 1) 浅海域分布図帳 ※
- 2) 浅海域分布調査報告書 ※

(2) 海辺環境調査

① 浅海域環境調査

- 1) 浅海域環境図帳
- 2) 浅海域環境調査報告書

② 海辺利用・法指定等状況調査

- 1) 海辺利用・法指定等状況図帳
- 2) 海辺利用・法指定等状況調査報告書

③ 海岸改変状況調査

- 1) 海岸資料図帳
- 2) 海岸改変状況図帳 ※
- 3) 海岸改変状況調査報告書 ※

(3) 海辺生物調査

海辺生物調査報告書

※については民間団体、それ以外については都道府県がとりまとめる。

11. 調査結果の報告

調査実施者は、調査結果をとりまとめ、各報告書及び各図帳各2部（正本、写各1部）を各作成要領により作成し、当該年度の3月末日までに環境庁自然保護局長あてに提出する。

海辺調査実施要領

〈通則〉

第5回自然環境保全基礎調査海辺調査は、この実施要領に従って実施する。

I . 海辺環境調査

海辺環境調査は、浅海域環境調査、海辺利用・法指定等状況調査、海岸改変状況調査の3つから構成する。

- I - 1 浅海域環境調査
- I - 2 海辺利用・法指定等状況調査
- I - 3 海岸改変状況調査

I - 1. 浅海域環境調査

〈調査のねらい〉

浅海域における環境条件を以下の観点からそれぞれ把握する。

1. 地形条件把握

浅海域の環境を、地形条件により干潟及びその他の区域に区分し、それぞれの分布状況及び主な特性を把握する。

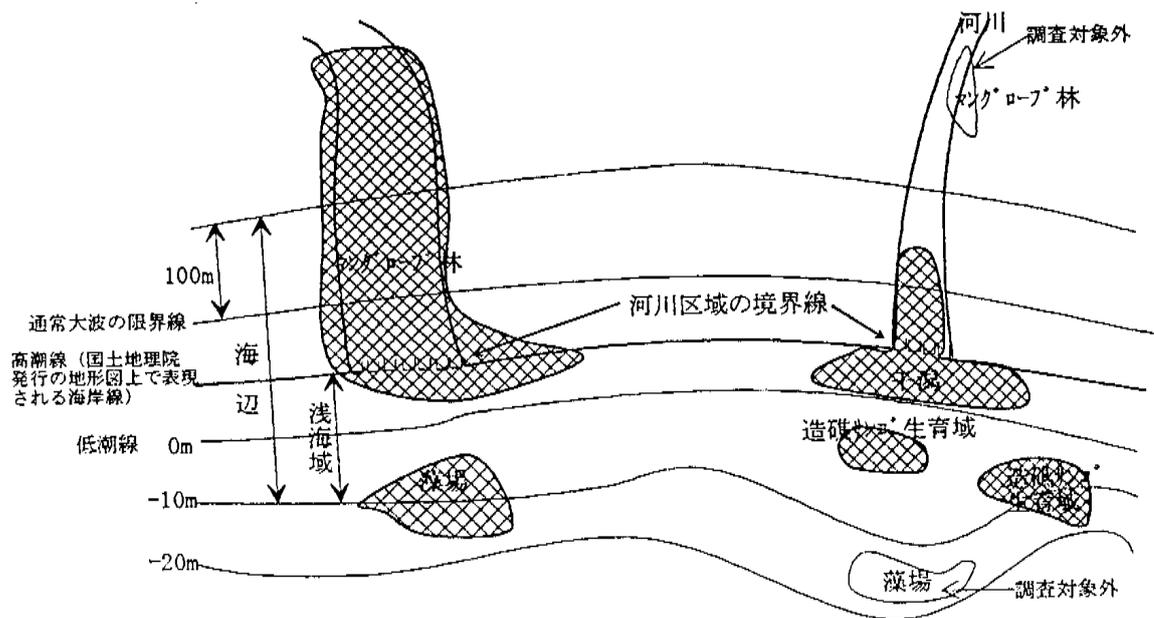
2. 生物相条件把握

浅海域の環境を、生物相条件により藻場、造礁サンゴ生育域、マングローブ林及びその他の区域に区分し、それぞれの分布状況及び主な特性を把握する。

〈調査対象の定義〉

1. 浅海域環境調査

地形条件把握において対象とする干潟、生物相条件把握において対象とする藻場、造礁サンゴ生育域（サンゴ礁海域、非サンゴ礁海域）、マングローブ林は、それらの分布の一部が浅海域の範囲にかかるとする。



なお、それぞれの詳細な調査対象の定義は以下に従う。

(1) 地形条件把握(干潟)

対象とする干潟は、現存する干潟で、次の要件のすべてに合致するもの。

- ①高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が、100m以上あること。
- ②大潮時の連続した干出域の面積が、1ha以上であること。
- ③移動しやすい底質(礫、砂、砂泥、泥)であること。

干出幅は、基本的には大潮時の平均高潮線・低潮線で判断するものとするが、不明な場合は地形図や海図上に記載されている干潟の幅(1/2.5万地形図上では4mm)をめやすに判断してさしつかえない。

浅海域の範囲にかかる河口干潟については、河口から第1橋(埋立地内の橋は含めない)までを対象とする。また、浅海域の範囲にかかる河口干潟については、干出幅が100mに満たなくとも、連続した干出域の面積が1ha以上あれば対象とする。

人工的に造成された干潟も対象とする。

(2) 生物相条件把握

1) 藻場

対象とする藻場は、現存する藻場で、面積が1ha以上であること。ただし一連の分布域が浅海域外にまたがっているものについては、浅海域内に分布する藻場の面積が1ha以下であっても、全体の面積が1ha以上あれば対象とする。

2) 造礁サンゴ生育域

① サンゴ礁海域

鹿児島県トカラ列島小宝島以南のサンゴ礁の、礁池及び内側礁原(石西礁湖及び湾入部の前面に形成されるパッチリーフを含む。)で、既存空中写真の得られる場所。

② 非サンゴ礁海域

鹿児島県トカラ列島悪石島以北における造礁サンゴ生育域。造礁サンゴ群体の被度が5%以上である一連の生息域で面積は0.1ha以上のものとする。

3) マングローブ林

メヒルギ、オヒルギ、ヤエヤマヒルギ、ヒルギモドキ、ヒルギダマシ、マヤブシギ及びニッパヤシのうち、少なくとも1種以上の生育域で、面積が1ha以上であること。

ただし、一連の分布域が浅海域外にまたがっているものについては、浅海域内の面積が1ha以下であっても、全体の面積が1ha以上の場合は調査対象とする。

〈調査区〉

浅海域環境調査は調査区単位で行うこととする。

調査区について都道府県ごとに通し番号を付与する。

調査区の区分は、できるだけ第4回海域生物環境調査での区分と対応させることとするが、分布域の変動等により困難な場合には、現時点で最も適切な区分を設定する。

(1) 地形条件把握(干潟)

原則として、同タイプの干潟が連続的に分布する範囲(分布域)を1調査区とする。

ただし、分布域が長大な場合は、河口、みお、航路、岬角等の地形で適宜区分することができる。

また、河口等で小面積の分布域が近接している場合は、まとめて1調査区とすることができる（対象要件を満たしていない小面積の分布域は含めない。）。

(2) 生物相条件把握

原則として、藻場、造礁サンゴ生育域及びマングローブ林が、それぞれ連続的に分布する範囲（分布域）を1調査区とする。

ただし、分布域が長大な場合は、河口、みお、岬角等の自然地形で適宜区分して1調査区とすることができる。

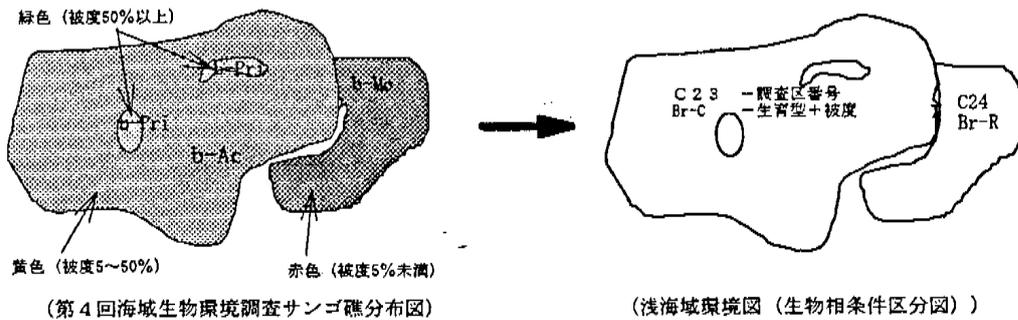
また、小面積の分布域が近接している場合は、まとめて1調査区とすることができる（対象要件を満たしていない小面積の分布域は含めない。）。

異なるタイプの藻場、造礁サンゴ生育域、マングローブ林であっても、連続し、一体の分布域をなしている場合は、それぞれ同一の調査区として扱ってさしつかえない。

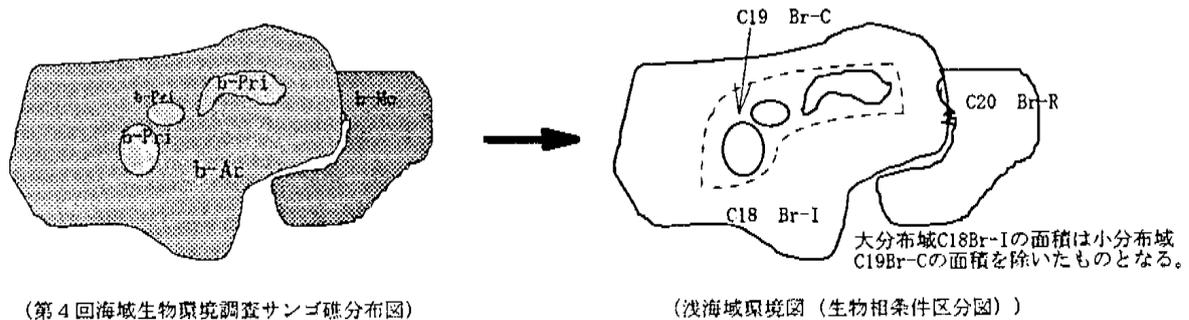
造礁サンゴ生育域（サンゴ礁海域）の調査区については、第4回海域生物環境調査サンゴ礁分布図をもとに、原則として、以下の参考例に従って、調査区を設定する。

<造礁サンゴ生育域（サンゴ礁海域）の調査区の設定>

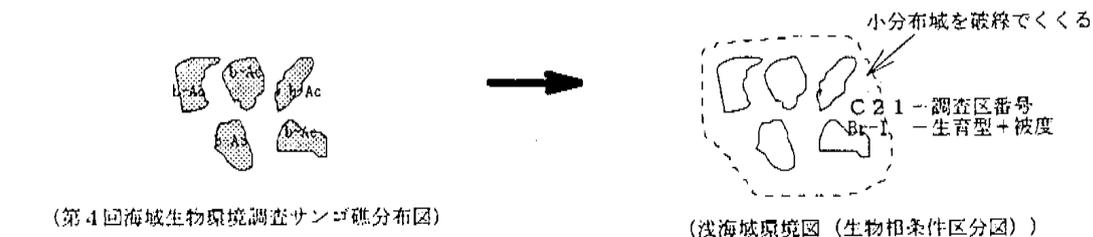
①大分布域に1ha以下の小分布域が含まれる場合は、その小分布域には調査区を設定しない。小分布域は大分布域に含まれるものとして面測する。



②大分布域に1ha以上の小分布域が含まれる場合は、その小分布域を破線でくくり調査区を設定する。大分布域と小分布域は別々に面測する。重複して面測を行わないこと。



③1ha以上の小分布域が点在する場合は、それらを破線でくくり1調査区とする。



(注) ここで基準としている小分布域の面積とは、一つ一つの小分布域の面積であり、小分布域の合計面積を意味しない。

〈調査内容及び調査方法〉

1. 概要

(1) 地形条件把握

干潟については、第4回海域生物環境調査の干潟調査結果を基本とし、その分布状況、面積及び主な特性を明らかにする。また、その他の区域（干潟以外の浅海域）について面積を把握する。

干潟は、第4回海域生物環境調査の干潟分布図をもとに、干潟の分布域を浅海域分布図上に移写し、浅海域環境図地形条件区分図を作成する。また、第4回海域生物環境調査の現存干潟調査票を活用して、現存干潟調査票及び干潟一覧表を作成する。必要に応じて、浅海域に関する既存資料（過去の基礎調査結果、都道府県独自の調査結果等）、最新の空中写真、地形図、海図等による資料調査及びヒアリングによる追加調査を行ない、浅海域環境図地形条件区分図及び現存干潟調査票の内容を修正する。現地確認は必要に応じ行うこととする。

第4回海域生物環境調査以降新しく見つかった干潟については、新たに現存干潟調査票を作成するとともに、その分布域を浅海域環境図地形条件区分図上に描画する。

(2) 生物相条件把握

藻場及び造礁サンゴ生育域については、第4回海域生物環境調査の藻場調査及びサンゴ礁調査結果を基本とし、それぞれの分布状況、面積及び主な特性を明らかにする。またマングローブ林については、第5回湿地調査結果及び既存資料等を参考にして、その分布状況及び面積を明らかにする。

藻場及び造礁サンゴ生育域は、第4回海域生物環境調査の藻場分布図、サンゴ礁分布図及び生育サンゴ群集分布図をもとに、分布域を浅海域分布図上に描画し、浅海域環境図生物相条件区分図を作成する。また、第4回海域生物環境調査の現存藻場調査票、サンゴ礁分布取りまとめ表及び生育サンゴ群集分布取りまとめ表を活用して、現存藻場調査票、藻場一覧表及び造礁サンゴ生育域取りまとめ表を作成する。

マングローブ林についても、第5回湿地調査湿地分布図及び既存資料を参考にしながら、分布域を浅海域分布図上に描画し、浅海域環境図生物相条件区分図を作成する。また、第5回湿地調査の湿地概要調査票及び既存資料等を活用して、マングローブ林取りまとめ表を作成する。

必要に応じて、浅海域に関する既存資料（過去の基礎調査結果、都道府県独自の調査結果等）、最新の空中写真、地形図、海図等による資料調査及びヒアリングによる追加調査を行い、浅海域環境図生物相条件区分図、それぞれの調査票、一覧表、取りまとめ表の内容を修正または追加する。現地確認は必要に応じ行うこととする。

第4回海域生物環境調査以降新しく見つかった藻場、造礁サンゴ分布域、第5回湿地調査以降に新しく見つかったマングローブ林については、それぞれの調査票、一覧表、取りまとめ表を作成するとともに、その分布域を浅海域環境図生物相条件区分図上に描画する。

〈浅海域環境調査において参照すべき既存資料の例〉

- ・第4回自然環境保全基礎調査海域生物環境調査（干潟、藻場、サンゴ礁調査）の成果物
- ・第5回自然環境保全基礎調査湿地調査の成果物
- ・第2・3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査の成果物
- ・最新の空中写真
- ・国土庁土地局または経済企画庁総合開発局作成の土地分類図

- ・埋め立て計画等に関する各種環境アセスメント図書
- ・ノリ養殖等の漁場図
- ・既存の調査報告書
- ・H5海辺調査に関する資料の所在についての一覧表
- ・所在情報管理システム（海上保安庁水路部）
- ・その他
 - 地形学辞典（地形に関する用語を使用する場合：二宮書店版）等
 - 生態学辞典（生物に関する用語を使用する場合：築地書館版）等

2. 地形条件把握

(1) 調査項目

浅海域の干潟について、以下の事項を調査する。

- ① 分布域の位置・範囲
- ② 面積
- ③ 干潟のタイプ
- ④ 底質
- ⑤ 遮蔽度
- ⑥ 植生
- ⑦ 鳥類の渡来状況
- ⑧ 清澄度
- ⑨ 干潟の利用
- ⑩ 環境質の変化
- ⑪ 開発計画

また、干潟以外の浅海域の範囲及び面積について調査する。

(2) 浅海域環境調査（地形条件区分図）の作成

第4回海域生物環境調査結果「干潟分布図」からの移写は、分布に変化のない場合については分布域をそのまま移写し、分布に変化のある場合については、新たな知見、情報、既存資料等によりその分布状況を新たに描示する。

① 干潟分布状況に変化のない場合

＜別紙1＞浅海域環境図作成要領に従い、第4回海域生物環境調査結果の「干潟分布図」から分布域を移写する。

② 干潟分布状況に変化のある場合

新たに見つかった干潟、人工的にできた干潟等、またはその一部が消滅し分布状況が変わった干潟については、＜別紙1＞浅海域環境図作成要領に従い新たな分布域を描画する。

(3) 現存干潟調査票の作成

＜様式-1＞により、干潟の面積、タイプ及びその他の項目について、各調査区ごとに「現存干潟調査票」にとりまとめる。

(4) 干潟一覧表の作成

＜様式-2＞により、干潟の分布概要を「干潟一覧表」に整理する。

3. 生物相条件把握

(1) 調査項目

浅海域の藻場及び造礁サンゴ生育域について、以下の事項を調査する。

- ①分布域の位置及び範囲
- ②面積
- ③各生物相のタイプまたは生育型
- ④優占種
- ⑤疎密度または被度

また、マングローブ林について、範囲及び面積を調査するとともに、藻場にも造礁サンゴ生育域にもマングローブ林にも該当しない浅海域についても範囲及び面積を調査する。

(2) 浅海域環境図（生物相条件区分図）の作成

第4回海域生物環境調査結果「藻場分布図」、「サンゴ礁分布図」及び「生育サンゴ群集分布図」からの移写は、分布に変化のない場合については分布域をそのまま移写し、分布に変化のある場合については、新たな知見、情報、既存資料等によりその分布状況を新たに描示する。

①藻場及び造礁サンゴ生育域分布状況に変化のない場合

＜別紙1＞浅海域環境図作成要領に従い、第4回海域生物環境調査結果の「藻場分布図」、「サンゴ礁分布図」及び「生育サンゴ群集分布図」から分布域を移写する。

②藻場及び造礁サンゴ生育域分布状況に変化のある場合

新たに見つかった、またはその一部が消滅し分布状況が変わった藻場及び造礁サンゴ生育域については、＜別紙1＞浅海域環境図作成要領、に従い新たな分布域を描画する。

③マングローブ林

＜別紙1＞浅海域環境図作成要領に従い、現存するマングローブ林の位置・範囲を第4回海域生物環境調査干潟調査の結果、第5回湿地調査結果および第2・3回特定植物群落調査結果、空中写真の読み取り、公有水面埋立図書、既存の調査資料、ヒアリング結果等を参考にして、浅海域分布図上に記入する。

(3) 現存藻場調査票の作成

＜様式-3＞により、藻場の面積、生育型及びその他の項目について、各調査区ごとに「現存藻場調査票」にとりまとめる。

(4) 各一覧表の作成

①藻場一覧表

＜様式-4＞により、藻場の分布概要を「藻場一覧表」に整理する。

②造礁サンゴ生育域取りまとめ表

サンゴ礁海域においては＜様式5-1＞、非サンゴ礁海域においては＜様式5-2＞により、造礁サンゴ生育域の面積、生育型及びその他の項目について、「造礁サンゴ生育域取りまとめ表」に整理する。

③マングローブ林取りまとめ表

＜様式-6＞により、マングローブ林の面積等について「マングローブ林取りまとめ表」に整理する。

〈浅海域環境調査結果のとりまとめ〉

浅海域環境図地形条件区分図及び浅海域環境図生物相条件区分図を〈別紙2〉浅海域環境図帳作成要領に従って編綴する。

また、浅海域の環境条件について、〈別紙3〉浅海域環境調査報告書作成要領に従い報告書にとりまとめる。

地図名	地図番号	第4調査区番号	調査区番号	調査年度	
現存干潟調査票				都道府県名	
1 位置	海域名 (海域コード)	市町村名 (行政コード)		地名	
2 面積 ・面測方法	1 プラニメータ 2 格子板 3 その他 ha				
3 タイプ	1 前浜 2 河口 3 潟湖 4 人工干潟 4 その他 5 その他 ()				
4 底質	1 礫 2 砂 3 砂泥 4 泥				
5 遮蔽度	1 開放海岸 2 保護海岸 3 包囲海岸				
6 植生	1 干潟内には植生はない 2 冠水草原 (ヨシ、ササ等) 3 塩沼地植生 (草本:アサギソウ、ハマサシ、シメツクサ等) 4 塩沼地植生 (木本:マングローブ) 5 その他の植生() 0 不明				
7 藻場	1 なし 2 アサギソウ場 3 マサキ場 4 その他の藻場 ()				
8 鳥類 (シギ・チドリ類) の渡来状況	1 渡来数が特に多い 2 渡来数が多い 3 渡来数は少ない 4 種類が多い 5 大型のシギ類が含まれる 0 不明				
9 清澄度	1 きれい 2 少し汚れている 3 かなり汚れている ・海の底がよく見え、快適な気分で泳げる程度、透視度30cm以上 ・海水に浸かることが気にならない程度、透視度20~30cm程度 ・海水に浸かる気がしない程度、透明度20cm以下				
10 海岸改変状況	1 自然海岸 2 半自然海岸 3 人工海岸 4 その他(河口、河岸)				
11 陸域土地利用	1 自然地 2 農業地 3 市街地・工業地・その他				
12 保護指定	1 なし 0 国立公園 国定公園 県立自然公園 県自然環境保全地域 鳥獣保護区 特別保護地区 1-1 2-1 7 特別地域(地区) 1-2 2-2 3-2 6-2 普通地域(地区)・その他 1-3 2-3 3-3 6-3 7-3				
13 干潟の利用	1 潮干狩 2 釣 3 海水浴 4 バードウォッチング 5 その他 0 なし・不明 (その他の内容)				
14 環境質の変化	1 特になし 2 自然的地形変化 3 開発に伴う土砂・シルトの流入 4 赤潮、青潮の発生 5 ごみの漂着 6 その他 0 不明 (内容)				
15 開発計画					
16 備考					
17 調査者	所属		氏名		
18 調査実施方法	1 資料調査 () 2 ヒアリング調査 3 現地確認調査				
19 変化原因	0 変化なし 1 埋立 2 干拓 3 浚渫 (航路、泊地等) 4 河口部における区分境界による変更 5 その他 ()				

<様式-1>記入例

地図名	地図番号	第 4 調査区番号	調査区番号	調査年度	1995 1990
三浦湾	523955 4	5	4	都道府県名	神奈川県
現存干潟調査票					
1 位置	海 域 名 (海域コード)	市 町 村 名 (行政コード)		地 名	
	相模湾 503	三浦市 14210		昆沙門	
2 面積 ・ 面測方法	3 ha ①プラニメータ 2 格子板 3 その他				
3 タイプ	①前浜 2 河口 3 潟湖 4 人工干潟 4 その他 5 その他 ()				
4 底質	1 礫 2 砂 ③砂泥 4 泥				
5 遮蔽度	1 開放海岸 ②保護海岸 3 包囲海岸				
6 植生	1 干潟内には植生はない 4 塩沼地植生 (木本: マングローブ) ②冠水草原 (ヨシ、ササ等) 5 その他の植生 () 3 塩沼地植生 (草本: アツソウ、ハマサシ、シロソウ等) 0 不明				
7 葦場	①なし ②アサギアサギ場 ③アサギ場 ④その他の葦場 ()				
8 鳥類 (シギ・トドリ類) の渡来状況	1 渡来数が特に多い 2 渡来数が多い ③渡来数は少ない 4 種類が多い 5 大型のシギ類が含まれる 0 不明				
9 清澄度	①きれい ・海の底がよく見え、快適な気分で泳げる程度、透視度30cm以上 2 少し汚れている ・海水に浸かることが気にならない程度、透視度20~30cm程度 3 かなり汚れている ・海水に浸かる気がしない程度、透明度20cm以下				
10 海岸改変状況	①自然海岸 ②半自然海岸 ③人工海岸 ④その他(河口、河岸)				
11 陸域土地利用	①自然地 ②農業地 ③市街地・工業地・その他				
12 保護指定	なし ① 国立公園 国定公園 県立自然公園 県自然環境保全地域 鳥獣保護区 特別保護地区 ①-① ②-① ③-① ④-① ⑤-① 特別地域(地区) ①-② ②-② ③-② ④-② ⑤-② 普通地域(地区)・その他 ①-③ ②-③ ③-③ ④-③ ⑤-③				
13 干潟の利用 *	1 潮干狩 2 釣 3 海水浴 4 バードウォッチング ⑤その他 ⑥なし・不明 (その他の内容) 漁 港				
14 環境質の変化	1 特になし 2 自然的地形変化 ③開発に伴う土砂・シルトの流入 4 赤潮、青潮の発生 5 ごみの漂着 6 その他 0 不明 (内容)				
15 開発計画					
16 備考					
17 調査者 *追加調査者	所 属 神奈川県水産試験場		氏 名 環境 魚太郎 湯山 海の助		
18 調査実施方法	①資料調査 (2) 2 ヒアリング調査 3 現地確認調査				
19 変化原因	①変化なし 1 埋立 2 干拓 3 浚深 (航路、泊地等) 4 河口部における区分境界による変更 5 その他 ()				

現存干潟調査票

浅海域環境調査の対象調査区（干潟）について、各調査区ごとに作成する。
浅海域外にまたがって分布する干潟については、必要に応じて、調査票の内容を浅海域のみの情報に修正する。

（調査票の作成）

第4回海域生物環境調査の「現存干潟調査票」をA4判に拡大複写する。

「調査区番号」を「第4回調査区番号」とする。「面積」は、「面積・面測方法」とする。タイプには新たに「4：人工干潟」を設け、「5：その他」とする。「7：藻場」、「10：海岸改変状況」、「11：陸域土地利用」及び「12：保護指定」の欄は取消線をひく。

第4回現存干潟調査票の「地図番号」欄の左側に、新たに「地図名」欄を設ける。また、「調査区番号」欄の右の空白部に、新たに「調査区番号」欄を設ける。さらに、票の最下部に「変化原因」欄を追加する。

第4回調査の結果と比べ調査区内に何らかの変化等があった場合には、下記の注意事項を参考に変更部分を見え消して訂正追加する。

また、第4回調査以降、新たに確認された干潟または人工的にできた干潟については〈様式-1〉の調査票に新たに記入するものとする。

（調査票記入上の注意）

変化等があった項目について赤ボールペンにて記入する。

なお、変化等があった場合、該当する項目欄の番号の直下に*印を付ける。選択肢による記入事項は、調査票の該当する番号を○で囲む。特に注記したものを除き、該当する番号が複数ある場合は複数回答とする。

「調査年度」は西暦で記入する。

「地図番号」及び「調査区番号」は、「浅海域環境図地形条件区分図」に記載されている番号をそれぞれ記入する。複数の地図にまたがる場合は、地図名及び地図番号をすべて列記するとともに、最も優占する地図名を○で囲む。

「第4回調査区番号」は、第4回海域生物環境調査「現存干潟調査票」の「調査区番号」を記入する。

1. 「海域名」及び「海域コード」には、「別冊コード一覧等の「海域区分コード」」に基づく当該海域の海域名及び海域コード番号を記入する。複数の海域にまたがる場合は、すべて列記するとともに最も優占する海域名を○で囲む。

「行政コード」には、自治省編「全国地方公共団体コード」に基づく当該市町村のコード番号を記入する。複数の市町村にまたがる場合は、市町村名及び行政コードをすべて列記するとともに、最も優占する市町村名を○で囲む。

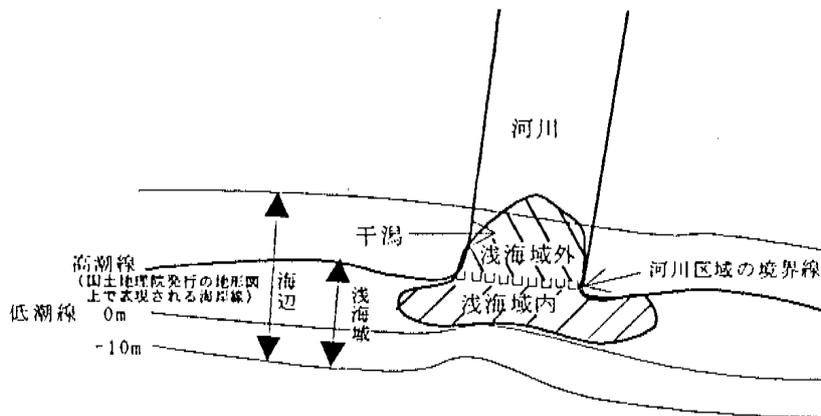
「地名」には、当該干潟の通称または干潟の存する海岸等の通称を記入する。

2. 「面積」には、干潟の分布域の面積を記入する。単位はhaとし、数値は小数点以下第1位まで記入する。浅海域外にまたがる干潟の場合には、「全体 ha（浅海域内 ha、浅海域外 ha）」と記入する。面積は原則として、図上において、日林協式点格子板またはプラニメータを用いて読み取るものとする。なお、小面積の調査区にあっては、「平均沖出し幅×延長」による概算値としてさしつかえない。

（面測方法については該当する番号を選択する。）

1：プラニメータ 2：格子板 3：その他

その他の場合は、「16.備考」欄に面測方法を具体的に記入する。



3. 「タイプ」には、地形・成因からみた該当する干潟のタイプ区分の番号を記入する。
4. 「底質」には、該当する底質区分の番号を記入する。
異なる底質が含まれる場合は、最も広い面積を占めるものを記入する。
なお、底質の違いは下記により判断する。
 - 礫 : 粒径 2mm以上
 - 砂 : 粒径0.1～ 2mm、水中で攪拌するとすぐに沈積する。
 - 泥 : 粒径0.1mm以下、水中で攪拌しても沈積しにくい。
 - 砂泥 : 砂と泥の混合
5. 「遮蔽度」には、波浪の強さや頻度からみた該当する海岸の遮蔽度区分の番号（98頁参照）を記入する。
6. 「植生」には、当該干潟内の主要な陸上植生の有無や種類について、空中写真やその他の既存資料等を参考に該当するものの番号を選択する。ただし、その他の場合には、内容を具体的に記述する。
7. 調査対象外
8. 「鳥類の渡来状況」には、当該干潟における鳥類（シギ、チドリ類）の渡来状況について、各県の野鳥関係団体や専門家からのヒアリングを行い、該当する区分の番号を選択する。
9. 「清澄度」には、当該干潟の海水の清澄度について、該当する区分の番号を記入する。
- 10～12. 調査対象外
13. 「干潟の利用」には、当該干潟で見られるレクリエーション利用について、既存資料、ヒアリング等により該当するものの番号を記入する。「その他」の場合は、内容を具体的に記述する。
14. 「環境質の変化」には、当該干潟内における環境質の変化や汚染状況について、既存資料、ヒアリング等により、該当するものの番号を記入する。
15. 「開発計画」には、当該干潟内で大規模開発が計画されている場合、その名称・内容を具体的に記述する。
16. 「備考」には、その他当該干潟について特記すべき事項があれば自由に記述する。
17. 「調査者」には、調査担当者の所属、氏名を記入する。変化等についての調査担当者は、同欄に「追加調査者」を新たに記入する。
18. 「調査実施方法」には、当該干潟に関して行った調査の方法について、変化等についての追加調査分も含め、該当するものの番号を記入する。
ただし、資料調査による場合は「①資料調査（ ）」と記入し、（ ）内に浅海域環境調査報告書に掲載されている資料リストの該当する番号を記入する。
19. 「変化原因」には、第4回海域生物環境調査結果と比較して、当該干潟調査区に変化がなければ「0:変化なし」を、何らかの変化があればその変化原因を1～5の中から選択する。
「4:河口部における区分境界による変更」は、当該干潟の一部が河川区域にかかる場合選択する。
「5:その他」の場合には具体的に内容を記述する。

1. 都道府県名
神奈川県

干潟一覽表

4. 調査区番号	5. 第4回調査区番号	6. 地区名		7. 海域名	海域コード	市町村名	行政コード	地名	8. 外号番号	底番	質号	9. 面積 (ha)			10. 調査実施方法		11. 備考	
		地区番号	地区名									浅海域内	浅海域外	全体	面測方法	1995		
																		3. 枝番
3	3	三浦三崎	523955	相模湾	503	三浦市	14210	松輪	1	2	5.0	5.0		5.0	1	1	5	
4	4	三浦三崎	523955	相模湾	503	三浦市	14210	江奈湾	2	4	2.5	1.5	4.0	1	1	1	5	
5	5	三浦三崎	523955	相模湾	503	三浦市	14210	毘沙門	1	3	3.0		3.0	1	1	1	5	
6	6	三浦三崎	523955	相模湾	503	三浦市	14210	小網代湾	1	3	3.0		3.0	1	1	1	5	

干潟一覧表

干潟一覧表は都道府県ごとに作成する。

(作成・記入上の注意)

書式は<様式-2>に掲げるものとし、用紙はA4判、上側2つ穴あきとする。

干潟の調査区番号順に記載する。

現存干潟調査票記載事項を転載する。

1. 省略
2. 省略
3. 「枝番」には、一覧表が2枚以上にわたる場合に、当該一覧表が何枚目のものであるかを示す番号を記入する。一覧表の総枚数を分母とする分数表示とする。
4. 省略
5. 省略
- 6.7. 当該調査区が複数の地図、海域及び市町村にまたがる場合は、すべての地図、海域及び市町村の名称及びコード番号を記入するとともに、調査区面積のうち最も優占する地図、海域及び市町村の名称を○で囲む。
8. 省略
9. 「面積」には、干潟の面積（浅海域内、浅海域外及び全体）をha単位で記入する。浅海域外の面積が0haの場合は、空欄でよい。
10. 「調査実施方法」には、当該干潟に関して行なった調査の方法について、以下の該当する番号を記入する。

1：資料調査 2：ヒアリング調査 3：現地確認調査

ただし、資料調査による場合は「1」と記入するとともに、浅海域環境調査報告書に掲載されている資料リストの該当する番号を「備考」に記入する。

11. 「備考」には、その他当該干潟について特記すべき変化等があれば、自由に記述する。

<様式-3>

地図名	地図番号	第 4 回 調査区番号	調査区番号	現存藻場調査票		調査年度	
						都道府県名	
1 位置	海域名 (海域コード)		市町村名 (行政コード)		地名		
2 面積	ha						
・面測方法	1 プラニメータ 2 格子板 3 その他						
3 タイプ	1 アマモ場 2 ガラモ場 3 コンブ場 4 アラメ場 5 ワカメ場 6 テングサ場 7 アオサ・アオノリ場 8 その他						
4 優占種							
5 疎密度	1 濃生………海底面がほとんど植生でおおわれている。 2 密生………海底面より植生のほうが多い。 3 疎生………植生より海底面のほうが多い。 0 不明						
6 経年変化	分布域	1 減少傾向 2 変化なし 3 増加傾向 0 不明					
	疎密度	1 減少傾向 2 変化なし 3 増加傾向 0 不明					
	原因	1 埋立等の直接改変 2 磯焼け 3 乱獲 4 その他海況変化等 0 不明					
							5 区分境界による変更
7 備考							
8 調査者	所 属			氏名			
9 調査実施方法	1 資料調査 2 ヒアリング調査 3 現地確認調査						

<様式-3> 記入例

地図名	地図番号	第 4 回 調査区番号	調査区番号	調査年度	1995 1990
三浦半	523955 二	5	4	都道府県名	神奈川県
現存藻場調査票					
1 位置	海域名 (海域コード)	市町村名 (行政コード)	地名		
	相模湾	三浦市	小網代湾		
	503	14210			
2 面積	2 ha				
・ 面測方法	①プラニメータ 2 格子板 3 その他				
3 タイプ	①アマモ場 2 ガラモ場 3 コンブ場 4 アラメ場 5 ワカメ場 6 テングサ場 7 アオサ・アオノリ場 8 その他				
4 優占種 *	カジノ、 チヂメ 、アマモ				
5 疎密度	1 濃生………海底面がほとんど植生でおおわれている。 2 密生………海底面より植生のほうが多い。 ③ 疎生………植生より海底面のほうが多い。 0 不明				
6 経年変化 *	分布域	1 減少傾向	②変化なし	3 増加傾向	0 不明
	疎密度	①減少傾向	2 変化なし	3 増加傾向	0 不明
	原因	1 埋立等の直接改変 2 磯焼け ③乱獲 4 その他海況変化等			④不明
		5 区分境界による変更			
7 備考					
8 調査者 * 追加調査者	所 属	神奈川県海中公園センター	氏名	草村 藤	
		神奈川県海域保護センター	環境	花子	
9 調査実施方法	1 資料調査 2 ヒアリング調査 ③現地確認調査				

現存藻場調査票

浅海域環境調査の対象調査区（藻場）について、各調査区ごとに作成する。
浅海域外にまたがって分布する藻場については、必要に応じて、調査票の内容を浅海域のみの情報に修正する。

（調査票の作成）

第4回海域生物環境調査の「現存藻場調査票」をA4判に拡大複写する。

「調査区番号」は「第4回調査区番号」とする。「面積」は、「面積・面測方法」とする。

第4回現存藻場調査票の「地図番号」欄の左側に、新たに「地図名」欄を設ける。また、「調査区番号」欄の右の空白部に、新たに「調査区番号」欄を設ける。「6：経年変化」の欄に「5区分境界による変更」項目を記入する。

第4回調査の結果と比べ調査区内に何らかの変化等があった場合には、下記の注意事項を参考に、変更部分を見え消して訂正追加する。

また、第4回調査以降、新たに確認された藻場については「様式-3」の調査票に新たに記入するものとする。

（調査票記入上の注意）

変化等があった項目について赤ボールペンにて記入する。

なお、変化等があった場合、該当する項目欄の番号の直下に*印を付ける。選択肢による記入事項は、調査票の該当する番号を○で囲む。

「調査年度」は西暦で記入する。

「地図番号」及び「調査区番号」は、「浅海域環境図生物相条件区分図」に記載されている番号をそれぞれ記入する。複数の地図にまたがる場合は、地図名及び地図番号をすべて列記するとともに、最も優占する地図名を○で囲む。

「第4回調査区番号」は、第4回海域生物環境調査「現存藻場調査票」の「調査区番号」を記入する。

1. 「海域名」及び「海域コード」には、「別冊コード一覧等の「海域区分コード」」に基づく当該海域の海域名及び海域コード番号を記入する。複数の海域にまたがる場合は、すべて列記するとともに、最も優占する海域名を○で囲む。

「行政コード」には、自治省編「全国地方公共団体コード」に基づく当該市町村のコード番号を記入する。複数の市町村にまたがる場合は、市町村名及び行政コードをすべて列記するとともに、最も優占する市町村名を○で囲む。

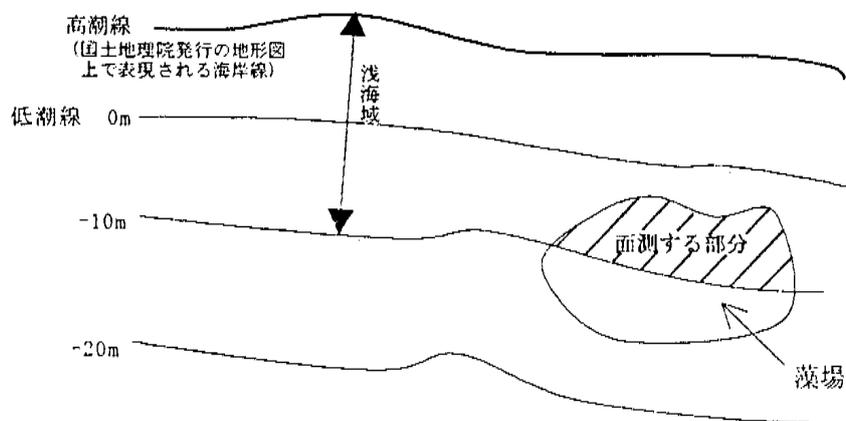
「地名」には、当該藻場の通称または藻場の存する海岸等の通称を記入する。

2. 「面積」には、藻場の分布域のうち水深10m以浅の浅海域部分の面積を記入する。単位はhaとし、数値は小数点以下第1位まで記入する。面積は原則として、図上において、日林協式点格子板またはプランメータを用いて読み取るものとする。なお、小面積の調査区にあっては、「平均沖出し幅×延長」による概算値としてさしつかえない。

（面測方法については該当する番号を選択する。）

1：プランメータ 2：格子板 3：その他

その他の場合は、「7.備考」に面測方法を具体的に記入する。



3. 「タイプ」には、構成種からみた該当する藻場のタイプ区分の番号を、既存資料、ヒアリング等により記入する。

複数のタイプが含まれる場合はすべて記入する。

各タイプの代表的な構成種（類、科、属名を含む）は、以下のとおり。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| ①アマモ場 | : アマモ、コアマモ、スガモ、エビアマモ、スゲアマモ、ウミヒルモ |
| ②ガラモ場 | : ○○○モク、ウミトラノオ、ホンダワラ |
| ③コンブ場 | : ○○○コンブ、チガイソ、アナメ |
| ④アラメ・カジメ場 | : カジメ、アラメ、スジメ、アジメ、クロメ、ツルアラメ |
| ⑤ワカメ場 | : ワカメ、ヒロメ |
| ⑥テングサ場 | : テングサ類、マクサ、オオブサ、オバクサ |
| ⑦アオサ・アオノリ類 | : アオサ類、アナアオサ、ヒトエグサ、アオノリ類、ヒラアオノリ |
| ⑧その他 | : その他の海藻・海草類 |

（注意）

第4回の調査票では「④アラメ場」となっているが、「④アラメ・カジメ場」と読み変えることとする。

4. 「優占種」には、当該藻場を構成する海藻・海草類の優占種を、既存資料、ヒアリングなどにより優占順に3～5種記述する。

5. 「疎密度」には、当該藻場における海藻・海草類の繁茂密度について、既存資料、ヒアリングなどにより該当する区分の番号を選択する。

当該藻場の最も繁茂する時期における状態で判断し、また同一調査区内で異なる疎密度が認められる場合は、優占するものを記入する。

6. 「経年変化」には、各項目ごとに該当する区分の番号を選択する。

なお、「6：経年変化、原因」の「1」または「4」の場合は、内容を具体的に記述する。「5区分境界による変更」は、浅海域の区分境界（水深10m）により調査区の測定面積が変わった場合を選択する。

7. 「備考」には、その他当該藻場について特記すべき変化等があれば、自由に記述する。

8. 「調査者」には、調査担当者の所属、氏名を記入する。変化等についての調査担当者は、同欄に「追加調査者」を新たに記入する。

9. 「調査実施方法」には、当該藻場に関して行った調査の方法について、変化等についての追加調査分も含め、該当するものの番号を選択する。

ただし、資料調査による場合は「①資料調査（ ）」と記入し、（ ）内に浅海域環境調査報告書に掲載されている資料リストの該当する番号を記入する。

なお、該当する番号が複数ある場合は複数回答とする。

1.都道府県名
神奈川県

藻場一覽表

4.調査区番号	5.第4回調査区番号	6.地図名		7.海域名		海域コード	市町村名	行政コード	地名	8.外号	疎密度	2.調査年度		3.枝番	5/12
		地図番号	地図名	海域名	海域コード							1995	1995		
V20	20	523955	三浦三崎	東京湾	502	502	三浦市	14210	金田	4	2	20.5	1	1	5
V21	21	523955	"	"	502	502	"	14210	小浜	4	2	23.0	1	1	5
V22	22	523955	"	"	502	502	"	14210	細根	4	2	0.8	1	1	5
V23	23	523955	"	"	502	502	"	14210	雨崎	4	2	43.0	1	1	5
V24	24	523955	"	"	502	502	"	14210	間口	4	2	261.0	1	1	5
V25	25	523955	"	相模湾	503	503	"	14210	松輪	4	2	84.5	1	1	5
V26	26	523955	"	"	503	503	"	14210	毘沙門	4, 6	1	129.3	1	1	7、漁港整備の為減少
V27	27	523955	"	"	503	503	"	14210	江奈湾	1	3	2.0	1	1	5
V28	29	523955	"	"	503	503	"	14210	宮川	4	2	66.3	1	1	5
V29	30	523955	"	"	503	503	"	14210	城ヶ島	4	2	119.5	1	1	5
V30	31	523955	"	"	503	503	"	14210	二町谷	4	1	52.1	1	1	5
V31	32	523955	"	"	503	503	"	14210	諸磯	4	1	40.5	1	1	5
V32	33	523955	"	"	503	503	"	14210	諸磯湾	1	2	3.5	1	1	5
V33	34	523955	"	"	503	503	"	14210	油壺湾	1	2	0.7	1	1	5
V34	35	523955	"	"	503	503	"	14210	小網代	4	2	31.3	1	1	5
V35	36	523955	"	"	503	503	"	14210	小網代湾	1	2	4.5	1	1	5
V36	37	523955	"	"	503	503	"	14210	三戸	4	1	106.8	1	1	5

藻場一覧表

藻場一覧表は都道府県ごとに作成する。

(作成・記入上の注意)

書式はく様式-4>に掲げるものとし、用紙はA4判、上側2つ穴あきとする。

藻場の調査区番号順に記載する。

現存藻場調査票記載事項を転載する。

1. 省略
2. 省略
3. 「枝番」には、一覧表が2枚以上にわたる場合に、当該一覧表が何枚目のものであるかを示す番号を記入する。一覧表の総枚数を分母とする分数表示とする。
4. 省略
5. 省略
- 6.7. 当該調査区が複数の地図、海域及び市町村にまたがる場合は、すべての地図、海域及び市町村の名称及びコード番号を記入するとともに、調査区面積のうち最も優占する地図、海域及び市町村名を○で囲む。
8. 省略
9. 「調査実施方法」には、当該藻場に行なった調査の方法について、以下の該当する番号を記入する。

1：資料調査 2：ヒアリング調査 3：現地確認調査

ただし、資料調査による場合は「1」と記入するとともに、浅海域環境調査報告書に掲載されている資料リストの該当する番号を「備考」に記入する。

10. 「備考」には、その他当該藻場について特記すべき変化等があれば、自由に記述する。

1.都道府県名
沖繩県

造礁サンゴ生育域取りまとめ表（サンゴ礁海域）

2.調査年度		1996		3.枝番		1/4							
4.調査区番号	6.地図名	7.海域名		海域コード	市町村名	行政コード	地名	8.面積(浅海域のみ) (ha)	8.面積の 測定方法	9.生育型	10.被度	11.調査実施 方法	12.備考
		地図番号	海域名										
C1	平良	372512	宮古列島	870	平良市	47206	大浦湾	1.0	1	Br	C	1	3,赤土砂により減少
C2	平良	372512	宮古列島	870	平良市	47206	平瀬尾神崎	0.8	1	En	I	1	4
C3	伊良部島	372511	宮古列島	870	伊良部町	47374	佐良浜	2.5	1	Fo	C	1	4

1.都道府県名

造礁サンゴ生育域取りまとめ表（非サンゴ礁海域）

4.調査区番号	5.第4回集番	6.地図名	7.地図番号	7.海域名	海域コード	市町村名	行政コード	地名	2.調査年度		10.被度	3.枝番	
									9.優占生育型	8.面積 (浅海域のみ) (ha)		積測 方法	11.調査 実施 方法

造礁サンゴ生育域取りまとめ表

造礁サンゴ生育域取りまとめ表は都道府県ごとに作成する。

浅海域外にまたがって分布する造礁サンゴ生育域については、必要に応じて、調査票の内容を浅海域のみの情報に修正する。

（作成・記入上の注意）

書式は〈様式5-1及び5-2〉に掲げるものとし、用紙はA4判、上側2つ穴あきとする。

サンゴ礁海域〈様式5-1〉と非サンゴ礁海域〈様式5-2〉に分け、それぞれに記入する。造礁サンゴ分布域の調査区番号順に記載する。

サンゴ礁海域については、第4回海域生物環境調査（サンゴ礁調査）「サンゴ礁分布取りまとめ表」を、また、非サンゴ礁海域については、「生育サンゴ群集分布取りまとめ表」を参考に記入する。

なお、今回の造礁サンゴ生育域では、ソフトコーラルは調査対象外とする。

1. 省略

2. 「調査年度」は西暦で記入する。

3. 「枝番」には、取りまとめ表が2枚以上にわたる場合に、当該取りまとめ表が何枚目のものであるかを示す番号を記入する。取りまとめ表の総枚数を分母とする分数表示とする。

4. 「調査区番号」には、「浅海域環境図生物相条件区分図」に記載されている番号を記入する。

5. 「第4回群集番号」には、第4回海域生物環境調査（サンゴ礁調査）非サンゴ礁海域の『生育サンゴ群集分布取りまとめ表』及び『生育サンゴ群集分布図』を参照して対応する群集番号を記入する。

6. 「地図名」及び「地図番号」には、「浅海域環境図生物相条件区分図」に記載されている地図名及び地図番号をそれぞれ記入する。複数の地図にまたがる場合は、地図名及び地図番号をすべて列記するとともに、最も優占する地図名を○で囲む。

7. 「海域名」及び「海域コード」には、「別冊コード一覧等の「海域区分コード」」に基づく当該海域の海域名及び海域コード番号を記入する。複数の海域にまたがる場合は、すべて列記するとともに、最も優占する海域名を○で囲む。

「行政コード」には、自治省編「全国地方公共団体コード」に基づく当該市町村のコード番号を記入する。複数の市町村にまたがる場合は、市町村名及び行政コードをすべて列記するとともに、最も優占する市町村名を○で囲む。

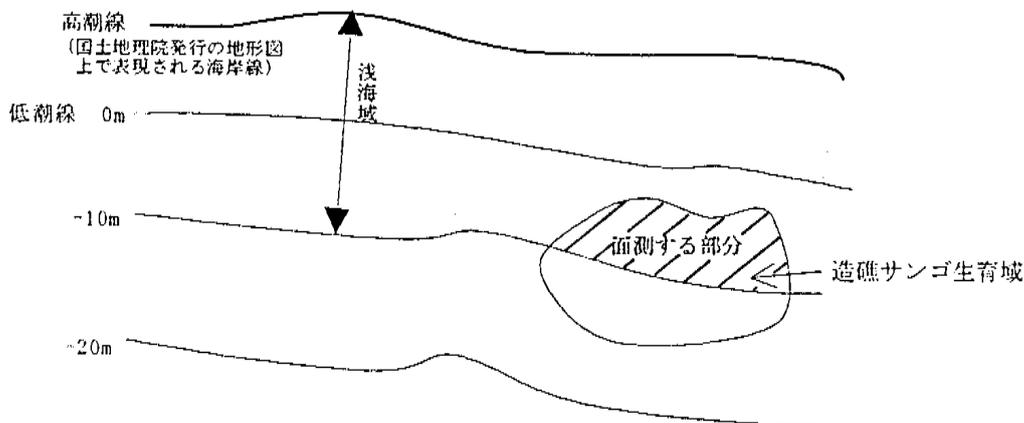
「地名」には、当該造礁サンゴ生育域の通称または造礁サンゴ生育域の存する海岸等の通称を記入する。

8. 「面積」には、造礁サンゴ生育域のうち水深10m以浅の浅海域部分の面積を記入する。単位はhaとし、数値は小数点以下第1位まで記入する。面積は原則として、図上において、日林協式点格子板またはプランニメータを用いて読み取るものとする。なお、小面積の調査区にあっては、「平均沖出し幅×延長」による概算値としてさしつかえない。

（面測方法については該当する番号を記入する。）

1：プランニメータ 2：格子板 3：その他

その他の場合は、「12. 備考」に面測方法を具体的に記入する。



9. 「生育型」(サンゴ礁海域)または「優占生育型」(非サンゴ礁海域)の生育型には、以下の表より該当する記号を選択し、優占する上位2つの生育型を優占する順に列記する。

サンゴの生育型

生育型		特徴及び該当するサンゴ類
Br	枝状	群体の大小に関わらず、枝状に分岐しているもの。 エダミドリイシ、ハナヤサイサンゴ等。
Ta	卓状	平板状。 群体面積に比べ基質への付着面積がかなり小さい。 クシハダミドリイシ、エンタクミドリイシ等。
Ma	塊状	多くの場合半球状。 キクメイシ、ノウサンゴ、アザミサンゴ等。
En	被覆状	群体のほとんどが基質に付着している。 オヤユビミドリイシ、アナサンゴ等。
Fo	葉状	薄い板状のものを含む。 ウスコモンサンゴ、キッカサンゴ等。
Ot	その他の形状	上記のいずれにも属さないもの。

(注意)

ソフトコーラルは調査対象外とする。

10. 「被度」には、以下の表により、それぞれの被度区分に対応する記号を記入する。

記号	被度
R	5%未満
C	5~50%
I	50%以上

11. 「調査実施方法」には、当該造礁サンゴ生育域に関して行った調査の方法について、追加調査分も含め、以下の該当する番号を記入する。

1 : 資料調査 2 : ヒアリング調査 3 : 現地確認調査

ただし、資料調査による場合は「1」と記入するとともに、浅海域環境調査報告書に掲載されている資料リストの該当する番号を「12. 備考」に記入する。

12. 「備考」には、その他当該造礁サンゴ生育域について特記すべき事項があれば、自由に記述する。

マングローブ林取りまとめ表

マングローブ林取りまとめ表は都道府県ごとに作成する。

浅海域外にまたがって分布するマングローブ林については、浅海域のみの情報を取りまとめ表に記入する。

(作成・記入上の注意)

書式は<様式-6>に掲げるものとし、用紙はA4判、上側2つ穴あきとする。

マングローブ林の調査区番号順に記載する。

第5回湿地調査(湿地概況調査)成果を参考にする。

1. 省略

2. 「調査年度」は西暦で記入する。

3. 「枝番」には、取りまとめ表が2枚以上にわたる場合に、当該取りまとめ表が何枚目のものであるかを示す番号を記入する。取りまとめ表の総枚数を分母とする分数表示とする。

4. 「調査区番号」には、「浅海域環境図生物相条件区分図」に記載されている番号を記入する。

5. 「湿地調査」には、第5回湿地調査の湿地概況調査で対象とした湿地が、本調査の調査区の一部をなす場合、その地図番号及び対照番号を記入する。

6. 「地図名」及び「地図番号」には、「浅海域環境図生物相条件区分図」に記載されている地図名及び地図番号をそれぞれ記入する。複数の地図にまたがる場合は、地図名及び地図番号をすべて列記するとともに、最も優占する地図名を○で囲む。

7. 「海域名」及び「海域コード」には、「別冊コード一覧等の「海域区分コード」」に基づく当該海域の海域名及び海域コード番号を記入する。複数の海域にまたがる場合は、すべて列記するとともに、最も優占する海域名を○で囲む。

「行政コード」には、自治省編「全国地方公共団体コード」に基づく当該市町村のコード番号を記入する。複数の市町村にまたがる場合は、市町村名及び行政コードをすべて列記するとともに、最も優占する市町村名を○で囲む。

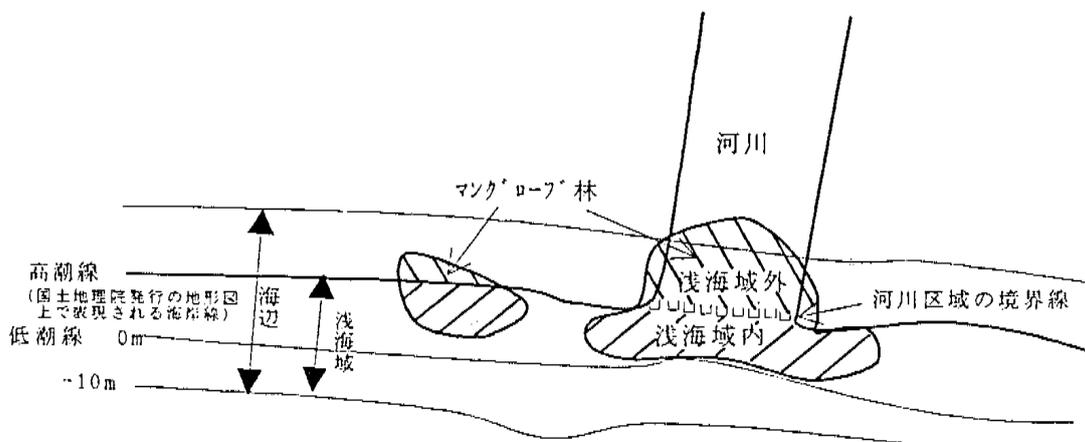
「地名」には、当該マングローブ林の通称又はマングローブ林の存する海岸等の通称を記入する。

8. 「面積」には、マングローブ林の面積(浅海域内、浅海域外及び全体)を記入する。単位はhaとし、数値は小数点以下第1位まで記入する。面積は原則として、図上において、日林協式点格子板またはプラニメータを用いて読みとるものとする。なお、小面積の調査区にあっては、「平均沖出し幅×延長」による概算値としてさしつかえない。

(面測方法については該当する番号を記入する。)

1 : プラニメータ 2 : 格子板 3 : その他

その他の場合は、「11. 備考」に面測方法を具体的に記入する。



9. 「構成種」には、調査区域に植生するマングローブ林を、以下の該当する番号で記入する。該当する番号が複数ある場合は複数回答とする。

1：メヒルギ 2：オヒルギ 3：ヤエヤマヒルギ 4：ヒルギモドキ
5：ヒルギダマシ 6：マヤブシギ 7：ニッパヤシ

10. 「調査実施方法」には、当該マングローブ林に関して行なった調査の方法について、以下の該当する番号を記入する。

1：資料調査 2：ヒアリング調査 3：現地確認調査

ただし、資料調査による場合は「1」と記入するとともに、浅海域環境調査報告書に掲載されている資料リストの該当する番号を「備考」に記入する。

11. 「備考」には、その他当該マングローブ林について特記すべき事項があれば、自由に記述する。

<別紙 1 >

浅海域環境図作成要領

浅海域環境図として以下の2種の図面を作成する。

1. 浅海域環境図（地形条件区分図）
2. 浅海域環境図（生物相条件区分図）

〈作成方法〉

1. 各浅海域環境図の原図には、「浅海域分布図」を第二原図（スターマットDX、S300番）に複写したものを使用する。
2. 記入する内容については、以下の図式及び作業方法並びに各参考例に従うものとする。
3. 記入は、特にことわりのない限り黒インクで行う。

〈図式及び作業方法〉

1. 整飾

(1) タイトル

「浅海域分布図」に取消線をひき、各浅海域環境図例のように図面の余白の所定位置に、各タイトルを追加記入する。

(2) 作成年度

浅海域分布図上に記されている作成年度欄の年度に取消線をひき、編集した年度を西暦で記入する。

(3) 凡例

各図面の記号の凡例を記入する。

2. 記号

各図面に使用する記号等を以下の仕様に従って記入する。

(1) 地形条件区分図

① 干潟分布域

各調査区の分布域を幅 0.5mm程度の黒線で囲む。浅海域外にかかる干潟についても、浅海域の内外にかかわらず黒線で囲む。

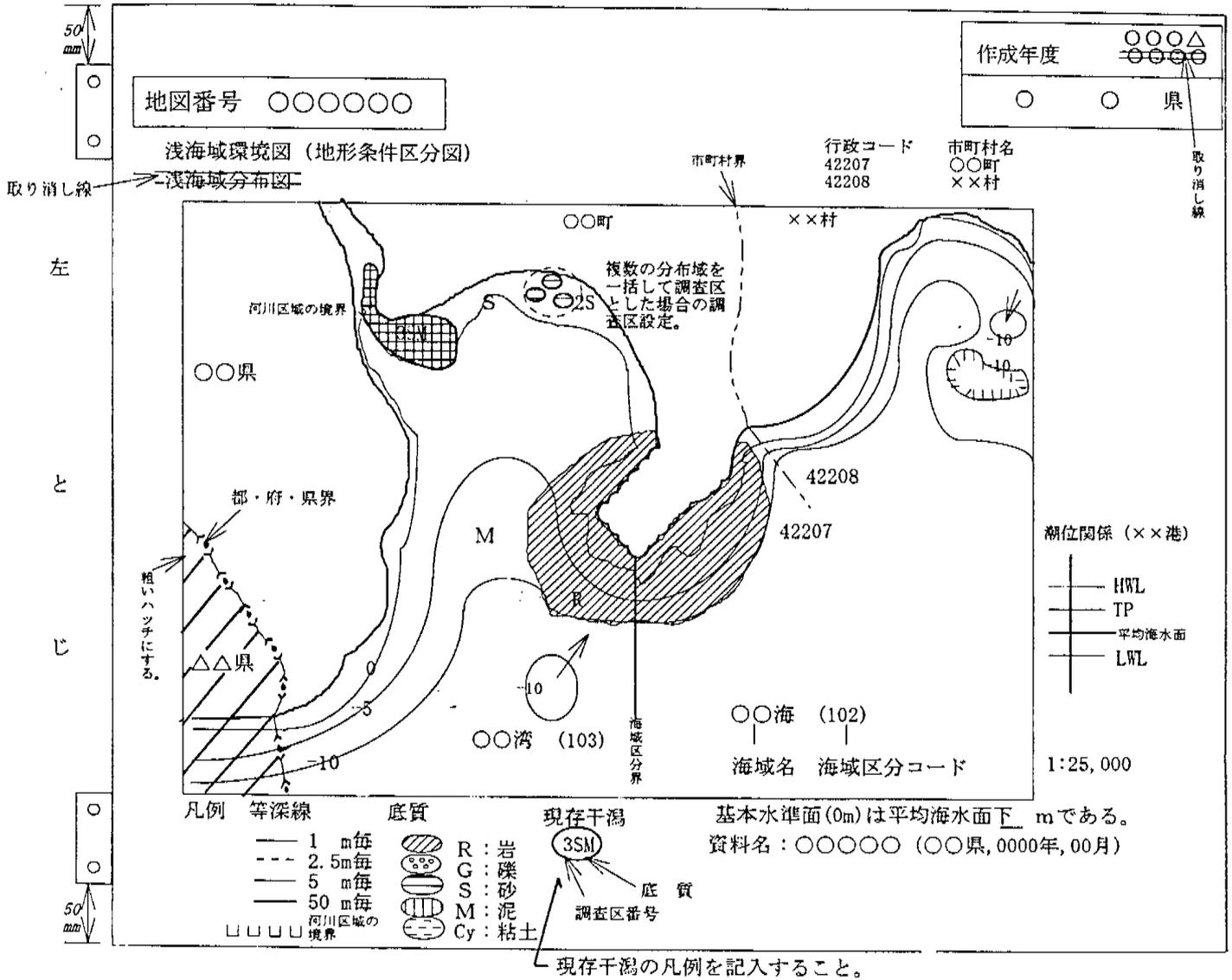
なお、連続する一つの分布域を、分割して複数の調査区とした場合、または、複数の分布域を一括して一つの調査区とした場合は、調査区の範囲を幅 0.5mm程度の破線で示す。

② 調査区番号

各調査区には、都道府県ごとに通し番号（以下「調査区番号」という。）を新しく付す。

なお、調査区が2枚以上の図幅にまたがる場合でも、調査区番号は同一とし、関係する全ての図幅に番号を記入する。

<浅海域環境図（地形条件区分図）参考例>



(2) 生物相条件区分図

① 藻場、造礁サンゴ生育域及びマングローブ林の分布域

各調査区の分布域を幅 0.5mm程度の黒線で囲む。浅海域外となる水深10m以深の部分は幅 0.5mm程度の黒色 5mm間隔破線で囲む。マングローブ林については、浅海域の内外にかかわらず実線で分布域を囲む。第5回湿地調査湿地分布図を参考にする場合には、浅海域部分は描かれていない事を注意し、分布域を図示すること。

連続する一つの分布域を、分割して複数の調査区とした場合、または、複数の分布域を一括して一つの調査区とした場合は、調査区の範囲を幅 0.5mm程度の破線で示す。

② 調査区番号

各生物相の調査区には、各都道府県ごと、生物相（藻場、造礁サンゴ生育域、マングローブ林）ごとに通し番号（以下「調査区番号」という。）を新しく付す。

なお、調査区が2枚以上の図幅にまたがる場合でも、調査区番号は同一とし、関係する全ての図幅に番号を記入する。

藻場については、調査区番号の頭に「V」を付す。

造礁サンゴ生育域については、調査区番号の頭に「C」を付す。

マングローブ林については、調査区番号の頭に「M」を付す。

③ タイプ等略号

各調査区のうち藻場及び造礁サンゴ生育域については、生物種のタイプまたは生育型と疎密度または被度で以下の種類に区分し、それぞれ該当する略号を分布域の調査区番号の近くに記入する。複数の生物種タイプが出現する場合は、優占する上位2つのタイプまたは生育型を優占する順に列記する。

ア. 藻場

タイプ 疎密度	アマモ場 Zo	ガラモ場 Sa	コンブ場 La	アラメ・カンメ場 Ei	ワカメ場 Un	テングサ場 Ge	アサ・アオリ場 Ul	その他 Ec
疎生 R	Zo-R	Sa-R	La-R	Ei-R	Un-R	Ge-R	Ul-R	Ec-R
密生 C	Zo-C	Sa-C	La-C	Ei-C	Un-C	Ge-C	Ul-C	Ec-C
濃生 I	Zo-I	Sa-I	La-I	Ei-I	Un-I	Ge-I	Ul-I	Ec-I

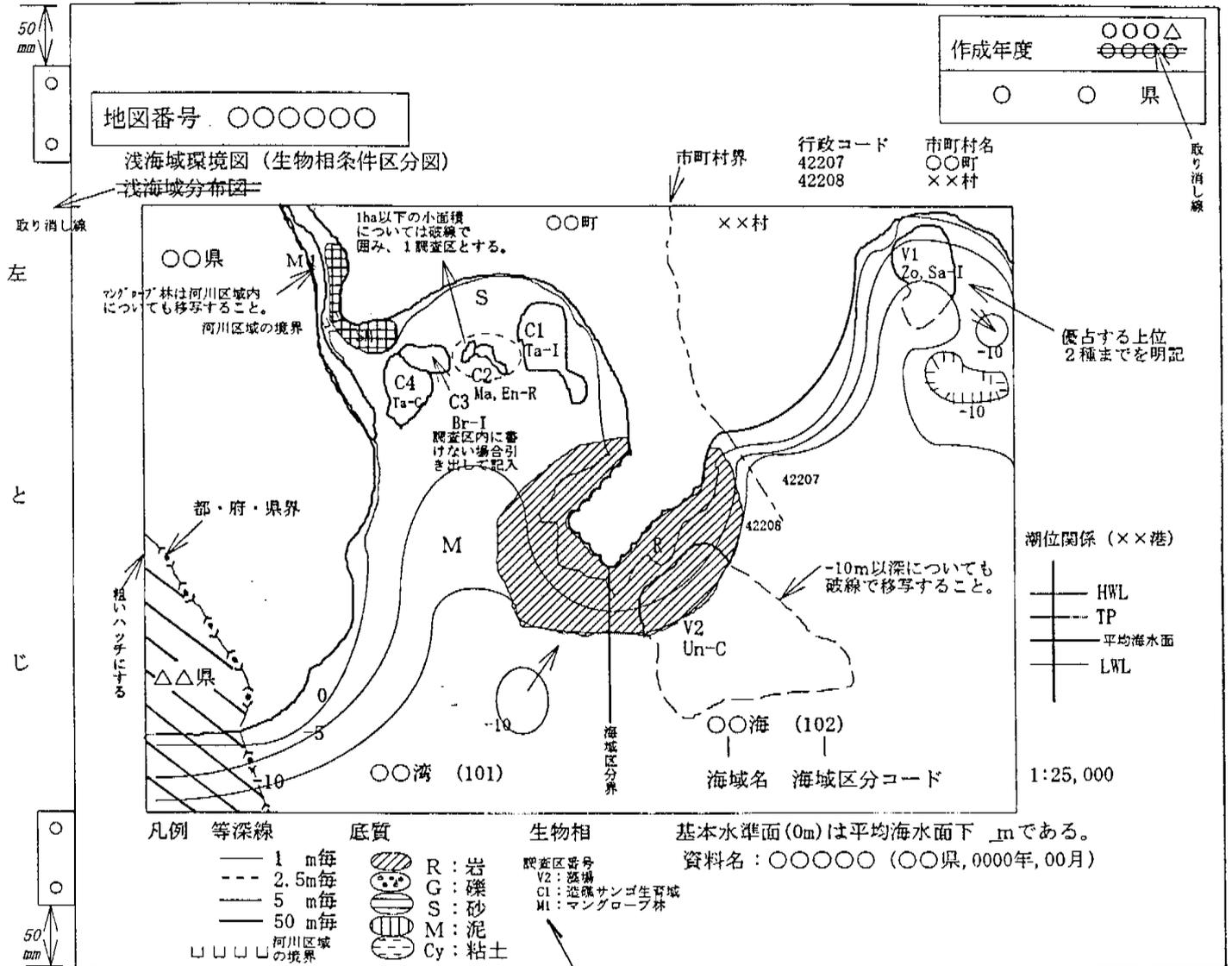
イ. 造礁サンゴ生育域

被度(%) 生育型	枝状 Br	卓状 Ta	塊状 Ma	被覆状 En	葉状 Fo	その他 Ot
5%未満(赤) R	Br-R	Ta-R	Ma-R	En-R	Fo-R	Ot-R
5~50%(黄) C	Br-C	Ta-C	Ma-C	En-C	Fo-C	Ot-C
50%以上(緑) I	Br-I	Ta-I	Ma-I	En-I	Fo-I	Ot-I

(注意)

1. (赤)、(黄)、(緑)は、それぞれ、第4回海域生物環境調査(サンゴ礁調査)におけるサンゴ礁分布図上での表現色である。
2. ソフトコーラル(Sc)については、調査対象外とし、移写をしない。

<浅海域環境図（生物相条件区分図）参考例>



調査区番号の凡例を記入のこと。

・生物相の略号凡例については前頁のア、藻場、イ、造礁サンゴ生育域の略号表を複写し、浅海域環境図帳の「凡例一覧」頁に貼り付けること。

<別紙 2 >

浅海域環境図帳作成要領

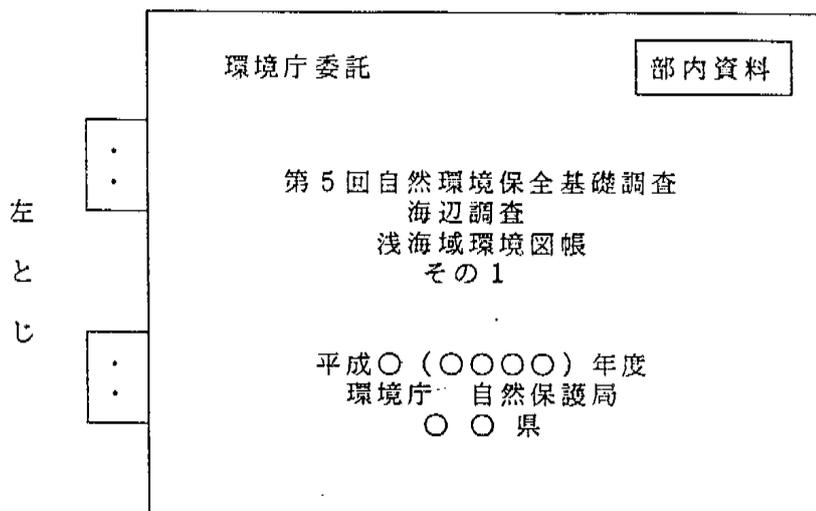
「浅海域環境図地形条件区分図」及び「浅海域環境図生物相条件区分図」を編綴し、浅海域環境図帳を作成する。

1. 表紙及び裏表紙

表紙は、縦51cm、横59cmの白の板紙とする。

様式は下図のものとし、タイトルは、黒で記入する(サインペンによる手書きでよい。)

裏表紙は、厚手のボール紙を使用する。



(注) 一冊に編綴できない場合は分冊としてよいが、適宜一連番号を付すこと。

2. とじ具

各図面の左端にクリップテープ等(コクヨ、ター60N)を用いてとじ代を2ヶ所設ける。

3. 折り込み

上記のサイズに収まらない図面については、はみ出し部分を切断の上、裏側から透明テープ等で留め、折り込むこととする。

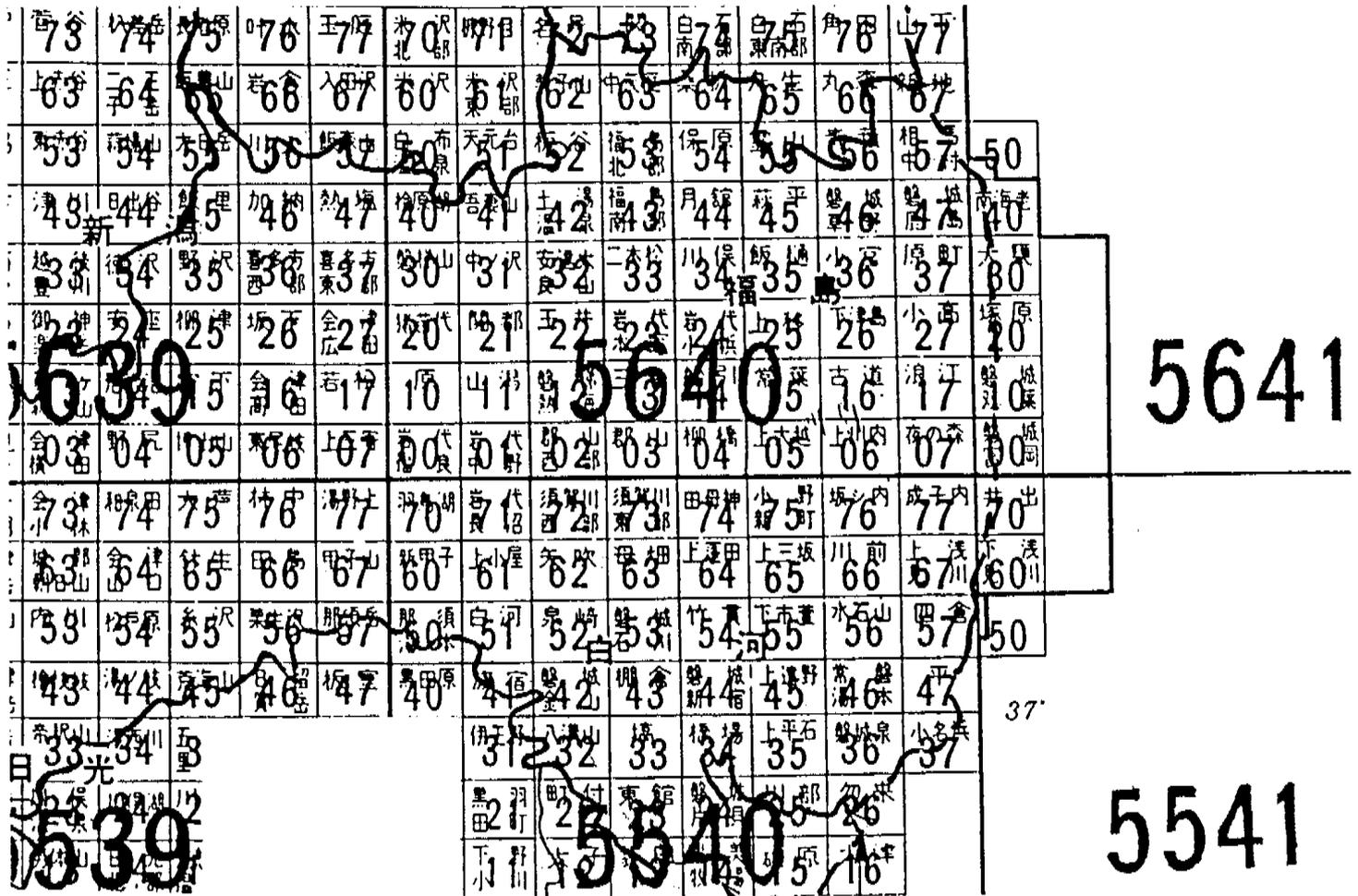
4. 配列

配列は以下の順とする。なお、浅海域環境図は、各地図番号毎に以下の①～②順に偏綴する。

- (1) 表紙
- (2) 凡例一覧
- (3) 地図番号図(次頁参照のこと。)
- (4) 浅海域環境図(地図番号の順とする。)
 - ① 浅海域環境図(地形条件区分図)
 - ② 浅海域環境図(生物相条件区分図)
- (5) 裏表紙

地図番号図（例：福島県）

該当する都道府県を（財）日本地図センター発行「標準地域メッシュコード一覧図」より適宜拡大複写を行い、表紙の裏に貼り付け、地図番号図を作成する。

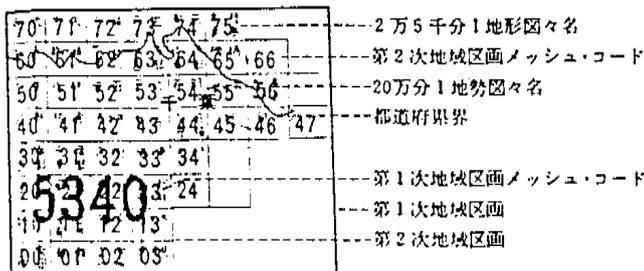


「26」が2次メッシュコード
「5540」が1次メッシュコード

地図名「勿来」の場合、地図番号は「554026」になる。

- 1次メッシュの範囲とは、一般的には国土地理院発行の1/20万地勢図に相当する。
- 2次メッシュの範囲とは、一般的には国土地理院発行の1/2.5万地形図に相当する。

凡例



<別紙 3 >

浅海域環境調査報告書作成要領

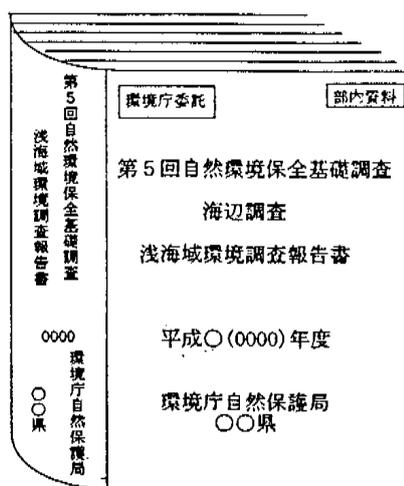
1. 規格

A 4 判、左とじ、横書きとする。

なお、ワープロの場合、1 頁につき40行×40字を原則とする。

2. 表紙及び背文字

表紙（及び裏表紙）は、ブルー、A 4 ファイル（ライオン、No.5108、A4-S等）を使用し、タイトル、背文字等を下図の様式により記入する。文字は黒サインペンによる手書きでよい。



(注) 一冊に編綴できない場合は分冊とし、表紙に適宜分冊番号を付すこと。

3. 配列

各項目の配列は以下の通りとする。

(0) 目次

(1) 調査実施方法の概要

- ①地形条件把握
- ②生物相条件把握

(2) 調査結果の概要

- ①地形条件区分の分布概況
 - ア. 分布の概況
 - イ. 浅海域地形条件区分総括表
 - ウ. 干潟一覧表
- ②生物相条件区分の分布概況
 - ア. 分布の概況
 - イ. 浅海域生物相条件区分総括表
 - ウ. 藻場一覧表
 - エ. 造礁サンゴ生育域取りまとめ表 (サンゴ礁海域、非サンゴ礁海域)
 - オ. マングローブ林取りまとめ表

(3) 調査票等

- 1) 現存干潟調査票
- 2) 現存藻場調査票

(4) 資料リスト

(5) 調査担当者名簿

4. 各項目の取りまとめ方法

(0) 目次 (略)

(1) 調査実施方法の概要

各調査の実施方法と、既存資料調査、ヒアリング調査のそれぞれについて記述する(既存資料名は、後述する資料リストに記載する。)

(2) 調査結果の概要

① 地形条件区分の分布概況

各都道府県内における全般的な浅海域の地形条件(干潟及びその他の区域)の分布状況、海域別に見た干潟のタイプや底質等の違い、干潟の利用状況等について、調査結果をもとに記述する。

調査結果を<様式-2>干潟一覧表に整理する。さらに、以下の例にならい、浅海域地形条件区分総括表を作成する。

浅海域地形条件区分総括表

海域名	海 域 コード	干 潟 (浅海域のみ)		その他 浅海域	浅海域 合 計
		調 査 区 数	面 積 (ha)	面 積 (ha)	面 積 (ha)
東京湾	5 0 2	7	20	3130	3150
相模湾	5 0 3	38	80	7170	7250
合 計		45	100	10300	10400

(注意)

- (1) 複数の海域にまたがる調査区については、調査区面積のうち最も優先する海域に計上する。
- (2) 干潟の面積は、浅海域内の面積を記入する。
- (3) 浅海域合計面積は、浅海域分布調査報告書の浅海域分布一覧表(海域別)の浅海域合計面積と一致させる。
その他浅海域面積は、浅海域合計面積から干潟の面積をさし引いた残りとする。

②生物相条件区分の分布概況

各都道府県内における全般的な藻場、造礁サンゴ生育域、マングローブ林等の分布状況、海域別に見たタイプの違い等について、調査結果をもとに記述する。

調査結果をく様式-4～6>の各一覧表に整理する。さらに、以下の例にならない、浅海域生物相条件区分総括表を作成する。

浅海域生物相条件区分総括表

海域名	海 域 コード	藻 場 (浅海域のみ)		造礁サンゴ 生 育 域 (浅海域のみ)		マングローブ林 (浅海域のみ)		その他	浅海域
		調査 区数	面積 (ha)	調査 区数	面積 (ha)	調査 区数	面積 (ha)	生物相 面積 (ha)	合計 面積 (ha)
東京湾	502	5	20					3130	3150
相模湾	503	40	178	2	2			7070	7250
合 計		45	198	2	2			10200	10400

(注意)

- (1) 複数の海域にまたがる調査区については、調査区面積のうち最も優先する海域に計上する。
- (2) 藻場、造礁サンゴ生育域、マングローブ林の面積については、浅海域内の面積を記入する。
- (3) 浅海域合計面積は、浅海域分布調査報告書の浅海域分布一覧表(海域別)の浅海域合計面積と一致させる。

その他生物相の面積は、浅海域合計面積から藻場、造礁サンゴ生育域及びマングローブ林の合計面積をさし引いた残りとする。

(3) 調査票等

1)現存干潟調査票、2)現存藻場調査票をそれぞれ調査区番号順に綴じる。

(4) 資料リスト

調査で参考にした資料、文献について記載する。

資料番号	著者名	発行年	資料名
1	〇〇〇〇	1990	△△図 (1/〇.〇万)
2	〇〇県編	1992	〇〇地域海浜散策マップ (1/100,000)

地図の場合は、縮尺を記入すること。

(5) 調査担当者名簿

調査に従事した者全員について、氏名、所属及び担当分野を記入する。

番号	氏名	所属	担当分野
1	浜貝 鯛助	〇〇県自然保護課	干潟
2	海宝 清	〇〇県水産課	藻場

I - 2. 海辺利用・法指定等状況調査

〈調査のねらい〉

海辺利用等の現況及び規制・制限の状況等を把握する。

〈調査対象の定義〉

調査項目のうち、分布の一部が海辺の範囲にかかるものすべてを対象とする。

〈調査内容及び調査方法〉

海辺に関する既存資料（過去の基礎調査結果、都道府県独自の調査結果等）を有効に活用して海辺の利用、法指定等の状況についての調査を実施する。ただし、海辺の範囲であれば、河川法に基づく河川区域であっても調査範囲の対象とする。なお、必要に応じ、経費の許す限り漁業協同組合、観光客、付近の住民、建設会社等からヒアリングを行うとともに現地確認を実施する。

〈海辺利用・法指定等状況調査において参照すべき既存資料の例〉

- ・ 第4回海岸調査結果
- ・ 漁港・港湾区域図、○○の港湾、○○の漁港
- ・ 海岸保全区域図
- ・ 鳥獣保護区等位置図
- ・ 土地利用規制図
- ・ 海上保安庁水路部刊行の海図
- ・ 沿岸の海の基本図
- ・ 国土地理院発行の沿岸海域地形図
- ・ 沿岸域情報ファイル（国土庁）
- ・ ヨット・モーターボート用参考図
- ・ 観光便覧
- ・ 観光マップ
- ・ H5海辺調査に関する資料の所在についての一覧表
- ・ 所在情報管理システム（海上保安庁水路部）
- ・ その他

1. 調査項目

（1）港湾区域

港湾の名称、種類、許可年月日、管理者、港湾区域の位置等を把握する。

（2）漁港区域

漁港区域の名称、種類、指定年月日、管理者、漁港区域の位置等を把握する。

（3）海岸保全区域

海岸保全区域の所管、位置、延長距離等を把握する。

（4）自然公園

自然公園の名称、地種区分、位置、指定年月日等を把握する。海中公園地区、海面普通地域も含める。

（5）自然環境保全地域等

自然環境保全地域等の名称、種類、位置、指定年月日等を把握する。自然環境保全地

域海中特別地区も含める。

(6) 鳥獣保護区

鳥獣保護区の名称、種類、位置、設定期限等を把握する。

(7) 水産資源保護水面

水産資源保護水面の位置、指定年月日、面積等を把握する。

(8) 史跡・名勝・天然記念物

史跡・名勝・天然記念物の位置、指定年月日、管理責任者等を把握する。

対象となる史跡・名勝・天然記念物は、『国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定規準』に定められるものとする。

(9) 海洋性レクリエーションエリア

海洋性レクリエーションエリアについては、海水浴場、釣り場、潮干狩り場、マリナー、ダイビングスポットなどの位置、名称、利用時期等を把握する。

(10) 環境変化にかかる特記事項

公共土木事業、リゾート開発、海砂利採取等の行為（開発計画を含む）によって海辺の自然環境に影響を及ぼされると考えられる事項について、名称、所在地、内容を把握する。

(例)

公共土木事業：港湾・漁港建設改修、埋立工事、航路等の浚渫、橋梁及び海底トンネルの建設、人工海浜の造成、人工干潟の造成など

リゾート開発：マリナー建設、ゴルフ場開発、リゾートホテル・マンション建設

その他：海砂利採取、石油・ガス・石炭採掘等の資源開発

(11) その他特記すべき地域

上記の(1)～(10)以外の自然教育・自然観察に適した地域、自然環境保護上・野生動物保護上貴重な地域及び海辺に係わる人文的行事・祭事等が行われる地域など特記すべき地域について把握する。

(例)

自然観察路、探鳥地、海ガメの産卵場のある海岸、海産哺乳類の営巣地・観察可能地、鳴き砂、海に係わるイベント・祭り、日本では珍しい植物の実（ヤシ）・動物の死骸（オウムガイの殻、ハリセンボン、ウミガメ、クジラなど）等の特異な漂着物がみられる海岸、プラスチック漂着物・産業廃棄物等のゴミがみられる海岸など。

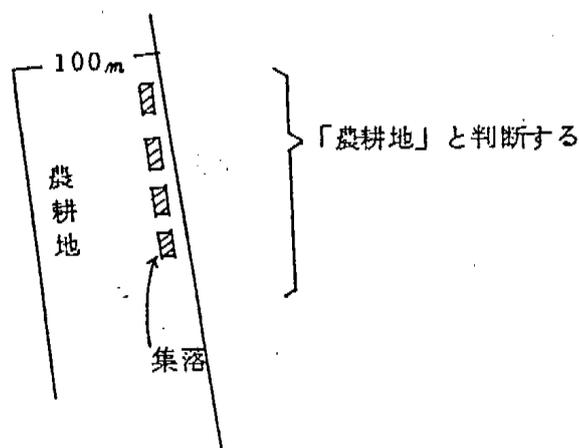
(12) 海岸陸域の土地利用

海岸陸域の土地利用を以下の区分に従い把握する。第2回海岸調査結果、および第4回海域生物環境調査「現存干潟調査票」、最新の地形図、土地利用図及び土地利用動向調査結果等を用いて区分する。

- | | |
|----------|--|
| ①自然地 | 樹林地、砂浜、断崖等の自然が人工によって著しく
改変されないで自然の状態を保持している土地 |
| ②農業地 | 水田、畑、牧野等の農業的な土地利用が行なわれて
いる土地 |
| ③市街地・工業地 | 上記以外の土地（但し、河口部を除く） |
| ④河口部 | 水部だけでなく、堤防内の陸部を含む |

海岸陸域の土地利用区分にあたり、海岸陸域の幅 100m 内に自然地、農業地、市街地等が混在する場合は、最も優占する土地利用形態をもって海岸陸域の土地利用区分とすること。

(例)



2. 海辺利用・法指定等状況図の作成

<別紙4>海辺利用・法指定等状況図作成要領に従い、各調査項目の位置、範囲及び名称を浅海域分布図上に図示する。

3. 各一覧表の作成

<様式-7~15>により、各調査項目の概要を各一覧表に整理する。

- (1) 港湾・漁港一覧表 <様式-7>
- (2) 海岸保全区域一覧表 <様式-8>
- (3) 自然公園・自然環境保全地域等一覧表 <様式-9>
- (4) 鳥獣保護区一覧表 <様式-10>
- (5) 水産資源保護水面一覧表 <様式-11>
- (6) 史跡・名勝・天然記念物一覧表 <様式-12>
- (7) 海洋性レクリエーションエリア一覧表 <様式-13>

(8) 環境改変にかかる特記事項一覧表 <様式-14>

(9) その他特記すべき地域一覧表 <様式-15>

<海辺利用・法指定等状況調査結果のとりまとめ>

海辺利用・法指定等状況図及び海岸改変状況図を<別紙5>海辺利用・法指定等状況図帳作成要領に従って編綴する。

また、海辺利用・法指定等状況及び海岸改変状況について、<別紙6>海辺利用・法指定等状況調査報告書作成要領に従い報告書にとりまとめる。

<様式-7> 記入例

1. 都道府県名
岡山県

港湾・漁港一覧表

		2. 調査年度 1996		3. 枝番		1/3				
4. 地図名	5. 海域名	6. 市町村名	行政コード	(1) 名	(2) 種類	(3) 所在地	(4) 許可年月日 指定年月日	(5) 管理者	7. 調査実施方法	8. 備考
八浜	瀬戸内	玉野市	33204	岡山港	1 2	岡山市、玉野市	1964.4.1	岡山県	1	6
臥竜	〃	岡山市	33201							
大島	〃	〃	33201							
西大寺	〃	〃	33201							
寄島	瀬戸内	笠岡市	33205	笠岡港	1 3	笠岡市	1979.4.1	〃	1	6
	備後灘		709							
西大寺	瀬戸内	岡山市	33201	久々井漁港	2 2	岡山市久々井	1952.10.21	岡山県	1	7
〃	〃	〃	33201	朝日漁港	2 2	岡山市宝伝 牛窓町子父雁	1952.10.21	〃	1	7
牛窓	〃	牛窓町	33361							
〃	〃	〃	33361	西脇漁港	2 1	牛窓町西脇	1952.7.29	〃	1	7

<様式-8>記入例

1.都道府県名
神奈川県

海岸保全区域一覧表

4. 地区名		5. 海域名	6. 市町村名	行政コード	(1) 名称	(2) 海岸線延長 (km)	1995 (3) 所管	3. 枝番	1/2
地区番号	地区名	海域コード	市町村コード	市町村名	(1) 名称	(2) 海岸線延長 (km)	(3) 所管	7. 調査実施方法	8. 備考
523955	三浦三崎	東京湾 502	三浦市	14210	三浦海岸保全区域 (南下浦海岸)	4. 5 8 6	1	1	3
523965	浦賀	// 502	三浦市	14210					
523965	//	// 502	横断市 三浦市	14201 14210	津久井浜海岸保全区域	3. 2 8 6	4	1	3
523965	//	// 502	横断市	14201	野比海岸保全区域	2. 1 0 5	2	1	3

<様式-9> 記入例

1.都道府県名
三重県

自然公園・自然環境保全地域等一覧

2. 調査年度		1996		3. 校番		1/2							
4. 地図名	4. 地図番号	5. 海域名	6. 市町村名	行政コード	(1) 名称	保全域名 コード	(2) 地種区分	(3) 面積(ha)	(4) 測法 面積	(5) 指定年月日	(6) 変更年月日	7. 調査 実施 方法	8. 備 考
鶴殿	503640	熊野灘	御浜町 紀宝町 鶴殿村	24561 24562 24564	吉野熊野国立公園	0118	11,12,13 ,14	14.4	1	1936. 2. 1		1	4
阿田和	503650	//	熊野市 御浜町	24212 24561									
木元	503660	//	熊野市	24212									
磯崎	503661	//	尾鷲市 熊野市	24209 24212									
賀田	503671	//	尾鷲市	24209									
早田	503672	//	尾鷲市	24209									
尾鷲	513601	//	尾鷲市	24209									
九鬼	513602	//	尾鷲市	24209									
島勝浦	513612	//	海山町	24542	県立島勝浦自然環境保全地域	6302	62,63			1978. 1. 1		1	4

*面積は、浅海域の海中公園地区、海中特別地区及び普通地域のみの面積である。

<様式-10>記入例

1. 都道府県名
茨城県

鳥獣保護区一覧表

4. 地図名		5. 海域名		6. 市町村名		行政コード		(1) 名称	(2) 地種区分	(3) 所在地	(4) 面積(ha)	(5) 面測方法	(6) 設定期限	7. 調査実施方法	8. 備考	
高萩	554005	鹿島灘	308	高萩市	08214	08214		ヒナカゲデツ銃猟禁止区域	8 2	高萩市			2004.10.31	1	1 1	
//	554005	//	308	日立市	08202	08202	08381	伊師浜鳥獣保護区	8 2	日立市、十王町			2000.10.31	1	1 1	
那珂湊	544044	//	308	東海村	08341	08341		東海鳥獣保護区	8 2	東海村			2001.10.31	1	1 1	

*面積は、浅海域のみの面積である。

<様式-112>記入例

1.都道府県名
神奈川県

史跡・名勝・天然記念物一覧表

(1) 番号	4. 地図名	4. 地図番号	5. 海域名		6. 市町村名	行政コード	(2) 名称	(3) 所在地	(4) 指定年月日	2. 調査年度 (5) 指定	1996 (6) 管理責任者	3. 枝番	7. 調査実施方法	8. 備考
			海域名	海コード										
1	三浦	523955	相模湾	503	三浦市	14210	城ヶ島のウミヒメ及びウミサザの生息地	三浦市城ヶ島	1960. 5.31	113	神奈川県	1	1	17
2	〃	523955	〃	503	〃	14210	諸磯の隆起海岸	三浦市諸磯	1928. 5.24	112	〃	1	1	17
3	〃	523955	〃	503	〃	14210	海外町のスランプ構造	三浦市海外	1988. 9. 1	113	〃	1	1	17
4	〃	523955	〃	503	〃	14210	遺痕(波調層)	〃	1957. 2.19	113	〃	1	1	17
5	〃	523955	〃	503	〃	14210	毘沙門洞窟 弥生時代住居跡群	三浦市南下浦 毘沙門	1960.11 4	93	〃	1	1	17
6	鎌倉	523975	〃	503	鎌倉市 逗子市	14204 14208	利賀江嶋	鎌倉市、逗子市	1968.10.14	102	〃	1	1	17

<様式-13>記入例

1.都道府県名
神奈川県

海洋性レクリエーションエリア一覧表

4. 地図名		5. 海域名		6. 市町村名		(1) 名称		(2) 種類	(3) 所在地	(4) 管理者	(5) 利用時期	7. 調査実施方法	8. 備考
地図番号	海域名	海域コード	市町村名	行政コード	名称	種類	所在地	管理者	利用時期	調査実施方法	備考		
三浦湾	東京湾	502	三浦市	14210	大浦海水浴場	1, 6	三浦市大浦	三浦市	春~夏	1	17, 18		
相模湾	相模湾	503	三浦市	14210	三崎港マリーナ	4	三浦市遊ヶ崎	三浦市	春~秋	1	17		
荒井浜海水浴場	東京湾	503	三浦市	14210	荒井浜海水浴場	1	三浦市城ノ内	三浦市	春~夏	1	18		
胴網海水浴場	東京湾	503	三浦市	14210	胴網海水浴場	1	三浦市城ノ内	三浦市	春~夏	1	17		
横堀海水浴場	東京湾	503	三浦市	14210	横堀海水浴場	1	三浦市城ノ内	三浦市	春~夏	1	17		
油壺京急マリーナ	東京湾	503	三浦市	14210	油壺京急マリーナ	4	三浦市諸磯	京急マリーナ	通年	1	18		
三崎マリン	東京湾	503	三浦市	14210	三崎マリン	4	三浦市油壺	三崎マリン(株)	通年	1	18		
油壺ヨッテル	東京湾	503	三浦市	14210	油壺ヨッテル	4	三浦市油壺	三浦市	通年	1	18		
シーボニア	東京湾	503	三浦市	14210	シーボニア	4	三浦市油壺	シーボニア(株)	通年	1	18		

<様式-14>記入例

1. 都道府県名
○○○県

環境改変にかかると特記事項一覧表

		2. 調査年度		1995		3. 枝番				
4. 地区名	地区番号	5. 海域名		6. 市町村名		(1) 名称	(2) 所在地	(3) 内容	7. 調査実施方法	8. 備考
		海域コード	市町村名	行政コード	行政コード					
未来	900001	舞の海	未知市	00001	00001	沖合人工島計画	未知市五味溜地先	56haの埋立材料・築造施設 1998年より開発予定	1	28 埋立予定地は干潟である
現在	900002	火梨武海	お宝村	00002	00002	リバー建設計画	宝村金堀海岸	300ha埋立によるリバー建設 1998年より開発予定	1	28 サゴ礁がある
海取	900003	真海	砂取町	00003	00003	海砂利採取	海砂市砂無湾	年間300千m ³ の土砂採取 1995.8~12 (1994以降)	1	28
"	"	"	"	"	"	夢航路浚渫事業	居眠町夢見港	夢航路の浚渫 1995年6月	1	29
七戸	900004	魚捕海	魚捕町	00004	00004	七戸港改修事業	七戸市七戸港	港域(概観)の浚渫 1995年8月	1	30
"	"	"	"	"	"	地域活性化事業	魚捕町魚捕漁港	港域(概観)の浚渫 1995年10月	1	30、
軟類	90005	蛸壺湾	烏賊町	00005	00005	蛸壺湾横断道計画	烏賊町蛸壺湾	港域(概観)の浚渫 1996年11月	1	31、
爽快	90006	蛸壺湾	涼風市	00006	00006	潮騒海岸整備事業	涼風市潮騒海岸	10haの人工干潟の造成 1997年3月予定	1	32、多自然型海岸づくり
金山	90007	夜光灘	芝生村	00007	00007	芝生村リゾート計画	芝生村	ゴルフ場開発 1998年5月リゾート予定	1	33、海の外に遊歩道がある 赤土の溜池がある。
"	"	"	源平村	00008	00008	蛸壺湾観光計画	源平村蛸壺湾	リゾートホテルの建設 1999年7月	1	33
化石	90008	大昔湾	化石市	00009	00009	石油資源開発	化石市深海地先	海底油田の探掘 1996年5月	1	34、石油供給開始に伴う パイプラインの建設
空路	90009	飛ぶ海	翼市	00010	00010	リゾート建設	翼市離陸地先	海域を埋立に飛行場建設 1999年に開港予定	1	35、埋立により土砂の拡散 が発生し、周辺海域が濁る
人里	99933	黄泉海	世紀末市	00011	00011	原子力発電所立地	電根村海馬海岸	200万kw発電基の設置 1999年に稼働開始	1	36、温排水による海域の生態系への影響が懸念される

<様式-115>記入例

1. 都道府県名

その他特記すべき地域一覧表

4. 地図名		5. 海域名		6. 市町村名		(1) 名称		(2) 所在地		2. 調査年度		3. 枝番	
										1995		8.	
地図番	海域コード	市町村名	行政コード	(1) 名称	(2) 所在地	(3) 内容	7. 調査実施方法	8.		備考			
船橋	502	市川市 浦安市	12203 12204	三番瀬	江戸川放水路口	水深0~1mの1200haの浅瀬野鳥の餌場、潮干狩り場	1	7					
葦山	505	沼津市	22203	海祭り	三津港周辺	漁の安全を祈願する海祭り	1	9					
御前崎	506	御前崎町	22421	ウカメの産卵地	御前崎海岸	ウカメの産卵地保護	1	8					
仁万	404	仁摩町	32422	なき砂	琴ヶ浜	砂浜を歩くといわねとなる砂	1	3					
上総一宮	501	一宮町	12421	アサギ群生地	九十九里浜一宮海岸	通年、特に夏に群泳する(陸からの観察可能)	1	11					
上総一宮	501	一宮町	12421	アサギ産卵地	九十九里浜一宮海岸	年5~30の産卵、ふ化があり	1	11					
室蘭	107	室蘭市	01205	ウツクシ、ウツクシの観察地	室蘭市地球岬展望台	地球岬沖合に回遊してくるウツクシ、ウツクシが観察できる	1	5					
銚子	501	銚子市	12202	君ヶ浜	銚子市海鹿島町	ココヤ、ココヤなどの東南アジア地方の果実が漂着する	1	2					
氷見	206	氷見市	16205	氷見海岸	氷見市	ウツクシの殻が漂着する	1	4					
日向青島	604	宮崎市	45201	青島海岸	宮崎市	ウツクシ、ウツクシなどのウツクシ類の大量漂着があった。	1	2					
北の端	1004	北の端町	00010	漂流物終着海岸	北の端町	プラスチック廃棄物が多く漂着する。	1	1		月に一度漁協婦人部が中心となって清掃している			

海辺利用・法指定等状況調査
各一覧表

各一覧表は都道府県ごとに作成する。

(共通の作成・記入上の注意)

- 書式は<様式-7~15>に掲げるものとし、用紙はA4版、上側2つ穴あきとする。
- 調査項目の分布が隣県にまたがった場合は、備考欄に「〇〇県に及ぶ。」と記入する。
- 調査項目の分布が複数の図面、海域、市町村にまたがる場合は、すべての「地図名」、「地図番号」、「海域名」、「海域コード」、「市町村名」、「行政コード」を記入する。

1. 省略

- 「調査年度」は西暦で記入する。
- 「枝番」には、各一覧表が2枚以上にわたる場合に、当該一覧表が何枚目のものであるかを示す番号を記入する。一覧表の総枚数を分母とする分数表示とする。
- 「地図名」及び「地図番号」は「海辺利用・法指定等状況図」に記載されている番号をそれぞれ記入する。
- 「海域名」及び「海域コード」には、「別冊コード一覧等の「海域区分コード」」に基づく当該海域の海域名及び海域コード番号を記入する。
- 「行政コード」には、自治省編「全国地方公共団体コード」に基づく当該市町村のコード番号を記入する。
- 「調査実施方法」には、該当調査項目に関して行なった調査の方法について、以下の該当する番号を記入する。

1：資料調査 2：ヒアリング調査 3：現地確認調査

ただし、資料調査による場合は「1」と記入するとともに、海辺環境調査報告書に掲載されている資料リストの該当する番号を「8. 備考」に記入する。

- 8. 「備考」には、その他海辺利用・法指定状況等について特記すべき事項があれば、自由に記述する。

(各一覧表の記入上の注意)

1. 港湾・漁港一覧表<様式-7>

- (1)「名称」には、海図に記されてある港湾及び漁港の名称を記入する。
- (2)「種類」には、各港の港湾・漁港指定を以下の分類から選択し、該当する番号を記入する。

0：なし

1 1：特定重要港湾 1 2：重要港湾 1 3：地方港湾 1 4：避難港
2 1：第1種漁港 2 2：第2種漁港 2 3：第3種漁港 2 4：特定第3種漁港 2 5：第4種漁港

- (3)「所在地」には、各港の所在地名を記入する。
- (4)「許可・指定年月日」には、港湾については港湾区域の許可を受けた年月日を、漁港については漁港の指定区分を受けた年月日を西暦で記入する。
- (5)「管理者」には、各港を管理する機関名を記入する。

2. 海岸保全区域一覧表<様式-8>

都道府県の河川課、港湾課、漁港課、耕地課、建設省工事事務所、運輸省工事事務所等が保管する、海岸保全区域台帳等を参照し、以下の項目を記入する。

- (1)「名称」には、海岸保全区域名を記入する。
- (2)「海岸線延長(km)」には、海岸保全区域台帳より延長距離を記入する。
- (3)「所管」には、

1：建設省 2：運輸省 3：農林水産省構造改善局 4：水産庁

のうち該当するものを選択し、番号を記入する。複数回答可。

3. 自然公園・自然環境保全地域等一覧表<様式-9>

一覧表への記載順序は、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全区域の順とする。

- (1)「名称」には、各自然公園・自然環境保全地域等の名称を省略せずに記入する。「保全地域名コード」には、「別冊コード一覧等の「保全地域名コード」」に基づく当該保全地域のコード番号を記入する。
- (2)「地種区分」には、以下の地種のうち該当するものすべての番号を記入する。

地種区分なし		0		
地種区分	自然公園	国立公園	国定公園	都道府県立自然公園
特別保護地区		1 1	2 1	
特別地域(第1～3種及び地種未区分)		1 2	2 2	3 2
普通地域		1 3	2 3	3 3
海中公園地区		1 4	2 4	
原生自然環境保全地域			4 1	
自然環境保全地域	特別地区		5 2	
	普通地区		5 3	
	海中特別地区		5 4	
都道府県自然環境保全地域	特別地区		6 2	
	特別地区に含まれない区域		6 3	

(3) 「面積」には、浅海域の海中公園地区、海中特別地区及び普通地域についてのみ、面積をha単位にて記入する（他の地種区分については面測を行わない。）。

(4) 「面測方法」には、

1：プランメータ 2：格子板 3：その他

のうち該当する番号を記入する。「3：その他」の場合は、「備考」に面測方法を具体的に記述する。

(5) 「指定年月日」には、指定を受けた年月日を西暦で記入する。

(6) 「変更年月日」には、区域に変更等がある場合は、変更した最新の年月日を西暦で記入する。変更のあった事柄について備考欄に簡潔に内容を記述する。

4. 鳥獣保護区一覧表<様式-10>

(1) 「名称」には、鳥獣保護区の名称を省略せずに記入する。

(2) 「地種区分」には、以下の地種のうち該当するものすべてを選択し、番号を記入する。

	国設	都道府県設
特別保護地区	7 1	8 1
その他の区域	7 2	8 2

(3) 「所在地」には、所在地名を記入する。

(4) 「面積」には、指定区域の浅海域に相当する面積をha単位にて記入する。

(5) 「面測方法」には、

1：プランメータ 2：格子板 3：その他

のうち該当する番号を記入する。「3：その他」の場合は、「8. 備考」に面測方法を具体的に記述する。

(6) 「設定期限」には、鳥獣保護区設定期限の年月日を西暦で記入する。

5. 水産資源保護水面一覧表<様式-11>

水産庁振興課「保護水面の管理状況等に関する資料」等を参照し、以下の項目を記入する。

(1) 「番号」には、「海辺利用・法指定等状況図」に表記されている都道府県ごとの一連番号を記入する。

(2) 「名称」には、名称がついているものについて記入する。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 「面積」には、浅海域内の面積について記入する。

6. 史跡・名勝・天然記念物一覧表<様式-12>

都道府県教育委員会等保管の史跡・名勝・天然記念物に関する資料を参照し、以下の項目を記入する。

- (1) 「番号」には、「海辺利用・法指定等状況図」に表記されている都道府県ごとの一連番号を記入する。
- (2) 「名称」には、名称がついているものについて記入する。
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 「指定」には、以下の指定のうち該当するものを選択し、番号を記入する。

	史 跡	名 勝	天然記念物
国 指 定 特 別	9 1	1 0 1	1 1 1
国 指 定	9 2	1 0 2	1 1 2
都 道 府 県 指 定	9 3	1 0 3	1 1 3
市 町 村 指 定	9 4	1 0 4	1 1 4

- (6) 「管理責任者」には、教育委員会等保管の史跡・名勝・天然記念物に関する資料を参照し記入する。

7. 海洋性レクリエーションエリア一覧表<様式-13>

- (1) 「名称」には、観光要覧、観光便覧等に記されている名称を記入する。

列記するレクリエーションエリアの順序は、レクリエーション活動の種類にかかわらず、図面の北側、または東側からとする。

- (2) 「種類」には、以下の分類より該当する番号を記入する。

1：海水浴場 2：釣り場 3：潮干狩り 4：マリーナ 5：ダイビングスポット
 6：ボードセイリング 7：グレンデ（水上バイク） 8：サーフィン
 9：その他

「9：その他」の場合には、「9.備考」に具体的に記入する。

なお、該当する番号が複数ある場合は複数回答とする。

- (3) 「所在地」には、レクリエーションエリアの地名を記入する。
- (4) 「管理者」には、管理している機関があれば記入する。
- (5) 「利用時期」には、種類に示したレクリエーション活動が行われる季節または月を記入する。

8. 環境改変にかかる特記事項一覧表<様式-14>

- (1) 「名称」には、プロジェクト名、計画名、開発名等を記入する。

- (2) 「所在地」には、開発される地名、海浜名、採取地等を記入する。

- (3) 「内容」には、開発計画であれば開発開始予定年、開発規模、開発内容（○○港建設、××リゾート開発、◇◇道路開発）、及び計画・施工する機関名を、砂利採取であれば、都道府県の土木部用地課、監理課等が保管する採取計画認可申請書または業務状況報告書等を参照し、採取期間、採取量、及び採取目的等を具体的に記入する。

「備考」には、海辺自然環境に及ぼされる影響について可能な限り記述すること。特に、海辺外の開発等を記入する際は、海辺への影響がわかるように記述する。

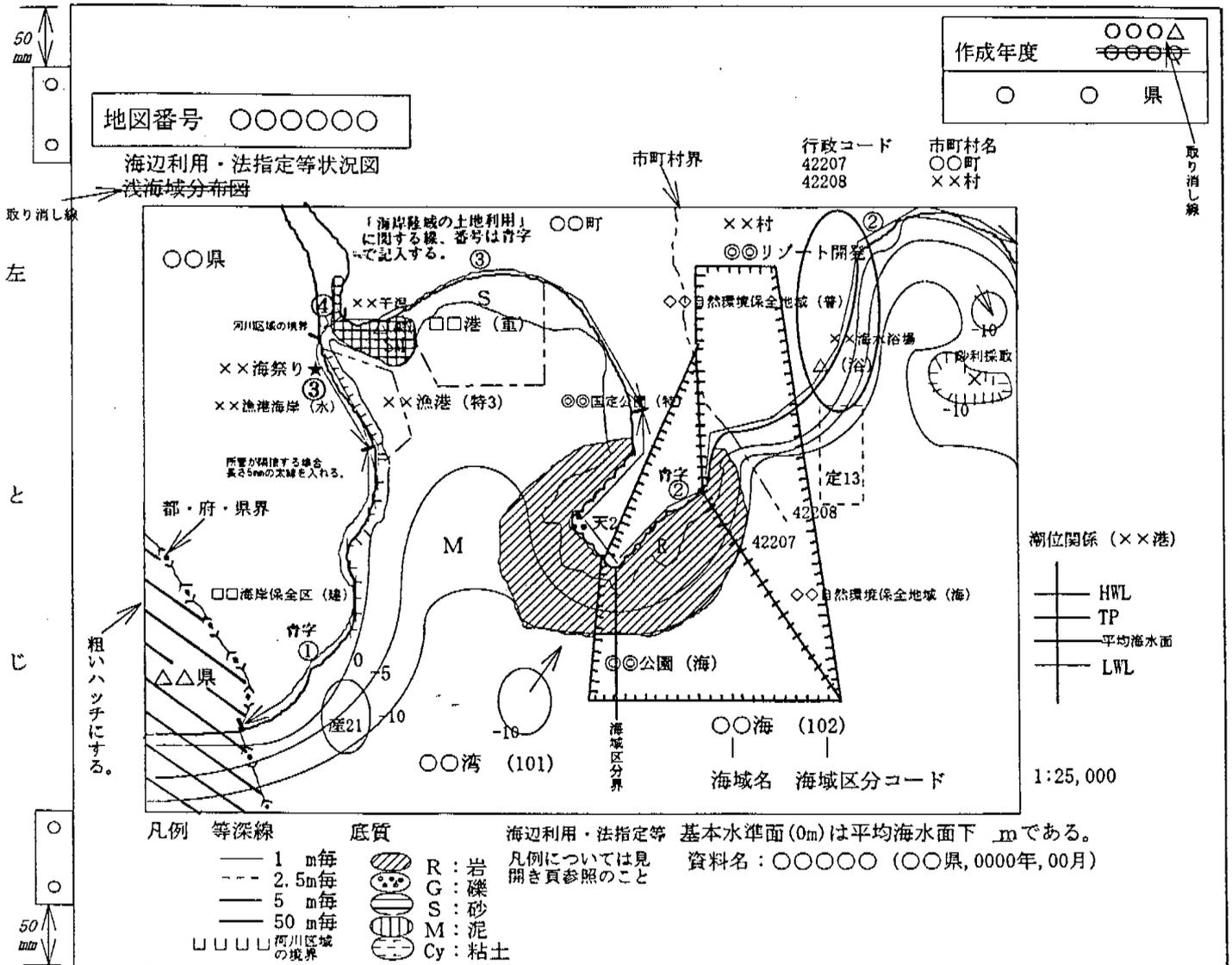
9. その他特記すべき地域一覧表<様式-15>

- (1) 「名称」には、地名、祭事名等を記入する。

- (2) 「所在地」には、所在地名を記入する。

- (3) 「内容」には、特記すべき地域とした理由等具体的に記入する。

<海辺利用・法指定等状況図参考例>



・海辺利用・法指定等の凡例については前頁の図式一覧表を複写し、浅海域環境図帳の「凡例一覧」頁に貼り付けること。

<別紙 5 >

海辺利用・法指定等状況図帳作成要領

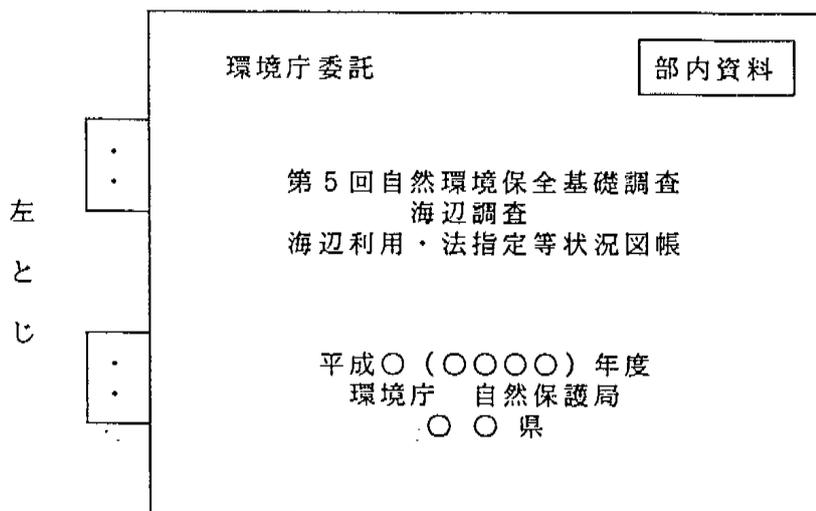
「海辺利用・法指定等状況図」を編綴し、海辺利用・法指定等状況図帳を作成する。

1. 表紙及び裏表紙

表紙は、縦51cm、横59cmの白の板紙とする。

様式は下図のものとし、タイトルは、黒で記入する(サインペンによる手書きでよい。)

裏表紙は、厚手のボール紙を使用する。



(注) 一冊に編綴できない場合は分冊としてよいが、適宜一連番号を付すこと。

2. とじ具

各図面の左端にクリップテープ等(コクヨ、ター60N)を用いてとじ代を2ヶ所設ける。

3. 折り込み

上記のサイズに収まらない図面については、はみ出し部分を切断の上、裏側から透明テープ等で留め、折り込むこととする。

4. 配列

配列は以下の順とする。

- (1) 表紙
- (2) 凡例一覧
- (3) 地図番号図(45頁参照のこと。)
- (4) 海辺利用・法指定等状況図(地図番号の順とする。)
- (5) 裏表紙

<別紙 6 >

海辺利用・法指定等状況調査報告書作成要領

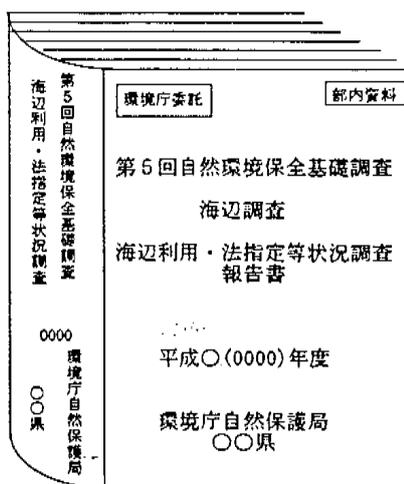
1. 規格

A 4 判、左とじ、横書きとする。

なお、ワープロの場合、1 頁につき40行×40字を原則とする。

2. 表紙及び背文字

表紙（及び裏表紙）は、ブルー、A 4 ファイル（ライオン、No.5108、A4-S等）を使用し、タイトル、背文字等を下図の様式により記入する。文字は黒サインペンによる手書きでよい。



(注) 一冊に編綴できない場合は分冊とし、表紙に適宜分冊番号を付すこと。

3. 配列

各項目の配列は以下の通りとする。

(0) 目次

(1) 調査実施方法の概要

(2) 調査結果の概要

①概況

②港湾・漁港一覧表

③海岸保全区域一覧表

④自然公園・自然環境保全地域等一覧表

⑤鳥獣保護区一覧表

⑥水産資源保護水面一覧表

⑦史跡・名勝・天然記念物一覧表

⑧海洋性レクリエーションエリア一覧表

⑨環境改変にかかる特記事項一覧表

⑩その他特記すべき地域一覧表

(3) 資料リスト

(4) 調査担当者名簿

4. 各項目の取りまとめ方法

(0) 目次 (略)

(1) 調査実施方法の概要

各調査の実施方法と、既存資料調査、ヒアリング調査のそれぞれについて記述する(既存資料名は、後述する資料リストに記載する。)

(2) 調査結果の概要

都道府県内における海辺利用・法指定等の概況について、調査結果をもとに記述する。また、調査結果を各項目毎に<様式-7~15>の一覧表に整理する。

(3) 資料リスト

調査で参考にした資料、文献について記載する。

資料番号	著者名	発行年	資料名
1	〇〇県地域計画課	1990	△△沿岸開発構想(1/〇.〇万)
2	〇〇県編	1992	◇◇地域散策マップ(1/30万)
3	□□工事事務所	1993	□□工事事務所管内図(1/50万)

地図の場合は、縮尺を記入すること。

(4) 調査担当者名簿

調査に従事した者全員について、氏名、所属及び担当分野を記入する。

番号	氏名	所属	担当分野
1	浜貝 鯛助	〇〇県自然保護課	自然公園
2	海宝 浩	〇〇県水産課	港湾・漁港

I - 3 . 海岸改変状況調査

〈調査のねらい〉

地形図、空中写真、第4回海岸調査結果、その他既存資料等をもとに海岸域の自然状態を把握するとともに、第4回海岸調査以降の海岸域の経年変化状況を把握する。

〈調査内容及び調査方法〉

1. 都道府県による海岸情報の描写

各都道府県において、都道府県でなければ調べられない以下の項目について既存資料等をもとに把握し、〈別紙7〉海岸資料図作成要領に従い、その位置を浅海域分布図の写しに記入し、海岸資料図を作成する。また、〈別紙8〉海岸資料図帳作成要領に従って編綴する。

- 1) 潜堤の位置
- 2) 礫浜の位置
- 3) 人工干潟・人工海浜の位置
- 4) 傾斜護岸の位置
- 5) 侵食・堆積海岸の位置

— 参考 —

2. 民間団体による海岸改変状況調査

なお、民間団体では都道府県で作成した海岸資料図、海辺利用・法指定等状況図、また、第4回海岸調査海岸改変状況図、最新の空中写真及び既存資料等をもとに以下の調査を行う。

- 1) 海岸線の区分
- 2) 海岸改変状況図の作成
- 3) 海岸の経年変化原因の把握
- 4) 海岸改変状況調査票の作成

<別紙7>

海岸資料図作成要領

各都道府県において、以下の項目について資料調査及びヒアリング調査を行い、以下の図式に従い、その位置を浅海域分布図（写し）に記入し海岸資料図を作成する。

把握する海岸項目	図式			
	線種	線幅	色	備考
潜堤	———	0.5mm程度	赤	極細線・ルビオン等使用可
礫浜	————	5mm程度	橙	マーカー使用可
人工海浜・人工干潟	-----	0.5mm程度	赤	区域を囲む
傾斜護岸	————	5mm程度	青	マーカー使用可
侵食・堆積海岸	————	5mm程度	黄	マーカー使用可

1. 潜堤

潜堤とは、原則として海面下にある人工構築物をさし、地形図（国土地理院発行）には表現されていない。本調査においては、海岸保全施設、港湾施設及び漁港施設である潜堤について、県内関係部局より資料を収集し、その位置を記入する。

2. 礫浜

礫浜とは、海浜礫が多く堆積している浜のことをいう。（次頁の写真を参照。）

第2～4回海岸調査では、礫浜または砂浜に分類されているので、第4回海岸調査海岸改変状況図（環境庁より複写図を送付する。）を参考にして、礫浜及び砂浜から明らかにこぶし大程度の礫からなる海岸を礫浜として抽出する。

なお、礫浜とは、基盤の岩が露出したり、岩塊や岩礁が多かったりする海岸のことをいう。（次頁の写真を参照。）

3. 人工海浜・人工干潟

人工海浜・干潟とは、海岸に人工的に土砂を供給して造成された海浜・干潟をいう。

4. 傾斜護岸

法勾配が1割以上の護岸を対象とする。一方、ここでは法勾配が1割未満の護岸を直立護岸とする。（83頁参照。）なお、海岸堤防も同様に扱う。

本調査では県内関係部局より資料を収集し、傾斜護岸の延長が100m以上のものを抽出し、その位置を記入する。

5. 侵食・堆積海岸

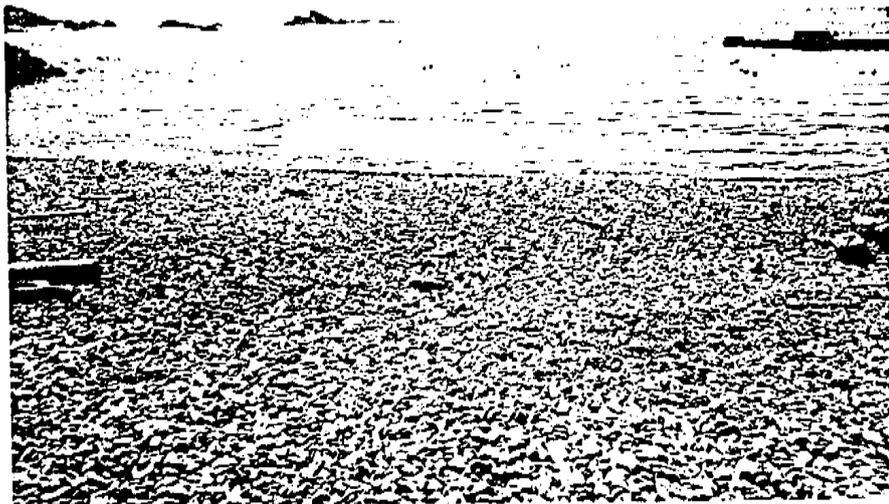
顕著な侵食、堆積が確認ができていない海岸（ここ5年間で10m程度以上の変化を目安とする。）については、県内関係部局にヒアリングを行い、その位置を図示するとともに、できれば海岸線の前進量、または後退量を把握し、その量を記すこと。

<資料調査において参照すべき資料例>

運輸省第〇港湾建設局△△港工事事務所、◎◎県◇◇港湾事務所、建設省河川局□□工事事務所等が保管している以下の資料を参照すること。

- ・港湾、護岸の設計図
- ・海岸保全事業計画概要表のなかの平面配置図

- ・磯浜海岸参考例（岩手県三陸基石海岸）

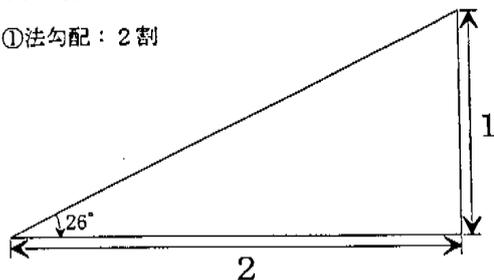


- ・磯浜海岸参考例（神奈川県三浦市城ヶ島）

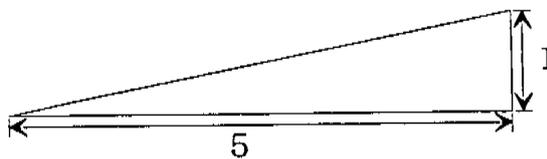


傾斜護岸の例

①法勾配：2割



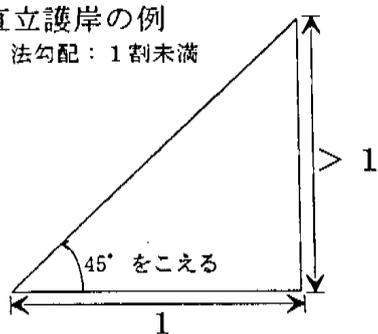
②法勾配：5割
(緩傾斜護岸)



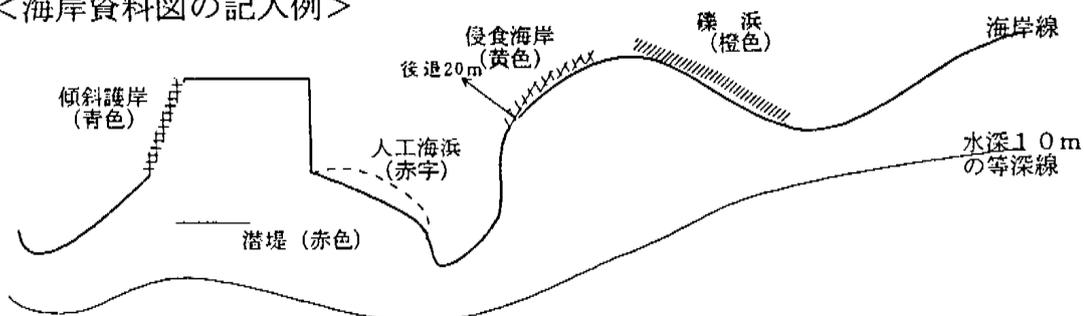
人が容易に水辺に近づくこと（親水性）、生態系等の環境を配慮した護岸。

直立護岸の例

法勾配：1割未満



<海岸資料図の記入例>



<別紙 8 >

海岸資料図帳作成要領

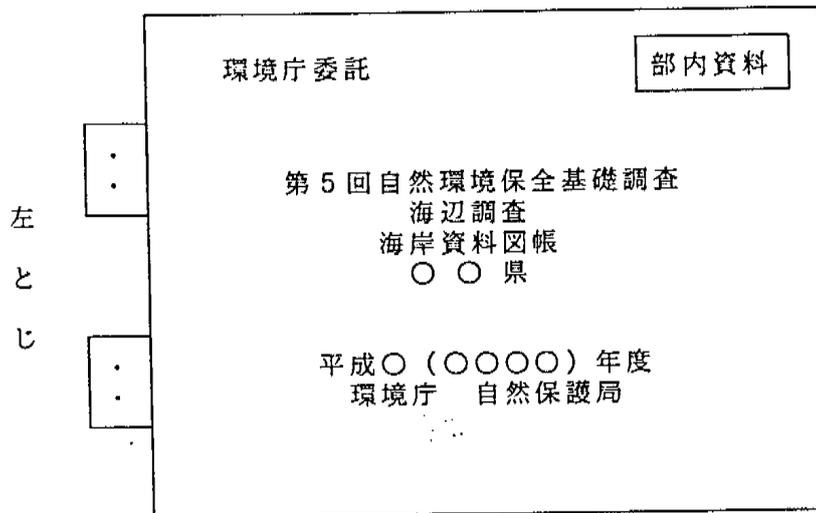
「海岸資料図」を編綴し、海岸資料図帳を作成する。

1. 表紙及び裏表紙

表紙は、縦51cm、横59cmの白の板紙とする。

様式は下図のものとし、タイトルは、黒で記入する(サインペンによる手書きでよい。)

裏表紙は、厚手のボール紙を使用する。



(注) 一冊に編綴できない場合は分冊としてよいが、適宜一連番号を付すこと。

2. とじ具

各図面の左端にクリップテープ等(コクヨ、ター60N)を用いてとじ代を2ヶ所設ける。

3. 折り込み

上記のサイズに収まらない図面については、はみ出し部分を切断の上、裏側から透明テープ等で留め、折り込むこととする。

4. その他

海岸資料図作成にあたって、使用した資料、調査担当者を以下の表にまとめる。なお、規格はA4判、左とじ、横書きとする。

(1) 資料リスト

調査で参考にした資料、文献について記載する。

資料番号	著者名	発行年	資料名
1	○○県◇◇土木事務所	1993	海岸保全事業計画概要表
2	○○県◇◇港湾事務所	1994	□□港計画図(1/2.5千)

地図の場合は、縮尺を記入すること。

(2) 調査担当者名簿

調査に従事した者全員について、氏名、所属及び担当分野を記入する。

番号	氏名	所属	担当分野
1	鈴木 二郎	地域振興部自然保護課	とりまとめ
2	小石 礫二郎	河川部海岸課	礫浜
3	堤 大介	土木部海岸保全課	潜堤、人工海浜

5. 配列

配列は以下の順とする。

- (1) 表紙
- (2) 凡例一覧
- (3) 地図番号図 (45頁参照のこと。)
- (4) 海岸資料図 (地図番号の順とする。)
- (5) 資料リスト
- (6) 調査担当者名簿
- (7) 裏表紙

II. 海辺生物調査

〈通則〉

海辺生物調査は、この実施要領に従って実施する。

〈調査のねらい〉

潮上帯（飛沫帯）及び潮間帯に生息する生物を調査し、海岸域における生物の生息状況及び生息環境を把握する。

〈用語の定義〉

海辺生物調査において使用する生態的区分帯の用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 潮上帯（飛沫帯）

高潮線より上の、海水に侵されることはないが飛沫^{しぶき}を浴びて、海産生物が生息する部分。

2. 高潮帯

原則として、高潮線から平均高潮面までの潮間帯の上部。

3. 中潮帯

原則として、平均高潮面から平均低潮面までの潮間帯の中部。

4. 低潮帯

原則として、平均低潮面から低潮線までの潮間帯の下部。

〈調査対象生物〉

調査対象とする生物は、原則として潮上帯及び潮間帯における肉眼で見える大きさの動物で、次の各分類群に属するものとする。その他の生物についても可能な限り調査することが望ましい。なお、海藻に付着しているものや、付着生物に覆われてその下側に生息しているものは、調査対象から除くこととする。

〔動物〕

軟体動物
甲殻類
多毛類
棘皮動物
腔腸動物
その他

〔植物〕

緑藻類
褐藻類
紅藻類
種子植物（アマモ類）
その他

〈調査地区の選定〉

海辺生物調査を実施する調査地区は、各県ごとに次のような考え方にに基づき選定する。

1. 各都道府県につき、第3回海域生物環境調査で選定した調査地区と同じ場所（2ヶ所）及びそれらと異なるタイプの調査地区（1ヶ所）を選定する。必要に応じて、さら新たな調査地区を追加してもよい。
ただし、第3回海域生物環境調査の調査地区が、埋立、干拓等の原因で消失または大幅に環境が改変された場合には、近接地域に類似の地点を選定する。
2. 海岸域の形態や生物相の違い等を勘案して、磯浜、礫浜、砂浜、泥浜等のタイプの異なる調査地区を選定する。
3. 地域的な偏りのないよう選定する。

〈調査内容及び方法〉

1. 海辺生物調査の調査項目及び内容は以下のとおりとする。

(1) 調査地区周辺の概況

地形、底質、植生、土地利用等の調査地区周辺の概況を把握する。

(2) 調査対象生物の生息状況

海辺を潮上帯及び潮間帯3区分（高潮帯、中潮帯、低潮帯）にあわせて4区分し、それぞれの潮位帯で、主要な付着生物及び底生生物の種類と出現状況（植物については被度及び湿重量等、動物については個体数及び湿重量等）を把握する。

2. 調査時期及び調査回数

調査は、調査地区において年2回実施する。また、調査は大潮の干潮時に行うものとする。

3. 調査方法

(1) 全般的事項

原則として現地調査により把握する。なおあわせて既存資料調査やヒアリング調査も行い、現地調査データを補完する。

なお、現地調査と同精度の最新のデータが得られる場合には、調査内容の一部を既存資料による資料調査にかえてもさしつかえない。

(2) 現地調査

1) 調査基点及び調査測線の設定

原則として第3回海域生物環境調査と同一の調査基点及び調査測線を設定する。ただし、新たな調査地区については、潮上帯最上部（高潮線陸側の護岸等）に調査基点を設け、その基点から海側に向かって汀線に直角に調査測線（横断線）を設定する。また、調査測線沿いに横断面略図を作成する。

この際、後で潮汐表によりその地方での基本水準面からの高さを求める必要があるため、その日の低潮位を調査基点からの比高として必ず測定し記録する。

調査基点の位置が再調査の際でもわかるように、メジャー、歩測、磁針計等を用いて簡易な測量を行い、目印になるところからの方位と距離を必ず測定し記録する。かつ、調査基点の概況がわかるような写真及び調査基点から調査測線方向へ向かったの調査測線写真を撮影する。

2) 調査地区周辺の概観

調査地区周辺を広く観察し、地形、底質、植生の分布、海岸線の改変状況、陸域の土地利用及び生物の生息状況など、当該地点の環境の概況を把握する。この際調査測線上の高潮線、低潮線、底質、生物の生息状況等について、起点からの比高及び概略の距離を測定しておく。

3) 調査対象生物の生息状況

生物の生息状況については、第3回海域生物環境調査と同様に、例1～3の指標生物を参考として潮位帯別に主たる生息場所ごとに整理して記録する。

① 調査測線の周辺において、潮上帯、高潮帯、中潮帯及び低潮帯の潮位帯別に、できる限り同一条件の典型的な場所を選び、下図のようにそれぞれの潮位帯に3つの方形枠を置く（計12ヶの方形枠）。

方形枠には調査基点から海側に向かって順に番号を付す。その際、下記に示す各

ア. 磯浜・礫浜の場合

a. 方形枠の大きさ

原則として50cm×50cmとする。ただし、潮汐の干満差の少ない日本海側のように、50cm×50cmの方形枠の設置が困難な場合については、25cm×100cm、10cm×250cm等、面積が等しくなるような枠にしてもよい。

b. 種名、被度区分の記録

方形枠内の肉眼で見える生物の種名を、植物と動物にわけてそれぞれの調査票に記録する。

記録の対象となる植物については、可能な限り以下の「被度区分」により被度を記録する。個体数の計数（d.参照）が不可能な動物についても、植物と同様の区分により被度を記録する。なお、生時の形態をとどめている死サンゴについても形状及び被度を記録する。

被 度 区 分

被 度 区 分		
5	80%～100%を覆う。	株数、個体数は任意
4	60%～80%を覆う。	株数、個体数は任意
3	40%～60%を覆う。	株数、個体数は任意
2	20%～40%を覆う。	株数、個体数は任意
1	20%以下を覆う。	株数、個体数は任意
+	極めてわずかを覆う。	株数、個体数は少ない

c. 採集

被度記録後、肉眼で見える生物を可能な限り全て採集する。この場合、必要に応じ方形枠内の岩石に付着しているものを全てかき取り、1mm目合いのふるいにかけて生物を採集する方法を用いてもよい。

d. 個体数（株数）、湿重量等の測定

採集後、種類別の個体数（株数）、湿重量等を以下のように測定する。

植物については、相観的に優占するもの上位5種以上について、測定可能な種についてはそれぞれの株数及び湿重量を測定する。また、植物群別（緑藻類、褐藻類、紅藻類、種子植物、その他）に種類数及び湿重量を合計する。

動物については、相観的に優占するもの上位5種以上について、測定可能な種についてはそれぞれの個体数及び湿重量を測定する。この場合、生きている貝類については、殻も含めて測定する。また、動物群別（軟体動物、甲殻類、多毛類、棘皮動物、腔腸動物、その他）に種類数及び湿重量を合計する。

イ. 砂浜・泥浜の場合

a. 方形枠の大きさ

原則として50cm×50cmとする。潮汐の干満差の少ない所等で50cm×50cmの方形枠の設置が困難な場合は、「ア. 磯浜・礫浜の場合」に準ずるものとする。

b. 種名、被度区分の記録

方形枠内の肉眼で見える生物の種名を、植物と動物にわけてそれぞれの調査票に記録する。

記録の対象となる植物については、可能な限り「被度区分」により被度を記録する。個体数の計数（d.参照）が不可能な動物についても、植物と同様の区

分により被度を記録する。なお、生時の形態をとどめている死サンゴについても形状及び被度を記録する。

c. 採集

被度記録後、スコップにより方形枠内を表層から15cmの深さまで掘り取することを標準とするが、主要な生物の生息場所が15cm以深である場合等は、その場所の状況に応じて掘り取る深さを変えてもさしつかえない。

掘り取った砂・泥は、1mm目合いのふるいにかけて、肉眼で見える植物及び動物を可能な限り全て採集する。

d. 個体数（株数）、湿重量等の測定

採集後、種類別の個体数（株数）、湿重量等を以下のように測定する。

植物については、相親的に優占するもの上位5種以上について、測定可能な種についてはそれぞれの株数及び湿重量を測定する。また、植物群別（緑藻類、褐藻類、紅藻類、種子植物、その他）に種類数及び湿重量を合計する。

動物については、相親的に優占するもの上位5種以上について、測定可能な種についてはそれぞれの個体数及び湿重量を測定する。この場合、生きている貝類については、殻も含めて測定する。また、動物群別（軟体動物、甲殻類、多毛類、棘皮動物、腔腸動物、その他）に種類数及び湿重量を合計する。

〈調査地区環境調査票の作成〉

調査地区周辺の概況を、〈様式-16〉により調査地区環境調査票にとりまとめる。

〈調査地区概況図の作成〉

〈様式-17〉により調査地区概況図を作成する。

〈海辺生物調査票〉

生物について調査した事項は、〈様式-18～19〉により各海辺生物調査票にとりまとめる。

〈方形枠写真〉

〈様式-20〉に各方形枠の写真を貼付する。

〈調査結果のとりまとめ〉

「調査地区環境調査票」、「調査地区概況図」、各「海辺生物調査票」及び「方形枠写真」を綴った報告書を〈別紙9〉海辺生物調査報告書作成要領に従いとりまとめる。

例1 磯浜の生物指標

潮位帯		生息場所	生 息 生 物
潮上帯		岩表面	動物：アラレタマキビガイ、カモガイ
潮 間 帯	高潮帯	岩表面	動物：イワフジツボ
	中潮帯	小転石区	動物：タマキビガイ、クロタマキビガイ
		大転石区	動物：タマキビガイ、クロタマキビガイ、イシダタミガイ、コウダカアオガイ、ホソウミニナ、ヘソアキクボガイ、ヒライソガニ
		岩表面	植物：ハイミル、ボタンアオサ、イロロ、ウミトラノオ、フクロノリ、イシゲ、イワヒゲ、カヤモノリ、スギノリ、ハバノリ、アナアオサ、ツノマタ、ポウアオノリ 動物：イワフジツボ、コガモガイ、レイシガイ、ベッコウガサガイ、ムラサキインコガイ、イボニシ
	低潮帯	潮だまり	植物：アラメ、ホンダワラ、ヒジキ 動物：キタムラサキウニ、バフンウニ、ミドリイソギンチャク、ヨロイイソギンチャク、コモチイソギンチャク
		溝の砂	動物：アサリ、ヌノメアサリ、イワムシ
低潮帯	岩表面	植物：アラメ、ホンダワラ、ヒジキ 動物：クロフジツボ、オオアカフジツボ	

(注) 磯浜の生物指標については、場合に応じて磯浜または砂泥浜の生物指標を参考にする。

例2 砂泥浜の生物指標

潮位帯		生 息 生 物		
		北海道千島区(亜寒帯区)	北日本区(温帯区)	南日本区(亜熱帯)
潮上帯		動物：ハマダンゴムシ	植物：ヒビミドロ 動物：ハマダンゴムシ、ヒゲナガハマトビムシ、スナガニ	動物：イソミズ、ホソウミニナ、ハマダンゴムシ、ヒメハマトビムシ、スナガニ
潮 間 帯	高潮帯	植物：ウスバアオノリ 動物：エゾゴカイ、イソタマシキゴカイ、ハンダンゴムシ	植物：アナアオサ、ウスバアオノリ、ヒラアオノリ、ポウアオノリ 動物：ウミニナ、ニセスナホリムシ、ハマダンゴムシ、ヒメハマトビムシ	植物：ヒトエグサ 動物：ウチワゴカイ、ゴイカイ、ミズヒキゴカイ、ホソウミニナ、アサリ、ヒライソガニ
	中潮帯	植物：ヒラアオノリ 動物：ニホンヒメハマトビムシ、エゾゴカイ、イソタマシキゴカイ、アサリ、オオノガイ、ハマダンゴムシ、ニホンヒメハマトビムシ、アナジャコ	動物：イソゴカイ、フツウゴカイ、モロテゴカイ、オニスビオ、ミズヒキゴカイ、ウミニナ、アラムシ、ロガイ、キヌタレガイ、フジノハナガイ、ユウシオガイ、シキシマフクロアミ、ヒメスナホリムシ、イソヨコエビ、ニッポンモバヨコエビ、モズニミヨコエビ、イソガニ、ケフサイ、ムロシ、サリ、ムロシ、ユウシオガイ	植物：ヒトエグサ、ポウアオノリ、ミル、オゴノリ 動物：イソゴカイ、ウチワゴカイ、ゴカイ、ニスビオ、ミナミシロキガネゴカイ、ボキサゴ、アラムシ、ロガイ、ハイガイ、ホトトギスガイ、アサリ、ニッポンモバヨコエビ、オウキガニ、ヒライソガニ、ミノコガイ
	低潮帯	動物：アサリ、オオノガイ、ヒメスナホリムシ、ニホンヒメハマトビムシ、アナジャコ	植物：ミル、オゴノリ、コアマモ 動物：スジホシムシ、モドリ、イソチロリ、チロリ、ミズヒキゴカイ、キヌタレガイ、フジノハナガイ、ユウシオガイ、シキシマフクロアミ、ヒメスナホリムシ、イソヨコエビ、トゲメリタヨコエビ、ニッポンモバヨコエビ、イソガニ、イボキサゴ、オキシガミガイ、シオフキガミガイ、バカガイ、カガミガイ、ヒメシラトリガイ、サルボウガイ、サリビシラトリガイ、テリザクラ、マテガイ	植物：ヒトエグサ、ウスバアオノリ、コアマモ、アミシグサ 動物：ニンジンイソギンチャク、ゴカイ、ツルキヒゲゴカイ、ズヒキゴカイ、ミイサゴムシ、カワアイガイ、コメツブガイ、ニホンスナモグリ、オウキガニ、ヒライソガニ、オキシガミガイ、シオフキガイ、バカガイ、カガミガイ、ヒメシラトリガイ、サルボウガイ、サリザクラ、マテガイ

(注) 磯浜の生物指標については、場合に応じて磯浜または砂泥浜の生物指標を参考にする。

例3 サンゴ礁海岸の生物指標

潮位帯		生息場所	生息生物
潮上帯			陸上植物：ウコンイソマツ、イワダイゲキ、イソフサギ
潮間帯	高潮帯	岩表面	動物：コンペイトウガイ、イボタマキヒガイ、テリタマキヒガイ、イシダタミアマオブネガイ、キバアマガイ、ナキオカヤドカリ、リュウキュウフナムシ
	中潮帯	岩表面	動物：キバアマガイ、イボタマキヒガイ、イシダタミアマオブネガイ、ウチムラサキ、イワフジツボ
		岸寄り	動物：ヘトリアオリガイ、ゴマフニナ、リュウキュウヒバリガイ、ミドリアオリガイ
		やや沖合	植物：アナアオサ、ヒトエグサ 動物：アツムシロガイ、オハグログキ、オニヒザラガイ、アマオブネガイ、マダライモガイ、ヤナギシボリイモガイ、ハナビラタカラガイ、ハナマルユキタカラガイ、レイシガイダマシ、ツノレイシガイ、オオシマヤタテガイ、ノシガイ、タイワンクロフジツボ、ミナミクロフジツボ、ムラサキクルマナマコ
低潮帯		動物：イモガイ類、ハナマルユキタカラガイ、ウデフリクモヒトデ、フトユビジャコ、ナガウニ、テッポウエビ、ニセクロナマコ、ゾウリナマコ サンゴ：キクメイシ、ハナマサイサンゴ、ミドリイシ類	

(出典：沖縄のサンゴ礁、財団法人沖縄県環境科学検査センター、西平守孝、1986)

<様式-16(1)>

(1) 地図名	(2) 地図番号	(3) 調査地区番号	(4) 第3回調査地区番号	調査地区 環境調査票 (その1)				(5) 調査年度	
								(6) 都道府県名	
(7) 位置	海 域 名 (海域コード)		市 町 村 名 (行政コード)				地 名		
(8) 海岸の種類	1 : 磯浜 2 : 礫浜 3 : 砂浜 4 : 泥浜						(10) 調査月	月	
(9) 海岸の形態	1 : 開放海岸 2 : 保護海岸 3 : 包囲海岸								
(11) 方形枠数	1 : 潮上帯 () 2 : 高潮帯 () 3 : 中潮帯 () 4 : 低潮帯 ()								
(12) 環 境 の 概 況									
(13) 付 着 ・ 底 生 生 物 相 の 概 要 ・ 特 徴									
(14) そ の 他 特 記 事 項									

(1) 地図名	(2) 地図番号	(3) 調査地区番号	(4) 第3回調査地区番号	調査地区 環境調査票 (その1)				(5) 調査年度	1995
〇〇浦	523951	4	4					(6) 都道府県名	〇〇〇県
(7) 位置	海 域 名 (海域コード)		市 町 村 名 (行政コード)				地 名		
	〇〇〇湾		〇〇市				〇〇〇〇海岸		
	2	0	9	2	1	2	3	5	
(8) 海岸の種類	①: 磯浜 2: 礫浜 3: 砂浜 4: 泥浜						(10) 調査月	9月	
(9) 海岸の形態	①: 開放海岸 2: 保護海岸 3: 包囲海岸								
(11) 方形枠数	1: 潮上帯 (3) 2: 高潮帯 (3) 3: 中潮帯 (3) 4: 低潮帯 (3)								
(12) 環境の概況	1 地形・底質等 〇〇湾奥部に広く干出する前浜干潟。干潟の範囲は〇〇岬から〇〇港航路の間の約80haで、沖出し幅は約200m、3本の中小河川が流入する。干潟面はほぼ同じ傾斜で低潮線まで続いているが、中間に3本のやや深いみお筋がある。底質は大部分が粗粒の砂であるが、河口付近およびみお筋では泥混じりの細砂が分布する。海水の清澄度はおおむね良好である。 2 海岸改変状況 干潟の海岸線はすべて人工海岸化され、高潮線には護岸が設置されている。背後は干拓地。 3 植生・陸域の土地利用 干潟と陸域の間は護岸で分断されており、干潟内には顕著な植生は存在しない。護岸の後背地には休耕田が広がっており、ヨシ等の湿原となっている。								
(13) 付着・底生生物相の概要・特徴	1 底生動物 測線全体を通じて二枚貝、巻貝類、ゴカイ類が多く、中でもアサリ、シオフキ、バカガイなどが広い範囲で出現し、個体数も多い。 ソーン別に見ると、高潮帯ではシオフキが多く、またコメツキガニ(巢穴)も目立った。中潮帯ではアサリが広い範囲で多く生息している。低潮帯ではアサリのほかバカガイが多くなり、マテガイも出現した。また低潮線付近には、キサゴ類が高密度に生息していた。全般に、出現種数、個体数とも多く、豊かな生物相の見られる干潟である。 2 藻場 干潟下部の低潮線付近及びその沖側の潮下帯一帯に、アマモ場が分布している。 (資料調査により確認)								
(14) その他特記事項	下水処理場建設に伴う埋立て計画あり。								

<様式 - 16(2)>

調査地区環境調査票 (その2)

(1) 調査地区番号	(2) 地名	(3) 調査年度	(4) 調査月	(5) 都道府県名
(6) 位置図 (1 / 2.5 万地形図)				
(7) 調査基点概況写真				(8) 写真解説

(9) 調査者	所属 氏名	(10) 調査方法	1 現地調査 年 月 日 2 資料調査 () 3 ヒアリング
---------	----------	-----------	---------------------------------------

<様式-16(2)>記入例

調査地区環境調査票 (その2)

(1) 調査地区番号	(2) 地名	(3) 調査年度	(4) 調査月	(5) 都道府県名
4	〇〇〇〇海岸	1995	9月	〇〇〇県
(6) 位置図 (1 / 2.5 万地形図)				
(7) 調査基点概況写真				(8) 写真解説
				<p>〇〇〇海岸駐車場から北へ約100mのテトラポットに基点を設置。</p>
(9) 調査者	所属 〇〇〇県水産試験場 氏名 海辺 太郎		(10) 調査方法	① 現地調査 '95年9月10日 ② 資料調査 () ③ ヒアリング

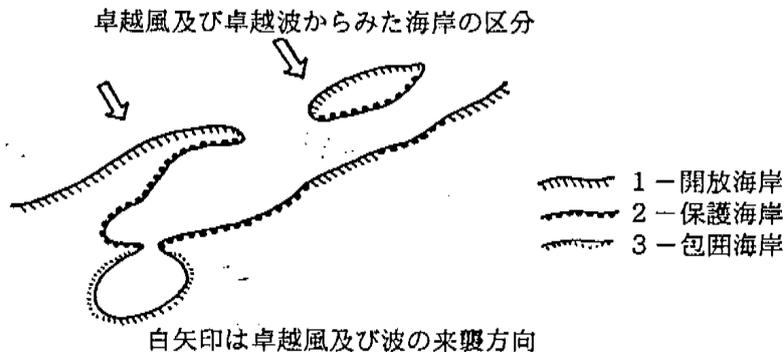
調査地区環境調査票

海辺生物調査の各調査地区ごとにまた、調査月ごとに作成する。

(調査票記入上の注意)

1. 調査地区環境調査票(その1) <様式-16(1)>

- (1)、(2)「地図名」及び「地図番号」は、調査地区の範囲を含む 1/2.5万地形図の図名及び該当する標準地域メッシュによる2次メッシュコード(6桁)を記入する。
- (3)「調査地区番号」は、各都道府県において、調査地区ごとに付された通し番号を記入する。
- (4)「第3回調査地区番号」は、第3回海域生物環境調査における調査地区番号を記入する。
- (5)「調査年度」は西暦で記入する。
- (6)省略
- (7)「海域名」及び「海域コード」は、「別冊コード一覧等の「海域区分コード」」に基づく当該海域の海域名及び海域コード番号を記入する。
「行政コード」は、自治省編「全国地方公共団体コード」に基づく当該市町村のコード番号を記入する。
「地名」には、当該海岸の通称等を記入する。
- (8)「海岸の種類」は、当該調査地区の海岸が該当するものを○で囲む。
- (9)「海岸の形態」は、該当する海岸のタイプを○で囲む。開放海岸、保護海岸、包囲海岸は下図を参考にして区分する。



- (10)「調査月」は、調査を実施した月を記入する。
- (11)「方形枠数」は、潮位帯(潮上帯、高潮帯、中潮帯及び低潮帯)別に、調査方形枠数(普通は3)を記入する。
- (12)「環境の概況」は、調査地区全体の地形、底質、海水の清澄度、植生分布、海岸線の改変、陸域の土地利用の概況を記述する。
- (13)「付着・底生生物の概要・特徴」は、現地調査地点における主な付着・底生生物の種とその出現状況、潮上帯、高潮帯、中潮帯及び低潮帯の生物相の違い、生物相の特徴等について、各海辺生物調査票のデータをもとに、簡潔に取りまとめ、記述する。
- (14)「その他特記事項」は、調査地区における生物相や環境の変化、開発計画等で特記すべき事項があれば記述する。

2. 調査地区環境調査票(その2) <様式-16(2)>

- (1)~(5)調査地区環境調査票(その1)の(3)、(7)の地名、(5)、(10)、(6)の記載事項を転記する。
- (6)「位置図」は、国土地理院発行の1/2.5万地形図を、当該調査地区が含まれるように切りとって貼り付け、記入例にならない、調査基点及び調査測線を記入する。
調査票の枠内に調査地区の全体が納まらない場合には、地形図を適宜縮小して貼付する(必ず縮尺を表示する。)
- (7)「調査基点概況写真」は、調査基点の概況が把握できるカラー写真を貼りつける。
- (8)「写真解説」は、調査基点の位置関係や周辺の状況等について、写真に基づき特記する事項があれば記入する。
- (9)省略
- (10)「調査方法」は、該当するものを○で囲み(複数回答可。)、現地調査の年月日を西暦で記入する。
「2. 資料調査」の場合は、()内に海辺生物調査報告書に掲載されている資料リストの該当する番号を記入する。

<様式 - 17(1)>

調査地区概況図 (その1)

(調査地区平面略図)

(1) 調査地区番号	(2) 地名	(3) 調査年度	(4) 調査月	(5) 都道府県名
<p>(6) 調査地区平面略図</p>				

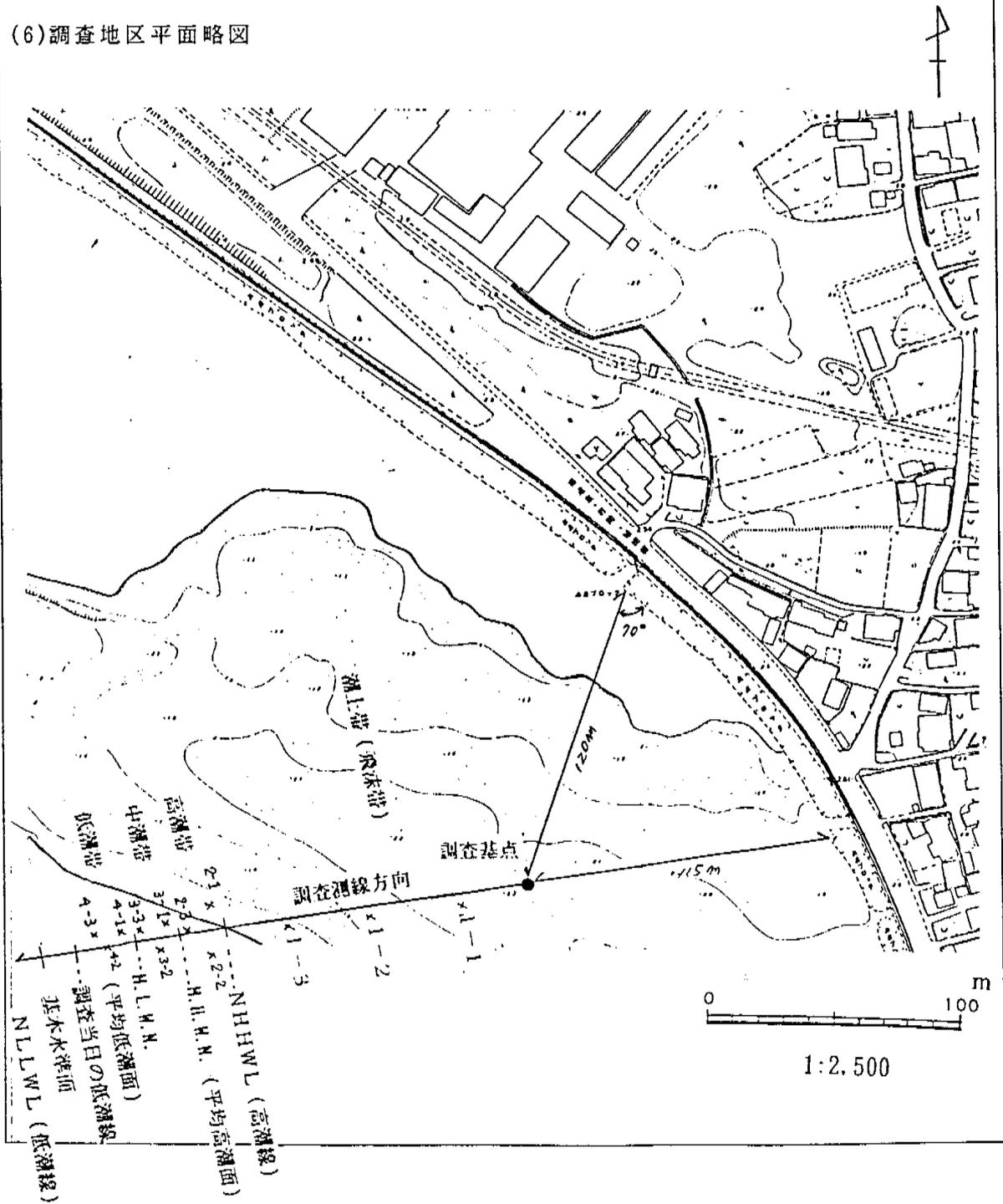
<様式-17(1)> 記入例

調査地区概況図 (その1)

(調査地区平面略図)

(1) 調査地区番号	(2) 地名	(3) 調査年度	(4) 調査月	(5) 都道府県名
4	〇〇〇〇海岸	1995	9月	〇〇〇県

(6) 調査地区平面略図



<様式 - 17(2)>

調査地区概況図（その2）

（調査地区横断面略図）

(1) 調査地区番号	(2) 地 名	(3) 調査年度	(4) 調査月	(5) 都道府県名
<p>(6)調査地区横断面略図</p>				

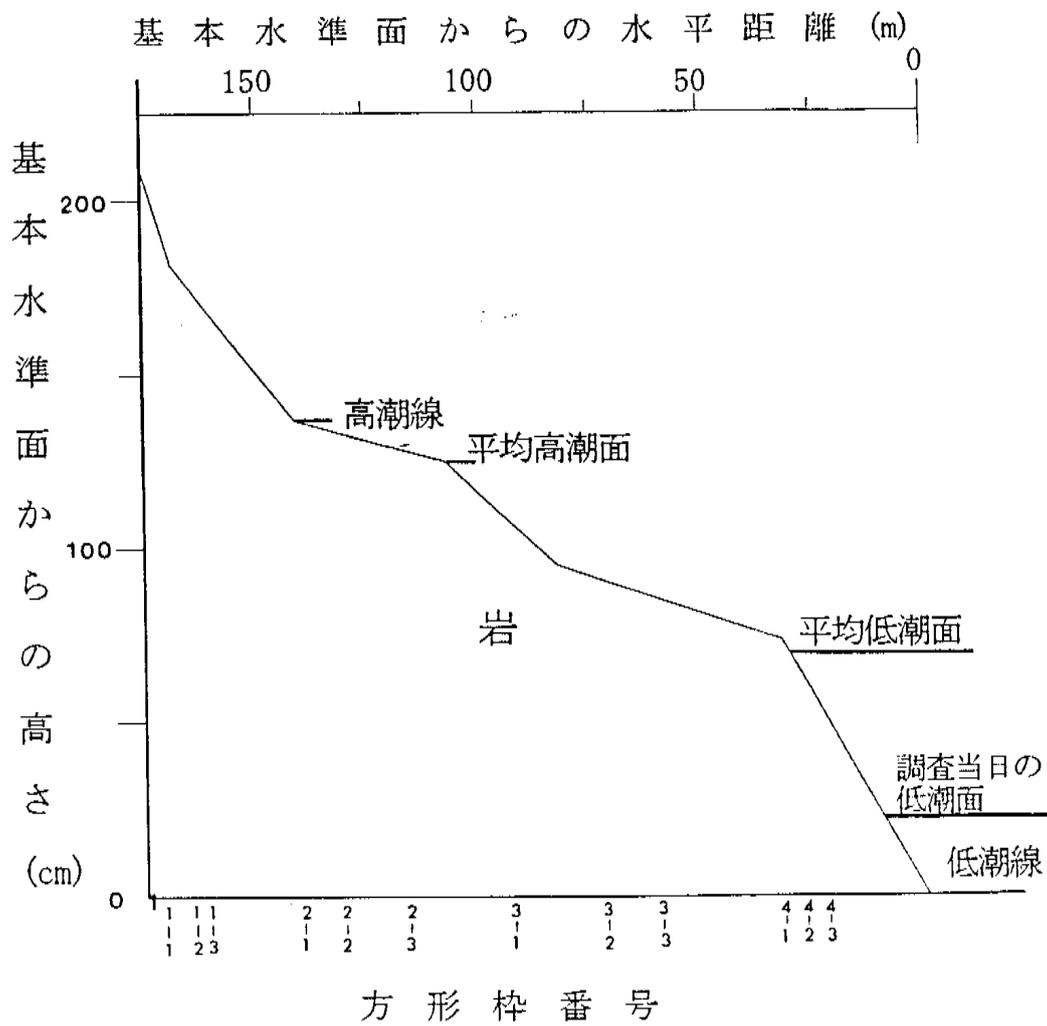
<様式-17(2)> 記入例

調査地区概況図 (その2)

(調査地区横断面略図)

(1) 調査地区番号	(2) 地名	(3) 調査年度	(4) 調査月	(5) 都道府県名
4	〇〇〇〇海岸	1995	9月	〇〇〇県

(6) 調査地区横断面略図



<様式 - 17(3)>

調査地区概況図 (その3)

(調査測線概況写真)

(1) 調査地区番号	(2) 地名	(3) 調査年度	(4) 調査月	(5) 都道府県名
(6) 調査測線概況写真				
(7) 写真解説				

<様式-17(3)> 記入例

調査地区概況図 (その3)

(調査測線概況写真)

(1) 調査地区番号	(2) 地名	(3) 調査年度	(4) 調査月	(5) 都道府県名
4	〇〇〇〇海岸	1995	9月	〇〇〇県

(6) 調査測線概況写真



(7) 写真解説

9月10日、〇〇港（調査地付近の験潮所）の潮位表では13時48分、18cmの干潮位であった。調査は13～15時半にかけて行った。写真は中潮帯方形枠番号3-3を実施している時のものである。

調査時の気象・海象はくもり、気温27.0℃、波高は1.5mであった。

調査地区概況図

海辺生物調査の各調査地区ごとにまた、調査月ごとに作成する。

(作成上の注意)

1. 調査地区概況図(その1)(調査地区平面略図)〈様式-17(1)〉

(1)~(5) 調査地区環境調査票(その2)と同じ。

(6) 「調査地区平面略図」には、調査地区及びその周辺の概略の見取り図(縮尺 1/1,000~ 1/5,000 程度)を描示する。同程度の縮尺の既存の市町村管内図、都市計画図白図等を切り取り貼付したものでもさしつかえない。

記入例にならい、調査基点、調査測線、高潮線・低潮線等の位置、各潮位帯の区分、方形枠の位置、底質、植生、藻場の概略の分布、護岸の設置等海岸の改変状況、陸域の土地利用等を図示する。調査基点については、目印になるところからの方向と距離の関係を必ず表現する。また、必ず方位マーク(北を示す矢印等)及び縮尺を表示する。調査当日の低潮位の位置を必ず図示する。

2. 調査地区概況図(その2)(調査地区横断面略図)〈様式-17(2)〉

(1)~(5) 調査地区環境調査票(その2)と同じ。

(6) 「調査地区横断面略図」には、調査測線上における地形横断面図を描く。

記入例にならい、調査基点、高潮線・低潮線等の位置、各潮位帯の区分、方形枠の位置、底質等を図示する。調査当日の低潮位の位置を必ず記録、図示する。

3. 調査地区概況図(その3)(調査測線概況写真)〈様式-17(3)〉

(1)~(5) 調査地区環境調査票(その2)と同じ。

(6) 「調査測線概況写真」は、調査測線概況が把握できるカラー写真を貼りつける。写真は、調査基点から測線方向に撮影され、調査作業中であることが望ましい。測線の方向には、赤鉛筆等で写真上に矢印等を書き入れる。

(7) 「写真解説」は、調査測線概況写真について、特記する事項があれば記入する。

海辺生物調査票 (植物)

(1) 調査地区番号	(2) 地図名 (地図番号)	(3) 海域名 (海域コード)	(4) 市町村名 (行政コード)	(5) 地名	(6) 調査年月日	(7) 都道府県
2	○□△	△△△湾	○○○市	□□□□地先	1996.9.10	○○県
	123456	1 0 0	1 2 3 4 5			

(8) 方形枠番号	(9) 潮位帯	(10) 基本水準面からの高さ (cm)	(11) 基本水準面からの水平距離 (m)	(12) 方形枠の大きさ (cm)	(13) 調査者	所 属 ○○県水産試験場 氏 名 ○○○○
3-3	中潮帯	90.0	60.0	50×50		

(14) 種 名	(15) 被 度	(16) 株 数		(17) 湿 重 量	
		株	株/m ²	g	g/m ²
Sargassum thunbergii (ウミトラノオ)	1	1	4	35.0	140.0
Corallina pilulifera (ピリヒバ)	1	-	-	15.9	63.6
Gelidium divaricatum (ヒメテングサ)	1	-	-	7.1	28.4
Gigartina tenella (スギノリ)	+	5	20	2.0	8.0
Carpopeltis crispata (トサカマツ)	+	1	4	0.4	1.6
Hypnea sp. (イバラノリ属の一種)	+	2	8	0.3	1.2
Galaxaura falcata (ヒラガラガラ)	+	1	4	0.2	0.8
unknown CHLOROPHYTA (不明緑藻)	+	-	-	+	+
unknown RHODOPHYTA (不明紅藻)	+	-	-	+	+

(18) 分類群別種類と重量	緑藻類	1種類	+	+
	褐藻類	1種類	35.0	140.0
	紅藻類	7種類	25.9	103.6
	種子植物	種類		
	その他	種類		

(19) 植物(計)	9種類	60.9	243.6
------------	-----	------	-------

(20) 採集方法 ①: 肉眼による採集 (ふるいを未使用) ②: 枠取り採集 (ふるいを使用) ③: ①と②の併用

(20) 備考

海辺生物調査票 (動物)

(1) 調査地区番号	(2) 地図名 (地図番号)	(3) 海域名 (海域コード)	(4) 市町村名 (行政コード)	(5) 地名	(6) 調査年月日	(7) 都道府県
4	○□△	△△△湾	○○○市	□□□□海岸	1996. 9.10	○○県
	123456	1 0 0	4 5 1 8 7			

(8) 方形枠番号	(9) 潮位帯	(10) 基本水準面からの高さ (cm)	(11) 基本水準面からの水平距離 (m)	(12) 方形枠の大きさ (cm)	(13) 所属 ○○県水産試験場 氏名 ○○○○
3-3	中潮帯	90.0	60.0	50×50	

(14) 種名	(15) 被度	(16) 個体数		(17) 湿重量	
		個体	個体/m ²	g	g/m ²
Botrylloides violaceus (イタボヤ)	+	(1)		415.0	1660.0
Halichondria japonica (ダイダイイソカイメン)	+	(1)		156.2	624.8
Halichondria okadai (クロイソカイメン)	+	(1)		85.5	342.0
Notirus mitis (マツカゼガイ)		11	44	14.0	56.0
Anthopleura japonica (ヨロイイソギンチャク)		8	32	13.2	52.8
Xanthidae (オウギガニ科の一種)		5	20	2.4	9.6
Acanthochiton rubrolineatus (ヒメハダヒザラガイ)		2	8	4.9	19.6
Leptodius exaratus (オウギガニ)		1	4	4.4	17.6
Littorina brevicula (タマキビガイ)		1	4	0.7	2.8
Cardita leana (トマヤガイ)		1	4	1.0	4.0
Marphysa sanguinea (イワムシ)		1	4	1.0	4.0

(18) 分類群別種類と湿重量	軟体類	4種類	20.6	82.4
	甲殻類	2種類	6.8	27.2
	多毛類	1種類	1.0	4.0
	棘皮動物	0種類	0.0	0.0
	腔腸動物	1種類	13.2	52.8
	その他	3種類	656.7	2626.8

(19) 動物 (計)	11種類	698.3	2793.2
-------------	------	-------	--------

(20) 採集方法	1: 肉眼による採集 (ふるいを未使用) 2: 枠取り採集 (ふるいを使用) ③: 1と2の併用
-----------	--

(21) 備考	
---------	--

海辺生物調査票

調査地区の各方形枠で調査する分類区分（植物、動物）ごとに作成する。従って、普通、1調査地区では、4潮位帯×3方位枠×2分類区分×2回調査=48枚の調査票を作成することになる。

植物については、〈様式-18〉により、動物については〈様式-19〉により、調査票を作成する。

原則として現地調査による観察結果を記入する。ただし、季節的要因、潮位差の問題などにより現地調査を実施できない場合、現地調査と同精度の最新の既存資料のデータによることができる。その際、備考欄にその旨を明記する。

生育・生息する生物は、相観的に優占する順に記録する。

（調査票記入上の注意）

1. 海辺生物調査票（植物）〈様式-18〉

(1)~(7)調査地区環境調査票（その1）の記載事項を転記する。なお、既存資料による場合は、(6)は(1996.5.10)のように（ ）内に年月日を記入する。

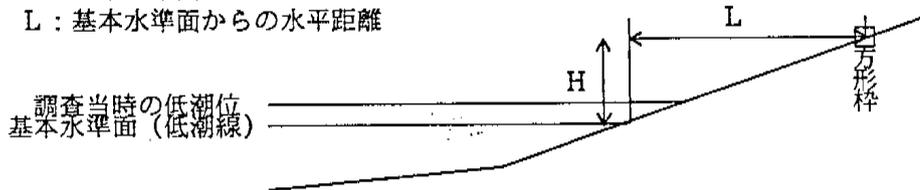
(8)「方形枠番号」は、当該調査地区内における潮位帯ごとの通し番号を記入する。

(9)「潮位帯」は、当該方形枠の属する潮位帯（潮上帯、高潮帯、中潮帯、低潮帯のうちいずれか。）を記入する。

(10)、(11)「基本水準面からの高さ」及び「基本水準面からの水平距離」は、方形枠の位置を、潮汐表等を参考にして、その地方における基本水準面からの高さ及び水平距離で示す。

H：基本水準面からの高さ

L：基本水準面からの水平距離



(12)「方形枠の大きさ (cm)」は、調査に使用した方形枠の大きさを、「短辺×長辺」で記入する。また、採泥した場合は、その深さもあわせて「採泥深〇〇cm」のように記入する。

(13)「調査者」は、既存資料による場合は空欄とする。

(14)「種名」は、当該方形枠内の植物の種名（学名及び和名）を記入する。学名はタイプライトすることが望ましい。

(15)「被度」は、89頁の被度区分に従い、被度を記入する。

(16)「株数」は、相観的に優占するもの上位5種以上について、当該植物種の方形枠内における株数を記入する。株数の計測が困難な種については「-」を記入する。また、単位面積 (m²) 当たりの値に換算した株数もあわせて記入する。

(17)「湿重量」は、相観的に優占するもの上位5種以上について、それぞれの湿重量及び単位面積 (m²) 当たりの湿重量を記入する。

同一種の合計湿重量が「0.1g未満」の場合は、湿重量欄に「+」と記入する。

(18)「分類群別種類と湿重量」は、各分類群ごとに、出現種類数及び総湿重量を記入する。

(19)「植物 (計)」は、方形枠内の植物の総種数及び総湿重量を記入する。

(20)「採集方法」は、該当する番号を○で囲む。「2：枠取り採集 (ふるい使用)」とは、現地に於て方形枠内の砂、泥、または岩石に付着しているもの等を全て取り、ふるいにかけて生物を採集する方法をいう。

「砂浜、泥浜の場合」の採集方法は、「磯浜・礫浜の場合」の「2：枠取り採集 (ふるいを使用)」に相当するために2に○をつける。

(21)「備考」は、既存資料のデータにより調査票を作成した場合、「資料調査 ()」と記入し、()内に海辺生物調査報告書に掲載されている資料リストの該当する番号を記入する。

このほか、当該方形枠及び方形枠内の生物について特記すべき事項があれば自由に記述する。

2. 海辺生物調査票（動物）〈様式-19〉

(1)~(13)海辺生物調査票（植物）の(1)~(13)に同じ。

(14)「種名」は、当該方形枠内の動物の種名（種名及び和名）を記入する。学名はタイプライトすることが望ましい。

(15)「被度」は、個体数の計測が困難な種（ダイダイイソカイメン等）について、89頁の被度区分に従い被度を記入する。

(16)「個体数」は、相観的に優占するもの上位5種以上について、当該動物種の方形枠内における個体数を記入する。1個体の識別が困難な種のうち、群体数の計測が可能なもの（サンゴ等）につい

- ては、群体系数を、() 書きで記入する。
- (17)、(18)海辺生物調査票(植物)の(17)、(18)に同じ。
- (19)「動物(計)」は、方形枠内の動物の総種類数及び総湿重量を記入する。
- (20)海辺生物調査票(植物)の(20)に同じ。
- (21)「備考」は、既存資料のデータにより調査票を作成した場合、「資料調査()」と記入し、()内に海辺生物調査報告書に掲載されている資料リストの該当する番号を記入する。
- また、死サンゴのうち、生時の形態をとどめているものの生育型について、下表に従い該当する記号を選択し記入するとともに、その被度を89頁の被度区分に従い被度を記入する。(例：死サンゴTa、Ma 2)
- このほか、当該方形枠及び方形枠内の生物について特記すべき事項があれば自由に記述する。

サンゴの生育型

生育型		特徴及び該当するサンゴ類
Br	枝状	群体の大小に関わらず、枝状に分岐しているもの。 エダミドリイシ、ハナヤサイサンゴ等。
Ta	卓状	平板状。 群体面積に比べ基質への付着面積がかなり小さい。 クシハダミドリイシ、エンタクミドリイシ等。
Ma	塊状	多くの場合半球状。 キクメイシ、ノウサンゴ、アザミサンゴ等。
En	被覆状	群体のほとんどが基質に付着している。 オヤユビミドリイシ、アナサンゴ等。
Fo	葉状	薄い板状のものを含む。 ウスコモンサンゴ、キッカサンゴ等。
Ot	その他の形状	上記のいずれにも属さないもの。

(注意) ソフトコーラル (Sc) については調査対象外とする。

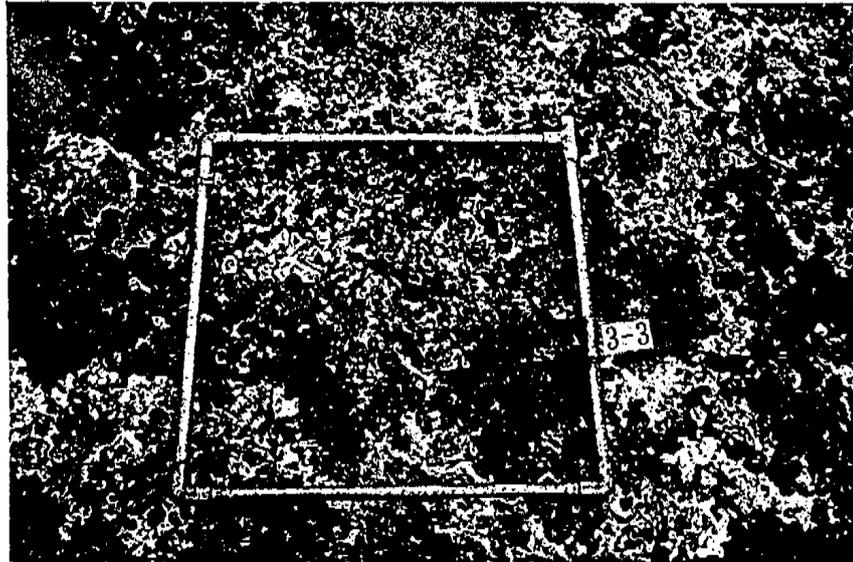
方形枠写真

(1)調査地区番号	(2)地名	(3)調査年度	(4)調査月	(5)方形枠番号	(6)都道府県名
(7)方形枠写真					
(8)写真解説					

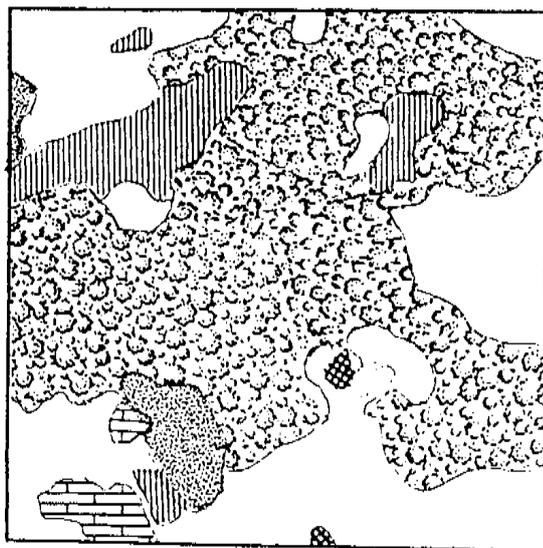
方形枠写真

(1)調査地区番号	(2)地名	(3)調査年度	(4)調査月	(5)方形枠番号	(6)都道府県名
4	〇〇〇〇海岸	1995	9月	3-3	〇〇〇県

(7)方形枠写真



(8)写真解説



- | | | |
|--|---|---|
|  クロフジツボ |  ダイダイイソカイメン |  ヒジキ |
|  石灰藻 |  ウメボシイソギンチャク | |

動物については、クロフジツボが6割程度をしめ、次いでダイダイイソカイメンが多い。

植物ではヒジキが目立つ。岩表面には石灰藻が付着している他、アオノリがみられる。

方形枠写真

(記入上の注意)

方形枠写真<様式-20>

調査地区の各方形枠ごとに作成する。従って、普通、1調査地区では、4潮位帯×3方形枠×2回調査=24枚作成することになる。

写真は、なるべく真上からファインダーいっぱい撮影を行い、方形枠番号プレートは、方形枠外におく。

(作成上の注意)

(1)~(6)当該方形枠についての、海辺生物調査票の記載事項を転記する。

(7)「方形枠写真」は、方形枠内の状況が把握できるカラー写真を貼り付ける。赤鉛筆等で、写真上に方位を書き入れる。または、方位磁石計を写真内に入るように撮影する。

(8)「写真解説」は、方位枠写真について、スケッチ、模式図等を描き、状況等特記する事項があれば記入する。

<別紙 9 >

海辺生物調査報告書作成要領

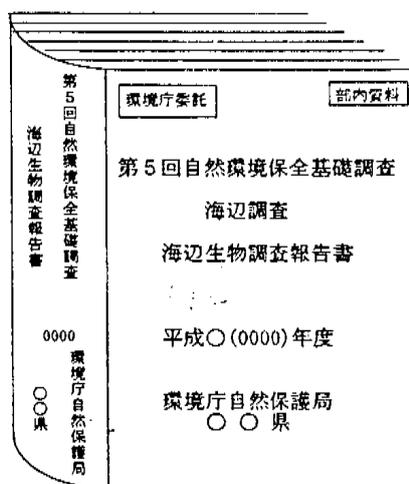
1. 規格

A4、左とじ、横書きとする。

なお、ワープロの場合、1頁につき40行×40字を原則とする。

2. 表紙及び背文字

表紙（及び裏表紙）は、ブルー、A4ファイル（ライオン、No.5108、A4-S等）を使用し、タイトル、背文字等を下図の様式により記入する。文字は黒サインペンによる手書きでよい。



(注) 一冊に編綴できない場合は分冊とし、表紙に適宜分冊番号を付すこと。

3. 配列

各項目の配列は以下の通りとする。

(0) 目次

(1) 調査概要

1) 調査地区及び調査方法の概要

2) 調査結果の概要

(2) 調査地区ごとの調査結果（調査地区番号の順）

1) 〇月調査の結果

① 調査地区番号 1

ア. 調査地区環境調査票（その1）

イ. 調査地区環境調査票（その2）

ウ. 調査地区概況図（その1）

エ. 調査地区概況図（その2）

オ. 調査地区概況図（その3）

カ. 海辺生物調査票及び方形枠写真（方形枠番号 1 - 1）

a. 海辺生物調査票（植物）

b. 海辺生物調査票（動物）

- c. 方形枠写真
- キ. (方形枠番号 1 - 2)
- ク. (方形枠番号 1 - 3)
- ⋮
- ⋮
- チ. (方形枠番号 4 - 3)

- ②調査地区番号 2
- ⋮
- ⋮

- 2)〇月調査の結果
- 1)の配列に同じ。

- (3) 資料リスト
- (4) 調査担当者名簿

4. 各項目の取りまとめ方法

- (0) 目次 (略)

(1) 調査概要

1)調査地区及び調査方法の概要

選定した各調査地区の選定理由及びその特徴並びに調査方法等について記述する。

2)調査結果の概要

各調査地区の調査結果の概要、特記すべき事項、第3回海域生物環境調査結果と比較しての所見等を記述する。

なお、所見については、種組成、被覆度及び数・量に顕著な変化が出ていると判断される場合には、特にその変化の原因を客観的に集計するため、次の原因累計表より各々の調査地ごとに該当する番号(複数可)を所見の中に明記する。

原因類形表

- 1. 調査地点が変わった。
- 2. 調査時期が変わった。
- 3. 環境に変化が生じている。
 - 3-1 水質データ悪化
 - 3-2 赤潮が増えた
 - 3-3 青潮が増えた
 - 3-4 潮流が変わった
 - 3-5 水温が変わった
 - 3-6 浜の砂・泥に消長あり
 - 3-7 沖合に消波堤ができた
 - 3-8 突堤ができた
 - 3-9 海岸の一部が埋立てられた
 - 3-10 レクリエーションが増えた
- 4. 環境に変化が生じているようだが原因は不明

(2) 調査地区ごとの調査結果

3. 配列の順番に従い、「調査地区環境調査票」、「調査地区概況図」、「海辺生物調査票」及び「方形枠写真」を編綴する。

(3) 資料リスト

調査で参考にした資料、文献について記載する。

資料番号	著者名	発行年	資料名
1	〇〇〇〇	1990	〇〇〇環境調査報告書
2	〇〇県 編	1992	□□生物調査報告書

地図の場合は、縮尺を記入すること。

(4) 調査担当者名簿

調査に従事した者全員について、氏名、所属及び担当分野を記入する。

番号	氏名	所属	担当分野
1	福田 鱒男	〇〇県水産試験場	動物
2	福田 サザエ	〇〇県自然保護センター	植物
3	珊内 圭瑚	〇〇県水産課	サンゴ

(別冊)

第5回自然環境保全基礎調査

海 辺 調 査

コード一覧等

環境庁自然保護局

目

次

1. 海域区分コード	-----	1
2. 8海区・海域区分図	-----	4
3. 島コード	-----	4 1
4. 保全地域名コード	-----	6 9
(1) 国立公園	-----	6 9
(2) 国定公園	-----	7 0
(3) 都道府県立自然公園	-----	7 0
(4) 原生自然環境保全地域	-----	7 5
(5) 自然環境保全地域	-----	7 5
(6) 都道府県自然環境保全地域	-----	7 6
5. 地種区分コード	-----	8 3

1. 海域区分コード (1)

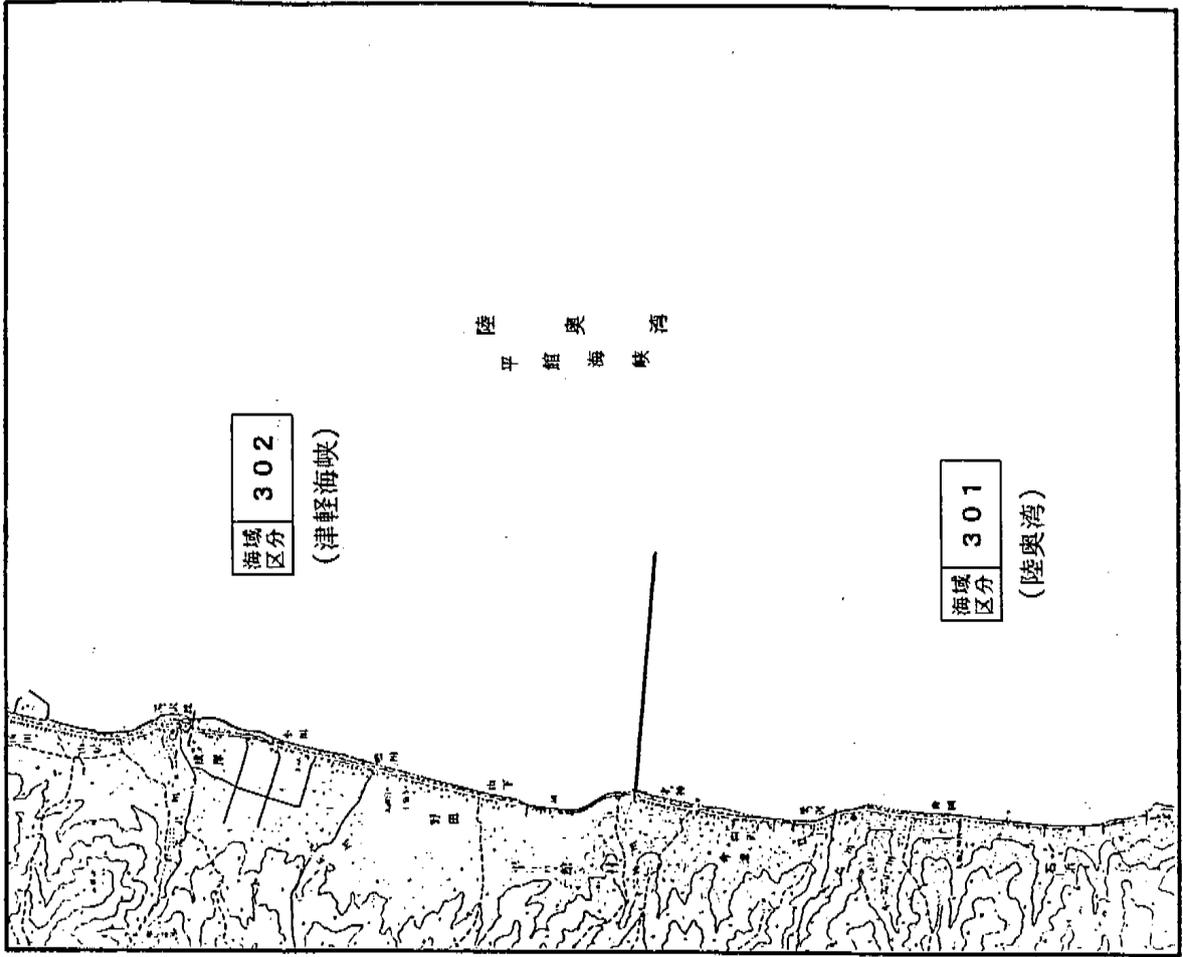
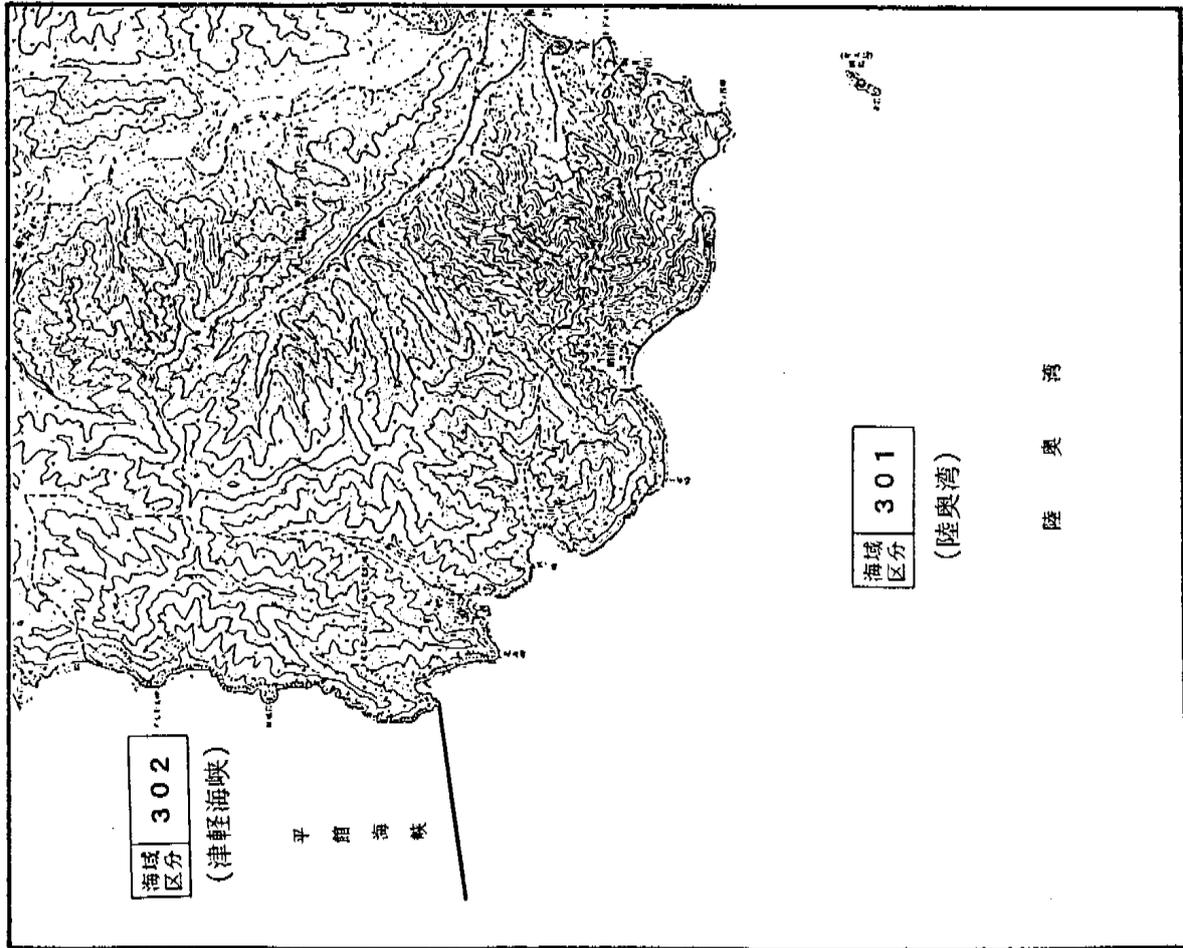
海区名	海域名	海域区分 コード	範囲
北海道区	宗谷	101	留萌・宗谷支庁界 ~ 宗谷・網走支庁界
	網走	102	宗谷・網走支庁界 ~ 網走・根室支庁界
	根室	103	網走・根室支庁界 ~ 根室・釧路支庁界
	釧路	104	根室・釧路支庁界 ~ 釧路・十勝支庁界
	十勝	105	釧路・十勝支庁界 ~ 十勝・日高支庁界
	日高	106	十勝・日高支庁界 ~ 日高・胆振支庁界
	胆振	107	日高・胆振支庁界 ~ 胆振・渡島支庁界
	渡島	108	胆振・渡島支庁界 ~ 渡島・桧山支庁界
	桧山	109	渡島・桧山支庁界 ~ 桧山・後志支庁界
	後志	110	桧山・後志支庁界 ~ 後志・石狩支庁界
	石狩	111	後志・石狩支庁界 ~ 石狩・留萌支庁界
	留萌	112	石狩・留萌支庁界 ~ 留萌・宗谷支庁界
	日本海北区	後・択捉・ 歯舞・色丹	113
青森		201	龍飛崎 ~ 青森・秋田県界
秋田		202	青森・秋田県界 ~ 秋田・山形県界
山形		203	秋田・山形県界 ~ 山形・新潟県界
新潟		204	山形・新潟県界 ~ 新潟・富山県界
富山		205	
富山		206	新潟・富山県界 ~ 富山・石川県界
太平洋北区	能登半島	207	富山・石川県界 ~ 石川・福井県界
	陸奥湾	301	P.5 参照
	津軽海峡	302	龍飛崎 ~ 尻屋崎 (ただし、陸奥湾の範囲は除く。P.6 参照)
	下北半島東	303	尻屋崎 ~ 青森・岩手県界
	三陸海岸	304	青森・岩手県界 ~ 岩手・宮城県界
	宮城三陸海岸	305	岩手・宮城県界 ~ 黒崎 (宮城県牡鹿町)
	仙台湾	306	黒崎 (宮城県牡鹿町) ~ 宮城・福島県界
日本海西区	福島灘	307	宮城・福島県界 ~ 福島・茨城県界
	鹿島	308	福島・茨城県界 ~ 茨城・千葉県界
	若狭湾	401	石川・福井県界 ~ 京都・兵庫県界
	兵庫	402	京都・兵庫県界 ~ 兵庫・鳥取県界
	鳥取	403	兵庫・鳥取県界 ~ 鳥取・島根県界
	島根	404	鳥取・島根県界 ~ 島根・山口県界
	北長門	405	島根・山口県界 ~ 川尻岬 (山口県)
太平洋中区	隠岐	406	
	竹島	407	
太平洋中区	房総	501	茨城・千葉県界 ~ 洲崎 (千葉県館山市)

海域区分コード (2)

海区名	海域名	海域区分 コード	範囲
太平洋中区	東京湾	502	洲崎(千葉県館山市) ~ 剣崎(神奈川県三浦市)
	相模湾	503	剣崎(神奈川県三浦市) ~ 神奈川・静岡県界
	伊豆湾	504	神奈川・静岡県界 ~ 大瀬崎(静岡県)
	駿河湾	505	大瀬崎(静岡県) ~ 御前崎
	遠州灘	506	御前崎 ~ 伊良湖岬
	伊勢湾	507	伊良湖岬 ~ 羽豆岬(愛知県師崎)
	三河湾	508	羽豆岬(愛知県師崎) ~ P.9 参照
	熊野灘	509	P.9 参照 ~ 出雲崎(和歌山県串本町)
	伊豆七島北	510	(御蔵島以北)
	伊豆七島南	511	(八丈島以南)
	小笠原群島	530	(西之島を含む)
	火山列島	550	
	太平洋南区	和歌山	601
徳島		602	P.11 参照 ~ 徳島・高知県界
瀬戸内海区	土佐湾	603	徳島・高知県界 ~ 由良岬(愛媛県)
	日向灘	604	鶴御崎(大分県) ~ 都井岬
	周防灘西	701	P.11 ~ P.13 参照
	周防灘東	702	P.12 ~ P.15 参照
	伊予灘西	703	P.13 ~ P.16、18 参照
	別府湾	704	P.15 ~ P.16 参照
	豊後水道	705	P.14、16 ~ P.17 参照
	伊予灘東	706	P.16、18 ~ P.21 参照
	広島湾	707	P.19 ~ P.20 参照
	安芸湾	708	P.19 ~ P.23 参照
	備後灘	709	P.21 ~ P.25 参照
	燧灘	710	P.22 ~ P.24 参照
	備讃瀬戸西	711	P.24 ~ P.26 参照
	備讃瀬戸東	712	P.25 ~ P.27 参照
	播磨灘北	713	P.26 ~ P.29 参照
	播磨灘南	714	P.27 ~ P.30 参照
	大阪湾北	715	P.29 ~ P.30 参照
	大阪湾南	716	P.29 ~ P.31 参照
紀伊水道西	717	P.29、30、32 参照	
紀伊水道東	718	P.31 ~ P.32 参照	

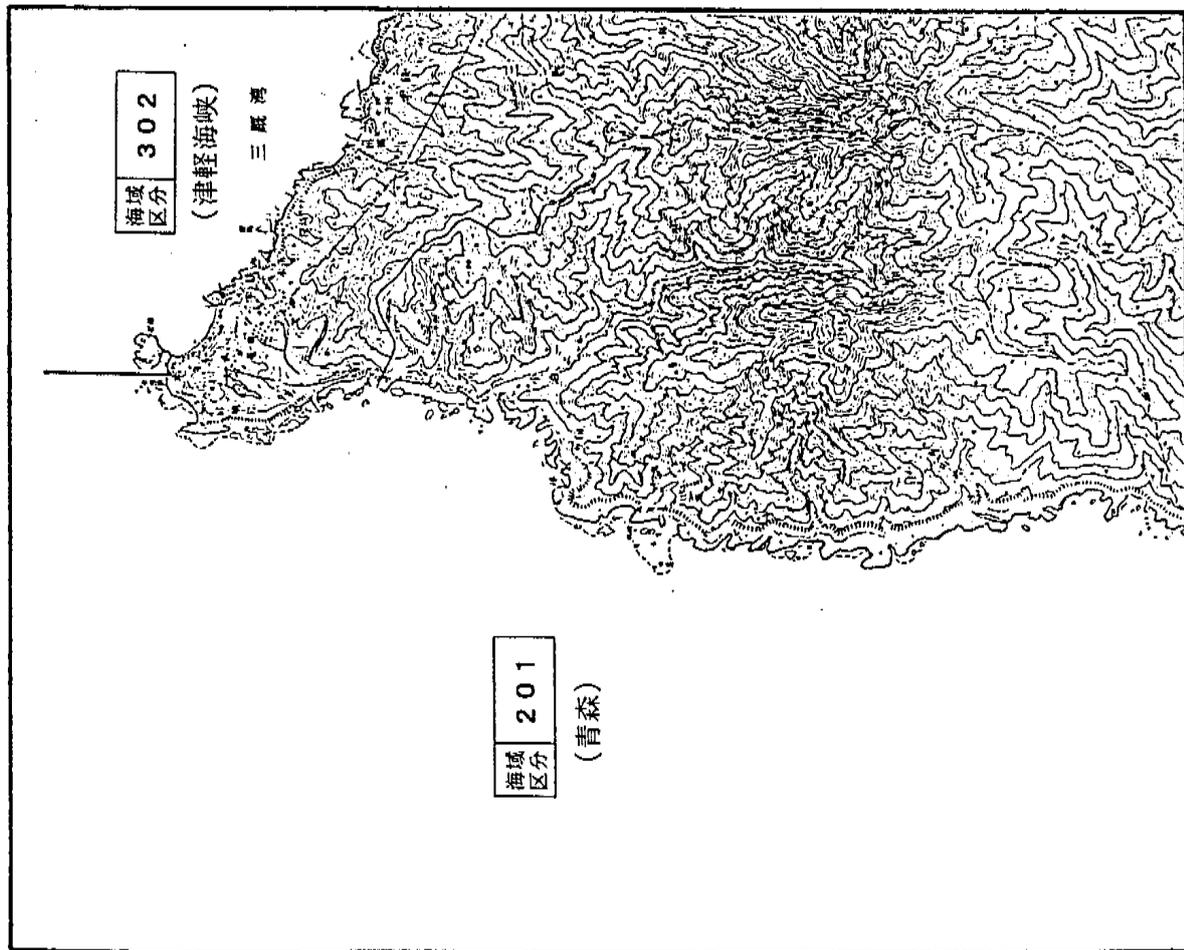
海域区分コード (3)

海区名	海域名	海域区分 コード	範囲
東シナ海区	響灘	801	川尻岬(山口県) ~ P.32,33 参照
	博多湾	802	P.33 参照
	唐津伊万里	803	P.33 ~ P.34 参照
	大村湾	804	P.34 参照
	長崎	805	P.34,35 参照 ~ 野母崎(長崎県)
	天草灘	806	野母崎(長崎県) ~ P.35 ~ P.38 参照
	有明海	807	P.35,36,38,39 参照
	八代海	808	P.36 ~ P.39 参照
	薩摩	809	P.38 ~ P.39 参照
	鹿児島湾	810	P.39 参照 ~ 佐多岬
	大隅	811	佐多岬 ~ 都井岬(P.40 参照)
	対馬	812	
	五島	813	
	大隅諸島	814	
	トカラ列島	820	
	奄美諸島	830	
	沖繩島	850	
	宮古列島	870	(多良間島以東)
	八重山列島	880	
	尖閣列島	890	
大東諸島	895		

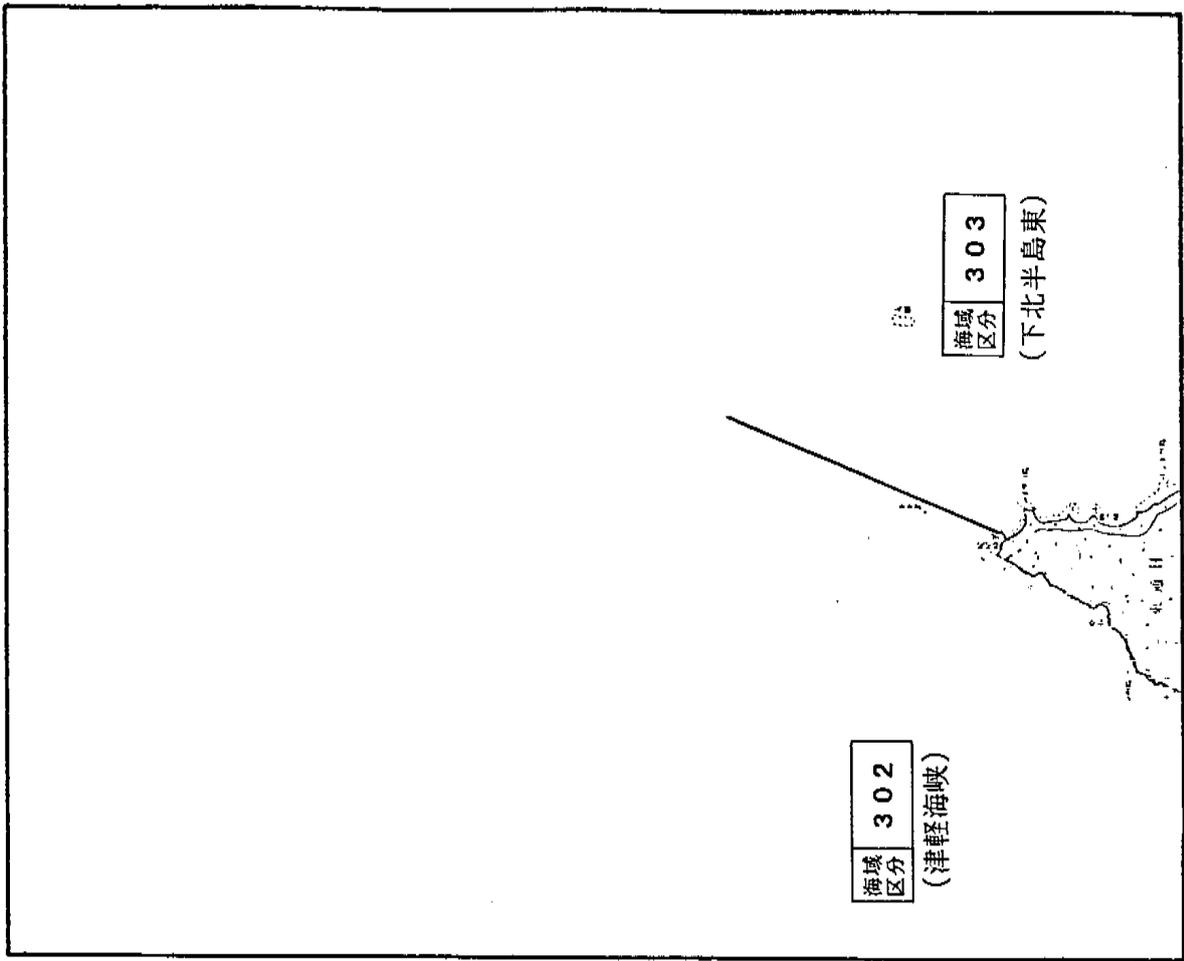


脇野沢
(津軽海峡の地形図誌)

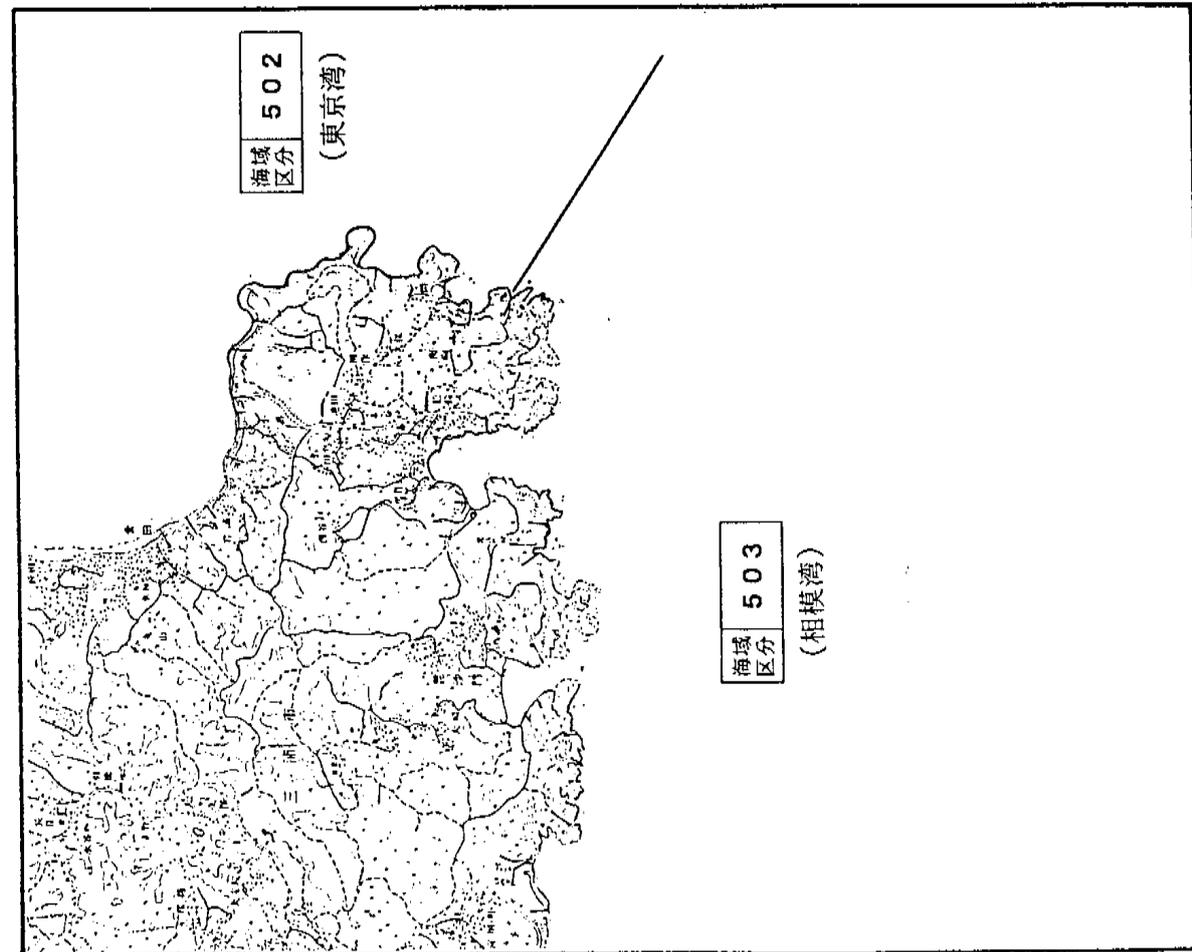
陸奥平館



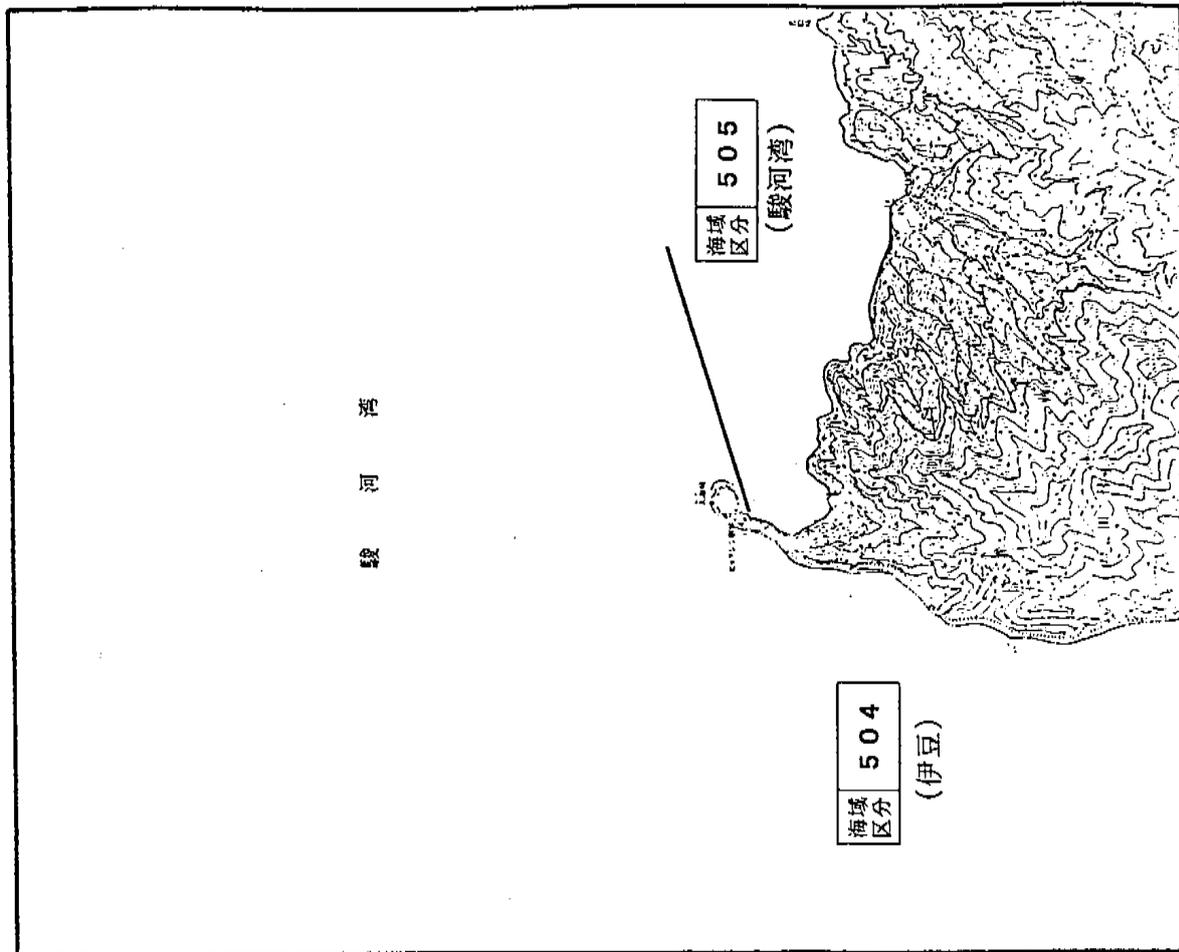
竜 飛 崎



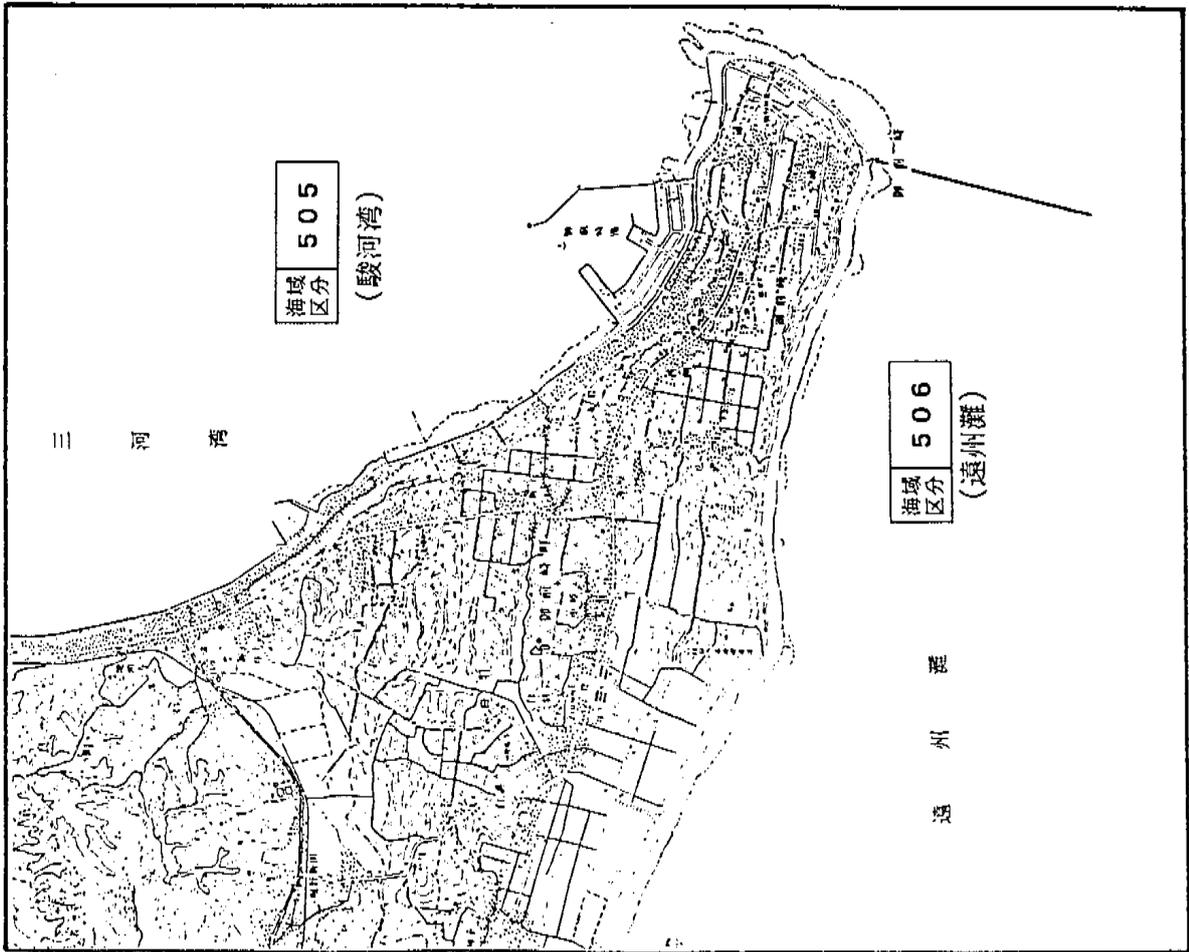
尻 屋 崎



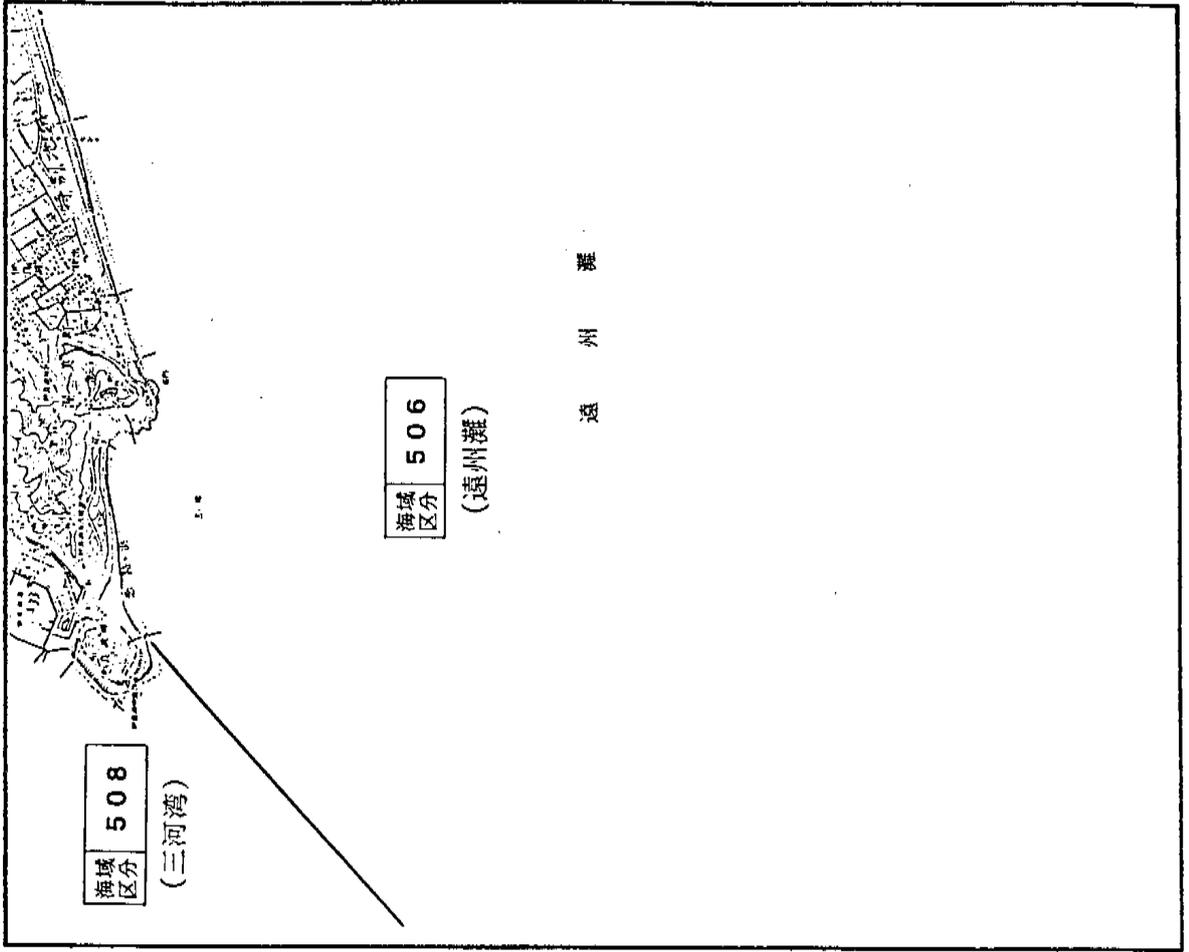
三浦三崎



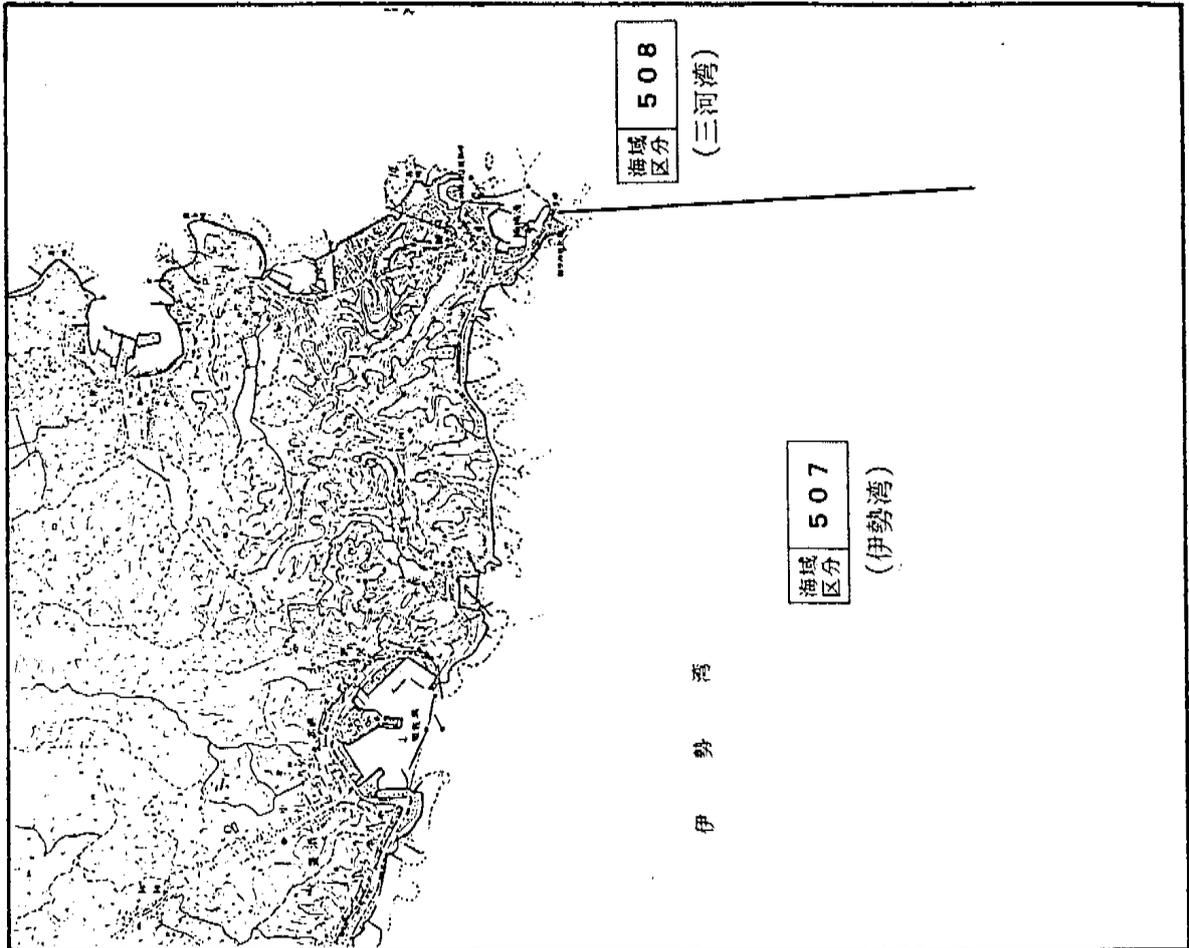
大瀬崎



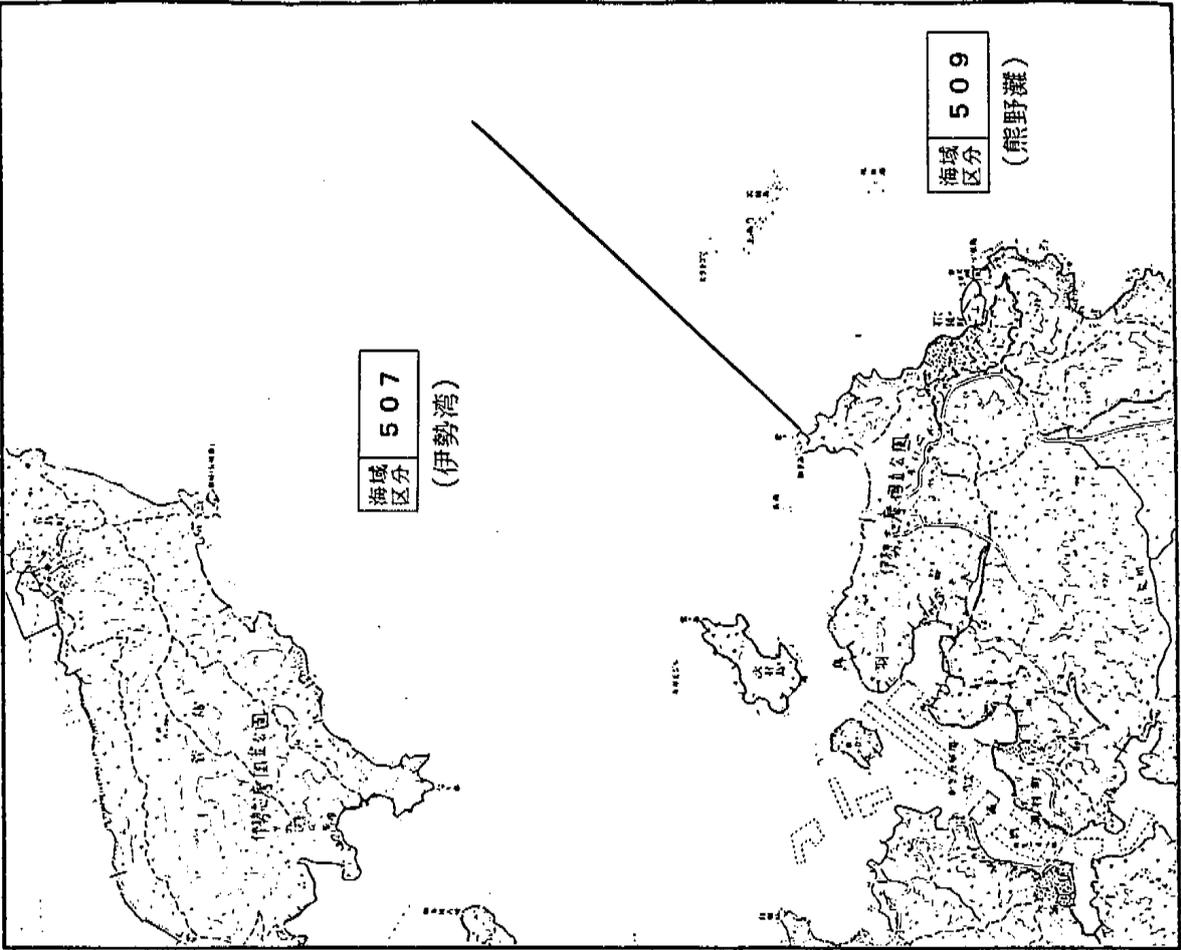
御前崎



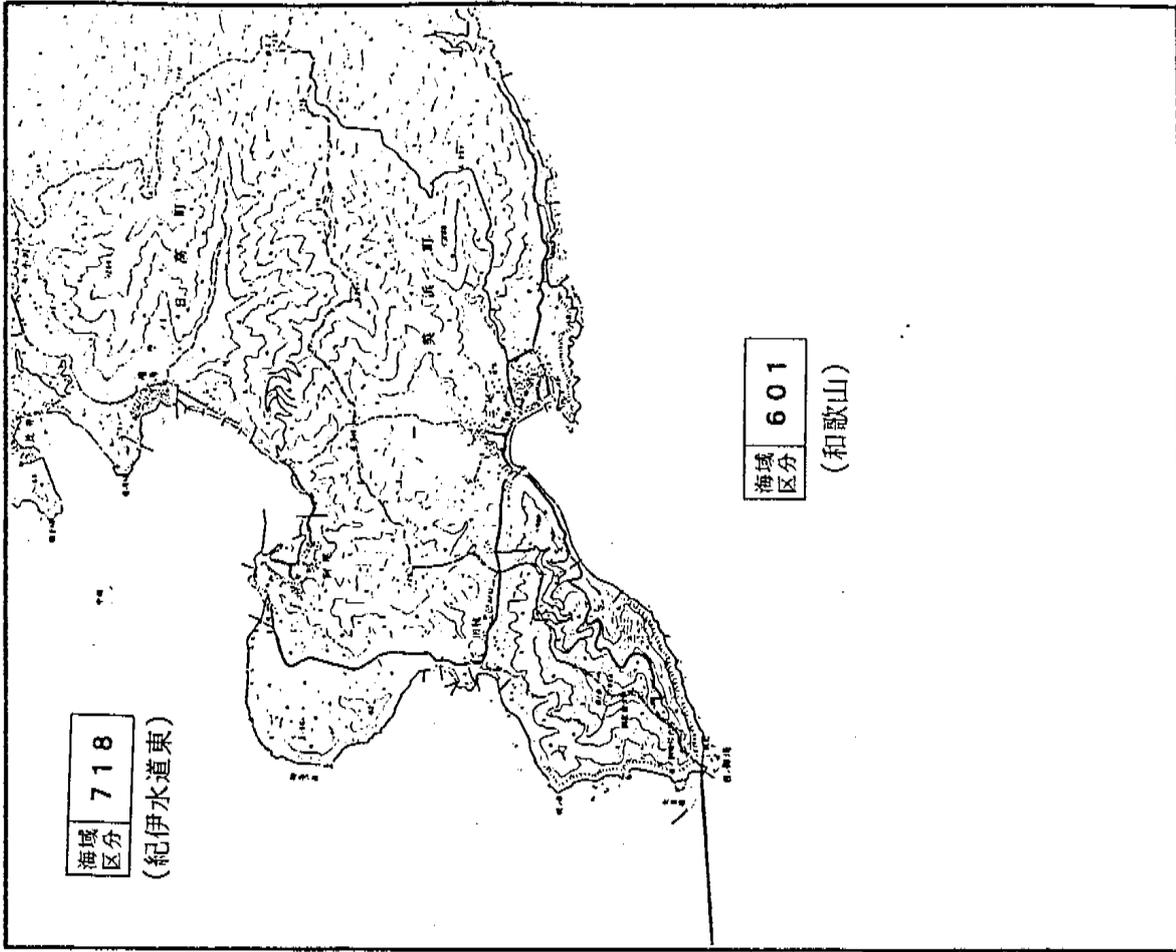
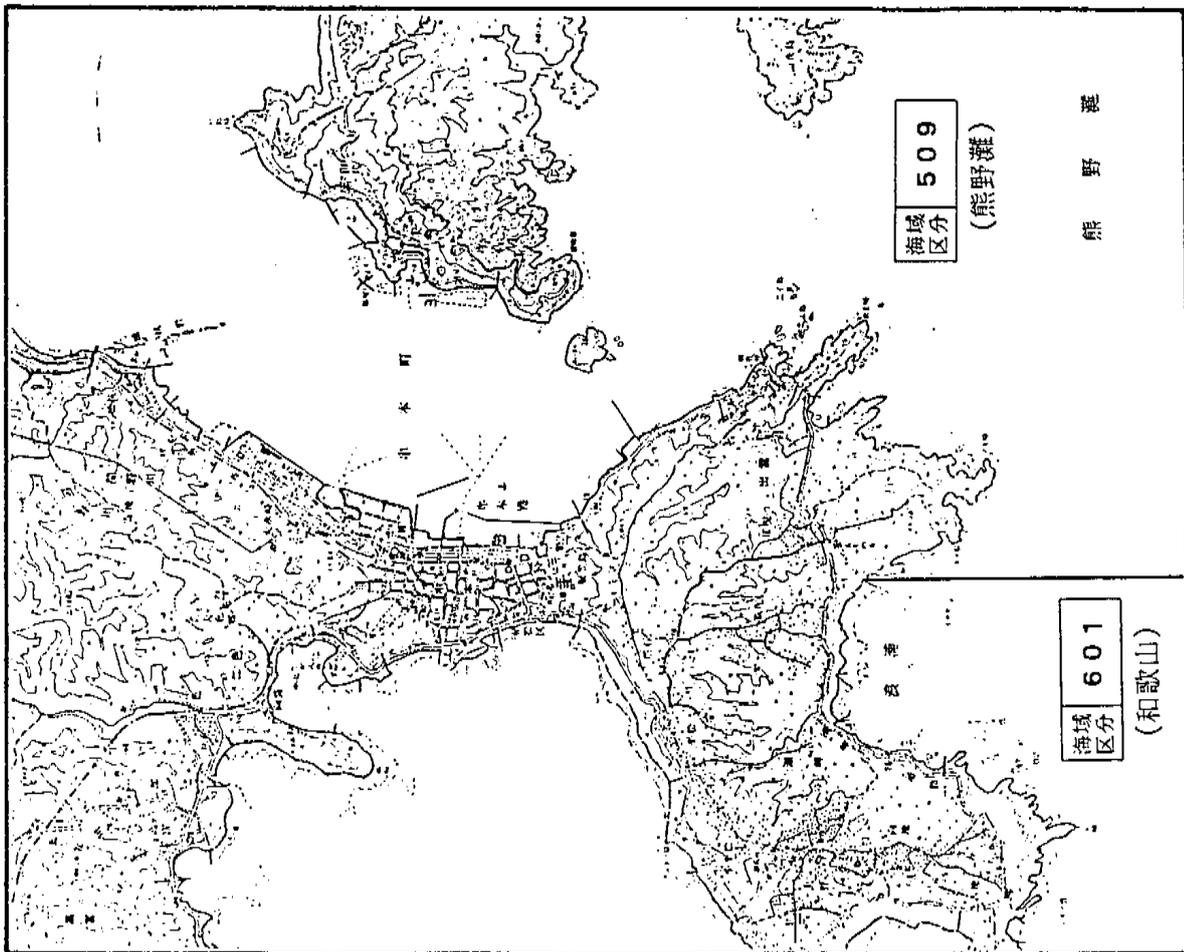
伊良湖岬



師崎

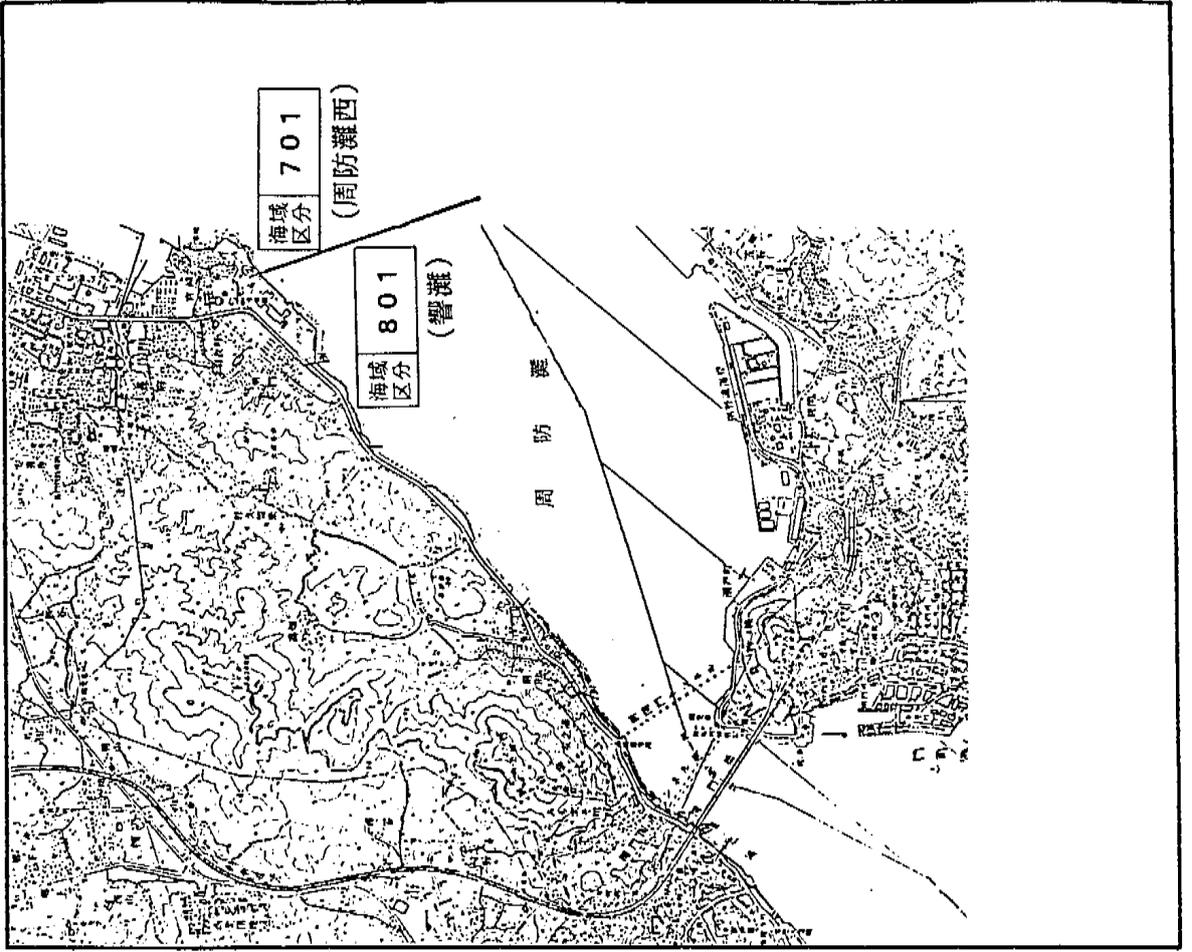
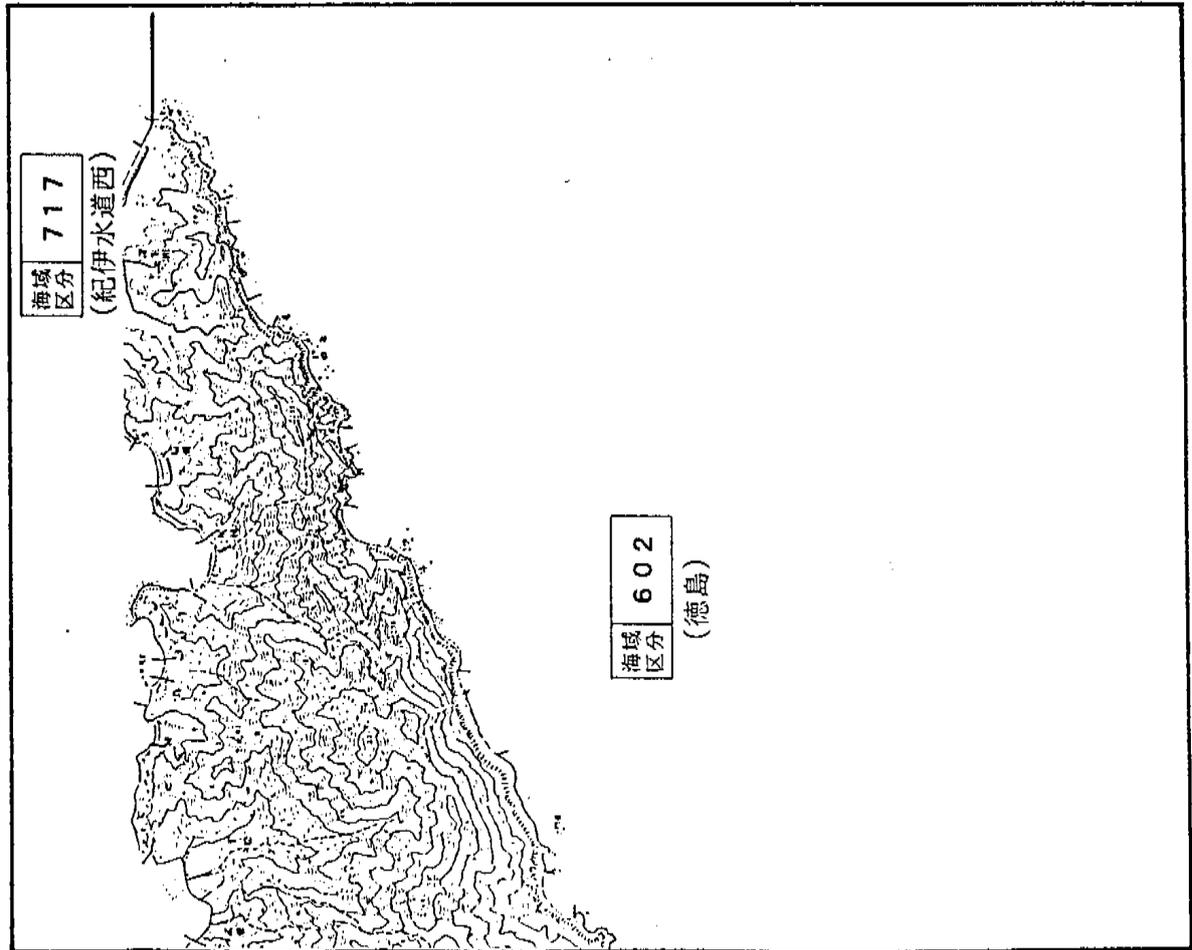


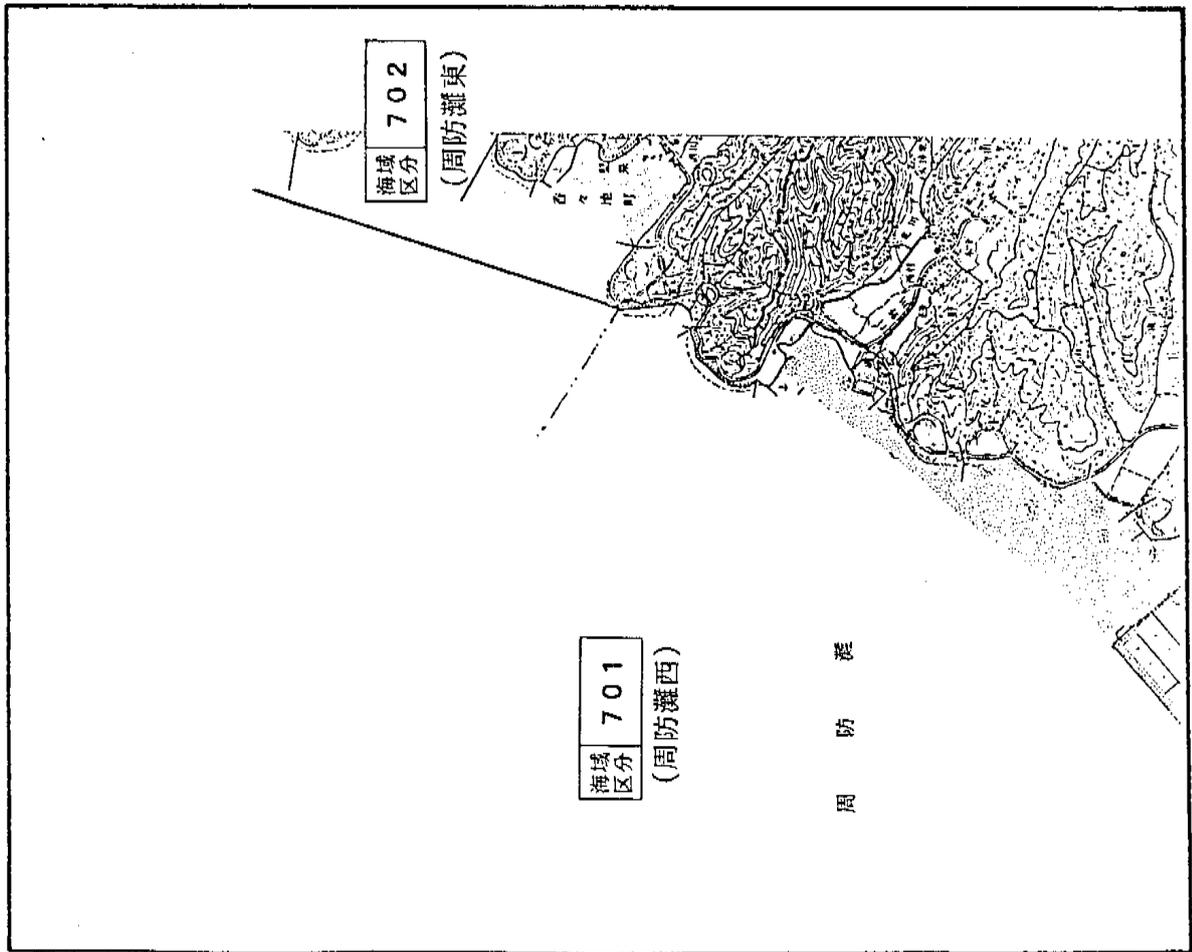
浦村



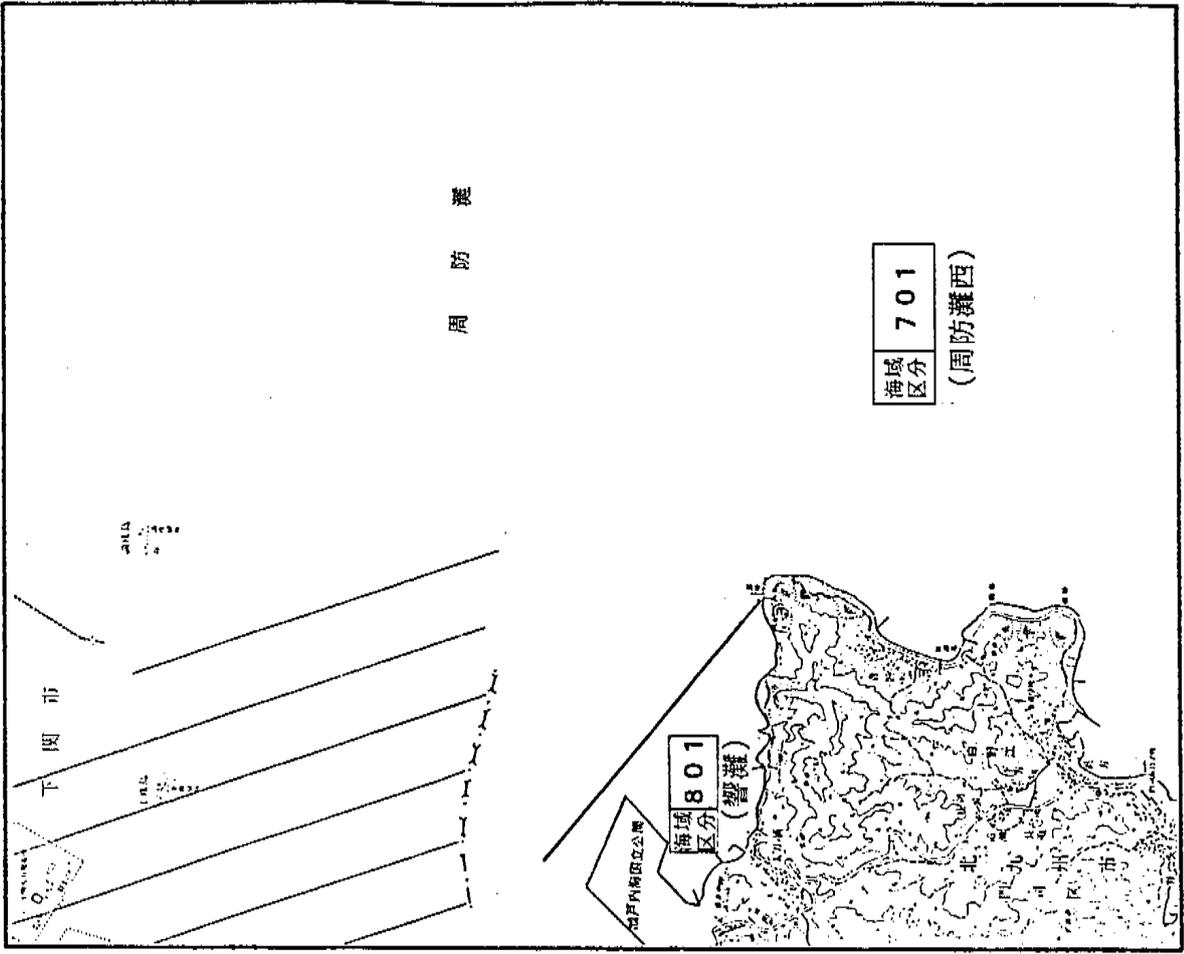
三尾

串本

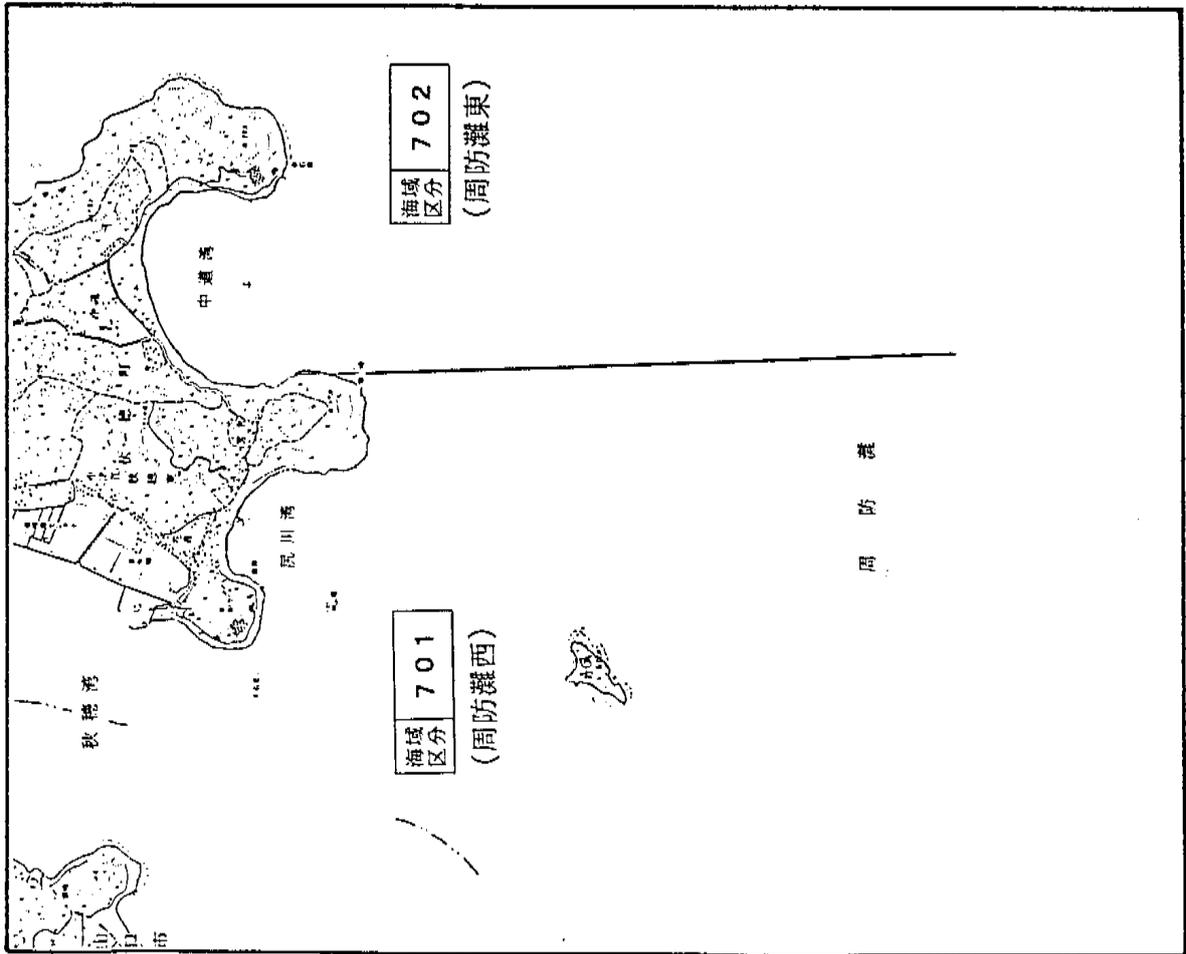




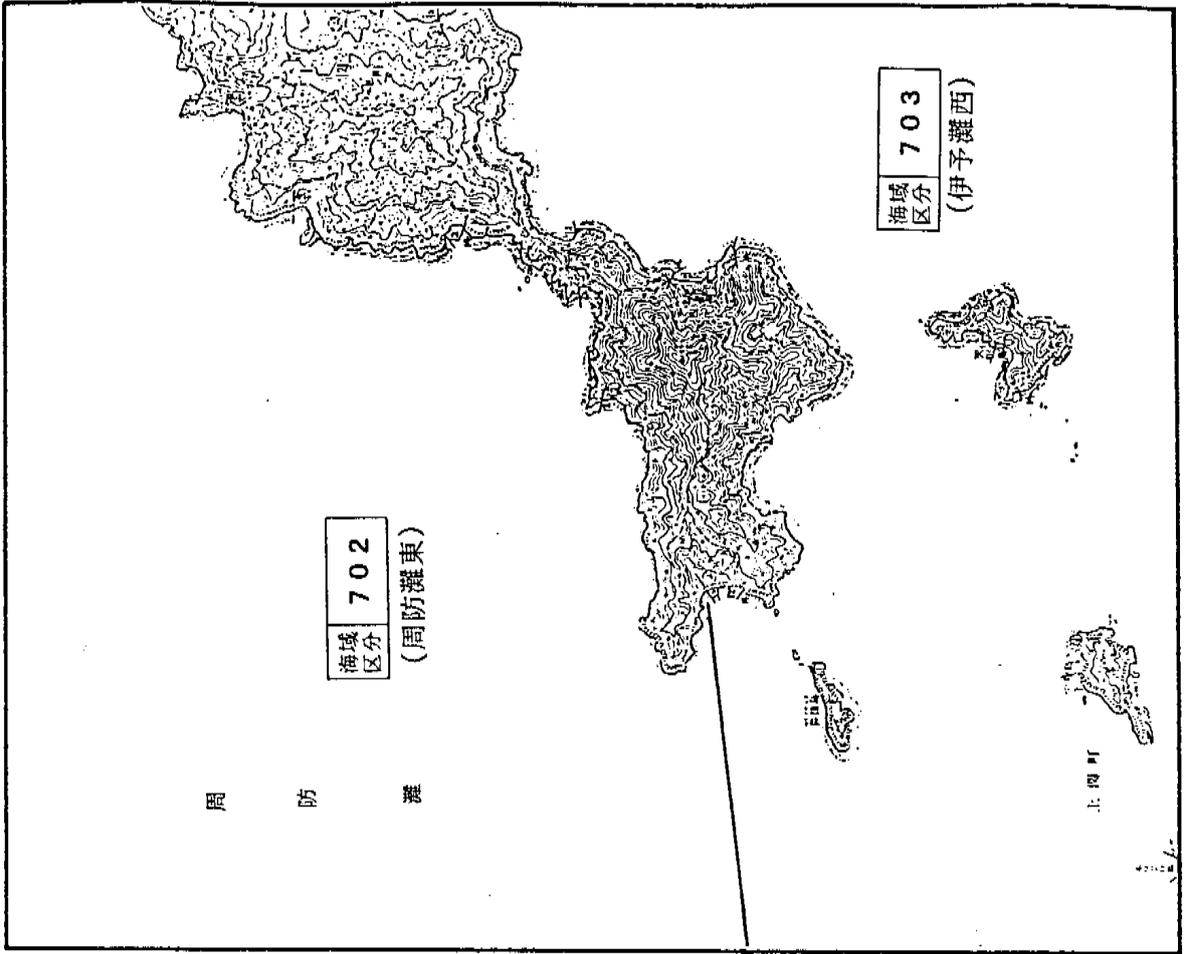
浜



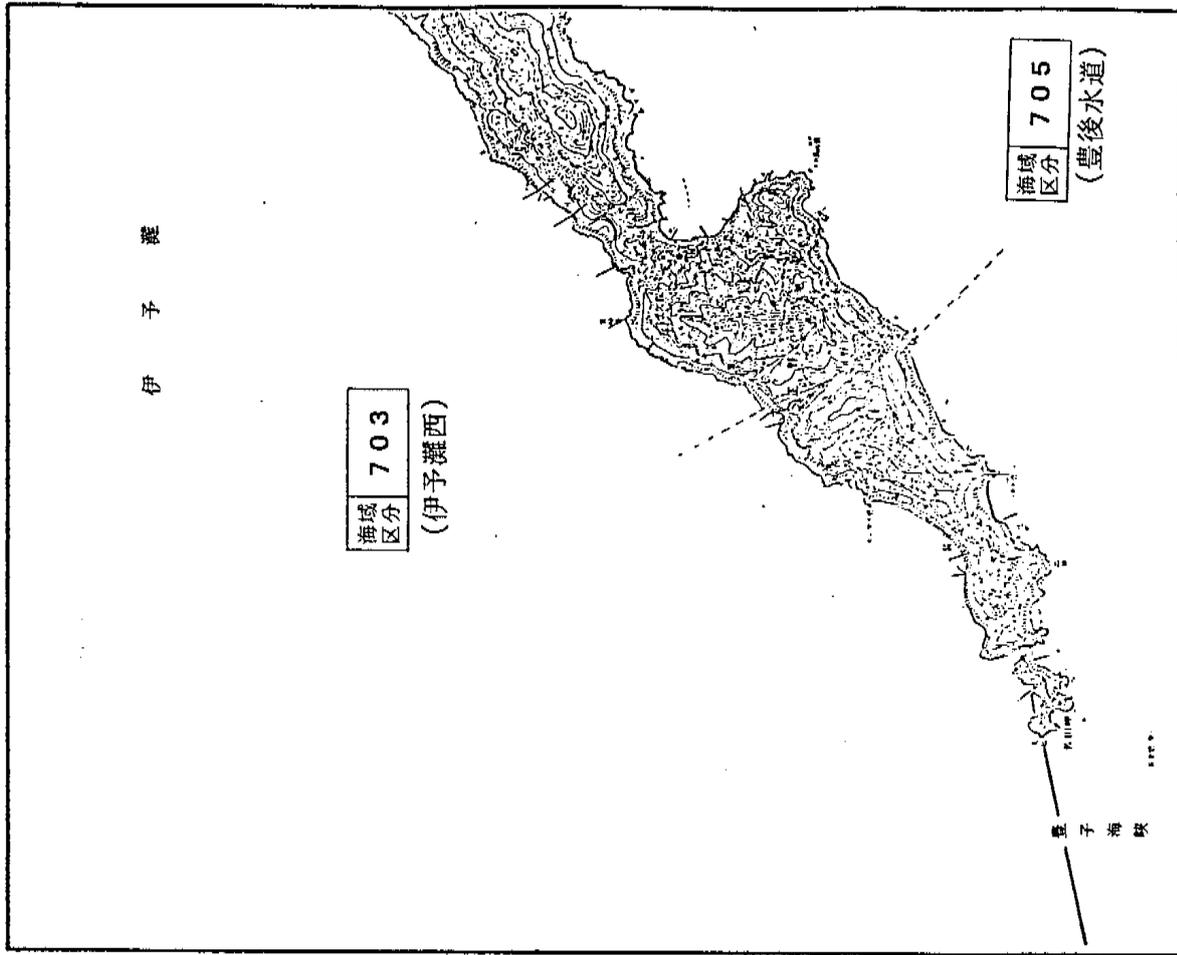
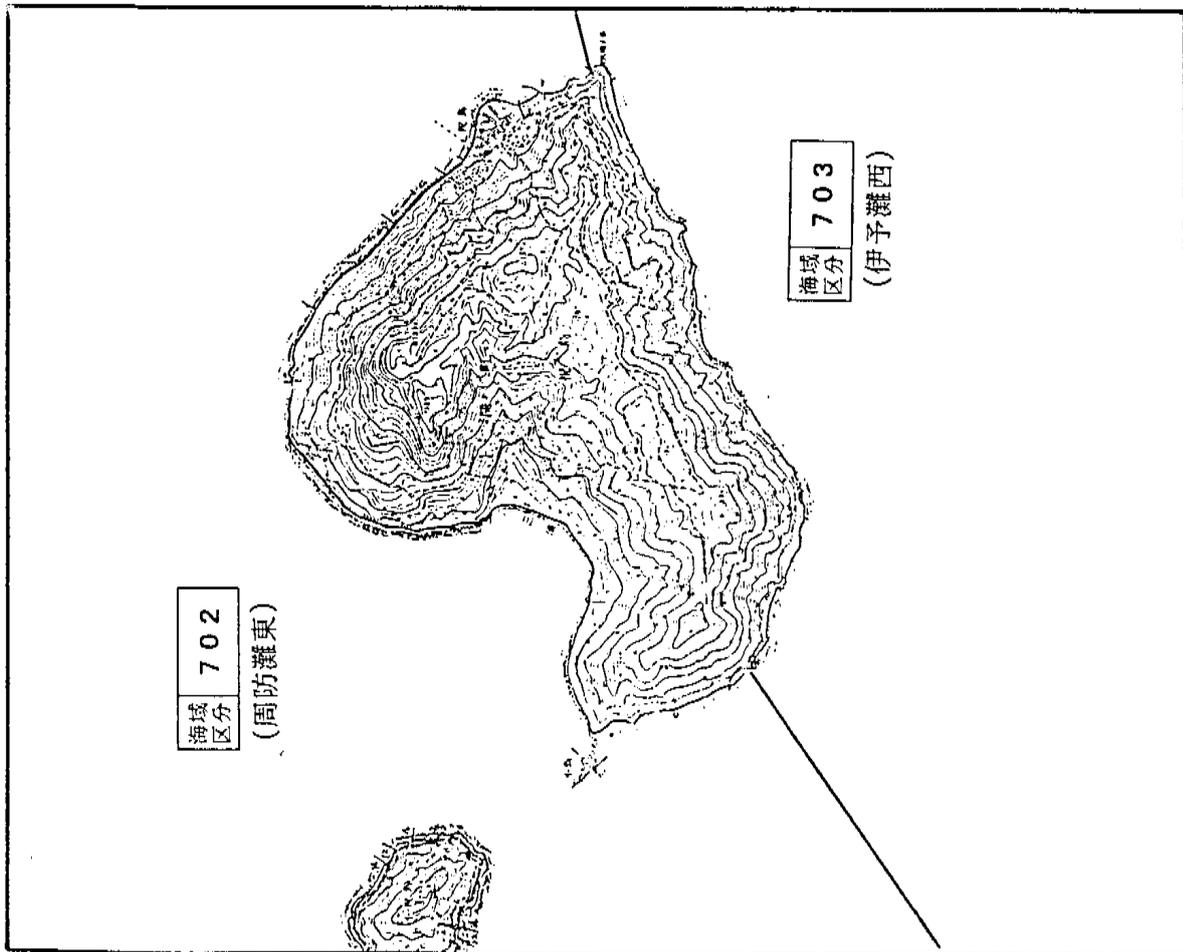
白野江



竹島

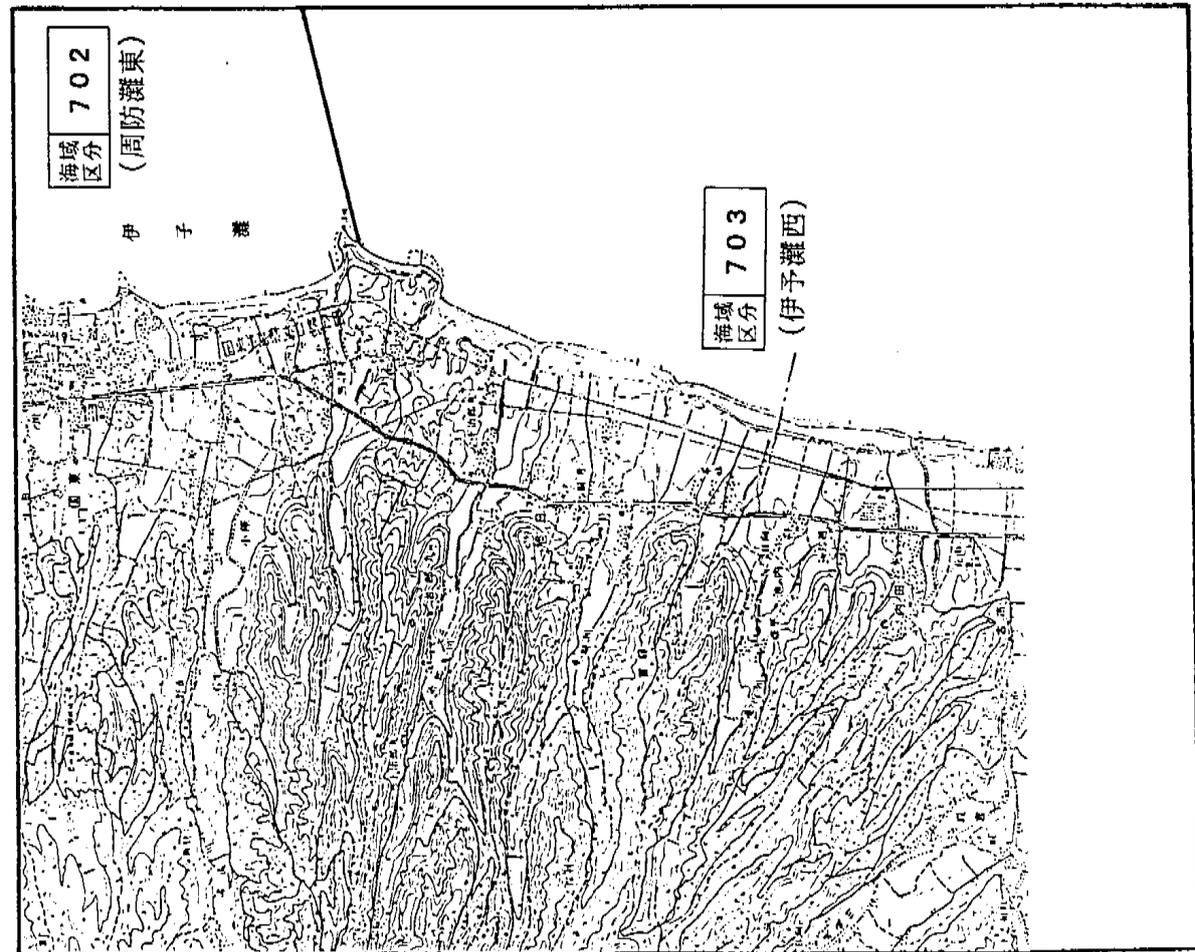


津室

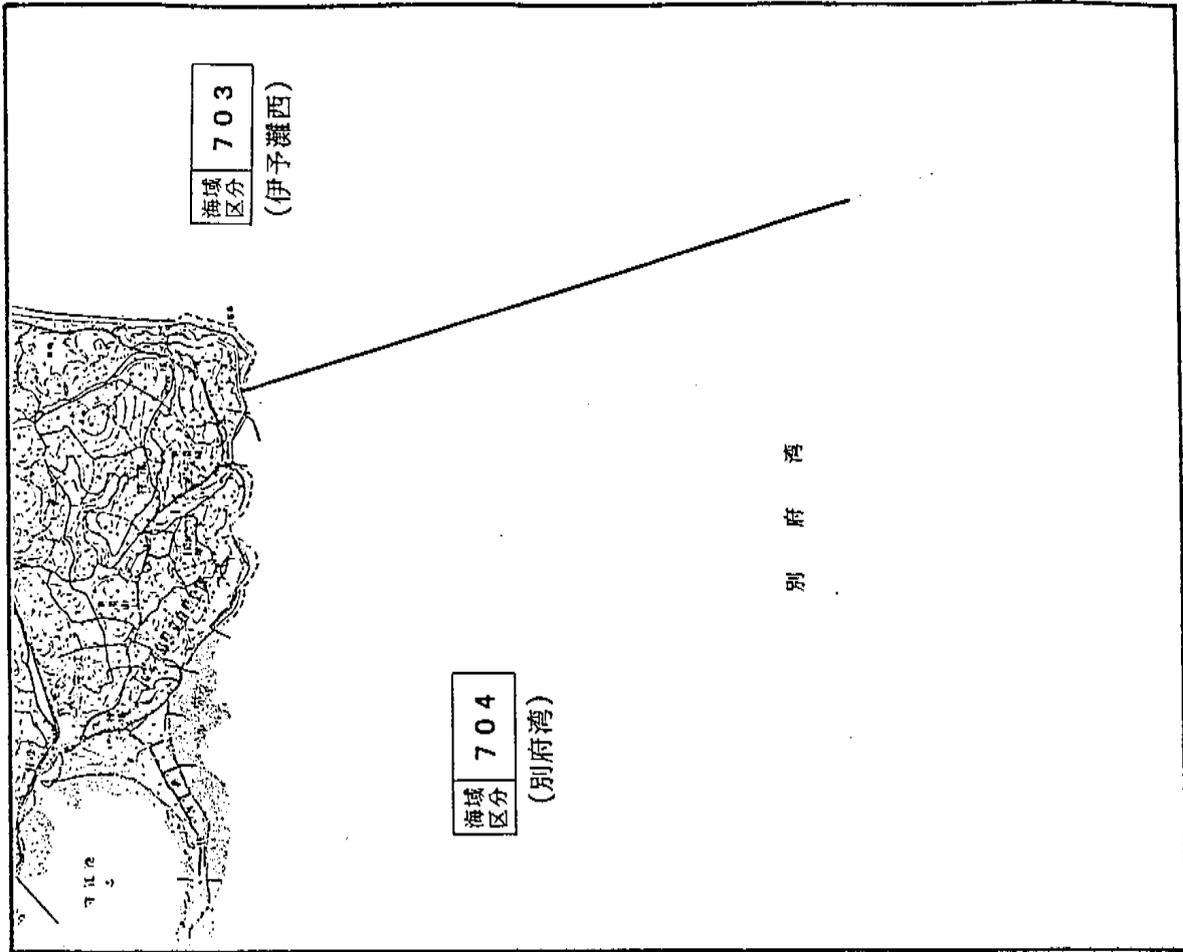


祝島

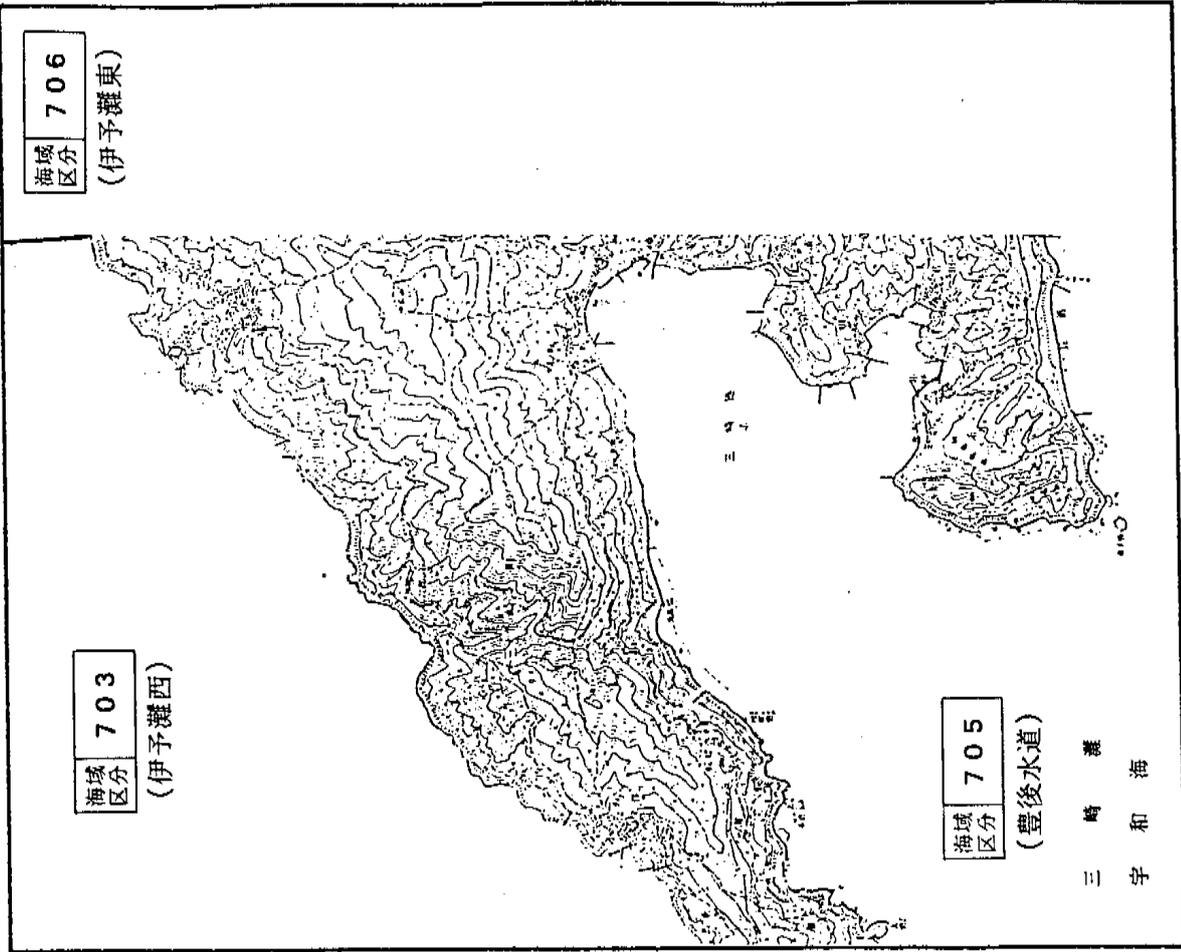
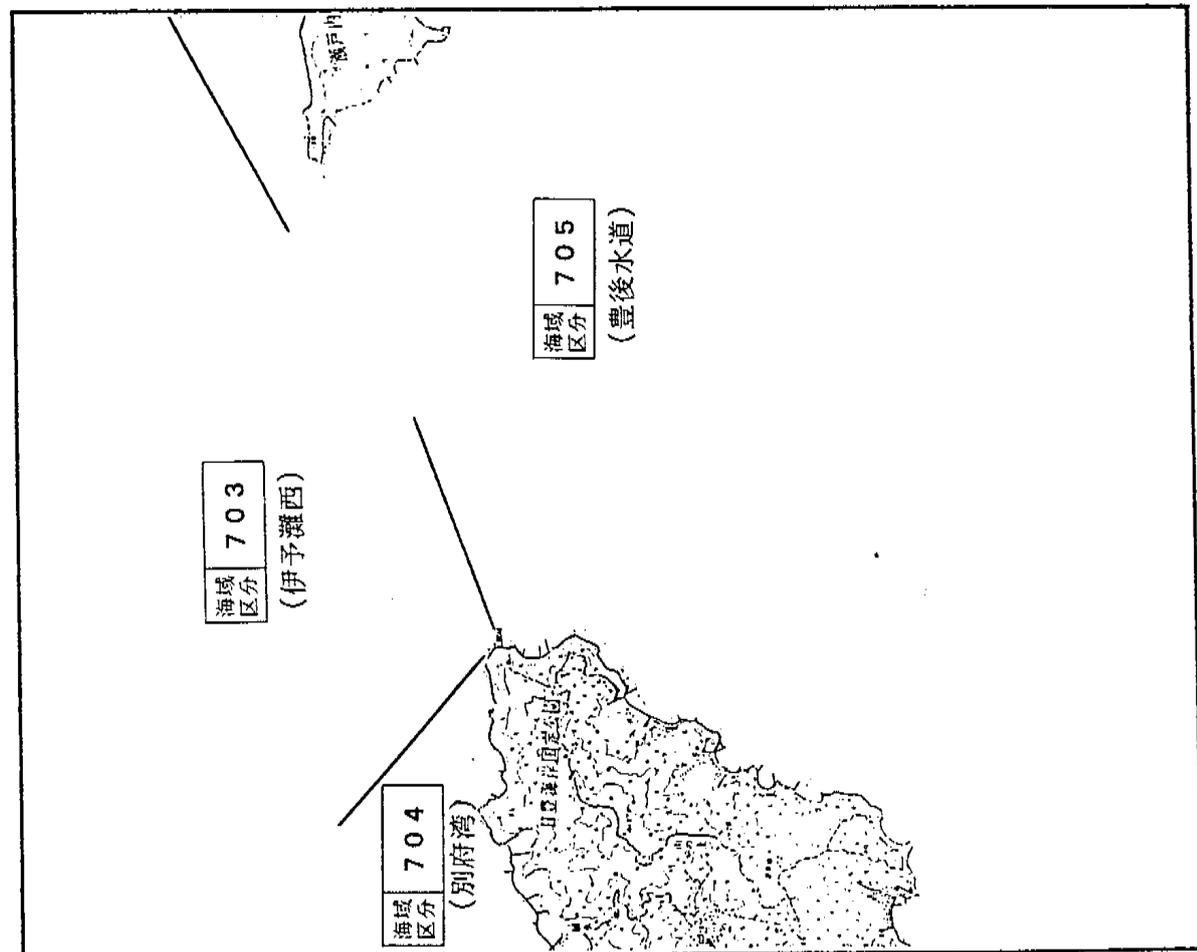
三崎



鶴川

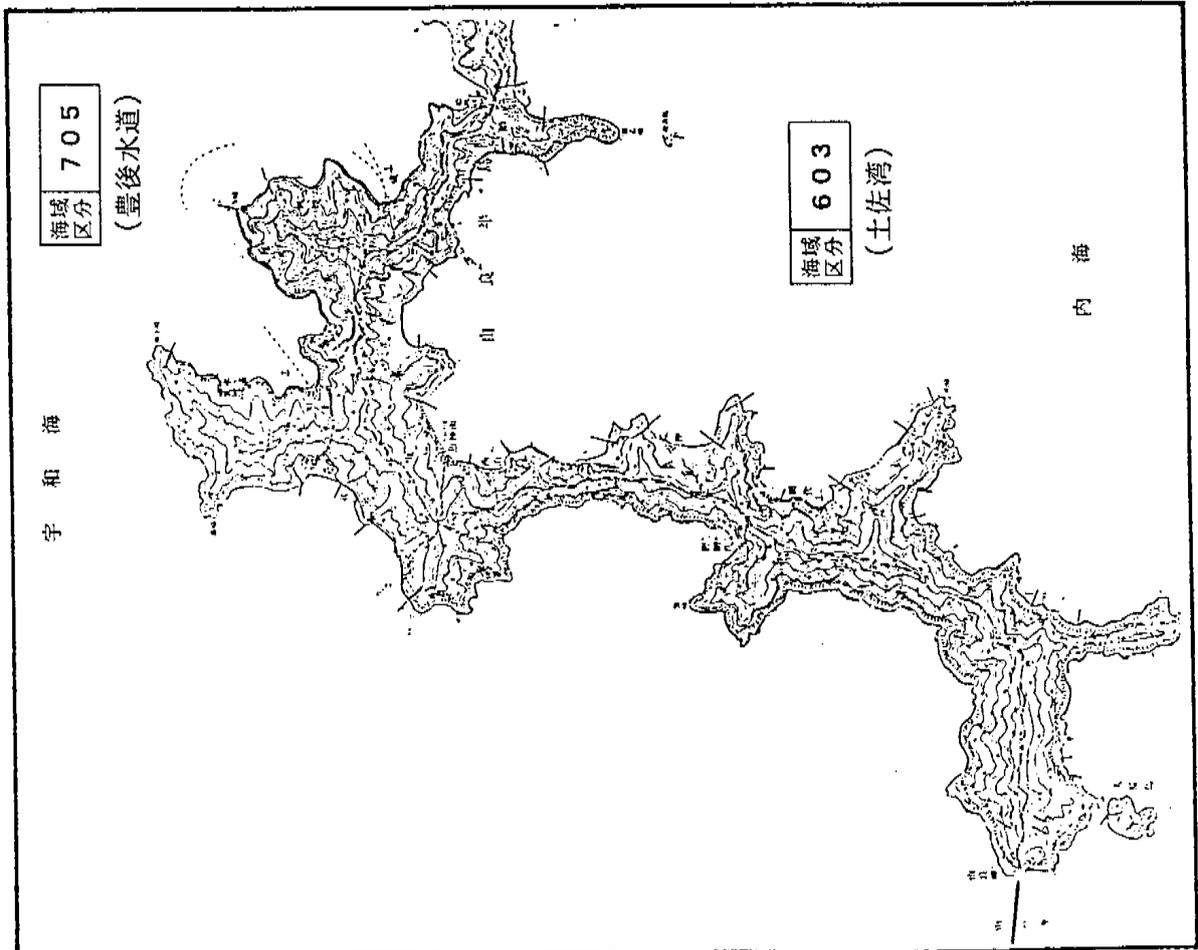


住吉浜

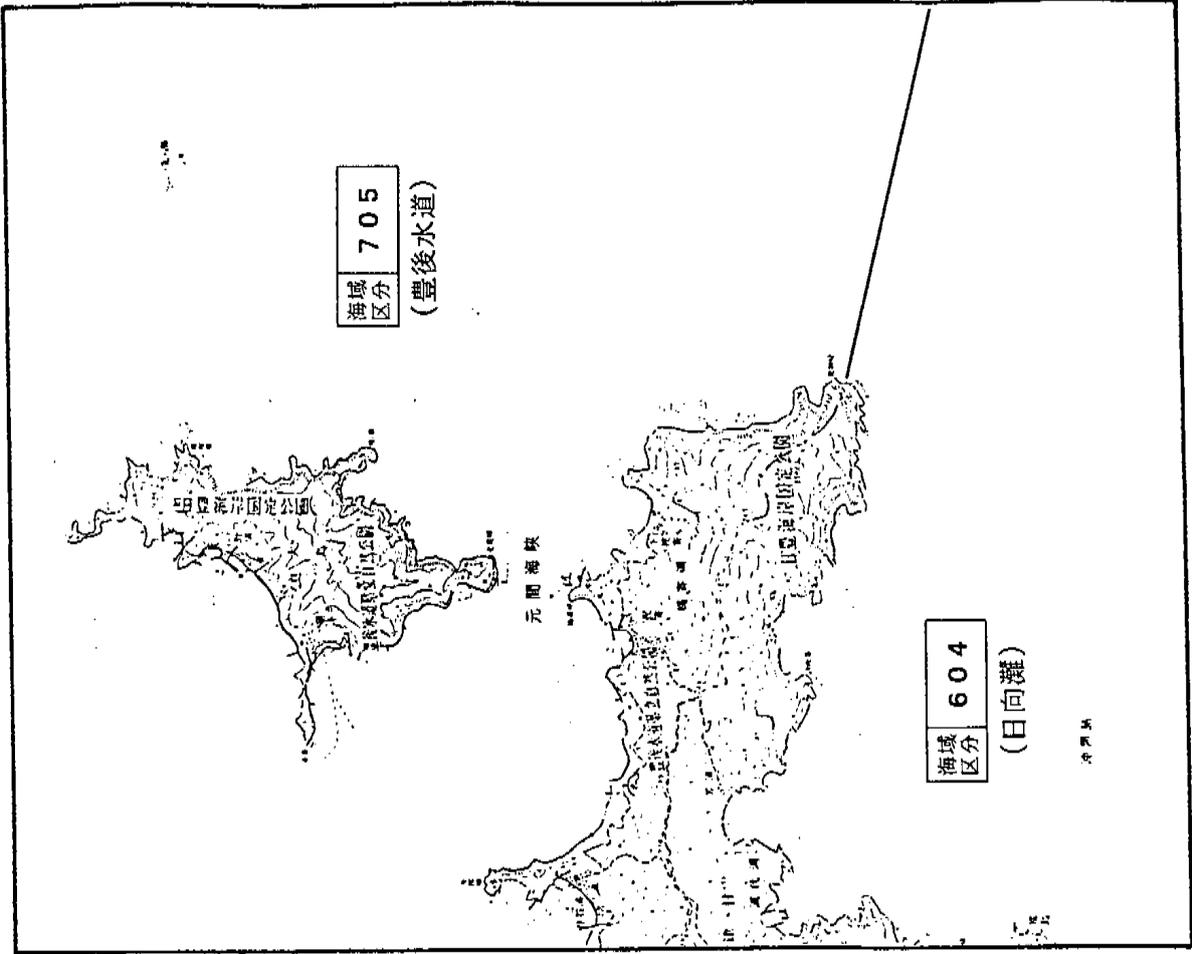


佐賀関

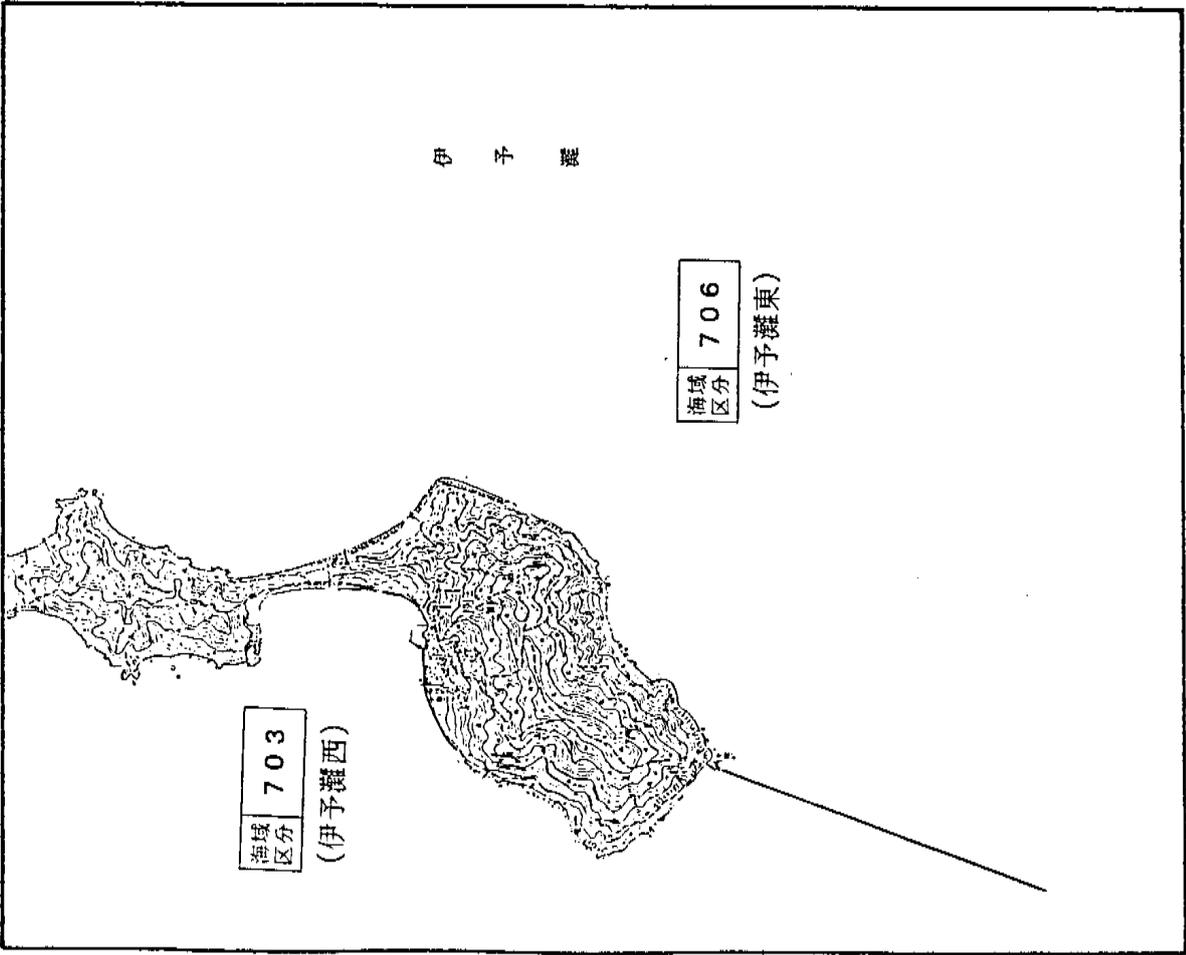
三崎



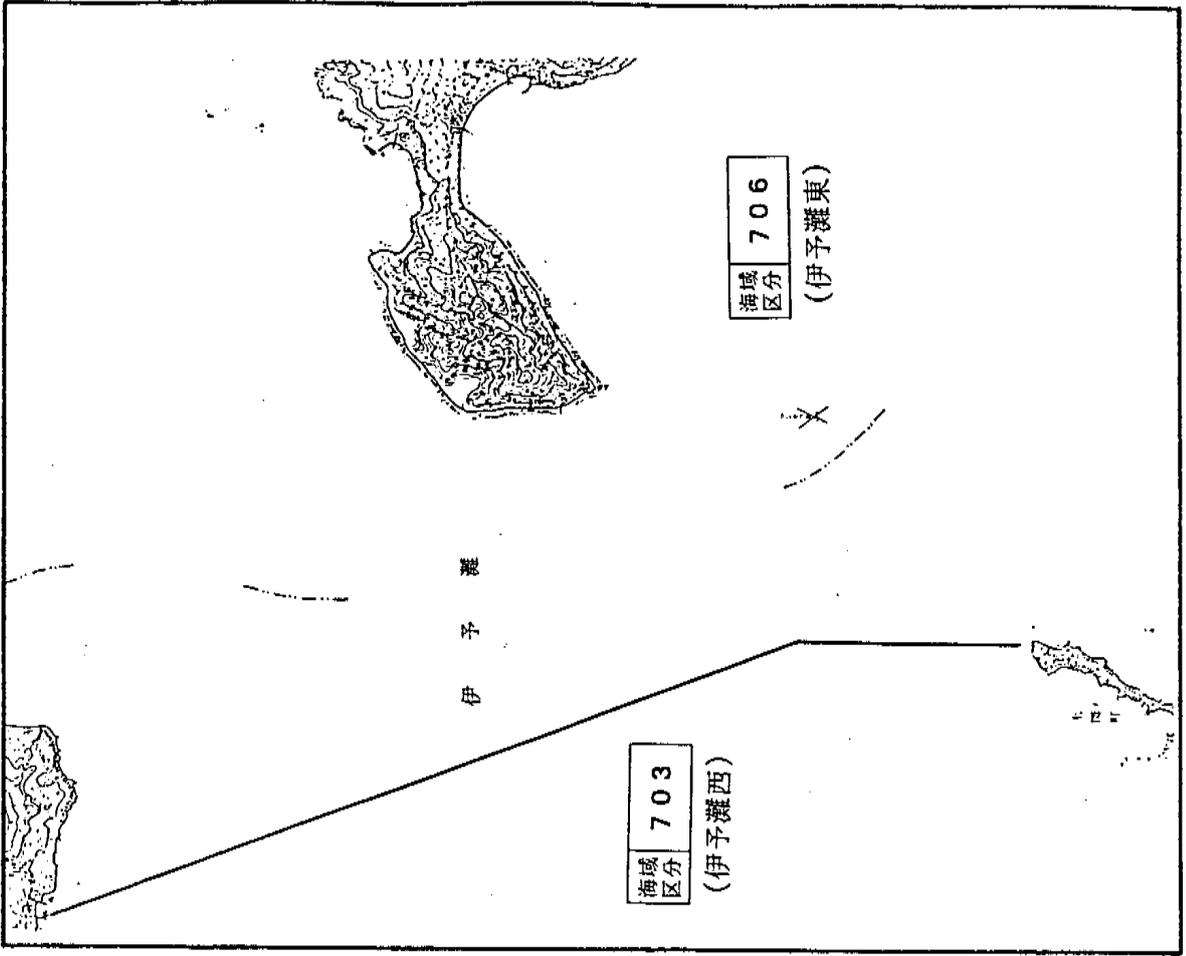
魚神山



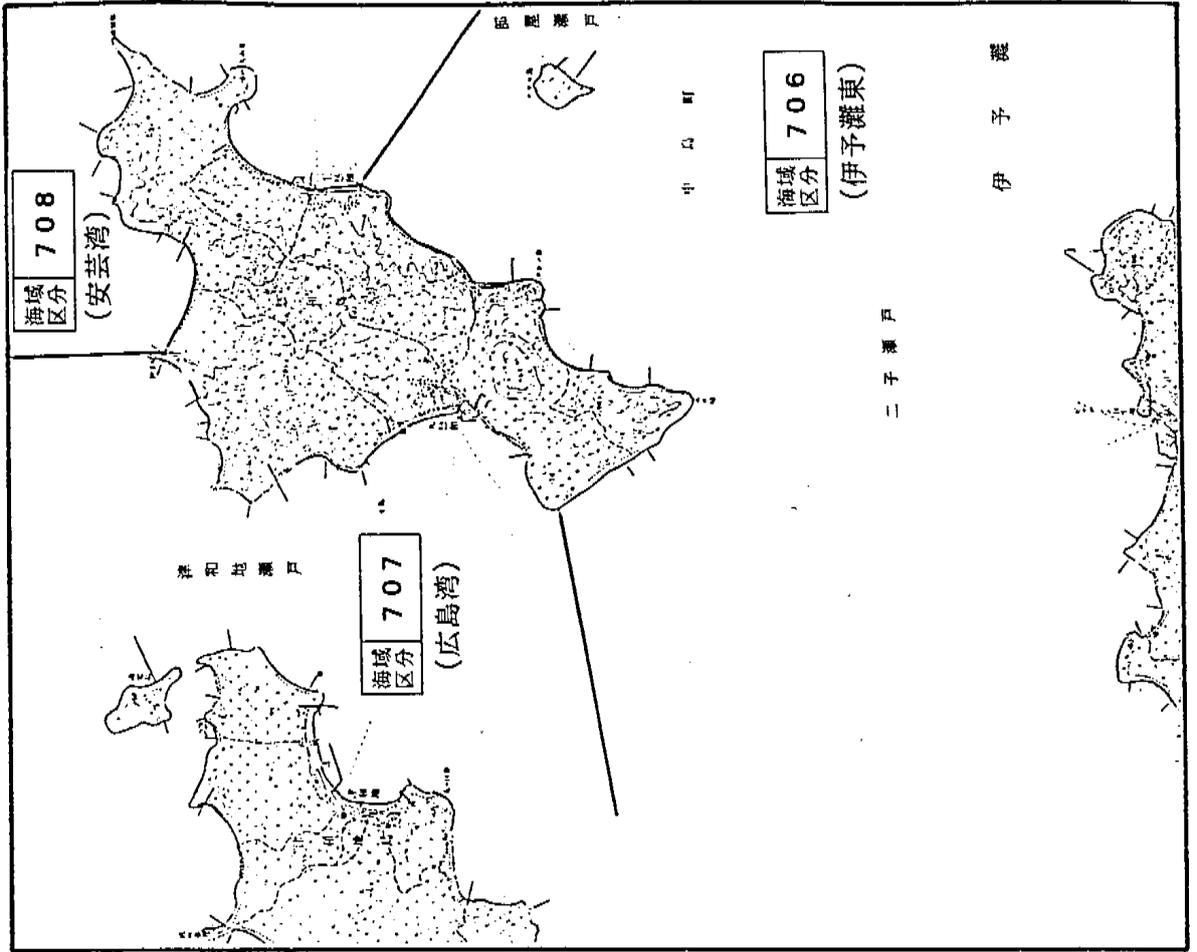
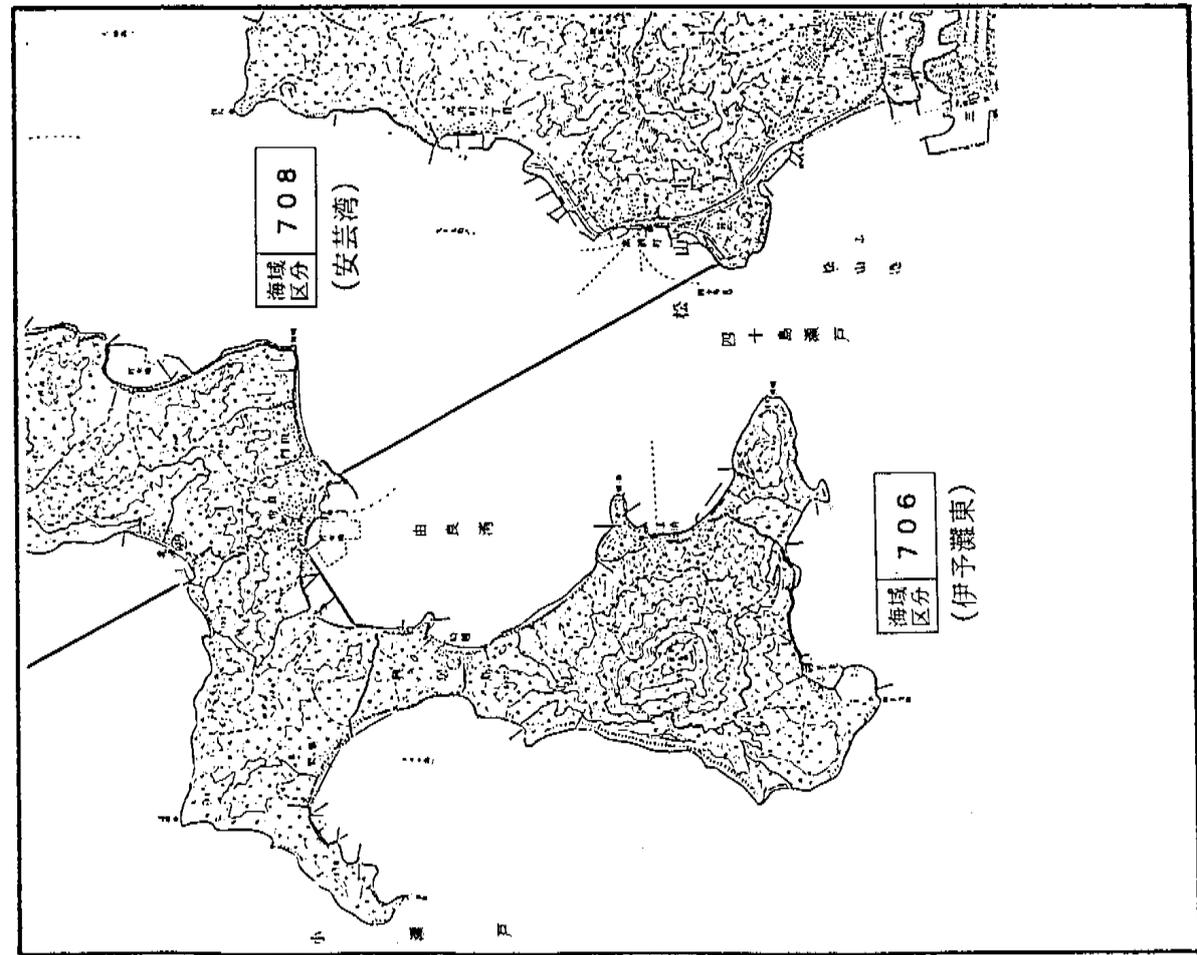
鶴御崎



周防八島

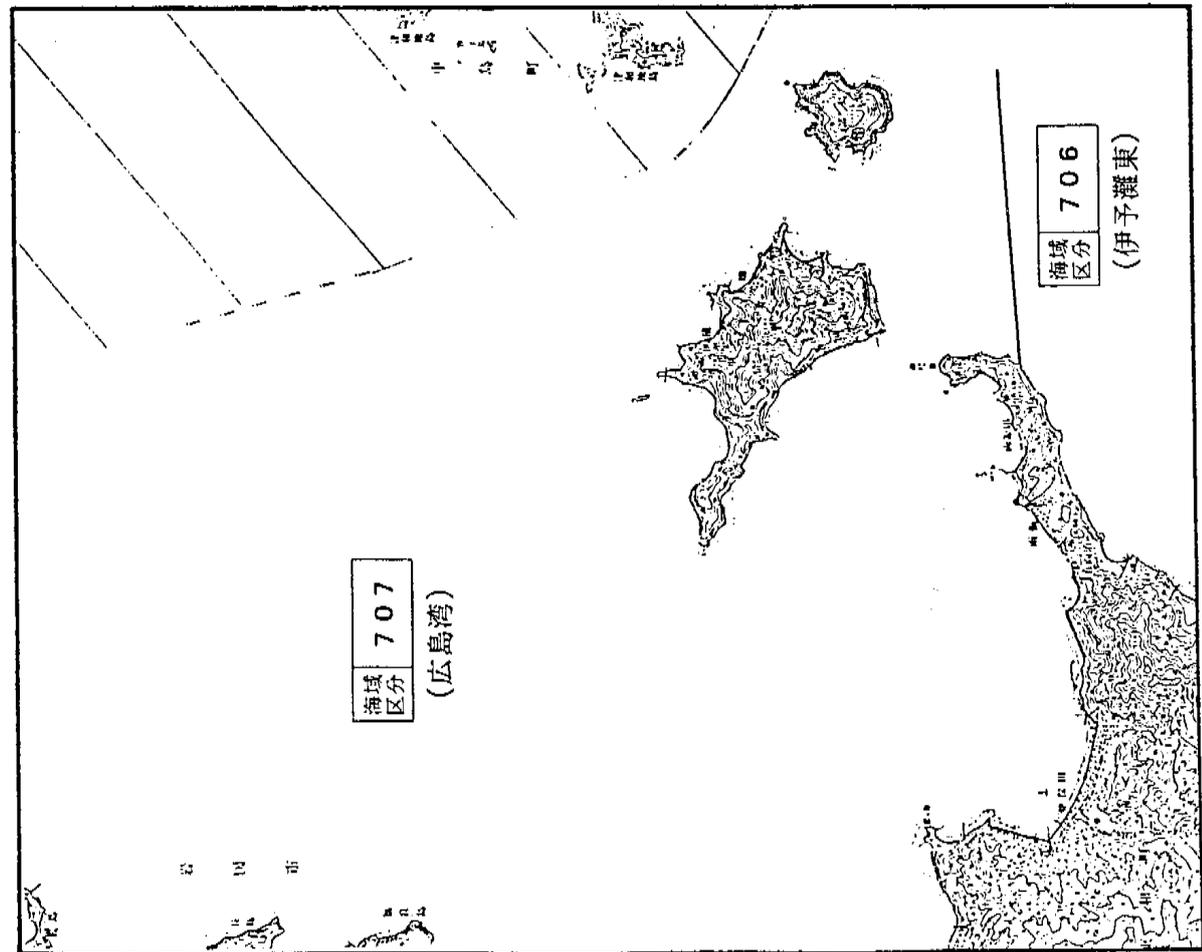


平郡島

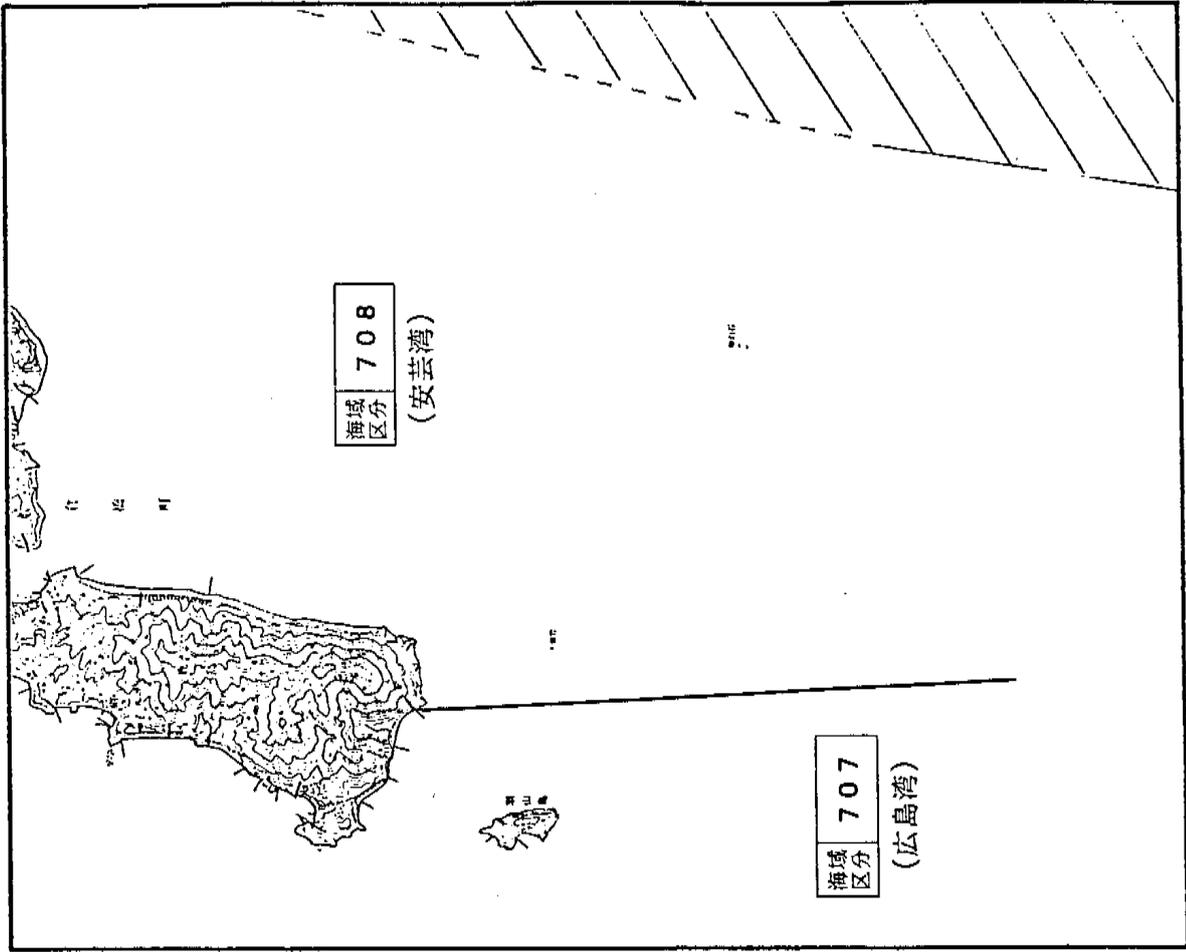


三津浜

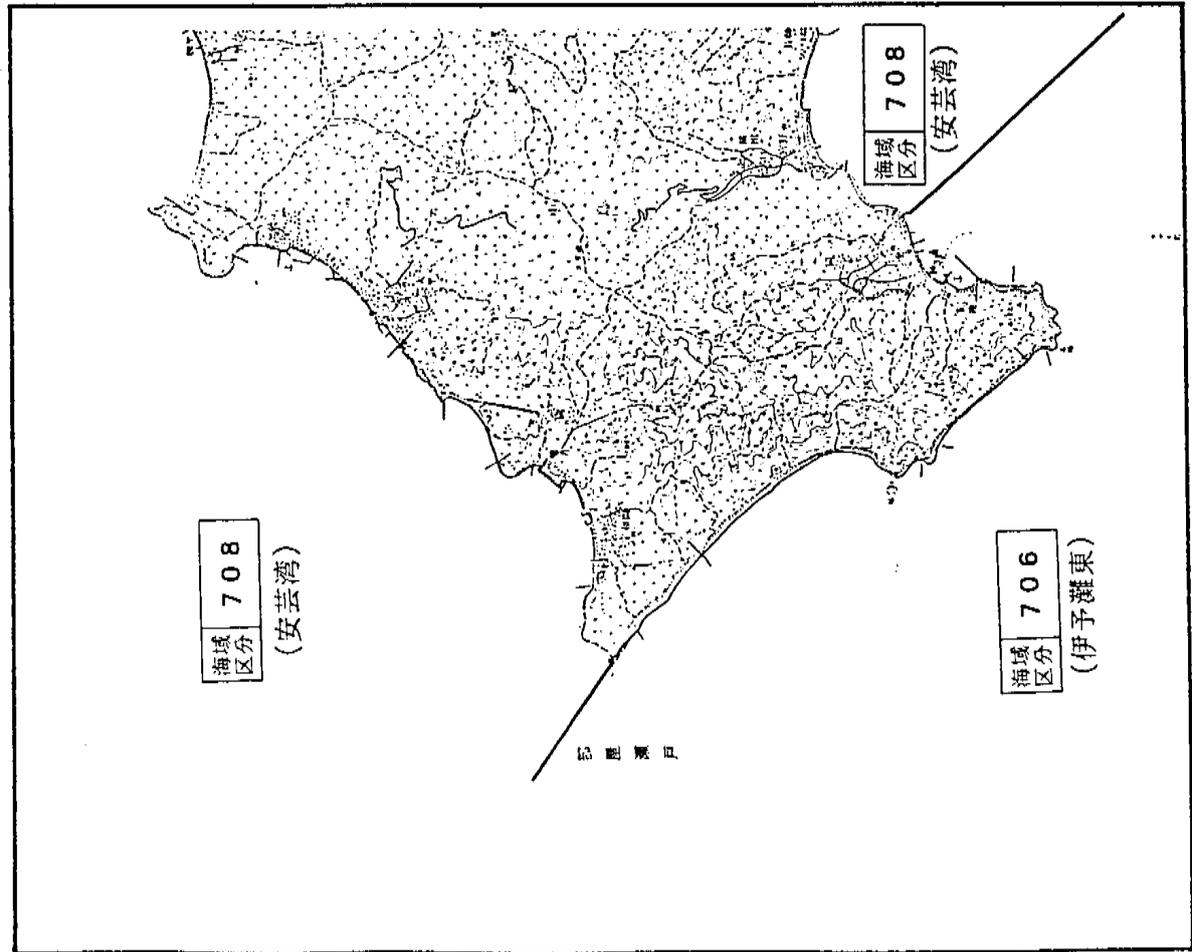
津和地



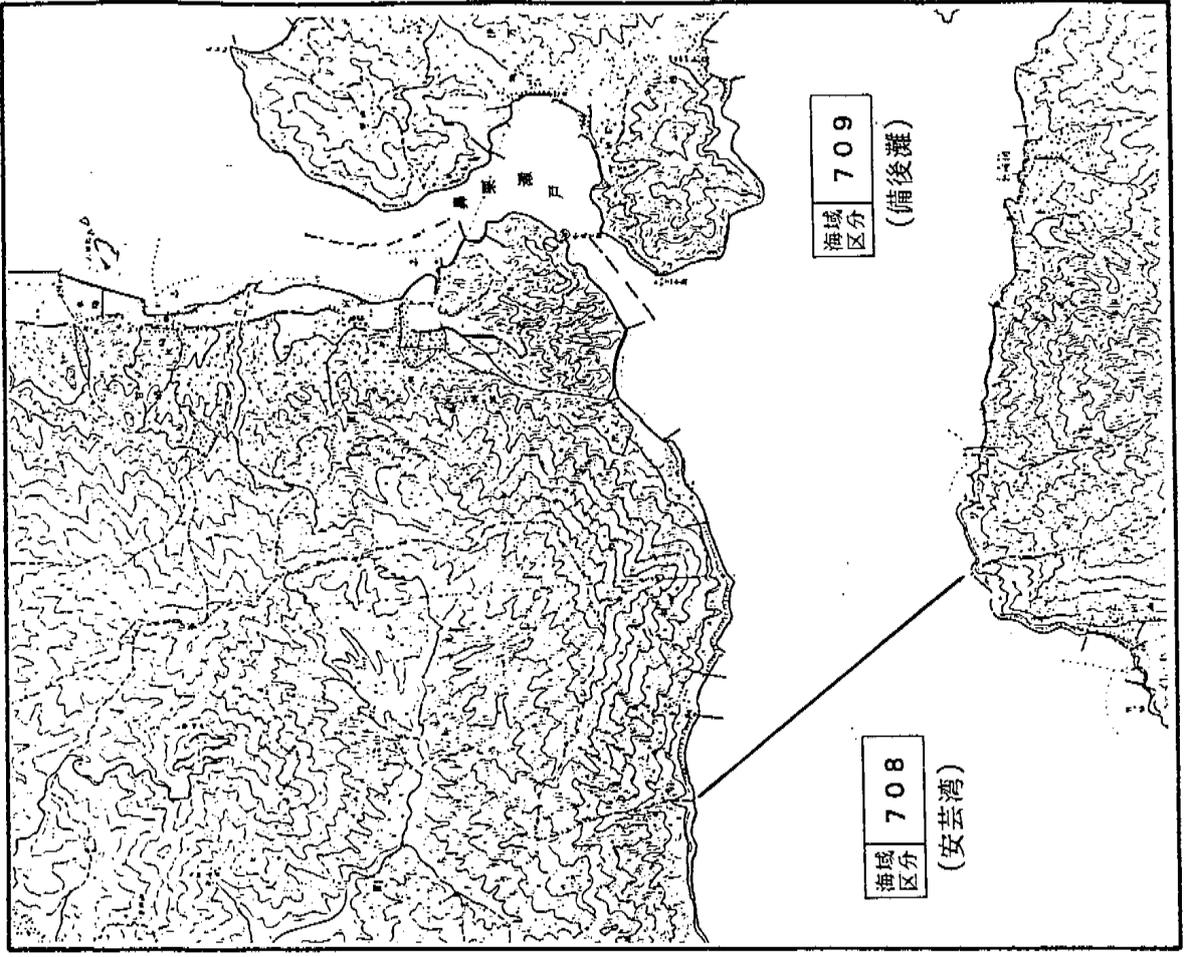
伊保田



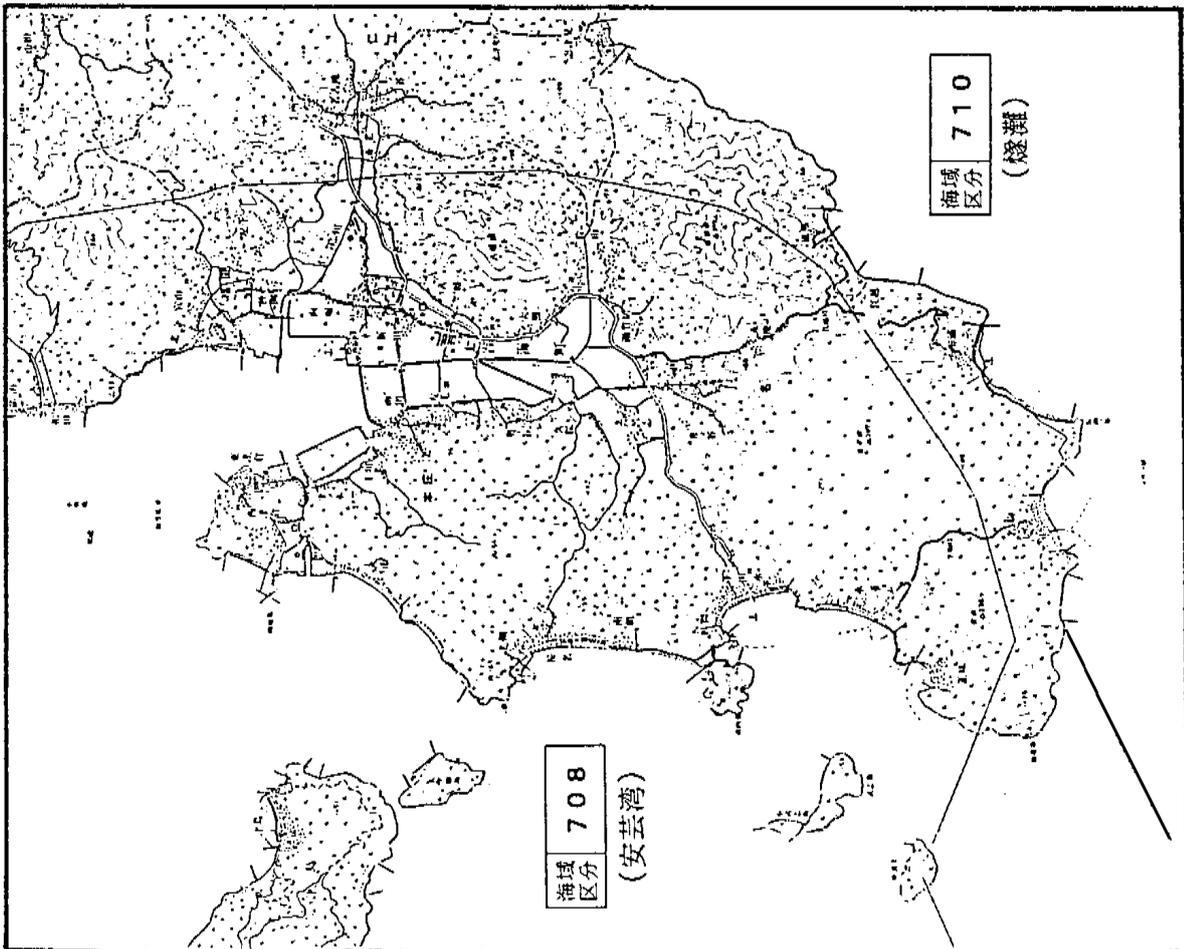
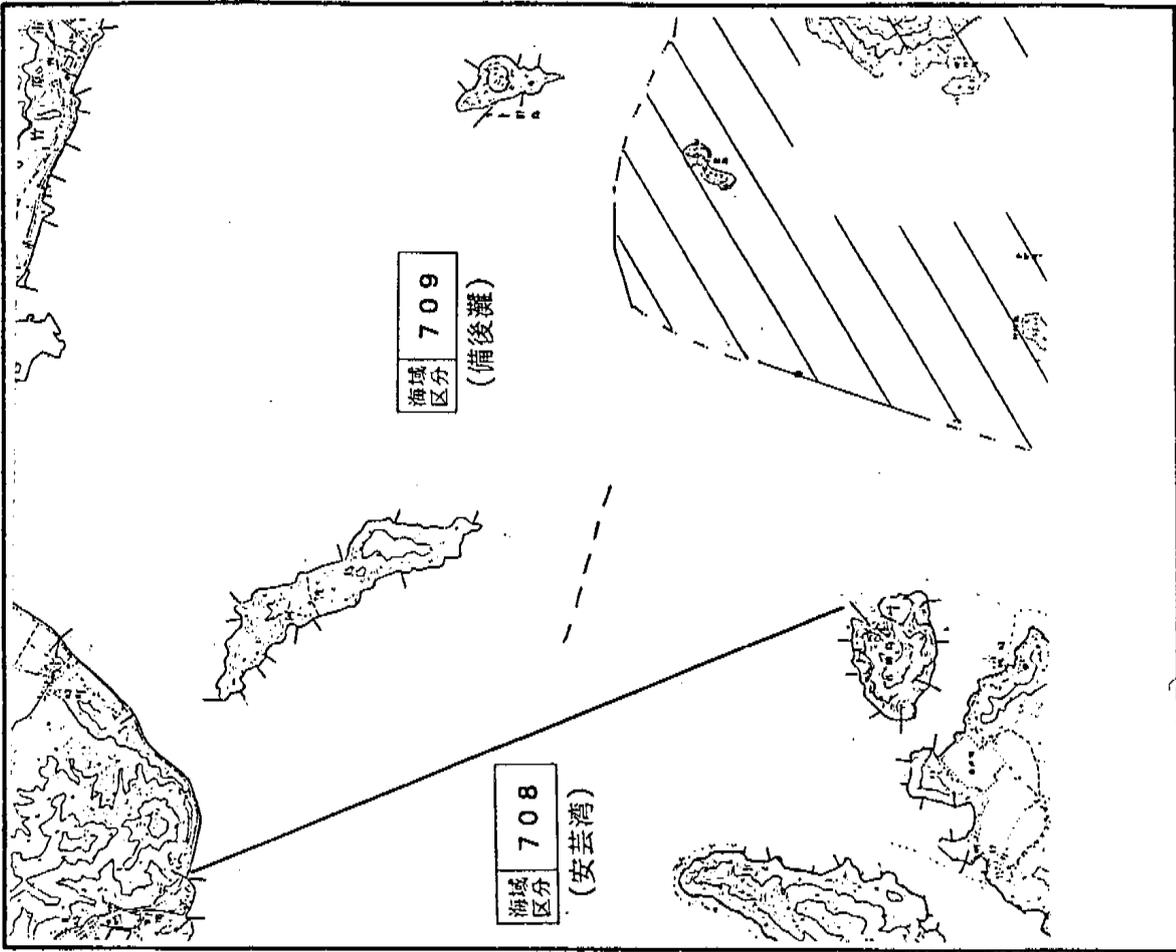
鹿老渡

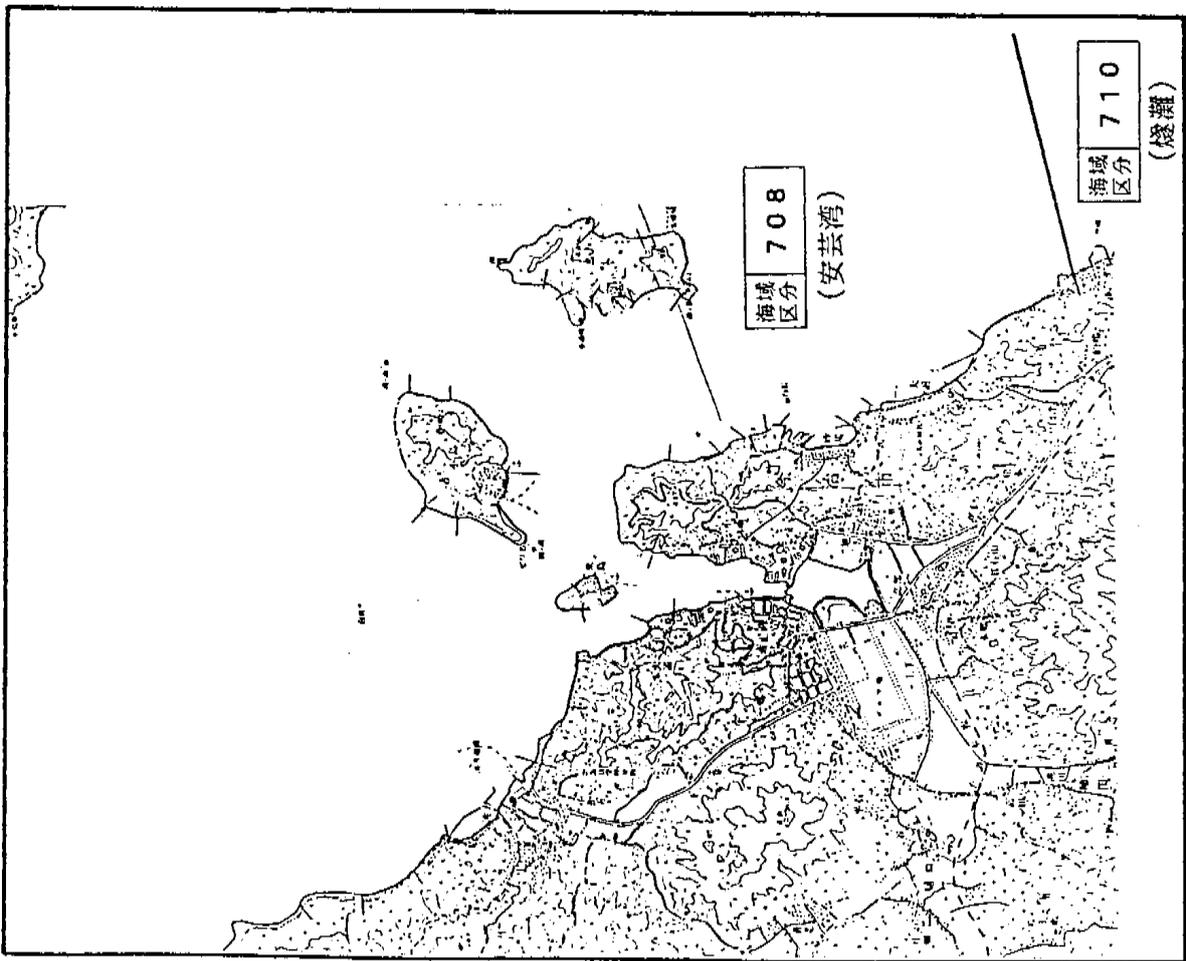


津和地

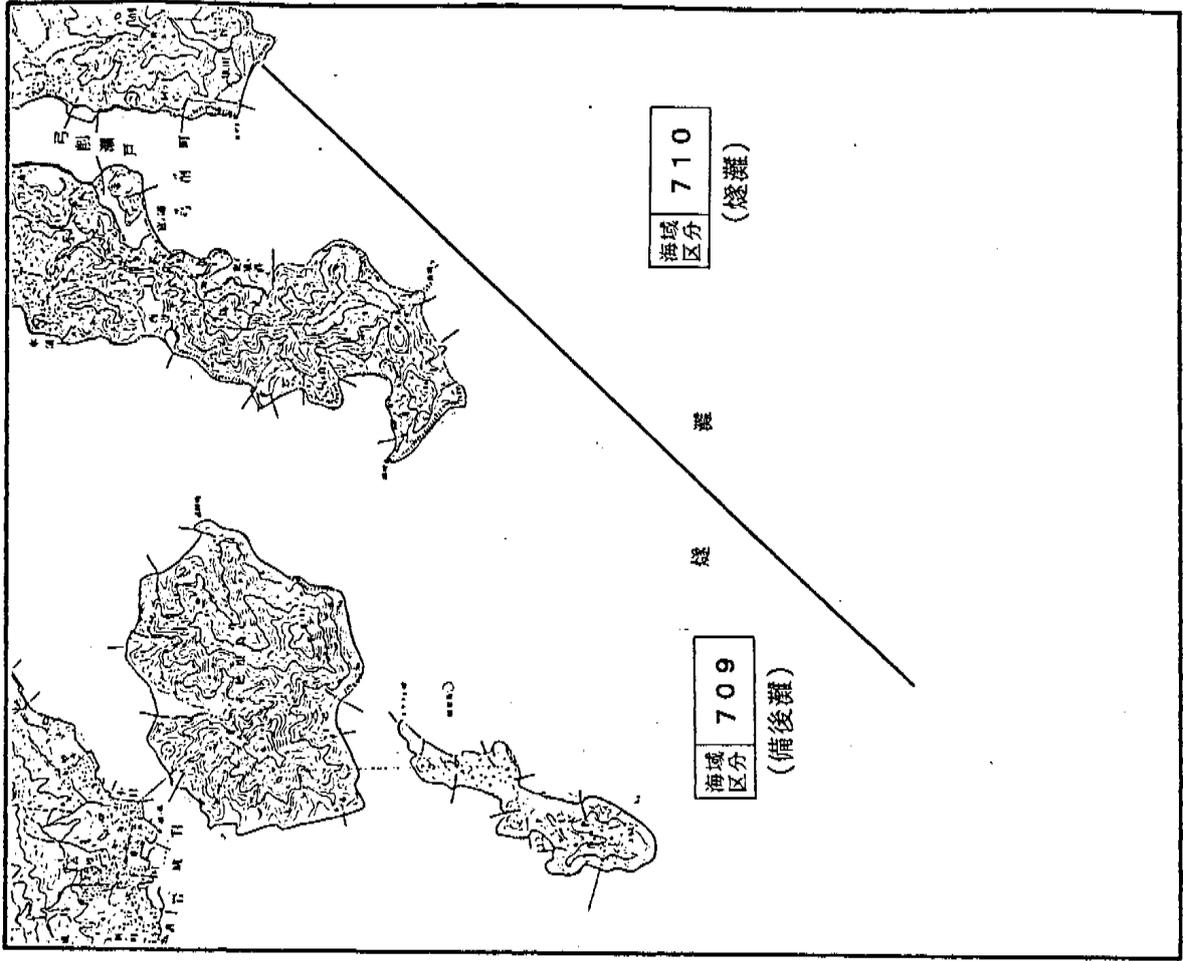


木浦

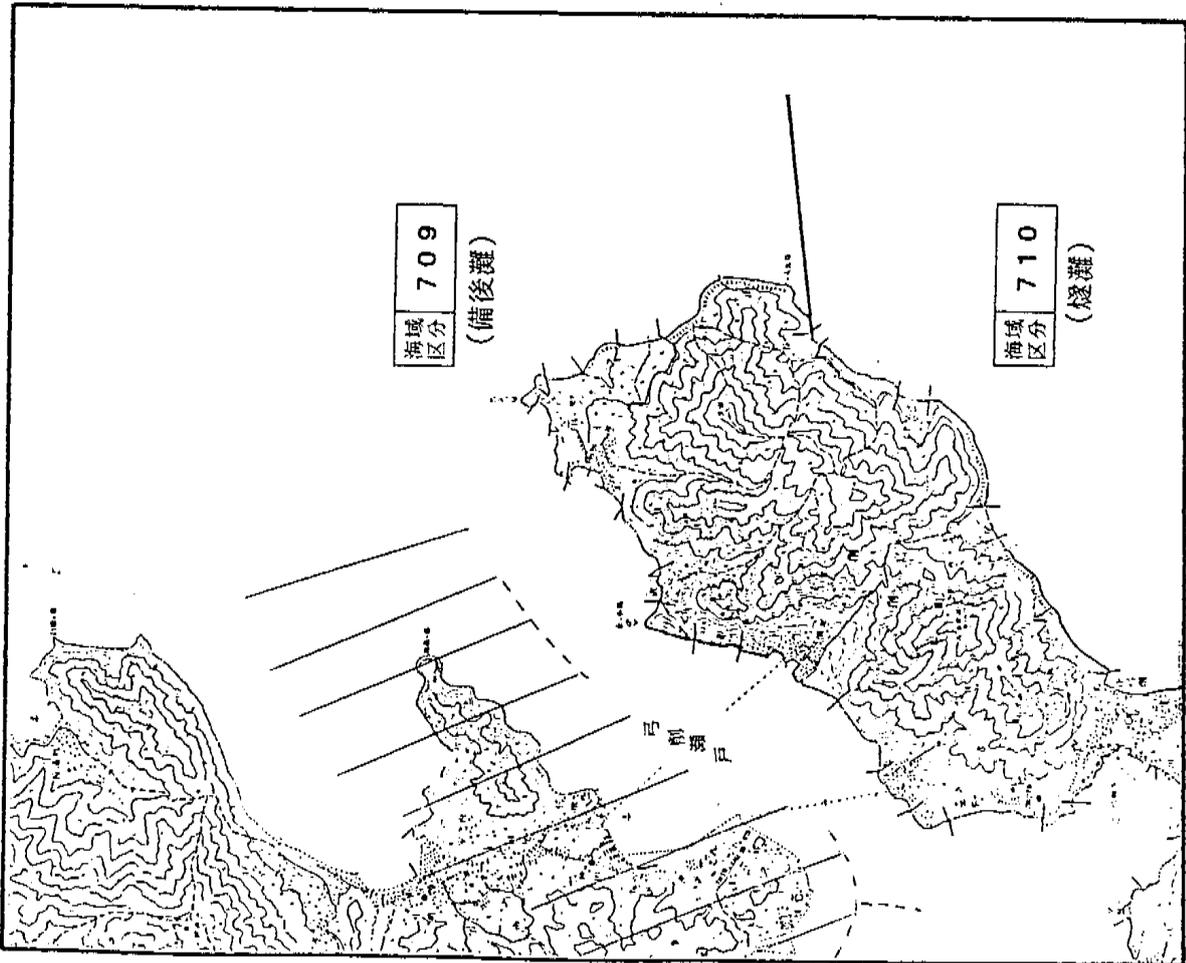
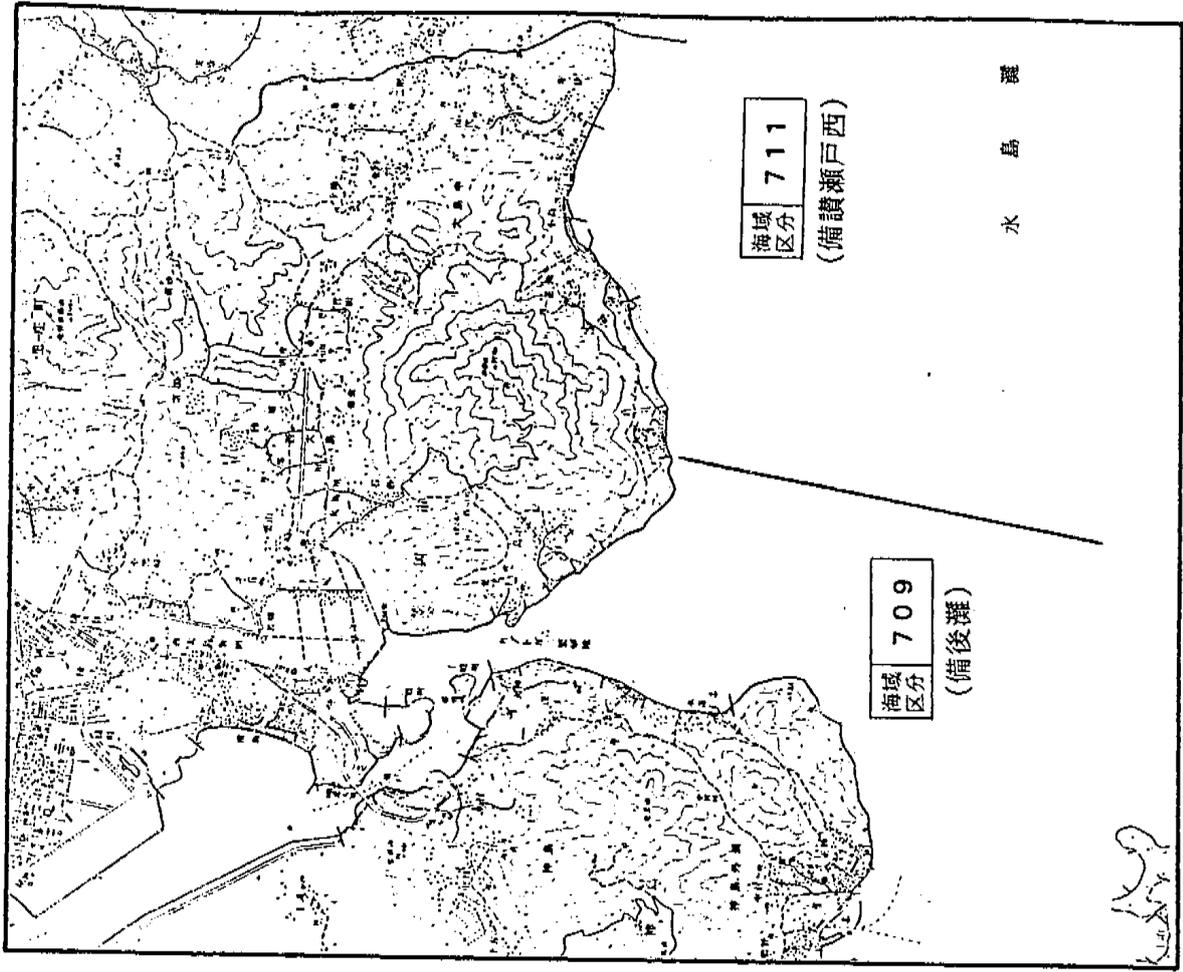


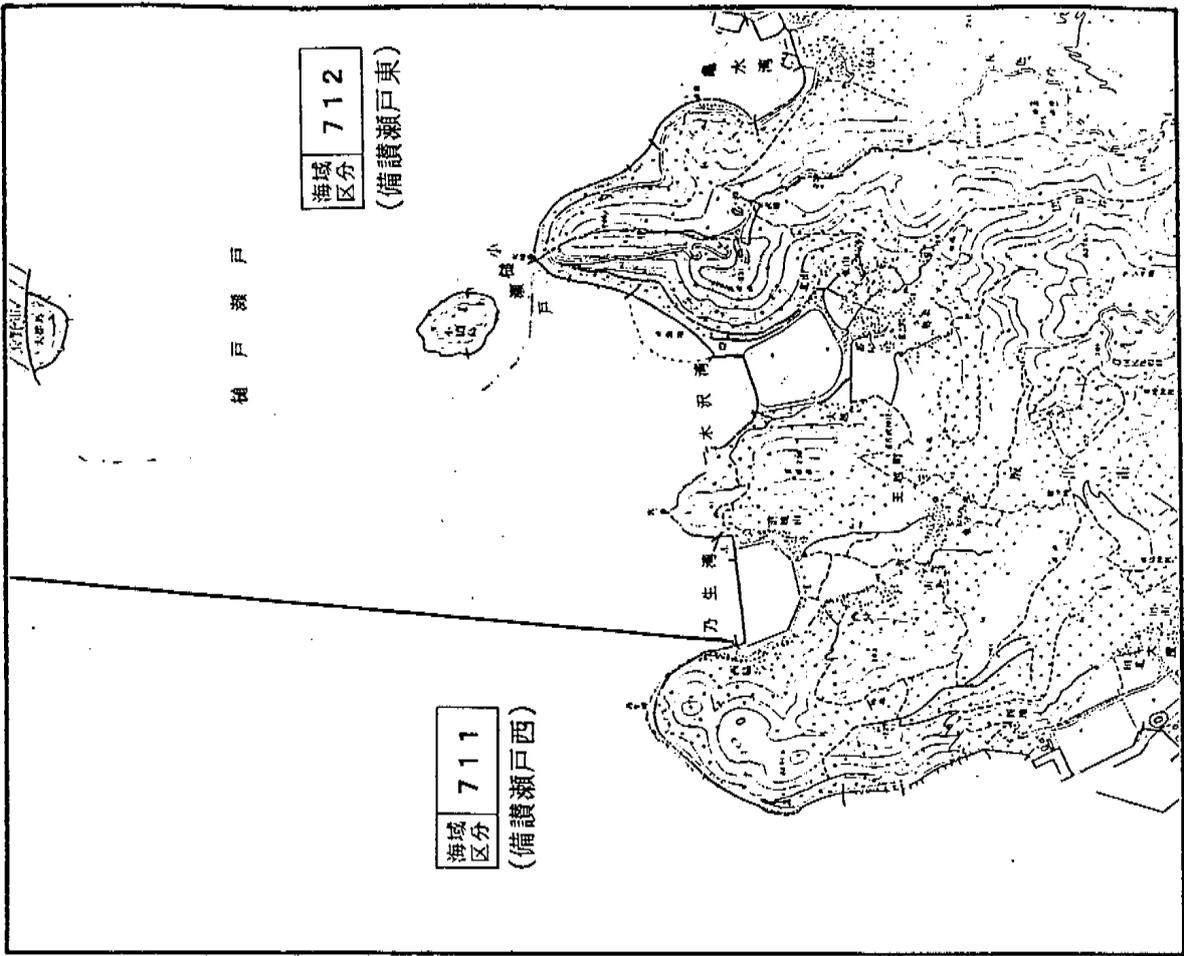


波止浜

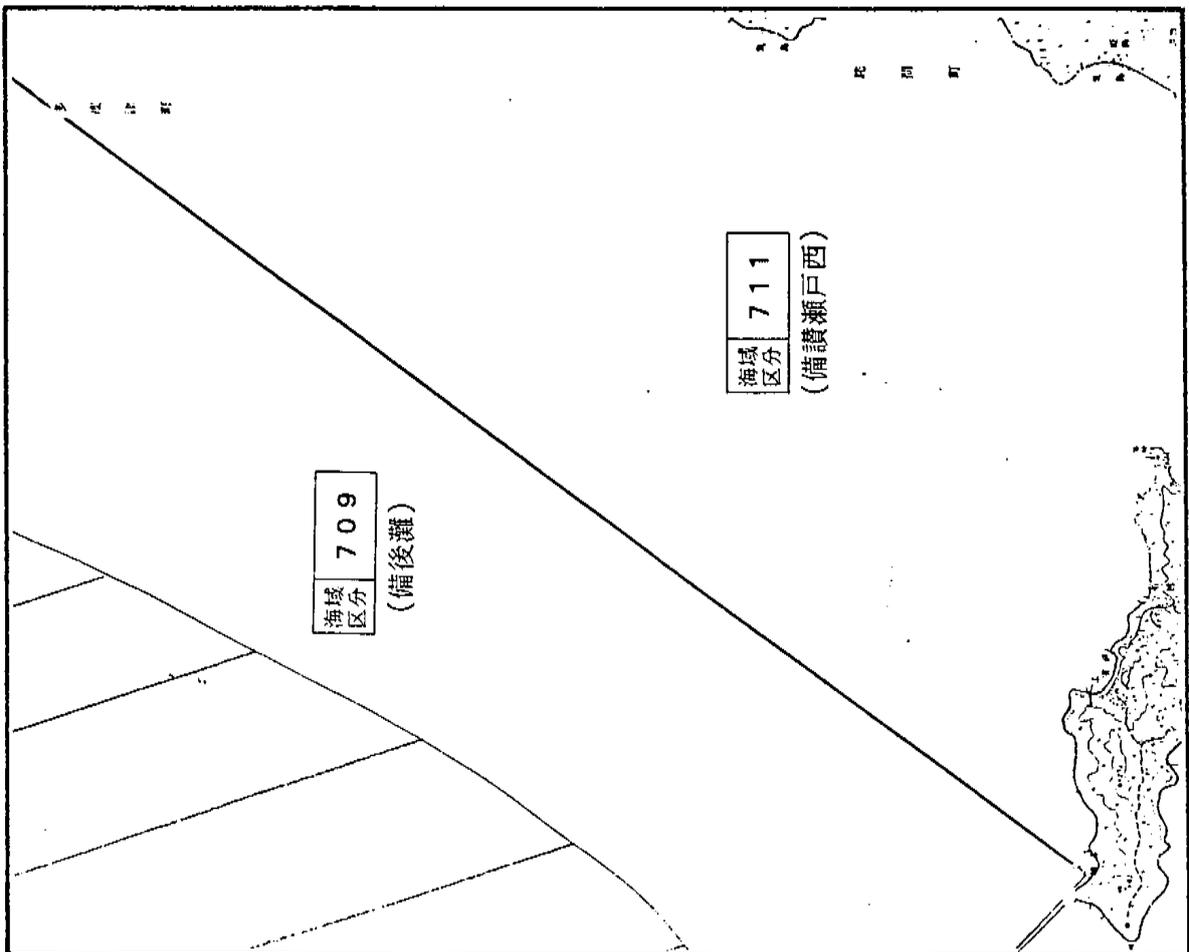


城岩

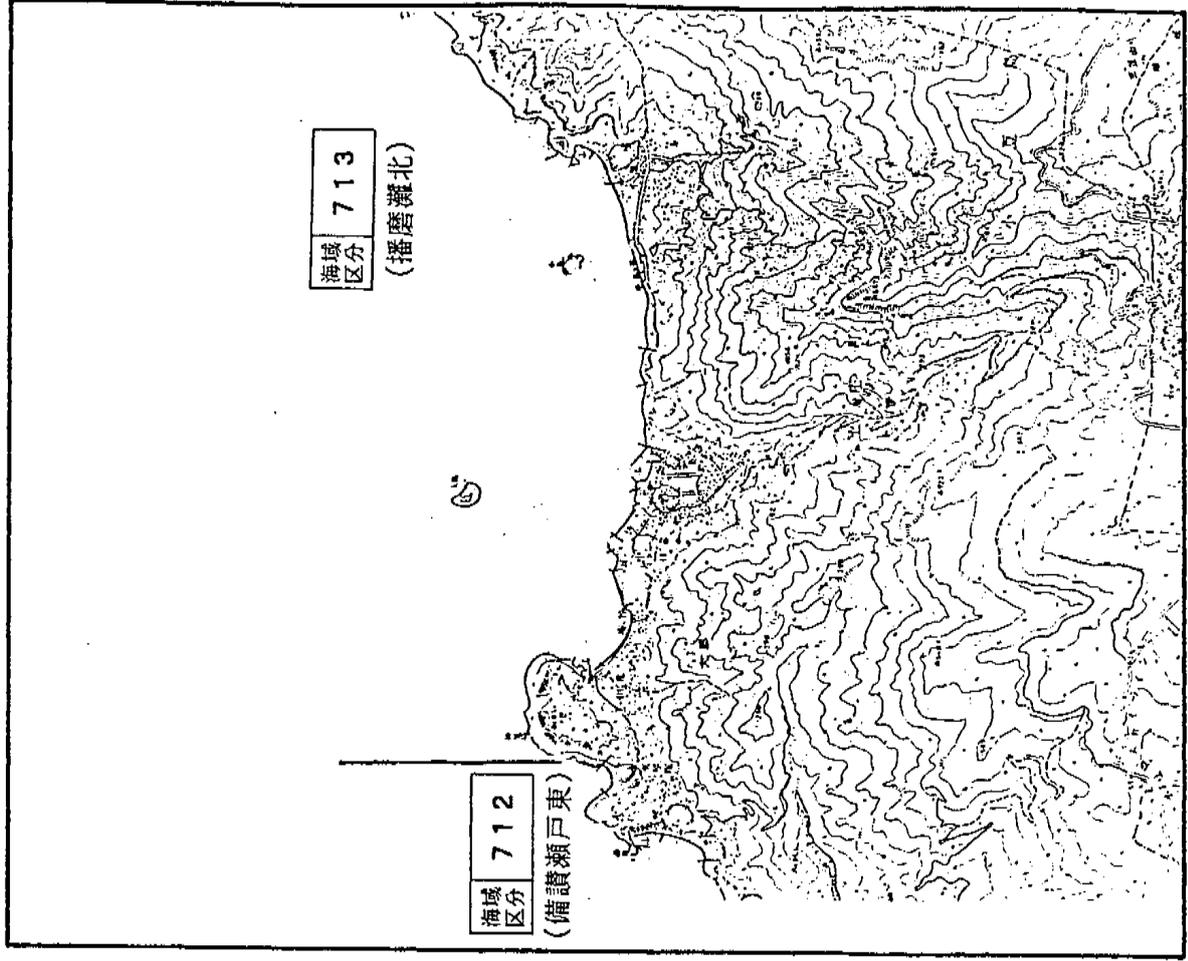
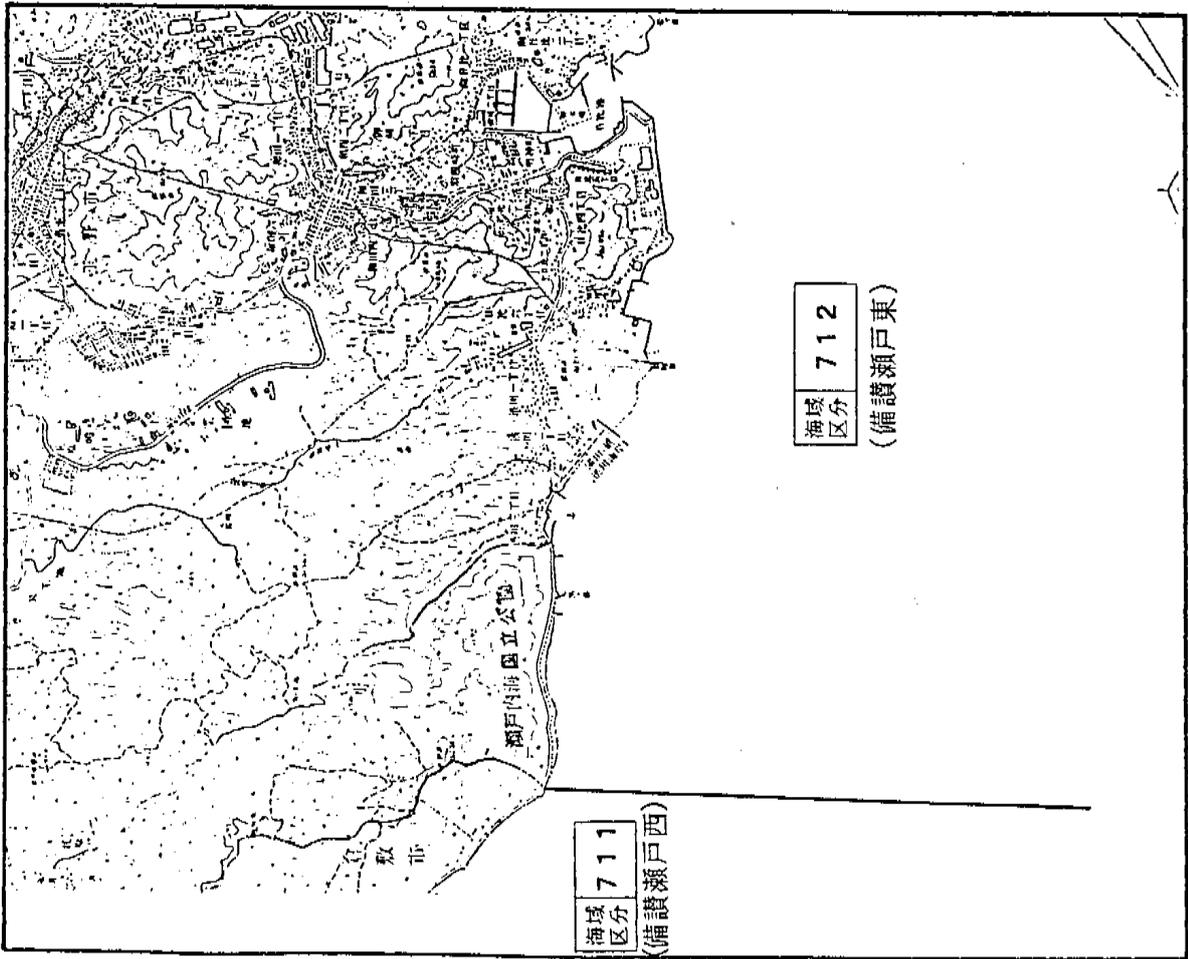


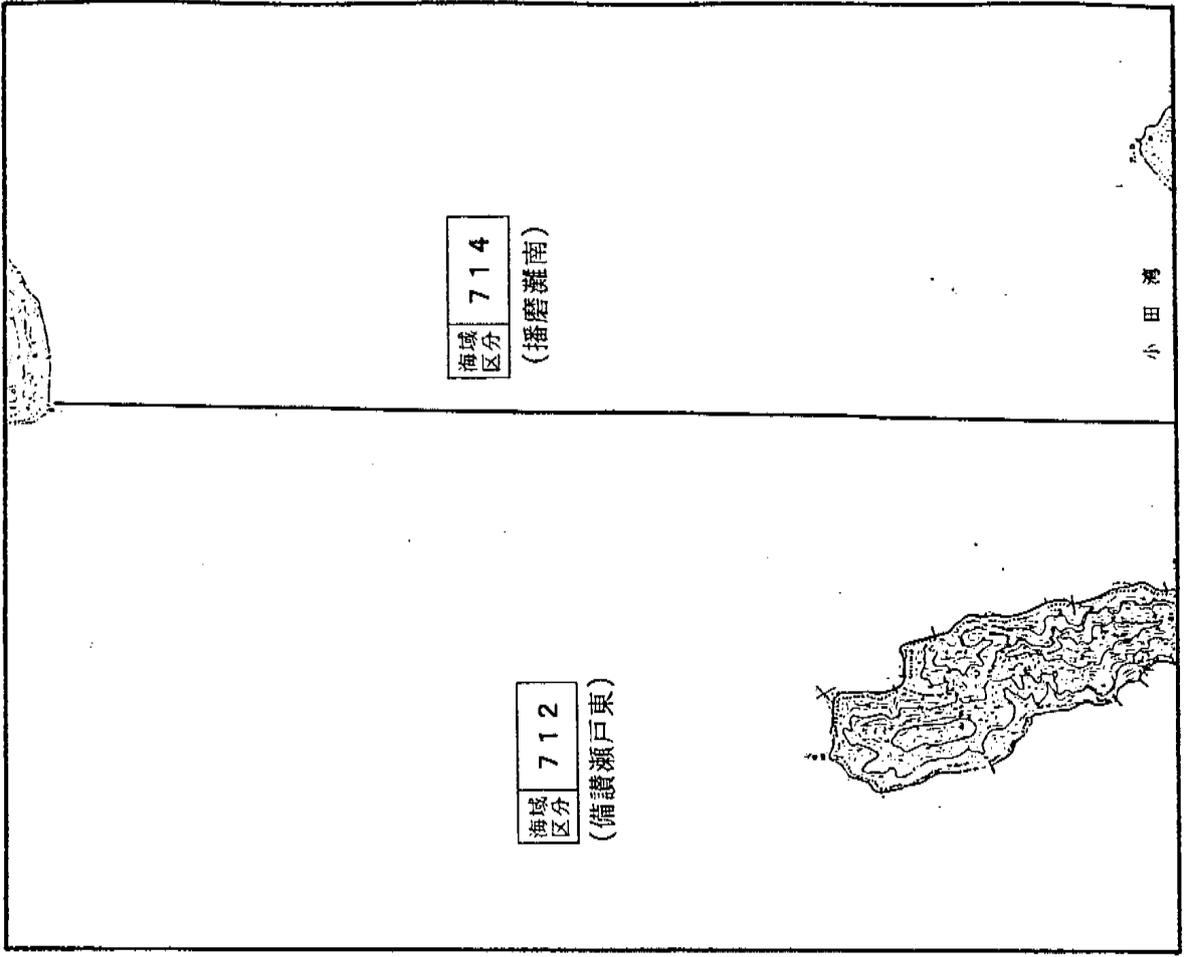
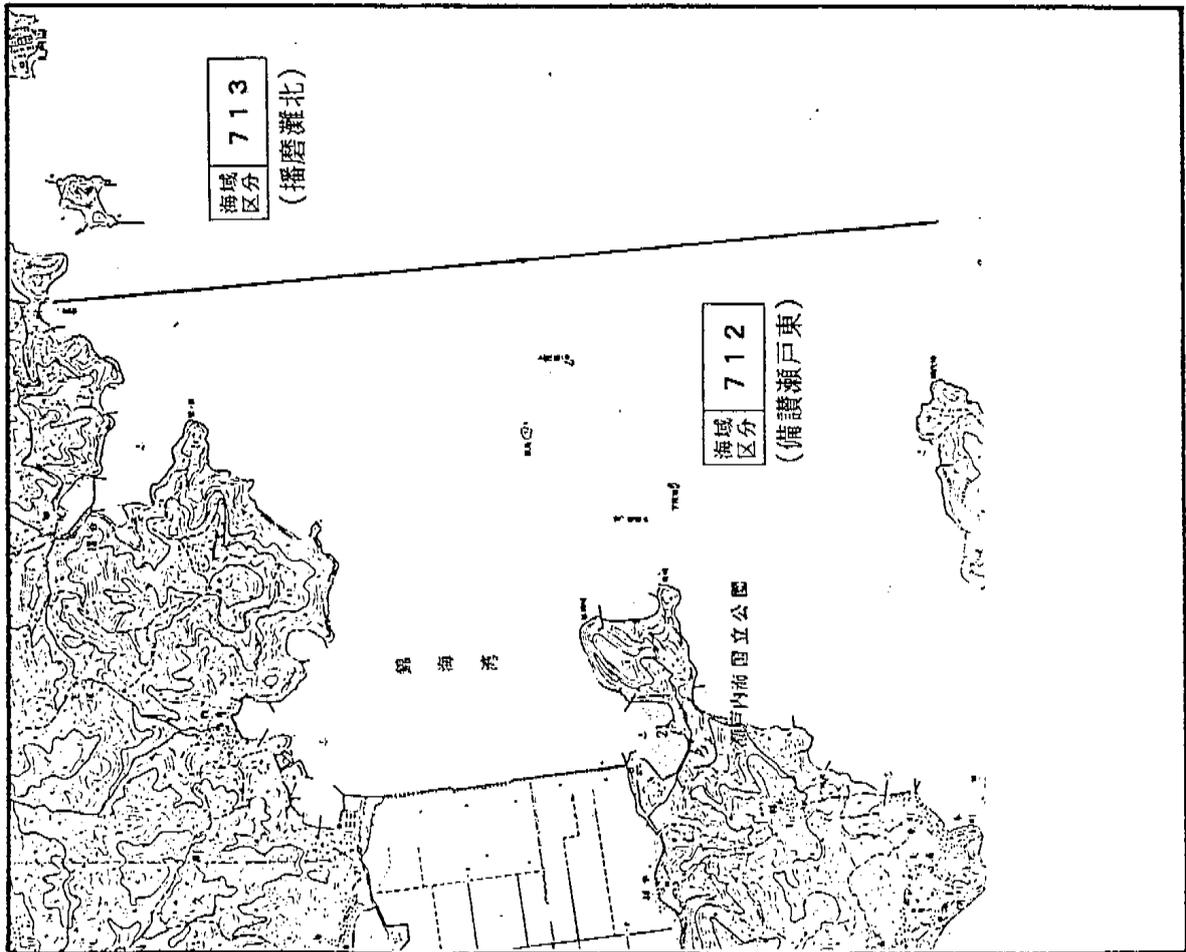


五色台



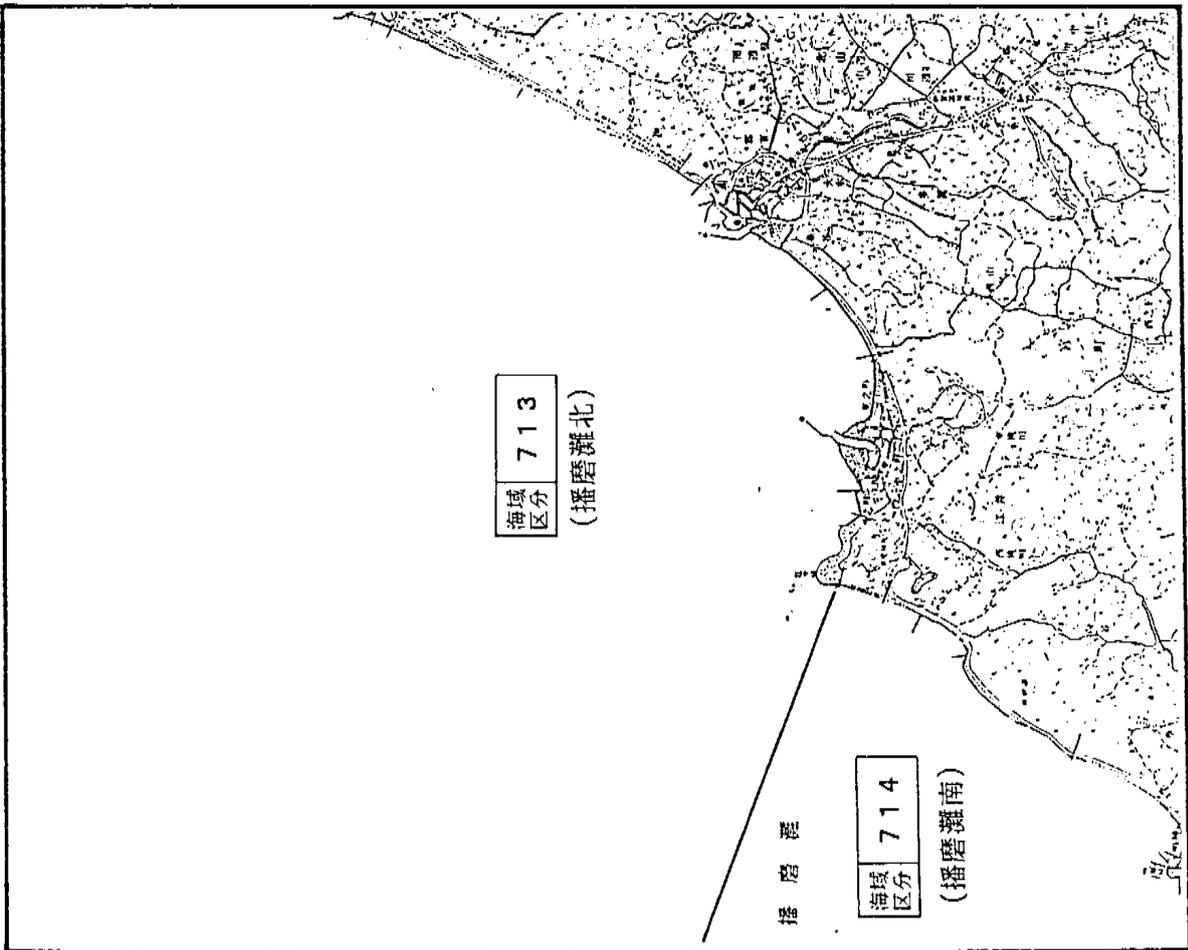
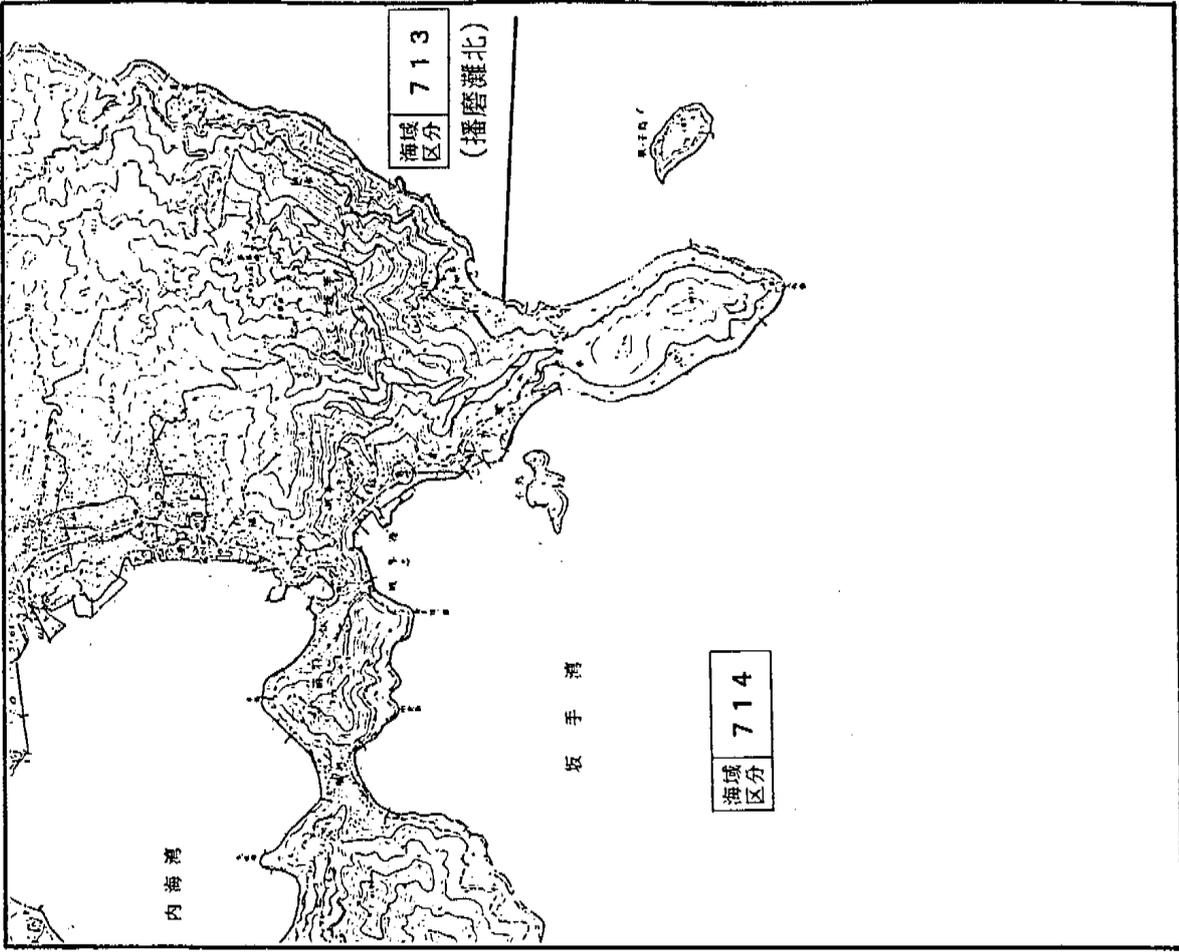
六島

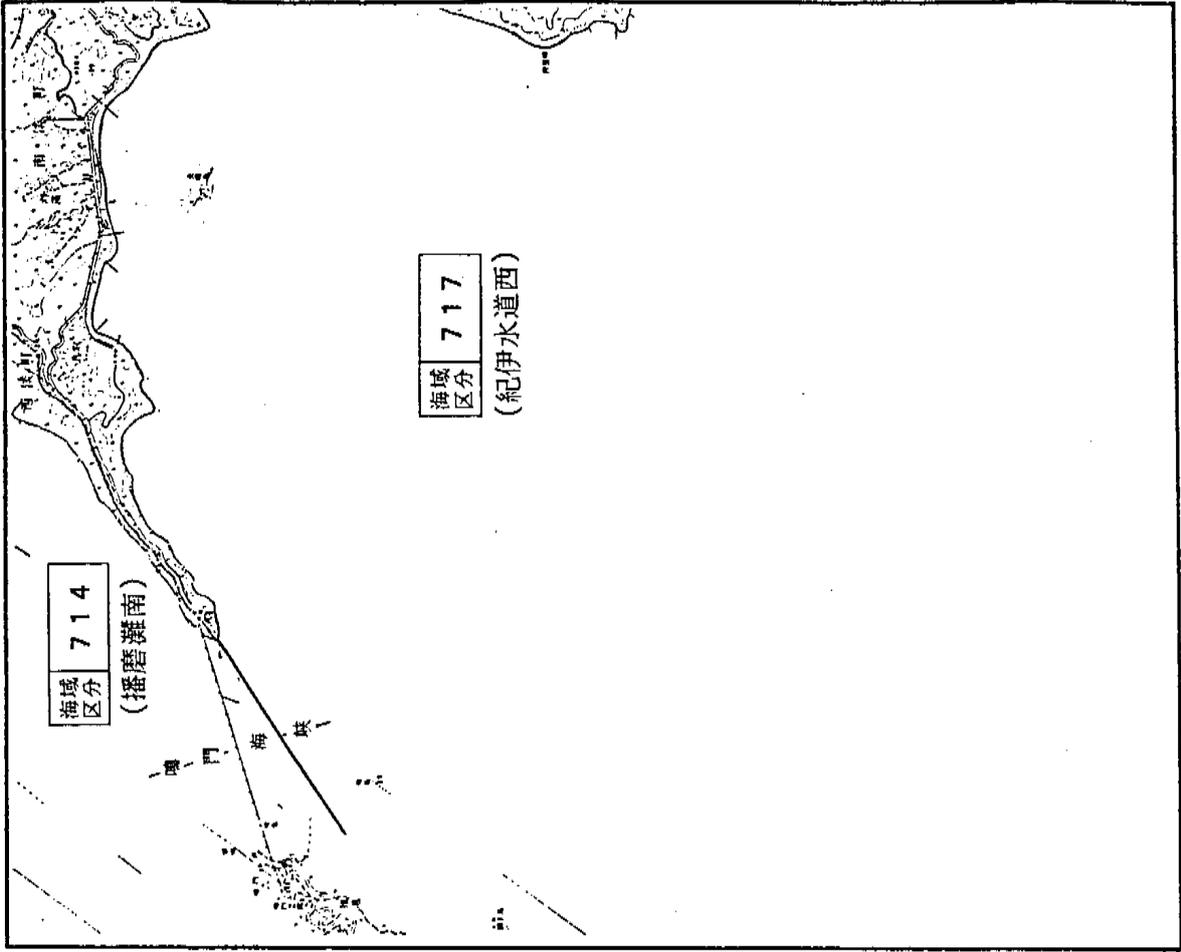




牛 窓

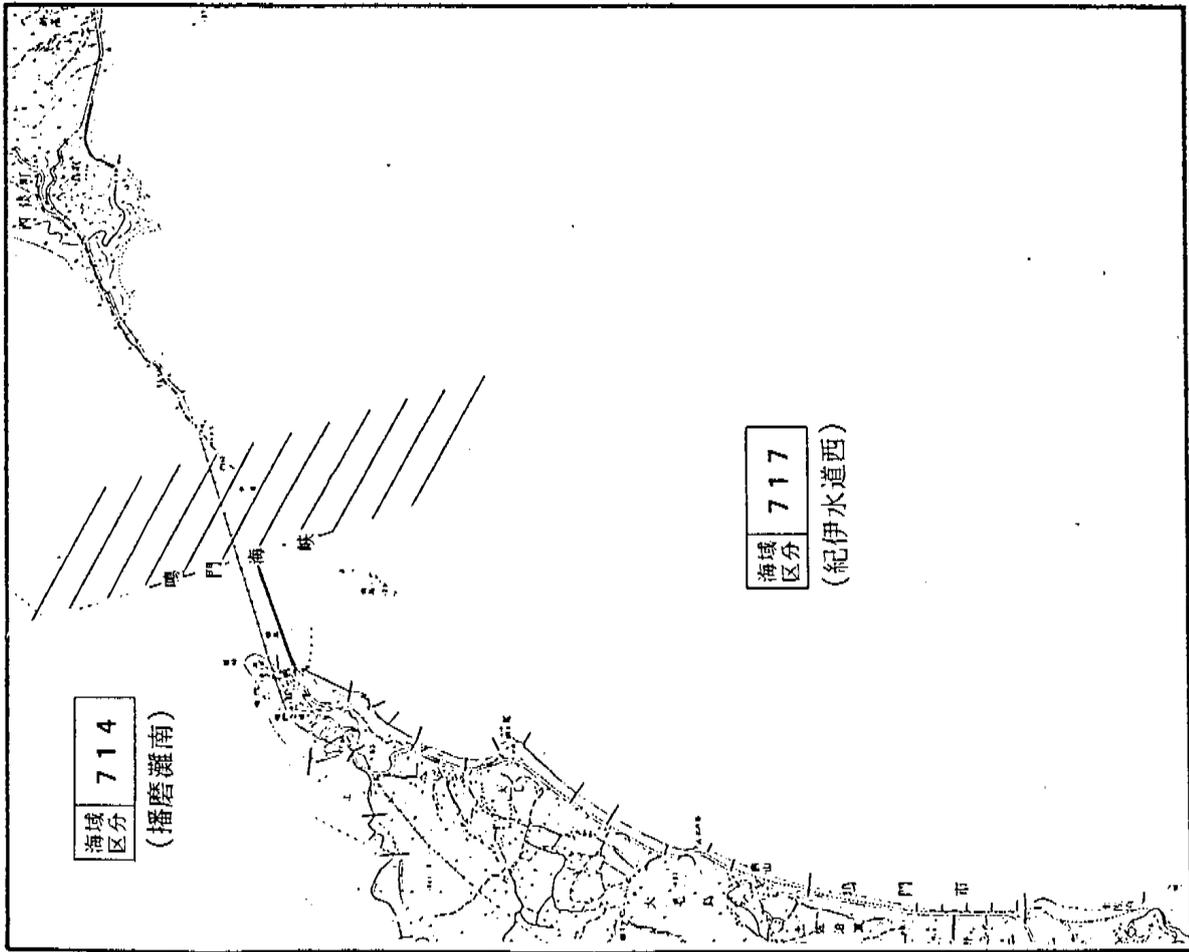
五 剣 山



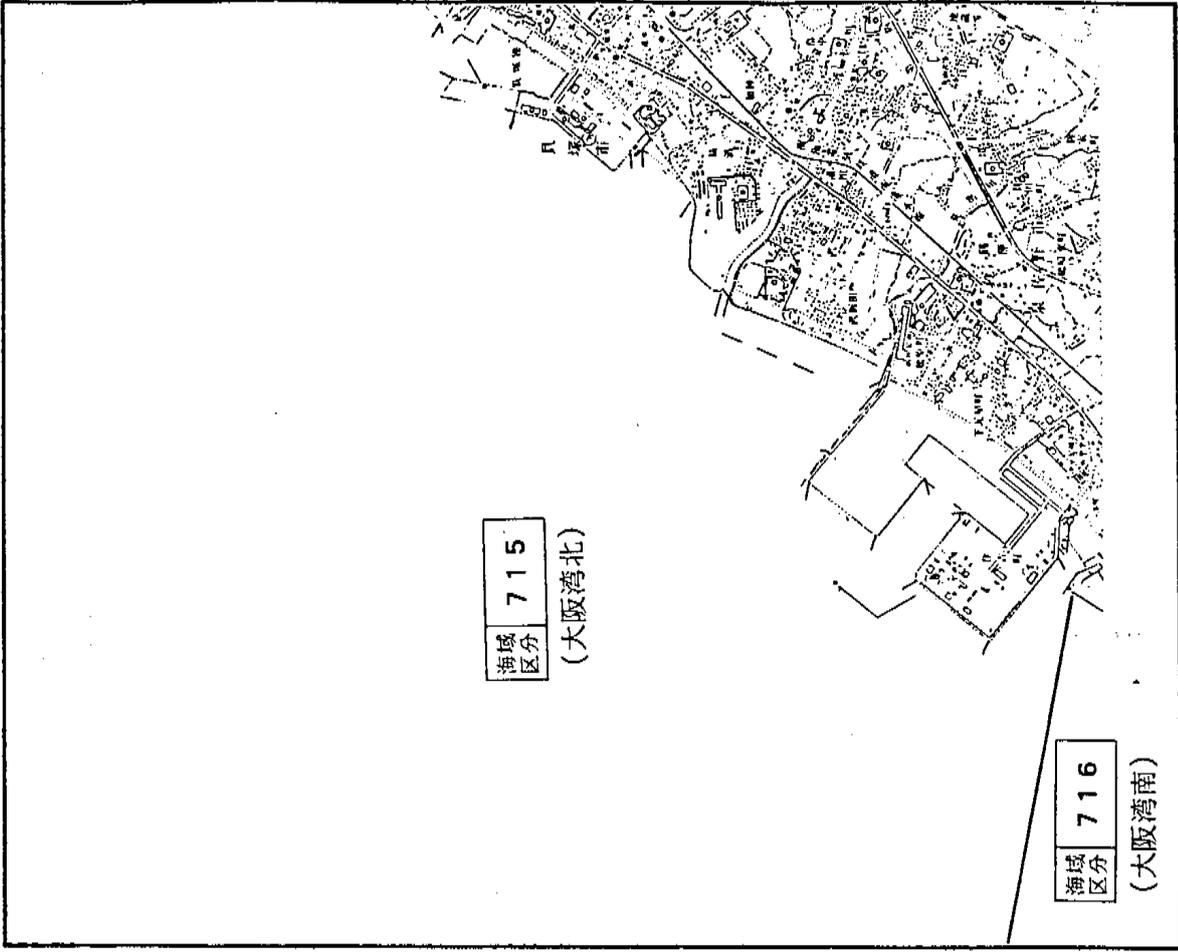


須 磨

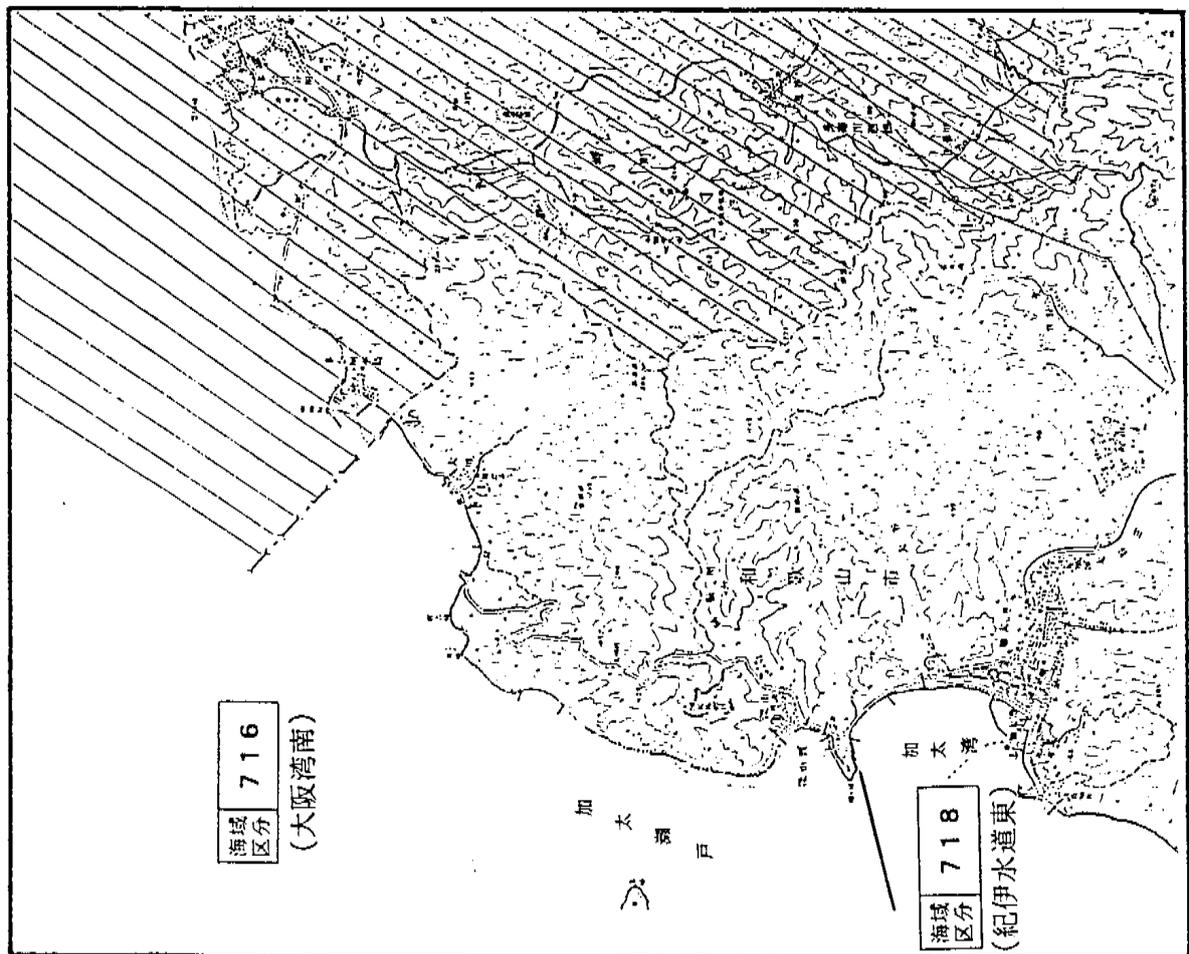
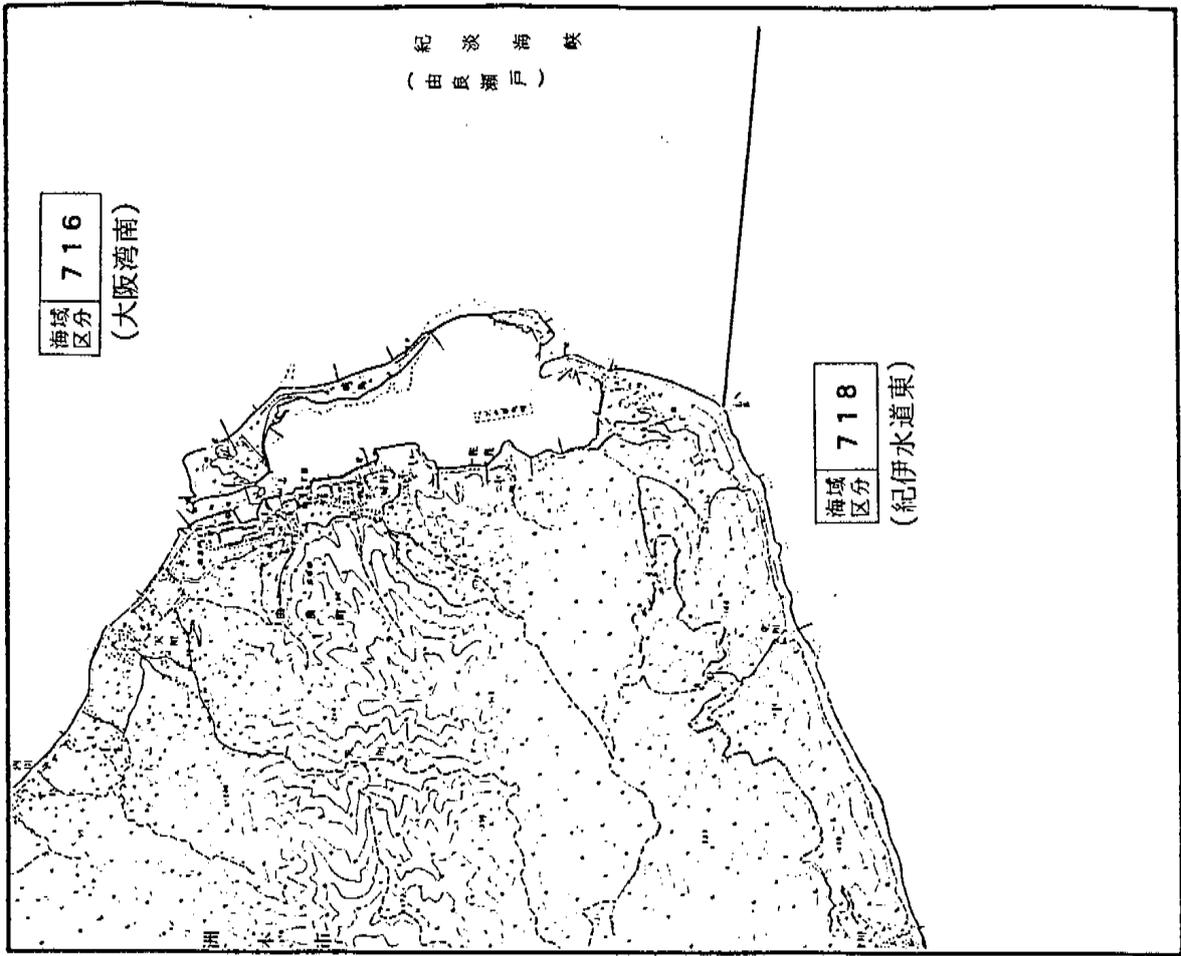
鳴 門 海 峽



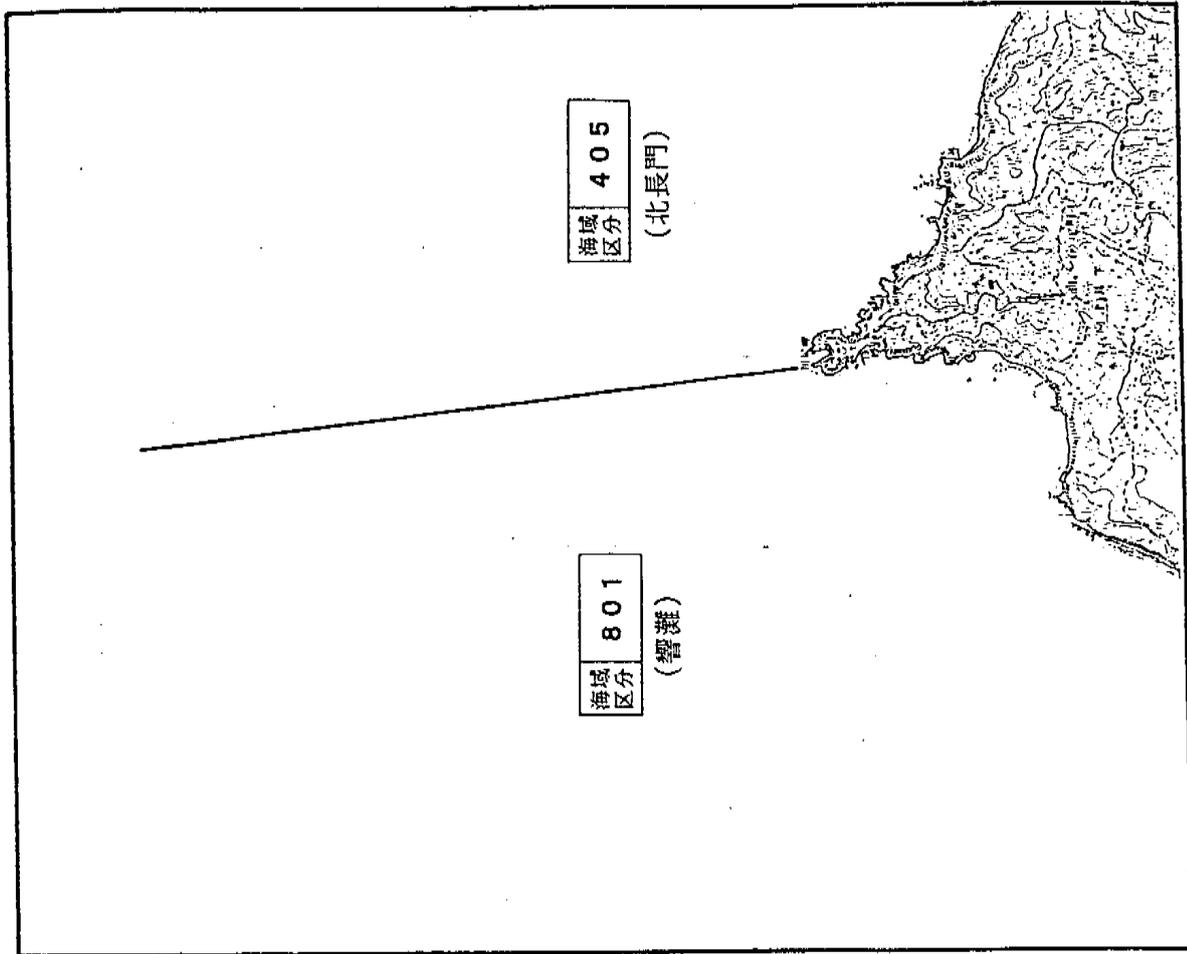
鳴門海峡



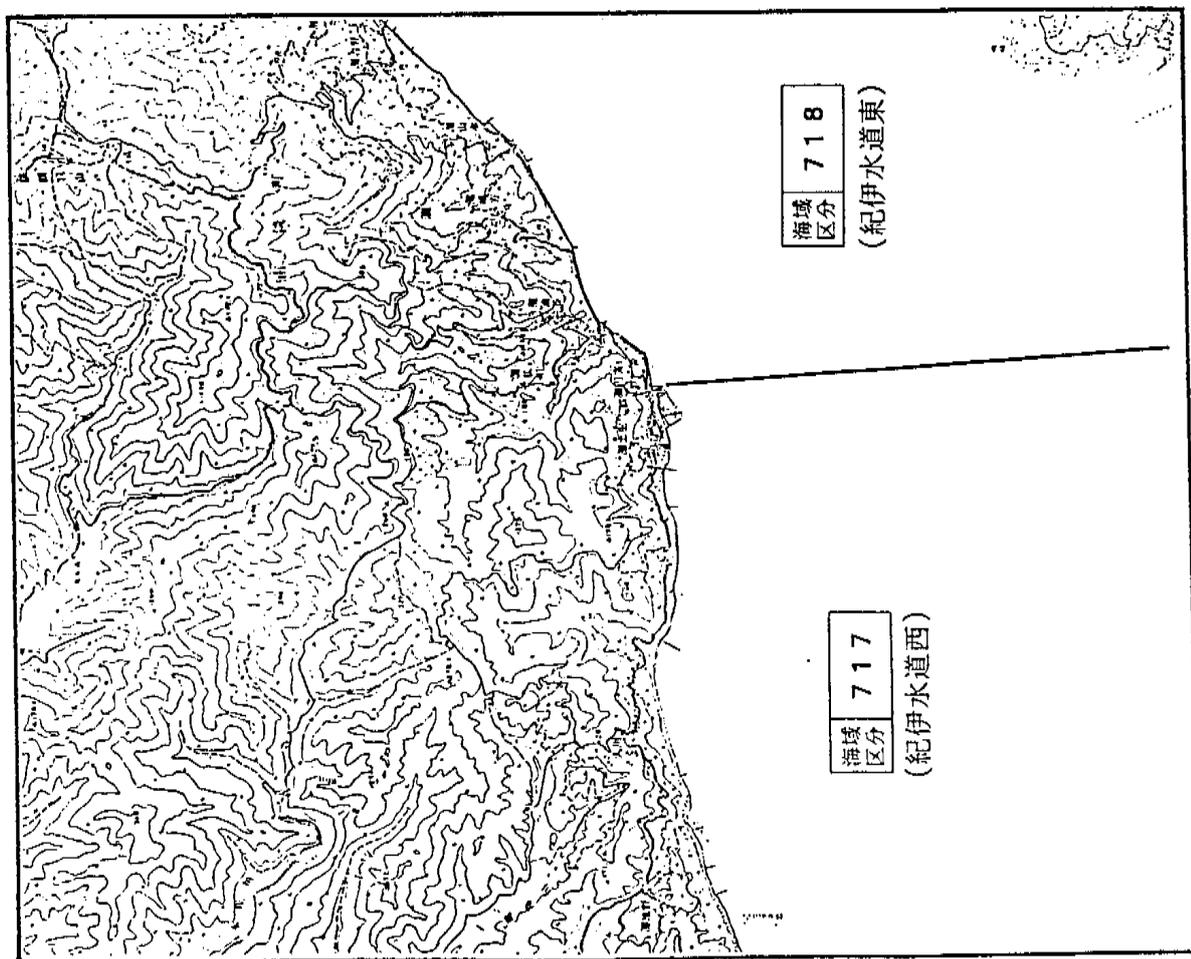
岸和田西部



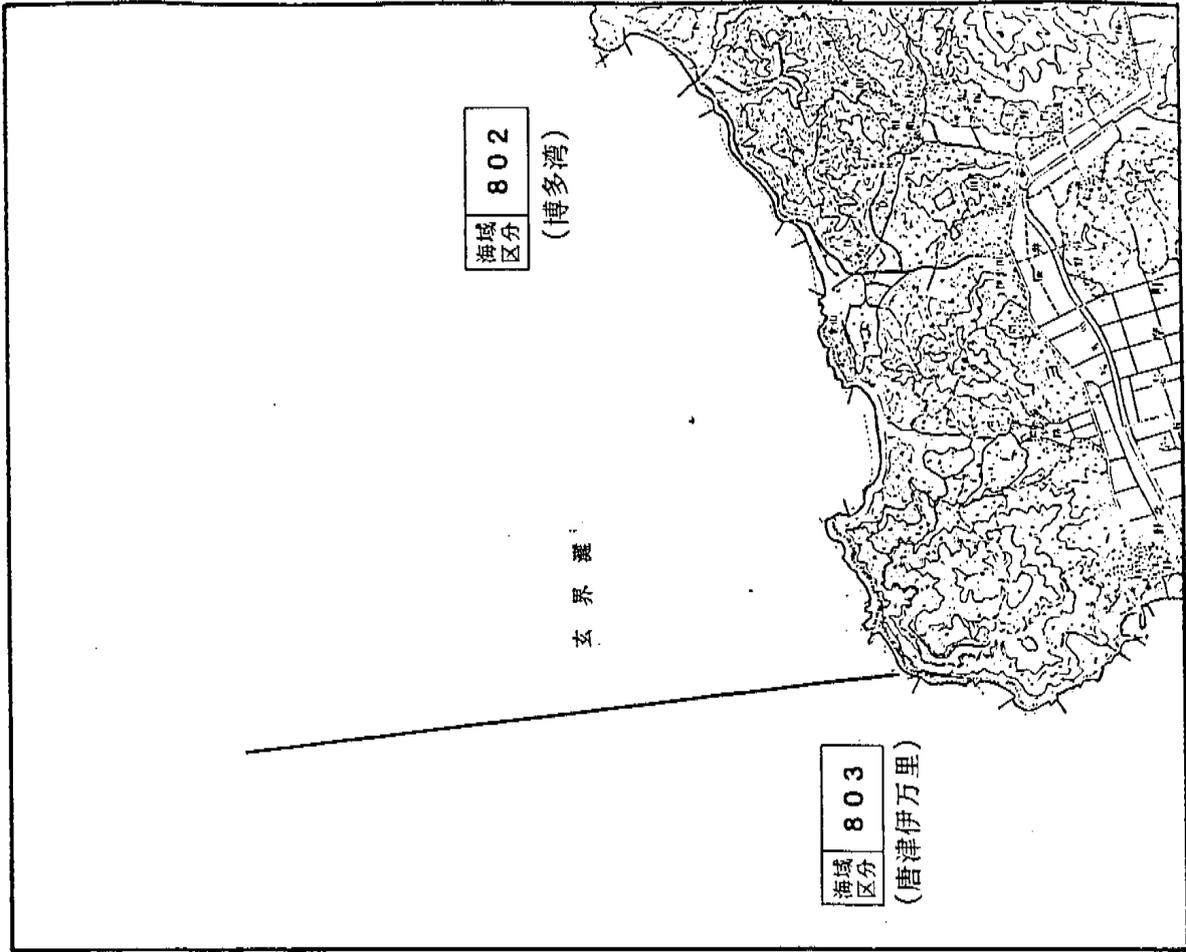
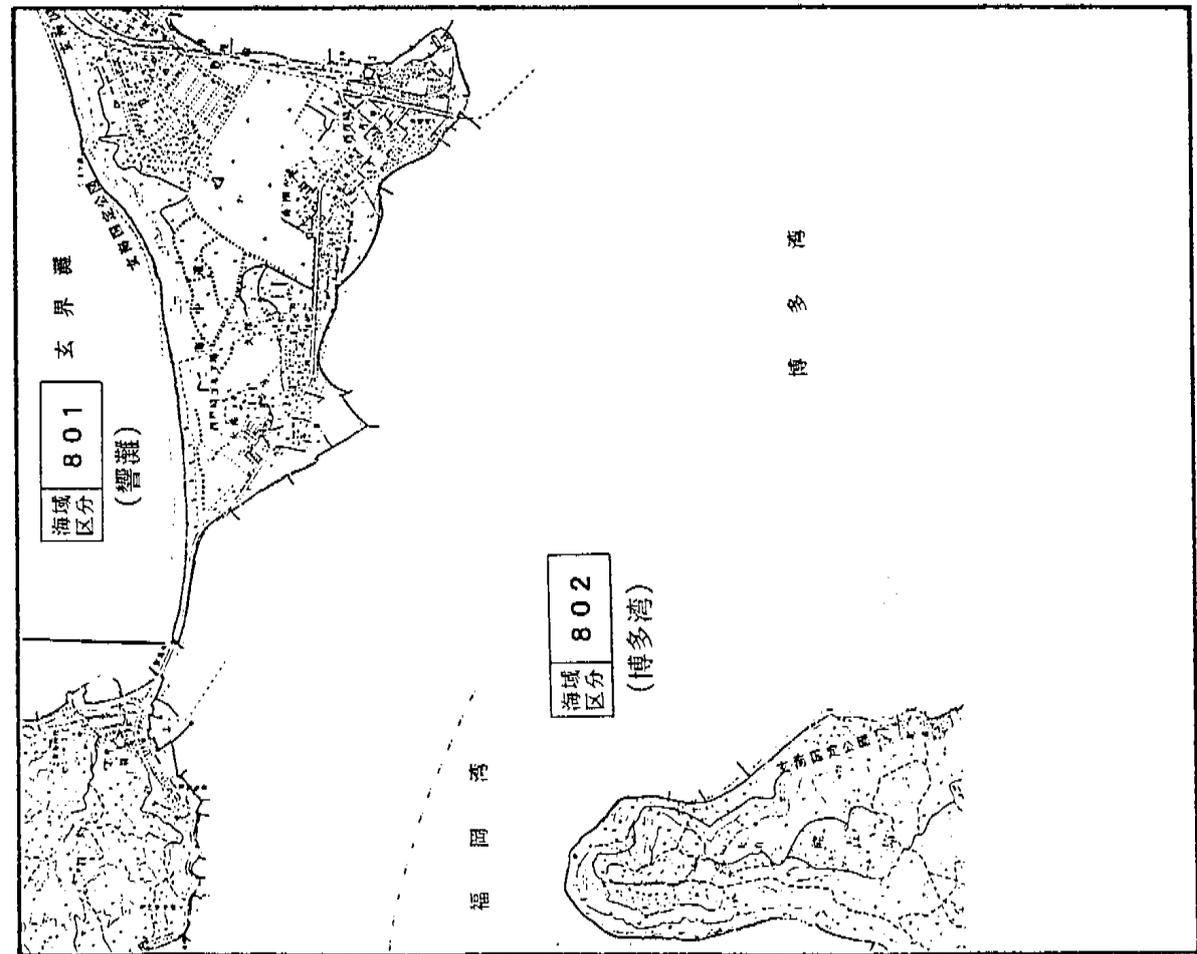
由良



長門川尻

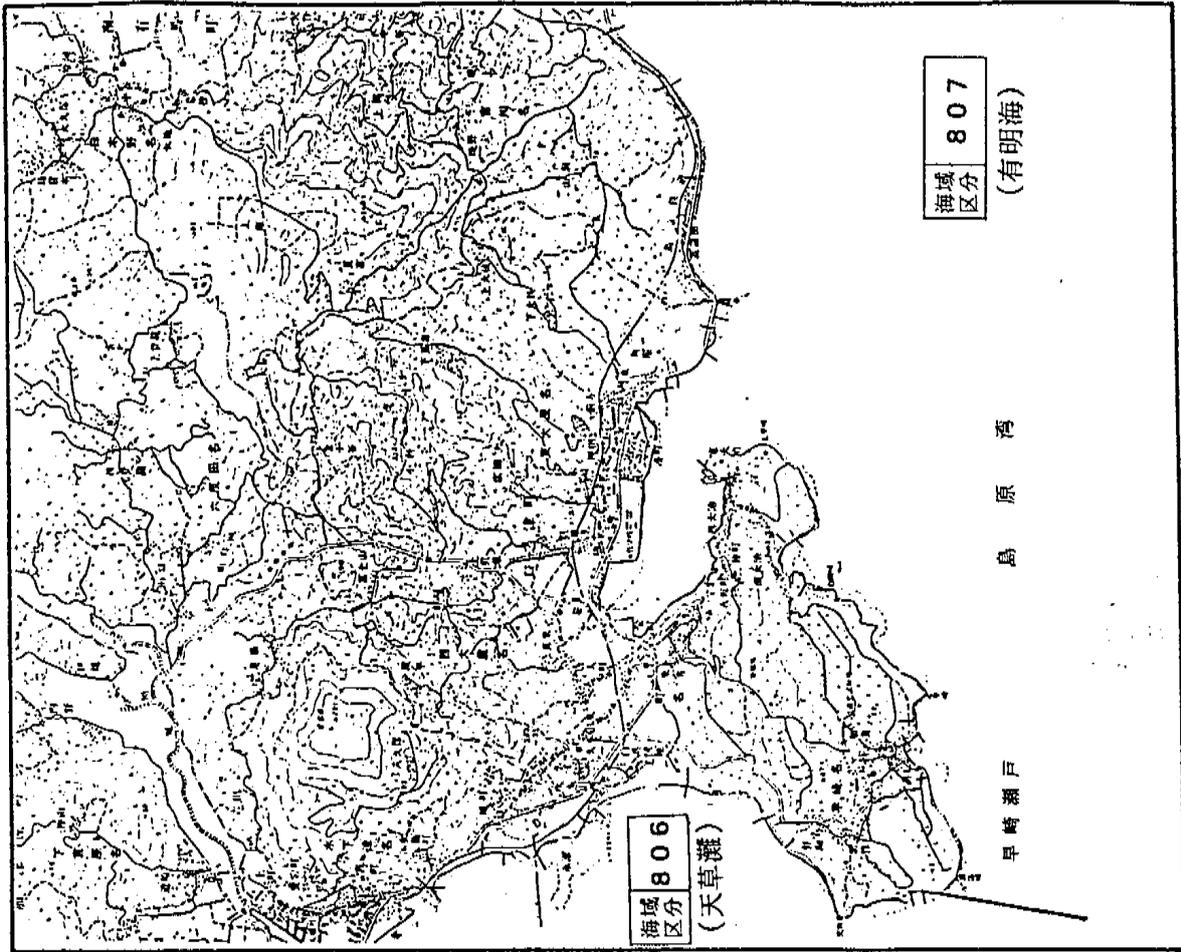
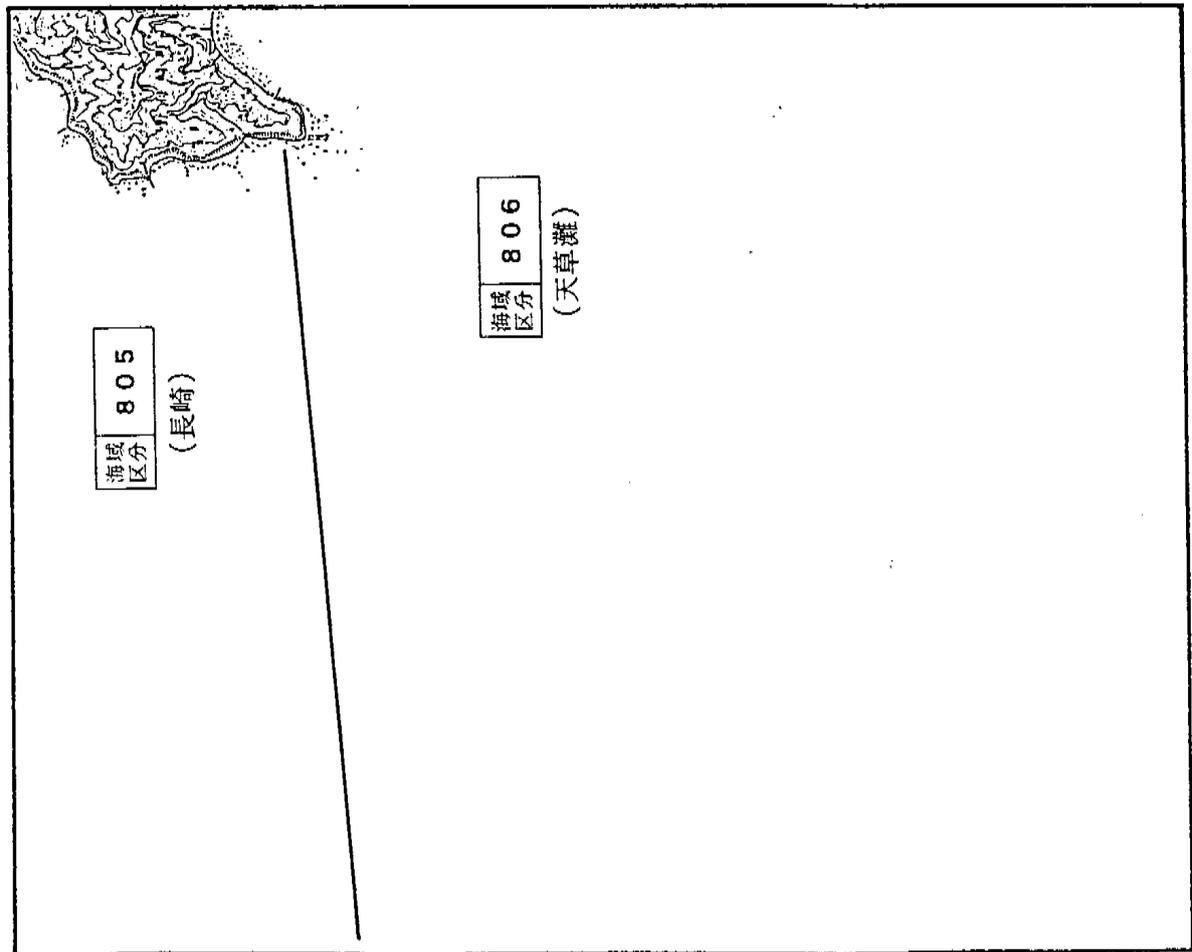


諭鶴羽山



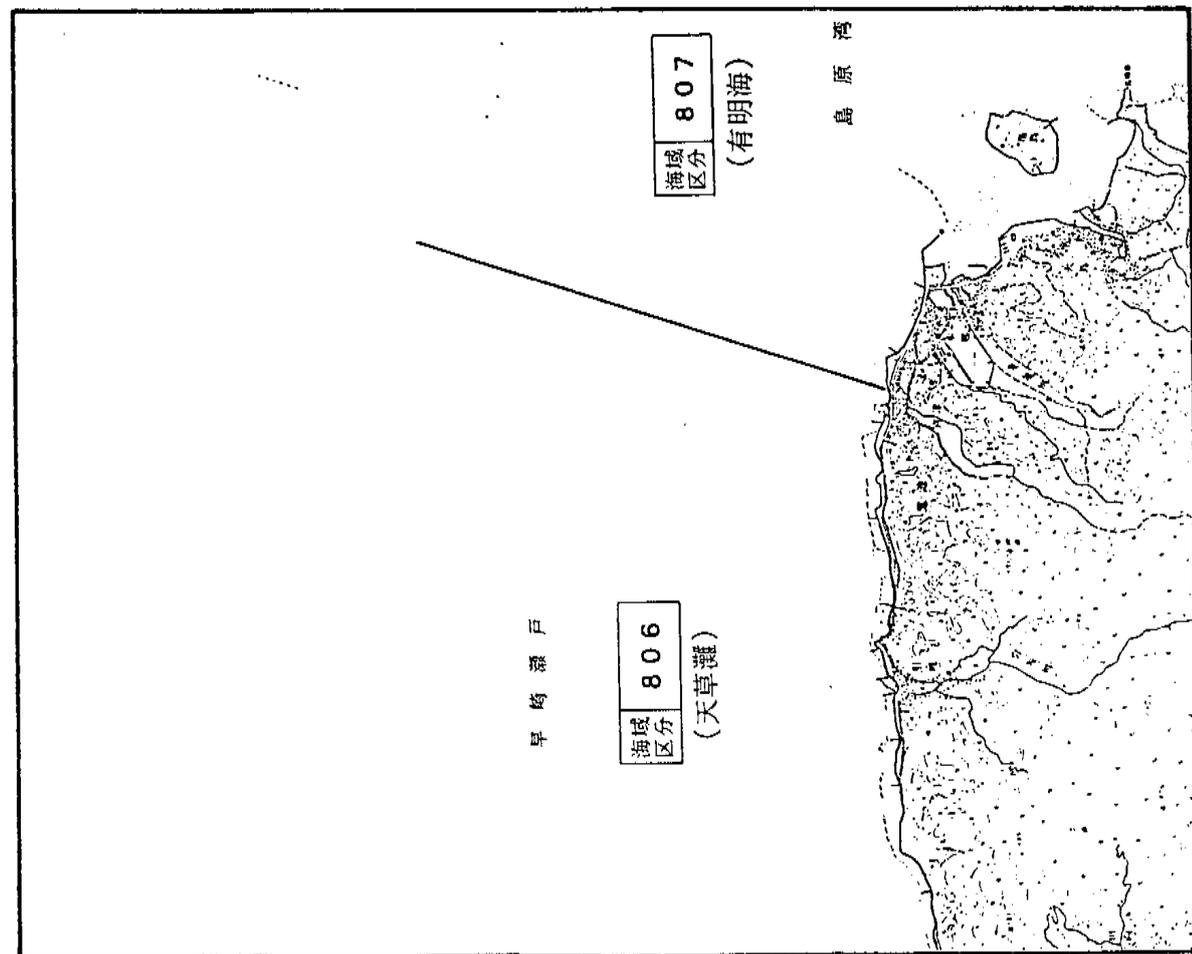
福岡西部

宮ノ浦

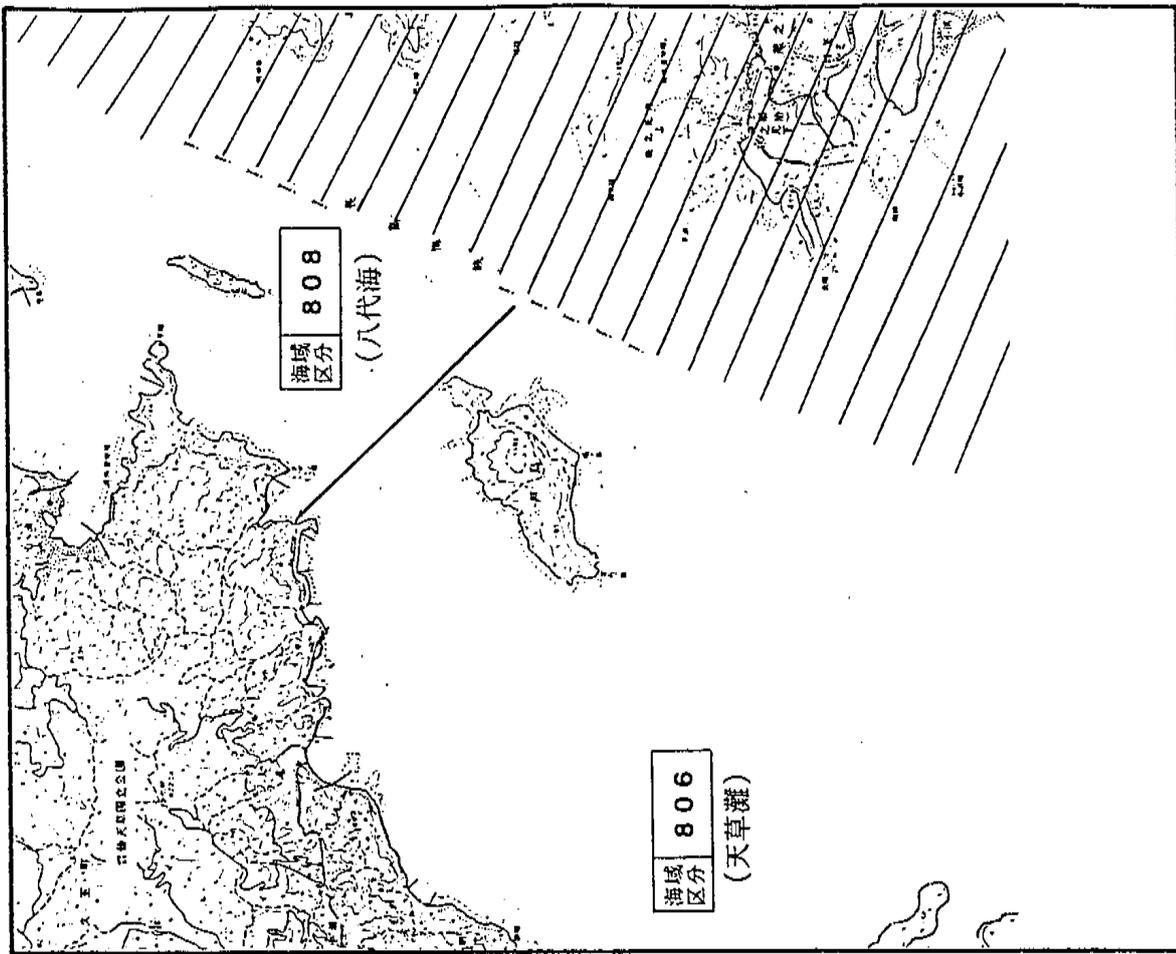


津之口

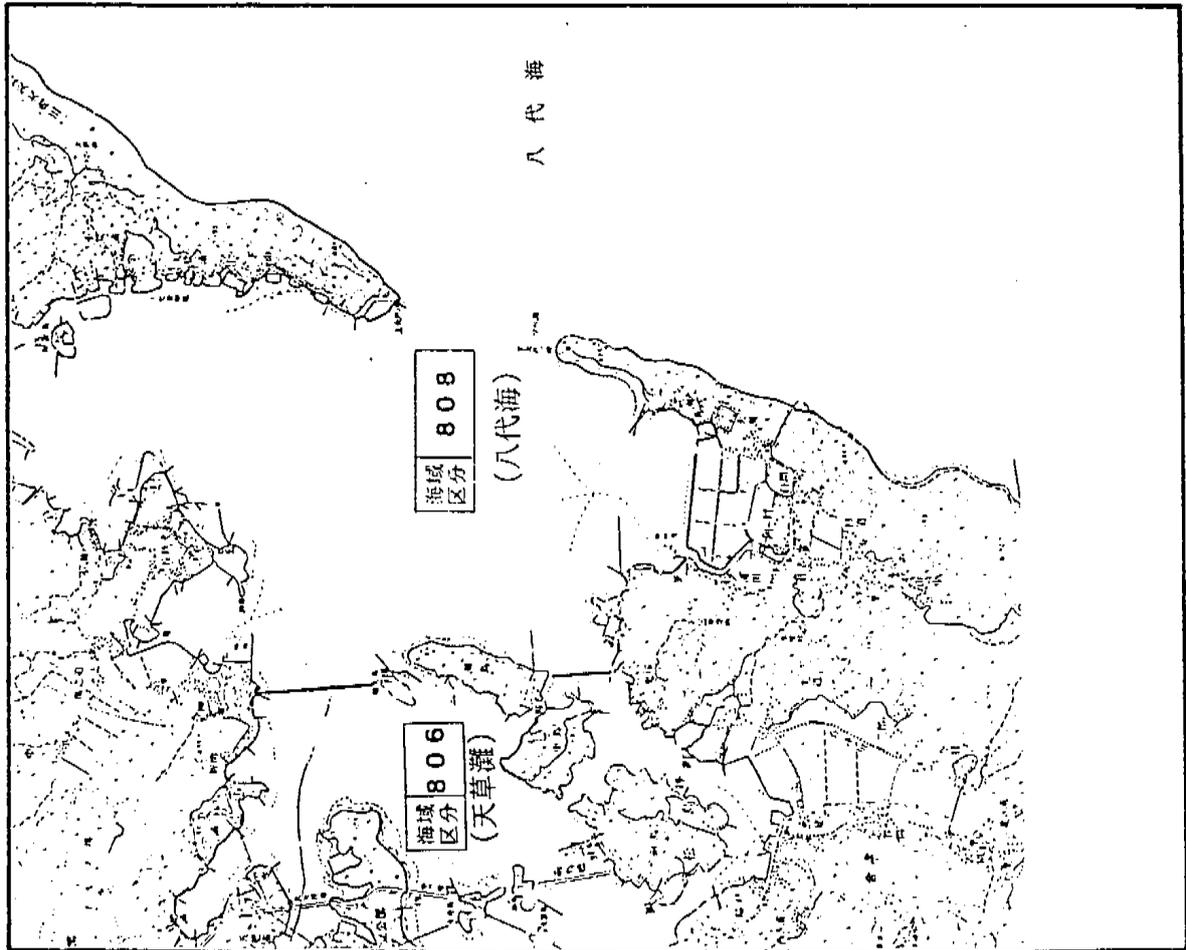
崎母野



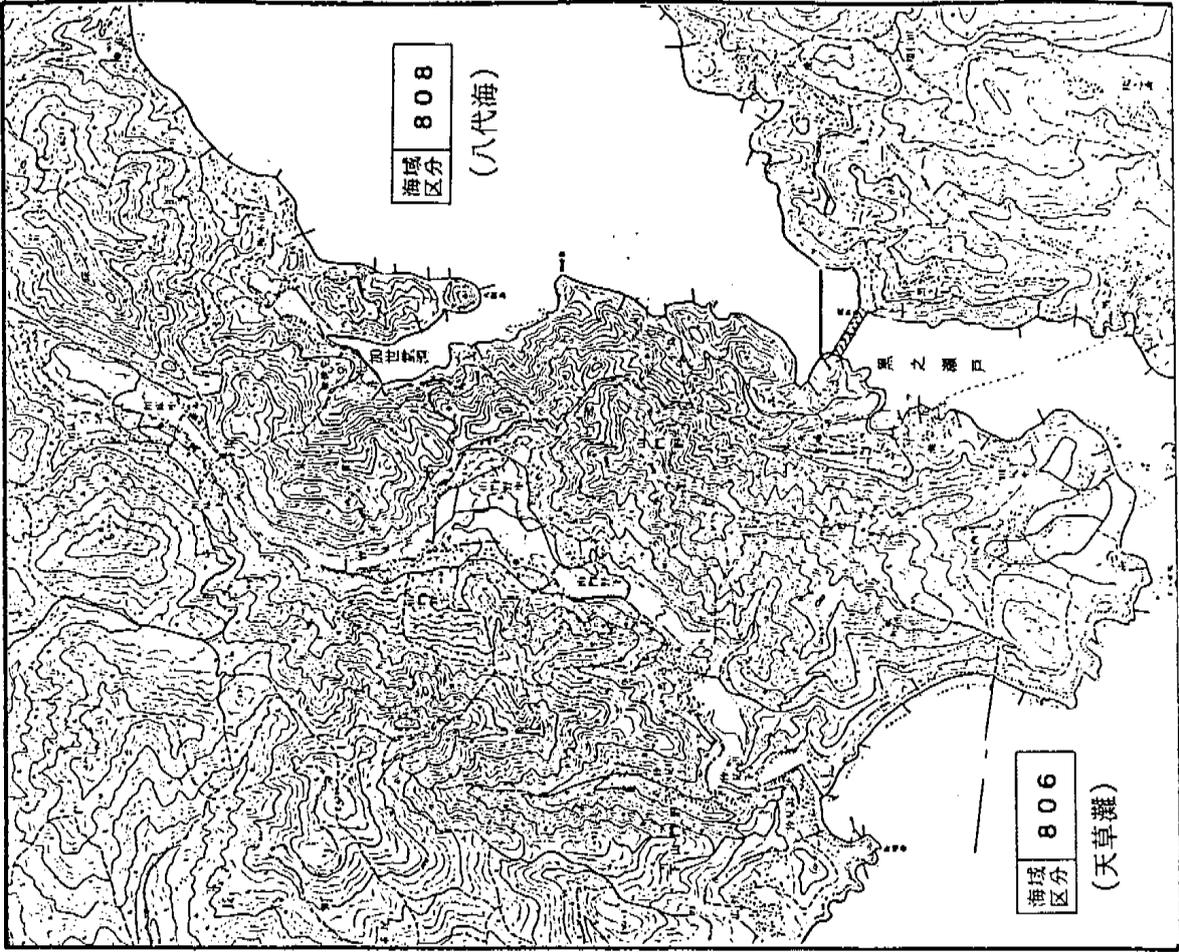
御領



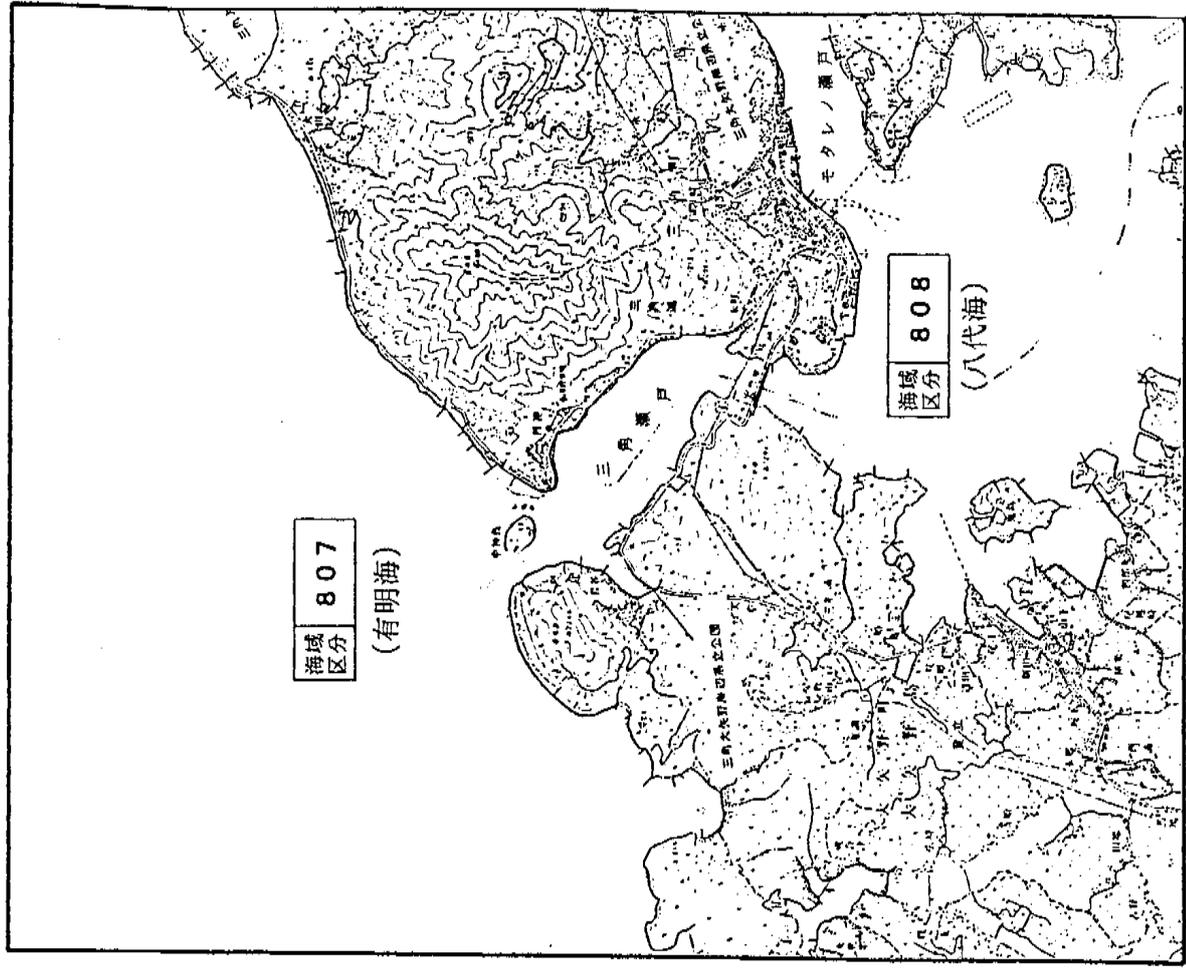
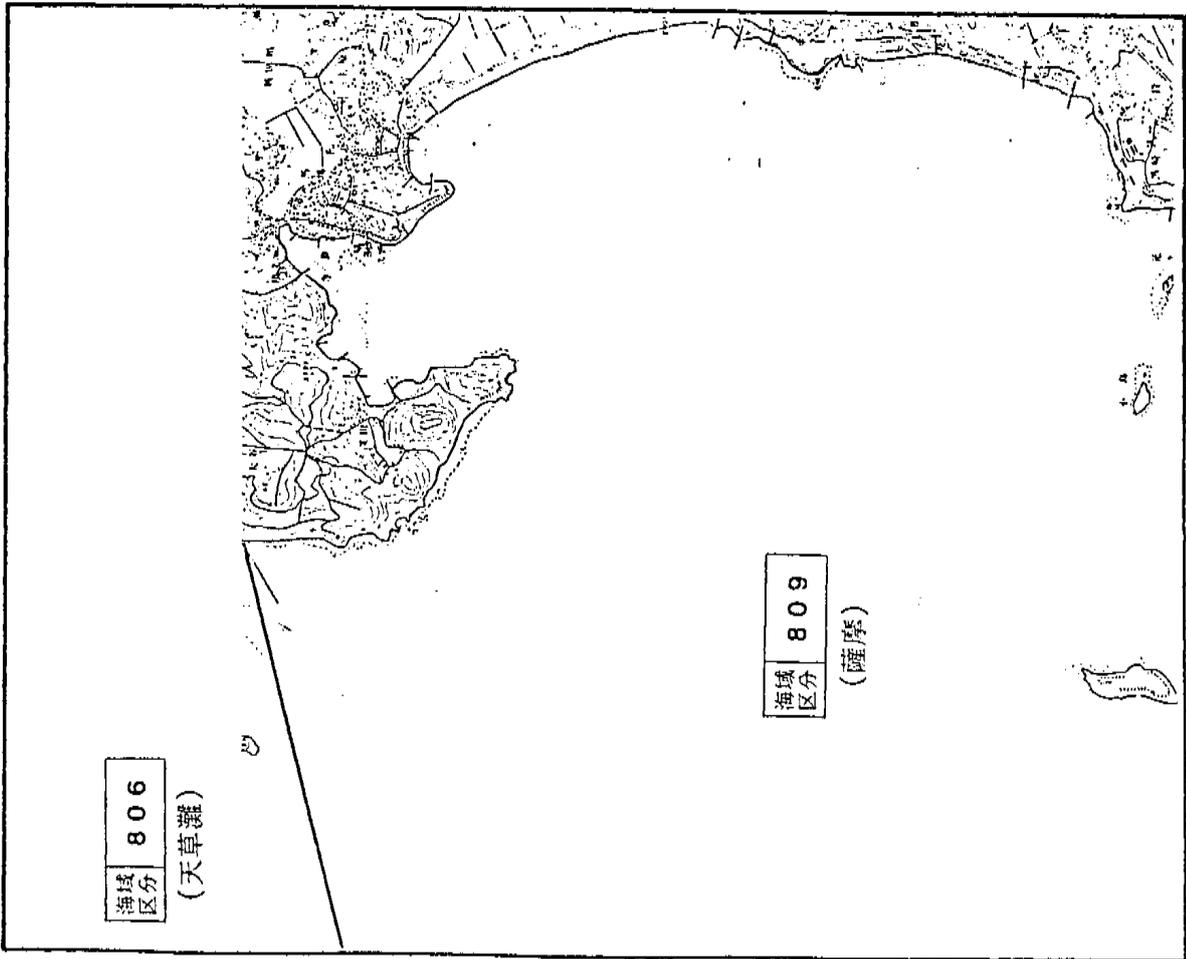
深牛



天草松島

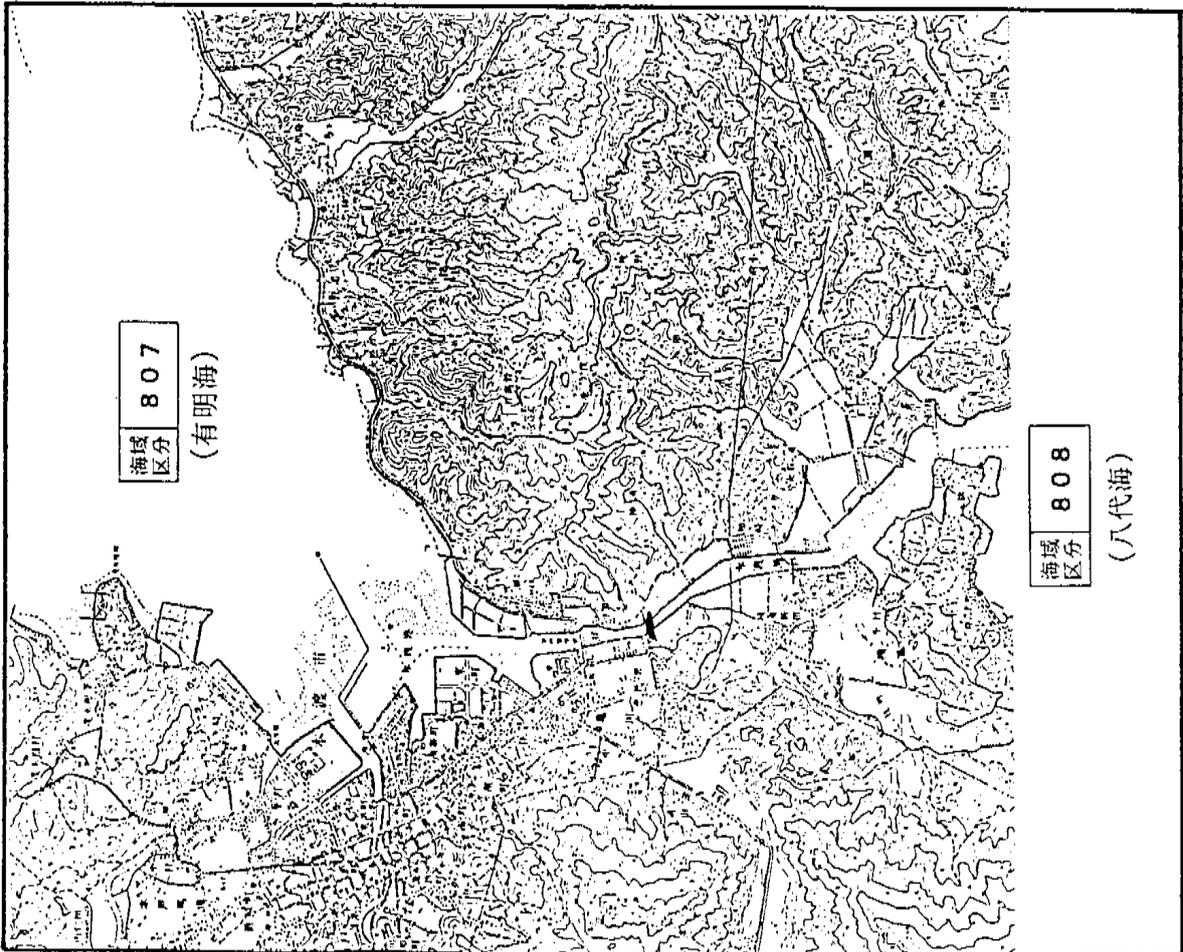


黒之瀬戸

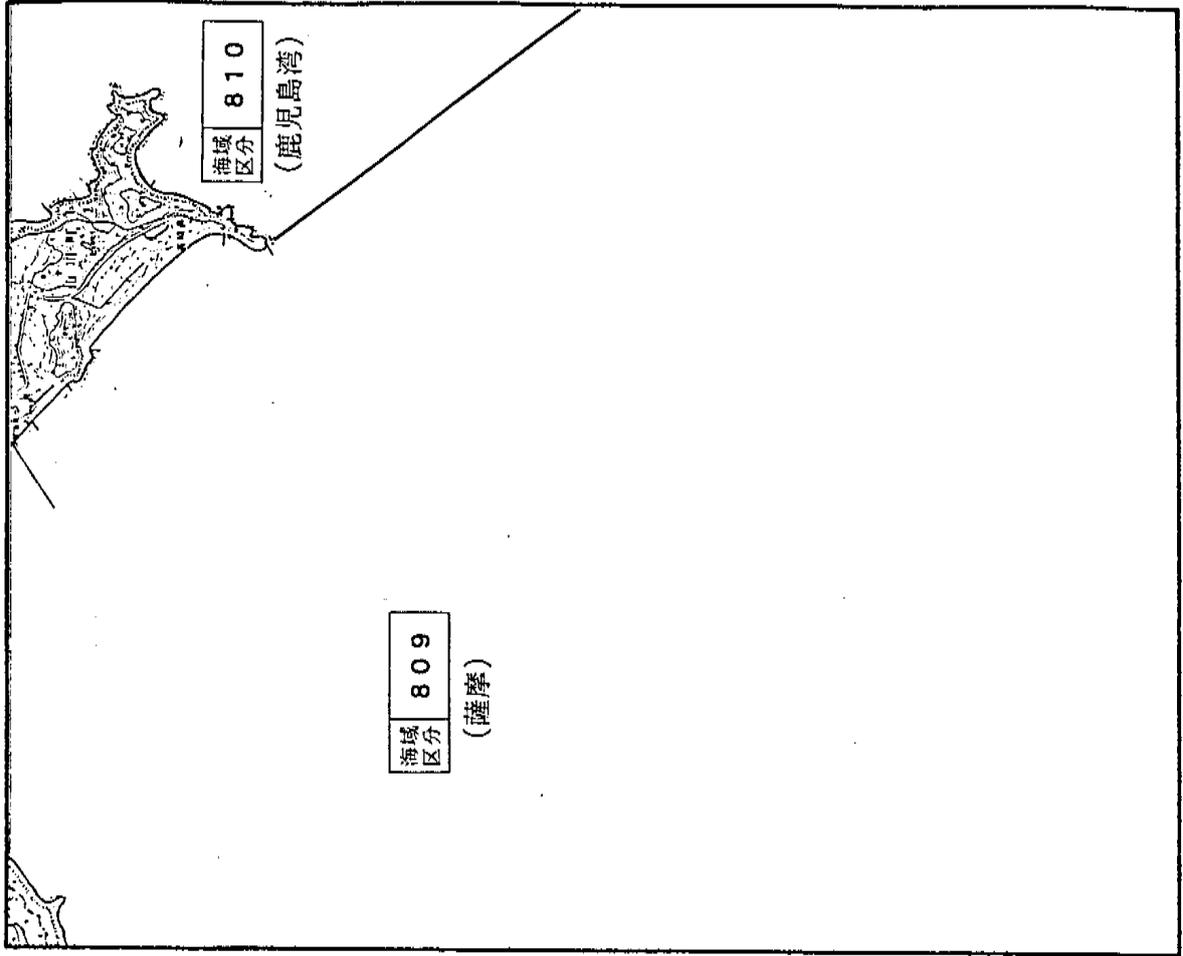


阿久根

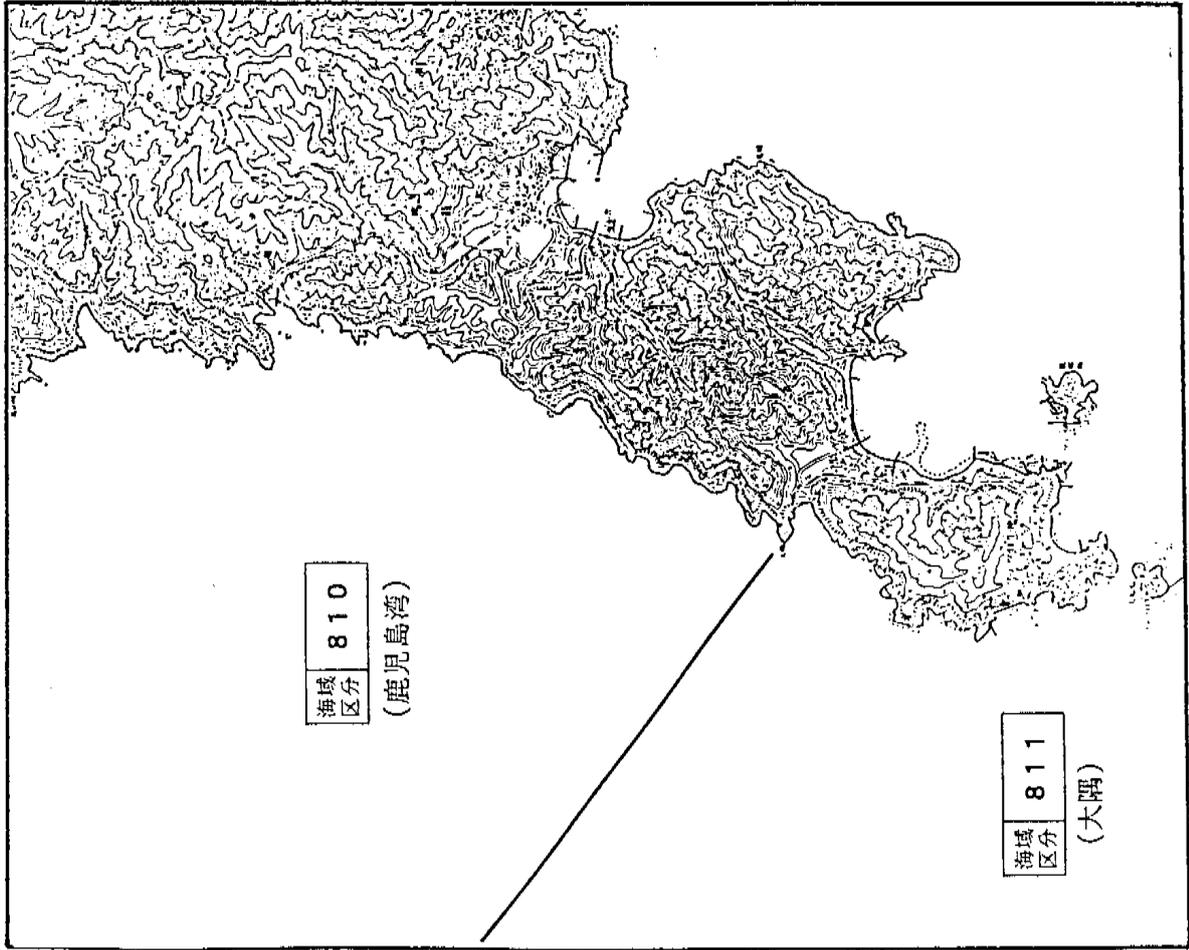
三角



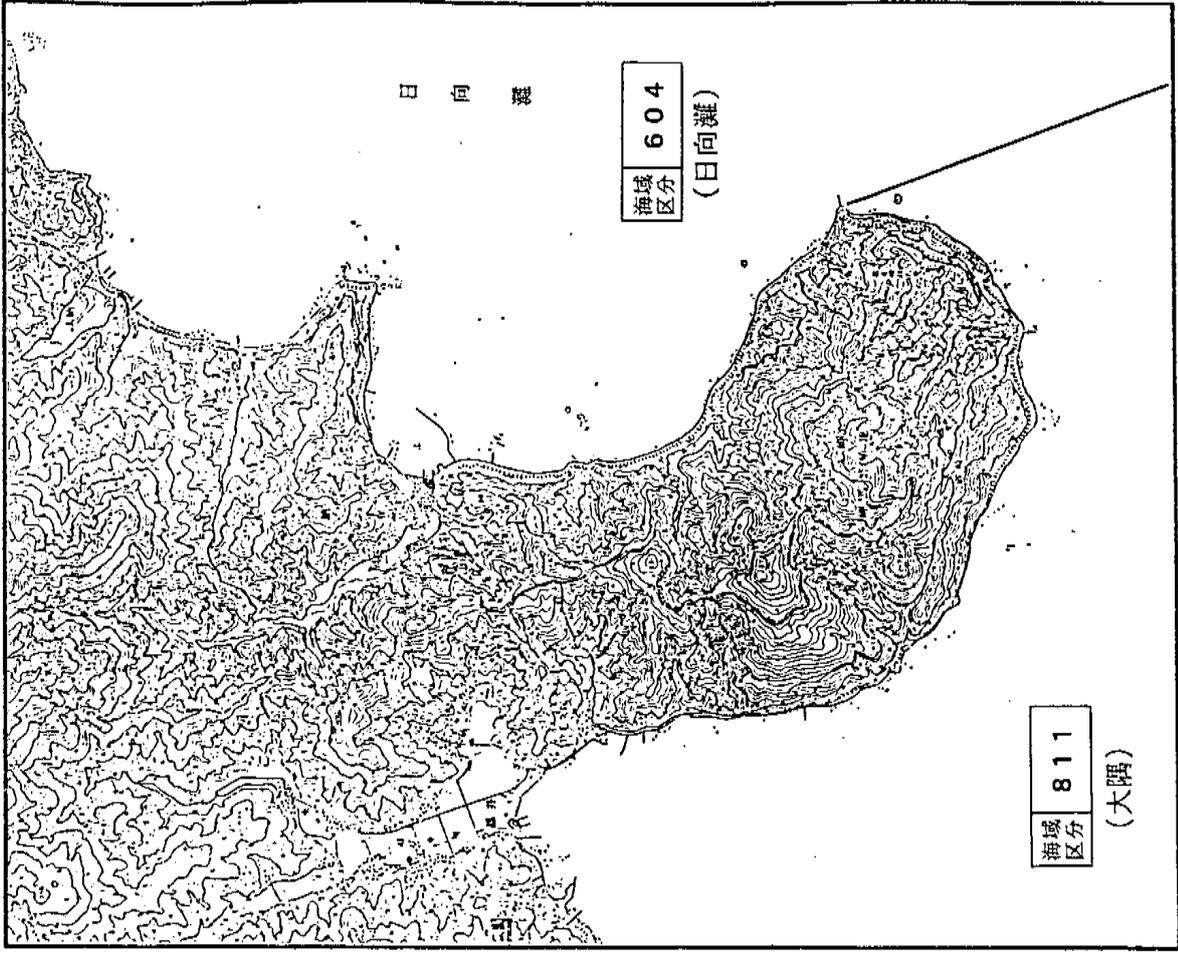
本 渡



長 崎 鼻



佐多岬



都井岬

3. 島コード

島コードは、全国の、おおむね短辺 100m以上のすべての島に対して都道府県別に、島ごとに付した3桁の番号である。

都道府県別の島コードは次のとおりであるが、「島名」欄に「シマ」としか表示のない島の位置については、「全国海岸域現況調査（昭和50年3月建設省河川局・建設省国土地理院）」の「海岸区分計測図」を参考にすること。

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
全 国	001	北海道		149	ダイコクジマ 大黒島
	002	本州		150	コジマ
	003	四国		157	ケネクシマ
	004	九州		158	コジマ
北海道 01	017	カイロジマ		177	ユルリウ ユルリ島
	020	レブントウ 礼文島		178	モユルリウ
	024	リシリウ 利尻島		181	トモンモシリウ
	025	ヤキシリウ 焼尻島		182	チトシリウ
	026	テウリウ 天売島		185	ヘンテンジマ
	035	ヘンテンジマ		186	ニシヨノジマ
	036	トノイ		187	シマ
	047	シマ		189	シマ
	049	タカラジマ		190	シマ
	054	マトノイ		192	シマ
	060	ヘンテンジマ		193	シマ
	066	シマ		196	シマ
	063	ホンメミサキ		197	シマ
	069	シマ		206	ホウシウ
	070	シマ		208	ハブマイモシリマ
	073	オホヒラ		218	ゴミシマ
	074	キタグニマ		219	シマ
	083	ロウソクイ		225	シマ
	095	シマ		226	シマ
	096	オクシリウ 奥尻島	227	シマ	
	102	ムエンシマ	228	シマ	
	108	オオシマ 大島	229	シマ	
	109	コジマ 小島	230	シマ	
110	オホヤクジマ	231	シマ		
118	カモジマ	青森県	011	シマ	
125	ヘンテンジマ	02	015	ヘンテンジマ	
135	シマ		024	ハネコエジマ	
137	ダイコクジマ 大黒島		027	ヘンテンジマ	

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	028	ヘンテンシマ		113	ヒノテシマ
	034	タイシマ		114	アネカサキ
	036	オオシマ		115	シマ
	037	モウラシマ		116	タツコウイリ
	039	ゴメシマ		120	シマ
	041	ユノシマ		121	シマ
	044	ミサコシマ		122	ウシシマ
	047	オヒシマ		124	ゴシマ
	054	シマ			
	055	タチマツシマ	宮城県	031	シマ
	056	シマ	04	039	ハホウシマ
	058	シマ		047	ウチリトウ
	059	シマ		053	ゴソネシマ
	060	オオシマ		054	オオソネシマ
	062	シマ		056	カツラシマ
	065	シマ		059	ノノシマ
	067	シオカシマ		065	イワイシマ
	068	シマ		090	ヤケシマ
	071	シマ		091	フクウラシマ
	072	シマ		093	オキナシマ
				099	キュウノシマ
				107	ダイケイシマ
				110	ウマノセシマ
				114	オオモリシマ
				115	サキシマ
				116	ホクシマ
				120	ハコカサキシマ
				121	マツカシマ
				125	シマ
				132	シマ
				135	ミノワシマ
				142	ナカノシマ
				143	カラコシマ
				144	キノシマ
				148	ナミシマ
				149	ミヤトシマ 宮戸島
				150	イクグサシマ
				151	ヘンテンシマ
				152	コイテシマ
				153	カツラシマ
				157	シマ
岩手県	019	アオマツシマ			
03	020	ツハキシマ			
	043	サンゴシマ			
	044	マエシマ			
	049	ミサキシマ			
	053	オニカサキ			
	063	シマ			
	064	カシワキシマ			
	072	ミカントウ			
	073	ナカトアイカシ			
	082	シマ			
	083	ヤシマ			
	086	ヘンテンシマ			
	088	タフノオオシマ			
	090	シマ			
	091	オランダトウ			
	093	シマ			
	099	シマ			
	100	シマ			
	107	シマ			

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	158	シマ		249	シマ
	159	シマ		251	シヨウゼンシマ
	160	カサカイシマ		252	カラシマ
	162	シマ		256	ヒルシマ
	163	シマ		261	コツキシマ
	164	ヒラシマ		263	クカイサキ
	165	シマ		264	シマ
	166	エノシマ		265	サフサワシマ
	167	シマ		266	オシマ 大島
	168	シマ		267	ヒルツカ
	169	シマ		268	シマ
	170	アシシマ		269	シマ
	172	シマ		270	シマ
	180	タコシマ		271	シマ
	185	クラカケシマ		272	シマ
	187	イスシマ 出島			
	190	クロシマ	秋田県	014	オシマ
	194	シマ	05	015	ミスシマ
	196	ウルシシマ		021	ネブトシマ
	199	コウシリシマ		023	ミヤシマ
	200	タシロシマ 田代島			
	201	トツラシマ	山形県	011	オシマ
	202	ウサキシマ	06	018	オシヤクシマ
	203	サメシマ		030	テラシマ
	204	アミシシマ 網地島		033	トビシマ 飛島
	205	サトシマ			
	206	シマ	茨城県	011	シマ
	207	キンカサン 金華山	08		
	208	シヨウハツケイシマ			
	209	ハツケイシマ	千葉県	033	ニウエモンシマ
	211	シマ	12	034	シマ
	218	マツシマ		039	シマ
	224	マツシマ		051	オキノシマ
	228	ツハキシマ		065	ワキシマ
	229	アラシマ		070	ダイイチカイホ 第一海堡
	230	ノシマ		071	シマ
	233	カラシマ		072	シマ
	237	マツシマ		073	シマ
	243	クロサキシマ		074	シマ
	244	シマ		075	シマ
	247	カヨイシマ		076	ダイニカイホ 第二海堡

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
東京都 13	011	ユメノシマ 夢ノ島		075	シマ
	012	シマ		077	ミヤケジマ 三宅島
	013	シマ		080	ミクラジマ 御蔵島
	014	シマ		099	コジマ 小島
	015	シマ		108	ハチジヨウジマ 八丈島
	016	シマ		110	アカガシマ 青ヶ島
	017	シマ		111	スミストウ
	018	シマ		113	トリシマ 鳥島
	019	シマ		122	キタノシマ
	020	シマ		123	ナカノシマ
	021	シマ		124	シマ
	022	シマ		125	シマ
	023	シマ		129	ササゴシマ
	024	シマ		130	ムコジマ 智島
	025	シマ		131	トリシマ
	026	シマ		132	シマ
	027	シマ		133	シマ
	028	シマ		134	シマ
	029	シマ		135	シマ
	030	シマ		136	シマ
	032	シマ		138	シマ
	033	シマ		139	ハリノイワ
	034	シマ		141	メカネイワ
	035	シマ		142	トリシマ
	036	シマ		143	シマ
	037	シマ		144	ナコウトジマ 媒島
	038	シマ		145	ヨメジマ 嫁島
	039	シマ		146	マエジマ
	040	シマ		147	シマ
	041	シマ		148	シマ
	042	オオシマ 大島		149	ウシロジマ
	043	トシマ 利島		150	シマ
	045	ウトネジマ 鵜渡根島		151	シマ
	047	ニイジマ 新島		152	シマ
	049	ジナイシマ		153	ニシノシマ 西之島
	053	シキネジマ 式根島		154	トトシマ 弟島
	058	ハンジマ		157	シマ
059	シキネジマ 式根島		158	マコジマ 孫島	
066	コウツシマ 神津島		159	アヒジマ 兄島	
070	カミキジマ		160	ヒヨウタンジマ	
074	シマ		163	ニシジマ	

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	168	ヒトマルシマ		013	シマ
	171	エホシイワ		014	シマ
	173	チシマ 父島		015	シマ
	178	ミナミシマ		016	シマ
	182	タツシマ		017	シマ
	184	ヒカシシマ		018	シマ
	187	オニイワ		019	シマ
	191	サンカクイワ		021	シマ
	195	ハハシマ 母島		022	シマ
	198	ウラタカネ		023	サルシマ 猿島
	199	ムコウシマ 向島		025	シヨウカシマ 城ヶ島
	202	カツオドリシマ		028	テンジシマ
	203	ナカカツオドリシマ		037	エノシマ 江ノ島
	204	コカツオドリシマ		042	ミツイシ
	205	マルシマ			
	206	フタコシマ	新潟県	012	シマ
	207	ヒラシマ	15	014	ベンテンシマ
	212	キタリシマ		019	アワシマ 粟島
	213	アネシマ 姉島		020	タチシマ
	214	サンボシイワ		022	サトシマ 佐渡島
	216	ミナミトリシマ		056	シマ
	219	トリシマ		062	オオシマ
	221	イモウトシマ 妹島		067	シマ
	226	メイシマ 姪島		068	シマ
	228	シマ		088	カケノカミ
	229	シホシイワ		091	アケシマ
	230	シマ		092	シロシマ
	231	シマ		119	クロシマ
	232	カンコクイワ		131	シマ
	233	イオウトウ 硫黄島		132	ヤシマ
	234	カマイワ		133	シマ
	237	ヒカシイワ			
	238	キタイオウトウ 北硫黄島	石川県	011	ベンテンシマ
	239	ミナミイオウトウ 南硫黄島	17	024	ゴチヨウシマ
	241	ミナミトリシマ 南鳥島		025	アカシマ
	243	オンハセシマ		026	タツシマ
	244	シマ		028	オオシマ
	245	オオハラシマ		029	アラミゴシマ
				030	ヘクラシマ 舳倉島
神奈川県	011	シマ		036	シマ
14	012	オオキシマ 扇島		037	シヤクサキ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	051	アオシマ		023	カジシマ
	058	オオシマ		024	サクシマ 佐久島
	059	ミスゴシマ		025	ベンテンシマ
	062	シケヘビシマ		026	オオシマ
	064	タネカシマ		027	ヒマカシマ 日間賀島
	067	テラシマ		028	ツクミシマ
	069	ノトシマ 能登島		031	キシマ
				042	シマ
福井県 18	011	タカシマ		043	シマ
	013	カセシマ		044	シマ
	015	アオシマ		045	シマ
	017	アカグリ			
	024	トリヘシマ	三重県 24	011	シマ
	026	ゴジソトウ		014	シマ
	031	カメシマ		016	シマ
	032	オシマ		017	カミシマ 神島
				018	コツクミシマ
静岡県 22	022	ハツシマ 初島		019	オツクミシマ
	027	ツメキシマ		021	トウシマ 答志島
	030	エビスシマ		023	ウシマ
	038	ミコトシマ 神子元島		024	ウキシマ
	039	ミノカゲシマ		025	ゴシマ
	040	オオネ		027	イルカシマ
	041	キミカケネ		028	サカテシマ 坂手島
	042	シマ		029	シンジユシマ
	043	ウルイシマ		038	オケラシマ
	044	センヌキモン		039	オオムラシマ
	047	ナカノシマ		040	スガシマ 菅島
	049	ソノシマ		043	ナヌカシマ
	052	シマ		046	ワタカノシマ 渡鹿野島
	053	アワシマ		048	オオシマ
				050	シマ
愛知県 23	011	シノシマ 篠島		051	タチザギ
	012	ノシマ		052	ベンテンシマ
	013	ヒメシマ		055	オウハラシマ
	014	オオツシマ		057	カツラシマ
	015	シマ		059	カシコシマ 賢島
	018	オオシマ		061	ナメリシマ
	019	タケシマ		062	タトクシマ
	021	マイシマ		063	ヨコヤマシマ
	022	オキシマ		065	トイカハラシマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	066	テントウシマ		022	トシマ
	067	オオタカサキシマ		025	オトシマ
	068	シマ		026	ヘビシマ
	069	シマ		027	オキカツシマ
	071	シマ		028	イソカツシマ
	075	サカシマ		030	アンジヤシマ
	076	イノコ		031	カセシマ
	077	オオノヘ		032	ウマタテシマ
	078	コノヘ		035	ケシマ
	084	オオエスキシマ		037	シマ
	086	アカノシマ		038	ツリカネイワ
	087	マルヤマシマ		040	オオシマ
	089	タカノシマ			
	090	ヨネシマ	大阪府	011	シマ
	094	ヘラセシマ	27	012	シマ
	095	ミミアナシマ		013	シマ
	096	ミエシマ			
	097	シマ	兵庫県	014	インケシマ
	098	シマ	28	016	ニシシマ 西島
	099	ゴシマ		017	オオヤケシマ
	100	オオシマ		018	カツラシマ
	104	ススシマ		020	オオツフラシマ
	105	オオシマ		021	ナカシマ
	113	ワレカメシマ		022	ミツカシラシマ
	116	テラシマ		023	マツシマ
	117	サハルシマ		024	タカシマ
	118	トカシマ		026	アワジシマ 淡路島
	119	シマ		030	オオゾノシマ
	120	ササノシマ		031	ケムリシマ
	122	シマ		032	スザキ
	125	シマ		033	ヌシマ
	127	マミルカシマ		035	ナリカシマ
	136	フデシマ		036	ヒラハエイワ
	137	シマ		037	シマ
	138	シマ		038	シマ
				039	シマ
京都府	014	シマ		041	シマ
26	015	オオシマ		042	シマ
	016	シロシマ		043	シマ
	018	アオシマ		046	ナヘシマ
	019	シマ		047	イキシマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	050	チノカラニシマ		085	ソウシマ
	052	オキノカラニシマ		087	シマ
	053	キミシマ		088	カイシマ
	054	ツタシマ		089	リクノクロシマ
	058	カミシマ		090	オキノクロシマ
	059	クラカケシマ		091	シマ
	060	フトシマ		100	イナヅミシマ
	061	ウリシマ		105	ナカシマ
	062	イシマ 家島		110	オオシマ
	063	タンガシマ 男鹿島		116	カミシマ
	066	カシマ		120	カシラシマ
	067	オコシマ		124	カシマ
	068	クロシマ		127	モトシマ
	069	ヤノシマ		133	ハタケシマ
	070	ホウセイシマ 坊勢島		144	シマ
	071	オオシマ		145	ウマミザキ
	076	シロイシシマ		152	クロシマ
	077	クロシマ		162	アリシマ
	079	ウスガウラシマ		166	シマ
	080	シマ		169	ツルシマ
	084	シマ		170	タカシマ
	091	シマ		171	カリモシマ
				172	シマ
				173	ベンテンシマ
和歌山県	011	スズシマ		174	ジノシマ 地ノ島
30	012	コウシマ		175	オキノシマ 沖ノ島
	015	チノシマ		178	シマ
	016	シマ		180	シマ
	017	メザメヤマ		181	オオシマ
	018	ナベシマ		182	ナカノシマ
	027	ベンテンシマ		186	オキノシマ
	029	ナカノシマ		187	ジノシマ
	031	ツルシマ		188	カミシマ
	054	イシキリイワ		189	トラシマ
	055	クロウシマ			
	066	アカサキ			
	067	シマ	島根県	016	トウノハナ
	068	ナカハナ	32	018	オオシマ
	069	ツヤシマ		020	シカシマ
	071	シマ		023	タカシマ
	072	ナエガシマ		028	シマ
	074	キオオシマ 紀伊大島		029	ヤナシマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	030	ウマシマ		114	クロシマ
	032	オオカツラシマ		117	カミシマ
	036	オオシマ		120	アサシマ
	038	マツシマ		122	チブシリシマ 知天利島
	040	クシシマ		127	オオカツラシマ
	041	シマダイ		129	ニシシマ 西島
	042	カラシマ		140	シマツシマ
	043	ムキシマ		142	オオハカシマ
	044	シマ		144	タケシマ
	049	アシゲウマシマ		145	ヒイゴシマ
	057	メンシマ		146	ナカシマ 中ノ島
	058	ハナミサオシマ		149	ハナツシマ
	062	テラシマ		150	ホシカミシマ
	063	オオシマ		153	フタマタシマ
	064	ワライハナ		154	コモリシマ
	066	コシマ		156	マツシマ
	067	オキノシマ		157	オオモリシマ
	068	クロシマ		162	シシキシマ
	070	カツラシマ		163	マツシマ
	071	クリシマ		171	ヘンテンシマ
	072	ウマシマ		184	オキノシマ
	073	マトシマ		185	マツシマ
	076	ツルシマ		186	シロシマ
	077	マツシマ		195	トウゴ 島後
	079	チクシマ		196	オンシマ
	085	クラシマ		217	ツノメシマ
	086	キシマ		221	オオカメシマ
	088	ダイコクシマ		227	メンシマ
	089	オニシマ		233	シマ
	090	ハチスシマ		234	シマ
	091	ソイタシマ		235	シマ
	093	ナカシマ		236	シマ
	094	アオシマ		237	シマ
	095	コクノシマ		238	ムキシマ
	097	ヤツシマ		239	シマ
	098	アカシマ			
	099	ココノツシマ	岡山県	013	イナヅミシマ
	103	アオキシマ	33	014	ミヨウジシマ
	104	マツシマ		017	コウノシマ
	106	タカハシマ		019	カシコシマ
	112	ヒシヤゴシマ		020	オトビシマ 大飛島

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	022	ネノシマ		110	ソシマ
	023	サステシマ		111	コウシマ 鴻島
	024	タカシマ 高島		112	ナガシマ 長島
	026	コタカシマ		113	シマ
	030	マナベシマ 真鍋島		114	シマ
	038	シライシマ 白石島		116	ヨコシマ
	040	キタキシマ 北木島		118	ナベシマ
	041	コヒシマ		121	ダソシマ
	042	トシマ		122	マイシマ
	045	モトコシマ			
	046	ハフシマ	広島県	011	イツクシマ 巖島
	047	ムシマ 六島	34	012	エノシマ
	050	ゲスイシマ		013	オオナサミシマ 大奈佐美島
	055	ウラミシマ		014	エダシマ 江田島
	056	イサロノウチシマ		015	カベシマ
	059	カスラシマ		016	アタダジマ 阿多田島
	060	フトノウチシマ		017	イノコジマ
	061	カミノウチシマ		019	コグロカミシマ
	062	ムクチシマ		023	カナワジマ
	064	マツシマ		026	ニノシマ 似島
	065	カマシマ		027	トウゲシマ
	066	タテハシマ		030	オオグロカミシマ 大黒神島
	068	タカシマ		031	クラハジジマ 倉橋島
	073	キシマ		033	オキノシマ
	074	ナガシマ		034	ナガシマ
	076	オオツチシマ		037	クロシマ
	082	イシマ		039	ヨコシマ
	085	イヌノシマ		040	オオウルメシマ
	086	イヌシマ		042	ミツゴジマ
	087	オキコジマ		047	コナサケジマ
	092	クロシマ		048	ナサケジマ
	093	マエシマ 前島		050	ササコジマ
	094	キシマ		053	カシマ 鹿島
	095	アオシマ		054	ハネヤマシマ
	100	シマ		058	カシワジマ
	101	シマ		059	シモカマガリシマ 下蒲刈島
	102	カクイシマ 鹿久居島		060	カミカマガリシマ 上蒲刈島
	103	ツカシマ		064	カブトシマ
	104	シマ		066	シモクロシマ
	105	オオタブシマ		067	カミクロシマ
	106	カシラジマ		069	カシワシマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	070	コグマシマ		146	ホソシマ
	071	ウマシマ		147	コホソシマ
	072	コシハシマ		150	ムカイシマ 向島
	073	オオシハシマ 大芝島		152	シモエフシマ
	074	リュウオウシマ		153	カミエフシマ
	075	アイノシマ		155	カジマ
	080	ツカガシマ		157	インノシマ 因ノ島
	082	ナガシマ		158	モモシマ 百島
	083	オオアイガシマ		160	ヨコシマ 横島
	084	コアイガシマ		161	タジマ 田島
	085	ヨコシマ		166	ウシノクビ
	086	クルシマ		167	ヤノシマ
	092	ミカトシマ		169	ハカマシマ
	094	ヘラシマ		171	センスイシマ 仙酔島
	095	オオシマ		173	コウゴウシマ
	096	オシマ		174	タマツシマ
	098	オオサキカシマ		179	ハシリシマ 走島
		大崎上島		180	ウジシマ
	099	トヨシマ 豊島		181	シマ
	100	オオサキシマ			
		大崎下島			
	106	イツキシマ 斎島	山口県	011	オシマ
	108	オクビイ	35	012	ウジシマ
	110	アハシマ		013	ウマシマ
	114	ウスシマ		014	クビハシマ
	115	チキリシマ		015	サコウシマ
	116	キウスシマ		016	ナカシマ
	119	オリメンシマ		026	ハナクリシマ
	123	ハコシマ		027	ヨコシマ
	126	フネシマ		028	アマタシマ
	127	イクノシマ 生野島		029	ウリシマ
	128	サグミシマ		031	カラスシマ
	130	コグノシマ		033	シモニイシマ
	132	オクノシマ 大久野島		034	カミニイシマ
	135	コサキシマ		035	ヤシロシマ
	136	スクネシマ		038	カサシマ
	137	サキシマ		041	ハイクントウ 平郡島
	138	タカネシマ 高根島		043	ヤシマ 八島
	139	イクチシマ 生口島		044	タツシマ
	141	ヒヨウタツシマ		046	オキカムロシマ
	143	イワシマ		047	ワカシマ
				049	カケツシマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	052	マESHマ		117	ノシマ
	053	クロシマ		118	スシマ
	054	クラカケシマ		119	ムコウシマ
	055	カシラシマ		121	サハシマ
	056	ウキシマ		128	タケシマ
	057	トビセシマ		131	マンジユウシマ
	058	オツコシマ		132	センジユウシマ
	061	ナカコシマ		134	タケノコシマ
	062	マエコシマ		135	ヒコシマ
	063	イセコシマ		136	シマ
	064	カブトシマ		137	フナシマ
	068	ササシマ		138	ムツレシマ
	069	カタシマ		148	フタイシマ
	070	オオミナセシマ		150	オンシマ
	071	コミナセシマ		151	メンシマ
	073	フクラシマ		152	リュウクウシマ
	074	ナカシマ 長島		158	シマ
	075	ツツキシマ		160	フタコシマ
	077	ナサケシマ		162	シノシマ
	079	モロシマ		165	ハトシマ
	080	ハシラシマ		174	タケシマ
	081	コハシラシマ		176	テナカシマ
	082	ハシワシマ		181	タツガミ
	084	テシマ		187	オオミシマ 青海島
	085	ホタケシマ		189	シマ
	086	オオミナセシマ		199	ミシマ
	088	コイワイシマ		203	オオシマ
	090	イワイシマ		205	シカノシマ
	091	ナカノシマ		206	ササシマ
	092	サシマ		208	サイワイシマ
	093	シマ		218	アイシマ 相島
	097	スクモシマ		221	サハシマ
	098	フルシマ		222	オシマ
	100	カサトシマ 笠戸島		228	ハシマ
	101	ヒワリミサキ		229	コエルシマ
	105	ニシノシマ		231	オオシマ 大島
	107	カハシマ		235	ヒツシマ
	108	カエルシマ		237	ヒシヤゴセ
	111	シマ		239	ウダシマ
	115	オキシマ		240	ノシマ
	116	タイラシマ		242	シマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	243	シマ		043	オソワイ
	248	オシマ		045	ヨシマ
	254	ヤマシマ		047	オヨシマ
	255	ヨツセ		049	モロキシマ
	258	シマ		050	オセイシマ
				053	イクロシマ
徳島県 36	011	コシマ		054	ナガシマ
	013	タケガシマ		055	ヘンデンシマ
	022	テワシマ 出羽島		056	ムカイシマ
	024	ツシマ		059	ウシシマ
	026	オオシマ 大島		060	フトシマ
	029	ヌシマ		062	クエマシマ
	055	イシマ 伊島		065	ウシガクビシマ
	062	タナコシマ		066	キエイシマ
	063	マエシマ		068	ヒヨウフシマ
	065	マイコシマ		069	キネシマ
	067	ノシマ		070	ヤスノシマ
	073	タカシマ		071	キヨウノシヨウロウシマ
	074	コカツシマ		073	ツホネシマ
	077	ナガシマ		074	エシマ
	087	アオシマ		076	オオツチシマ
	092	オオケシマ 大毛島		078	テラシマ
	093	ナカシマ		079	カツラシマ
	097	シマダシマ		080	アラカミシマ
				081	ナオン 直島
香川県 37	011	マルガミシマ		082	イシマ
	013	マタシマ		087	コツチシマ
	015	イブキシマ		088	トヨシマ 豊島
	017	アワシマ 粟島		089	ムカイシマ
	019	サナキシマ		091	オダカシマ
	020	マルヤマシマ		092	カシラシマ
	021	オオツタ		093	コトヨシマ
	022	テシマ		094	オキシマ
	023	オテシマ		096	ヤタケシマ
	024	ヒロシマ 広島		099	ヨロイシマ
	027	コシマ		100	メキシマ
	029	タカミシマ		101	センフリシマ
	031	シシシマ		102	オキノシマ
	032	カメカサシマ		103	コシマ
	033	コツタ		104	カツラシマ
	040	ヒツイシマ		105	シヨウトシマ 小豆島

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	106	オオヨシマ		091	トリクビシマ
	110	カブトシマ		092	タカシマ
	111	イナゲシマ		093	ノシマ
	113	タカシマ		094	クロシマ
	114	オオシマ		096	タカシマ
	117	コシマ		097	タケカシマ
	118	コシマ		101	オオサルシマ
	122	フクベシマ		106	シオコシマ
	123	コシマ		115	ヨコシマ
	124	カセノコシマ		116	コヨコシマ
	125	シヨウカシマ		117	コテシマ
	127	タカシマ		118	コシシマ
	132	マルカメシマ		121	カシマ
	133	メシマ		127	ノシシマ
	140	シマ		132	アテキシマ
	141	シマ		140	オオシマ
				141	ヒヨウタンシマ
				142	ビワカシマ
				146	コタテハシマ
				147	オオタテハシマ
				149	ナカレコシマ
				150	ヌワシマ
				153	フタカミシマ
				154	ヨコシマ
				155	ナカシマ
				158	クタコシマ
				160	ツワシマ
				162	ナカシマ
				164	コイチシマ
				165	ユリシマ
				166	ヤスイシマ
				167	コヤスイシマ
				168	タカシマ
				171	ムツキシマ
				173	ノクツナシマ
				176	ゴコシマ 興居島
				178	ツリシマ
				189	カシマ
				190	タルハシシマ
				191	マツシマ
				192	シンテンシマ
愛媛県 38	029	カラシマ			
	030	クロシマ			
	031	サシマ			
	036	アワノコシマ			
	037	オオシマ			
	039	シオオシマ			
	042	オキノシマ			
	043	タケカシマ			
	044	ヒフリシマ 日振島			
	046	カシマ 鹿島			
	048	トシマ 戸島			
	049	トウトシマ			
	050	ヨコシマ			
	052	オイツカミシマ			
	055	サステ			
	057	ネトコシマ			
	058	アオシマ 青島			
	067	ハリシマ			
	070	タカシマ			
	071	フクシマ			
	074	タケノハナ			
	078	オオコシマ			
	079	サルシマ			
	080	ケイシマ			

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	194	コヨコシマ		283	イエノシマ
	195	オオヨコシマ		286	ヒアツカシマ
	196	フクシマ		287	トヨシマ
	198	ヒシマ		289	タサイカミシマ
	199	カシワシマ		290	ウオシマ 魚島
	200	オオケシマ		292	ヒヨウタンシマ
	201	コオオケシマ		293	エノシマ
	202	オカムラシマ		296	オオシマ
	203	オオミシマ		297	クシマ
	208	クルシマ			
	209	コジマ	高知県	011	ウケルシマ 鶴来島
	212	ウマシマ	39	014	ミスシマ
	214	ツシマ		018	ヒメシマ
	215	ケシマ		020	オキノシマ 沖ノ島
	221	コキシマ		022	フタナラビシマ
	223	ミチカシマ		025	ミノセシマ
	225	ノウシマ		028	ヒロウシマ
	228	ハカタシマ		031	カシワシマ
	229	オオシマ		033	キリシマ
	230	ウシマ		034	マルシマ
	236	オオトツマシマ		035	イチシマ
	237	コフシマ		037	オオシマ
	239	フシマ		038	オオトウシマ
	240	ナカワタリシマ		045	コウシマ
	245	ツクモシマ		052	ベンテンシマ
	246	ヨコシマ		053	オカオシマ
	252	ヘイチシマ		054	オキノオシマ
	253	コヘイチシマ		058	ベンテンシマ
	254	ヒキシマ		062	ミスシマ
	255	コヒキシマ		070	カスラシマ
	263	ヒラウチシマ		077	カシマ
	265	ツルシマ		084	イシガハエ
	268	イクナシマ		091	トシマ
	272	ユゲシマ 弓削島		092	ナカシマ
	273	イワギシマ		093	コウノシマ
	274	サシマ		126	コロモカシマ
	275	アカホネシマ		127	タマシマ
	277	ツハシマ		149	アカハシマ
	280	カシマ			
	281	ミヨウジシマ	福岡県	013	ヒメシマ 姫島
	282	ネスミシマ	40	024	コツクエシマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	025	オヅクシマ		048	ミシマ
	027	カツラシマ		049	フジシマ
	028	ゲンカイシマ 玄界島		051	シマ
	031	和シマ		052	シマ
	034	ノコシマ		056	ウジシマ
	038	シカノシマ		058	シマ
	044	アイノシマ 相ノ島		059	シマ
	046	オキノシマ		060	シマ
	047	コヤシマ		061	シマ
	049	オオシマ 大島		062	シマ
	051	カツシマ		063	シマ
	052	チノシマ 地ノ島		064	シマ
	053	トウザンシマ		065	シマ
	055	メシマ		066	シマ
	056	オンシマ			
	065	アイシマ	長崎県	011	シマ
	067	ウマシマ	4 2	012	ミツシマ
	069	シマ		016	ウニシマ
	073	ツムラシマ		018	エコシマ
	074	ハツシマ		020	シナキシマ
	076	アイダシマ		021	オキノシマ
	079	カミノシマ		022	セニシマ
	081	シマ		023	マツシマ
				024	マツシマ
				027	コネズミシマ
				028	ハクシマ
				029	アカシマ
				030	オキノシマ
				031	シマ
				032	シマヤマシマ
				033	ナカノシマ
				034	ナカノシマ
				037	ヨコシマ
				039	クサシマ
				040	キヨウカシマ
				041	マルシマ
				042	オキノシマ
				043	ナカノシマ
				044	ミノシマ
				045	カイトクシマ
				046	シマノダシマ
佐賀県	011	オカシマ			
4 1	012	カカラシマ 加唐島			
	013	マツシマ			
	014	ハタラシマ 馬渡島			
	015	カベシマ			
	017	タカシマ			
	018	カシワシマ			
	019	タカシマ			
	020	トリシマ			
	021	ムクシマ			
	022	タケノコシマ			
	023	シマヤマシマ			
	024	ゴシマ			
	025	ナナツシマ			
	026	クキノシマ			
	027	コシキシマ			
	034	ヒラセ			

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	047	クロシマ 黒島		096	イキツシマ 生月島
	048	ヒワシマ		097	クシラシマ
	049	ウラノシマ		098	ウノクシマ
	052	ミヨウシマ		099	アオシマ
	053	カミネオシマ		100	マツシマ
	054	シモネオシマ		102	イスシマ
	055	ミナミロシマ		103	オゴノシマ
	056	マシマ		104	クロシマ
	057	ワシマ		105	ハマノモトシマ
	058	ナイントウ		106	タカシマ
	059	トウガサキシマ		107	ヤマジマ
	060	カミシマ		108	トビシマ
	061	イキ 壱岐		109	ゴトビシマ
	062	タツノシマ		110	フクシマ
	063	ナワシマ		112	カスラトウ
	064	ワカミヤシマ		113	ウセシマ
	065	テナガシマ		114	クラシマ
	067	アセノシマ		115	ミヨシマ
	069	ヒシマ		116	ヒラシマ
	070	オオシマ		117	アカシマ
	071	ナガシマ		118	ホケシマ
	072	シヨウカシマ		119	クシマ
	073	ハカシマ		120	ワカマツシマ
	074	ツクエシマ		121	ヒジマ
	075	ツマカシマ		122	アリフクシマ
	077	アカシマ		123	カスラシマ
	078	アオシマ		124	ナルシマ
	080	クシラシマ		125	クカシマ
	081	モトシマ		126	マエシマ
	082	マエシマ		127	ツアラトウ
	083	ヒラシマ		128	シイノキシマ
	084	コフタガミシマ		129	ミスシマ
	085	フタガミシマ		130	フタゴシマ
	086	アツチオオシマ		131	クサシマ
	088	オオコシマ		132	ササエシマ
	090	タクシマ		133	タタラシマ
	091	マルシマ		134	ヤネオシマ
	092	ヨコシマ		135	タケノコシマ
	093	カトシマ		136	シマ
	094	ナカエノシマ		138	ヒメシマ
	095	ヒラトシマ		139	サカシマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	140	フクエシマ		184	ナカノシマ
	141	ウクシマ		185	タカシマ
	142	ゴシキシマ		186	オカミシマ
	143	マエコシマ		187	オキノシマ
	144	テラシマ		188	コシマ
	146	ロクシマ		189	トウスシマ
	147	ノウシマ		190	クスシマ
	148	マタラシマ		191	ヤシリシマ
	149	コロシマ		192	ヤキシマ
	150	オシカシマ		193	ウシカシマ
	151	ノザキシマ		194	イデアシマ
	152	コクシマ		195	ナカキフキシマ
	153	クロシマ		196	イヌシマ
	154	ウウシマ		197	ムキシマ
	155	ヤフホントウ		198	セキシマ
	156	オオシマ		199	マカシマ
	158	ナカトオリシマ		200	マエシマ
	159	マエノシマ		201	シモシマ
	160	ナカシリコシマ		202	トクトマリシマ
	161	シユクゴノシマ		203	アサシマ
	162	コシマ		204	カミカレキシマ
	163	ノアンナカシマ		205	シモカレキシマ
	164	ヤマアンナカシマ		206	ノシマ
	165	ロクシマ		207	マエシマ
	166	カシラカシマ		208	ヤキシマ
	167	ゲンゴロウシマ		209	カキシマ
	168	タクノコシマ		210	トコイシマ
	169	オリシマ		211	カミコタカシマ
	170	カシワシマ		212	タカシマ
	171	ヒラシマ		213	シモコタカシマ
	172	アイシマ		214	イシマ
	173	カンコシマ		215	カラノコシマ
	175	ハタケシマ		216	クロシマ
	176	ミフシマ		218	カナエシマ
	177	カスラシマ		219	ネスミシマ
	178	タノコシマ		220	モトシマ
	179	ヘホトウ		221	マキノシマ
	180	カハシマ		222	カツラシマ
	181	カミアシカシマ		223	マツウラシマ
	182	シモアシカシマ		225	クロコシマ
	183	カシラカシマ		226	ナカハイシマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	227	マクラジマ		278	ヤキシマ
	233	ウオセ		280	ミシマ
	234	タケノコジマ		281	タケシマ
	235	エノシマ		282	ハタカシマ
	236	クロシマ		283	オキハタカシマ
	237	モトノセ		285	タシマ
	238	カタシマ		287	タカシマ
	239	オオシマ		288	ユシマ
	240	ナカノシマ		290	ウセジマ
	241	ハンノシマ		292	タツジマ
	242	テラシマ		293	マエジマ
	243	オントコジマ		294	タカシマ
	244	サキトシマ		295	クロシマ
	245	カキノウラジマ		296	フタジマ
	246	オオタテシマ		297	ミノシマ
	247	コタテシマ		300	ハクジマ
	251	クシジマ		301	カシマ
	252	マツシマ		302	タケシマ
	253	ミナミクシジマ		303	マキシマ
	254	ヤキシマ		304	オキノシマ
	255	ヨコシマ		305	ナカノシマ
	256	イケシマ		306	ウサキシマ
	257	コヒキシマ		307	ムコウジマ
	258	オオヒキシマ		308	マエノシマ
	259	ハハコジマ		309	カミノシマ
	260	カクラシマ		311	リヨウセウラジマ
	261	ノシマ		312	オトコジマ
	262	マツシマ		313	オイトクジマ
	263	ナカノシマ		319	ミロウジマ
	264	シロウカシマ		320	ツタラジマ
	265	タカホコジマ		321	タロウジマ
	266	コウコウシマ		322	クロシマ
	267	ノウシジマ		323	シマヤマジマ
	268	オキノキシダイシマ		324	アカシマ
	270	オキノシマ		325	コイタベシマ
	272	イオウシマ		326	オオイタベシマ
	273	オオシマ		327	ヨコジマ
	274	ヨコシマ		328	ヒロウジマ
	275	ヤハツシマ		330	オトコジマ
	276	ナカシマ		331	クロキシマ
	277	トウシマ		332	ヨリシマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	333	ハナク ^レ リトウ		433	オオシマ
	334	メシ ^マ		457	セ ^ニ シ ^マ
	335	タカシマ		461	シマ
	336	トビ ^シ マ		462	シマ
	337	クロシマ		473	シマ
	338	ノシ ^マ		481	シマ
	339	ナカノシマ		493	シマ
	340	ハシ ^マ		496	コシ ^マ
	343	シマ		499	クロセ
	344	ナカシマ		500	シマ
	345	カハ ^シ マ		512	タケノコシ ^マ
	353	ナカ ^サ キ		520	ダイシヨウシ ^マ
	364	オキノセ		523	オオハエハ ^ナ
	367	マルシマ		530	シマ
	373	クロシマ		533	ム ^ハ シ ^マ
	375	タタ ^シ マ		535	セヤマシ ^マ
	380	オオヒキリシ ^マ		539	フタシ ^マ
	381	ヒキリウラ		547	ヨコシ ^マ
	383	ネス ^ミ シ ^マ		548	ヨコシ ^マ
	384	シマ		549	ハゲシマ
	385	ネス ^ミ シ ^マ		550	クロコシ ^マ
	386	シ ^カ シ ^マ		551	ナカ ^サ キハ ^ナ
	394	ヒキレシ ^マ		553	コ ^カ シ ^マ
	395	サキ ^シ マ		557	シラヤ
	396	サキ ^シ マ		559	リュウク ^ウ コシ ^マ
	398	ハツテンシ ^マ		567	アイノシマ
	404	ヨコサキ		568	ヤカ ^ミ ノコシ ^マ
	405	マンキ ^リ ハ ^ナ		570	ウノコシ ^マ
	407	ハ ^{ント} ウシ ^マ		571	ケフ ^タ セ
	411	ハ ^ケ モノシ ^マ		576	ワラビ ^コ シ ^マ
	412	シ ^カ コシ ^マ		578	シマ
	413	クルマシ ^マ		579	コシ ^マ
	414	ス ^ン キ ^リ シ ^マ		582	ヘ ^ン テンシ ^マ
	415	サカイシ ^マ		586	シマ
	416	ロクロウシ ^マ		587	ハヤナキハ ^ナ
	419	ヤキ ^シ マ		591	ナカノコシ ^マ
	421	シ ^ン ハ ^イ シ ^マ		593	ダイシヨウセ
	422	テラシ ^マ		594	タテコシ ^マ
	423	オキノシマ		603	シマ
	426	トウセンシ ^マ		604	シマ
	430	ヘンタ ^シ マ		612	オオシマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	613	カミキナギシマ		685	シンハクシマ
	614	シモキナギシマ		690	モロシマ
	615	カミチユウロクシマ		695	ウキセ
	617	ジントウシマ		698	シマ
	618	ミスゴシマ		700	セトシマ
	619	シモチユウロクシマ		702	ウリキシマ
	620	フシカツネシマ		706	ジヨウトシマ
	623	シマ		722	ヨコシマ
	624	コセキシマ		743	ゴシマ
	625	マエノシマ		755	マエノシマ
	626	ヒラゴシマ		756	シマ
	627	クロシマ		760	オマカハエ
	629	ノシマ		761	ゴシマ
	630	オキノシマ		763	カマサキ
	631	ゴシマ		766	シラセ
	632	タチハトウ		767	ゴロウカシマ
	633	ツマセ		777	イモシマ
	635	ノリセ		778	ゴシマ
	639	ケムタセ		779	ナノセ
	643	ヒロセ		787	ヘンテソゴシマ
	644	カイセ		791	トウセンシマ
	645	ヤツホシマ		795	シマ
	646	ヤキシマ		802	ハリオシマ
	650	シマ		805	シミズシマ
	654	ササシマ		807	タイシヨウシマ
	655	クロシマ		808	シマ
	658	トノゴシマ		814	ヒラセ
	661	シマ		819	シマ
	662	シモカイシマ		820	ミツケシマ
	663	カミカイシマ		821	クラノゴシマ
	664	シマ		823	シマ
	665	シマ		824	ヤクマルシマ
	666	エイシマ		826	カミナカシマ
	670	シンダテシマ		827	ハチオオシマ
	671	タケノゴシマ		828	マツナカシマ
	673	シマ		829	キヨウシマ
	674	タカシマ		830	シモナカシマ
	679	シチサキ		831	アラシマ
	680	トリス		834	キリノゴシマ
	681	ヨコシマ		835	ノシマ
	683	ネタキシマ		836	オシカシマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	837	ニナイシマ		030	トハセシマ
	839	シマ		031	イワシマ
	844	シモノシマ		032	テラシマ
	859	サオハナ		033	オニシマ
	861	ツルセト		034	ノウシマ
	862	ツシマ		035	ヨコシマ
	866	シマ		039	キタシマ
	876	タカシマ		040	ナカシマ 長島
	877	クシケシマ		041	ミクミシマ
	880	シケシマ		042	カガシマ
	881	キネシマ		043	コチクシマ
	882	シマ		045	ダイチクシマ
	888	ニシユウハナ		046	ハコシマ
	904	ワシマ		047	クロシマ
	905	シマ		048	ヒノカリシマ
	906	シマ		051	クロシマ
	909	コシマ		052	シロシマ
	913	オコセ		053	ヒノシマ
	919	シマ		054	クヌキシマ
	921	シマ		055	タケシマ
	925	シマ		056	トノシマ
	935	クロサキシマ		057	ヨコウラシマ
	938	ハナノセサキ		058	ヨコシマ
				059	ヒラセシマ
				060	クスモリシマ
				061	タテクシマ
				062	ヒヨウタンシマ
				063	マキシマ
				064	ヒヨウタンシマ
				065	クロシマ
				066	タケシマ
				067	カスラシマ
				068	オオヒラシマ
				070	ゴシヨウノウラシマ
				071	マエシマ
				072	タケシマ
				073	キシマ
				074	コイズシマ
				075	ゴシキシマ
				076	カミチツカシマ
				077	シモチツカシマ
熊本県	011	シモシマ			
43	012	クワシマ			
	013	オオシマ			
	014	カタシマ			
	015	ツウシマ			
	016	ユシマ			
	017	オオヤノシマ			
	018	ハセンシマ			
	019	クロシマ			
	020	ノカマシマ			
	022	タカエシマ			
	023	ヒアイシマ			
	024	ナカウラシマ			
	025	カミシマ			
	026	オオシマ			
	028	ヒロウシマ			
	029	タケシマ			

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	078	ヨコシマ		015	クロシマ
	079	ウフシマ		017	ムクジマ
	082	アカシマ		018	チムクジマ
	083	トシマ		019	ツクミシジマ
	084	ウシジマ		022	クロシマ
	085	シモスジマ		030	オオイリジマ 大入島
	086	ノリカシマ		031	ヒコシマ
	087	チクノシマ		032	カタシロジマ
	088	フタゴシマ		034	タケガシマ
	089	クロシマ		037	ヤツシマ
	090	ナカハエ		041	ツフシマ
	101	アカシマ		042	ヤカタジマ
	110	ナカカミシマ		043	オキノシマ
	118	ハゲシマ		044	フカシマ
	119	カブトシマ		047	マツハエ
	120	シマ		050	ホトジマ 保戸島
	122	ワタシマ		052	タカテジマ
	126	セントウシマ		054	コマジマ
	133	セシマ		055	オオシマ
	134	ナカシマ		057	ヨコジマ
	135	マエシマ		058	チクロジマ
	137	オオネスミシマ		060	オキクロシマ
	139	ホトケジマ		062	シマ
	146	ケンソウシマ		063	シマ
	147	アカシマ		071	シマ
	148	ハツセンコジマ		086	ヒメジマ 姫島
	149	シマ		087	シマ
	150	ヨコシマ			
	151	オオイケシマ	宮崎県	012	ヨコシマ
	154	クロシマ	4 5	013	トウセンザキ
	155	カメシマ		015	タカシマ 高島
	165	コンキウシマ		016	ミミホトケハ
	167	マユシマ		020	シマウラシマ 島浦島
	175	ソウスシマ		023	オキノコジマ
	192	ゴウシマ		024	カモメハ
	194	エノコジマ		026	サクベイハナ
	209	イケシマ		036	マツハエ
				037	ナカハエ
大分県	011	ウシジマ		038	ヒロウシマ 批御島
4 4	012	タカシマ		039	オオハエ
	013	ツタジマ		040	オトジマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	042	ヨシマ		024	ノジマ
	043	タケシマ		025	ナベコシマ
	044	トビシマ		026	コイトウシマ
	045	クロハエ		027	イトウシマ
	047	シロハエ		028	ナガシマ
	049	シマ		031	タケシマ
	051	ナツハエ		033	ゴジマ
	052	キンチャクシマ		034	カツラシマ
	054	ヒロイワ		035	マエシマ
	055	コハシマ		037	タタラシマ
	056	オオシマ		038	テラシマ
	057	ミナシゴシマ		039	ゴジマ
	059	エホシシマ		040	クワシマ
	060	チクシマ		041	ケンノシマ
	061	トリシマ		042	オオシマ
	062	サチシマ		043	イヌシマ
	064	ヒンタレシマ		044	オキノシマ
	072	ヒラハ		045	ノジマ
	081	クロハ		046	フタコシマ
	084	タテハ		047	ツツシマ
	089	コツマシハ		048	マツシマ
	093	コヒロウ		049	チカシマ
	096	アオシマ 青島		050	カミコシキマ 上甌島
	099	クロシマ		051	ナカシマ
	101	シマ		052	ナカコシキマ 中甌島
	103	タカシマ		053	ヘンケイシマ
	106	シマ		054	シモコシキマ 下甌島
	107	シマ		055	チヨジセ
	108	ゴジマ		056	オキノセ
	109	シマ		058	カミノシマ
	110	シマ		060	オキアキメシマ
				061	ヘンタコシマ
				062	ヘンテンシマ
				063	オキゴシマ
				064	ナカノシマ
				067	ニイシマ
				068	オコガシマ
				069	エノシマ
				070	ヒロウシマ
				071	ウジシマ
				072	ウジムカイシマ
鹿児島県 46	011	シシシマ			
	013	ナカノシマ			
	014	ノジマ			
	017	メフキシマ			
	018	マエシマ			
	019	タチノサキ			
	020	ヒヨウタンシマ			
	022	クロシマ			
	023	モロウラシマ			

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	073	ニシチカミシマ		117	エニヤハナレシマ
	074	スズメシマ		118	アブライコシマ
	075	カミノシマ		119	タワラコシマ
	076	ナカノシマ		120	ハンシヤトウ
	077	シモノシマ		121	ユウハナレ
	078	クロシマ		122	スコシゲハナレ
	080	ウノシマ		123	カケロマトウ 加計呂麻島
	081	フコシマ		124	タンテシマ
	084	ゴシマ		125	キヤマシマ
	085	チリンカシマ		126	シヤナレシマ
	086	ダイリンシマ		127	セイトウ
	087	ビロウシマ 枇榔島		128	ヨロシマ
	089	イオウシマ 硫黄島		129	トンハライワ
	090	シンイオウシマ 新硫黄島		130	トクノシマ 徳之島
	091	タケシマ		131	オキノエラフシマ 沖永良部島
	092	ウマケシマ 馬毛島		132	ヨロントウ 与論島
	093	タネカシマ 種子島		138	シマ
	094	クチエラフシマ 口永良部島		151	シマ
	095	ヤクシマ 屋久島		153	イケヤザキ
	096	タカシマ		154	シマ
	097	ゴシマ		158	シマ
	098	クチノシマ 口之島		164	ゴシマ
	099	ナカノシマ 中之島		167	ユラシマ
	100	ヒラセ		168	シマ
	101	シヨウガシヤシマ		170	オオカブセ
	102	ガシヤシマ 臥蛇島		172	チユウセ
	103	タイラシマ		187	クレゴシマ
	104	スリノセシマ 諏訪瀬島		188	ウシセ
	105	アケセキシマ 悪石島		190	タチハナシマ
	106	コダカラシマ 小宝島		195	シマ
	107	ゴシマ		196	シマ
	109	タカラシマ 宝島		198	シマ
	110	カミノネシマ		216	サジキシマ
	111	ヨコアテシマ 横当島		219	タチハネシマ
	112	キカイシマ 喜界島		228	カミセ
	113	オオシマ		230	シマ
	114	シテクシマ		240	シマ
	115	タチガミシマ		241	シマ
	116	アカセ		244	シマ
				248	シマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	249	シマ		339	ミナタハレ
	250	シマ		341	シマ
	251	シマ			
	252	シマ	沖縄県	011	イウトリシマ
	253	シマ	47	012	オキナジマ 沖縄島
	270	シマ		013	イハヤジマ 伊平屋島
	271	シマ		014	コウリジマ
	272	シマ		015	ヤヌタガシマ
	273	シマ		016	イセナシマ 伊是名島
	274	シマ		017	イヅマ 伊江島
	275	ヨシノブサキ		018	セリコジマ
	276	シマ		019	ミンナジマ
	277	シマ		020	ヤカチジマ
	278	シマ		021	ナカシマ
	279	シマ		022	ヒラシマ
	280	シマ		023	イケイジマ
	281	シマ		024	ミヤキジマ
	284	アカセ		025	ハンザジマ
	288	クサセ		026	ハマヒカジマ
	291	テセ		027	ヤブチジマ
	307	ヤキシマ		028	ウキハラジマ
	308	リュウジン		029	ミナミウキハラジマ
	310	リュウジン		030	ツケンジマ 津堅島
	312	クサセ		031	クタカジマ 久高島
	314	シマ		032	コマカジマ
	315	ハセ		033	アトキシマ
	320	シマ		034	カミヤマジマ
	322	リュウジン		035	ナガンヌジマ
	323	タンマテ		036	クエフジマ
	324	シマ		037	オクフジマ
	325	トリテ		039	IEジマ
	326	シヤナレノコ		040	カクニジマ
	327	キヤマノコ		041	トナキシマ
	328	サキハラジマ		042	イリスナジマ
	329	マサキ		043	オオハジマ
	330	シマ		044	オクフジマ
	331	カイツサキ		045	クメジマ
	332	オオテ		046	トリシマ
	335	トヒラシマ		047	ハテジマ
	337	シマ		048	ナカシマ
	338	シマ		049	マエシマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	050	クロシマ		088	ウハナレシマ
	051	キシブシマ		089	ユフシマ
	052	トカシシマ 渡嘉敷島		090	イリオモテシマ 西表島
	053	シロシマ		091	ハトマシマ
	054	ハナレシマ		092	ソトハナレシマ
	055	サマシマ 座間味島		093	ウチハナレシマ
	056	アナムシマ		094	クロシマ
	057	アウケナシシマ		095	シングスクジマ
	058	カヒシマ		096	シマ
	059	アカシマ		097	イカワカシマ
	060	クカマシマ		098	ハテルマシマ 波照間島
	061	カイチシマ		099	ヨナクニシマ 与那国島
	062	ヤカヒシマ		100	ノスケシマ
	063	クハシマ		101	シマ
	064	オクフシマ		102	シマ
	065	キタダイトウシマ 北大東島		103	グシカワシマ
	066	ミナミダイトウシマ 南大東島		104	オクノシモシマ
	067	オキダイトウシマ 沖大東島		105	ゴウジントウ
	068	クハシマ		106	オクナハシマ
	069	タイシヨウシマ		107	ナカノ
	070	オキノキタイ		108	シマ
	071	キタコシマ		109	ミヤシロシマ
	072	ミナミコシマ		111	オクフシマ
	073	ウオツリシマ 魚釣島		112	アベオオシマ
	074	ダイワカシマ		113	シマ
	075	ミヤコシマ 宮古島		114	シマ
	076	イクマシマ		115	シマ
	077	イラフシマ 伊良部島		116	シマ
	078	シモチシマ 下地島		117	シマ
	079	クリマシマ		118	シマ
	080	ミンナシマ		123	アフリ
	081	タラマシマ 多良間島		124	ワカソイ
	082	ダイチハナレシマ		126	マアチ
	083	イシガキシマ 石垣島		127	シマ
	084	ヒラハナレシマ		128	シマ
	085	タケトミシマ 竹富島		129	シマ
	086	カヤマシマ		130	シマ
	087	オハマシマ		131	シマ
				132	シマ
				133	シマ
				134	シマ

都道府県	島コード	島名	都道府県	島コード	島名
	135	シマ			
	136	シマ			
	137	シマ			
	138	シマ			
	144	イシヤクカシヤクシマ			
	145	サクハラノハナ			
	146	モカラウシマ			
	147	シマ			
	148	オキノミナミイワ			
	149	トビセ			
	150	シマ			
	151	シマ			
	152	コシマ			
	156	シマ			
	157	シマ			
	164	シマ			
	166	シマ			
	167	ウンシマ			

4. 保全地域名コード

(1) 国立公園		(2) 国定公園	
コード	公園名	コード	公園名
0101	利尻礼文サロベツ	0201	網走
0102	知床	0202	ニセコ積丹小樽海岸
0103	阿寒	0203	大沼
0104	大雪山	0204	下北半島
0105	支笏洞爺	0205	津軽
0106	十和田八幡平	0206	男鹿
0107	陸中海岸	0207	栗駒
0108	磐梯朝日	0208	鳥海
0109	日光	0209	蔵王
0110	上信越高原	0210	佐渡弥彦米山
0111	秩父多摩	0211	越後三山只見
0112	小笠原	0212	水郷筑波
0113	富士箱根伊豆	0213	南房総
0114	中部山岳	0214	明治の森高尾
0115	南アルプス	0215	丹沢大山
0116	白山	0216	能登半島
0117	伊勢志摩	0217	越前加賀海岸
0118	吉野熊野	0218	妙義荒船佐久高原
0119	山陰海岸	0219	八ヶ岳中信高原
0120	大山隠岐	0220	天竜奥三河
0121	瀬戸内海	0221	揖斐関ヶ原養老
0122	足摺宇和海	0222	飛騨木曾川
0123	阿蘇くじゅう	0223	三河湾
0124	雲仙天草	0224	愛知高原
0125	西海	0225	若狭湾
0126	霧島屋久	0226	鈴鹿
0127	西表	0227	室生赤目青山
0128	釧路湿原	0228	琵琶湖
		0229	明治の森箕面
		0230	大和青垣
		0231	金剛生駒
		0232	高野龍神
		0233	氷ノ山後山那岐山
		0234	比婆道後帝釈
		0235	西中国山地
		0236	北長門海岸
		0237	秋吉台
		0238	剣山

(2) 国 定 公 園		(3) 都道府県立自然公園			
コード	公 園 名	都道府県名	コード	都道府県立自然公園名	
0239	室戸阿南海岸	北 海 道 1002～1015	1002	富良野芦別	
0240	石鎚		1003	厚岸	
0241	北九州		1004	檜山	
0242	玄海		1005	恵山	
0243	沓岐対馬		1007	野付風蓮	
0244	耶馬日田英彦山		1009	北オホーツク	
0245	日豊海岸		1010	松前矢越	
0246	祖母傾		1011	野幌森林公園	
0247	日南海岸		1012	狩場茂津多	
0248	奄美群島		1013	朱鞠内	
0249	沖縄海岸		1014	天塩岳	
0250	沖縄戦跡		1015	斜里岳	
0251	南三陸金華山		青 森 県 1051～1058	1051	種差海岸階上岳
0252	日高山脈襟裳			1052	浅虫夏泊
0253	九州中央山地			1053	大鱒碓ヶ関温泉郷
0254	早池峰	1054		名久井岳	
0255	磐寒別天売焼尻	1055		芦野池沼群	
		1056		黒石温泉郷	
		1057		岩木高原	
		1058		赤石溪流暗門の滝	
		岩 手 県 1101～1108	1101	折爪馬仙郷	
			1102	久慈平庭	
			1103	外山早坂高原	
			1105	花巻温泉郷	
			1106	湯田温泉郷	
			1107	五葉山	
			1108	室根高原	
		宮 城 県 1151～1160	1151	松島	
			1152	旭山	
			1153	蔵王高原	
			1155	二口峡谷	
			1156	気仙沼	
			1157	船形連峰	
			1159	硯上山万石浦	
			1160	阿武隈溪谷	

都道府県名	コード	都道府県立自然公園名	都道府県名	コード	都道府県立自然公園名	
秋 田 県 1201～1207	1201	八森岩館	群 馬 県	1404	前日光	
	1202	きみまち坂藤里峡		1405	足利	
	1203	田代岳		1406	宇都宮	
	1204	森吉山		1407	那珂川	
	1205	太平山		1408	八溝	
	1206	田沢湖抱返り				
	1207	真木真昼			な し	
山 形 県 1251～1256	1251	庄内海浜	埼 玉 県 1501～1510	1501	狭山	
	1252	御所山		1502	奥武蔵	
	1253	県南		1503	黒山	
	1254	加無山		1504	長瀬玉淀	
	1255	天童高原		1505	比企丘陵	
	1256	最上川		1506	上武	
福 島 県 1301～1311	1301	霊山	千 葉 県 1551～1558	1507	武甲	
	1302	霞ヶ城		1508	安行武南	
	1303	南湖		1509	両神	
	1304	奥久慈		1510	西秩父	
	1305	磐城海岸		1551	養老溪谷奥清澄	
	1306	松川浦		1552	九十九里	
	1307	勿来		1553	印旛手賀	
	1308	只見柳津		1554	高宕山	
	1309	大川羽鳥		1555	嶺岡山系	
	1310	阿武隈高原中部		1556	富山	
	1311	夏井川溪谷		1557	大利根	
茨 城 県 1351～1359	1351	奥久慈	東 京 都 1601～1606	1558	笠森鶴舞	
	1352	花園花貫		1601	高尾陣馬	
	1353	太田		1602	多摩丘陵	
	1354	御前山		1603	羽村草花丘陵	
	1355	大洗		1604	秋川丘陵	
	1356	笠間		1605	滝山	
	1357	水戸		1606	狭山	
	1358	吾国愛宕		神 奈 川 県 1651～1654	1651	真鶴半島
	1359	高鈴			1652	丹沢大山
		1653	奥湯河原			
栃 木 県 1401～1408	1401	益子		1654	陣馬相模湖	
	1402	太平山				
	1403	唐沢山				

都道府県名	ｺｰﾄﾞ	都道府県自立然公園名	都道府県名	ｺｰﾄﾞ	都道府県立自然公園名	
新潟県 1701～1713	1701	瀬波笹川流れ粟島	静岡県 2051～5054	2005	恵那峡	
	1702	米山福浦八景		2006	胞山	
	1703	久比岐		2007	裏木層	
	1704	親不知子不知		2008	伊吹	
	1705	小佐渡		2009	土岐三国山	
	1706	胎内二王子		2010	位山舟山	
	1707	五頭連峰		2011	奥長良川	
	1708	阿賀野川ライン		2012	野麦	
	1709	奥早出栗守門				
	1710	長岡東山山本山		2051	浜名湖	
	1711	魚沼連峰		2052	日本平	
	1712	直峰松之山大池		2053	奥大井	
	1713	白馬山麓		2054	御前崎遠州灘	
富山県 1751～1755	1751	朝日	愛知県 2101～2107	2101	南知多	
	1752	有峰		2102	渥美半島	
	1753	五箇山		2103	段戸高原	
	1754	白木水無		2104	振草溪谷	
	1755	医王山		2105	本宮山	
石川県 1801～1804	1801	山中大日山	三重県 2151～2155	2106	桜湖	
	1802	獅子吼・手取		2107	石巻山多米	
	1803	碁石ヶ峰		2151	水郷	
	1804	白山一里野		2152	伊勢の海	
福井県	1851	奥越高原	2153	赤目一志峡		
			2154	香肌峡		
山梨県 1901～1902	1901	四尾連湖	滋賀県 2201～2203	2155	奥伊勢宮川峡	
	1902	南アルプス巨摩		2201	三上田上信楽	
長野県 1951～1956	1951	中央アルプス	京都府 2251～2253	2202	朽木葛川	
	1952	御岳		2203	湖東	
	1953	三峰川水系		2251	るり溪	
	1954	塩峰王城		2252	保津峡	
	1955	聖山高原		2253	笠置山	
	1956	天竜小渋水系				
岐阜県 2001～2012	2001	千本松原	大阪府		なし	
	2002	揖斐				
	2003	奥飛騨数河流葉		兵庫県 2351～2361	2351	多紀連山
	2004	宇津江四十八滝			2352	猪名川溪谷
			2353	清水東条湖		

都道府県名	コト	都道府県立自然公園名	都道府県名	コト	都道府県立自然公園名
奈良県 2401~2403	2354	朝来群山	岡山県 2601~2607	2601	高梁川上流
	2355	音水深林		2602	吉備史跡
	2356	但馬山岳		2603	湯原奥津
	2357	西播丘陵		2604	吉備路風土記の丘
	2358	出石糸井		2605	備作山地
	2359	播磨中部丘陵		2606	吉備清流
	2360	雪彦峰山		2607	吉井川中流
	2361	笠形山千ヶ峰			
和歌山県 2451~2460	2401	矢田	広島県 2651~2655	2651	南原峡
	2402	吉野川津風呂		2652	山野峡
	2403	月ヶ瀬神野山		2653	三倉岳
鳥取県 2501~2503	2451	かつらぎ高野山系	山口県 2701~2705	2654	竹林寺用倉山
	2452	紀仙峡		2655	仏通寺御調八幡宮
	2453	大池貫志川		2701	羅漢山
	2454	生石高原		2702	石城山
	2455	西有田		2703	長門峡
	2456	白崎海岸	2704	豊田	
	2457	煙樹海岸	2705	西長門海岸	
	2458	田辺南部海岸	徳島県 2751~2756	2751	箸蔵
2459	熊野枯木灘海岸	2752		土柱高越	
2460	大塔日置川	2753		奥宮川内谷	
		2754		大麻山	
島根県 2551~2561	2501	三朝東郷湖	香川県 2801	2755	東山峡
	2502	奥日野		2756	中部山峡
	2503	西因幡			
	2551	清水月山	愛媛県 2851~2857	2801	大滝大川
	2552	宍道湖北山		2851	肱川
	2553	鬼の舌巖		2852	金砂湖
	2554	立久恵峡		2853	奥道後玉川
	2555	竜頭八重滝		2854	四国カルスト
	2556	江川水系		2855	篠山
	2557	浜田海岸		2856	佐田岬半島宇和海
2558	幡竜湖	2857	皿ヶ峰連峰		
2559	青野山	高知県 2901~2918	2901	手結住吉	
2560	千丈溪		2902	奥物部	
2561	断魚溪観音滝		2903	白髪山	
			2904	横倉山	

都道府県名	コード	都道府県立自然公園名	都道府県名	コード	都道府県立自然公園名
	2905	横浪		3107	五木五家荘
	2906	入野			
	2907	宿毛	大分県	3151	国東半島
	2908	龍河洞	3151～3155	3152	豊後水道
	2909	中津溪谷		3153	津江山系
	2910	須崎湾		3154	神角寺芹川
	2911	興津		3155	祖母傾
	2912	安居溪谷			
	2913	四国カルスト	宮崎県	3201	祖母傾
	2914	北山	3201～3207	3203	尾鈴
	2915	魚梁瀬		3204	西都原・杉安峽
	2916	梶ヶ森		3205	矢岳高原
	2917	鷲尾山		3206	わにか
	2918	工石山陣ヶ森		3207	母智丘・関之尾
福岡県	2951	筑豊	鹿児島県	3251	阿久根
2951～2955	2952	筑後川	3251～3259	3252	川内川流域
	2953	矢部川		3253	吹上浜
	2954	背振雷山		3254	坊野間
	2955	太宰府		3255	大隅南部
佐賀県	3001	黒髪山		3256	蘭牟田池
3001～3006	3002	多良岳		3257	高隈山
	3003	天山		3258	甌島
	3004	八幡岳		3259	トカラ列島
	3005	背振北山	沖縄県	3301	久米島
	3006	川上金立			
長崎県	3051	北松			
3051～3056	3052	西彼杵半島			
	3053	野母半島			
	3054	大村湾			
	3055	多良岳			
	3056	島原半島			
熊本県	3101	金峰山			
3101～3107	3102	三角大矢野海辺			
	3103	芦北海岸			
	3104	小岱山			
	3105	矢部周辺			
	3106	市房山			

(4) 原生自然環境保全地域			
コード	公園名	コード	公園名
0301	南硫黄島		
0302	屋久島		
0303	大井川源流部		
0304	十勝川源流部		
0305	遠音別岳		
(5) 自然環境保全地域			
コード	公園名		
0401	早池峰		
0402	稲尾岳		
0403	大平山		
0404	利根川源流部		
0405	白髪岳		
0406	大佐飛山		
0407	和賀岳		
0408	笹ヶ峰		
0409	崎山湾		
0410	白神山地		

(6) 都道府県自然環境保全地域

都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名	都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名
北海道 4001～4007	4001	大千軒岳	秋田県 4401～4414	4310	鱒淵観音堂
	4002	静狩礼文華		4311	魚取沼
	4003	松山ピアシリ		4312	翁倉山
	4004	以久科海岸		4313	斗蔵山
	4005	尾幌		4401	羽黒山
	4006	落石岬		4402	露熊山峽
	4007	ユルリ島		4403	番鳥森
青森県 4101～4109	4101	然ヶ岳	4404	湯の台・小方角沢	
	4102	丸屋形岳	4405	保呂羽山	
	4103	屏風岩	4406	外山	
	4104	座頭石	4407	南由利原	
	4105	戸来岳	4408	刈女木	
	4106	猿ヶ森	4409	冬師	
	4107	燧岳	4410	丁岳	
	4108	尾太岳	4411	鞍山風穴	
	4109	四ツ滝山	4412	金峰山	
岩手県 4201～4212	4201	沼袋・田野畑	4413	小又風穴	
	4202	宇霊羅山	4414	親川	
	4203	松森山	山形県 4501～4505	4501	今神山
	4204	区界高原		4502	気比神社社叢
	4205	荒川高原		4503	ヌルマタ沢・野川
	4206	琴畑湿原		4504	大沢川源流部
	4207	大洞カルスト		4505	沼ノ口湿原
	4208	滝観洞	福島県 4601～4647	4601	信夫文知摺
	4209	蓬来山		4602	黒岩虚空蔵
	4210	青松葉山		4603	高松山
4211	櫃取湿原	4604		岩角山	
4212	和山湿原	4605		石田ブヨメキ	
宮城県 4301～4313	4301	伊豆沼・内沼		4606	石筵
	4302	篔岳山		4607	五本松
	4303	仙台湾海浜	4608	恩賜林	
	4304	太白山	4609	茶白山	
	4305	樽水・五社山	4610	熊川海岸	
	4306	釜房湖	4611	法正尻湿原	
	4307	谷山	4612	大悲山	
	4308	御獄山	4613	小高菜師堂	
	4309	一檜山田代	4614	浄土松	

都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名	都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名
	4615	奥州街道松並木		4709	清音寺
	4616	宇津峯山		4710	小松寺
	4617	強滝		4711	豊岡
	4618	江竜田		4712	村松
	4619	西郷瀨		4713	上野沼
	4620	宮床湿原		4714	自性寺
	4621	牛越館山		4715	大生
	4622	高倉山		4716	竜神山
	4623	茂庭		4717	石川
	4624	黒岩山		4718	穴倉
	4625	新田川溪谷		4719	菖蒲沢
	4626	檜原		4720	高田権現
	4627	平伏沼		4721	八木蒔
	4628	関山		4722	横須賀
	4629	安座		4723	蓬田
	4630	三条		4724	鴨鳥五所
	4631	新道沢		4725	島並熊野
	4632	黒岩湿原		4726	釜上
	4633	矢の原湿原		4727	縦山
	4634	本名御神楽岳		4728	玉沢
	4635	大戸岳		4729	小山不動
	4636	七ヶ岳		4730	一の宮
	4637	木地夜鷹山		4731	馬掛
	4638	鹿狼山		4732	玉簾
	4639	明神ヶ岳		4733	東金砂
	4640	つむじ倉		4734	地割
	4641	御斎所山		4735	野口池
	4642	木戸川			
	4643	金山	栃 木 県	4801	鷺子山
	4644	好間川溪谷	4801～4825	4802	氷室
	4645	母峰		4803	筈根
	4646	深沢		4804	親園
	4647	萩野		4805	多田羅沼
				4806	佐貫観音
茨 城 県	4701	中沼		4807	七千山
4701～4735	4703	花瓶山		4808	作原
	4704	鍋足山		4809	栃久保
	4705	西金砂		4810	長谷場
	4706	鷺子山		4811	出流山
	4707	菅生沼		4812	鮎田
	4708	西明寺		4813	東高原

都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名	都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名		
	4814	松倉山	埼 玉 県 5001～5016	5001	両神村滝前		
	4815	焼森山		5002	三芳町多福寺		
	4816	小埜		5003	加須市志多見東		
	4817	石尊山		5004	加須市志多見中央		
	4818	与州		5005	加須市志多見西		
	4819	岩舟山		5006	小鹿野町般若		
	4820	尾出山		5007	小鹿野町ようばけ		
	4821	南高原		5008	吉田町白砂		
	4822	根本沢		5009	小鹿野町尾の内		
	4823	袈裟丸山		5010	玉川村道元平		
	4824	湯西川		5011	江南町大沼		
	4825	尚仁沢		5012	嵐山町杉山		
	群 馬 県 4901～4926	4901		鈴ヶ岳	千 葉 県 5101～5108	5101	白浜
		4902		荒山		5102	梅ヶ瀬溪谷
4903		鍋割山	5103	高塚山			
4904		北沢	5104	地藏堂・菟化石帯			
4905		相馬山	5105	元清澄山			
4906		黒岩	5106	崖地植生			
4907		鍋割山南面	5107	内浦山			
4908		荒山高原	5108	清和			
4909		あずさ沢	東 京 都 5201	5201		檜原南部	
4910		袈裟丸山		神 奈 川 県 5301～5370		5301	披露山・大崎
4911		小中大滝				5302	長浜
4912		鳴神巳				5303	三戸
4913		朝日岳 ・白毛門山東面				5304	油壺
4914		至仏山・笠ヶ岳西面				5305	田浦大作
4915	皇海山	5306			今泉北		
4916	天丸山	5307			栗原第二水源		
4917	大峰沼	5308			皇子太神		
4918	角落山	5309			寒川社		
4919	王領地の森	5310			宇都母知神社		
4920	赤城神社と松並木	5311			越山		
4921	平ヶ岳・白沢山西面	5312			寒川神社		
4922	行人沼						
4923	根本沢						
4924	巻機山東面						
4925	袈裟丸山北面						
4926	宝川						

都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名	都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名
	5313	上赤羽根		5355	久所木舟
	5314	甘沼		5356	川匂神社
	5315	中赤羽根		5357	鴨沢
	5316	城山湖		5358	了義寺
	5317	城山		5359	綱子
	5318	小倉山		5360	寄
	5319	志田山		5361	山北共和
	5320	三増峠		5362	塩沢
	5321	向山		5363	谷ヶ平山
	5322	仏果山		5364	矢倉岳・明神ヶ岳
	5323	八菅山		5365	久野
	5324	経ヶ岳		5366	片浦・早川
	5325	西山		5367	真鶴
	5326	飯山		5368	吉浜
	5327	大山日向		5369	寸沢嵐
	5328	鷹取山		5370	石砂山
	5329	平塚高麗山			
	5330	大磯高麗山	新 潟 県	5401	鳴海山
	5331	神揃山	5401～5423	5402	鈴ヶ滝
	5332	山王山		5403	宮久
	5333	沢井		5404	俎倉山
	5334	吉野		5405	宝珠山
	5335	佐野川		5406	月山
	5336	小淵		5407	御神楽岳
	5337	藤野上		5408	権現堂山・唐松山
	5338	日連		5409	とどの森
	5340	名倉		5410	郡殿の池
	5341	仙洞寺山		5411	男池
	5342	茨菰山		5412	裏巻機溪谷
	5343	牧馬		5413	龍ヶ窪
	5344	奥牧野		5414	小松原
	5345	田原蓑毛		5415	鉾ヶ岳・権現岳
	5346	菩提向山		5416	土井
	5347	三廻部浅間山		5417	中峰
	5348	松本上		5418	マイコミ平
	5349	篠窪		5419	桃崎浜
	5350	殿島神社		5420	谷内池
	5351	松本下		5421	明神岩
	5352	三島神社		5422	金山谷
	5353	比奈窪		5423	上の平
	5354	五所ノ宮八幡神社			

都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名	都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名
富山県 5501～5511	5501	沢杉	岐阜県 6001～6016	5905	角間池
	5502	縄ヶ池・若杉		5906	天狗山
	5503	愛本		6001	能郷白山
	5504	東福寺		6002	山中山
	5505	神通峽		6003	秋神
	5506	深谷		6004	荻町
	5507	山の神		6005	北の俣・水の平
	5508	池の尻		6006	朝日添川
	5509	日尾御前		6007	時山
	5510	常楽寺		6008	関ホタルの川
	5511	谷内谷		6009	栴の湖畔
石川県 5601～5607	5601	唐島	6010	岩の子	
	5602	杉ノ水	6011	御前岳	
	5603	打呂	6012	内啣洞	
	5604	菊水	6013	祖師野	
	5605	犀川源流	6014	万波	
	5606	観音下	6015	烏帽子岳	
	5607	鈴ヶ岳	6016	小川	
福井県 5701～5702	5701	池河内	静岡県 6101～6107	6101	明神峠
	5702	檜俣		6102	愛鷹山
山梨県 5801～5813	5801	小金沢山		6103	京丸・岩岳山
	5802	三ッ峠山		6104	気田川
	5803	御正体山		6105	渋川
	5804	七里ヶ岩		6106	桶ヶ谷沼
	5805	筑ヶ岳		6107	函南原生林
	5806	大岩山	愛知県 6201～6210	6201	蓮華寺寺叢
	5807	小金沢土室		6202	田之土里湿原
	5808	七面山		6203	小牧大山
	5809	篠井山		6204	青鳥山
	5810	大平		6205	吉祥山
	5811	黒岳		6206	伊熊神社社叢
5812	清水谷	6207		小堤西池	
5813	滝子山	6208	大沼		
長野県 5901～5906	5901	姫川源流	6209	白鳥山	
	5902	烏甲山	6210	茅原沢	
	5903	南木曾岳			
	5904	唐花見湿原			

都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名	都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名	
三重県 6301～6304	6301	錦	鳥取県 7001～7011	6908	琴の滝	
	6302	島勝浦		7001	唐川	
	6303	藤原河内谷		7002	菅野	
	6304	員弁大池		7003	香取	
滋賀県		なし		7004	松上	
京都府		なし		7005	笏賀	
大阪府 6601～6605	6601	本山寺		7006	馬場	
	6602	意賀美神社		7007	金華山	
	6603	美具久留御魂神社		7008	佐治	
	6604	若山神社		7009	洗足山	
	6605	妙見山		7010	北村権現	
兵庫県 6701～6716	6701	林田川	島根県 7101～7102	7011	気高殿	
	6702	米地川		7101	赤名湿地性植物群落	
	6703	普光寺		7102	六日市コウヤマキ 自生林	
	6704	荘林山		7103	オキシヤクナゲ自生地	
	6705	与戸		7104	西谷川材サシヨウオ 繁殖地	
	6706	八徳山		7105	女亀山	
	6707	置塩城跡	7106	三隅海岸		
	6708	沼島神社	岡山県 7201～7202	7201	塩滝	
	6709	白山神社		7202	大平山・権現山	
	6710	伊弉諾神宮		広島県 7301～7327	7301	龍頭峽
	6711	成相寺			7302	万古溪
	6712	駒宇佐八幡神社	7303		当木島・釜戸岬	
	6713	水生山補陀落寺	7304		魚切溪谷	
	6714	験行寺	7305		石ヶ谷峽	
	6715	高嶺山	7306		津田の明神山	
	6716	長谷	7307		常清滝	
奈良県 6801	6801	玉置山	7308		八国見山	
和歌山県 6901～6908	6901	箕六弁財天社社寺林	7309		柏島	
	6902	立神社社寺林	7310	小掛峽		
	6903	川又観音社寺林	7311	指谷山		
	6904	西ノ河原生林	7312	大峯山		
	6905	亀谷原生林	7313	福王寺山		
	6906	大滝川	7314	男鹿山		
	6907	静閑遊	7315	湯の山		

都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名	都道府県名	コード	都道府県 自然環境保全地域名
	7316	滝山峡		8107	大瀬良東海岸
	7317	大沢湿原		8108	高峰西海岸
	7318	黒川の明神山		8109	津和崎海岸
	7319	岳山		8110	子ソ崎
	7320	阿下川		8111	妙見
	7321	神之瀬峡		8112	青海海岸
	7322	猫山		8113	合歓ノ木
	7323	品の滝		8114	茂木海岸
	7324	吾妻楨原谷			
	7325	上田の明神山	熊本県	8201	波野村スズラン群生地
	7326	八幡湿原	8201～8205	8202	大野溪谷
	7327	女亀山		8203	大川
山口県		なし		8204	染岳
				8205	男鹿野
徳島県	7501	高丸山	大分県	8301	小城山
7501～7502	7502	野鹿池山	8301～8306	8302	武多都
				8303	霊山
香川県	7601	弥谷山		8304	湯山
7601～7604	7602	藤尾山		8305	丸山
	7603	水主		8306	堂迫
	7604	女体山			
			宮崎県	8401	檜葉
愛媛県	7701	赤石山系	8401～8402	8402	掃部岳北部
7701～7702	7702	小屋山			
			鹿児島県	8501	木場岳
高知県	7801	鹿島	8501～8502	8502	万九郎
福岡県	7901	大島	沖縄県	8601	久部良岳
7901～7904	7902	猪野	8601～8611	8602	宇良部岳
	7903	鳥屋山		8603	比川地先
	7904	沖ノ島		8604	東崎
				8605	田名の久葉山
佐賀県	8001	檜原		8606	後岳
				8607	腰岳
長崎県	8101	虚空蔵山		8608	賀陽山
8101～8114	8102	鏡瀬海岸		8609	阿波岳
	8103	田の浦海岸		8610	伊是名山
	8104	末津島・前島		8611	嘉津宇岳・安和岳
	8105	男ヶ島・奈木崎海岸			・八重岳
	8106	矢堅崎西海岸			

5. 地種区分コード

自然公園・自然環境保全地域

地種区分なし	0		
地種区分 \ 自然公園	国立公園	国定公園	都道府県立 自然公園
特別保護地区	1 1	2 1	
特別地域（第1～3種）	1 2	2 2	3 2
普通地域	1 3	2 3	3 3
海中公園地区	1 4	2 4	
原生自然環境保全地域	4 1		
自然環境保全地域	: 特別地区		5 2
	: 普通地区		5 3
	: 海中特別地区		5 4
都道府県自然環境保全地域	: 特別地区		6 2
	: 特別地区に含まれない区域		6 3

鳥獣保護区

	国設	都道府県設
特別保護地区	7 1	8 1
その他の区域	7 2	8 2

史跡・名勝・天然記念物

	国指定特別	国指定	都道府県指定	市町村指定
史跡	9 1	9 2	9 3	9 4
名勝	1 0 1	1 0 2	1 0 3	1 0 4
天然記念物	1 1 1	1 1 2	1 1 3	1 1 4

自然環境保全基礎調査

第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査 総合報告書

平成 10 (1998) 年 3 月

環境庁自然保護局

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-3581-3351 (大代表)

業務名 平成 9 年度 第 5 回自然環境保全基礎調査
海辺調査海岸改変状況調査及び総合とりまとめ業務

請負者 アジア航測株式会社
〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-2-18 新宿光風ビル 8 階

